




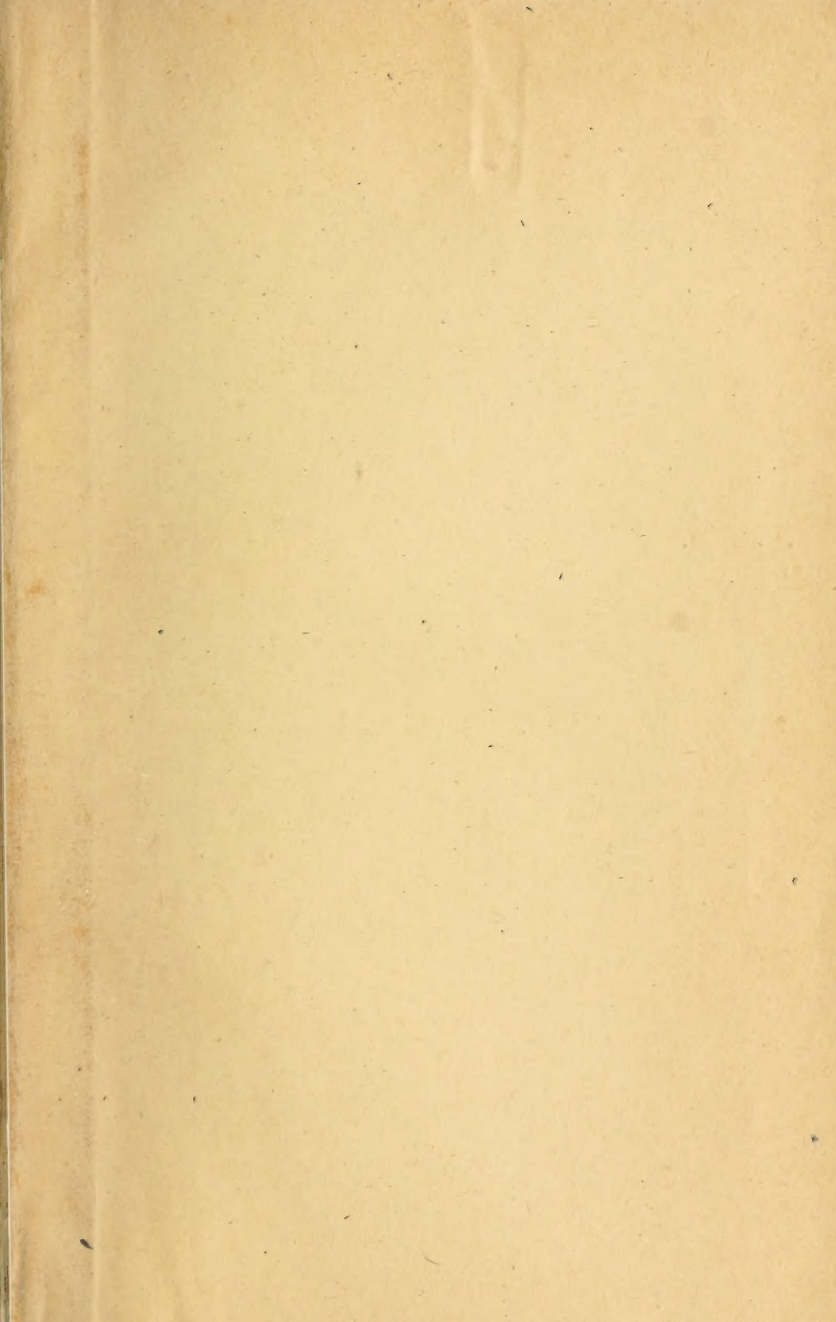
DS  
872  
N583  
1940

Sasai, Shintarō  
Ninomiya Sontoku den

CALL NO: DS 872 N583 1940	AUTHOR: Sasai, Shintarō
EAS	TITLE: Ninomiya Sontoku den  VOL:



Digitized by the Internet Archive  
in 2011 with funding from  
University of Toronto



佐々井信太郎著

二宮尊德傳

日本評論社版



DS

872

N5S3

1940

この書の成りしは二宮尊徳全集の賜であります。今年に二宮先生の御生誕百五十年、御卒去八十年に相當します。茲に謹で之を報徳二宮神社の寶前に献けます。

1126203



第一圖

(物寶社神宮二德報原田小) 像肖御生先宮二

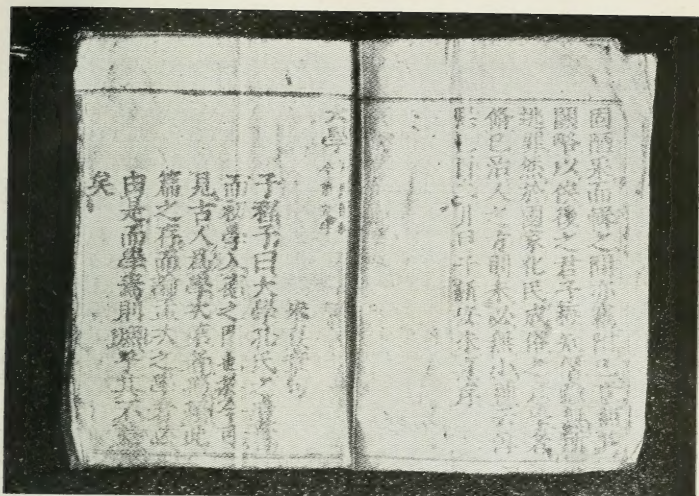


(藏所家宮二) 像肖御生先宮二

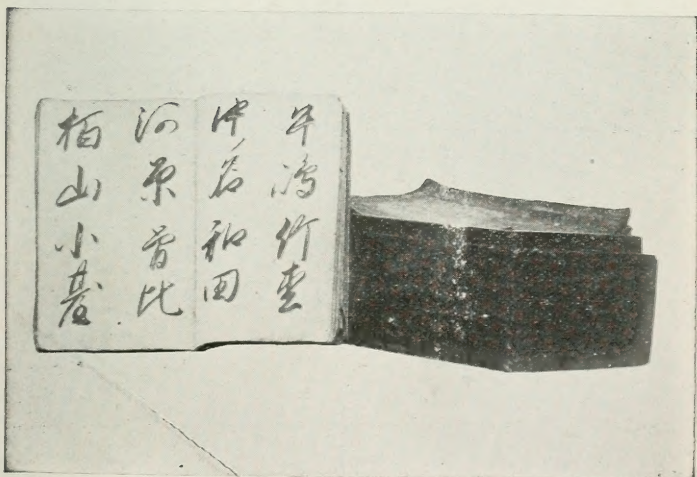




(物寶社德報本日大) 像肖御生先宮二



學大の習學代時年少生先



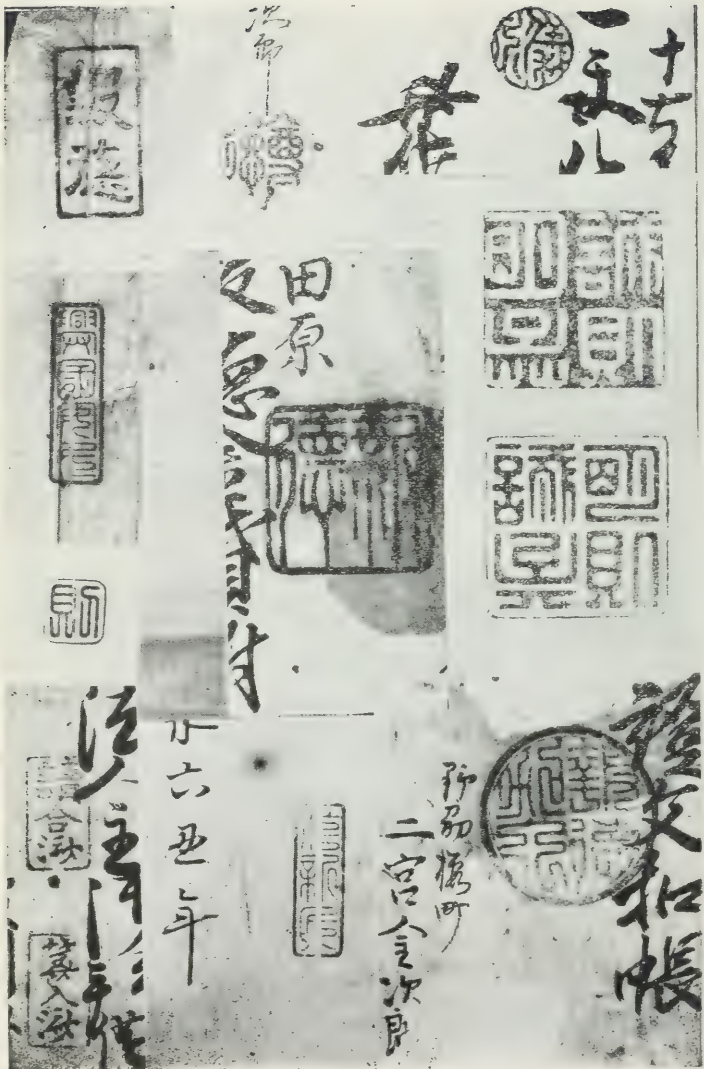
庫文並本手字習代時少幼

一教味公 稻女生 一 嘉德 秘之  
 生 一 秘又 稻女生 一  
 稻又 鞠也 生 一 秘也  
 鞠也 生 一 事 一 無 一 又 稻 公  
 稻 生 一 事 一 無 一 又 稻 公  
 一 看 一 江 鞠 一 秘 一 秘 一 秘 一  
 秘 也 成 一 天 道 自 然 謂 也

(一具) 筆真生先宮二

一食以米八  
 而以此  
 今在...  
 下...  
 大...  
 世...  
 平...

(二其) 筆真生先宮二



影印用使御生先宮二



小川原報德二宮神社



今市報德二宮神社



狀現屋陣町櫻



狀現宅住代時生誕生先



神宮寺現狀



先住法師圓藏住宅現狀

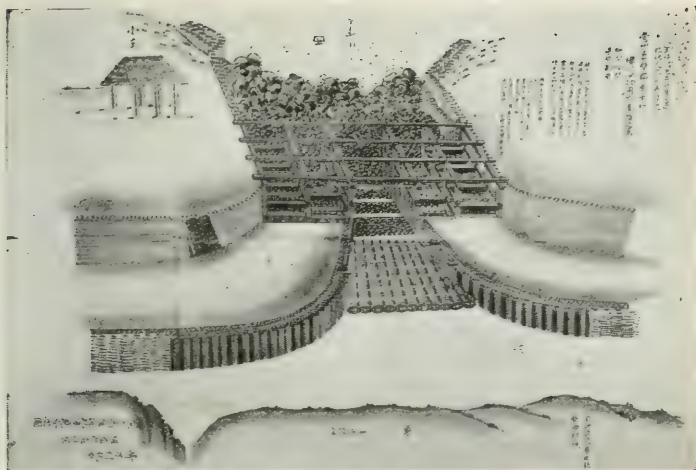




狀現塚宮の三村部物



狀現地田墾羽川野桑



圖原作工堰村木青



狀現堰村木青



第十三圖

天覽宮德集原本陳列

# 報德訓

父母親元在天地令介  
 身難攻元在父母生育  
 子孫相續在夫婦丹精  
 父母富貴在祖先勤切  
 吾身富貴在父母積善  
 子孫富貴在自己勤勞  
 身命長養在衣食住三  
 衣食住三在田畠山林  
 田畠山林在人民勤耕  
 今年衣食在昨年產業  
 去年衣食在今年艱難  
 年：歲：不可忘報德

大正元年極月

二宮尊親謹書



二宮尊親書報德訓



大日本報德社現狀

# 目次

## 第一章 幼時の艱難……………一

一、栢山の里……………一

二、二宮家……………四

三、幼時の艱難……………一〇

## 第二章 一家の復興……………二四

一、一家復興の志成る……………二四

二、本家の復興發願……………三三

## 第三章 服部の復興……………四〇

一、服部の若黨となる……………四〇

二、服部の仕法に關與す……………四五

三、第一回の家政整理仕法……………五二

四、第二回の仕法……………六

五、第三回の仕法……………六

第四章 藩政改進黨策……………六

一、納米用量器の改良……………五

二、藩士の救濟策と五常講……………七

第五章 櫻町復興仕法……………七

一、櫻町の衰弊と復興の下命……………七

二、櫻町の調査と復命……………八

三、復興仕法の受命と着手……………九

四、櫻町仕法初期の概要……………九

五、櫻町仕法の受難と停頓……………一〇

六、成田山參籠と仕法進展の曙光……………一〇

七、興國安民の新仕法に入る……………一五

八、宇津家の分度確立……………一八

九、櫻町領仕法の效顯……………三三

第六章 報德思想の構成……………二八

一、競争排撃より一圓融合へ……………二八

二、利權争奪より報德推讓へ……………三三

三、報德生活様式の成立……………三九

第七章 青木村の仕法……………一四三

一、青木村仕法の由來とその初期并櫻川の堰工事……………一四三

二、青木村の仕法成績と加生野村の仕法……………一五三

三、青木村仕法の難關と永安法并に仕法の終局……………一五六

第八章 谷田部茂木の仕法……………一八九

一、谷田部茂木の仕法發端……………一八九

二、領主の借財償還仕法と領内の仕法着手……………一七六

三、報德金償却問題と仕法の終末……………一九二

第九章 烏山の仕法……………一九五

一、烏山仕法の由來……………一九五

二、救急仕法并復興開發仕法……………二〇五

三、仕法停頓并終結……………二二四

第十章 小田原の仕法……………二三四

一、小田原仕法の發端……………二三四

二、凶饑救急仕法……………二三八

三、難村取直仕法……………二三五

四、仕法の普及と領民の感激行動……………二五〇

五、本家再興の完成……………二六八

六、小田原領内仕法組織の變更と仕法の撤廢……………二七三

第十一章 相州片岡村並伊勢原附近の仕法……………二六七

一、片岡並伊勢原の仕法の端緒……………二六七



二、片岡村仕法の進展と家株永安相續趣法議定書	二九二
三、片岡村の永安仕法と克讓増益鏡	二九七
四、伊勢原村加藤宗兵衛一家の仕法	二九八
五、金目村その他の仕法	三〇一

## 第十二章 大磯の仕法

一、大磯川崎屋仕法の發端	三〇四
二、川崎屋仕法第一期	三五
三、大磯宿の仕法並に油屋藤兵衛と茶屋町の仕法	三八
四、川崎屋仕法第二期	三〇〇
五、利右衛門の推讓と山王町の仕法	三一

## 第十二章 葦山の仕法

一、江川垣菴の懇望	三三三
二、多田彌次右衛門仕法の概要	三三六
三、葦山附近の仕法	三四三

第十四章 下館の仕法……………三四四

一、發端、下館領仕法の必要……………三四四

二、下館仕法の着手並にその指導……………三四九

三、下館仕法の進行途上の厄難……………三六一

四、下館領村柄取直仕法……………三六五

第十五章 幕府の任用と報徳仕法雛形の創造……………三七〇

一、幕府に登用せらる……………三七〇

二、利根川分水路検討始末……………三七五

三、居住地と任務の不定……………三八〇

四、日光御神領仕法の下命と仕法雛形の作成……………三八二

五、仕法雛形の内容一斑……………三八七

六、仕法雛形活用の端緒……………三九〇

第十六章 幕府直領の仕法……………三九二

一、大生郷村の仕法	三九一
二、眞岡代官所管内の仕法の端緒	三九六
三、眞岡管内仕法發業の障害	三九九
四、棹ヶ島の仕法	四〇四
五、花田新田の仕法	四一九
六、懸案解決と山口村の仕法	四三二
七、徳次良石那田の堰普請	四三六

## 第十七章 日光の仕法

一、日光仕法の着手まで	四三一
二、日光仕法の初期	四三七
三、先生の發病並に終焉	四四三
四、日光仕法の續行並に事業の概要	四五三
五、幕末の情勢と日光仕法の終末	四五九

## 第十八章 相馬の仕法

相馬の仕法	四六六
-------	-----

一、相馬に於ける仕法の必要	四六六
二、相馬上下の仕法熱望	四七一
三、相馬藩の評議と仕法實施の決定	四八二
四、相馬の分度確立と仕法初期の狀況	四九六
五、第一期、第二期の成績	五二〇
六、相馬藩君臣の報徳式活動	五三二
七、明治初年の仕法始末	五三七
<b>第十九章 各地方の代表的仕法</b>	<b>五四一</b>

一、門井、辻の仕法	五四二
二、野常武總諸領の仕法	五四九
三、志賀村の仕法	五五三
四、越後國上前島村の仕法	五五六
五、駿州地方の仕法	五五七
六、遠州地方の仕法	五六二

七、岡田宗を中心とする仕法……………五六四

第二十章 二宮大先生禮讃……………五六八

一、平常人の生活經驗者としての偉大さ……………五六八

二、報徳生活様式の創造……………五七三

三、先生の風貌……………五七六

四、後統并門生……………五八五

五、報徳に關する著書……………五九〇

六、二宮神社と先生の銅像……………五九三

七、孔子の理想の實現者としての二宮先生……………五九四

二宮先生略年譜……………五九七

述 作 由 來……………六三三

## 插畫目錄

- 一、二宮先生御肖像  
(小田原報德二宮神社寶物)
- 二、同  
(二宮家所藏)
- 三、同  
(大日本報德社寶物)
- 四、少年時代學習大學  
幼少時代習字手本並文庫
- 五、二宮先生眞筆
- 六、同
- 七、二宮先生御使用印影
- 八、小田原報德二宮神社  
今市報德二宮神社
- 九、櫻町陣屋現狀  
先生誕生時代住宅現狀

一〇、神宮寺現狀

先生仕法横田圓藏住宅現狀

一一、物部村三の宮堰現狀

桑野川開墾田地現狀

一二、青木村堰工作原圖

同 堰現狀

一三、二宮尊徳全集陳列

一四、二宮尊親書報徳訓

大日本報徳社現狀 (以上前附)

一五、二宮先生誕生地附近遺跡之圖……………二一三頁

一六、櫻町陣屋現狀……………七八九頁

一七、櫻町陣屋附近舊形復活圖……………七八九頁

一八、櫻町陣屋本館の復活圖……………七八九頁

一九、桑野川開墾成田遺跡圖……………四〇二—三頁





## 第一章 幼時の艱難

一 栢山の里 私に清く強く大地に足を踏みしめて生きることを教へられた二宮先生、三歳の兒童もその名に親しみを持ち、世界の識者にも慕はるゝ二宮先生は、幼にして兩親を喪ひ、三十五歳にして一身を世の貧者の爲に推譲し、爾後の生涯を擧げて六百餘ヶ町村の窮乏と荒廢とを復興し、永安の途を完成した。而してその施設方法は、その原理とその様式と實施の好成績とを貽し、後の學ぶものをして、誠心誠意この道を実行すれば、必ず豫定の如くに成就し得ることを知らしめた。誠に後世への尊き恩資であり、また實に妙法である。

この恩資、この妙法、敢て先人に教を受けたるにあらず、また敢て、書籍に學び得たものでなく、悉くその五官を通じて得たる環境の事實と自然の理法とに鑑み、必ず達成し得べく創造した不易の道理に外ならない、而して最初の對象となつた自然と人事は、その誕生地たる栢山の里に得たものである、先生常に門人を教へて曰く

聲もなく、香もなく常に、天地は、

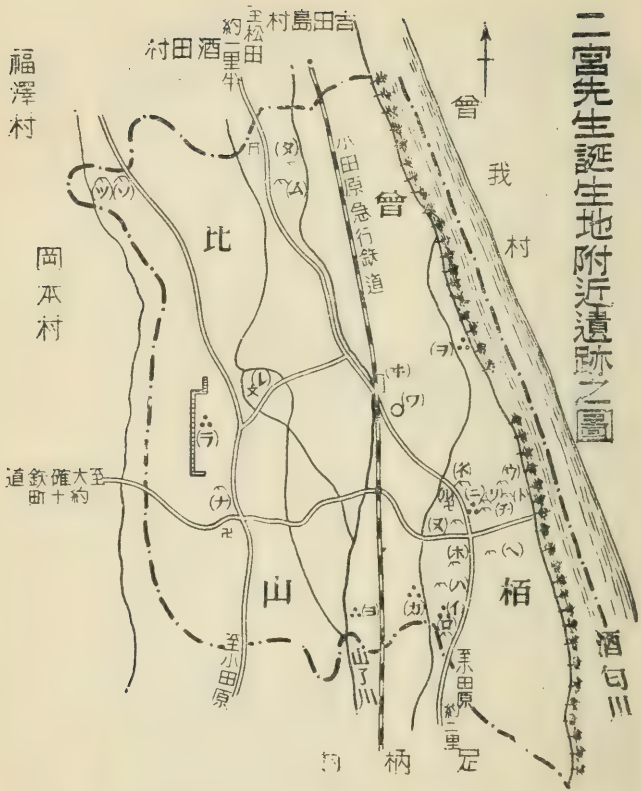
書かざる經をくりかへしつゝ。

天地は地球上に展開せられた經文である。これを經文として見るか、唯々偉大にして不可思議なるものとして見るかは、人によつて相違することは明かであるが、自然の旋轉によつて描き出す變化の様子は、可なりに異なりたる陰影を人類に與へる。而して自然と人との交渉は天地と人と三才融合し、その妙術技巧は文化と名づくるものを創造して之を後世に貽さしめつゝある。先生襟乳の地、その環境その風土、貪らん計りに讀破した經典は、先生後半生の夢の郷土たる神奈川縣足柄上郡櫻井村字栢山である。この地果して如何の自然經を表現して居るか。

栢山村は酒匂川の洪瀆地である。酒匂川は御殿場附近より東流し、數個の隧道を通過する處、神奈川靜岡兩縣境界標のある地より約一里の東方に於て、北方丹澤山より南流し來る河内川といふ大なる急流を容れて峽谷を東へ走り、山北驛の南方に至つて忽然として平坦なる低地に出づ。故に一朝豪雨あればその激流一時に猛勢を以て溢れ、怒號汎濫年々絶えず、古來その例餘りに多い。大口堤、文命堤、坂口堤等、土工功業の迹も少くない。併し飜つて平時の幸福を數ふれば酒匂川が上流より持ち來した砂土は十萬石の美米を産する冲積平地を築いた。

栢山村は酒匂川の右岸にあり、その口圍は南方半里ならずして箱根の裾野に續き、北は河を隔て、御殿場線に沿へる蜜柑畑の丘陵を望み、更に北の方丹澤山が毎朝朝日に紺壁の偉觀を反映し、東の方平野の三角形の一邊を以て相模洋に開けて陽光の射影を恣にし、西方の一角足柄山上より天を衝いて

# 二宮先生誕生地附近遺跡之圖



- (イ) 二宮先生誕生地
- (ロ) 岡部啓太郎氏宅
- (ハ) 舊萬兵衛氏宅
- (ニ) 舊龜本家跡
- (ホ) 二宮長太郎氏宅
- (ヘ) 二宮太一郎氏宅
- (ト) 二宮昌三郎氏宅
- (チ) 二宮豊三氏宅
- (リ) 二宮兵三郎氏宅
- (ヌ) 二宮平太郎氏宅
- (ル) 蓋榮寺
- (ヲ) 坂口堤
- (ワ) 村役場
- (カ) 粟苗を植えられし所
- (ヨ) 菜種を播かれし地
- (タ) 舊與右衛門跡
- (レ) 櫻井小學校
- (ソ) 朝持廣吉氏宅
- (ツ) 朝持與右衛門氏宅
- (ネ) 村田道彦氏宅
- (ナ) 井上敏氏宅
- (ラ) 曾比報徳殿
- (ム) 舊朝持廣吉跡
- (ウ) 舊岡部啓太郎跡
- (キ) 栢山驛



富士の秀麗の姿が現はれ、陽氣を全反射した様に輝いて居る。

一たび東海道鐵道を小田原驛に下り、小田原急行線に乗り替へて栢山驛かやまやまに下車しこの地に至れば、文命堤邊ぶんめいづみより引入れたる用水、及び酒匂川の伏流の噴出したる用水が流れ、砂の數さへ算し得る程の清澄の水、餘りに恵まるゝこと多き灌漑の便を見出すであらう。

今は櫻井村といふ優しい村名を負ふ大字栢山は、先生の當時は戸數約五十戸、田地四拾六町五反歩餘、畑地七段五畝餘歩、屋敷地一町餘歩、合計四拾八町三反一畝二十九歩、一戸平均九反六畝十九歩であつた。

四時溫和、嚴冬雪稀にして耕作に支障なく、夏は海風穩かに吹いて酷熱の日少く、常に勤勞する者の爲に相當の報酬は惠與せられた。斯かる樂天地も自然は或る程度の刺戟を與へ來つた。平素は徒らにして、流れの音さへなき酒匂川が、一朝颱風に憤る時は、大鯨を浮ぶるが如き濁濤四近を缺潰し、萬世泰然として坐せる如き箱根の千尋の底より、天地を轉倒せんとする地震を起し來る。

十年に一度の缺潰と百年に一度の轉倒とは、祖先の累功に安易なる生活を夢みつゝある泰平の民をして、悚然しやうぜんとして驚き、茫然として自失せしめ、漸く夢より醒めて復興に努力し、洪水の跡、地震の影を生きる力を以て抹消した。斯の如きもの實に數千年、再三再四、潰滅の禍に遭ひ、七生八起の根氣を積みしも、常に先途を憂慮するのみにて未だ曾て天災地變に備ふる萬全の方法を發見するには至

らなかつた。

然るに先生一たび出で、この天地變移の經文を讀み、必ず旋轉輪廻せんてんりんねし來る天災の順序を察し、また自己自身の行爲に必ず發生する輪廻りんねの根元を考へ、天災に備へ、人禍を防ぐ生活様式を發明し、これをこの土に體驗して、天地人を通じて生ずる所の總ての災禍の跡を復興する必成的方法より、更にこれを免れ得る決定的準備をさへ完成した。火山國、地震國、而してこの小天地たる島國に彌々榮ゆる惟神かみかみの道を如實にする生活様式はこの土に育はぐまれたのである。

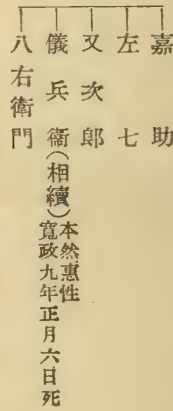
## 二 二宮家

栢山かぐまを永い間環境として居た二宮家は、何時の昔からであるか判明しないが、酒匂の河谷を衣食の資とする土着の豪族は、日本武尊の東行の頃より開け始め、藤榮とうえい木枯もくこの時代の莊園に歴史に現はれ、平安朝の末から源平二氏に分屬し、曾我、工藤、二宮、中村、等所謂源平藤橘の裔が、土着的武門として、一族郎黨を率ゐて居たのであるから、大凡その子孫に屬することは明かである。次で相模太郎の管下に泰平の耕田廣まり、群雄割據の頃には北條氏の民治みんじに休いひ、徳川時代に入つては大久保氏十萬石の封境に、一族十三軒といふ繁榮を見た。その總本家を二宮伊右衛門といひ、先生はその分家なる萬兵衛から更に分家した家に生れた。

萬兵衛は、先生から見れば直接の本家であるが、總本家は通稱伊野右衛門と呼ばれて居たと見える、本家再興に關する記録には總て伊右衛門とあつて、享保の頃迄は多分の田畑を所持致し代々繁榮罷在

り」とあるが先生十一歳の時断絶した。本家再興と關聯して、權右衛門相續方法を攻究せられた手段帳によれば、本家断絶當時の系圖は次の通りである。

本家伊野右衛門一



更に先生親ら幕府に差出した親類書によれば、當時に於ける先生の親族を最も明かにするものである。

親類書

- |      |                                     |      |         |
|------|-------------------------------------|------|---------|
| 一、祖父 | 相州足柄上郡栢山村百姓                         | 銀右衛門 | 死       |
| 一、祖母 | 銀右衛門無妻                              |      |         |
| 一、父  | 祖父銀右衛門實子無御座候に付同州同郡同村甥之續 組頭万兵衛二男養子仕候 | 利右衛門 | 死       |
| 一、母  | 相州足柄下郡曾我別所村組頭                       | 太兵衛  | 娘死      |
| 一、妻  | 同州同郡飯泉村組頭                           | 彌    | 吉死 娘    |
| 一、悻  |                                     | 二官彌  | 太郎      |
| 一、娘  |                                     | 壹    | 手前に罷在候人 |

一、弟 同州足柄上郡栢山村組頭

一、弟 富太郎 死 (註) 通稱富次郎

一、甥 私弟組頭三郎左衛門伴 喜與治

一、姪 同弟娘同州足柄下郡蓮正寺村百姓 十三郎 妻

父 方

一、祖父 相州足柄上郡栢山村組頭

一、祖母 相州足柄上郡吉田嶋村組頭

一、伯母 同州同郡栢山村清藏二男

一、從弟 私母死 聳淺右衛門死 悴

一、從弟 右同人死 二男同州同郡同村百姓

母 方

一、祖父 相州足柄下郡曾我別所村組頭

一、祖母 同州大住郡生澤村名主

一、伯父 同州足柄下郡曾我別所村百姓

一、伯父 祖父組頭太兵衛 悴死 右同人死 二男 同州同郡羽根尾村組頭

三郎 左衛門

富太郎 死 (註) 通稱富次郎

喜與治

十三郎 妻

萬兵衛 死

藤左衛門 死 娘死

淺右衛門 死 娘死

安五郎 死

圓藏 死

太兵衛 死

幸右衛門 死 娘死

富七 死

半四郎



一、伯父 右同人死三男  
同州足柄上郡栢山村百姓

一、伯母 右同人死娘  
同州足柄下郡飯泉村百姓

一、從弟 私伯父富七悻

一、從弟女 右同人死娘  
同州足柄上郡永塚村名主

一、從弟 右同人死三男

一、從弟女 私伯父半四郎娘松平譜岐守家中

一、從弟女 右同人娘

一、從弟 右同人悻

一、從弟 私伯母死掣權左衛門死悻

一、從弟 右同人死二男  
相州足柄上郡金手村名主

緣者

一、舅 相州足柄下郡飯泉村組頭

一、姑 同州同郡蓮正寺村組頭八郎左衛門死娘

右之外近親類緣者無御座候以上

甚左衛門死

權左衛門死妻死

市太郎

和助妻

民藏

宮地勝兵衛妻

二人  
手前に罷在候

多七

又兵衛

郡司

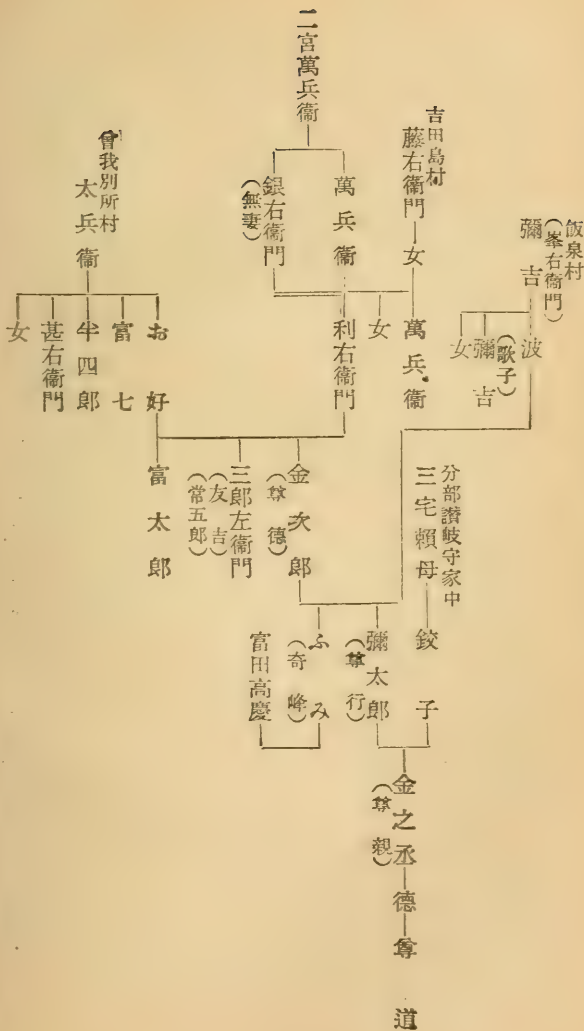
彌吉死

右同人死妻死

弘化乙巳二年十一月

二宮金次郎

これに基き系圖様式に先生直接關係の分を表記すれば次の通である。



總本家の最後の相續者たる儀兵衛は先生十一歳の寛政九年正月六日に歿したのであるが、もと二宮

伊右衛門は分家十二軒の名家として相當な分限者であつた。萬治年間には六町四反四畝拾七歩の土地を有して居た。然るに分家の際に地所を割き、華奢の風潮にも流れたのであらう、百四十年を経た寛政の頃には資財悉く盡きて稻荷社の敷地貳畝歩のみとなり、儀兵衛は祖先の建立した薬師堂に住し、附近を托鉢して歩き、晩年には一族郷人の施行によつて最後の呼吸を繋いで居た。

先生の祖父銀右衛門は、父萬兵衛より何程の分家株式を受け得たかは判明しないが、父利右衛門へ傳へた頃の安永七年には田畑合反別貳町三反六畝貳拾貳歩である。この祖父は「無妻」とあるが、是だけの地所を所有し、また先生に傳へられた住宅が、轉賣せられた後の今日でも主たる材木に手入を要しない程堅固なものであり、地震、大風等には近隣の者の避難所となつたと傳へられた點から見ても、一家を創立した相當な人物であつたと想像し得る。

父利右衛門は、その銀右衛門の兄萬兵衛の次男で、銀右衛門に養はれて相續したが、「栢山の善人」と稱せられた程の人であるから、極めて温和な性質であつたと見える。又母たる人は「お好」といつて、近郷會我別所村の川久保太兵衛の長女であつたが、これも亦、足柄の三人男の評判のあつた父太兵衛の子とは思はれない優しい人であつた。父は三十二歳、母は十八歳で天明四年に結婚、三年を経て先生は天明七年七月二十三日誕生した。

數年の間は何事もなかつた。寛政二年先生四歳の時弟友吉(後常五郎また三郎左衛門)が生れた。その

翌寛政三年八月五日大暴風雨が襲來して、翌日に互り小田原より江戸に至るまで、沿岸には津浪が起り、内地には家屋樹木倒壊し死者を出した。此日坂口の堤が缺潰して東栢山ひがしからやま附近一帯は砂礫の荒野となり、住宅の床下に魚の泳ぐ程で、利右衛門の所有地は悉く氾濫の厄に遇つた。當時利右衛門は相續した地所の内質地等しちちを返却して居たから、壹町六段餘になつて居たのであるが、田畑復興の爲に多數の費用を要し、貸附金等は催促も出來ず次第に困難を重ねるに至つた。尤も五ヶ年後の寛政八年正月には參宮をして居るのを見ると、幾分安堵の思をなしたものと見える。けれども翌寛政九年には、本家死絶し、利右衛門一家も復興資金調達による負債と復興に努力した苦勞の疲れによつて衰貧の一路を辿らざるを得なかつた。

三 幼時の艱難 寛政十年先生十二歳の時、父利右衛門重病に罹り同村の醫師、村田道仙の治療によつて漸く恢復したが、當時利右衛門は所有地を典賣して藥禮に充て、又一家の日常食費に充つる外はなかつた。利右衛門歿後殘つて居た七反五畝廿九歩を控除すれば、洪水以後少くとも九反歩は賣却せられて居る。

この頃の事である、酒匂川の小洪水の修繕工事に、先生は病父に代つて村人足を勤めた、その微力を補はん爲に草鞋を造つて人に勧めたといふ美談が遺された。また先生は草鞋に關する幾つもの話を遺された。

(一) 先生と草鞋の美談は甚だ多い、その第一は父利右衛門の病んだ時、先生は草鞋を作つて之を賣り、僅少の酒を得て歸り父に供した、病んで以來酒代に窮した父は、病氣の爲には薬とも考へられた當時である、久しぶりの酒、然も愛兒の努力の酒、一盞實に百斗の養老酒であつたであらう、その盞を口にする時の嬉しき態度、先生は終生忘るゝ能はざるものであると常々物語られた。先生が貧者を恵まんとする強い決心けつごうしんも、この父子眞愛の體驗に強く印象づけられたものが、大なる創造の一因となつたものと思はれる。

(二) 十二歳頃の堤防工事の時と傳へられる、先生が病父に代つて村人足に出た、大柄おほがらであつたとはいへ十二歳である、巳むを得ざれば子供でも代役するは當時の習慣ではあつたが、如何にも申譯なしと、兩親も物語つたのであらう。併し村民は利右衛門の現状を知れるが故に、誰一人苦情をいふものはない、けれども先生は夜間に草鞋を作つて己の力の足らざる代償の一部にもと、數足の草鞋を撒布して置いたが、村民は誰か落したものであらうとて之を拾つて使用するものはなかつた。先生つらく、村民の草鞋を熟視するに片足づゝ壞れ、人の捨てたるあれば之を拾つて穿くものもある。之に暗示を得た先生は緒を篋すげて半足づゝ撒布し置きたれば、數人は之を用ひしも、後先生の撒布したことを知るや、また用ふるものはなかつた。と、後年富田高慶とみだ かつけいに物語つたと傳へられる。

(三) 先生は後年仕法實行に際し、貧富相共に餘財を出して積立て、一村興復の資財に供すべきを

勸奨せられたが、貧民は我等に何の餘財があるといはぬ計りの状況であつたから、草鞋一足拾文、繩十把五文若しこの五文を毎日一村五十人積めば、繩五十房草鞋五十足、一年三百六十日、これを毎夜餘分に造れば、繩のみにも一日一村貳百五十文、一ヶ月七貫五百文、一年五拾貫文、金として拾三兩三分一朱餘（今日の金にして貳百七拾六圓餘となる）である。小を積んで大を致すは天地自然の理であるとして、村民の意氣を激勵せられたが、一に幼時より夜業に得た體験の結果である。翌十三歳の年には父は稍々輕快で、三男富太郎が生れた程であつたが、その翌寛政十一年九月廿六日利右衛門は重患再發の爲に、終に歿した。

一家は途方に暮れ、先生は薪を採り繩を縛ひ、母は一たび末弟富次郎を他に預けるなど、苦心慘愴であつたが、先生の幼い腕では糊口を支へ難く、七畝廿八歩の地所を壹兩三分に賣却して、終にその日を過ぎた。富次郎を里子に遣した話のあるのはこの時である。

父の死後は、母と共力して一家を支持する外はない。然るに乳兒を抱いて居ては何事も出来ないから之を里子に遣はしてはと親族ども相談し、西栢山（たかま）の奥津甚左衛門といふ母の弟の家に托することとなつた、母は歸り來つて先づ安心と明日の仕事など語り合つたが、寂寥は母子の共に感ずる所である、況んや母は轉々反覆して寢もやらぬ様子、先生は母に氣持でも悪くはないかと、母は別に異狀なしと告ぐれども、先生は心配の餘り再三尋問するを以て、終に乳が張つて寢ね難しと告げた。

先生は母上が乳が張つて困れば、富次郎は腹が減つて泣いて居るであらうから、連れ歸つたがよかるべしといへば、斯くては明日の仕事に差支を生ずるであらうと母の語に、然らば富次郎の厄介の掛かる分丈け自分が早く起きて久野山に行き薪を取り、おそく寝て草鞋を作るから連れ歸らるべしと、先生の健氣な決心は、優しい母を動かして同意せしめた。母は喜んで直に之を迎へ來るべしといへば、先生は明朝早く自分が迎へ來らんと言ひたるも、母は西栢山まで何の事かあらんとて迎へ歸り、母子共に相悦んだ。

斯くて十一歳の弟は二歳の末弟の子守をして、相助けて働いたが、さて何程の事が出來たであらうか。賣残の地所七段許を耕作するには母子の力では足りない、人を雇うて賃金を拂へば、通例の農家には何程も残るものではない。時は方に秋に入り冬となつた。栢山の内には一町歩の山林もない、箱根外斜面の久野山、岡本の矢佐芝山、三竹山等は入會山である。先生はこの入會權の下の薪柴を採取して之を小田原に賣る。山は栢山を去ること約一里、雞鳴に起きて山に入り、夜は繩を綯ひ、草鞋を作り、孜孜として怠らねど未だ十四歳の少年である。斯の如くして一年有半、先生十六歳の正月彼の大神樂の來た時の話のある哀れな境遇に迫つた。

時は享和二年、先生は十六歳、弟友吉は十三歳、末弟富次郎も四歳となつた。正月の餅も充分ではなかつたであらう。が、例年の通り大神樂が來た、五穀豊饒家内安全の祈りとして來る神樂には

何程少くとも十二銅（金壹兩を現在の貳拾圓として約三四拾錢位）を出さねばならぬ。母は先生に之を告げた、先生は母にそれがあるかと尋ねた、母子相共に家中を捜した、母は神棚にでもありはせぬかと聞いた、用意のない所にあるべき道理はない、如何にせんかと母子共に憂に沈んだ、先生曰く、家貧なりと雖も栢山かやまの二戸、僅かに十二銅が無いとて斷りも出來ない、依て一家留守の姿にして通過せしめんと、母も亦窮餘の一策と之に賛成した、困つたのは末弟の神樂を見んとすることである。漸く宥め賺すかして寢所に伏し戸を閉ぢて以て呼べど答へぬ當意即妙。神樂の後から隨從して遊ぶ頃の少年の身、母の痛苦も思ひやらるゝ。

その三月二十四日祖父川久保太兵衛が歿した、先生母と共に會葬した、母は富次郎を負ひ、先生は母の白無垢を携へた、愈々正式の葬儀に移つた時、その服裝の醜きを以て母子共に式場に列座するを許されず、控室たる部屋にて齋いほひの食時を供せられたので、母は憤りの歎きに堪へなかつた、漸く先生の慰藉に泣き止んだが、歸途母の嘆きを慰むるに骨折つたと傳へらる。

斯かる哀話と慘説とに慨きつゝあつた母は、三人の愛兒を遺してその四月四日、僅々十數日の病にて歿し、孤兒は唯相抱いて泣く外はなかつた。詮なくも第二人は母の在所の祖母の手に引き取られ、先生一人は復興の大責任を負うて、隣接せる伯父萬兵衛の宅に寄食し、その方途を攻究することゝなつた。



親戚は己むを得ず、残された田畑を耕作し、孤兒扶養の料に供せんが爲に、漸く田植を終了し、希望の苗の漸く育たんとする六月廿九日、酒匂川さかほがははまた大洪水となり、運悪くも先生の田面約七反は悉く砂埋となつて隻手の跡をも残さなかつた。哀れ三兒の生育の料は迹形なくなつたので、當分の内總て親類の助成による外は無く、家財道具を賣拂つて離散した様に親類へ移つた。母の中陰を終るを待つて伯父の家に寄寓した先生は、最早一身を養ふに足る勞働力を有して居たことは確實である。然れども、伯父の田地は限りがある、勞力が増加したのみでは生産は増進しない、故に必ずしも双方共に長くは寄食を便としない。これが爲なるか十九歳の時には最早伯父の家のみには居なかつた、伯父の許にあつた數年間の説話として傳へらるゝ苦學の狀、特に油菜を蒔ゑたこと、捨苗を植ゑたことは先生自筆の記録があつて確實なことであり、またこの二つの體驗は、先生が尊い生活様式を發見し創造した重要なことである。

先生は伯父の家に在つても決して日常の作業に怠ることにはなかつた、併し一家復興の志の厚い先生は、復興の研究考察には常に心を留めた。一家を復興するの途は伯父より教へられることもなくまた知友より聞き得ることもなかつた。最早人には聞くを得ないと悟つた先生は之を書物に求むることとした。而して人並に讀書力が出来ねばならぬと考へた、夜業を終つてから、両親在世の硯學んだ村名、人名乃至は童子教や、實語教やを復習し、遂に大學をも拾ひ讀みをした、伯父萬兵衛は之に

反對した、書物を読み、文字を習ふことは、武士や名主やのすることである。百姓には文字はいらぬ、何程書物を読めばとて一文の錢にもならぬ、尻の下さへなくなつた程のものが、一家を興さんとならば、一把の繩、一足の草鞋でも造れば、五文十文になる、斷じて書物を読んでではならぬと。人は傳ふ伯父萬兵衛は吝嗇にして薄情なりと、或は先生に對する愛情の濃なるものはなかつたであらうが、また一考して見ねばならぬ。何故ならば書物を読むとも直には厘毛にもならぬが、草鞋を造れば十文になることは間違がない。農民生活としての體驗から來た伯父の語にも一理はあつたのである。

然るに先生の讀書欲は禁じても禁じ切れなかつた、併し伯父の禁制は破られない、或は油菜を作つて讀めば小言もなかるべしと、友人の家に至り油菜の種を借り、千兩用水に接する所有地の堤に之を植ゑ、以てその結實を俟つことゝなつた。尋常人には考へられない遠い望を立て、而してまた必成の方法を行つたものである。

翌年五月五日には、新しき袴天を伯父より貰つた、之を着て節句の休日よそを外に、嘗て植ゑたる油菜は如何と見れば、正に收穫の好時期であつた、その新しい袴天を脱いで之を廣げ、油菜の莢を揉み初めた、意外にも一杯に充ち七八升もあつたので、兩袖と兩裾を引上げて、風呂敷の狀となし、之を兩手に握つて喜悅満面、隣村小臺こだいの油屋嘉右衛門方に赴き、燈油と取替へんことを依頼し、必要に

應じて油を渡されたしと約束した、これだけあれば夜學も随分出來るならんと喜んだ、然るに十月になつて夜業後讀書して居ると、慮らずもまた伯父萬兵衛の反對に遭つた、土百姓の日雇稼に學問は無用である。自分の作つた茶種を賣つたとして時間を浪費し翌日の妨となると猛烈な訓誡を受け、初めて伯父は油を惜みしにあらずして、一家復興の方法の意見の相違なることを知つたのである。

併し先生は學問を中止する意志はなかつた、從弟圓藏(萬兵衛の妹の子)は竊かに先生の學問に同情し、深夜寢卷を持來つて行燈にかけ、伯父の安眠をつけて讀書の機會を助成したと傳へられて居る。この頃先生は小を積んで大を爲す天地の道理を覺つた事實がある。

油菜を蒔いて案外の收穫を得た十七歳の初夏、挿苗の最中、田植を終へた道端には、植ゑ剩した苗が其所此所に捨ててある。これは勿體ない、これを何所にか植ゑて置けばと考へて、昨年埋つた田地を見廻つた所、住宅より一町足らずの荒地に水溜りが出來て居た、休日を利用して試みに植ゑて置いたが、案外にもその秋になつて、一俵餘の收穫があつた。誠に當然の事であるが、先生を驚かしたのは五勺の油菜から六七升の茶種を得、捨苗から一俵の粃がとれたといふことは、總ての花實はもとの種子よりその量を増加し、天地の間には「小を積んで大を爲す」といふ道理が、充ち満ちて居るといふことである。

父母逝きてより以來一家復興の方法を考へ、人にも聞けば、大學を始め他の書物も讀んだけれど

も、何處にもその方法は得られなかつた。然るにあの油菜とこの捨苗とは天地が自分へ教へた復興の方法である。考へて見れば洪水後の河原にさへも草は生えまた成長する、人は草の生えたと同じ様に生れたものである。草は自ら生育する、人も自ら生きる道を開かねばならぬ、草木鳥獸は他の鳥獸草木を培養することが出来ない、人間だけはそれが出来る。而してこの「積小爲大」の理法によつて生きる道を開けばよい。

兩親を失ひ、残りの田畑が埋もれた時には、何を便りに生きて行かうと失望し落膽したが、それは先祖の財産によつて養はれて來たからである。祖先の祖先の最古の祖先は其財がなかつた筈である、それは天照大神の時代である、豊葦原は一大草原であつた、他國人の力を借ることなく、この草原を闢き瑞穂垂るゝ秋津洲となさせられた、幸にして無一物の孤獨から一俵の資を得た、大神の御迹を慕つて精進すれば、我國の榮え來つた如くに、一家の復興などは問題でない、親戚朋友知人の困窮も救ひ得るであらう。

故道に積る木の葉を掻きわけて、

天照神のあし跡を見む。

天地は草と米とを差別なく生育せしむる、人は草を去つて米を育つる、雑草を除き肥料を施し、培養を怠つてはならぬ。斯く悟つた先生は萬兵衛方に在ること二年餘、陰陽なく働いた、地方の慣習に

よる休日には青年男女はそれ〴〵嗜好に依つて遊び、冬の夜長には、義太夫（關西でいふ淨瑠璃）の稽古が流行した、先生はこの休日が分外の勤勞日である、賣残り田地の砂埋となつたものを一部づゝ開發し、成田は之を村民に小作せしめ、或は薪を採り繩を綱ひ、僅に得たる小遣錢が壹貫文（三圓位）にも充つれば村内の老婆等に與へて、その喜ぶ顔を見、せめても亡父母の靈を慰する氣分を味つて樂しんだ。

伯父の家に何年まで居たかは明瞭でないが、文化二年から日記萬覺帳があつて、先づ手拭代に貳百文とあるから、新年の遺物であらう、萬事伯父任であつたのを正月から獨立したものと見ゆる。特に本家再興を工夫して、稻荷屋敷に垣根を結へる事實に徴して伯父の家には居なかつたことを知り得る。福住正兄翁の手記によればこの頃より、村内の銀内及岡部善左衛門方に寄食すとあるから、或は有志の家に勞働し、或は砂埋地の復興に努力したものと思はれる。最初の文化二年日記萬覺帳によれば、その十九歳の一ケ年は、出入勘定極めて少額であるが、三分壹貫五百十七文（約十五六圓相當）の借入がある、これは勞賃を以て返却するものであらう、その中に「こやし代」といふのがある。米の貸附が貳俵ある。十六歳伯父の家に寄食する時に賣拂つた家財田畑の代金まで合して貸附金が八兩壹分貳朱ある。茲に至つて最早一家再興の曙光は明かに見えて來た。この前後から先生の言行が世人の注意を拂ふに至つた。「土堤坊主」「グルリーペン」「キ印の金さん」「飯泉の觀音堂の讀經」等々枚舉に

違なき程である。

土堤坊主といふ土堤は酒匂川さかほがはの堤防の事である。この堤防に先生自ら植ゑたといふ松の木が、現在數尺大數十本の並木となつて居て、以來この坂口の土堤は缺潰しないのであるが、それを何時植ゑたかは確證がないけれども、堤防の缺潰に悩み抜いた先生は、將來に備ふる爲に松苗木を植ゑたことは明瞭である。自ら植ゑた松苗木であるから、度々これに手を掛けたことも事實であらう、土堤坊主の傳説には色々あるが青年時代に植ゑた事實には相違はない。

飯泉いひづみの觀音堂に經文を開いたといふ話は、大澤氏の手記によれば甲子十月とあるから十八歳の事である。報徳記には十四歳とあるが、その説話中の一節に一家復興を志すとあるから、十六歳以後たることを想像するに難くない。飯泉の觀音堂といふは、神奈川縣足柄下郡豊川村飯泉の一寺院であつて、仁王門と觀音堂と地方に珍しき宏壯なる祈願所で、飯泉山勝福寺しょうふくじといひ、本尊は十一面觀音で坂東五番の札所であるから、秩父ちちぶの順禮は必ず參詣する。

頃は十月先生通過の砌參拜した所、旅僧あつて熱心に讀經して居た、先生靜かに之を聽いて居たが、旅僧の讀み了るを俟つて、餘りに經文の有り難さに貴僧は何處の方なりやまたその經文は何といふ御經なりやと聞きしに、自分は越前のものなり今讀みしは觀音經なりと答へた、日頃聽く所と甚だしく相違するがと推して聞けば、訓讀なりと答へた、依て錢二百文を出して再讀を乞うた。先

生歸り來つて直に善榮寺に至り、觀世音の徳廣大無量なる、而て佛菩薩の尊き亦濟民にあるかと問うた所、考牛和尚かうどうしやう驚いて曰く、我れ齡六十に超えたり、多年朝夕此經を誦すといへども、其の理を感通すること、それ程に明哲でない、誠に佛の再來に遭ふ心地がする、是非この寺に入つて僧となり、衆生の爲に佛法を奉持し、大に濟度に努めんことをと請ふ、先生曰く开そは我が望にあらず、我れ祖先の家を興し、その靈を安んずる任務がある、と固く辭して歸つたが、大學の教は修身齊家治國平天下であり、これを普くするに仁を以てし、佛教は衆生濟度を本願とし之を施すに慈悲を以てする。一家を復興し、一村を興すの道は儒者と佛者と百姓の道との間に本來差別なきを悟つたものの如くである。

義太夫を聞いた時の傳説も面白い、當時村の青年連中が、毎冬義太夫を習ひその稽古上げをやる。先生は義太夫を知らず、或時之を聞き「不義の富貴は浮べる雲」といふ文句を耳にし、「其所ぢや！」と大聲した、通例聽衆中より嘆美の聲を聞くは義太夫の節廻の良い時である、斯様な文句に賞辭を放つを聞かない、故に語れる若太夫わかたふも驚いて一時停止した、村民は「金さんはキ印である」と噂したといふ、大衆の平凡から見れば道理を悟つたものはキ印であるであらう。

大學と先生とは切つても切れぬ深い關係がある。薪を伐り、繩を綯ふにも、先生は大學を懐から離さなかつたといふことである。その遺物は現に栢山かやまなる先生の舍弟三郎左衛門の子孫の家に藏す

る。表紙も本文も破れ損じて讀めなくなつた所がある。本文には片假名字にて音訓を書入れた所もあり、又意味を記入した所もある。例へば「君子」には「學問の君子」、「頗」には「ヨツボド」、「序」には「次第」、「峻徳」には「コウダイノ徳」などとある。大學の書を読んで幼時何程の安心を得られたかは明瞭ではないが、後年仕法書を草された時、大學と論語とが尤も多く引用せられ、而して躬自ら行ふ所は、大學の道に合するものと信じ、それが萬古不易の良法なりと確信して居たことが明かに見ゆる。先生が斯様な結論に達する迄には、大學は最もよく讀まれたであらう、而して先生の大切な成文の經典であつたであらう。

先生の學問の方法は一般人とは異つて居た、十八九歳の頃である、名主の岡部方に屢々出入した、岡部は近郷隨一の學者であつた、諸方より儒者を迎へてその子息の爲に講義を聞かするを例とした、先生縁外に來つて好んで之を聞いた。或時、儒者の去つた後、岡部の子息はその講義を復習した、而して或る一節の講義を忘れた、父子大にその意義を論究したが判明しなかつた、先生之を洩れ聞いて、その不明の語の文句を尋ねた、岡部父子は「金さん」の知る筈なきを告げた、併し先生は強て尋ねて止まなかつた、岡部は已むなくその文句を讀んだ、先生暫時熟考して、斯かる意味ならんと述べた、その解説不思議にも思ひ出で難かりし意味に髣髴たるに驚き聊か疑を存した、我が言を疑はるゝならば次に聞かるゝ講義の場所の文句を聞きその意義を述べ、我が解義の正しき



を證せんと述べた、而して次の文句の一二に對する意見を述べた、次回に儒者の講義した所は、それ到大同小異であつた、茲に於て先生は素讀を岡部より習ひ、解義は先生が試みて豫習に供せんと談笑した。岡部は先生に何故に之を了解したるやと尋ねた所、先生曰く、世人の書を讀むや文句を讀んで然る後に道理を知らんとす、然るに自分は天地間の道理を先づ知つて、然る後讀む所の文句はその道理の何れを説明したるものなりやを考ふると答へたと傳へらる、この事のありしは事實ならん、年齢の幾歲なりしやは判明せず、また岡部の讀みたりし文句も傳はらず、暫く記して後の出證を俟つ。

艱難時に於ける先生の苦心談は甚だ多かつたであらう。唯後世に傳へられた事實は、爾後先生が事業として遺された大事實の迹に比すれば甚だ少いけれども、一家復興の根元が「積小爲大」の自然の力にあり、この天地の力に、人間の勤勞の力を加ふれば、後に至つて先生の發見せられた報徳生活の一樣式として重要なものであり、また艱難に遭遇して悲觀し、萎縮する哀れな生活より脱却し、強く明かな更生の輝きの世界に邁進する確信を得たことは、嘗に先生の生涯に光明を放たしめたるのみならず、後人をして保護助成を俟たずして、空拳以て自ら萌え出づる道あることを悟らしむるに足る。

## 第二章 一家の復興

一 一家復興の志成る 先生の大願は一世の荒廢と、萬代の貧困とを救ふにあつたが、それは一家の復興から芽生えたものである。先生は幼少より貧乏苦を味ひ、兩親を喪つて孤兒となつた悲惨な生活から先づ一家の復興を一途に冀はれた。これは當然過ぎる程の事であつた。併し先生はこの志願を達する方圖の中より何人の復興にも可能なる生活技術を發見し、之を社會に推舉し、終に報徳式生活様式を創造して後世に恵まれた。その最初の體験より様式完成までの要略は、先生自ら之を草して、「つゝめかたちちゆうようかやふたてまじつりきょうらふをかきつづ勤方住居奉窺候書付」といふ書類に明記してある。この書類は天保十四年十二月十日付で幕府へ差出されたもので自叙傳と稱しても可なるものである。全篇悉く教誡となるものであるが、先づその中から、一家復興に専念せられた所の少青年時代の志望を回顧した箇條を引用して見ると、

其發端私儀五歲之時、寛政三亥年大洪水之砌、田畑不<sub>レ</sub>殘押流し、或は瀨となり淵となり、又は土石捲上<sub>まきあげ</sub>高臺となり、五穀熟せず、私共爲<sub>ニ</sub>養育<sub>ニ</sub>辛苦艱難を盡せし父母の丹誠自然と骨髓<sub>◎◎</sub>に徹し、如何してか口腹を養ひ、如何してか貧窮を免れ、父母の辛苦を安ぜん<sub>と</sub>相營罷在候處、十二歳の時より父大病を相煩ひ、十四歳の時遂に相果<sub>あひはて</sub>、猶又十六歳の時母大病を相煩ひ相果<sub>あひはて</sub>、無據親類<sub>よんどころなく</sub>之助成に預

り成長仕候間、初は荒地を開き田畑を耕し、夫食を求口腹を養はんと欲し、或は衣服を求寒暑を凌がんと欲し、或は居住を求風雨を凌がんと欲し、或は父母の丹誠を盡せし大恩を報せんと欲し、或は兄弟を養育せんと欲し、或は親類縁者の助成に預り候恩義を報いんと欲し、或は妻子を養はんと欲し、或は朋友之貧苦を餘荷はんと欲し、或は右が如き極難困窮暮方便り鮮き者を恵まんと欲し、或は田畑山林家株増益して富貴を求渡世安樂に至らんことを欲し、或は祖先の家名子孫永々相續致さん事を一途に存込罷在候（この條社會へ進展の條參照）

とあるから、祖先の家名子孫の永續を一途に存込まれ、當時の志願が、一家の復興にあつたことは明かである。一家復興といふ志願は平凡である。併し享樂を知らず、一家の繁榮とその永安をのみ志願し一途に之に専念する子女があらば、頼もしい子を有つた安心な親であると羨まれよう、而して恐らくは斯る青年は、一村一郷の模範青年であらう。

孤兒となつた先生が一家再興を熱望し、之を達成する方法として、棄苗より一俵を得た積小爲大の道を選んだことは申すまでもない、先づ一俵の米の保管の方法は、貧しい人に無利子で貸せば、入用時に新しい米で返される、冥加を思ふ人情から何程か御禮といふ意で利子が附せられる。僅少の賃金であるが積めば相當の額になる。今日を負債に悩む隣人に貸すときは、無利子でも保管の方法に心配はない、當時の習慣で一割から一割五分も貰へる時もある。利益を眼目とせず窮境に同情した貸付は

案外返済は正確である。僅少の田地の作徳米と、日常の勤勞の收得並に賃錢は少額であつても、次第に相當多額となる。

伯父の宅より歸られたのは何年であるか記録はない。金錢出納は文化二年分からあるけれども、同年分は僅少の記録であり、翌文化三年即ち二十歳の時に到つて俳句の句料、芝居、伊勢講、無盡、其他貸借關係が甚だ明細となつて居るから、伯父に信託した經濟を引取つたことが明瞭である。尤も文化六年二十三歳の年に到つて帳簿の名前が初めて二宮金次郎となつて居て、それまでは銀右衛門とあるが、それは大凡當分前代の名前を踏襲する例によつたものと思はれる。而してこの文化三年は傳説にいふ所の「二十歳の正月を自宅で歳を越えた」といふことに合致する。福住正兄翁ふくすままさ兄おとうの話として傳へられる「十九歳の時に最早伯父の家には居なかつた」といふ事にも思ひ合される。然らば萬覺帳はそれから書き初めたと稱し得る。併し未だ獨身であるから、常に自宅で寢食をして居られたと考へ得られない、而して三十一歳で始めて妻を迎へられた事と、夜話の中にも確かに養ひ得るまで妻を娶らないうのがよいと教へられたのを聯想すれば、村内の家々に在つて日雇稼をなし、その求めなき日に砂埋地六反八畝歩を開墾し、或は僅少の所有地を耕し、衣食は雇主の宅にて過し餘財と作徳米とを困窮人に貸付けて蓄積したのが累次大をなすに至つたのである。

尤も伯父の宅に寄食した時、家財殘品を賣却し、之を貸付けてあつたが、宅地に近い田地に境界間

題が生じ、一部辨償の餘儀なき談判を受け、誠に孤兒の悲しさを味ひつゝも残りの三兩二步で田地九畝拾歩を請戻したは同じ二十歳の時である。砂埋地所と宅地と總計して、二十一歳の文化四年には作徳米十三俵餘、貸付米七俵餘、貸金三步といふ資産が出来た。これは大體に於て祖先の遺財を復興しこれに勤勞の所得を加へたものである。爾來獨身の精勤家が、田地及米金の作徳利殖は自然に積んで増益した。爾後年々の萬覺帳に見えて居るのは次の通りである。

文化四年	二十一歲	作徳十三俵	貸付米 七俵餘	賃金三分
五年	二十二歲	同 十俵六斗三升	(同) 米六俵 金八兩貳朱餘	給金三兩二分貳百文
六年	二十三歲	同 十三俵一斗	(同) 米三俵 金八兩二分二朱	同 三兩二分五百文
七年	二十四歲	小作米拾九俵 作徳米一俵一斗二升	(同) 米五俵 古賃金十三兩三分餘 新賃金九兩三分八朱餘	—
八年	二十五歲	小作米三十三俵三斗	古賃七兩餘	給金四兩

給料又は賃金と作徳米とを積む時は、年々財貨は増加する、二十三歳の時田地貳反八畝廿八歩を買入れ、二十五歳では更に參反貳畝貳拾壹歩を買戻したので、總計田畑壹町四反五畝廿壹歩となつた。前の表中小作米三十三俵三斗はこれで出所が明かとなる。而して懷中には相當の金錢が貯へられて居たであらう、七年六月廿八日富士登山、同年十月七日出發十一月廿四日歸宅で伊勢參宮、この外京都、

大阪、金比羅、高野、吉野、奈良等を巡拜した。

またこの年十二月吉日とある「家普請萬控帳」があつて、人夫五十人、職人十二人、繩竹藁等諸入用參分貳朱錢壹貫六百四拾參文と米五升、酒一斗貳升などと記してあるが、これは家根の葺替と認むべきである。

更に覺帳を繰返して見るとこの年には小田原行が甚だ多く、湯錢といふのが始めて見えるから、小田原に宿泊したことが明瞭である。また當時先生の作徳米販賣の爲、小田原の米穀商武松屋に往來し、自家の米のみならず村民の米の販賣も委託され、小田原町内に交渉もあり往復も多くなつた。小田原へは約二里の村であるから、小田原にて日雇、仲間其他の勞務に従事したと認むべきである。その中に「川島伊兵衛様より渡る」「又七殿より」などとあるから、小田原藩邸に雇はれたと判斷し得る。即ち一方に自家獨立の經營をなすと共に、日雇賃の高い小田原藩邸に出入したのである。

積小爲大の道理によつて、一家獨立に専念したとはいへ、單なる蓄財行爲を以て満足はしなかつた、村内には先生の往時に譲らぬ困窮人もあり、二宮一族中には潰家となりつゝあるのもあつた、これに對して應分の助成をして、亡父母の在りし日の困窮を追憶したといふ話は、富田翁始め門人諸氏の屢々聞いたといふことである。既に記した通り僅少なながらも貸付米金がある、これも同情の結果に出た貸付が多いことは、櫻町へ移轉の節集録せられた貸附帳の奥書にも見える通りである。また先生は幼

少の節、草鞋を作つた僅少の錢を以て酒を求め、病父に勧めた時の喜悅の狀は、終生忘れ難くして、少年時代にも困窮人を救はずには居れなかつたとの話であり、困窮の味はしみんと味へたとの事であつた。

斯く一家獨立に餘念なき間にも、恤窮助成は怠らず、曾我の祖母の家は、祖父の死亡の頃とは様子變り、次第に衰微したので、弟の養育料として屢々送金した。而して祖母への小遣錢及び藥代として金壹兩を送つたこともある。

註、富次郎は文化四年先生廿歳の年九歳で歿した、非常に頓悟であつたので先生は後年屢々之を惜み相當役立つものであつたと話されたと門人の間に傳へられた。

小田原藩に出入した話は色々傳へられて居るが、全集中より根本資料として見出すには、萬覺帳の研究を第一とするも、廿五歳の頃より小田原へ肥代が拂はれて居る、それが通じて藩士の宅である、學問慾の旺盛な先生は、學問に緣由多き藩士の邸に出入し、薪を賣り、肥を買つた、而してそれが服部との縁を結んだ、前述の如く文化八年から始まり、次で服部家に出入したのは翌文化九年二十六歳からである。

服部家に住み込んだ目的は單なる給金取ではなかつた。當時既に壹町五反歩の地主である、新興の精神に富んだ先生の胸には、別の望が燃えて居た。これに關しては幸に福住正兄翁の「二宮翁略傳」

中に見えて居る。

小田原に到る、藩の閥家の服部氏に三男あり、皆能く書を読む、翁之を見て心竊に之を喜び、請うて家僕となる。夜は輒ち其の讀書の傍に坐し之を聽いて倦まず、遂に四書に通じ、能く之を暗記し、又請うて三子往學の僕と爲る。至れば即ち講堂の窓下に立ち、竊かに講義を聽き、略文義に通ず。(元漢文)

先生が憧憬の的たる學習の希望は、服部の若黨とならしめたのである。而して文化九年二十六歳の覺帳中二月一日の條に「經典餘師」を金二朱で買入れてある。それは四書孝經詩經等の俗解なるが、小田原の藩學は、忠眞公の代に至つて開かれたもので、藩の青年は始めて經書の公式修學が始められた當時である。小田原に於ける文教の興隆と、先生の非公式學習とが服部家の若黨とならしめ、後に同家の仕法に従事する因縁が此處に生じたのである。

服部家に入つたのは文化九年なることは、この年の歳中萬控帳の中に、服部家の用人關屋周助の名があり、特に給金の條に「春渡り」「秋渡り」「半紙壹束關屋氏より」等の覺書がある。また先生が服部家の若黨としての呼名たる林藏の名が見え始める、服部家奉公の確實な證據である。先生が後年服部清兵衛へ遣した書狀中天保七年正月十六日と判定し得るものがある。その中に「二十五ヶ年以前御年十八歳の御時より治身治御家、終に治國との次第種々様々御傳授申上置候處」とあるのは、この文化



九年に相當する。

併しこのことは、世に傳ふる服部家の仕法の年ではない、服部家の仕法は文化十一年頃より話が始まり、翌十二年の二十九歳の時に立案したが、仕法擔當者が案の通り實行が出来ず、終に文化十四年に依頼があつて、翌文政元年三十二歳で愈々引受けたのであつて、委細後節に述ぶる通りである。翌文化十年四月中旬には小田原で發病し、堤、堀、岡本等の診療を受け、五月末まで服藥した、翌十一年にも亦病み、九月十三日から同廿四日まで、小笹玄貞の藥を用ひた。

服部家の若黨となつても、時々栢山かやまへ歸り家事を處理したことは、その萬覺帳中に栢山かやまに於ける出入が屢々見えて居る。服部家の奉公が何年まで續いたかは明記してはないけれども、文化十二年までの出入帳に服部家より給金を受取り、文化十三年には全く缺け「肥控覺」といふのがある。而して十二年書類中には、「服部様御臺所諸勘定之覺」があつて、一應出入勘定を濟ませたと見るべきである。依て按ずるに文化十二年二月に暇を得たものであらう。

尤も、「御家政御取直趣法帳」の「文化十二年二月吉日」とある日附から、服部家の仕法が始まつたと考へ得るけれども、これは後に證明する所あるが如く、またその帳簿に記された如くに「有躰中勘組立差上申候」とある通り、服部家自身が實行せんとする仕法案であつて、先生が引受けて處理したのは文化十五年（文政元年）の事である。

先生は斯くて文化十三年三十歳にして一應自宅に歸り、弟の友吉も文化八年から屢々栢山に來て先生の代理として川普請にも出役し、同十一年には廿五歳で愈々會我から歸つて來て栢山で働いた。次で十三年には始めて兄弟一家に在つたが、親族の協議の結果友吉は萬兵衛の本家たる三郎左衛門の跡式を相續することとなり、先生は自宅の耕作に従事し、質地の田地を買戻した。

翌文化十四年三十一歳にして妻を迎へ一家獨立を完成することとなつた、妻は隣村堀之内村の中島彌野右衛門の娘「きの」と稱し、當年二十歳であつた。この彌野右衛門の長男倉藏は服部家に雇はれた仲間であつて、先生は文化十年からその依頼により借財整理をなしつゝあつた間柄である。婚禮は二月廿八日に行はれた。

註、二月二十七日に多くの食料品買入があり、同二十九日に酌祝、御寺へ祝、堀之内へせんす等の文字が見えるから斯く判断する。而してこの文化十四年には先生の支拂金額八拾壹兩貳分餘七拾七兩餘となつて居る、之を概算金貨として現下の千八百貳拾圓位であるから、相當の生活力が出來て居た。

さて先生はこの十二月に服部家の懇囑によつて仕法引受を約束し、翌文政元年より一ヶ月中多きは二十二日間も詰切りであつた、「きの女」はこの留守中に所有田畑一部の耕作をなし、家政を取行はねばならなかつた。而して先生は仕法中給金としては受けなかつた。翌年正月十八日に生れた徳太郎は二月二日に死亡した、「きの女」は漸く先生に望みを失つた、到底將來を頼むに足らぬと考へ、離別を要求

した、先生はそれには強い執着はなかつたかも知れぬが、結婚以來何一つ新調もせず、慰めることも出来なかつた、そこで「きの女」に向つて、せめて畑に棉を蒔いて欲しいだけの反物でも織つて携へ歸れよと言つたが、永く居ればそれだけ損であると振切つて歸つたと傳へられるが、「きの女」には先生の眞價が諒解出来なかつたのである。

これは實は服部家の仕法の影響であるから、服部家では氣の毒がり、御上女中として雇入れて居た「波子」を勧めた。先生も「波子」も承知したが、「波子」は當時十六歳であつた。先生は三十四歳であつた、「波子」の父は年齢の相違を恐れて、御主人の勧誘ではあるがといつたが、「波子」は服部の旦那様の仰には「金次郎ならばよい」との御話であると言つて結局話が纏まり、文政三年四月二日婚儀が執行せられた。この「波子」こそ後年「歌子夫人」として、内助の功の多かつた賢夫人である。

この文政三年の調によれば所有田地三町八反九畝七歩とある、即ち此處に全く一家は復興したのである。

**二 本家の復興發願** 一家の獨立が未だ緒に就かざる以前に、既に先生は本家の復興を企てられた。而してこの復興こそは實に報徳仕法の根元を爲すものである。

時は文化二年、先生未だ家に歸らざる十九歳の若い時の事である。本家再興といふ大きな企圖を發表せられた。二宮の一族總じて十三軒、而して總本家を伊右衛門といふ、伊豆の伊東の一族會我祐之

の子孫二宮太郎を祖とし、一村の舊家であり家祿も亦全村を壓し、萬治元年（將軍家綱の代）の水帳には田畑合計六町四段四畝拾七步とある。斯る資産家も消費の智を得て生産の才を喪ひ、陰徳消盡して極度に衰貧に陥り、最後の當主義兵衛は住宅さへもなく、祖先の建立した薬師堂に住し、本然惠性沙彌と稱し、近郷を托鉢して居たが、老いての後は一族五人組順番に一飯を贈り、寛政九年正月六日に示寂した、先生正に十一歳の時であつた、爾來先生の兩親は病歿し、一族亦屢々災に遇ひ、數多の亡靈は分家一統其外親族に至るまで祟りをなすと傳へられ、薬用加持祈禱種々雜用相嵩み、一同困憊を極めて居たが、誰一人本家を再興してその靈を慰め、一族安住の基を開かうとはしなかつた。

然るに文化二年十九歳の先生は未だ一身の獨立さへその緒に就かざるに拘らずこの大願を發した。

先生の自筆に成る手段帳によれば、文化二年に至り、「ふと」心附いたのは賣殘屋敷稻荷の社地が荒地の如くになつて居たので、之に垣圍をして置けば、竹木生立つて相當の資財を得るであらうと、正に積小爲大の道理からの歸納である。竹木賣却代金は六町四段餘の本家の根元の資産に比しては甚だ乏しいが、五勺の茶種が八升となる世の中であるとして、年々手入をなし、案外生立つたので、同六年二十三歳の時に伐取つて賣拂つた所、金貳朱と錢五百七十文となつた「始めて一家再興の善種を生じ、それより年々利廻致し」とある。元金は壹匁五圓の金貨として四圓貳拾五錢位にも當るべきが、先生はこれに自分の所有金三分と錢貳百八拾六文を加へて金壹兩即ち現下の貳拾圓として善種を積み

始めた。この積立は天保七年まで繼續して居るが、それより先文政五年櫻町へ移轉の際全部之を復興資財に推讓せられた。その次第は「本家伊右衛門一家再興相續手段帳」に明記されてある。而して本家復興の完了は嘉永年間の事であつて、其間正に五十年を經過した。今茲には發願より三十年間の記録の中、主として櫻町移轉までの約十五年間の苦心の概要を略叙して、獨立の時代の錦の一片を展べて見ることにする。

註、當時の一兩は金四匁である。現在法定一匁五圓とすれば貳拾圓に當り金の公買價拾貳圓餘とすれば約五拾圓にも相當す。

最初に積立てた壹兩は、帳簿の上で利廻り積立をなす、その運用は先生の總生活に融合して、或は貸付け或は地代となるが、運用した場合に無利子の事があつても、本家再興の善種として積立てた金には必ず利子を附した。先生自ら案外の大金となつたと記された通り、天保七年末の合計金は千五拾四兩餘となつて居る。併しこれは櫻町領の仕法第二期完成時の事である。文政五年三十六歳にして櫻町へ引越しの正月元金は參拾壹兩貳分貳朱永九十五文弱となつて居る。

壹兩より參拾餘兩となるには普通の方法では出来ない、試みに右の手段帳を一覽すれば、文化八年までは唯利積りであるが、同九年始めて一族十人は米四斗五升を加入し、爾來年々先生は臨時豫想外の収入を加入して積立て、十二年に二宮代藏の加入、本家竹林賣拂代を加へた、先生の加入金は服部

様より御着代貳分元に入、淺右衛門方より半人耕作助成賃錢差遣したるも辭退に付繰入、文化十四年二宮七左衛門田畑普請開發世話料元に入等の流儀で、同年末には八兩貳朱永八十一文餘となつた。

この年には支出がある。二宮萬兵衛の悴虎次郎外五人の青年を表彰した。今その帳簿の中より一二行を摘出すれば文化十四年

丑十月十四日

栢山村 萬兵衛 悴

錢 百 文

二 宮 虎 次 郎

是者秋作取入致出精候に付爲褒美遣候事

と六人大同小異に記しその末尾に

殘金七兩貳朱永十文四分六厘九毛四弗

右者一家取立相續手段金利廻仕並當丑の助成金致加入其内子供秋作取入中農業致出精候段奇特に付爲褒美錢百文つゝ遣し候處如斯御座候以上

とあり、翌文政元年十一月十日付で十人の子供に貳百文或は百文宛を與へ「是は出精に付爲褒美遣候事」翌二年十一月廿四日付で六人の者に「農業出精に付爲褒美遣候事」とある。更に文化十五年の出入帳を見ると前記の十月十五日の支出連名の續きに

錢壹貫文出ス

口　　演

以手紙啓上仕候彌各様御孝弟に御出精被成珍重に奉存候右に付小と御咄申上度儀御座候間今夕方拙宅迄御出可被下候偏に奉待入候草々以上

追而早々御返事可被下候

十一月十日

二宮吉五郎様

同　　金　次　郎

とある。

この事あつて後十五日に先生は忠貞公たげまことより表彰せられた。當時村名主でもなく、組頭でもない先生が、一村の青年を表彰すべく之を招待して夕飯を饗し、奨励金を與へたのは、單に過去の困窮を追憶して病弱老衰の爺婆を救濟したのとは類を異にする。最早地主となつた先生が小作人を奨励したのならば青年には限らない、一村の状態に陋習驕惰の矯正すべきものがあつたであらう、一家を興すもの多ければ直たにそれは一村の繁榮となる、故に出精奇特の行爲ある青年を奨励する外に最良の町村振興方法はあるまい、先生はこれに着眼して本家再興善種金より支出して、本家の爲めの善種を蒔かれたのである。家を思ふ心は本家再興へと延び、更に一村の繁榮へと展開したのであつた。然し先妻「きの」より見ればそれは不可解の事であつた、服部家への努力の外に斯る行動のあつたことも彼女をし

て離婚要求をなさしむる因をなしたであらう、忠誠をなすに敵の生ずる弊あることを知らねばならぬ。先生は文政三年に田地を買ふ時にこの内から九兩餘を拂つた、然しそれには二宮金次郎が「拜借被仰付候事」とある。また更に金貳拾六兩を服部家から返済した、この貸付は先生の私有金である。

然るに返済した時にはこの復興善種金に加入してある。文政二年には萬兵衛以下總計十人が九俵八斗加入して居る。その内七俵三斗までは先生の加入である。如何に善種を推譲して積立てられつゝあつたかを知り得る。

この次は金壹分助右衛門家政取直の爲に遣し、堀之内常次郎妻「とよ」に米代不足分を貸渡すなど各種の救濟を行ひつゝも、服部家復興仕法に及んだ。その後は益々金錢の出入が多くなり、文政五年には野州への引越の爲に家財道具を賣却し、領主より交付金があり、爾後俸祿を加へて本家再興の資財たる元金が増大した。

尤も念願とした本家再興は容易の事ではなかつた、而して文政四年末櫻町仕法引受の時には三拾餘兩に過ぎなかつたので、到底これは目的の十が一に過ぎない、然るに今命を受けて遠國に出發すべきことゝなつた、依つて之を一族に託して再興を完成せんことを懇望した、併し追々と増加する元金を、幾十年を期して増益する周旋は、一家すら持ち兼ねた同族の人々の承諾し得る所でなかつた。先生沈思黙考せられ、未だ本家再興の機運の至らないのである。善因盡き果てゝ悪因未だ去らざるものであ



る。宜しく本家の爲に善種を蒔き善根を培ひ以て陰徳積善果報の至るを待つ外あるまい、即ち之を只一戸の本家の爲に投ずるよりも、十戸百戸の櫻町住民の再興に投じて多數の家を興さば、縦令本家は復興せずとも本家の祖先の爲に積む善根は更に多大なるものがあらうと、即ち一族の加入した米を拂戻し殘金參拾六兩餘として櫻町へ携へ、數十年後に完全なる再興を成就した。

最初親族の積立てた加入米は一時二宮代藏をして積立の周旋をなさしめ、次で彦八に託した、それは文政四年末に於て元米拾俵貳斗貳升七合五勺であつた。代藏彦八等の處理は屢々不整理に陥つたが後日悉く報徳善種金を以て、一族復興の方圖を講ずる資に繰入れて解決せられた。

註、本家再興の完成に就ては後に詳述す。

## 第三章 服部の復興

一 服部の若黨となる 先生が服部の仕法を行つたことは非常に有名なことであつて、日光や相馬や、其他合計六百餘ヶ町村の仕法を行つたことなどは知らぬ人でも、服部の復興に就ては知らぬ人はない程である。

斯く有名である服部の復興は、千兩の負債を五箇年間に償却して、三百兩を残した、と信ぜられて居る。この事實は報徳記によるものであつて、簡明に先生が服部の仕法の爲に迎へられたことを説き、而してその方法は分度を立て節約を行つたといふ、極々直截に仕法の始末が傳へられたからである。

併しこれ果して斯くも簡單なる事柄であつたであらうか、収入は千二百石の家老である、如何に消費を合理化し、如何程之を節約し、何程の分度として、年々何程を償還したか、千兩の借財も確然千兩であつたであらうか、斯の如き疑念と研究心とは、同じ様な負債の持主であつても、また報徳仕法の道に進まうとする者にても、必ず發生する思念であらう。故に報徳記の記事の具體的内容を知つて大に得る所あらんとするもの、恐らく一二人に止まらないことであらう。

然るに從來二宮尊徳全集の原本一二冊位を繕きても、その資料は茫乎として根據を得難く、先生が服部家に入らせられた年さへも判明せず。また仕法書の數字が千兩といふ借財も、三百兩といふ餘剩も五ヶ年といふ日子も、償還の時期も一致點を見出し得る場合少く、またその原本が互に纏まつた仕法書とはなつて居ない、これを以て今市本報徳全書が出来た時にも、誰もこの點に就て考察しなかつた。而して文化十二年の書類と、同十五年の書類と二冊を淨書するに止まつた。然るに全集の原本を整理し、書翰の序列を正し、前後を對照するに及んで、從來不明であつた點が明瞭になり、世人が多く注意しなかつた福住正兄翁ふくすま まさあきの「二宮翁略傳」の記事が事實として證明せられ、服部の仕法を引請ける様になつた順序が餘程明瞭になつて來た。

その資料は全集原本に附屬したるものであるが、反古の如く丸めて一括となし、二宮家に傳へられ、尊親先生の筆を以て服部家の關係書として藏せられたものであつて、報徳記並に大先生門下の諸先輩の著作の記録を證すべき根本資料である。余はこの書類によつて昭和三年一月從來の所傳に對する多少の修訂をなすべき旨を公表した。

余は大先生直門の高弟、報徳の道の大先輩たる富田先生を崇敬して措かざるものであり、「報徳記」の事實が大體に於て眞を失はざることを承認するものであるが、事實を要略したる結果、明細を盡さざるものあることは已を得ず註解と修訂とを許さるべきものであると思ふのである。

先づ前章に述べたる如く、先生は少きより讀書に多分の趣味を有ち、娛樂は一家復與の方法に關する考察以外になく、その考察の結果得たる確乎不拔間違なしと信じた方法が、古來の名著に如何に記されてあるかを見て之に對照し、兩者の合體する時に無限の妙趣欣懷を感じたのであるから、先人の著作、特に一世を救濟する名著を讀まんとする念慮は、年一年と強くなり、人世を解し、事理に通じ、その中より考察し得た思慮の進めば進む程、經典の妙味も深甚の度を増進したことである。然るに何たる事ぞ名著は支那文字であり、支那の文章であつて、我國民の常識では讀み難いのである。茲に於てその讀方を知らんとする要求が燃えて來た。栢山かやまより小田原に往來することが頻繁になればなる程、小田原には讀書子があるからその要求を充たす努力が報いられる。

柴薪を賣る爲に出入する藩士の邸宅には、常に讀書の聲を絶たない、領内より雇入れられた百姓の子が文章を書き、佳言を解する、藩士の間に先生の噂をする人もあつたであらう。時に服部家に三人の嫡男あり、恰もその若黨を求むるに會し、若旦那附若黨として雇はれて奉仕したのは文化九年先生の二十六歳の時である。

この奉公の年代を證するには一歳中萬控帳 文化九年の條、並天保七年服部十郎兵衛宛の書狀中に記されて居る。この記録では、若黨が何をしたかは餘り明瞭ではないが、福住翁の「二宮翁略傳」によれば三子の學校に通ふお供をなし、講堂の窓下に立つて竊に聲の洩るゝを聽き、夜は讀書の傍に坐し

て之を聴いたとある。更に之を前記の書翰中にある文章に就て見れば、二御年十八歳の御時より治<sub>二</sub>御家<sub>一</sub>終に治<sub>レ</sub>國との次弟種々様々御傳授申上置候」とあるから、單なる通學の御供ではなく、復習の際の助言に止まらず、經典の要旨が治國平天下であり、家老の分限が、一國の治民にあるべく、またそれを全くする體驗が一家の治術にあることを教へたことを知り得る。

先生の研究の根本的なる一例として、この文化九年二月一日、服部家に入つて約一ヶ月にして「經典餘師」を求めて居ることである。斯くて「略傳」は「略文義に通ず」と書いて居る様に、既に一家の復與に關して多くの經驗を得て居る所の先生が、經典の文義に通じた以上は、治國の要道が先づ「量<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub> 制<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>」にあること、その實行は常に「積<sub>レ</sub>小爲<sub>レ</sub>大」の法則に外るゝなきを信じ、單に勤勞儉素がこの法則によるのみならず、驕奢怠惰も亦然りで、先生が三子に忠言したのもこの點であつたことは、後節に引用する書面に明かである。

この忠言の機會は、讀書の前後にもあつたかも知れないが、經濟問題に關して一層明確に現はれる。此頃より先生の資財の餘裕は、服部家の用人たる關<sub>セキヤ</sub>谷<sub>シウスケ</sub>周介並に他の仲間にも貸借關係を生じ、隨つて若旦那にも及んだ。次の服部の當主たるべき清兵衛であらう、金四兩貳分、若旦那とある。今日の八拾貳圓である。この四兩二分を以て身邊に迫つて居る或問題を解決したのである。

また若旦那、仲間のみならず、女中までも掛買か何かであらう時々立替をなし、又は給金を預つて

利廻りの周旋をなして居る。岩村のおかねの如きは文政五年に至つて、先生の預り金を鶴澤作左衛門に引繼いで利廻り周旋方を頼んだ金額が金拾五兩餘に上つて居る。斯く取扱つた「諸勘定口別控帳」の口座が十七口に達する。先生は金銀貸借店を開いた姿である。中にも堀之内から服部家に雇はれて居た倉藏の如きは、不斷先生の助成を受けて仕法立を受け、給金は先生の手に取り、諸口の支拂は先生の手より行ひ、倉藏は一定少額の小遣錢にて暮し、その負債償還の道が開かれた。

またこれと同時に別に五常講といふものが出来、本家再興資金と同様に、人倫五常の道によつて貸借をなし、藩中の仲間若黨、下女下男は勿論、士分の内まで關係するに至つた、その事は「五常講眞木手段帳」に記録されて居る。この帳簿は「文化十一年三月五日より」とあるから、服部家若黨としての第三年目二十八歳の時である。この書類の眞木手段とある點から考へて、彼の「報徳飯の焚方」といふ傳説も、或は事實として信すべきものと考へ得る。

**傳説報徳飯の焚方** 先生は小田原藩士某の女中から、小遣錢の借用を申込まれた。先生はその入用の理由を聞いた。女中は身邊の何物かの必要を説明した。先生は如何にして返済するかと聞いた、給金にて返すといつた。給金は親元から既に借りられて居た。女中は返済の方途に迷ひ且つ嘆いた。先生は返済方を教へた。それは薪炭の節約方法であつた。薪炭の現在入用平均高にて主人から請負ふ、それから焚方を研究して節約する。鍋炭を削落す。斯くして返済すべしと教へた。而して焚方を聞いた。女中は無造作に焚くことを答へた。先生は薪は全部燃焼して烟を出さぬ様にする、先づ三本にて鍋の底に丸く當る様にする、薪を去つた後の火力、消炭の利用を教へた。而して節約した薪は私が一度買取つて又之を主人に賣れば宜しいと教へた。

數日の後又その實況を視察した。然るに鍋炭が落してなかつた。依て先生は何程かにて鍋炭を買ふことゝした。以來鍋炭は残らず落された。而して始めて小遣錢は貸付けられた。斯くして教へて曰く、借りた金は人倫五常の道によつて返済すべきである。五常によつて積み、五常によつて返す。之を五常講といふ。

この五常講は、「本家再興相續手段金」から發達したのであつて、後に至つて小田原藩士の仕法、櫻町人民の仕法にも適用せられたが、更に後日報徳社、或は其の他の永安法へと展開するものである。

若黨として勤務中に、五常講を組織して、一種の信用組合以上の結束したる仕法を講じたことは卓拔なる創造である。知ると知らざるとなく先生が世帯持の上手として知らるゝに至つたことは申すまでもない。それ以外にも幾多の傳説があるが、何時の頃の事であるか、何程信すべきか判然としない。例へば服部の隣家に近藤といふ藩士があつた。屢々來つて書物を借りて讀んだとか、服部の家で金次郎が米を搗いて居たのを知つて居るとか、金次郎は能く箆を着たまゝ商家に入り、暇さへあれば算盤をして居たとかいふ噂であるが、誠にさもあらんかと思ふことではあるが確實なりといふ證據は、故老翁媪の嘯といふに止まり、若黨たりし時の先生の面影を畫くに足るものは甚だ少い。唯服部の三子、特に清兵衛を教導したことゝ、五常講を設けたことゝは、以上縷述の通り確實なる資料の示す所である。而してこの若黨生活は、文化十二年の暮まで繼續した。

## 二 服部の仕法に關與す

先生が若黨として仕へたのは、文化九年から文化十二年まで四年間である。その頃服部の財政が如何の状態であつたかは之を知り難いのであるが、寶曆二年から小田原藩一

般に藩士の給與を減石して居て、それが相當に多額である。これは當時諸藩を通じて少くない例であつて、隨つて各藩士が共通的に困窮に陥つて居るのである。この理由により服部も亦千二百石の御渡米は千貳百俵であるべき所、僅に四百參俵となつて居て、可なり困難して居た。この減石は一つは小田原侯の收納減退の爲當分減ぜられたこと、服部が拜借金返納の爲に差引かれて俵米渡高が減じて居た爲である。その上に嫡男が三人ある、乳母が一人あつて、仕法書によれば幼児もある。加ふるに服部は經濟に疎く、用人關谷周助も規範を定め制約を守ることの出來るものではなかつたので、次第に財政は窮境に入りつゝあつたのであらう。

併し先生が仕へたのは若黨として、あつて、また如何に評判の男でも、家老の財政難を救ふ技倆を有するものとは判じ得べきではなかつたが、兩三年を過ぐす間に、五常講を作り、倉藏の仕法を立て、仲間女中等の爲に、經濟的教化的の組合方法を確立した事實に鑑み、服部一家の世帯の持方に關する技術的計算を試みしめることは相當有望な意義のあることと認めらるゝに至つたのであらう。文化十二年二月には「御家政御取直趣法帳」といふ書類が出來た。

小田原の主席家老は杉浦平太夫が千五百石、次は山本源太兵衛千四百五十石、次は即ち服部十郎兵衛千二百石(時には千三百石)この渡米千二百俵の所へ、この趣法帳によれば四百三俵也とある。これより服部主従の飯米を引き、残りを賣却して日常の小遣雜用を引去り、最後の剩餘を以て負債を償還



するのがこの趣法書の要旨である。斯様なことは何人にも當然考へべきことであるが、その當然の事が出来ないのが即ち負債を生ずる所以である。

今文化十二年の趣法帳に基きて負債とその償還案との關係を明かにすれば、

一 御渡米四百三俵也

内 米百拾壹俵壹斗七升也

御飯米其他必要米總計

殘米貳百九拾壹俵貳斗三升也

平均直段拾兩ニ付貳拾貳俵替

代金百參拾貳兩貳分 錢貳百參拾七文

内金貳拾參兩貳分 錢四百八十四文

使用人給料

同金拾四兩

酒肴料理代

同金八兩貳分餘

修繕費

同金四拾九兩貳分貳朱 錢百四拾壹文

臺用諸入用雜費需用費

小計金九拾五兩貳分貳朱 錢六百貳拾五文

差引金參拾六兩參分 錢四百八拾四文

といふ計算である。この内を更に儉約して貳拾兩位生み出し、屋敷内の山林畑物成にて貳兩三分餘を得れば、合計金五拾九兩餘となるから、之を以て返金せんとするのである。之に對して借財何程か

と見れば、右の趣法書中には書いてないが、文化十五年（文政元年）調の書類中に、文化十二年末調借用高百八拾八兩貳朱、錢六百十二文とある。この百八拾八兩餘は十二月末調であるから、立案の當時には尙數拾兩少なかつたであらう、故に數年の後には無借となる勘定であつたが、この最初の趣法帳作製の時には、服部家より負債高が明示せられたのではなかつた様である。或は一ヶ年に約五六拾兩の餘剰を見出す方法を求められたのではなからうか。

殘金五拾九兩餘

一ヶ年に

右者御家政御不如意罷成候付御取直之儀達て御願に付前段之通有體中勘組立差上申候處如斯御座候以上

文化十二乙亥年二月吉日

二宮 金次郎

この文章を一覽すれば、「達て御願に付」とあるから、直に御仕法を引受けた様にあるが、「中勘組立差上」とあるに見ても、中勘は中庸正當なる勘考であつて、即ち實行可能なる生活標準案である。而してこの書類を差出してから如何様になつたかを考ふるに、同年の十二月から「歲中日記」中に「肥扣<sup>ひかへおぼえ</sup>覺」があつて、下肥を汲取つた記事があり、收支の金額も増加し、田地の買戻も行はれた。弟友吉も曾我から歸宅して、二十七歳で三郎左衛門の跡式を相續し、翌文化十四年二月廿八日先生三十一歳にして中島きの女と結婚した。故に文化十二年の趣法帳は先生が仕法を引受けた書類ではなく、服

部の爲に立案したものであつた。

附 服部の分度とその實行に就て 服部の仕法は分度の確立によつて救はれたのである。分度の確立には、一家の消費者たる家長夫婦の徹底的の自覺を要する。故に報徳記には服部家と分度との關係を極めて明細に述べてある。先づこの自覺を催す爲には、容易に仕法や分度の組立を承諾してはならない、強て依頼する場合の押問答中に分度生活の並大抵でない決心を要することを指示し、勤儉の本旨より職分上の責任、治國の要道は齊家にあることを明かにする。斯くして先生は再三之を辭退した。而して是非にといふ所で引受けられた。この間の消息の一端次の通りである。

服部の仕法の懇囑せられた由來は、若黨として忠實であり、五常講其他一家復興世帯持の巧妙等が服部一家に知れ渡つた爲でもあるが、未だ若黨に仕法依頼とまでは考へられなかつたであらう、然れども次第に窮迫し來る財政難に關し奉行三幣又左衛門、代官鶴澤作右衛門等はその匡救に關與し、終に服部の決心を催し先生をして仕法書を作らしめたのである。依て服部は三幣等をして先生に仕法委囑を懇望せしめた。併し先生に見れば一藩の家老の仕法など無論經驗もなきことであり、唯數年親しく服部一家の事情を洞察してその缺陷を明かにし、容易に弊風の改め難きを熟視して居たのである、故に之を簡單に引請けるが如きことは出来るものではない。

先生再三固辭して曰、

「これは容易の事ではない、余は農夫である、農事に精勵して廢家を興したのは農夫の道を勤めた爲である。然るに服部家は小田原藩中高位の家老である、而してこの大借金を生じて窮迫極まるのは、士としての家を治むる道を失つた爲でないか、農夫たる余が士の家を興すなど、いふことは關知し得る所ではない」と、これを聞いた服部は益々賢なることを知り眞實懇望の意を盡して已まなかつた。先生慨然として曰、

「服部家は我が領主の重臣である、今艱難の爲に職を退き、其家も亦衰廢に及び、興廢の境界線に立つて余が一身に望を期し、高き身分を屈し、その誠意を盡して依頼せられる、今余が之を救はなければ或は廢絶するや

も知れない、服部家廢絶すれば當君の憂ひ給ふ事亦甚だ大なるものであらう、然らば服部一家の不幸のみではない、我が小田原藩の爲に急を救はざるべからざるものである」

と、その妻に謂つて曰、

「服部家の依頼は已に急なるものあること汝が知れる通りである、余今より服部家に至り力を盡さんとするものであるが、定めし當惑するであらうけれども、余が爲に家を守り家事を勤めよ、余五年にして服部家の整理を終り、同家の安堵を見て歸り來るであらう」

と、妻涙を流して曰く「承知しました」と、茲に於て先生服部家に到りて曰、

「五ヶ年の内に御家の艱苦を除かんとするものであるが、内外一切余に命じ給はゞこの事完成すれども、若し聊かたりとも御存意を加へらるゝならば、必ずこの志を全くすることは出来ない、左様の儀ならば今日御引受けしない方が却つて双方幸である」

と、服部喜んで曰、

「予不才にして一家を安んずることが出来ないでこの衰弊に到つた、術計盡き果て途方に暮れ、以て汝に依頼するのである、何を以て我意を言はうや、興廢共に汝一身に委託す、汝十分に改革せよ、予は唯汝の丹誠に依頼するのみ」

と、先生曰、

「祿千二百石にて當今受領せらるゝ俸祿米四百三俵、而して負債數百兩、これ世祿の名あつて其の實既に他人の所有なるに等し、御家老の世祿を以て之を償還せずして日を送らるゝが故に、この無き所の祿を我祿有りと信じ給うてこの禍を重ねらる、淺間しい事である。上君恩の無量なるあつて世々安樂に生活し給ふ無量の恩徳を知り、常に節儉を守り永く君恩に報ずる忠勤を道とし給ふべきを、過つて身の奢侈に流るゝを知らず、不足を生ずと雖も其根元を顧みず、他の財を借りて之を補ひ、元利増倍一家廢滅の大患を慮らず、終に家を破り君

恩をも消盡し給はゞ、これ決して忠義の臣といふべきでない。然らば即ち直に其過を補はんことを勤めねばならぬ、その方法は先づ過去の驕奢を省みてその身を責むるより始められることである、その身を責むるといふは食は飯汁に限り、衣は綿衣に限り、必ず無用の事を好まれてはならぬ、この三箇條を守らるゝや否や」と、服部曰、

「これ予が甘んじて行ふことを誓ふ所である、その程度にて家を興すことが出来るならば何の幸かこれに如か  
んやである」

と、茲に於て先生服部家の僕婢を呼んで曰、

「主家の負債増大して困窮なる既に汝等の知る所である、この儘にして三箇年を経過すれば、主家は將に傾覆に陥ることは明かである、汝等若し無事永續の道を知れるならば之を余に告げよ」

と、皆曰、「是れ我々鄙人の知る所ではない願くば教を賜へ」と先生曰、

「汝等主家の無事を願ひ、余一人にその方法を聞きたしといふならば、主家既に余一人に任し何等思慮を加へないと仰せられ、五ヶ年間一家の經營を委任し給ふ、汝等も我が指揮に隨ひ異存なきや否や」

と、一同異存なきを誓ひたるが故に先生既に調査する所に隨つて分度を立て、無用の雜費を省き周年の用度を制し、借財の貸方と呼んで實情を明かにし、五年を以て完償するを約し、自ら婢僕と共に家事を勤め、服部氏出づれば即ち若黨となり、入れば每朝家を治め國を治むるの道を説いた。

次にその分度の一例として文化十五年の御趣法賄帳より摘録すれば、

御臺所御不如意に付去年奉申上候御趣法御聞濟の上は、彌前書割合之通り仕候右に付御臺所取締箇條左に御  
伺奉申上候

一、第一火之用心

一、諸道具損じ候節不<sub>レ</sub>隱置<sub>一</sub>英左衛門迄可申聞候

一、熾(薪)味噌醬油御膳焚懸り

一、神々燈明五つ時迄と心得油次可申候若黨係り

一、惣行燈御上女中懸り油預り兼可申候

一、香物作男懸り

一、蠟燭並御屋敷産物竹木焚木英左衛門懸り

一、何品に不寄少分たりとも他に出し候品英左衛門迄可申聞事御召仕双方

一、御表御部屋何品に不寄貸し借之品々英左衛門迄可申出候事

一、御客御座候節御勝手にて御表様より御部屋へ被爲入且御部屋より御表様へ被爲入候節御たがひに洒五合宛御持參尤も英左衛門承り度敷勅定差引可仕候事

一、此上不時御入用御座候はゞ右割合の内へ切れ込申候尤も米直段宜節は夫丈の品御入用可然候

右之通金次郎英左衛門申談御伺奉申上候

文化十五寅年三月

右箇條割合の通り双方一致之精力を以賄方行届候へば左之通り之口々追々申談之上始末仕度候

一、御召物

一、御普請並諸修繕

一、不時御調和

### 三 第一回の家政整理仕法

文化十二年の服部の家政は趣法立案の通りには行はれなかつた。それは恐らく服部主従の決心の及ぶ所ではなかつたであらう。そこで文政元(文化十五)年の「御借用増減

控帳」によれば次の通りである。

文化十二年末 百八拾四兩貳朱 錢六百六拾貳文

同 十三年末 貳百參兩壹分貳朱 錢四百拾七文

同 十四年末 貳百四拾六兩參分 錢六百八拾八文

斯く年々負債が増加するのみで、一向償還の途が開けないから、文化十四年末に至つて先生に委囑してその方法を立てることゝなつた、その時期は「一家再興相續手段帳」と題する書類中に（二宮尊徳全集第十四卷六二一頁以下）

文化十四年十二月十日

一金壹分

是は服部十郎兵衛様より、御家政御願に付御酒代被下候に付元に入

とあるから、文化十四年末に依頼を受け、前年立案の趣法帳に基き、更に「御賄方趣法割合帳」おまかなひかたじゆはふわりあひぢやうを作つて翌文化十五（文政元）年三月之を提出した。更に「御借用増減控帳」の内には、

右之通御借用相改金貳百四拾六兩三分と錢六百六拾八文丑（文化十四年）十二月より、文政元年三月十五日迄勘定仕候、立合人周介、佐吉、應介、英左衛門、金治郎、御拜借より町人拂等に至るまで相違無御座候に付御長屋山本英左衛門方より引請預方仕候以上。

とあり、また同時の古文書「借財取調書」の奥書にも、

右は關谷周助賄方被成候に付、服部様御臺所借用之分相改置候、今亥七月より山本英左衛門相渡

より、寅三月二宮氏請取申候。

とあるから、先生が仕法を引受けその引繼が了つたのは、文政元年三月十五日である。而してその引繼計算調査は文化十四年十二月に於て、服部負債總額貳百四拾六兩餘である。併しこの文化十四年に仕法引受方の交渉のあつた時には、その負債額は貳百四拾四兩であつた、而して四百三俵の渡米の内、飯米、給與米等を引去り、その殘餘を合せて月々賣却し、各種の節約によつて、年々約六拾六兩許を以て償還に充つれば、次の通りに完済し得る。この方法は「御貲方趣法割合帳」に明記してある。

年次 毎年正月の債務 利息支拂高 元金償還高

文政元年 貳百拾四兩 三拾四兩貳分 三拾貳兩

同 二年 百八拾貳兩 貳拾七兩貳分 三拾八兩貳分

同 三年 百四拾參兩貳分 拾九兩參分貳朱 四拾六兩

同 四年 八拾九兩貳分 拾參兩壹分貳朱 四拾兩貳分

同 五年 四拾八兩參分貳朱 七兩壹分 十八ヶ月賦として 參拾貳兩

同 六年 拾六兩參分貳朱 六月皆済

この案によつて引受けてからは、御渡米おわたしまいは先生親ら倉庫より受取り、その中から分度に随つて山本英左衛門へ飯米並に雜用を渡したので、仕法は先生の請負となつたのである。これを報徳記の千兩に



比すれば四分の一であるが、服部家の債務整理は三回に亙り、その最後即ち天保十二年の時には意外にも八百貳拾七兩餘となつて居る。故に千兩といふことは前後の仕法金を合算すれば、決して過大に見たものではない。

さてこの仕法案が如何様に實行せられたかといふに、前記の「御借用増減帳」によれば、

文政元年末 金貳百三拾貳兩貳朱 錢百九拾貳文

同 二年末 金貳百六拾九兩壹分 錢六百六拾四文

同 三年末 金三百六拾八兩壹分 錢八百貳拾參文

であつて、文政元年に於ては、先生の引請當時よりも拾四兩貳分貳朱、錢四百九拾六文減少して居るが、翌二年には三拾七兩餘の増加である。最もこの内貳拾六兩、錢百六拾壹文は服部が江戸詰となつたので、新に生じた新借であり、翌三年には百兩許の増借であるが、

一金貳拾四兩貳分 旦那様に遣す

一金貳拾六兩 丑十二月より四ヶ年の内出精者へ遣す

一金六拾八兩三分 錢七百壹文 江戸御詰金不足之分

一金三兩壹分貳朱 錢四百三拾文 右利子

計金百貳拾貳兩貳分貳朱 錢壹貫百三拾壹文

といふ巨額の新借を生じた爲である。

先生は斯かる傾向を見て前途を憂慮し、先づ邸内の藪林を整理し、菜種、荊豆、梅、竹木等を得て次の年次表の如き增收を企てた。

文政二年 金八兩壹分餘

同 三年 金貳兩餘

同 四年 金五兩壹分餘

同 五年 金五兩貳分餘

計金貳百九拾九兩三分貳朱 錢貳百六拾四文

併し趣法案はその理想を裏切られ、然かもその程度は些細の額ではない、今その原因を考ふるに、文化元年借金償還の案の樹立せられると同時に、従來服部は病氣引籠りと稱しその職務奉仕ノ差控ふることを許されて居たが、文政元年主候老中となり、江戸の用務劇増したので出仕の必要が生じ、その準備が立てられ文政三年出府したので、前述の通りに多額の失費となつたのである。この窮厄を切抜ける趣法案が必要で、その案の通りに實行せらるゝ根元を堅むるには幾多の工夫が凝らされた。

一、糧米其他賣拂米等を積置きて値上りを待つこと

二、低利資金を借入れて利鞘を得ること

の如きは直に着手せられた、第一案は、先生は服部の給米を引受けて居る上に、栢山かづま附近の農家から、作徳米販賣方を委託せられて居るから、之を利用するに在つたが、文政三年には却つて百兩許の損失となつたけれども、その損害は先生の負擔となつたから、服部の財政には累を及ぼさないが救済は出来なかつた。

第二案は小田原侯から低利資金の貸下を受けることであつた。當時の立案では八朱金であつた。この八朱金は必しも服部の爲のみでなく、當時小田原藩士中にては、山本の如きも相當負債があり、奉行以下殆ど之に悩み、特に輕士の類に至つては窮迫身邊に到り實に悲惨なるものがあつた。最初の豫定では貳千兩位の貸下を願ひ、藩士一般に潤を及ぼす豫定で、五常講の制を廣く活用するにあつたが、藩の財政も餘裕少く現に藩士の給米減石を復し得ざる状況であり、大阪に於ける借入金がが相當多額に上つて居た際であるから、貸下金僅に壹千兩といふことゝなつた。而しこの八朱金を服部へ貸下げるに就ては、先生と當時の家老當職吉野よしの圖書とくしょとの間に諒解が進んで居たので、服部の爲に實に四百五拾九兩三分といふ破格の融資が行はれ、三百兩は小臣者の爲に五常講金貸附様式によつて貸付られ、僅に貳百四拾兩壹分が他の數氏に融通せられた。

さて服部はこの四百五拾九兩三分の内から、借財總額三百六拾兩餘を償却して全然無借となり、殘金八拾五兩三分餘は先生の手許に預りとなり、之を有利に利廻りして、その利金を積立つれば、將來

服部の永安の基を開き三百兩を残し得るといふにあつた。而して八朱金の元利償還の方法は、給米四百三俵中より九拾俵一斗九升九合貳勺八才を拾五ヶ年間納入するを以て完了することゝなる。即ち年の御渡米おわたしまいが三百拾貳俵餘に減少するのである。随つて服部の日常生活は極度に緊縮した分度を立つるを要した。

然らばこの仕法立の後文政四年以後の状況如何といふに、四百三俵より更に減石となり、その内より九拾俵餘を納入し、

文政四年 百八拾俵 年末不足金拾九兩餘

同 五年 百四拾五俵餘 同 拾七兩餘

同 六年 百四拾五俵餘 同 貳拾七兩餘

であつて、三ヶ年總計五拾九兩三分貳朱餘の不足となつたが、幸にも文政二年より御屋敷内産物代積置利廻し手段金貳拾九兩餘を廻し、全不足金は三拾兩となつた。併し一面に先生の預り金もあるから、事實上増借とはならず、その内より賄つたとある。これを以て第一回の仕法は兎も角無借となつたのであつて、この儘繼續し、先生がその任にある時には、無難に暮すことが出来るものと思はれた。

四 第二回の仕法 服部の仕法は文政三年の八朱金借入によつて、翌四年には一應完了し、同六年

までの成績によれば、多額の増借ともならず、十五ヶ年後には八朱金の償還完了によつて全然無借の境界を開き得ることゝなつた。而して文政三年には服部は江戸に出で、文政七年の頃にはまた家政も動かないので、服部の書状ものんびりと先生を「山雪先生」とまで尊び文政十年の書状には、三幣又左衛門と一酌を試みて貴公の尊をして居るとあり、文政十二年の四月五日の書状には、成田山心願の御禮に禮狀を遣し、天保元年には十郎兵衛が退隠して清兵衛が相續した。第二回仕法の問題はこれから始まる。

退隠した十郎兵衛は少しも借財を残した様な手紙を書いては居ないが、天保二年十二月末に鶴澤作右衛門の頼めた書類によれば、借財金三百六拾七兩三朱とあり、この外に八朱金償還殘金貳百八拾六兩三分とある、また別の書類に集議講掛金三拾貳兩、外に參拾三兩三分とあるから、惣計金七百貳拾兩壹分となる。十郎兵衛の退隠後僅々一兩年に俄かにかく莫大な負債が出来るとは考へられない。或る借金の中譯に類が立たず、退隠によつて職務上の費用を低下せしめんとする方策とも考へられる。

この天保二年に於ける鶴澤の案は、先づ一方高利より低利に借替をなし、八朱金を合せて無利息年賦金等の方法を用ふるとすれば、天保三年の借財増額六百貳拾九兩壹步壹朱となる計算で、當時の御渡米は増石せられて四百八拾六俵三斗となつて居るから、年々償還して天保九年まで七ヶ年にて完済するを得るといふにある。立案の基礎は第一回の仕法の様式に準じたものであるが、全借財を五朱利金

と無利息金とに借替へんとする處に償還の途が開けて居る。

誠に良法であるがこの案は借替が眼目であるから、何程まで實行し得たか少しも判明しない。依て之を文書に徴するに、服部より遣したる報徳金借用の依頼狀がある。既に報徳金とあるから恐らくは天保五年以後の事であるであらうが、持高の内より四百石を差出すから篤と勘算が願ひたい、然らば七ヶ年にて皆済の出來る積であるからと、繰返して依頼してある。

恐くは之に對する返事であらうと思ふ書狀が、今市の二宮神社に藏せられてある。珍しく先生より差出された直筆の本書であるが、その内容の一部を叙すれば、

御書面の趣萬事逸々致天地候、二十五ヶ年以前、御年十八歳の御時より、治身、治御家、終治國の次第、種々様々御傳授申上置候處、(貴下の行動は)是を庭前之草木にたとうれば、植て花咲候のみ、少發迷風て花を吹散す、然ながら夫は去秋の事、又草生ゆる新春は改て花咲實法もの也、二十余年以前御若年の丹精今爰に盡く、花咲結實法、救民申度奉存候、人として庭前之草木に劣り候御書面、餘り残念至極奉存候、餘り残念至極奉存候、(原文繰返しあり)云々

とあつて、辰年(天保三年)に貸付けたる百兩の計算、并に用立金合計金四百拾五兩三分貳朱を返済して貰ひたい、然らば御借財全部拙者が負擔するとある。

この書狀は年號はないが、天保七年たることは明かであつて、月日は正月十六日附である。末尾の

文句は甚明瞭を缺く様であるが、何回も負債を生じ、貸付をなし、終にまた大借を生じた事に就て、庭前の草も新春には起き返る、一國を治むる地位にありながら、仕方を幾度も行はねばならぬ不甲斐なさを攻撃したものであつて、直に先生の承認する所とならず、報徳金の貸付も行はれず、これにて鵜澤案による償還方法も、大なる効果のなかつたことを證する。

然るに先生は天保八年から小田原に出張して急を救ひ、翌年から仕方に取掛り、報徳金の貸付を行つたが、その頃より双方にこれを最終の仕法とする意味を以て漸次諒解が進み、且小田原領内仕法實行の惠澤により、報徳金借用を以て第二回の仕法は完了した。

借受けた報徳金は借用證文によれば、四百八拾四兩貳朱である。其他は如何になつたか判明しないが、報徳金返済は毎年六拾九兩貳朱永三拾五文七分壹厘四毛四弗づゝとして、天保十年から七年間に完済することとなつて居る。而して古借金 of 償還は天保八年十二月から、先生の手に於て返済し初め、全部の總額が前記の報徳金額と合致する。これが第二回の服部の仕法である。

**五 第三回の仕法** 第二回の仕法は天保九年に完了したが、その翌年と思ふ頃の書狀に、最早幾分返金を怠つたかの如き意味が見えて居る。報徳年賦金が返され新借財が出来なければ問題は無いが、事實は反對に舊借の償還は延滞し、新借が生じた。

天保十二年の「服部家借財返済手段帳」によれば、

日々廿(天保十二年)十一月之上

メ金四百四拾四兩貳朱 銀三匁

寅此利金五拾三兩壹分永五十一文

元利メ金四百九拾七兩壹分貳朱永三十八文五分

とあつて、

報徳金の返済残額金貳百九拾四兩壹分貳朱

諸向買掛りの内金三拾五兩三分錢四百二十一文

とあるから總計金八百貳拾壹兩餘となつて莫大な負債である。報徳記に見ゆる服部の負債壹千兩はこれを指してもよいのである。

斯の如き不始末となつたのは、當年五十歳の清兵衛が、倅は追々成長したからとて突然退隠した。實はこの借金の始末を嫡男に轉嫁したのであつて、その事情は相續人の波江から詳細に報道して來た。その書狀によれば從來御配慮によつて、減借にもなつたと思ひの外却て増借となつて居たから、鵜澤に頼んだが報徳金借用の時の御約束によつて金錢には關係しないといふが、是非にと頼んで趣法帳が出来たから、報徳金返納を數年延期願ひたいといふのである。

鵜澤からの書狀によれば、清兵衛はこの借財の中で隠居部屋を新築し、その費用まで嫡男に負擔せ



しめた程の不所存であるが、波江が餘に愍然であるから、「服部家借財返済趣法帳」を作つたといつて來た。

その案によれば、當時御渡米が九百七俵貳分といふ二倍以上の増額である。負債は多いが整理の順序は立ち易い、米の受領高を元として、御部屋の外に新御部屋が出来たのである。この新御部屋たる清兵衛の入用等を差引いて残り金百三拾六兩貳分を借財償還に充つることゝすると、天保十三年より五ヶ年間に四百九拾七兩餘を償却し、次に掛買代金を拂ひ、報徳金は未、申二ヶ年に返却し、全部を通して八ヶ年に完済せんとするのである。そこで報徳金は六ヶ年間掘置となるので、波江からの依頼はこの延期のことである。

その後の狀況が如何に進行したかは是亦判明を缺くが、清兵衛は退隠五ヶ年後に先生の處へ書狀を寄せた。而して大凡中勘通り參り居り候と述べたる上、例の癖であるが武具を求めたいのと、三人の子供があり、次男麟之助りんのおすけが十七歳で元服するので、切めて一刀を新調したいから百金、出来るならば貳百金拜借したいとある。何を目當にすることか、服部の仕法が三回にも渡り、前後三十年近く他力にのみ頼つた原因は此心理狀態に伏在するのである。尤もこれに就ては先生より應諾した様子は更に見えないが、嘉永二年二月十四日の清兵衛よりの書狀によれば、

報徳金を始め惣借十ヶ年にて皆済に付御安堵可被下候、鵜澤骨折にて小子之分も右趣法之内込、

先當用の處は大小きれいに相成致大悅候。

清兵衛十八歳の時から教導し始め、同人二十一歳の時仕法に着手し、五十五歳の當年まで實に三十五年、「當用の所は」とはいひながら服部の仕法は完了したのである。

服部の仕法は世間に有名である。世人の意識に上れる記憶は一回であつて五ヶ年完了である。然るに以上叙述した事實は三十有餘年を費して居る。事の餘りに相違することの甚しい。併し富田先生が櫻町に來つて入門したのは天保十年である。當時の服部家の負債は約千兩に近い借金であつた。服部家第一回の償還方法として考へられた八朱金借入の様式は、五ヶ年にして元金を償還し、三百兩を剩すことゝなつて居た、第二回の方法もこの借替と分度の確立以外に道はなかつた。

服部の仕法の困難は本人の自覺が伴はぬことゝ、生活上に於ける經濟的技術の幼稚なことゝが纏綿した、報徳式生活様式の分度確立と、生活上の指導精神の一貫とが缺けては、何回仕法を講ずるとも常に亡滅の岐路を辿ることゝなる。偶と慈悲仁惠の他力があつて之を指導すれば一時之を正路に挽回する。斯くて人道は常に天道の中に立ちて新生活様式を強調する。道に仕法の任に就くもの、屢と迷路に困憊せんとするに際し、自ら救ふ能はざるものを救ふ時の指針として、また分度の確立は如何なる衰勢をも挽回し得る實例として服部の仕法を範とするに足る。

## 第四章 藩政改進獻策

一 納米用量器の改良 文政三年九月大久保忠真公民間の言議を徴し、御領内百姓共の爲に永く有  
效適切のことあらば、何にても申出よと民政改革に關する意見を廣く求めた。枴改正に關する先生の  
進言はその一つである。納米用量器は即ち枴である。枴は一般通用の量器であつて諸國均一であるべ  
きであるがそれは現代の事である。度量衡の検査もなければ、度量衡製作所も諸所にある。時には手  
製の枴をも公然用ふるのである。そのみならず一俵といふ米にはヒキ込米と稱して初より二升三升と多  
く入るゝを例とする習慣があり、地主によつて小作人との間に約束があり、表面の貢米高は低くして、  
込米を多くするのもあり、込米は少くして約束の年貢を多くするのもある。地方々々によつてその量  
が區々である。

大久保家の領土足柄地方より駿東、伊豆地方に於ては四斗一升より二升、三升まであつて、その枴  
の種類が十八種に上つて居た、されば升改の際にも、年貢米の上納にも米の賣捌方にも、升量の標準  
がないので取引賣買貸借より、年々の貢租の納入、土地賣買後の年貢納入日の爭議の際誠に人民その  
根據なきに苦んだのである。先生はこの枴の改正を獻策し、更にその標準枴作製の命を受けて之を創

作して献納し、爾來領民年貢納入、米穀取引受渡の際に於ける紛議が絶滅した。

先生がこの量器改正を念願としたのは永い間の希望であつたことは二宮翁語録の中に明かに傳へて居る。

小田原藩の量制ますが正しくないので、人民は不正枴すで以て苦しめられたことが甚だ永い間であつた。乃父は之を憂ひて常に慨嘆して居られた、自分は乃父のこの枴すを改めたいものであるとの念願を寢ても寢めても忘れた事はなかつた。服部氏の求に應じて家政を改革したけれども、自分は初めから左様なことを希望しては居なかつた。併し竊に考へて見るのに、服部氏は代々大久保侯の家老である。この家に入い入すれば自然に枴すの改正も行はれる様になるかも知れぬと考へたからであつた。後先君おほく大久保忠貞たけざね公が、政事の改良につき御下問があつたので「謹けんりやう權を量し審み法を度ら」といふ語と、枴すの制を正した方法とを記して之を献納した、その量制ますといふのは「八寸八分」を法則とした、「一寸」の字は「十」である。乃ち「八十八」で米の字に當るのである。先君はこれを「嘉し」といつて納められた。それで乃父の遺志を全くすることを得て安心した。(語録二百七十八章元漢文)

量器改正の献議は文政三年である。服部の仕法の第三年目、先生が表彰されてからも三年目である。最早先生の名は大久保侯に鮮明に牢記せられて居る。この一件の顛末は「小田原領升改正覺書」の一冊に詳細に記録してあるが、その要略を叙述するよりは、それを現代語に意譯した方がよい様に

思ふ。

一、相模國小田原御城主大久保加賀守様は、格別に御仁惠の深い方であらせられ、御領内の百姓共が永く幸福になる様なことを御考になり、いつも役人から計り聞いて居るので、此度は人民から申出させたいから遠慮なく思ひ付、役に立つ事を申出よとの事であつたので、相州足柄郡、駿州駿東郡、豆州の内、村々の御年貢を納むる斗枬は、四斗一升のもあれば四斗二升又四斗三升餘のものもあり、大凡枬の種類が十八種位もあつて、一つとしてそれでよろしいといふ標準になるものがないから、皆々不同で、永い間難澁して居るので、之を一定して戴きたいといふことを申上げた所、小田原及び江戸御屋敷の諸掛り用の枬を調べて見よといふ仰を承り、古升を取調べ、又市中の新升を取調べて見た所、御用に立ちさうな枬は見當らないのでその旨を申出た所、然らば何か適當な考はないかと御尋であつたから、米といふ文字に根據を取り、深さを八寸八分とし、横を一尺三厘三毛とし、これを三杯合せて米壹俵四斗一升と同量となると申上げた所、小田原藩の役掛りくにて御相談になり、江戸御屋敷に伺はれ、直に殿様まで申上げられた所、御採用に相成り、それから年々量り立てる斗枬となつた。

註 米一升は古來二寸七分深さに、縦横四寸九分の枬と定まつて居た、この枬に米を一分立方として六萬四千八百二十七粒入るものとしたので、今一俵を四斗一升入れとすればその立方分の積は二百六十五萬七千九百七粒である。さて先生の米の字の八十八を深さとした枬の縦横一尺三厘三毛とすれば、一杯で八十八萬五千

八百十七粒五八三二であるから、それを三杯にすれば二百六十五萬七千四百五十二粒七四九六となつて、四百五十四粒二五〇四だけ不足となるが、その榊量は一勺の約半分であるから殆ど問題にならぬ榊缺であつて、先づ正確なものといはねばならぬ。

この覺書には江戸小田原其他取調べた報告及新榊製造の次第が詳細に認め、またこの改正の議に關與した役人の氏名が書いてある。それを要略し、或は原文を譯して掲載する。

一、米の御年貢米一俵は三斗七升であるが、之に地方役所入用米三升を加へて四斗と定めてあるが、四斗の本米に「計りしのぎ」と稱して加へ、四斗一升もあれば、四斗二升、四斗三升のもある。

一、この間違の初は、四斗俵を三斗七升で割ると一〇八となるのを、一一と上げ、四斗七合となる所を四斗一升としたものである。

一、愈々納米日となつた時に「升改奉行」ますあらためびやうが出張して改める際酒代取計らひの爲め四斗二升あつても四斗三升あつても改めて四斗一升到量り、今日終らねば明日も升改めである。

註 小田原納米の際、百姓村役人榊改滞留日數夥しく、年々納米は百姓の憂苦甚しき一大年中行事であつた。

一、四斗一升俵に改めたので、一俵で二升づつ餘りが出來れば一萬俵で二百石も改め榊の益米が出來る、小田原十萬石で二千石即ち五千俵となる。

一、新榊を用ふれば御上納米改の煩雜がなく、實米五千俵の御恩惠を受けることゝなつたから、永代有難く御趣旨を失はぬ様にせねばならぬ。

一、右につき米能々相改め、御年貢米、地賣米より一段よろしくなる様致さねばならぬ。

一、先御城主稻葉佐渡守様、稻葉丹後守様、稻葉美濃守様御代より御改櫓に就て問題となつて居たものが今度出来上つたのであるといふことを永く忘れてはならぬ。

一、新櫓の底に方一尺三厘三毛、深さ八寸八分と印し、内外に「りやう平」と申す焼印を新に作つて押付け、弁ふち打出金を打つけて置くことゝした。

一、新櫓の木地は木曾檜を江戸から仕入て小田原と江戸とで小田原藩の御作方に頼んだが出来ないので、據なく江戸日本橋樽屋與左衛門方へ直接趣いて掛合つたが、一斗、七升、五升、一升、それより以下の櫓の外は作らないと申すので小田原に歸り、一丁田町角の建具屋で、江戸職人で手きゝといふ様子を見定め、これに申つけて、拙者毎日出向ひて指圖をなして出来た。

一、新櫓の金具類は下大井村の鍛冶屋で照親と申者があつて、小田原御家中の御留鍛冶であつたから残らずこのものに作らしめた。

一、文字のほり付は、市外の寺町西側に居た佛師に申付けた。

一、折角新櫓が出来た冥加の爲に、献納品の外に次の通りに餘分を作つて夫々へ進上した。栢山村名主二宮七左衛門、岡部善右衛門、岡部左伊兵衛、小澤俊介、田中佐右衛門、蓮正寺村大堤下定右

衛門、拙者の分一つ。

一、右についてその節の郡奉行は早川茂右衛門、竹内藤左衛門、關小左衛門の御名儀にて御褒美の御證文を下さつた。

一、その當時の御代官は鶴澤作右衛門、深水詮右衛門。

一、その節御丹精下さつた御家老は吉野圖書、服部十郎兵衛の兩人が御當勤であつた。

一、この時の領主は大久保加賀守様で御年四十歳で御老中の御大役であつた。

一、自分は三十四歳であつた。

一、外の御家老は杉浦平太夫、大久保又左衛門、近藤左衛門であつた。

一、是にて稻葉様の時代から、升の不同て百姓共が苦しんで居たので、屢々平均致す様御仁恵を願出たが、當代に於ても度々願出たけれども、郡奉行や代官等から叱られるのみで、改正は行はれなかつたが、時節が到來して改正が出來、一時に苦難を免れることが出來て有り難いことである。

一、升の深さは八寸八分に、方一尺三厘三毛をかけ合すれば、米一斗三升三勺三才餘となるから、この升に三杯で米四斗一升となる。

一、その外記し置き度いことは數々あるが、ざつと先づこの通りである。

年三十四歳

文政三庚辰年十月

二 宮 金 次 郎



小田原の納米はこの通りに定まり、四斗俵納米の最低量にて可なることとなり、二百年間の懸案は解決して、住民の疾苦は救はれ、賢明なる藩主の仁政執行の念慮は實現した。

・なほ「四公六民石盛反取」と題する租税に關する先生の研究書類によれば小田原の枿改正の一條は、御領分一統闇夜に燈火を得たるが如くであつて、古語に「周雖<sub>レ</sub>舊邦<sub>ニ</sub>其命維新<sub>ニ</sub>」とある如く、國家の成立も制度も既に古くから開けて來て居るけれども、天命を受けて民政の舊弊を一新するのは漸く今日であるといふ意を述べてある。また、

新製の枿は、四斗一升の内少し不足を生ずるけれども、口横一尺三厘三毛の處へ定木を以て仕立てるのであるから、微妙の緩みがあつて、事實は過不足はない。

とある。

新製の枿は現在栢山かきやまに一つ残つて居り「謹<sub>レ</sub>權<sub>ニ</sub>量<sub>ニ</sub>審<sub>ニ</sub>法度<sub>ニ</sub>」の文字が記されて居るが、前記の書類の控には更に四方改行焉の字が并記せられて居る、而して枿は左右に約三寸平方位な厚板の手が附けてある。なほ最初は縦横一尺三厘四毛として立案し、一尺三厘三毛と改めたこと及び枿の容量を計算した算數の根據を明細に圖に示してゐる。

二 藩士の救濟策と五常講 小田原藩の財政難は他の諸藩と大差なく、徳川幕府の財政窮迫の頽勢と同傾向であつて、關西に於ける納米を抵當に大阪の倉宿から借入れた金額は相當多額であり、民間

より御借上の金額も少くないので、餘儀なく藩士の給米を減じ、千石を給せられる家老が四五百俵にも足らぬことあり、減俸は五割以下に及んだ時さへあつた。然るに當時文化文政といふ大御所時代の驕奢遊惰の風競ひ行はれて益々生活は困窮した、故に中流以上の藩士は負債に苦しみ下流の藩士は生計に悩んだ。

先生が服部の仕法依頼を受けられたのはこの時であつて、その事情を聞くにつけ一日も捨て置き兼ねる急事であると觀察せられ、依て吉野圖書、早川茂右衛門、三幣又左衛門等と服部の家政の協議をした際、藩士の困窮をも耳にし、救助の議をそれまで擴大し、先づ之を五常講と名づけ、八朱といふ低利金貳千兩の貸下を受け民間よりも出資をなさしめ、仁義禮智信の信義によつて、相互に誠心誠意の融通を計るときは、甚しき長期に亙るなくして借財を償還し得、小資本の下流の士は生活の基礎を堅くすることが出来るといふ策を進獻した。

五常講に就ては、この献策以前に既にその案が實行せられて居た。その最も早い記録は文化十一年三月五日の創案で、五月三日に最初の加入金がある、その加入金の説明には別所村田植一人とあるから、先生自ら服部家より休暇を得て曾我へ手傳に行き、その賃金を差出したものであらう。爾來別途収入が之に加へられ、十一月に至つて伴七といふものが加入し、色々の仕拂が行はれて、翌年九月に至つて初め「横儉約からくり糸」と題して、おとめ、おきよ、おまき、倉藏等の爲に支拂貸付が記さ

れ、平藏、金藏へ眞木代支拂もあれば、「夜遊法度からくり」と題して藁代が支拂つてある。次で「槓焚出し」槓進上之覺」等があつて服部の内の關屋、藤太夫、源二郎以下多數の人々の名が見ゆる。これによつて、薪炭の節約から初まつて、服部の用人以下女中等に至るまでその講中であつたと見ゆる。女中達は彼の報徳飯の焚方により、用人より仲間までそれ〴〵勤儉の餘財を出して、またその積立金を借用する、斯くして文政三年に至つて居る。

金錢の積立及貸借は確實に約束を守るを最大要件とする。若し約束行はれざる時は貸借信託の意義を失ふのである。この約束の嚴守は即ち信である。信を行ふは餘財ある人より推讓して困窮者へ貸付ける爲に差出す、これを仁といひ、約束を守つて正しく返済するこれを義といひ、約束履行の後恩義を謝すべく冥加金を差出し、また返済其他に迷惑を掛けざるもの、並に餘財を差出したりとて誇らざるこれを禮といひ、如何にしてか多くの餘財を生じ、また如何にしてか借財を迅速確實に返済するかを工夫し、愈々互に利便の多き様に努力する、これを智といふ。而して仁義禮智信の五つのものは悉く信の一字に要約せられて完全に履行せらるゝと共に、その根元は親の子を愛する如き仁に發源するのである。

用人、仲間、女中を社員とする結合は五常講の名によつて組成せられ、信義確守の約束の下に文政三年まで繼續し、その十二月改合計金貳拾六兩也とあるが、文政四年調の「諸勘定口別控帳」によ

れば、先生との貸借關係者は十七人に及び、五常講員たりし岩村のおかねの如きは拾五兩三分餘（三百圓餘）の預りとなつて居る。

この儘にて繼續すれば、五常講金も相當多き金額になつて行つたことであらうが、先生は當時服部の仕法中であつて、その償却方法は可なりに難問題であつた、而して小田原藩士の多數がこの艱苦に悩みつゝあるを見ては、先づ一時に相當資金の調達を考へなければならぬ、茲に於て八朱金の貸下げを受け、五常講を作つて上中流藩士の債務償還と、下士卒の生活共済とを實現せられんことを獻策した。

八朱金貸下げ後に於ける貸付取扱方法は、「五常講手段金割合帳」と題してその雛形が示された、即ちその末尾に記された「右は御家中町在途、年八朱利息にて御貸付被遊候も、幾重にも割付差出申候」とある様に、八朱金とはいひながら、借受ける人々の生活状態によつて利率を異にし、返済年限を色々にして取扱ふのであるから、委曲雛形に割付け、百石百兩五分利、百石百兩七分、百石五十兩八分、百石百兩八分、百石百兩壹割の五種を假定し、十二ヶ年、十七ヶ年といふ様に種々の立案をなして差出したのである。

然るに大久保侯の財政も甚だ窮迫の状況であつたから、僅に八朱金壹千兩の貸下に止まつたので、服部が四百五拾九兩參分といふ大半を借り、其他二三の藩士へ貳百四拾兩壹分を貸付け、残り參百兩

を小臣者へ貸付けることゝなつた。この三百兩は無資力に近い小臣者へ貸すのであるから、その取扱方法を先生の献策したる五常講方法によることゝなつたのである。

五常講の名はその後櫻町にても用ひられたが、主として小田原藩の小臣者へ、無利息にて三百兩を貸下げ、共同責任を以て短期に償還せしめ、償還したるものをまた貸付け、繰返し、元金運用を繁くし、運轉回数の多きを以て五常講金の有効力を増進し、同時に小臣者をして先づ小債務を免れ、生活資金を造成し、順次生活の安泰へと進ましめんとするものである。その詳細は「五常講金貸箱」一冊に見ゆる。

この資金は三百兩である、これを借りて返さざれば一回だけ三百兩の仁恵を受くるに止まる。然るに當時小田原藩士は、筆を作り、提燈を作り、竹の皮の笠を作る等を内職として居た、併し窮迫の餘り原料代支拂の延引より、自然原料は高くなり、或は供給が不満足になつて居た、今この五常講金を拜借して資本金となし、副業内職に勤勉し、或は大に儉約を行ひ餘財を作りて五常講金を順當に返済すれば、その恩恵によつて他の人々の生活資金へ融通し得るのみならず、自らも亦その潤澤に浴する、その返済の期間が相互に早ければ早い程、潤澤の循環は早くなる、而してその循環と貸付取立等の取扱の便利を計る爲めに、三百兩を百人に分ち、一人の借受最高額を三兩とし、これを三組となし、一人の貸付最長期間を百日とし全く無利息とする。借受人は帳簿に氏名を記し、その一冊中の百人が一

組となつて連帯責任となる。

若この三兩の返金中一組分壹兩延帶したる時は、その延帶したるものゝ名前より下へ十人目の者迄が之を分割して辨償し、一人七百文を差出す。若二兩なる時は上下へ十人宛七百文、若し三兩全部なる時は残り、七十七人にて、一人錢七十八文宛を割付差出し、元金百兩に満たざれば次の貸付を開始せざることゝする。故に最初の元金は三百兩なるも、その返済金積んで百兩となれば次の貸付を行ふのである。

この貸付を行ふに際して施す教訓は、「右の金子は聖人傳授の金である、仁義禮智信さへ違はざる様にすれば、一兩借用するとも一ケ年には金三百六拾兩の通用であるが、若し一人この道に違はゞ金子三百六拾兩の通用が閉塞する、只世の中は道を以てすれば通用するのであるから、借りたるものは借りたる時の心を失はずして返済することが唯一つの道である」と誨めるのである。

斯くて共同責任であり、共済方法であつて、その根本精神は五常の道を行ふのである。さればこれによつて小田原藩士の貸借融通の道は圓滑に開け、その生活は常道を歩むを得たのである。唯何れの時まで行はれ、何れの時廢止せられたかは判明しないが、先生はこの方法を櫻町に實行せんとして、文政六年三月廿八日より陣屋詰の役人并三ヶ村の住民幾十人を集めて、相語り相謀り、小田原に於ける五常講の經驗を述べ、勤儉の餘財を積むことを始めた、「五常講」と題する書類によれば、小田原より

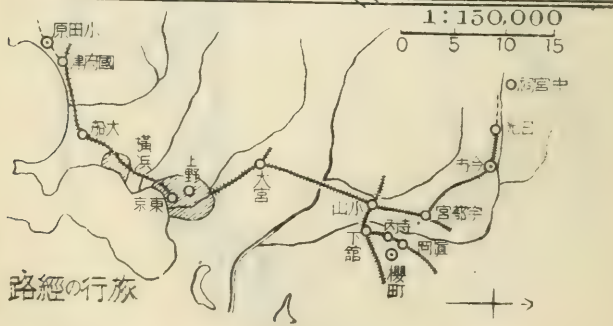
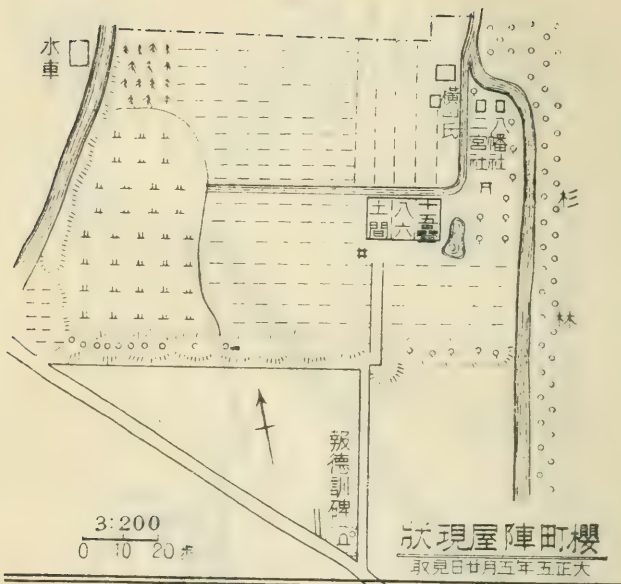
持參した五十二兩を中心に、貸付金の返濟、預り金を合して七拾三兩餘となつて居るが、貸付は何れも小口で、總計廿六兩あるのみでこの年以後の記事もないから、或は五常講ごじやうかうを以て櫻町の借財仕法を行ふよりも、行政仕法によることの必要と急務とを考へ、この儘にて終つた様であるが、後に至つて報徳社創立せられたのは、五常講ごじやうかうの經驗に基くものであつて、行政手段としての仕法の外に、自治的仕法の必要であり、また必ず行はれ得べきことを、當時より信じて居たことは明かである。以上は五常講ごじやうかうの大要であつて、先生の報徳仕法の組織體系の發露として考ふべきものである。

## 第五章 櫻町復興仕法

一 櫻町の衰弊と復興の下令 二宮先生の報徳仕法體驗は櫻町に於て系統が立つたのである。宇宙人文の開闢進化に關する發見はダーウインの進化論より二十五年早く、報徳結社は獨逸の産業組合設立より五ヶ年以上早い。而して貧富一圓融合して貧困者なからしめたる實際施設は、歐洲に於て貧困退治を強調し始めた社會政策の提唱より數十年早く既に成功し、特に現下の大問題なる物質文明と精神文明との調和の理想を、調和以上に融合し得た。即ち理想を日常生活化する生活様式を以て實現した。その體驗地がこの櫻町である。

爛漫たる花の名に負ふ櫻町は旗本宇津胤之助の領邑物井、東沼、横田三村管掌の陣屋の所在地であつた。その音元縁の頃衛區を計畫したるが、その佛として數戸の商賈あるのみであつて、町名の如きも美稱を選んだものであらうが現在では町といふ名の不相應なのみでなく、村としても寂しいものである。櫻町陣屋の管區三ヶ村は早くより大久保氏の所領であつた。小田原大久保氏は往時宇都宮氏或は宇津氏を稱したので、曾て大久保氏は宇津姓を以て分家を立てたこともあつたが、元祿十一年に大久保忠朝の三男敏信が分家し、櫻町附近の私墾田四千石を領することゝなつた。而して公稱は四千石である。

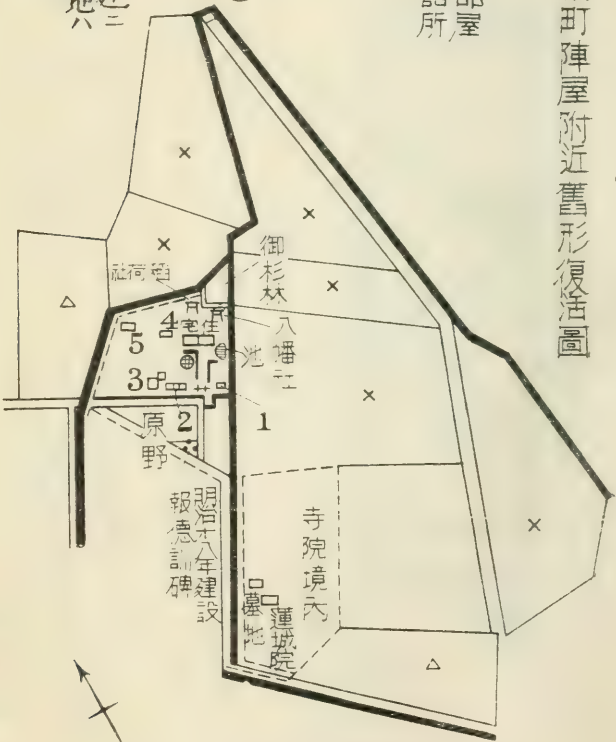






櫻町陣屋附近舊形復活圖

- △× 地頭御水
- △ 民有地
- 1 細工場及中間部屋
- 2 家中及村役人詰所
- 3 檻
- 4 便所
- 5 文庫藏
- 板塀
- 土手櫻樹アリ  
(現存ハルミニア)



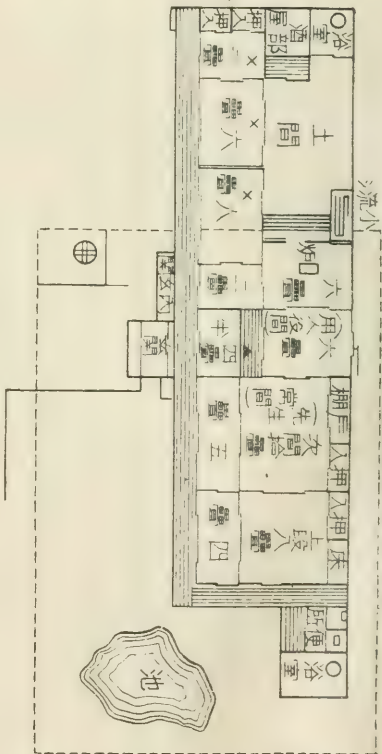
第一七圖

蓮城院ハ先生ノ再建ニ  
シテ禪寺ナリ 墓地ハ  
宇津家及二宮家  
墓アリ

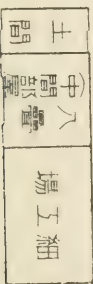
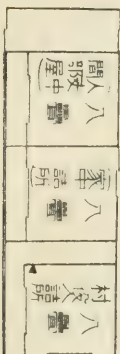


櫻町陣屋本館の復活圖

明治三十八年壬辰當時残存區域



△女関正面四疊半、内板張一段  
高、左方、武器馬具等飾り  
右方通行之なり  
×三室共普通客室ヲ先生  
任法ヲ受クモ、若ク他方  
來ル門人皆此処ニ居リ





から四千俵の納租がある筈であるが、分家した頭初から既に三千百俵となつて居た、随つて家數も四百餘軒人數千九百餘人の所、漸次減少の傾向が見えて居た。爾來屢々流行病に襲はれ、また天明の饑饉に甚しき打撃を受け、文化九年より文政四年までの平均貢租九百三拾四俵餘、金百三拾兩餘、戸數百四十五軒となつて居た。されば當主宇津鯉之助は幕府に出仕することを得ずして、本家大久保侯の助成によつて佗しき寄食的生活をするに至つた。

この頃先生は服部家の仕法に關與し、進でその整理を引受け、大久保侯の賞詞を受け、斗榘改正の議を獻じ、五常講ごじやうかうの設立案を進言した、經濟財政の取扱に關する意見と技術とは、時流を抜いたものであつた、賢明なる大久保侯は之を見逃すことをしなかつた、服部家の整理案が八朱金の貸下にて解決した時、小田原藩の財政窮乏も亦斯の如くに處理することを得ば、以て當代治世の鑑たるを得べしとの評議も行はれるに至つた。然れども服部の仕法は二宮先生の請負であつて、財政處理の權は全く先生の手中に在つた。若しこの通の方法にて大久保家に用ひなば、一藩を擧げて先生の指揮の下に立つこととなる。茲に於て藩士等評議して曰、

「小田原藩士衰へたりと雖、領内一農民の指揮下に立たば、何を以て領民に臨む權威を存すべき、我等は累世恩顧を受け、民政を以て任とする藩士にして、教を下民に聞き、命を受けて膝下に指揮を受くる如きは斷じて不可である、君命強て之を命ずるならば、一死以て先君に罪を待ち、祖宗に

謝する外に術なし、殊に二宮の説く所は仁義禮智信の五常に基く、その教とする所儒佛を出でず、然らば我等の教とする所と異ならない、而して藩士は年來儒教を研究して居る、奉ずる所の教同じく、その教を以て職務とすべき藩士が、教を以て立たざる農民より教を聞くは堪ゆる所ではない」として反對した。この議論は議論としては正しいが、當時の藩士は財政整理の體驗もなく、之を實行する様式も持たない事が最大缺點である。既に儒佛二教あつて以來二千年、未だ多數の貧困者を救ふ能はざりしことに氣が付かないのである。報徳生活様式あつて始めて儒佛二教が國民の日常生活に生きることが會得せられなかつたのである。

この時に當つて大久保忠貞おほくぼただよみ公は、當時の執政の財政技術よりも、二宮先生の技倆の遙に勝れるものあるを達觀したけれども、藩論を以て時期の到らざるものなし、之を分家宇津家の仕法に従事せしめんとするに到つた。斯の如き評議のあつたのは、文政三年に八朱金の貸下げがあり、翌四年春には服部の仕法が一段落となつた頃であつた。櫻町仕法の命が下つたのはその頃である。

二 櫻町の調査と復命 櫻町仕法の命が下つた時、先生は即座に之を受けるが如きことのあるべき筈はなく、また先生としても意外なことであつたらう、「余農村に生れて農事に習ふ、稼穡の道を勤め祖先の餘徳に依て廢家を興し得たのみである。何を以て國を興し民を安んずるの大道を知る道理がない、君命重しと雖も不肖を省みて命を奉ずるを得ない」と、事實一領一國の財政の整理は、服部一家



の仕法より見れば比較にならない大事業である、從來村民に對する個人的觀察は怠らないにしても、一領民を一視同仁の立場より考察することは初めての任であり、一領土の大夫としての重大な任であるからとて固辭した。然るに忠眞侯は斷じて辭退を許さず、小田原藩士の評議も分家の政治にまで反對する程の決意はなかつた。先生も侯の強勢なる命令に止むを得ず實地を調査して見んと答へた、依て實地踏査の命が下り、八月朔日櫻町に至り、或は江戸栢山の間を往來し、或はその間に藩政の意見を問ひ、また経過の状況をも語り、頗る多忙の日を過した、今その任を受けて以來、愈々櫻町に移轉して仕法に全力を盡すに至る迄の間に、往來した記事を、「野州芳賀郡櫻町御用雜用控帳」によつて列記すれば次の通りである。

文政四年八月朔日

栢山發江戸、櫻町行

同 十八日頃

歸宅時日不明

同 十月九日

栢山發、廿三日櫻町着

同 十一月二日

櫻町發出府

同 五日

江戸發八日櫻町着

同 十五日

櫻町發十八日入府

同 廿日

江戸發にて歸宅

十二月十九日

栢山發廿三日櫻町着

同 廿五日

櫻町發晦日歸宅

文政五年正月廿二日

栢山發出府閏正月六日迄在府

二月十七日

栢山發出府廿七日歸宅

四月九日

栢山發出府十七日江戸發廿日櫻町着

五月廿日

櫻町發歸宅

八月廿九日

栢山發三日間江戸滞在九月二日着陣

九月十一日

櫻町發十六日幸手より引返し歸陣

同 廿六日

櫻町發晦日歸宅

十一月三日

栢山發七日櫻町着

同 十九日

櫻町發廿五日歸宅

同 晦日

太兵衛豐治召連發十二月四日着陣

十二月廿六日

櫻町發大晦日戸塚宿

同 六年正月元旦

歸宅

三月十二日

家族一同引つれ出發、江島鎌倉を廻り、十五日江戸着、廿六日江

戸發、廿八日櫻町着

さて最初の文政四年には、八月より十二月に及ぶ半年間に、大體四回往來したがこの間に大略の調査が出来た。即ち領内荒廢の程度及びその原因、沃田薄地の分布の狀況、民風及び生活の程度等を調査した、素より荒廢地の事として書類の整頓したるものもなく、漸く最近十ヶ年間の貢租によつて、踏査上直觀したる資料と對照し、數種の報告書を提出した、その一つの「御知行所三ヶ村古今盛衰平均土臺帳」は代表的の一つである。

その書類を引用するに先ち、墨町狀況を一瞥すれば最明寺時頼の書と傳ふる書類にある通り、下野は國土衰へ人情良好ならず、特に芳賀郡邊は甚しと記されてある。これは一には畑地は、洪積層の赤土の上に僅々二三寸の腐植土あるに過ぎず、田圃はこの臺地の缺間に介在し土壤瘠薄汚濁の沼澤に似たるを以て、人力を施すこと多くして收穫少く、飲料の非水深くして表水は高地を流れ去り、氣候亦寒烈にして凶作屢々至る、これが爲に人民遊惰に傾き易い。先生屢々記して「土地柄地味悪く、田畑諸作の發育悪く、根株より穂先軽く收穫少し、廣き面積を耕して多くの收穫を得んとして却つて手不足となる、水路變化するも更正の餘裕なし、今日の生計に逐はれて修養の餘地なし、故に人心荒廢せり」と即ち今日の生計を立て兼ね借金を以て日を送り、或は他領に奉公し、日雇駄賃、小賣商、漁獵等の餘業のみを以て主なる生業となさんとするを以て、一日の收入の増減忽にしてその身に逼り、本業たる

農事を怠るを以て日常の食糧を缺き、良田も荒廢し力作の勞務を厭ひ家族を養ふ力を失ひ、退轉逃亡引續き、戸口減少し、租税の分擔多く、漸次惡因緣輪廻して賭事、強請、紛議絶ゆるなきに至つた。小田原大久保侯は宇津家の本家として屢々手を盡し、困窮を救ひたれども、隨つて救へば隨つて衰へ、唯々救濟助成を請ふことを念願とし、惠澤に馴れて奮勵の氣力を失ふ、若しまた威力を以て望み、嚴令を布けば表には威伏し裏には怨嫉して逃亡し如何ともするなき狀況であつた。

文政四年には四回櫻町に赴き、毎戸に就き其貧富を察し、田野を巡察してその肥磽を鑑別し、人民の勤惰を熟視して教化の方法を按じ、水利の難易を計り、往古を探り現下の風俗に及び、數十日にして風土民情興廢成否の資料胸裡に明瞭となつた。依て小田原に歸つて報告して曰、

「君侯某の不肖を顧みずして宇津家の采邑復興の大業を命じ給ふ、素よりその任でないから固辭したけれども許されない、止むなく彼地に至り土地と民情とを察し再復の計を考案して見たが、土地瘠薄にして人民の無頼怠惰も極端である。併しながら之を振興するに仁術を以てし、邑民舊染の汚俗を革め、専ら力を農事に盡し、更生の方途を授くる時は、再興の道はないではあるまい、而して仁政の行はれざる時は、假令年々四千石の貢租金額を免ずといへども、彼等を貧困より救ふことは出来ない。譬へば江戸市中内外に於て、巢鴨と日本橋とを比較すれば、日本橋は地代屋賃高しと雖も賣買利厚きが故に、商人競ふて集り富有を保ち、巢鴨は金銀融通利得薄きが故に屋賃低しと雖も

空屋生じ易きが如くである。(註、當時巢鴨は農村であつた)上國は貢税高くとも民繁榮し、下國は貢税少くとも田産薄きを以て艱難を免れ難い、是土地の厚薄の致す所以である。而して下國をして上國と共に榮えしむるには、必ず仁政にあらざれば能はざる次第である。恰も温泉は人力を俟たずして周年温かに、風呂は人力を以てするが故に火を去れば忽然として冷水となる、上國は温泉の如く、下國は風呂の如し、故に仁術を行ふ時は榮え、仁政なき時は衰ふ。今野州櫻町の衰廢を救ひ、永く民を安んずるの道は他なし、厚く仁政を施し其艱苦を去つて安樂に導き、大に恩澤を施して無頼の人情を改め、専ら土地の貴き所以を教へ、力を田圃に盡さしむるにある。然して斯の如き用度金は幾千萬金なるや豫め定め難きものである、從來君侯土地再復を命じ給ふ爲に、許多の財を下し給ふと雖も終に成就しない。これ仁術を施すに金穀を以て助成するのみなるが爲に、却つて惰民を養成するのみである、故に以後は必ず一金も下さずして仁術を施す方法を用ひられよ」

と、小田原侯曰、

「汝の言ふ所誠に至道である、併しながら廢亡を擧ぐるに財を用ひてすら復興しない、然るに今財力を用ひずして之を成就せんとするには如何にして可なるか」

と、先生曰、

「君侯財力を下賜して荒廢を興さんとすれば、吏僚、村役人も一般村民もこの下付せらるゝ財に心

を奪はれ、その補助金、交付金を自己の利益に活用せんことを欲して互に利を争ひ、下民は吏僚の私曲を論じ、吏僚は民衆の私曲を憂ひ、非を暴き利を貪つて興復の道を失ひ、益々人情頽廢に赴く、これ財を以て廢を興すの非なる所以である」

と、君侯曰、

「誠に汝が言ふ所理に當つて居る、併し金穀財用なくして廢亡を擧ぐるには如何にするか」

と、先生對へて曰、

「荒蕪を開くには荒蕪の力を以てし、衰貧を救ふには衰貧の力を以てすれば足る。假令ば荒田壹反を開き、その産米壹石とすれば、その内五斗を以て耕作者の食料に充て、残り五斗を以て來年の開田料とし、年々此の如くにして止まざれば、他の財を用ひずして何億町歩の荒野も開き盡し得べきである。吾が皇國、往古開闢以來開田せられたもの幾萬町歩、其始異國より金銀を借り來つて起したのではない、必ず一鍬一鋤より開けたのである。今櫻町の荒廢を擧げんとして金銀を他に求むるは、皇國開闢の根本を知らざるが故である。苟も往古の大道を以て荒蕪を開くならば別にそれが難事である道理はない。抑々宇津家の采邑四千石であつて、その租入は千俵に充たない、然らば四千石は虚名にして千俵に充たざる所が即ち實際の祿である。故にこの千俵足らずを以て再復までの分限と定め、艱難に素して艱難に處し、生地千俵を以て生活し給ひ、荒地は之を開發すれば、十ヶ年

にして功を奏すべきである。唯一つこゝに難事がある、それは土地瘠薄にして復興の見込あるは一  
千石位であらう、故に現在の千石と合して約二千石に過ぎず、残二千石は千辛萬苦幾千萬の財を費  
せば復興難きにあらざるも、附近の町村に比して薄地粗田多く特に繩の緩みなく、四千石に復して  
四千俵の租税を徴収すれば、民力枯渇して又々數年ならずして亡村とならんことを恐れるのであ  
る。依てこの村の實力は二反を以て一反と見做さねばならない。然らば宇津家の俸祿半減して二千  
石となり、公事を奉じ私事を致し難くなる。依て復興に心力を勞し給はんよりは、名實共に豊かな  
る土地に轉ぜしめらるゝ方が勝つて居る」

と、君侯曰、

「その言至れり盡せりである、今宇津氏に對し貢租至當の地を分つのは難事ではないが、衰廢の地  
を興復せずして愈々不毛たらしむるは本意でない、この故に彼地再復の業を汝に委託するから、何  
分共に任意に處理せよ、汝の憂ふる二千石減少の問題は本家臺所より補はしめるであらう、汝野州  
に到り、身を愛し、國家の爲に其志を致し、精勵以て貧民を安撫し、廢亡を擧げ、我が苦心をも安  
んぜよ」

と、命ぜられた。明君賢臣稀世の遭逢といふべきである。

先生この時調査した書類に基き、詳細な報告書を作り、五年正月之を差出した。その答申書は「古

今盛衰平均土臺帳」と題し、櫻町領の分限を古書によつて算出し、之によつて仕法意見を述べたものである、既述の記事と、稍重複した所もあるがその要を口語譯として掲げる。

一、米三千百拾六俵 元祿十一年より享保迄田方本免平均收納高

一、米九百六拾貳俵 文化九年より文政四年まで十ヶ年間平均同上

此平均畝下三拾九俵餘

一金貳百貳兩壹分貳朱餘 元祿より享保迄畑方小物成平均收納高

一金壹百三拾兩貳分餘 文化九年より文政四年迄十ヶ年間平均同上

此平均百六拾六兩壹分餘

右は當御知行所野州芳賀郡東沼村、横田村、物井村本田新田改出共都合四千百九石餘、反別五百壹町餘、家數四百三拾三軒ありました所、土地柄が悪い故か連續して人口が減少し、田畑の耕作者が少くなり、荒地が増加して穀産が激減し、生活は勿論納稅返金等に差支へ、或は逃去り又は死潰れ、家數人別夥しく減少して百五拾六軒となり、その現住者も窮迫者のみで、日常の生計を凌ぎ兼ね、既に一村滅亡にも及ばんとする處、御本家様から格別の御仁恵を以て、荒地の起返し、米麥の増收等に御助成を垂れさせられ、用悪水、道橋普請、人口増加、借財返済、窮民撫育、潰百姓取立、村柄復舊の仕法を致され、多數の御支出を以て數年御世話下さつたが、村中立直り兼、最早方法も盡



き果てたので、餘儀なく文政四年實地見分を仰付られ、廻村視察を行つた上、見聞の次第を申上げた所、一々御感動致され、同五年より見込の趣旨により、意見の通り仕法を取行ふ様委任致されたので、再度實地を視察し、篤と立案をして見た所、元來の薄地粗田である爲に復興は申々容易でないから、最初から、終末までの豫定を立て、置きたいとて、荒地起返し、村柄立直方の儀は僅十ヶ年又は二十ヶ年、或は三十ヶ年と年限を定め、その間、田畑其他の租税の納入高を定めて差出し、殘穀を以て父母妻子眷屬を養ひ、子孫永代相續する様に致し、それから田畑を開發することに就ては、地味の善悪は勿論、收穫の多少増減之例、農家を永遠に相續せしむることが肝要であります。

古語に民惟邦本、本固邦寧とあります、然ば則ち貧者といへども國家の大本であるから、一家一人宛でも取立て相續させたいのでありますが、其の根元は年々歳々朝より夕まで田畑に出で、耘り耕し蒔き仕付肥灰持運び、作り立てするのであるが、斯くして收穫が少い時は人力の精盡きて後には手入れが行届かずして粗作となる。即ち收納が減ずれば天然自然に家數人別が減じて荒地となる。又作徳多き時は人氣は益々進み天然自然に家數人別相増し、又或は年々作り立て、米穀增收、年貢も納り、諸役高掛り税金も差出す。殘穀少き時は荒地となり、多分の御入用金を以て開發せられた田畑さへ、質地賣却は勿論引受人さへもなくなり、辨納物べんなつものにも差支、己が生れたる家屋敷を見捨て、逃去り廢家となり、殘穀多き時は富榮へ、譬へば一反歩に付金壹兩、貳兩、又は五兩、拾

兩、出金しても質地を賣る物がなくなりませす。斯様に眼前に土地の盛衰存亡は實のりの有無、多少増減によるものである。それ故當時荒地となつて居る難村は、荒地起返し、家小屋作立、自己の手柄立のみにては忽元の如く荒地となり、多分の入用米金を以て復興せられた御趣意を忘却したと同然となる。古語に曰く與<sup>そのしつれん</sup>其<sup>のしんあらん</sup>有<sup>より</sup>聚<sup>はむ</sup>斂<sup>ら</sup>之<sup>し</sup>臣<sup>しんあらん</sup>、寧<sup>な</sup>有<sup>ら</sup>盜<sup>とう</sup>臣<sup>しんあらん</sup>、此<sup>これ</sup>謂<sup>を</sup>國<sup>くに</sup>不<sup>り</sup>以<sup>も</sup>利<sup>つり</sup>爲<sup>なり</sup>上<sup>じやう</sup>利<sup>り</sup>也<sup>なり</sup>、とある通り、とても凡慮の及ぶ所ではない。依て先づ是迄過來つた天命自然の運數を探り、定則を立て申したい、古語曰<sup>いん</sup>殷<sup>は</sup>因<sup>は</sup>於<sup>は</sup>夏<sup>か</sup>禮<sup>れい</sup>、所<sup>こゝ</sup>損<sup>へん</sup>益<sup>えき</sup>可<sup>べ</sup>知<sup>り</sup>也<sup>なり</sup>、周<sup>しう</sup>因<sup>は</sup>於<sup>は</sup>殷<sup>いん</sup>禮<sup>れい</sup>、所<sup>こゝ</sup>損<sup>へん</sup>益<sup>えき</sup>可<sup>べ</sup>知<sup>り</sup>也<sup>なり</sup>、又曰<sup>い</sup>溫<sup>ん</sup>、故<sup>ゆゑ</sup>知<sup>り</sup>新<sup>しん</sup>とある通りに、去る寛文度の御檢地に基き、享保度に至るまで追々改め出した新田の高反別、前々高免等を明細に取調べて見た所、田方米三千百拾六俵三斗四升六合二勺、畑方小物成共永二百貳貫四百四拾五文となつた。然るに何時の頃よりか水路が塞り、地味が變化し、諸作の實のりが悪く、收穫が減じ、幕方が困難となり、前條の通りに家數人別御收納等が夥しく減ずるから、據るなく文化九年から文政四年まで十ヶ年間の「御收納米永明細帳」によつて、豊凶を平均して見ました所、米千七十七俵四升五合二勺、金百三拾兩二分永貳拾文三分八厘に相當りますから當午年から來卯年まで十ヶ年間、御定免として載ければ前々古荒、當不作、一毛引は勿論畑となつた田地が田に戻り、畑も田と成り林畑並に寄洲、附洲、古川敷等に至るまで少しも廢地の無い様に起返し作立てさせ、冥加米永が出來次第にこれを御引渡下されば、別紙雜形の通り年々繰返し取立てゝやることが出來

ます。右の通り荒地起返方が成就しまして、若又家數人別が往時の通りに復興しないならば、忽元の通りに荒地となりますから、十一ヶ年目の辰年から、定免増加の切替となるので御定免の高を伺つて置きたいことは、前々高免三千百十六俵餘、當十ヶ年平均高九百六十二俵餘合計米四千七百九俵二斗二升三合、古今盛衰平均米貳千三十九俵三斗一合、金百六十六兩壹分貳朱永百十六文六分九厘、右平均度を以て家數人別往時の状態に立戻るまで御定免として置いて下さるならば、古語にそのりやうたんをとりそのちゆうをたひにちちふ執ニ其兩端ニ、用ニ其中於民一とある通り、永久萬代必ず御百姓相續が出来ると存じ此段申上ます。

(註 元書翰史、全文を口語譯とした)

文政五年正月

二宮金次郎

といふのであつて、村内の古田新田合計四千百九石餘、反別五百壹町餘歩、家數四百三十三軒の所、漸く百五十六軒に減少し、租入千俵に激減したるを以て、この五百町歩の半を荒地と認めるも貳百五十町歩、一反部の復興費壹兩扶持一俵とするも金貳千五百兩米貳千五百俵である、百姓誘致策として一戸五十兩とすれば農具食糧種代馬代等のみにて五千兩を要し、用水悪水堰堤道路橋梁より神社佛閣に至るまで壹萬兩も入用である。この借入金壹萬兩として年一割にて利息千兩、若し一兩に一石とすれば千石即ち貳千五百俵である。土地回復して徒に貢租と利子金を支ふるに足らず、永久興復の方圖はない。

また從來この方法に加ふる恩恵助成を施し來つたが、終にその效がなかつたのは恩に訓れて補助を俟ち、こぼれさいはひ零幸の降り來るを俟つて自力復興を志としないが爲であつた。之を神代創始の代、寸田尺畝あるなく、何等の助成あるなくして沃田開け、豊葦原は瑞穂の國となつたに比すれば、誠に千里の差である。この自力開關心を以てすれば莫大の資財を投ずることなくして荒地は復舊するであらう、唯かすに二十年三十年を以てすれば或は四千石の舊に復し得んも、それでは宇津氏の勤務出仕の期限もないことになるから、先づ復興を十年とすれば平均は九百六十二俵であるけれども、文政四年の實收千五俵を分度として十ヶ年間に開發の結果増收となつた餘財を以て三ヶ村の仕法を行はゞ、人口も増加するであらう、また實收も二千俵にして御覽に入れる。併しその一期終了後も四千俵としないで、全部仕法が完了するまで之を分度として次期の仕法を進行せられたい、また恐くは何程復興に努力しても早急に三千俵より多くの租入のある様にすれば、三ヶ村の實質的富力は却つて枯渴し、再び荒廢に歸するであらうから、先づ十ヶ年間に貳千俵に復興するを可とすといふのであるが、これは文政五年正月廿六日に出席して、翌閏正月六日まで約十日間在府の際差出したものである。

この報告并意見書によつて藩議が決定し、その三月には高田才治が代官となつて仕法掛の藩の事務取扱主任が定まり、代官より先生へはその仕法實施上の委任條件が内示せられ、仕法費用は小田原藩に於て負擔し、仕法主體は年限中領主宇津氏より小田原藩に移つた。

斯くて三ヶ年間辭退折衝を重ねつゝあつた櫻町の仕法實施の命を受け、愈々先生は四月八日に櫻町  
行の路用を受取つて小田原を發し、同月廿日櫻町に到着し、西物井村萬右衛門の居宅が同月廿二日の  
風雨に破損したるを修繕したのを手始にて、八拾四兩三分の貸付等を行ひ、九月には茅刈、屋根替等  
の助成をなしました村民一同より投票をなさしめ善行者出精者を表彰した、西沼村丈八といふ仕法世話  
役は當時より出入して居た。同年約五回の往來をしたが、既に四月以來御委任を受けて居たので、そ  
の實行の準備に奔走し十一月には栢山より太兵衛及豊治等を伴ひ行き、人口増加策の一端が見ゆる様  
になつた。而して年末に御役所の修繕より、當詰三人井小使等の長屋まで修理を了へ、一家引移りの  
準備としてその十二月廿六日櫻町出發、明くる六年正月元且栢山に歸着した。

**三 復興仕法の受命と着手** 爾來引移りの爲一家の取纏めに忙しく、田畑の賣却并に貸借の始末、  
家屋、家財の賣拂等に數月を費し、三月十二日出發といふことゝなつた。

當時先生の所有田地は、文政三年調によれば三町八段九畝七步であるが、その内質地を戻し、或は  
賣却し文政六年には貳町八反貳畝貳拾貳步となつて居た、この内村民十一人へ壹町四反貳拾六步を七  
拾貳兩壹分貳朱にて賣拂ひ、残り壹町步は個人仕法の始末未了につきその手段金に廻し、參段貳畝八  
步は無年貢同様にて栢山がやまの住民に貸付け置くことゝした。

家財道具の賣拂は、三月十三日附の「家財諸道具賣拂代金控帳」によれば、合計金六兩壹分貳朱六

百拾九文なるが、壹分と二百六拾八文は如何様になつたか分らぬとあつて、十二日夜に受取つた金は四兩三分壹貫五百八拾四文とあるから、賣拂の費用が相當費えたものと見ゆる。この外に本家再興善種金等を携へて出發した。栢山村の見送人七十九人他村民八人、馬二疋駕籠一挺四人であつて、夫人に見物させる爲か江島鎌倉を廻つて江戸に到着し、それより勝俣小兵衛の妻子と共に櫻町に向つたのである。

既に復興の命を受け、實地調査の上復興案を立て、之を藩主に致した、當時忠貞公は頗る積極政策を取り、藩學を興して藩士を教養しつゝあつた程であり、吉野、服部、三幣、早川などの家老奉行等亦先生の案に賛成し、先生の報告に基きて文政五年三月之を決定し、代官の名を以て御仕切書を交付したが、翌六年三月領主宇津胤之助の奥書によつて、完全なる財務委任の契約が成立した。この時また小田原藩は先生を藩士に登用し、高五石（此取米拾壹俵貳升壹合參勺七才）、貳人扶持（此取米九俵）を給與し、更に小田原引拂櫻町へ移轉につき、特別手當として年々米五拾俵を給與することゝした。

櫻町領仕法の資財は千五俵と諸稅百四拾五兩の請負金額以外に收納あればこれを全部施設に充つるのであるが、これのみにては、全く確立した財源がないので、先生は家財道具賣拂代金並本家再興積立金を持參したけれども、それは僅に一回限りである。茲に於て陣屋勤番役人の爲に要する費用、名主取締給與、小兒教育、極難貧民給與撫育費用として、年限中年々小田原より米貳百俵、金五拾兩を

支給することゝなつた。今その村柄取直し十ヶ年御仕切書を見るに次の通りである。

飢之助様御知行所、野州村々立直之議に付御趣意有之拾ヶ年之間彼地引越被仰付此度引移候に就ては左之通

一、去年より來卯年迄拾ヶ年之間御知行所御物成千五俵餘、畑方金百貳拾壹兩參分餘、在大豆石代金并夫仲間金拾七兩餘之外は、爲御任一年間中不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>上納<sub>一</sub>候

一、御知行所入用爲御任米貳百俵金五拾兩にて引請年々改勘定不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>候且又右米金は御臺所より御足被成候米金と相心得可申候

一、彼地へ引越拾ヶ年之間は心組之次第一々不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候且年限中小田原へ引越等申付間鋪候

一、御物成御勘定之義拾ヶ年之内は昨午年上納辻を以、米永其外共可然勘定候、尤在大豆代金之議は時之相場次第増減可有之候

一、格別凶乏之年柄は上納辻制外に候

一、年々割付之義は昨午年之通正業ヲ以相渡、尤モ下ケ札ニ増減可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候

右之通相心得拾ヶ年之間出精可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>候  
以上

文政六年三月

磯崎丹次郎

茂盈(花押)

高田才治

武正(花押)

二宮金次郎殿

前書之通拾ヶ年之間爲任置候也

釩之助

教成(花押)

これを以て櫻町の復興仕法は全然先生に委任せられ、その費用は請負となし、先生は之を以て十ヶ年間に二千俵の收納を得る様に開發して返納する責任を有するのである。

先生が小田原より引越したのは、斯の如き委任を受けて來たのである。而して到着早々着手した事業は、當座金銀出入帳の文政六年四月の帳簿から記載し始められた、先づ當四月中には貸付金、屋根替普請、出精表彰、開發等であつて、支出金額は七拾貳兩餘、收納金額は八拾六兩餘であるが、その内小田原よりの持參金中、道中諸入用を除き、全く仕法費途に用ふべきものは次の通りであつた。

一金五拾四兩壹分錢三百貳拾文

小田原より持參金殘



一金七兩貳分

貸付返納金

一金壹兩錢六百七拾八文

貸付金利子

一金九兩壹分七百拾八文

時貸返納金

一金壹分錢五百參拾八文

預り金

此計金七拾壹兩三分錢三百八拾貳文

斯の如き輕少なる資財を以て古今を輝す報徳仕法の體驗をなすべき順序は開かれたのである。大なる資財を有するとも之を完成し得る原理と様式とがなければ終に成功しない。而してその必成の原理と様式とはこの櫻町にて體驗の上に創造せられた、特に資財乏しくして而して完了する創造に着手せられた。

#### 四 櫻町仕法初期の概要

文政六年三月十二日家財道具の賣拂を終り、翌十三日夫人令息を伴ひて

栢山の里を出で、江戸を経てその廿八日櫻町に着したことは既に述べた通りであるが、この決行は實に容易なことではなかつた、先生の決心は既に審思熟慮を遂げて牢固たるものがあるが、夫人が能くその難苦に耐へ得るや否やといふことは大なる關心事であつた。報徳記はこの時の消息を詳細に傳へて居る。その要を略叙すれば次の通りである。

「櫻町復興の業は至難である、然れども大禹たいうの有苗いうべうを征するに武略智計を以てせずして、唯誠心を

以て萬衆を感ぜしめた、我が身命を抛ちて住民を安撫すれば何の再興せざることやある。唯一の憂ふべきは身極貧に生れ、一家の廢亡を興し、父母祖先の靈を安ぜんと欲し、日夜心力を盡し、一俵の糶を種として遂に追孝の道を立てたが、圖らずも君公の知遇を受け、宇津家の采邑を舊復すべき命を受けた。これによつて忠を盡すが爲に身を奉ずれば一家は終に全くし得ず、一家再興の孝を全くせんとすれば君命を全くすることは出来ない、古今忠孝兩全の道あるかと、沈思默慮久しくして醜然として忠孝は一道にして二途なしと悟り、至孝なる時忠その中に在り、至忠なる時孝その中に存せり、若し君命を得ざれば一家を興し祖先の祭祀を永く存して孝となし、君命あれば百姓を安ずるを以て孝となす、若し君命を受くるもこれを辭して幾百億の財を積むとも先祖の靈必ず不孝の子となさんこと明かである。僅々たる一家を廢して萬民の苦を除く、一家を全くすると同日の論にあらずと、直に祖先の墓に詣り之を告げて家に歸り、夫人に謂ひて曰く、

「今明君上に在して不肖に命ずるに廢邑を興し、衆民を救ふことを以てせらる、之を辭する既に三年なれども更に許し給はず、已むを得ずして命を受けた、ところが此の如き大業は尋常の行動を以てしては成就すべきではない、依て一家再興の業を廢し、一身一家を抛ちて努力しよう」と決心した、併しながら斯様なことは婦女子の諒解し難い事であらう、故に予と共に千辛萬苦を忍びて君命を辱めざらんと思はゞ相携へて野州に赴くことゝする、若し世間並に一身一家の事のみを思はゞ今速に

離別しよう」

と、告げた、夫人曰く、

「異なる御詞を聞くことである、女子一度嫁する時は二度歸る家はないものを、良人が水火に入らば妾も亦共に入らんのみ、榮利に趨り一身一家の安逸を冀ふ意は毛頭なく、共に與に野州に赴きたし」と、答へたれば、先生安じて、始めて家財道具の始末が易々と出來たのである。

斯くの如き用意の下に野州に赴いた所、或は嬰兒の父母を俟つが如しと道に辯佞の者の迎ふるもあれば、窃に或は酒肴を設けたりと私曲を通ずるものもあつたが、先生之を斥け、之を遇する甚だ粗略であつた、先生のこの態度を怪む人もあつたが、先生は之に對して凡奸佞の人は先じて來り、清廉實直の士は輒く來らず、欺貪のものは新役人によつて罪を暴かれんことを恐るゝものである。從來興復の事を過ちたる人は斯る人に欺かれた爲である、余は彼等の表飾を取らずして復心を察せんとするのみ、敢て彼等を退くるのではないと嚴肅なる態度を以てした。斯くして文政五年、六年の最初の情景は、報徳仕法といふよりは、一般民政の行政的取扱として實施を進めた。

先づ四千石の領土が千俵に足らざる收納に激減して居たのであるから、田畑は三分の一となり、荒田列なり、民家退轉して屋敷は藪林となり、野獸村内に出沒して耕地愈々瘠薄となり、邑民懶惰にして博奕と酒色と喧嘩とは常習となつた。

斯の如き難村を整理するには、先づ第一に事情を明にしなければならぬ、事情を知り理解を進むるには村内巡回を第一とする、故に雞明より起き出て日々廻村し、一戸毎にその艱苦と善惡とを観察し、或は耕作を指導し、或は灌漑排水を察し、田圃の境界を正し、大雨暴風炎暑嚴寒にも之を廢せず、漸く初夜に至つて歸宅するを例とする。四千石の領土領民の狀勢悉く胸中に了然たるものあるに至つた。故に善行篤行精業者を賞し、邪曲を諷し、困窮を救ひ、日常の扶食の足らざるを給し、家根を葺き、木小屋、灰小屋を作り、用水を通し、冷水を抜き、濕地には土を入れ、乾地は掘り下げ、身には綿衣を纏ひて着る能はざる程度に汚損せざれば別衣を用ひず、食は一汁、村民の食を供するも一切之を用ひない。斯の如くにして村民を導いた。今その獎勵の一例を擧ぐれば

文政八年五月のことである、東沼村の市左衛門といふは、勤勉並びなきものといふ噂のある男であるが、之を大雨中廻村に際して賞したことである、此頃四月廿八日から雨が降り初めた、勝俣、武田の二人と廻村した、翌廿九日も雨であつた、勝俣は物井、武田は東沼、先生は横田を廻村した、更に五月の朔日も終日雨であつた。勝俣は横田、武田は物井、先生は未明より東沼を廻村した。正に田植の時期である、用排水、道路の見廻り、田植の進行如何によつて指導すべき數々がある。この時村民の未だ起き出でざるに、市左衛門は雨中に朝の一仕事をなし卒へて歸つて來た、先生は直に之に賞詞を與へた、その文に曰く、

五月朝日

東沼村

一金貳朱也

市左衛門

今朝大雨降、夜明方廻村仕候所、近所之面(註 面といふは者共又は人々といふこと)壹人も不起内、大鵜原(註 隣村にある荒原)より馬艸附罷歸り(註 歸り來りたりの意)此者儀兼々耕作出精に付、其場にて褒美遣候

人の起きる前に一仕事して來た市左衛門は勤勉であるが、それは我が爲めの利益となる、先生は村民を安んぜんが爲に雨を冒して溢水などを慮つて廻村したのである。斯の如き記事は日記と金錢出納帳に屢々見出される。

文政六年の支出は金五百三拾六兩餘、米百三拾貳俵餘となつて居る、相當多額の支出をしたが、この外に五常講を結んで小田原に於ける組合貸付の法を實行せんとし、頼母子講を結んで文政七年十一月より開始し同十一年に終つて居る。この年取扱つた御任せ米の收納取扱は四百七拾九俵に及んだ、爾來年々荒地の開發と、借財の償還と、住宅改善とを中心として教化的に行はれたが、御仕法金を貸付けた金額は次の通りである。

年次

米

金

文政五年

一八九俵

二二二兩

六年

一六五

三五三

廻村と開發と救與と表彰とを以て村民の精神的緊張を策り、借財を償還し、荒地を開發した、着手より文政八年の頃に至るまで、相當に事業は進捗し、東沼村の茂左衛門組と、下物井村の品右衛門組とを除き、大凡借財完済といふ良好な結果を擧げた。斯くの如き成績は村民の緊張によるものであつて、その緊張味の強さは村民投票による出精奇特人入札の徹底による外はない、文政五年より、年々實施した表彰書類があつて、小兒撫育、困窮難澁人救助等に至るまで、皆な平素の行動の奇特なるといふ意義の下に之を給與する方針とした。この方法は教化式行政の範例となるものである。故に出精奇特なるものは歡呼して之を迎へ、謳歌して之に懷いた。併しながら驕惰の徒はその嚴肅に驚畏の眼を放ち、類を聚めてこの方法を排撃せんとする者もあつた。

**五 櫻町仕法の受難と停頓** 古來凡庸の人情は矯風の策を喜ばず、奸佞の徒は表面その指揮に隨ふ如くにして陰然之を妨ぐるを例とする。文政六七年度の頃は勝俣小兵衛を主席とし、武田才兵衛之に屬し、先生は仕法の委任を受けて經濟財政に關する專任であつた、されば時には政令二途に出でて事業の進まざることあつた、七年七月小田原へ出したる先生の書狀中に「古の小田へ／＼と鳴かはず」といふ句がある、田圃開發を急げる氣分が窺はれる。その九月に代官磯崎丹次郎以下數人來つて事業を視察したが、その中に小島音五郎、天沼鏡次郎の如き交遊を重ねるに至つたものもあれば、豊田正

作の如き一時反目するものもあつた。報徳記に見ゆる所の兩三輩の訴訟といふは恐くはこの頃であらう、小田原藩より遣せる役人と先生との間に村治上の意見の相違があつた、詰役は之を藩政に訴へ、先生も亦之に對する意見を上陳した。

さて荒地を開發し、絶家を再興し以て耕地を増加するには、村内に於て二男三男を分家せしむることも必要であるが、遠國近郷より新移住者を招致することも妙法である。故に仕法開始以來、住宅を給し、衣食を與へて新入百姓を招いた。然るに舊來の村民は自ら努むることを爲さずして、他郷の者を保護すること厚しと稱して之に反對した、直接先生に故障を言ふ能はざるも陣屋の詰役と意見の一致する點に於て一脉の通ずるものがある、故に陽に迎へて陰に排斥することが行はれた、新入百姓も亦その志の弱きを以て或は驚き或は怒つて馳走するに至つた、七年十一月十日には三人出奔し翌八年六月六日には、横田村の宿借人四人馳走した、喧嘩口論が屢々あり、同八年五月廿九日には陣屋の召遣が眞岡にて公用を忘れて飲酒に耽るものさへ出來た。而て六月六日には陣屋内の諸規約を議定したが、先生は洗濯の歌を作つてその懷を述べた程考へさせられた。先生はこの情勢を以て陣屋内の空氣が原因の一つであると思ふたと見え出府前後の事情を報告した、その結果として八月廿二日宇津家の名士横山周平を遣し、先生の事業に助成することゝなつた。然るに九月小田原代官高田才治以下着陣、視察の上、十一月歸府したが、横山もこれに同行した。

翌九年に至つて先生は組頭格に進み櫻町の主席となつたがまた、村民の脱走多く、民情動搖の兆があつたので、先生は之を濟度する方法として教化に着眼した。當時各地に説教法會あり、特に不二講流行し村々を巡講しつゝあつた、三月十五日櫻町にもその説教があり、先生之を聞き感ずる所やありけん、翌日も峯右衛門方にて之を聞いた。恰も當時脱走或は殺人一件等があつて、仕法開發は村民の手につかず、先生はこの頃「うは向は柳と見せて世の中は、かにのあゆみの人こゝろうき」と口吟したを見てもその心情は明かである。依て出府の上横山の出役を請ひ、同道して歸陣し漸く順序を立直すことが出來た、併し横山は永く滞在する能はず、勤番も屢々交替し、容易に落付かなかつたが、文政十年三月小田原藩より小路只助（みちただすけ）來り、宇津家より横山も來た。後に村の組頭となる寸平の新宅も完了し、赴任以來最も順調な時期で、宇津家より袴地一反を賜はるなど、いふ様に順序が開けた。されば日記の上にも犯罪者の記事が減少して、出産、婚姻、分家の届が増加して來た。

然るに閏六月に赴任した勤番關正助が大失敗して召還せられ、その十一月には豊田正作（とよだしょうさく）が赴任して、事業は根柢より支障を生ずるに至つた。この頃先生の思想は教化の方面に向つて著しく進展し、報ゆるといふ思想の端緒が見え初めた。十年六月八日の條に

上々天氣、大旱、夕立大にふる、世俗諺に天道人（を）ころさずとかや、甚暑たえがたし（と）思へば直に雨下り候、天恩かたじけなき事、難（がた）報（はら）



夕立にふりこめられて耕せば、青天井を開給(は)る

同十二月五日の條に、「延命と祈る心にとふて見よ」と題し、「昨日より知らぬあした(の)なつかしや、本の父母在ませばこそ」とあるが如きは、信念の根元を述べんとしたものである。

文政十一年は櫻町仕法中に於ける最難局の年であり、翌十二年は成田山に斷食籠りをするに至つた程である。昨年未赴任した豊田は文字の智識あり辯才あり、一々先生の趣旨に服することなく意見を主張して下らない、村民と結んで譲らない状勢となつた。三月廿七日の日記に「豊田正作殿(へ)遣候文」とあつて歌二首を作つてその素懷を明かにしたが餘り效はなかつた、その十四日には横田村に地論が再起して數日紛議を重ね先生は徹夜を以て漸く解決した。この時横田の塚本天神へ奉納した額面の表には「こゝろだにこの歌を掲げ、その裏面に「我がまへに千日さらずに祈るとも、心邪なれば罰をあたへん」とある如きは明かに先生の面目を見るに足るものである。然るにその後また横田村には草刈一件が起つて決せず、寺内村の莊嚴寺(さうげんじ)に於ても亦領内に關する問題が生じた、村役人と詰役とが交々出府した、止むを得ず先生は豊田正作(よしたしやうさく)と新井又助(あらぬまたすけ)と、圓林寺(えんりんじ)の法印とに酒を勧めて相語らしめ置き、村内及寺院の問題の解決に向つた。夫人をして酒を勧めしめたとあるはこの時の事である。而してこの圓林寺(えんりんじ)と豊田との諒解も酒の中に求めしめようとしたのであつた、十一月七日には横田村一件は解決したが、豊田の行動は制すべくもないので、十一月十六日以來先生は病と稱して引籠つた、十二月

十八日に豊田は忠次を伴つて出府し、十二月廿四日に歸陣した。先生は暮の二十九日に横田村に赴いて勅指を鎮むべく協議したが、完全には一村の平和を期することは出来なかつた。

先生は或は佛者の説教を聞き、また不二講の濟度之列したが、これのみを以て櫻町現在の境地を救ふに満足なる案が得られなかつた、それは不二講の唱導者たる鳩谷はとやの小谷三志に對する態度で明瞭である、先生は三志を尊敬し一村のものをしてその濟度を受けしめ、また屢々その説を聞いた、然れども例によつて獨立の態度は失はなかつた。文政十一年九月の日記にその一斑が見ゆる。

廿九日(文政十一年九月)西物井村金兵衛(を)鳩谷町はとやへ飛脚(として)遣申候

おぼえ

一金四兩貳歩

右者人(の)ため(世の爲)長崎迄御出立之段太義(に)候、おん頼申儀は、十月三日様(註 不二講にては去陽及「日」を呼ぶに様を附す)より來六月登山迄、一日様に銀壹兩づつ御ほどこし可被下候以上

九月廿九日

二 宮 よ り

三 志 方 へ

附

二と三と一つたかへと軒ならび旭の御修行は友に拜さん。

とあるにても察せられる、この態度にて判断し得る如く、不二講のみにて教化方法を解決し得るといふが如き全信頼をこれに捧ぐる程には進んで居ない、さればこの窮境を如何にして展開するかは重大なる問題であつた、而して終に文政十二年正月四日の出府となつた。

## 六 成田山參籠と仕法進展の曙光

先生の成田山參籠は、報徳仕法の根元を闡明することに於て極

めて重要なことである。先生は正月四日の出府以前、屢々出府して仕法の停頓しつゝある事情を述べ、事實を具して時に或は職を辭したしと申し出た、譬へば文政十一年四月に「郡奉行預役被仰付」といふ辭令を受けたが五月十六日には文右衛門ぶさゑもんに辭表を持たせて差出した如きその一例である。彼の横田村一件、圓林寺の一件等にて紛糾した時には四月十五日の日記に「右地論に付豊田正作初め取締り役共不念至極に存候」とあり、また塚本天神に立願し一應解決した四月の時に天神様へ奉納した額に表には、心だにの歌を書き裏に、「我前に千日去らずに祈るとも、心邪なれば罰を與へん」とあるに見ても想像し得る通り非常の決心は日一日と堅きものがあつて出府したのである。横田村は幕府直領と櫻町領とに別れ、この合領なる爲に從來屢々草刈場の境界争があつた。文政十一年四月にも十一月にも亦この地論が起り、先生は東西に奔走して解決したけれども、その地論の影には先生に反對の一二の活動があつたのである。併し村役人の大多數は先生に對して渾身の信頼を注いで居た。故に先生の出府に際し名主の文藏、圓藏、寸平等を同伴せられた、この時の江戸の状況は判明しないが報徳記に見ゆる「常

人撫恤の深意を察せずして小田原侯に訴ふ」といへる一章中の問題は、この出府一件に就ても關係少からざることと思はる、曩に兩三輩の詰役の反對もあつたが特に文政十年の夏より一年間に亙つて、極度の障害が生じたのである、小田原侯に訴へたのは何人なるか知る由もないが、或は曾て陣屋詰であつた者と、この時の陣屋詰との結託であつたであらう。然るに文政十年五月八日から、服部十郎兵衛は吉野圖書に代つて在江戸賄方となつたから、先生の立場は大に便宜が開かれて居た、特に賢君大久保忠真侯は、根本に於て先生を信賴して居たから、直に先生に對する處分を講ずるよりも、却つて先生にその真相を聽かんと欲して先生を召還したであらう。

問題の焦點は撫育の方策に關する事柄であつて攻撃するものは曰く、舊來の住民中に困窮なるものが多くある、それ等窮民の仕法を後に延ばし、新移民を招致し、新來のものに特に仁慈を施して一家を樹立せしむるは輕重要を失するものなりと。之に對する先生の主張は、民家を増加して荒蕪を開くは新來の移民と二三男の分家とに俟つべきである、新來の民は住宅もなく田畑もないから特別の撫育を要する、在來の住民は驕惰にして容易に精勵の氣を興さず。譬へば枯木の如く、幾度も扶養を受けて尙活氣を失へるものである、故に舊來の汚惡を洗ひ改心して勤農の道を立つる様にならば、恩惠を施しても始めて永續の道を得るであらう、新來の民は新木の如きである、糞培の功により直に生育すべきであるといふのである。

小田原より出張の吏僚は教學の道に通ずる所はあるが、一村仕法の術は知る由もない、然るに前述の如き論議を盡すと雖も之を諒解することを得ず、終に在來の民を疏略にして新來の民に厚しと訴へたのである。小田原侯即ち先生を召して之を質した、先生は之に答へて曰く、既に訴ふるものがあらば宜しくその訴願者に仕法を行はしめられて然るべく、臣は再三君命を受けて再興の任に當り、寢食を忘れて之に従事したが今事業半に至らずしてこの訴があつたことは臣の不幸に止まらずして君の不幸である、速に任を解かれたしと申出た、忠眞侯元來先生の誠忠を知れるを以て、積年の勞を慰め且曰く、敢て汝を疑ふのではない、曲直素より明かである、直に訴者を罪すべしといふことであつたが、先生曰く訴ふる者も亦忠を盡さんが爲である、之を罪するが如きことあらば臣も亦任を辭すべしと答へたので、侯は厚く之に感じて稱歎し、訴者を諭して之を宥したので、訴者は大に先生を徳としたといふことである。

これにて問題は一段落を告げたことゝなるが、成田の斷食參籠の決行せらるゝに至つた事情を明かにするには、この間の消息を検討する必要がある、回顧すれば文政七八年の頃に於ても前述の如き意見の衝突はありしが如く、特に最近に於ては先生の事業の進展に伴つて對立の狀勢を生じ公には仕法上の意見の衝突となり隨つて村民の間に意志の疏通を缺き、不統一を暴露して種々の事件を勃發せしめた、故に何程努力しても仕法は一進一退を免れない、茲に於て先生は事情の根元を考へ障害の因は外

にあるか、抑々亦我誠心誠意の到らざるが爲であるまいか、一心私慾を離れ、身命を捧げたる努力が  
順當なる進展をなさざる所以のもの、何れに向つて境地を開くべきか。此際一大飛躍的企畫の必要が  
ある。若し誤つて退いて事業を停止すれば君命に背き、一村荒廢し、領主と領民と共に苦しむ、然れ  
ども進んで事業を貫徹せんとすれば百障生ずる、百障の生ずる必ずや因由がなければならぬ、然らば  
我身はこの事業に不適任であるか、抑々亦方策の足らざるにあるか、不適才ならば我が身命は最早用  
なきものであるが、方策の足らざるあらば之を發明して障魔の除却を進めねばならぬ、此の如き見地  
を開く爲には、俗界を離脱したる境地に於て靜座默禱する外に道はない、西か東か、川崎の大師堂か、  
成田の不動堂か、行住坐臥深思熟慮の工夫を凝しつゝあつたが、江戸に隨伴し側侍して居つた名主連  
中には先生の胸中を知る由もなく、興國安民の前途に關する尊く且つ高い工夫であつた。

斯くて同伴の村役人は悉く廿日までに江戸より歸つた、先生も途中まで同行したが、水戸へ赴くと  
稱して單獨行動を取ることゝなつた。然るに廿三日までも歸陣の様子が無いので横田村の忠右衛門は  
先生の迎として水戸に赴いたが、先生の姿は水戸には見えなかつた。尤も江戸往來の途上に於て先生  
は櫻町仕法の経過とその將來の施設につき少からざる苦心の横はることを談じたこともあらう、また  
近く數年來萬事意の如くならざる事情は名主連中にも明瞭である、先生の忍苦の大なるを知れる村役  
人は、廿五日に至るも先生の消息不明なるを以て憂慮し始めた、依て一同陣屋の長屋に集り協議を凝

し、翌日には夫人もこれに参加した、廿七日には江戸へ飛脚を出して状況を照會したが一向得る所がなかつた。先生の行動不明が櫻町の仕法に關することは明かであり、この事が小田原侯に聞ければ、請役も村役人も如何なる境遇に立つかも知れず、内外心痛を重ねたと見え二月二十五日迄に出府した村民は十二名に達したが更に何等の情報を知る由もなかつた。然るに三月十八日横山周平以下陣屋に到着し、同廿一日豊田正作は江戸へ召還せられた、この事實は先生の所在が明瞭となつた證左である。

先生が記述せられた仕法書中に、川崎大師へも參詣して祈願したとあるから、正月廿日に村役人と別れてから、川崎其他祈願所を巡拜し、一意村治の進展を祈り、同時に靜座念願の妙境を探つて、幾日かの後三月の中旬に成田に落付かれた。而して成田から善右衛門ぜんゑもんが三月廿三日に陣屋に來たことから判断すれば、公に成田の參籠が發表せられたのは十七八日頃であらう。報徳記によれば僅に次の通に記されてある、併し正月二十日より三月中旬まではその行動全く不明にして、成田山參籠の事實は報徳記と、淡山論集たんざんろんしゅう以外には知るべき記録がない。

總州成田山に至り三七二十一日の斷食をなし、上君意を安んじ、下百姓を救はんことを祈誓し、日數度の灌水を以て一身を清淨ならしめ、祈念晝夜怠らず、二十一日滿願の日に於て其至誠感應志願成就の示現を得たりと云ふ。然れども先生終身此事を言はず、是を以て人共所以を知らず、滿願に及びて始めて粥を食し一日にして二十里の道程を歩行し櫻町に歸れり。衆人驚歎して曰、如何な

る剛強壯健の人なりと雖も、三七日の斷食身體疲勞を以て、僅に數里の歩行も難かるべし、況んや二十里おや、是平常の測り難き所なりと。

先生は四月八日に歸着せられた。四月五日に横山周平、村田與平治、彌兵衛、圓藏、忠次、七郎次、藤藏、岸右衛門等が土浦まで迎に行つたから、滿願となれば歸陣するといふことは既に明瞭となつて居たものである、傳へいふ所によれば滿願の日に粥を二三椀食し下駄にて直行歸途を急がれたが、迎の者共の中には草鞋がけのものが多かつたけれども隨行するに困難した程早かつたといふ。

日記によれば三月廿七日に名主の忠次が成田に遣はされた、參籠後一句の後である、小路只助の先生に面會した日は日記には見當らぬが報徳記には次の通りに記されてある。

小路只助なるもの陣屋を發し成田に至り、先生に謂て曰、三邑共に甚だ先生の不在を憂ひ、向後萬事指揮に差はず勉勵せんことを請ふ、先生諸人の憂勞を憐み速に歸り給へと、是斷食祈誓二十一日滿願の日なり、先生快然として野州に歸れり。

さて報徳記の記事を中心として考ふるに、四月八日歸陣であるから、成田發足は四月七日であらう、この年の三月は大であるから、二十一日の斷食は三月十七日より初められた勘定となる。而して三月十八日に横山が江戸より着陣したのは、成田山斷食の決行以前に最早江戸に知られて居た様である。報徳記に見ゆる成田の旅館との交渉より、斷食參籠までの間に成田より江戸に問合せがあり、既に居



所の明白になつた後に斷食參籠を以て歸陣が延ばされたものである、二十三日に成田町より善右衛門が來て斷食が發表せられたと認むべきであつて、夫人が立行を始められたのはこの頃からである、然らば夫人の淨行も相當永い間である。斷食決行以前の成田に於ける行動はこれ亦報徳記に明かである。今淡山論集と相照してその要を摘まめば、

先生成田に至り旅宿(註 淡山論集に小川屋とあり、これは淡山翁の成田を訪問せられた頃の名で、先生の當時は佐久良屋と稱したといふ、今は小川屋の名もなく旅館蓬萊閣となつて居る)に着して曰、予心願あつて斷食誓願する者である、亭主その住居地を尋ねれば、小田原藩士なる旨を答へ、懷中より七十兩(註 法定金貨として千四百圓)を出して之を預けた、亭主はその服裝の粗末なるに所有金の多きを見て怪み止宿を拒まんとした、先生曰、旅宿を斷るならば始に於てすべきである、一旦諾して然る後拒絶するは何故であるか、予心願あつて祈念するものである、何を疑ふかと、その聲鐘の如く眼光人を射る、亭主は大に恐れて之を謝し、窃に使を遣して江戸に至り小田原侯邸に往きてその眞疑を質したところ、二宮は當藩士にして尋常の士でない、必ず粗略にすること勿れと戒められた、亭主は使者の報告を得て驚き且つ手厚き取扱を致した。然れども先に一たび怒を買ひたるを以て、先生の容赦を求めんと欲し、信勝寺に至り和尚に告げその諒解を依頼した、當時の和尚は照胤といひ、頗る學識あり、之を聞いて承諾し亭主に代つて失言を謝したが、先生莞爾として意に介せざる如くであつた、斯く

て和尚と語を交ふるに至り、和尚曰貴下の寛容斯の如きは旅舎の幸である、併しながら旅亭は甚だ雑沓するを以て長期の參籠は靜座に妨があらう、本寺に別寮あり之に移つて修練し精誠を養はれよと、先生喜んで之に従ひ、日々つたの勤行朝より夕に及び、浴水幾回唱經念誦法の如くにして些の懈りなき状態であつた。

和尚間を見て曰、世の當山に祈願する者を見るに、或は自ら其疾の爲にし、或は其貧を免れんが爲にし、或は榮利を願ふが爲にし、大凡私事私慾の爲にせざるものなし、今貴下の状態を見るに強壯健全にして疾なく粗服を纏ふと雖も貧を憂ふるものではない、知足寧靜にして榮利を祈るが如き氣色もない、抑も何の爲に祈願するかと、先生曰、疾病があるのではない、余も幼にして父母の病に逢ひ、不幸にして早く父母を喪ふ、思ふに天下余と不幸を同じくするもの少なくなからう、特に天明饑饉以來貧困窮迫のもの多く、野州芳賀郡はつがた内の如き廢蕪に歸したるもの甚だ多い、今この興復の任に膺ある、願くば天下に饑民なからしめんとするものである、野州物井村に來つて既に七年、着々實行すといへども民心未だこれを解せず障害多し、天地神明苟くも此誠心を信とせずんば死すとも食せず、民を救ふ能はずんば身を猛火に投ぜんのみ、これ祈誓する所以であると、

和尚曰、善哉貴下の誓願誠に斯くなれば天下救ひ得ざるの民なしであらう、而して往時の佛祖の誓願亦斯の如きを出でず、この誠心を持って動かすんば、如何なる障害も消除し得べく、如何なる念願

も達し得べしと、感服措かず、清談盡くる所を知らなかつたといふ。

以上の事實によつて正月廿日から三月上旬まで約五十日間、先生の居所は不明であるが、時恰も嚴寒に際し或は各地の神社佛閣を巡拜せられたか、今日まで集まつた書類にては以上の程度より判明しないのである。

成田より歸陣の後は萬事極めて順調である、小田原藩士としては小路只助常詰となり、宇津家よりは横山村田等屢々往來し、仕法關係者中には一切の煩惱消盡し、岸右衛門、圓藏其他村内一人の苦情を唱ふるなく人心全く安定し、陣屋は春の如き狀況にて四月廿三日に、夫人は彌太郎、ふみ子の息男女を伴ひ、下僕を具して下物井村の茶摘に行くといふ和かさとなつた。而して大試練を経たる先生の思想並に仕法上の規範様式も次第に整ひ、報徳生活様式の體驗に進む幕が開かるゝに至つた。

七 興國安民の新仕法に入る 文政十二年四月八日に成田より歸陣した先生は、翌九日より村内を巡廻して情勢を視察した、先生の出府不在中、豊田正作は勝手放題の施設を行つた、先生は横山司右平等と協議の上、事情を精査して適正に之を處理し、或は賞し、或は罰し、或は指令を變更した、それは大略四月の中旬より下旬の間に行はれた。(註 横山周平にこの頃司右平等と改めた)

〔例一〕 物井東沼等の住民が、隣村横堀村等の地所を所有して居た、豊田正作は曰く村民が他村の田地を耕作するは自村を疎略にするものである。斯の如きものゝあるを共儘にして自村へは他村よ

り移住者を奨励するなどいふことは矛盾である、依て直に他町村内に於ける所有質地をその村の本人に戻し我領内の耕作に努力すべし、若し怠るものあらば罰せんといふことであつた。村民は之を以て横堀其他の所有地の元所有者へ買戻し呉れる様交渉したが、容易に買戻すことを承諾しないので、交渉數回に及んだ、漸く承知したが實行は困難であつた、斯る紛議中豊田は江戸へ召喚せられ、先生は歸任となつたので、この問題中の村民は他村に於ける土地所有を許されたいと申出たから、先生は斯の如き破約は郷禮を辨ぜざるもので、仕來りを破り先方へ對して理不盡の取扱、第一大切なる田地を兪略にするものであるとて、元々通り所有することを許した。その反別は田六反壹畝八分、畑八反八畝貳拾參歩であつた。

〔例二〕 西物井の藤左衛門、物井の彌藤治、下物井の平藏は、平素善良な者ではなかつたが、文政十一年十二月廿一日所用あつて、隣村大島村の石橋を通行して居た時、西物井の平左衛門が平素の悪癖なる酒狂の結果喧嘩を吹きかけ難題を言ふので、三人は逃去つた所が、平左衛門は豊田正作に訴へ、三人は賭博を行つたと告げた、三人は屢々召出され吟味を受けたが、事實無根であると辯解しても通らない、終に手鎖村預けとなつた、横山司右平が出役して一應親類預けとなつたけれども、農業を出精したいから、赦免に預りたいといふ嘆願があつた、先生は平左衛門が不埒か、三人が不都合か幾分判明しない點があるが、深き思召を以て農業に出精する様に命じた。

〔例三〕 日記文政十二年三月廿二日豊田正作歸府の翌日の條に「御知行所三ヶ村組頭惣百姓へ」の諭達がある。その要旨によれば、村役人物百姓等は文政五年以來の御仕法を有り難く存じて居た所、文政十一年より二宮は御仕法の世話を致さず出府したので、その跡を追うて出府した者十四人にも及んだから、御陣屋（豊田在任）より差押方を申出たので取調べた所、御仕法の歎願の爲であつたといふが、此度御聞濟になつたから、二宮も其中に歸るであらうから、安心して農事に勵む様にとある。

〔例四〕 先生に反対した隨一は物井村の岸右衛門であると報徳記に見えて居るが、四月八日に先生の歸村の節は、既にその五日に横山司右平等の一行中に岸右衛門の名が見ゆるから、その悔悟は先生の歸村以前である様である、報徳記の記事は數段に分れて居る、その第一段は

「岸右衛門なるものあり、少しく才智あり、性吝嗇にして剛氣なるものなり、先生陣屋に至るより、日夜艱難苦行を盡し、衰邑を興し、百姓を安ぜんとするに、之を嘲り之を誹り、邑人をして先生の徳に歸せざらしむ、自ら大言を吐き三絃をひき、謠をうたひ、再復の仕法に相反するの行ひをなし、歲月を送ること七年に及べり、先生寛大を主としてこれを戒めざるは、其自然に己が非を悟り自ら悔ゆるの時を待つなるべし、然るに先生の丹誠實業月を重ね年を経るに及びて、彌々厚く功績次第に顯はれ、良法の良法たる所以明白なるが故に、岸右衛門思へらく、前々小田原より此地を再復せ

んが爲に出張するもの幾人、一年を待たずして或は退き、或は走れり、二宮氏命令を受け來ると雖も必ず前轍を踏まん而已、假令如何なる仕法を下すとも此地の再興成就すべき道あるべからずとせり。然るに七年に及び其丹誠益々厚く、功顯日々に著るし、我斯の如き仕法に敵し年を経ば三邑再興近年に成り、罪人に陥らんこと眼前なり、今速に前非を謝し共に再復の事に力を盡し、後榮を取らんには如かずと、是に於て人をして岸右衛門仕法に感じ力を盡さんことを願ふと言はしむ、先生共舊惡を咎めず悦んで其請を許せり。云々

とあるが、この謝罪は成田山參籠より歸村までの間とすれば事情が適應する。

其他村民の私曲を匡し、村役人の責任を問ひ、或は出精奇特人を賞し、村役人出府中の費用貳拾五兩餘を給與し、勸善懲惡の意味を以て嚴正なる態度にて仕法停頓中の滯務を處理した、その記録は日記原本七十枚の多きに及んで居る、時に大久保家にては三幣さんぱい又左衛門さゑもんを以て御知行所の勤務役とし、小路みち只助ただすけは櫻町陣屋の勤番となり、上下疎通し仕法は順序よく進展するに至つた。

翌文政十三年は天保元年と改曆せられた。扱仕法は愈々興國安民の新仕法と展開する端緒が開けて來た、即ち宇津家の財政は分度が確立し、先生の仕法には根本精神が鮮明に表現するに至り、仕法の様式に一新機軸が顯現し始めた。

八 宇津家の分度確立 宇津家は最初先生に許すに千五俵と畑方百貳拾七兩、其他拾七兩餘を以て

請負はしめた、この分度にては宇津家の内政歳計には不足を生ずる、その不足は小田原より助成した、それで領土の仕法は分度が定まつたのであるが、領主は不足を補はれるので分限に拘らざる内的生活をするといふ状態である、この缺陷を矯正しなければ將來領土復興すと雖も、財政の危険は絶えない、先生はこの點に着眼して、或は横山司右平と協議し、或は小路こうち只助ただすけと議したであらう、而して文政十二年成田參範以後この議は順當に進展した、即ち文政十二年より天保五年までの「御募方御土臺帳」と題する書類が九冊ある。全部分度生活の徹底的成果が記録せられてある。これ即ち先生の仕法主裁の力が、領主の臺所にまで及んだ證據である。

當時領主の經濟は、一般に年貢收納の十月より翌年九月に至るものであるが、宇津家の文政十二年より翌天保元年二月までの出納記録を見るに、三月より急に支拂が改められた、譬へば領主の御召物小遣料は月々貳兩の所、三月より壹兩壹朱となり、夫人の分は月々貳兩貳歩の所が主人同様壹兩壹朱となり、唯里方たる上杉家より贈らるゝ夫人の小遣年拾貳兩には手は着けない。御膳御賄料も貳兩貳朱から壹兩參朱餘に減じ、筆墨料、蠟燭代、油代、薪炭料も減ぜられた。然るに神事、佛事には指を觸れず、驚くべきは下司、下婢等の給料等は却つて増額し、岡部、代田等の用人給は四兩から壹兩貳歩に急減して、御仲間八人四兩が、七人拾四兩となつて居る、尤も次の天保二年には岡部、代田が三兩に戻つたが、女中の三步が貳兩、仲間十六兩壹分といふ増給である、併し年限中領主及び夫人は増

額して居ない。これ明かに先生の意見による分度生活に入つたものである。

今この六年間の支拂總額を見るに次の通りである。

文政十二年十月より 天保元年九月まで 金三百八拾貳兩餘

天保 元年十月より 天保二年九月まで 金三百三拾兩餘

天保 二年十月より 天保三年九月まで 金三百三拾八兩餘

天保 三年十月より 天保四年九月まで 金三百八拾兩餘

天保 四年十月より 天保五年九月まで 金三百五拾壹兩餘

天保 五年十月より 天保六年九月まで 金三百五拾九兩餘

宇津家の分度を一ヶ年約金三百五拾兩前後に確定せられたと見えるが、第二年以後は年々剩餘を生じて居る。

この分度確立の時期を按ずるに、先生は文政十三年（天保元年）二月廿八日に出府し三月廿九日に歸陣したのと、分度は三月分より實行せられて居るのを見れば、大體に於て二月末より三月初旬と認め得る。またこの年正月五日に夫人は彌太郎、ふみ子を伴ひ數人の村民に送られて十二日生家相州飯泉に到着し、三月七日に歸陣した。夫人の歸省といふことは、仕法が順調に進みつゝあるといふことと、領主の分度まで定まる様になつた内心の悦びとが、出郷以來八年を過した今日、世常の正月の禮



として父母を省みる機会を見るに至つたものであらう。

## 九 櫻町領仕法の效顯

櫻町領の仕法は文政五年より天保二年までが第一期である。それは先生が最初十ヶ年間を期して千俵の收納を二千俵にすることを約した期間である。この間の経過は最初の三四ヶ年間は着手期であり、中の三四ヶ年間は障害期であり、終りの兩三年に好成績を挙げ得たのである。

翻つて仕法初頭に立歸つて觀察するに、先生は權柄に傲らないが詔諛請託を許さず、朝は夙に夜は更くるまで住民に先んじて仕法に精勵した、當時荒地の所有者は段畝歩の帳簿内に隠された畝歩を持つて居た、開發によつて新に何段何畝歩かに改められた、荒地の名の下に私に開墾せられて居た田畑は、明確に畑となり田となつた、依て多少快からぬ者もあつた、併し水掛り悪くして田とも畑ともつかぬ地面に給水が行はれ、浸水甚しく收穫薄き下々田が地上げを以て乾田となつた、道路橋梁、堤防渠溝面目を一新し、利便増加し、住宅の屋根は勿論、便所、木小屋、灰小屋まで修理し、或は新築せられ、張膽明目の間に最初の二三年は過ぎた、正しきものは喜び、邪なるものは快としなかつた。

永い間、貢租が壹千俵以内に減じて居たものが、着手の年から壹千俵を遙に超えて年々に増進し、三四百俵を剩すに至つた、奸民よりいへば仕法とは領主の増税策とも見られた、然れども年々仕法資財を投ずること壹千七八百兩、田畑の開發數十町歩、領民は生活の憂は拭ひ去られて收納は増加した

が、その潤澤は領主に收納せらるゝに非ずして仕法資財として領土を肥沃にした、斯く領土は改善せられたが領主宇津氏は一定額にて生活し、家臣は悉く給米を減ぜられ、依然たる窮迫状態である、俗吏より之をいへば仕法とは領民を肥す方法の如くであつた、而して當時領主の家臣は之に關與するなく、仕法資財の收支は先生の一手に委託せられてあつた、故にこの頃仕法とは二宮一家の負請事業と稱すべき觀があるとも評された。

文政六年より同九年まで投じた資財のみにても金五千餘兩に上り、米の分外千九百二十俵に上つた、而して住民の側を見れば、文政四年に百五十六軒七百二十二人の村方が、文政九年に於ても依然たる百五十六軒で人口は七百六十九人に過ぎない、この住民増加の進まざる點は、先生が仕法につき焦慮した所以である、資を投ずることは大にして一村繁榮の基本たる人口増加は少い、新住民招致策の無効なるは、一村の根基の鞏固なるに至らなかつた所以である。即ち來住もあるが退轉もあつた證左である。

先生の仕法に就ては非常なる注目を拂つて居た小田原の藩臣が、その仕法を非難したのは斯の如き具體的事實をいふのであらう。而して先生を目して仕法請負業たる江戸の營業的資本家と同一類と評したのである。斯かる事情は文政十年同十一年に於ける大西藤次郎、豊田正作等の行動となり、終に小田原藩主への訴へとなり、また先生の成田山參籠となつたのである。

賢君大久保忠眞侯が絶對の信賴あり、また先生の誠忠は成田山に於て立證せられ、文政十二年より先生は全權を以て仕法を進捗せしめた、從來の境界紛議たる所謂地論は、元祿の古圖と實地の踏査との合致せざるが爲である、故に一々水帳に引合せ、實地を測量し、水帳と實地とを對照して一々精確なる所有權を確認し、近郷遠國より招致した住民によつて横田村目貫坪の大潰跡おほつぶたを復興し、荒野を煙立つ村里とした。

斯くて天保二年までに投じた仕法資財は壹萬二千餘兩に上り、宇津家の爲にも正確なる分度を確立し、千五俵申貳百數十俵を飯米とし、三百俵を仕法財とし、殘額に畑方を合して金として三百五十兩許を以て第一期の分度を確立した。而して天保三年には戸數百六十四軒八百二十八人となつて、爾後年々増加の趨勢を持續し、收納も亦平年千八百俵を超え、是亦年々増加の狀態である。特に文政五年の收納實際高千五俵を標準とすれば、天保七年までの十五ヶ年の總實收額壹萬四千八百五十八俵餘にして、標準額を控除すれば、八千五百四十三俵餘金貳百拾兩餘を餘し、宇津氏の基本力を増加したことが明かである。

また天保四年の凶作に際し、民間の貯蓄雜穀三千三百七十六俵餘、天保七年には三千七百四拾貳俵餘、餘毎戸一人五俵の標準に蓄積せられて、肥沃なる關東の諸村に餓卒途がへつに横はるといふ時であるが、案外瘠薄なる櫻町領には一ヶ年を支へて尙餘りあるといふ有様である。されば戸口も増加し、天保八年

には百七十三軒、八百五十七人となり、なほその後も増加して嘉永六年には百八十八軒壹千百三人となつた。

天保二年に第一期の契約は完了したが、當時收納額約二千俵、畑方を合して優に契約以上の成績を擧げ、田租貳千俵、畑方百三十八兩に増加し或は實力三千俵と見做すとも可なる状態に進んだ。併し宇津家は四千俵の家格を維持することは出来ない、故に本家大久保氏より不足額を補ふか、米金合して約三千俵の收納を極限としてこの外に収入の方途を立てねばならぬ、即ち或る年限間仕法餘財の積立によつて基金を作り、その金利にて不足額を補ふ外に方法はない、然るにその積立期間は宇津氏の出仕を見合せて、本家の助成を繼續し、從來の通り仕法を繼續し、その仕法年限延長期間に積立を完了する外に工夫はないから、是非仕法年限を延長せんことを請ひ、天保二年より爾後五箇年間の仕法延長を願出た所、大久保家よりその承認を受け、宇津氏も從來の通りの分度にて五ヶ年間隱忍を繼續することゝなつた。これ仕法の第二期とも稱すべきである。

然るにこの間に天保四年と同七年の大凶作があつて、積立は豫想通り行かなかつたが、天保九年に引渡した分度外の積立は八千五百四十五俵、金貳百十兩と計算せられて居る。また宇津家の分度は各種の支拂を完了して三拾貳兩餘の残額を生じた。幸にも天保十年に養子延次郎の入籍によつて持參金があり、またその縁女の入籍にも持參金があつて、生活は案外好都合に進展したが、それはなくとも追

追生活の基礎が確立したので、領主は天保八年より出仕し、若し不足ある時は本家より助成すること  
を約されて居たから、天保七八年の頃に於ては、先づ大體に復興したものと稱するを得べきである。  
依て先生はこの天保八年より交渉の上、天保九年に宇津家に對して仕法を完了したるものとして、仕  
法事務を引繼ぐこととなり、宇津家よりは從來の例によつて一二人の吏僚を駐在せしめて之を受取つ  
て居たが、先生の一族は陣屋内に在住し、時には宇津家の吏僚は悉く江戸に登ることもあるので、屢々  
先生の息彌太郎氏が事務を執り、息女ふみ子が代筆にて用を濟まし、また何事によらず先生に委囑する  
妾であつたから、事實上、領内の行政は先生の掌中にあつたともいひ得るが、當時の狀況は實に太平無  
事であつて、天保十三年二月廿九日附日光御社參に關する照會書狀中に、

下拙當地に罷在候中は、村田、岩本御氏の御存じ之通、何一つ願出等も無之、米金小物成御上納  
之儀も相觸不申候得共、日限を不違相進み申候、農業之儀迎も別段出精仕、當時之儀は初發一坪一  
家を相守り云々

とあるが、當時は未だ先生退去後も斯の如く靜謐なるべしとの安心にも達して居なかつたかと思はれ  
る様子であつた、然るに天保十四年十一月二日附の書狀によれば

彌太郎一人にて取扱、何一つ差支無御座、増て公事訴訟願事などは御承知之通無御座云々

とある、即ち天保十三年に幕府に登用せられて以來、先生は櫻町に歸陣する暇がなかつたので、數へ

て二十三歳の彌太郎尊行先生が、未だ修業中の身を以て唯一人村長より書記に至るまでの用務を執つて居たのである。

尤も翌弘化元年、同二年は凶作であつたので、貢租引下げの懇願があつたが、本來定免の約束となつて居たので之を許さず、出精奇特人入札其他の教化奨励法を以て村民の歡喜の裡に問題解決を計り、弘化二年富田高慶氏とよたかうけいしを遣して入札を行ひ、賞與を交付した。この教化様式は、當時起稿中の仕法雛形によつたもので、その根元は從來櫻町に於て屢々實行した最善の方法を以て規準としたものである。

次で先生は弘化三年に日光仕法雛形を完成し、嘉永元年に一族眞岡陣屋まうかどんやに移轉したので、文政五年以來廿七年間の生活根據地は、櫻町より眞岡へ移動したけれども、なほ櫻町の仕法中開發の殘業もあり、依然として先生は領主の代官たる實があつた。然れども日光仕法の實行せらるゝに至つて嘉永六年眞岡まうかより今市へ移轉することゝなり、日光仕法は多忙であり往復遠くして支配にも困難であるからとて、宇津家と協議の上横山平太を駐在せしむることゝなつたから、名義も事實も初めて先生の手を離れたけれども、御仕法の事に就てはなほ先生の指揮に従ふべきことゝなつて居たから、重要事件は一々今市の官舎に使を遣して指導を受けることを續行せられ、先生歿後に於てもこの手續は繼續せられて居た。

斯くて前後三十餘年の歲月、辛苦艱難能く櫻町領三ヶ村をして模範領たらしめたことは、宇津家は勿論小田原藩に於ても認むる所であつたが、宇津家より先生に對する謝恩の意義を表明する取扱は、嘉永五年十二月附にて、永代年々高百石を贈進するといふ書狀に胤之助の長文の謝恩狀を添へて送つて來た、それは嘉永六年正月六日の日記に記されてある。その證書は

高百石也

右は當知行所退轉亡所同様相成候之處、數十年抛<sup>ニ</sup>身命<sup>ハ</sup>、不<sup>ニ</sup>一通<sup>ニ</sup>厚預<sup>ニ</sup>丹精<sup>ニ</sup>候恩儀<sup>トシテ</sup>印、永代可<sup>レ</sup>進之候、於<sup>テ</sup>受納<sup>セラルルニ</sup>者、先祖子孫に至る迄本望候仍而如件

嘉永五壬子年十二月廿四日

宇津胤之助

教 成(花押)

二宮金次郎殿

## 第六章 報徳思想の構成

一 競争排撃より一圓融合へ 文政十二年の成田山參籠は、二宮先生の生活の道程に最も大なる轉機を劃した、先生は一身一家の生活を困窮より救ひ出す位の技術は既に修得して居られた、曩には服部の家政を改革し、櫻町に於ても村治の面目を一新したる事業を行つた、併し一村を擧げて豫定通りには行かなかつた、豊田正作始め數人の吏僚が、岸右衛門始め數人の百姓と結託した、先生は飽くまで之に對抗した、競争と排撃とは一村の自治民育に紛議を生じ、終に村柄取直しの事業に行詰りを生じた。而して成田不動尊へ參籠となつた。

先生は兩親、親戚、君恩の忝けなさを知り、之に報ゆることの難きをさへ辨じて農耕に努力すべきことを示教しつゝあつた。然れどもその事業に反對する妨害物をも愛するには至つて居なかつた、一たび三七日の斷食靜思を経たる後には、濶然として自他對立の境地を離れて一圓一元の琴線に觸れ、茲に一圓融合相和の心境が開けて來た、天保元（文政十三）年八月十七日に次の様な俳句をものした。

一圓に御法正しき月夜かな

田畑の實法今宵の月夜哉



## 仁心に民の心のつく夜かな

「一圓」に御法の正しきは、一圓に仁心の及ぶことである。一圓の仁心に民の心の氣づく時、この月の夜の圓かな如くに、上下一和の境界が開かれる。豊田正作も天地の子である、岸右衛門も神の如き母の眼より見れば可愛の子である、君は即ち父であり母である、君の仁心には豊田も岸右衛門も忌はしくは映じはしないのである。然るに先生思へらく事業の妨害をなすは彼等である、彼等の言ふが如くんば即ち我れ職に留るべきでない、宜しく去つて閑地に就き、自ら鋤鋤を握つて耕さんにはと辭任を申出たが、翻つて憶ふに一旦十ヶ年間の完成を誓つて御引受を致したのである、若しこれを辭する時は一は即ち君に對して約を破り、二は即ち君侯をして不成功に終るが如き愚劣なる人物を採用した不明の譏を受けしむる、二つながら忍ぶべからざるものあつて成田山に赴き一死を以て萬生を求めんとしたのである。斯くて神人一如の境地に立つて見れば反對者も亦我子なりといふ君侯の仁心を味讀し得るものである。先日の辭意は抑も何の戲言であつたか、悟つての後より見れば背に汗の流るゝを覺ゆる次第であつた、これこの俳句の詠ぜられる所以である。されば天保元年九月二日の日記に、

初より皆間違の言葉は、又間違の落葉なりけり。

とある。古今の史上に於ける英傑の言動にもこの間違は少くあるまい。何故なれば世に治亂興亡のあるのは、その行爲の本源が天地を貫く輪廻より發し一圓融合を缺いた爲である。後に到つて「故道」

の歌の作られたのもこの間違を正す思念の流露であらう。その間違は天地間一切の萬象を差別對立と見做し、各自はその對立した一點に立脚し、他を排撃するからである。是れ「天地相和して萬物生じ、夫婦相和して子孫生ずる」様に、宇宙間一切のもの、和合せざれば新しき發生も創造もない、宇宙間一切の事物は、夫婦の和合によつて一家の繁榮を來す様に一圓融合をなすべきである。

成田山より歸陣後は村民悉く歸依し尊敬し、其の教を遵奉したが、賭博に日を過ごし來つた平右衛門だけは、酒を吞めば悪口を繰返した、天保元年十一月大正院參會の節

二のみやで長く御趣法するもよい 殿は宇津洩れ村は滅亡

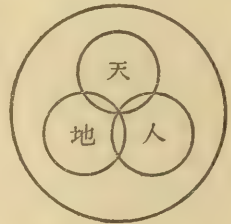
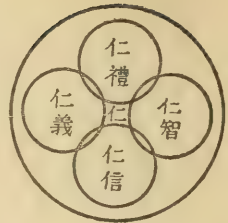
横山も眼開いて村通る

あんまり馬鹿と人がいふらん

然るにこれに就ても餘り大した詮議立をしないで、村役人に任せて終つた程に寛大であつた、而してこの平右衛門も終に先生に對抗する七を投げた。

天保二年には報徳金貸付の條目があるから、報徳思想が練られて居たが、對立より一圓への悟道的考察は長足の進展を見た。先づ宇宙が一圓一元に立脚する思想の見ゆるは、天保三年十一月廿七日宇都宮柴田屋平八といふ不二講の同志に遣したる短かき書狀である。

一今日金兵衛を以て申遣候儀、元丸之内に丸有つて丸の内に一つ物あり、一つの内に兩輪あり、又其内に一つ含む、是れ天地人之三才具足して、五常行と成る萬代不朽之道に御座候



とある。今文章に基きて圖を作ると上の様になる。

即ち仁義禮智信と分ちて言ふは、宇宙間に表現した人類の篤行を分類し、五倫五常が別々に存在して居る如くに見做すを世の常とすれども、本來一圓一元の仁の表出である、天地人三

才の具足も亦宇宙一圓の存在である。さればまた

變化變空元一、 變生變死元一、 常死常生元一、 常苦常樂元一、

本元唯一、 神人歸一、 日月盡悟元一、

といふ如くに大凡五十餘の目を掲げて「春秋盡元一、死生盡元一」と斷じ

天不<sub>レ</sub>知有<sub>二</sub>晝夜<sub>一</sub>、 一天元悟無<sub>二</sub>晝夜<sub>一</sub>、

人不<sub>レ</sub>知有<sub>二</sub>男女<sub>一</sub>、 一人元悟無<sub>二</sub>男女<sub>一</sub>、

とあるが、まだ判明しないと見えて

日月より外には何もなかりけり、一つ二つぞ、二つ一つよ。

宇宙の根元に溯れば、本來日月すらもなかつたのである。日月より外にない時には、日があるとい

ふことは月があるからで、月があるといふのはその對象たる日があるからである。されば日と月とは互に相手の存在によつて自らの存在が定まるのである。一圓一元であり、二つは一つで、一つは二つである。

斯く悟れば敵も味方もない、高きものは低きものゝあるが爲に在り、低きといふは高きものに比べて言ふことである。長きは長きものゝ入用の時のみに用をなし、短きは短きものゝ入用な時に役に立つ。

世の中は捨網代木のたけくらべ、それこれともに長し短し

である。遠しといひ近しといふも己の居所からいふことである。また十里を遠しといへば一里に比べてあり、十里を近しといへば百里に比べてである。

見渡せば遠き近きはなかりけり、己々が住處にぞある。

斯く相違した二つの現象は合して新しき一つの現象を生む。水と火と一圓融合して物を煮、鋼を堅め、陰陽合して萬物を生ずる。天の氣と地の氣合して萬物が生ずる、この場合に二つの相異なつたものゝ合體でなければならぬ。天が二つ、地が二つ會することは出来ない、男のみまた女のみにては子孫の相續が出来ない。

天地の和して一輪福壽草、さくやこの花幾代ふるとも

氣の二つ和して一りん福壽草、幾代經るともさくやこの花

争ふものは分裂し、競争し、對抗し、争はんが爲に費す所多く終に破壊し衰滅する。和するものは協力し一圓融合して萬物を生成する。平和永安の最上の方法は一圓融合である。争ふものは人の非を暴露し、和するものは人の美を舉揚する。産むものは母である。發明も物と人との一圓融合である。人の美を擧ぐるは伸びるものを育つることである。伸びるといふことはその特色の發揮である、特色はそのものゝ特性であり、そのものゝ存する徳である、一圓融合は萬物の徳を發揮することである。天保初年に於ける先生の思想中には明かに一圓融合を以て生活を安泰にする根本的の規範が成立して居た。君主の生活が仁恵を以て大衆の生活に融合すれば國家は安泰である。これは屢々仕法書中に見えて居る、その意を推して「貧富相和して財寶生じて國用足る」といひ「報徳金は自財にあらず他財にあらず、日月の萬物を生育するが如く、貧富相潤澤して止むことなし」といふ如き、一圓融合が生々發展の根元であることを鮮明に説示したものである。

二 利權争奪より報徳推讓へ 先生が文政元年三十二歳にて、大久保侯より表彰を受けた時、「其身は勿論村爲にも相成」とあつた事に驚いて、一身を立て一家を興すことが村爲になるといふことに氣付いたから、爾來自家の利益を眼目とした生活を轉じて、他人の爲にも、村爲にもなる様に振替へたのである。この自他振替こそは利權争奪の私益の世界から、報徳推讓の公益の世界へ昇天する第一階

段に足に乗せたものである。

これより先き先生は幾多の發明を重ねた。或は村内の困窮民を救ひ、或は友人の家政を整理し、或は五常講を興し、或は三徳飯の製方を教へたが、この潤ひのある行爲は兩親の生活難を現實に見て、世の困窮者に寄する天來の同情心が發露したのである。併しそれは世間通例の同情、慈惠とその本質に於て同じ型のものである、然るに大久保侯の表旌を受けたる一轉機として先生は自他振替を創め、崇高なる公益を圖ることを自覺したのである。

爾來自他振替は益々顯著となり、櫻町移轉の際「身代限り」の財を提げ來り、俸祿其他一切の収入を讓つて三ヶ村の仕法に投じた、これ全推讓である。併し領内に及んだ治績には反逆者の頻出といふ不満足があつた、一たび成田山三週日の參籠により俄然として全村民の諒解を得た。然れどもそれは未だ深遠なる指導原理による教化の普及によるものではなかつた、たとへば先生が左右の端を行くとも、村民はこれを見て中庸の歩みなりと信ずるまでには、なほ數年の歲月を要した、この歲月こそ先生をして報徳の指導原理による推讓生活を現實に村民の前に展開せしめた體驗期であつた。

報徳推讓の生活は、日常の私益生活をして、公益の生活に進ましむることである。世人は田圃より穀菜を得、之に施すに肥料を以てするが、先生は之に教ゆるにこれは田圃に對する謝禮報恩であつて、この報恩は田圃の徳に報ゆるのである。斯く地に報ゆるも未だ天に報ゆることを知らざるが故に、既

に肥料を施すことを知れども、天道の豊作に報いざる報として凶作を受くるのである。士農工商皆同じ道理で、天に報ゆるの道は年々の收穫の中より推譲するを要する。更に世人に報ゆるの道がある、それは作業による收穫物を世人の任用として互に推譲する、今日にてはこれを公益と稱し得る。

先生は天保三年閏十一月十三日の日記に、日常生活を公益化した歌を録して居られる。

士行 諸人の邪正の元を業として、正し盡さん幾代經るとも。

農行 諸人の食事の元を業として、つとめ盡さん幾代經るとも。

工行 諸人の工夫の元を業として、つとめ盡さん幾代經るとも。

商行 諸人の過無の二つを業として、運び盡さん幾代經るとも。

商賈の二つの恵なかりせば、何國のはても咲やこの花。

花の實を蒔て幾代の末までも、ともに樂しむんぞ尊き。

士農工商は當時の萬民である、萬民各々その本務を自覺して日常生活を經營すれば、天下恐らくは過誤なきを得、争議を憂ふる必要がないであらう、何となればその本務は私益でなくて公益であるからである。公益の爲に日常生活の全部を捧ぐるは一身を公益の爲に推譲したものである。斯の如き清淨なる行爲は崇高なる指導原理がなければ自覺の出来るものではない、先生の斯くの如くに清淨行者となられたのは、報徳といふ指導原理が確立したからである。

報徳の語は既述の通り天保の初年であるが、その發端は天保二年正月の末と傳へられる。この正月廿五日先生は日光に詣り大久保忠眞侯に面謁し、櫻町復興の始末を上申したが、之に對し侯より

日光登山之砌荒地起返村柄取直し趣法、不容易儀に付必ず手戻無之様可致云々

と教誨せられたと記録にあるが、傳説によれば「お前の法は論語にある「以レ徳報レ徳」である」と仰られたので、同年より先生の方法を報徳と稱し、御趣法金をも報徳金と唱へる様になつたといふことである。さればにやこの年以來報徳の名を冠したる記録が漸次増加して居る。報徳といふ語は報恩に結び付けて次第に意義が擴大せられた。

徳の根元を悟れば勤苦に發す。

徳の消滅を悟れば遊樂に終る。

本來勤苦を積んで徳を成すなり、徳の異名を恩といふ。

恩の根元は徳なり、徳の根本は勤苦なり。

徳に報ゆるものは報徳に依て富貴を受得て安樂に住す。

徳に報ゆるものは勤苦をなして物を爲るつくに如かず。

一物を爲れば一徳あり、一物を得れば一恩あり。

とあるにて物あれば徳あり、徳あれば恩あり、物の徳を顯揚すれば徳に報ゆるなりといふ意が明瞭で



ある。

天地の君と親との恵にて、身をやすらはん徳に報へや。

とあるが福住翁の道歌解には

天地の神と皇との恵にて、世をやすらふる徳に報へや。

とあつて歌の意は明かであるが、

恐るべし足るにまかせて事足らず、徳を報ゆる心なければ。

忘るなよ何はさて置御代に住む、徳を報ゆることは夜晝。

蒔けば生え植れば育つ天地の、あはれ恵の限りなき世ぞ。

あめつちときみと父母との三つの恩、忘るゝ時ぞ身はせまりけり。

報徳の歌は甚だ多い。而して日常の生活に於て報徳淨行を勇敢に實行すべきを強調せられた。斯くて天地人の恩徳に報ゆることが人類の生活であるといふことになれば、全推譲を行ふことが出来、自然力の如くに自己を超越したる生活を營み得ることとなる。

報徳の原理が體系を成したのは、遅くも「三才報徳金毛録」さんさいほうとくきんもうろくが脱稿した天保五年の事であらう。金毛録によれば報徳は天地間の現象を認識する根本より考察し、その現象を通じて把握し得た理法に基き、人類の生活をして永遠に安泰を保ち得る方法を創造し、之を様式化して仕法雛形となす基本を

確立したものである。然るに一般に生活方法の工夫を怠りて、人類發生以來永い間に創造せられた生活様式を以て動かすべからざる必然的のものとなし、或は自然の儘に發生する衝動に動かされて社會は繁榮の埋むる所となつて居るから、この迷を去らざれば救ふべからざる困窮に陥ることは明かであるので、先生は宇宙の現象より事物の名稱に至るまでその根元を窮め、之を悟道と稱し、真正正銘の事物の真相を闡明した。而して宇宙は一圓一元より萬物萬象を生ずる。さてこの萬象を比較對照して得たる對立觀念に支配せられて居るのは迷である、何となれば對立したる双方の現象は一つを去れば他の一つは存在しないから、一圓一元の根元に歸着する。

對立は競争を誘致し、競争は分裂を招來し、分裂は破滅に到着する。人類始まつて以來勢力の消長、盛衰興亡の跡を考ふるにこの理誠に明かである。

註 世界諸國はこの生存競争が戰爭化し、平時と戰時とに論なく猛烈に競争をして來たが、戦争が正しきか否かといふ點に至つてハタと行詰つて居た。然るにダーウインは生物の發達は適者生存であつて生物の生存競争が生物の進化の根元であると唱へた、これを擴充してスペンサーは進化的倫理説を唱へて、生存競争は結局正しき行爲であると認められた。

かく對立競争は人類に於て正しと認められたが、生物の消長は自ら競争する有意的行動ではない、競争的事實はあるが、それが有意的なりと斷することは出来ない、庭の芝草も、羊の春の毛も、均等にバリカンで刈取るが、自然に長短の差別を生ずる、雀は鷹に捕へられるが鷹の数は常に雀の數より少い。而して雀と鷹と、蛇と蛙とが生存を競争するものではない。雀は雀の中にて競争することがあり、蛇と蛇とが競ふことが

ある。人類も殆ど同等なるものゝ間にのみ競争がある、或る時代が來て或る種族の絶滅するのは内外種々の事情がある。宇宙間に進化の現象のあるのは、前の時代のものゝ存在を基礎として新しき時代へ發達したものである。競争の爲に進化したのではなくして、進化の爲に前の種族が展開したのである。叔は亡びて苗となるが、苗を創造する爲に叔は姿を消したのである。子が生れる爲に親が衰へて行くのは、親から子への發展である。盛と衰とが一連の鎖となつて新生活へ展開したのである。

斯くて二宮先生は宇宙の進化を開關と唱へ、總て新生活の展開創造を以て舊形態よりの開關と稱した。この場合に天地の生氣は胚種と一圓融合して新生發育をなす。同一種の新生發育は即ち輪廻轉生である、之を社會生活上の問題に就て考察すれば亦同じである。一家も和合によつて繁榮を産み一村も貧富相和して振興する。開關創始かいびやくさうまうは社會生活の上に連續する。之を有意的に競争すれば分裂破滅となり、之を有意的に一圓融合すれば創造開關となる。「三才報徳金毛録」は之を證する。而してその一圓融合を實現する有意的根元は報徳の精神による推讓である。之を日常生活の上に見れば公益化であり淨化である。

三 報徳生活様式の成立 天保五年に完成した報徳の原理は、既に先生の幼少の時代より實行し來つた生活様式を一貫するものであつた。創造發明は常に體驗の上にもみ行はれる。先づ第一章以下揚げ來つた體驗を以て之を知友の生活整頓の場合に適用し、之を服部家に用ひ、之を櫻町及青木村等に應用し、何れも相當の成績を擧げた、即ち先生の生活經驗の結果發明した生活方法は、之を他に適用

その様式を以て完全に様式化した。今その生活様式の成立の跡を叙するに際し、先づ先生の體驗と、その様式の原理たる生活法則を列擧すれば次の通りである。

一、少年時代の艱苦——茶種の栽培とその收穫——捨苗の挿苗とその收穫——勤儉の體驗——積小爲大の天地の法則

二、獨立時代の苦心——一家再興獨立の體驗——無より發財する財貨開闢の法則

三、本家再興の志願——恩德、陰德、報德、陽德——善種推讓の體驗——輪廻因果陰德陽德の法則

四、服部家の仕法——整理仕法の體驗——分度の法則

五、櫻町仕法初期——救急施設、表彰感激、全推讓の體驗——復興開發仕法様式の創造——救急法、表彰法、主體分度法、助成無利息法、開發金法

六、櫻町仕法完成期——指導原理確立の體驗——悟道天地の經文、天道の法則、人道の法則、報德の信念確立、報德仕法様式の創造

天保の中頃には斯の如くに報德思想體系が成立し、生活様式の創造が整頓した、その様式中の主た

るものは次の書類中に記述せられてゐる。

イ、天徳無盡現量鏡

ロ、地徳開倉積

ハ、報徳元恕金雛形

ニ、報徳金貸付雛形

ホ、其他各種の教訓雛形

併しこれ等の様式が完全に取纏められたのは、後に天保十三年幕府に任用せられ、次で弘化元年より同三年まで一意専心雛形の集成に努力し、次で之を各地に應用し、更にこの良法の繼續並に實施につき非常な熟慮を重ねて攻究した時である。さればその仕法雛形製作中の體驗の齎した創造も亦少くない。

七、日光仕法——仕法雛形の系統組立體驗——報徳生活様式の完成

八、相馬仕法——仕法雛形の實施體驗——報徳生活の普遍化

九、各地の仕法——仕法申廢防止の體驗——永安法の創造

體驗は創造を産み、創造は體驗を新にする。天保四年には饑饉來るべしと豫言して適中し、更に天保七年の大凶作を前知して策を講じたのが天下に名を成す始めであるが、凶作と天災と病難とは、一

切の生物に死の來ると同様に来るべきものであり、不景氣も亦必ず來るべきものである。宇宙間の一切の事物の將來は、過去の如くに輪廻するのである。來るべき陰慘の備として陽氣盛なる時に準備をなすは生活様式の根本的意義である。新しい創造の爲に過去の努力の結果の一部を推讓して善種となし、その推讓の善種より開關する所の新創造の產物こそ貴い因果の應報である。斯く推讓して斯く得べき所の確信ある常套的手段こそ報德生活様式の價値のある所である。以上は先生が貧困者を救ひ、衰貧を防止する念願を達成したる創造生活の系統的發展の要略である。而してこの體驗の大部分が天保の中頃までであつて、この體驗が青木村、谷田部、茂木、烏山、小田原と御仕法の流布した所以である。

報德生活様式の綱要を叙述するは傳記としての範圍を超越するを以て、これを小著「報德社の理論と實際」並「二宮尊德研究」に譲り、また他日の論述に俟たんとするものである。

## 第七章 青木村の仕法

一 青木村仕法の由來とその初期並櫻川の堰工事 青木村の仕法の有名なのは、其成績が顯著であつたのと先生の報徳仕法の賣れ出しの時期に當り、多數の參觀視察者が往來したこと、また先生が仕法體驗試練の一つとして重要な爲であつた。

青木村といふは現今は茨城縣眞壁郡大國村の一區をなす大字である。僅に一字三十九軒の御仕法であつたが、元は百三十軒より斯く激減したのであるから、その荒廢は實に甚しいものであつた。

青木村は他の十箇村と共に川副勝三郎といふ旗本の所領であつて、諸村共に衰弊して居たが、特にこの村の困窮の甚しかつたのは、用水の不便と大火災との爲であつた。元來青木村の灌漑用水は村の北境を西南に流るゝ櫻川を堰止めて之を引用して居た。然るにその地方は砂石なく地盤が灰土の如くなるを以て、年々豪雨の際に缺潰して修理を要するのであるが、往時は幕府直領であつて眞岡陣屋の支配に屬して居たので、人夫は之を近郷に課し、扶持米は役所の負擔とし、年々恒例となつて三千餘人百六拾五兩などといふ記録のある程に莫大なる費用を要したのである。然るに當時青木村の負擔は年額僅に百兩にて濟んだ次第で以外に輕かつたので、村民は安んじて根本的方法を攻究することに就

て多く思慮を費さなかつた。

處が寶永の頃、川副氏の所領となつて以來、年々の工事は青木村一ヶ村限りの負擔となつたので、その工事が漸次簡略化し、給水は不充分となつた。随つて天然の雨水を以て水田を養ふといふ消極的に退歩し、漸次苗代にも差支へ、植付けた苗は枯れ、收穫は激減した。故に農業よりも餘業に力を致し、荒地は増加して茅芒生ひ茂り、行脚の僧が神主大和田山城方に立寄つて「家ありや芒の中の夕けむり」と詠じたといふことで、人家の門前軒下から萱の生えて居る有り様であつた。この萱もその儘に置くを以て屢々火事を發し、終に天明年中には、村内北原坪三十二軒の所壹軒を残して全部焼失した。

その餘りの甚しさに復興の力もなく、この残つた一軒すら住み兼ねて櫻町の物井に轉居してしまつた。爾來一村收納の實力非常に激減し、領主領民共に數回普請をなし、村柄所直し方法を講じたが、到底自力にては復興し難きを以て西沼村丈八、原町村勘兵衛兩人が荒地を開かんとしたが、用水の不充分なるを見て、隣村高森村地内より、新用水を掘鑿する議を起し、領民村民共に之に賛成したが、新堰設計にて金三百兩を要することとなり、その金策に窮し如何ともする術はなかつた。

時に文政より天保の初にかけて、約三里を隔つる櫻町三ヶ村は、荒地開發、難村取直その效を奏しつゝあるを傳へ聞き、この方法によつて救濟せらるゝ様懇願する外に途なしとして、西沼村丈八を以て内願したが、多忙且つ容易ならざる業なりとて拒絶せられた。名主勘右衛門はこれにて屈するもの



ではなかつた。即ち天保二年十一月晦日、勘右衛門以下三十七人の連名を以て願書を差出し、櫻町に到り村民を率ゐて來り、熱誠をこめて一邑再興の方法を歎願した。先生曰、

「衰廢の極るもの唯用水を失つたのみではない、用水がなければ田を畑として雜穀を得べきである。人命を養ふもの稻穀に限つて居ない。用水の乏しきを口實として良田を荒蕪に歸するは、井を塞いで水を他に求むるの類であつて、懶惰の民となり、博奕を事とし、祖先傳來の家財を失ふ、農力進みて糞培を怠らざる時は畑も亦田に勝る。田は一作の地多く、畑は兩毛を常とする。然も之を厭ふは怠惰なるが故である。我が法は節儉以て有餘を生じ以て他の艱苦を救ひ、各々その業に精勵刻苦し、善行を履み、惡業をなさず、勤儉以て一家を全くするにある。戸々斯の如くにして貧村必ず富み、廢邑必ず興る。汝の村の困窮は憫然たるも本來自業自得である。再び來る勿れ」と、教誨せられた。勘右衛門涕泣して曰、

「一邑民の本務を怠る實に高諭の通である。然れども目今一邑の困窮急迫放置するを得ず、悔恨以て舊來の懶惰を改め、至教を得て以て粉骨の勞を盡し、艱苦に堪へ再興の業に従事せんことを誓つて參邸した。是非共許容を願ひたい」

と切望した所、先生曰、

「人情困苦に迫る時は艱苦も厭はずといへども、少しく得る所あらば直に舊弊を再發するから、

興の大業は中廢せしむるよりはその初より着手せざるに如くはない」

と、村民之に對して斷じて何程の苦業にも堪ふることを誓ふと歎願して止まなかつた。先生曰、

「青木村の衰廢を興さんとして難事業たる用水を強請し、村民一樣になし得る易き事をも顧みないのは誤ではないか。即ち良田荒蕪となり、茅芒茂生し、冬に至れば野火茅を焼き、之が爲に民家焼亡した。而して之を刈らずして灰燼となし他郷に流離する、愚も亦甚しいではないか、一邑再興の事は暫く措き、先づ火災の根元たる茅を刈りて見よ、刈り終らば相當なる價格にて之を買ひ取るべし」

と、邑民大に悦びて歸村し、老若男女未明より出でて、三日間にして千七百七十八駄を刈り終つたので、先生は賃金として金壹歩につき茅三拾駄替として、總額拾四兩三分壹朱貳拾六文を交付した。この人別三十六人であつた。先生曰、邑民の中に家屋全くして屋根朽ちたるはないかと問ひし所、今日の衣食に窮す、家屋は戸別に破漏甚しく、安臥に所なき程なりといふ。社堂は如何、これ亦甚しいふを聞きて、神社は一邑保護の神佛の安置所にして、佛閣は祖先の靈を奉祀する所である。然るに斯の如くにして一村の安泰得べき道理なし、速に一村の狀況を調べ詳細に報告すべしと命じた。

數日にして家屋の取調書を得たるを以て、櫻町の名主忠次、葺手源兵衛、新左衛門等を遣して、堂寺七宇、民家廿五軒を屋根替して之を修理せしめた。その所用入費金拾五兩三分壹朱餘、米拾五俵餘

近隣往來の目目を驚かし、村民の喜悅は極度で、直に來つて感激陳謝した。これ天保三年二月の事である。先生曰、

「先づ安居の地を得た。我が法の如きは汝等の行ひ得る所ではないから見合せて然るべし」

と、村民曰、

「廢亡に近き難村が再興の幸福を得るに至らば、永年の安堵を受くべきである。仕法中の艱苦は何の堪へ難き事がある。願はくば發業せられたし」

と、強願した。先生曰、

「村内の田圃を悉く開かざれば衣食を充たすことが出来ない、汝等果して之を開拓することが出来るか、若し奮發以て開拓するならば、堰の事は盡力すべし」

と、村民大に悦んで歸り、自己所有荒地の大半を田圃とした。先生も亦村民の希望に任せて普請入用米として百五拾俵を買入れた。

然るに堰の事は領主の任である。故に地頭の依頼がなければならぬ。恰も當時地頭の用役人實地見分廻村をなす時期である。然るに何故か延々になつて居た。これを待つて事を決せんか時期は次第に過ぎて來る。依て天保三年五月地頭に願書を差出して廻村を請ひ、特に櫻町復興仕法の實施を二宮先生へ依頼せらるゝ様取計はれたしと懇願した。同時にその願文の寫を添へ普請用の買置米を賣拂はざ

る様にと先生の下に願出た。斯の如く手續を履んだけれども役人の廻村が延びた。而して時期は挿苗に迫り来る。故に先生は取り敢へず約束に従つて假普請を以て給水の方途を講ずることゝなつた。

假普請<sup>工</sup>事は先生より一時の費用を貸付けたるまでにて、一切村民をして行はしめた。併し堰の工事等に不馴れである、道具もないので、櫻町開發の爲に用ひたる道具並に破畑人足(土工夫職人)並に西沼村丈八、物井村忠治、岸右衛門其他人夫等をも遣し、七月十八日頃着手、明俵八百八十一俵、萱百餘駄を用ひ同廿五日頃出來したが水が上り兼ね、八月六日頃落成した。これが爲に要した費用は村人足五百七拾五人、破畑人足百五十人、雇人足百四人、諸色入用等合計金拾壹兩餘、米百拾三俵餘である。斯く用水の急は救はれたけれども、元よりこれは假普請である。給水量も充分ではなかつたであらう。然れども領主の正式依頼がないので先生も本普請に着手することは出來なかつた。併し村民は先生を慕ひ、先生に縋り根本的の仕法を熱望して居た。十一月頃より青木村名主、村民、西沼村丈八等屢々御禮と稱して罷出で、又救濟をも願ひ出た。

漸く十二月十五日に到り領主川副勝三郎用人並木柳助、家來一人召つれ、村役人名主重左衛門其外三四人櫻町に罷出で、從來の厚情を謝し、懇々と仕法を熱願し、次で翌四年二月、並木柳助、金澤林藏連名の公文書を以て依頼し來つた。

### 御頼申一札之事

一、勝三郎知行所常州眞壁郡青木村、用水並溜井等有來り候處、數年來捨置大破に付手入手段も可  
 有之處、村方困窮故不行届、次第に荒地多分に相成、一村亡所同様に相成難澁、百姓共難ニ行  
 立候に付、數度貴所様御仕法請、荒地開發仕度段村方一統願に付、右御趣法を以て開發手段  
 御世話被下候様御願申上候、尤御趣法に付何事も御差圖不相背様、百姓共へも急度可申付候、  
 依て勝三郎より御頼印紙差上申候、依て私共より一札差上候處如件

天保四癸巳年二月

川副勝三郎内

金澤林藏

並木柳助

宇津飢之助様御附人櫻町に而

二宮金次郎様

當知行所常州眞壁郡青木村之儀、櫻川用水堰並溜井共手入等行届兼、次第に出畑荒地等多分に相成  
 百姓次第に致困窮、一村亡所同様に相成歎ケは數存候、幸御自分隣村へ御出役にて、右趣法之儀  
 村方より具に承り、右之趣法を以當青木村開發之儀世話御願申度候、右趣法中百姓共へも申聞、  
 不レ依ニ何事ニ指圖爲ニ相背ニ申聞敷候依て御願申所如件

並木柳助は村役人引つれ、公式書狀を持して再び來り、荒地開發、入百姓人別増窮民撫育、借財返濟、村柄取直の仕法を依頼した。先生之に於て實情を調べて曰、

「惣反別百五町八反餘歩、大凡三分通り生田畑と見做し、荒地反別は七拾四町七畝餘歩である。一反歩の開發料壹兩宛として七百四拾兩、扶持米七百四拾俵餘、この代金壹兩に付壹石として貳百九拾六兩餘、右開發田畑凡壹軒に付反別二町歩作と見積り、新百姓三十七軒、壹軒に付新家作、夫食、種穀、農具代共凡三拾兩に見積り千百拾兩、道路橋梁用惡水大堰假普請共凡三百兩位に見積り、其外残り百姓屋根替、夫食種穀、借財返濟、暮方取直手段金、貧富平均拾兩宛に見積り三百九拾兩、都合二千八百三拾六兩、この利息年々壹割として貳百八拾兩餘、たとひ御頼に任せ残らず起返熟作するとも惣反別の内川欠堀代、其他天災地變見積り差引いて本免として、八拾六石三斗六升餘である。米永合計百四拾五兩餘、右開發入用利金と對照すれば半分に過ぎない。到底この方法にて復興を講ずることが出来ないから、天地開闢以來田畑山林、道、川、神社等今日に傳はりたる本義に基き、過去十ヶ年間分位の米永小物の收入租稅額を調査し、之を平均して地頭の分度を定め、生田畑を定免として其餘の收入を以て荒地開發、村柄取直を講ずる外に良法はない。即ち櫻町の仕法例による時

は、必ず復興すべし」

と、説示した所、一同感服の上之に如くはなしと、直に納税狀況を取調べたが、帳簿不完全にて漸く天保三年上納額たる米八拾俵、永方三拾四貫餘を得之を村方定免と決定した。

斯くて天保四年三月三日、先生は早朝櫻町陣屋を出で、青木村を視察したる所、曩に約束したる荒地の開拓豫定の通り成就せるを見、懶惰の風俗改まれるを察し、一村の奮發を見て悦び曰、

「前日の懶惰もこの村民である。今日の精勵もこの村民である。一人にして先には惰、今日は勤、誠に黑白の如くに明かである。善惡貧富盛衰存亡皆同じである。故に富道を行へば富み、貧道を行へば貧する。而して吉凶禍福は邑民の行によつて發する。舊來の弊たる懶惰を改めて勤儉を失はざれば、再興の事決して困難なることはない。既に此の如く精勵の風を興した以上は、約束に隨つて堰を築き溉水の便を與ふるであらう」

と。即ち數日を経たる三月七日、西沼村丈八、東沼村専右衛門、物井村忠治、岸右衛門、大工、木挽、破畑人足を引牽し來つて井堰築造の地を掘立て、櫻川の水勢を察し、然る後東方の山に登り、中腹の岩盤を穿ちて村民に之を運ばしむ。故に石を運搬する道路、水を汲み乾す踏車、掘立入足、堤の普請、特に大堰の杵組立普請等、實に大混雜、大工事であつた。而して若し大雨に遭へば掘立等の工事は水泡に歸するを以て、その賃錢は當時普通傭銀一日米一升二合錢二百であつた所へ金貳朱宛を與へ、力

の足らざるは半日貸銀壹朱とし、懶惰者は退かした。故に衆民悉く大精勵をつけた。

この工事は流水の中を掘つて堰を作るのであるから、急速に杵を埋設するを要する、依て先づ川上に一軒の茅屋の如きものを作つた。衆人之を如何にするかを知らなかつた。報徳記には以下次の通りに叙してある。

先生曰、誰か屋上に登り、繋ぐ所の繩を切り水中に落すべしと、衆皆驚愕、一人敢て應ずるものなし、先生曰、何を憚て上らざるや、衆同音答へて曰、川上の屋、繩を以て繋げり、今之を斷せば屋と共に川に陥り死生計るべからずと、先生怫然として曰、汝等危とせば我上つて之を斷せんと、直に屋上に登り刀を振て數ヶ所の繩を斷ず、其の迅速飛ぶが如し、屋一振水中に落つ、衆皆愕然、先生屋上に立て曰、汝等之を危殆とす、我何ぞ汝等に危き事を命ぜんやと、衆皆其過を謝し益々先生の神智測るべからざるを感ず。先生曰、汝等速に兩岸の木石を屋上に投ぜよと、衆協力大木大石を投じ畢る、後工匠をして其上に堰を作らしむ、大小二つの水門を設け、小水には小門を開き、大水には二つながら開きて洪水の憂なからしむ。茅屋を以て兩岸水底の細砂を閉塞するが故に水更に漏洩せず、古來此の如き堰を見ず、遠近來集し大に其奇巧且神速成功を驚嘆し、凡智の及ばざるを歎稱した。とある。この工事約五旬の日子と百餘兩を要すと稱せられて居たが、三月七日より十七日に至る一旬にして大堰成り、堰中普請堰杵は十八十九の兩日、別に新堀普請を繼續して三月廿四日に完了した。



人夫約千三百三人、萱千貳百四十四駄、米約百七十三俵、金約六十餘兩である。假普請に明俵を用ひ、本普請にも萱を用ひたのは、河床細砂にして漏水甚しきを以て、屋根葺の雨を凌ぐ理によつて之を防いだのである。而してこの堰工事は弘化二年に改築するまで維持した。

斯く給水施設が完了したので、田畑の開発復興も並び行はれて開田拾四町四反に上つた。これが青木村仕法の初期の成績である。

二 青木村の仕法成績と加生野村の仕法 青木村の仕法は堰の復興に始まるが、堰は田圃の開発の爲である、既に天保四年に十四町四反歩を起し返したが、約七十餘町歩の荒地と、退轉した九十餘軒の再興相續は容易な事ではない。故に最近納入の租税に基いて、許可を受けた定額に對し、新開地其他の増收を以て荒地の開発を行ふことの必要は、櫻町の例と同じであつた。斯くして天保五年以後十一年に至る七ヶ年間に田畑十五町五反、其他溜井、堰普請、家作屋根替等を行ひ、人夫四千餘人、費額七百七十餘兩に達し、其冥加米二百十八俵を出し得るに至つた。

この間に天保七年の凶作があつたが、櫻町同様一戸五俵宛の雜穀を準備したので、附近の人民の菜色あるに比して、喜色満悦の様子であつた。尤もこの年、時疫が村内に流行したので、農耕の助成を行ひて收穫の減少するが如きことなからしめた。故に困難の中にも人氣は引立つて居た。随つて強て懇願の結果、天保十年には加生野村にも仕法を開くに至つた。

天保九年より十年までに青木村は第一期の仕法が大體成就し、櫻町に續いて仕法地の範例となつた。川副氏は大に悦んで全部の領土十ヶ村に實施を懇願した。併し直に十ヶ村に仕法を講ずるなどといふことは容易でないから、先づ最も困難な加生野村に發業することゝなつた。川副氏に分度が立ち、先生の身邊に餘裕があつたならば無論これより全領土に及んだことであらう。

加生野村は高七十五石、戸數當時十四軒の小村であつた。荒廢は甚しくなかつたけれども負債多く村勢微力であつたから、其仕法は天保十年より同十二年まで行はれ、主として報徳金の貸付を行つた。その貸付の明瞭なるは六拾餘兩であるが、その結末は青木村の分と合して取扱はれ完了した。

青木村の仕法金の出所は同村の定免の餘財である。即ち領主川副氏の收納は文政六年より天保三年までの平均收納米八拾五俵餘、金三拾三兩餘を以て青木村一村納入の分限とし、それ以上の課税をなさざる契約の下に仕法を開始し、開發其他の方法によつて増加したる租入はこれを仕法の費途に用ふることゝした。これ一に櫻町の例に倣へるものである。而して開發初期は先生の手許より報徳金を支出し、爾後收納剩餘額を以て開發を繼續し、天保八年より同十一年迄の間に差引金百六十五兩の不足があり全部先生よりの貸付となり、天保十四年には差引總額六拾六兩三分に減額した。而して青木村の戸數は六十二軒に増加した。

もと青木村は有名な荒廢村であつたから、水利の不便と貧困とにより惰風が浸潤して居た。併し先

生の指導助成によつて一時天下の模範として櫻町に次ぐものであつた。故に村民は最早復興が完成したものと思ひ、この満足が因果輪廻の旋轉をなして従來の弊風が再發し來り、舊百姓と新百姓との間に紛争を生じ、之に加ふるに關東在住士民の常に惱みとした日光御社參の費用が嵩み、領主の態度が思はしくなく、用人亦施設を誤り、終に大騒ぎとなり村民舉つて江戸に出訴し、解決せざることを數年に及び、中心人物たりし館野勘右衛門たての かん ぶも手の下し様なく、先生も亦之を以て仕法打切りとなすべしとまで主張せざるを得なかつたが、良民の哀訴と、領主及び用人の懇願とを斥ける譯には行かないで、天保十四年村民一同を櫻町に招致し、理解を加へ懇切に訓誨した所、釋然として紛議は解決した。併しこの訴訟中の浪費の爲に村民は疲弊し、大借十一軒、中借三十六軒、無借僅に十四軒であつたが、その總借財は百五拾五兩であるから、さすがに模範村たるを知るに足るも、間もなく領主の要求した先納金、弘化三年の領主の火災等の爲に青木の村債は六百兩に上つた。この負債償却が第二期仕法となる。

當時青木村、加生野村かしょうのの仕法共に定免の分度にて納入を一定したが、他の所領の收納は従來の通りであつて、特に川瀬氏自體の生活は何等限度が定められて居らず、従來の慣習その儘であり、却つて青木、加生野二村の收納を減額して限定したので、常に主家の財政は困難であつた。最初の用人金澤林藏、並木柳助の如きも中途で辭し、後には荒川泰助、永坂道助ながさかみちすけなどが用ひられ、それとても常に財政難に艱み通した。故に天保十三年には先納金を課して紛議の種を大きくし、弘化三年には類焼に遭

ひて因却を重ねた。青木村からは長屋を獻納した。斯く青木村も種々の禍因が纏ひ付いて、終に村の負債總額六百兩となつたのである。

この多額の負債は領主も村役人も、村民も何れも責任がある。差迫つた主なる仕法題目は借財償還である。先生は借財の根元を究明し、その由來を説き、その返済方途を指示した。後に代官役となつた館野勘右衛門は新開地十四町歩、金百九拾四兩の加入を願出た。名主新吉も加入を申出た。領主よりも下附金があつた。櫻町よりの加入金もある。これを根元として教化表彰の方法を行つて村民の借財仕法に取りかゝつた。當面の負債償却法と永安法とを兼ねたものである。この間に弘化二年、村民は自力を以て大堰の基本的修理を行つた。先生の手許から百三兩を助成せられたに過ぎなかつた。斯くして仕法は進み、開墾も行はれた。各種報徳金の書類によれば、弘化三年に歸發せられ田地七反餘歩、畑地拾參町七反餘、この年の收納冥加米三百俵に達して居る。而して弘化五年まで順次穩かに仕法は實施せられた。

三 青木村仕法の難關と永安法并に仕法の終局 青木村の仕法の最難關は領主川副氏の分度の確立して居ないことである。この點に於ては櫻町の仕法と雲泥の差がある。即ち仕法の要諦は根本方策の樹立である。本來からいへば川副氏の分度を確立して然る後に領土の仕法の根元が確立する。何故にこの根元を定めずして青木村一村の仕法を講じたかといへば、領民の困憊が餘りに甚しく、到底坐視

放任するに忍びなかつたので取り敢へず大堰の築造、荒地の開墾、借財の返済を行つたのである。故に先生は川副氏の爲に屢々その根本策樹立を勸言したが用ひられないのみならず、或は仕法を以て先生及び村民を利するに止まるとさへ解した傾向がある。されば川副氏の收納は青木村の最小收納を標準として定免としたるを以て収入減となり、之に對して支出の分度を定めざるが爲に財政は漸次困難となつた。之を以て先生の指導に背くこと一再ならず、また先生より借入れたる報徳仕法金の納入を怠り、特に用人の交迭頻繁にして應對要を得ず、先生との間に交渉の解決せざること數年に及んだ。それは仕法貸付金の年賦償還と仕法開發地の産出より生ずる冥加米の完納と、更に根本的なのは仕法状態の自治的繼續即ちこの場合に於てはそれが永安法の決定である。

更にその問題を困難ならしめたのは、先生が日光仕法等の多忙の故を以て青木村の仕法を川副氏が引取る事になつたのである。元來川副氏は仕法執行の任に堪ふるものがないといふので、小田原領主、或は西久保の櫻町領主等へ依頼せられたが、何れも他領の周旋を引受けるなどといふことは出来ないで、已むを得ず川副氏は嘉永元年正式に之を引取ることゝなつた。

然るに引取つた後にも、川副氏は仕法を繼續するであらうと信じて居た先生の希望的豫想は裏切られて行く形勢であるから、是等の交渉も亦一つの案件であつた。

また仕法金は不成功に終らば返納しなくとも宜しいが、青木村の如くに成功した領土からは、その元

金を年賦償還で返納し、又その外に冥加金と稱して多少の謝意を表するを報徳の本旨に合致すと考へられて居たので川副氏より既にその返金并冥加金納入を申出たに拘らず、その納入を怠り勝であつた。仕法を一段落とするに際し先生の熱望した所は仕法の永續である。仕法を永續するには報徳金の永久的培養が必要である。これ小田原領主の爲に永代回向料増益手段法の講ぜられた所以である。青木村に就てもこの方法が攻究せられ、最初大堰築造の際、神社の境内より伐木したこと、并に青木村仕法の實績舉りたるは神明の加護によるものであるからとて、嘉永三年鎮守青木大明神の奉祀の爲に金三百兩を積立て、これを順次開發用の資財に宛て、その冥加産出を以て永代仕法の續行と神社の祭祀取扱とをなさしめんとした。

また青木、加生野兩村の仕法は、別途に報徳金を積立て、準繩帳を作つて標準を示し、日光御仕法と相俟つて後退なからしめんとした。然れども既に嘉永元年正式に引繼いだ結果、先生より積極的に仕法繼續を發動することが出来なかつたので、報徳金返納が延引ながら完了したのみで、仕法は之を以て終結した。唯我等の後鑑とすべきは、根本の分度確立せざる時は、仕法は中廢し易きものたるを學ぶものである。櫻町領、相馬領、日光領等の如く明治維新を以て他動的に終了するまで誠意誠心行はれたものに比すれば青木村の仕法は蛇尾の觀があるが、最初の希望たりし荒地開墾特に大堰の完成、借財返済等は完全に目的を達したのであるから、報徳仕法中好成绩に終つた例として推稱するに足る。

## 第八章 谷田部茂木の仕法

一 谷田部茂木の仕法發端 谷田部茂木の仕法は、藩醫中村元順の仕法懇願に關聯して進展した。

蓋し櫻町並青木村の仕法が着々功を奏しつゝあるといふことは、近隣諸村までも注目を牽き、評判が傳へられた、それは恰も生活苦の深刻さが日増に激烈となつた天保初年の事であるから、何人と雖もこの借財償還荒地開發の福音に耳を敲てないでは居られなかつた、當時谷田部茂木の領主細川氏の藩醫中村元順は櫻町領民にして近親者たる岸右衛門より、報徳仕法の妙を聞き、先づ自らその恩恵に浴し負債を償還したしと岸右衛門を以て懇願した。

この中村元順は野州芳賀郡中里村に生れ、世々農民なりしが、報徳記によれば「頗る世才ありて辯佞なり農事を好まず醫を學び、或は擊劍を以て世に出んとするの志あり、然れども其業に達せず、或時妻に言て曰、凡そ邊鄙に身を置く時は藝術ありといへども名を爲すに足らず、凡そ名を揚げ福を得んとすれば其居所を選ぶにあり、是故に我江都に出て醫術を以て名を顯さんとす、汝共に往んか」と文政三年二十七歳にして出府し、下谷御成街道にて黒川元順と稱し醫業を渡世としたが、其術拙き故か衣食の資にすら窮し、妻は二人の女子中一人を携へて歸郷した。

元順は懇意なる細川家の藩醫中村周圭に寄食し、代診となり、次で中村氏の養子となり、間もなく養父病死し家督を相續して計らずも藩主細川長門守の寵を受くるに至つた。然れども醫術拙なるを以て收入少く負債四五拾兩に達した。この頃元順の近親者岸右衛門は櫻町に在つて先生の教に感服し、諸方に報徳の道を宣傳しつゝあつたが、偶々江戸に來り元順に之を勧めた。是に於て仕法を發願し先生の許に懇願し來つた。併し先生は容易に面會せられなかつたが、岸右衛門より再三懇願し、漸く西久保の横山周平宅にて面接直談を諾せられた。その時指導的理解を受けた重要な事項は、臣節眞忠の教誡であつて、元順が公職にありながら、私事なる借財償還金貳拾五兩の恩借を請ふ爲に來りしは臣下として本末顛倒の甚しきものなりと痛烈に教誡せられ、一家一村一國復興に關する根本的解決の方法、古今未曾有の報徳談を拜聽した。その要に曰、

「現今負債の爲に苦心するものは足下一人のみではない。元來足下の藩主細川侯の財政は如何、政事正しく行はれ、國富み民豊かであるか」

と、元順答へて曰、

「決して安心ではない、領邑大に衰頽し、土地荒蕪し、民窮迫し、貢税は三分の二を減じ、主君の艱難は勿論、一藩の扶助も届き難く、天下廣しと雖も斯の如き困窮は稀であらう、私の扶持も若干石とは名のみにして、其實は減石給與せらる程である、願はくばこの窮乏を救はれたい」



と、先生曰、

「嗚乎足下は何といふ過つた考を持つて居るか、大凡臣下として爲すべき道は定まつて居る、士分たると醫者たるとの別なく、皆以て己の身を顧みず君家の爲に盡すにある、今足下の邦國艱難に迫り、公務さへも廢され、國民撫育の道を失ひ、進退共に谷つて居る、宜しく身を抛ち命を棄て、君の艱苦を除きその憂心を安んじ、國民をして困苦を免れしむる仁政に浴せしめんと盡力すべきである。これ臣たるものゝ本意ではないか、然るに上下の大患を濟ふことを念とせず、唯一身の貧苦を免れんが爲に余を訪問した、何を以て之を忠臣と言ひ得ようか。余一身を推讓して櫻町復興に日夜心力を盡して足らざるを患ふるのみ、足下來つて君家に盡す方策を問はずして私益を冀求する、余は余の任務があつて寸隙もない、他の諸侯の事を談ずる遑もない、故に面會を謝絶したのであるが、横山周平の懇望によつて已むを得ずして面會した所、豈圖んや一身の安泰の事のみ、希望せらるゝ所の金員は僅少であるが、余が志に反して居るから、決して御望に應ずることは出來ない、依て早々歸られたし、而して再び來らるゝな」

と元順慚愧し茫然として沈黙良久しくして謝して曰、

「御高説により我が過失の大なることを悟つた、我不肖なりと雖少しく道を學んだものである、君家の艱難を憂ひざるものではないが、不肖にして及ばざる所として一己の憂患に關してのみ憐みを

請うたのは誠に淺ましき愚であつた。今至教を聞いて慚愧身を容るゝ地のない次第である、愚なりと雖も今より卑心を洗ひ、聊か上下の爲に心を盡さうと決心した、先生失言をしたことを以て棄てず、爾來高教を授け給へし

と、再拜した、先生笑つて曰、

「足下の志、人の臣としての道に盡すにあらざりしを以て一言したるのみ、何を以て足下を教ふる如きことを爲し得べき」

と、元順益々恥ぢ、再會の時を乞うて去つた。

鬪つて谷田部、茂木の實情を按ずるに、谷田部は現在の茨城縣筑波郡谷田部町並にその附近四十二ヶ町村、茂木は現今の栃木縣芳賀郡茂木町並にその附近二十七ヶ町村、合して高壹萬六千三百十九石と稱し、米租壹萬六千俵、畑租六百餘兩、之を家祿として細川長門守の領有する所であつた、領主細川家は九州熊本細川家の分家であつて、その祖先は戦功により相當の地を領有すべき所本家の一言によつて小藩となり怨恨は累代に互りて禍根をなし、斷えず本家より支給を受けて尙ほ不満であつた、加ふるに明和九年、文化三年、文政元年、文政十二年、天保六年と五度も類焼に遭ひ、また天保兩度の凶作を受けて次第に負債が山積し其額十三萬兩にも達し年々の收納を以て利息を支ふるにも足らざる窮迫に陥つた、藩士の給與も充分でなく、人民への課税も輕くなく、上下交々困窮に惱んで居た。

この頃藩主老いて子なく、有馬侯の次子辰十郎(喜十郎)君を養子とした。未だ家督相續の完了せざるに當り非常なる困阨に遭遇した、細川侯がこの救治を決行するに至つた顛末を摘記すれば次の通りである。

養子辰十郎君頗る英才あり、國家の衰弱上下の艱難を憂ひ、一度經濟の道を行ひ再興せんと心を盡すと雖も其道を得ず、某時醫師中村元順君前に在つて談偶々古今其人に由て國家の盛衰することに及んだ所、辰十郎君慨然として沈黙此事を聞き近習の人を退かしめ、竊に元順に謂ひて曰、

「余有馬家に成長し、曾て艱難の事を聞知しなかつた、而して此家に養はるゝに及びて上下の困窮比類なき事を知つた、此の通にて歲月を送らば、負債山の如く遂に亡國に類するに至るであらう、是非家政を改革し一家を再興し、養父の心を安んじ、領民の困苦をも除かんと欲すれども、不肖にして其道を得ない、汝若し何か思慮する所あるなれば國家の爲に其言を存分に申して見よ、余私に之を參考にするであらう」

と、この時元順既に報徳の良法を聞知し、これを言上する機會を待ち、豫て君家を興し功業を立て、一身の榮利をも取らんことを謀り其時を窺つて居た、恰も今斯くの如きの問を得て心中大に悦び、時至れりと平伏し言上して曰、

「誠に君の憂ひ給ふ所の如く連年此の如くにして年月を経ば、如何とも爲すべからざるに至るであ

らう、併し微臣醫を以て業とするもの、何を以て國家の政に與つて言上し得よう、然るに君群臣に問はずして獨愚臣に問ひ給ふ、臣その職にあらざれども國事を憂ふるの微衷を察し給はるが故ならん、故に意中を明さず言上しなければ必ず不忠の罪を免れず、扱こゝには是非言上し奉らんとする事がある、茲に稀世の英才がある、名を二宮金次郎といふ」

とて櫻町の功業を談り、語を續けて曰、

「臣故ありて二宮に一面することを得た、其高論を聞きしに滔々として洪河の如く、治亂盛衰存亡吉凶の生ずる處其根元を談ずるに袞々として盡くる所を知らず、君若し此人に國家再興の道を委任し、其指揮に應じ、改政仁術を施し給はゞ、十年を出でずして大に國家の大幸を聞き得ることは疑ない、この良法を行ひ給ふならば、臣はその教示を受け一身を抛ち事業に心力を盡すであらう」と、言上した所、辰十郎君大に悦び、

「誠に汝の言の如くならば無双の英傑である。二宮の力を借り其指揮に隨ひ汝と心を併せて勉勵せば、志願必ず成就するであらう、然るに此處に一難事あり、群臣數年の困苦に迫り、頗る仁義の風を失ひ、自功を立てんことを好み、人の功を妨げ、他の益を忌むの心盛んにして、國家の爲に私心を去り忠を盡さんとするものは至つて鮮い、今大業を汝と共に擧げんとすれば、其是非を論ぜずして必ず故なく之に反抗拒否するであらう、余は未だ部屋住である、強く實行命令を發することが來

來ない、この事を公然と發せば必ず成すこと能はず、汝竊に余が辛苦する所以と、二宮の道を行ひ國家を再興せんとする意中を二宮に具に告げ、適當の處置を尋ね來れ、二宮余が意中を察せば必ず之に同情して大智を以て機宜の方法を示すであらう、汝此事を過つなかれ」

註 元順報德記に玄順とあり二宮尊徳全集中の公文書には悉く元順とあり、故に報德記中の文章以外は元の字を用ふ。

と命じたので元順大に悦び、直に江戸西久保なる宇津家の邸に到り先生に面會を求めた所、横山周平出でて應接し、先生は既に櫻町に歸られたと告げたので、失望して歸りこの旨を復命した、誠心以て國を憂ふる喜十郎君之を聞き、

「然らば速に野州に赴き余が心意を達せよ、此事父君にも内諾を求めたる所、大に悦び給ひ、群臣に漏さず穩便に事を整へよ」

と、勵まされ且曰、

「汝公然野州に赴かば必ずや疑念を生じて、事未だ成らざるに破れよう、適當なる方法を講ぜよ」と、諭された。元順之に答へて曰、

「臣茲に誠に便法を考へ得た、今若君の夫人懷妊し給ひ五ヶ月に及べり、群臣の皆知る所である、然るに野州櫻町を去ること數里(註 野州芳賀郡誕生村)に地藏尊あり、延の地藏と唱ふ、安産を守る

とて、貴賤共に安産を祈願するもの遠近より來る、依て太夫以下へ令して之に祈らしめられたい、而して使者としては元順こそ適當なれ」

と、喜十郎君之を妙策として太夫を召し元順をして祈願の爲に出發せしめた。これ實に天保五年正月の事であつた。

元順正月二十八日江戸出發翌廿九日櫻町に着し、先生に面謁して曰、

「曩には不肖にして私事を以て先生の教を受けんとしたが、高論を反覆して悔い、一身を奉じて君國に報いんことを志した、その誠内にあつて外に形れたものか、君上談ずるに國事を以てせられ、我之に答ふるに先生の教を以てした、主君大に先生の高德を慕はれ速に國家興復の政を委任せんとせられた、然れども一藩の人心放肆にして士風を失ひ、公事を後にして私曲を先にし、偶々忠臣あれば之を黜け、財政は他借を以て補ひ、目前の費用を充さんとするのみである、故に借財既に十餘萬兩に上り、貢租は年々に淺じた、本家細川家より屢々借用しまた助力を受けたるもの八萬兩に達し、本家も最早之を救ふの術なしとし「柳原の大土浮おぼとぶ」とさへ諷せられたといふ、群臣革正を議するも囂々として人の議を排するのみである、當君既に老い給ひ萬事養君に謀らる、幸に若君は仁心ありといへども未だ相續を了せず、卒爾に此の大業を發すれば群臣不服の爲に成功を疑ふ、先生の教によつて良策を行はんことを冀ふ」

といふにあつた。先生即ち之に教へて曰、

「我小田原の臣として外諸侯の政事を談ずる事は出来ない、況やその委任に當るなどといふはその因縁のないことである、君賢明にして仁心あり、民其澤を蒙ること能はず、終に上下の窮迫に到るのは誠に數すべきの至である。外に方法もないから余一言を呈するであらう、夫れ國の衰亂に瀕するといふことは其國の分度が明かならないからである。收入を貪り取つて出財制限なく、用費度なきが爲に僅に多少とも不足を生ずる、然るに猶自ら省みず、節儉を守ること能はず、不足あれば他より借り、或は領民を絞り先納の名を以て民下より奪ひ以て其不足を足す、連年是の如くして益々窮し、國民は其君の收斂を怨み、或は離散し或は農事を廢し末利に走り、國土之が爲に荒蕪となり、租税彌減じ上下の艱難窮る、是に於て奉仕の道を失ひ一藩を扶助するの米財無し、士風卑陋薄情に流れ、毛弗<sup>わづか</sup>の利を争ひ曾て忠義の何物たるを知らざるに到る、上下危きこと累卵の如しである、斯かる禍は何から生じたかといふと、それは唯國に分度が立たない過のみ、國に分度なき時は、幾萬の財を入るゝといへども破桶に水を入るゝが如く一滴も保つことは出来ない、然るに今足下の君家極難と言はるゝも、明に分度を立て節度を守り、仁術を行ふ時は國その興復決して難事でない、我朝神代の昔豊葦原たりし時に考へて見られよ、往昔開田用としての米粟はない、金銀財寶もない、天祖の御丹誠を以て此葦原を開き給はつたから、海内是の如く豊饒繁榮の國となつた、然らば此大道を

以て國の衰廢を擧ぐれば、開闢以來葦原を瑞穗國と開き給ひし時程の難事ではあるまい、今四海豊富の時に生れ、古の艱難を顧みず、専ら奢侈に流れ節儉の道を廢し、安逸を主とするが故に衰弊立どころに到つたのである。世の弊風を革め本原の道に立歸らねば、百計を盡すと雖も何を以て國の衰亡を補ふことが出來よう、却てその廢亡を促すのみである、余が土地を興復したのは則ち此の大道を以てしたのである、故に君臣心を斯に用ひ力を盡さば、如何してか衰國の興らざることがあらう、然して諸臣下の妨があらうかと憂ふ、故に亦興復の方法が明かならざるが故である。今君家再復永安の道を明かに調べ、是の如くする時は國盛に民安く、是の如くせざれば國益々窮し亡滅に到るであらう、盛衰兩道を明かに説き群臣に示し、何れの道に隨はんかと問はぶ、如何なる佞心邪曲といへども一同安堵の道に依らんと誓ふであらう、斯くして群議によつて決すれば、其本君意に出づるといへども、その決行群臣の望に應じたるが故に、内心仁政を忌むの族ありといへども、妨害をなすの愚をなすものがあらうか。併しその國の本原たる分度を定め、盛衰存亡を明かにするは足下の及ぶ所でない、その方法の明示を求むるなれば國の貢税十年の古帳を持參せられたい、余其道を明かにして足下に指示するであらう、斯くすることは國家再興の本體を確立することである」

と、教へられ、元順堅き決志を以て二月十日出發歸府したが、不幸にも同月七日築地邊より出火して細川家に類焼し、上下大混雜中、元順は十二日朝着直に長門守に面會、細川越中守屋敷中に一時退去あ



り、老侯にも面談した。斯くて愈々困窮に陥り、屋敷再興の困難から、假寓選定中であつたが、この時幸に先生が出府せられたので懇談を重ね、先生の周旋にて小田原藩の所有たる割下水の邸を譲り受け、四月十七日之に引移つた、斯く先生とは種々の因縁が重なり、細川家上下共報徳仕法理解順序よく開け、公に藩侯父子は重役共と評議を遂げる様になり、一同舉つて賛成し、衆議一決萬事櫻町の通りにて委任致し度旨の意を體し、元順は正式に六月朔日江戸を發し櫻町に向ひ、途中不快にて岸右衛門方にて休憩し、同月六日先生に面會した。

元順は携へたる書類を示し更に君臣上下の苦艱を訴へ興復の方途を講ぜられんことを懇願した、先生は之に對し、目今艱難の極、衆議一決したれども、一たび危急の去る時には忽ち常住に復し、舊弊に立戻るは尋常の人情、賢愚共に知らず、驕奢怠惰に陥るは自然なれば容易に引受け難しと謝絶せられたので、元順は再三懇願し、漸く考慮すべしと答へられた。それより元順に對し、足下は醫業を以て家職とすれば、夫々俸祿を受け來れるを以て、唯今大願を發し國政に參與するは容易ならざる事であり、過つて禍を發したる時、後悔臍を噬むことゝなるから、國政革進に就ては篤と攻究することとし、無難に醫業相續の道を講じては如何、この顛末兩殿に申上げて然るべき旨を述べられた、これ暗に醫師の本分を忘れて政事に關與することの不合理なることを明かにし、一國の政治といふ重大任務に就ては、その職責を以て事に當るべく、また領主と雖も大決心を以て實行すべく、且公式に依頼

するのでなければ交渉に應じ難きことを諭されたのである。

鋭敏なる元順はこの意を察知するに難くはない。歸府の上公式にその目的を達成せんことを欲し、六月十四日櫻町を發し、翌十五日歸府直に之を復命した。

長門守父子は微細に之を聞き、仕法の困難はさることながら、之を行はざればとて何時安堵の時節到來するやとの見込もなく、歳入に限度を立て、一任し、強て依頼する外方法はないといふことに決定した。當時先生より元順への使者の來りしに任せ、この意を取敢へず回答した。

(前略)然ば今般岸右衛門御差越被成下、前々御願中入置候儀致具承、於御兩殿様も深辱被思召、殊更無御腹臆事、別て御満足被爲成、是非とも御領内先生へ爲御任被遊度、因茲御使谷田部奉行中村傳八郎へ被仰付、御直書持參、拙者案内可罷越、由御座候得共、指付罷出候ては失敬の筋被思召候故、何れ不遠私參上可仕心組に御座候、尤重役衆一決之上、御領内御收納高之外は、何様之事出來候共御用金は勿論、先納等不被仰付御規定候、右之始末急度可申述旨被仰渡候條如斯御座候以上

八月五日(註天保五年)

細川長門守内

中村元順

二宮金次郎様

次でその九月十四日元順は兩殿よりの御用向仰越され、並谷田部村々高反別、村繪圖等残らず持參

し、取調の上御趣意實現する様にと懇願した。先生は大嶋勇助其他算筆に達したる門生を集めて調査に着手し、元順は谷田部、茂木より役人を呼びよせ、十月上旬一應集計を得たるを以て、元順一先歸府したが、その調査の結果、一ヶ年の全租税を以てするも二十六ヶ年を要し、非常に困難なる財政の根元を明かにし、國家衰時の天分、盛衰興亡の理を辨じ、更に進んでこの困難なる間に於ても分度を立つれば度外の財を生ずべく、この工夫による餘財を以て廢地を拓き、窮民を安撫し、上下の艱難を除き永安の道を立つるを要すとて、圓相の圖を以てその真相を闡明し、方途を示し、國家安危の分る所以は分度を立て、推讓するにあることを一目瞭然たらしめ、過去の財政より以て將來の企圖に及び、この具體的事實を叙して數卷の書冊となし、之を元順に示し且曰、

都て貧福の二つは幸と常住も相定候へば、災生ずるの外なく、年來福を被願候故（に）災に被至、貧を常と被レ成候得ば、禍に至り候様なく、此程御奮發に候はゞ御艱難之御極此節に限り候に付、此分度を御仕法年限中御据被レ置、五ヶ年平均御收納高根に立、前書之通平均外米金を以、興國救民御手當に御引除可レ被レ成、元來經濟之根元は、其國之穀物耘耕の力を以産出し、金、半を民食と致し、君民艱苦を共にし、歡樂を共にいたし候て上下一和、君民相分、其國を安候儀は、賢聖之爲處候間、外に興國之可致様無レ之間、其分を守り、驕奢を制し、良民を擧、忠臣を被成御用候へば、自然と惡弊改り興國可ニ相成ニは必定之義に付、是迄の舊染御雪、善種を御稔、善草を被レ成ニ

御生候方、御家政最大之御良法に付、左之平均貢を以御暮被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御凌<sub>ニ</sub>御趣法御取行に候へば、十ヶ年中には假成御舊復之場にも追々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>至

一金五千百六拾七兩銀四匁九分六厘

五ヶ年平均收納高石替積金高

内

金三千三百八拾壹兩三分銀五厘五毛

暮方用米金高

金千七百八拾五兩壹分銀四匁九分八厘

借財元利壹ヶ年濟方取扱備高

右分を以暮見渡、借物、公宮拜借之方、其外同姓近親用辨口入等之分は右趣法之旨委敷歎願及<sub>ニ</sub>頼談、趣法年限中平均外米金を以、領内荒地再發、廢村取直し、人別増、收納復舊致候様いたし、其上舊恩借に候へば追々返濟相立候様可<sub>レ</sub>致、夫迄之處利濟或は元濟、斷延等貞實に及<sub>ニ</sub>頼談<sub>ニ</sub>候はゞ、夫々勘辨可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之

と報徳仕法による取扱方の旨を諭されたので、從來の過失に驚き將來の方途を慮り、その書類を携へて一度歸府し、藩政匡濟方至難の事情を復命した。上下一同驚歎甚しかつたが、他に立直しの方法のあるべき様もなければ、調査の結果に遵つて依頼する外なき事に一決し、直に元順を差遣することとなり、十月十七日櫻町へ引返さしめ、如何様に忍耐するとも誓つて斷行すべく懇望した。唯こゝに問題とすべきは來年度（天保六年）の收納迄の諸入用米金である。從來本家へ屢々依頼したるも近時疎遠

になり、其上用達共にも新古借財があつて立替を要望し難く、必至と當惑することであつた。

先生は之に對して當年分に就ては、用達共へ取入を渡す約束にて立替を乞ひ、更に不足の分は當方にて考慮する旨を答へられたのでそれは安心となつたが、進んで救民興國の方法に取掛る手當等の準備がない始末を訴へたので

趣法被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御取掛<sub>ニ</sub>候付ては、右入用御備爲<sub>ニ</sub>善種<sub>一</sub>、是迄物井郷四千石中より、年々歳々産出置候平均外米金積置、村柄取直入用報徳金之内、千兩御用達可申、……：其上趣法通取行功驗無之、返濟難<sub>ニ</sub>相届<sub>ニ</sub>候節は不及其儀、先爲<sub>レ</sub>試差出候間、是を以て當暮より茂木地を始として荒地再發、窮民撫育可<sub>ニ</sub>取掛<sub>ニ</sub>旨愈々治定、趣法於取行は、無相違立直可<sub>レ</sub>申、既に日本開闢、天照大神宮、他國より米金御借入此國を被開候例にも無<sub>レ</sub>之、此國のものを以て此國を開き、人民も養來候間、領内荒廢人畜損亡及<sub>ニ</sub>減少<sub>ニ</sub>候は、全く國家の大本取失候事故、其形荒地と成、亡所と相成候は、大本取失ひ候故に付、是より前見之通御年々暮方分限定數相据置、收納平均高を以取賄、平均外米金之分へ此報徳善種金差加、年々歳々窮民撫育補<sub>ニ</sub>民力<sub>一</sub>、荒地再發致し、其餘賞<sub>ニ</sub>良民<sub>一</sub>、舉<sub>レ</sub>直措<sub>レ</sub>曲時は自然と惡弊改、收納舊復無疑に付耽と治定取行可<sub>レ</sub>申

旨を諭された所、列座の谷田部、茂木（もぎ）の役人共と一同承服し、夫々擔任者を定め、荒地反別取調べ、十月廿八日取敢へず右報徳金の内八拾兩を交付せられ、更に江戸、在所借財日々へ交渉すべき旨を教

示して曰、

「國家興廢の道はこの通りである。この書を以て主君並に群臣に示し、以てこれを實行するの可否を決せしめよ、今新古の負債を通算すれば十二萬兩を超ゆるに、領邑の租入を以てその利息すら償ふに足らない、然れども櫻町に於て行ひたる通り分度を守り仁政を布かばたとひ幾十萬の大借となり、何百町歩の深荒となつて居ても一粒一錢の御出財なくとも借財は皆濟し、荒地は復興すべし、然れども困難なるは上下此の分度を守ること能はずして目前の利に迷ふことである。御本家熊本細川侯仁心あつて谷田部の家君を補し給ふこと既に八萬兩に及んだといへば、直にこの旨を逋達しこの書を出して其意を安ずべきである」

と、教へられた。元順驚いて曰、

「本家分家とは名のみであつて、近時音信すら絶え勝である、本來本家の祖細川三齋君は主家の祖細川興元君の實兄である。興元君大阪陣に功あり、家康公之に十萬石を賞賜せんとしたが、三齋君は之を謝して曰、彼れ剛邁不羈にして父兄の言を用ひず終に叡山に登せて僧としたが、私に下つて大阪陣に加はつた。若し之を賞すること大ならば後年如何なる難事あるやも計られずと、依て一萬六千石を領せしめられた、興元君の上下之を怨嗟し本家に對して忿懣絶ゆることがなかつた、八萬兩の助成の如き些も恩に感ずることなし」

といふことを述べた。先生曰、

「三齋君の大仁大慈の大恩を察せずして徒に祿の減少を以て怨となすは大なる過である」

元順曰、

「十萬石を失つて大恩あるとは如何」

先生曰、

「三齋君は天下の英俊であつて寛仁謹敬を以て知られて居る、若し興元君にして賢良なるならば之を家康公に推舉するに後るゝものではない。然るに興元君亦當世の大勇ではあらうが、謹慎仁愛を加ふるあらば稀世の明君であらう。今その進退を聞くに驍勇あつて仁者ではない。況んや一旦の軍功を以て十萬石は過ぎたるが如くである。家康公の之を賞せんとしたのは三齋公あるが爲である。その賞過分なる時は、家康公の直臣七十二度の戰功何を以て賞し得べきか、これ賞均からずして人心不平の根元をなす、興元君一旦驕心發すれば亡滅立所に至る。賞賜多きは幸にあらずして不幸である。故に三齋君一には天下の爲を思ひ、一には興元君の終を全くせしめたものである、この大恩を解せずして怨む時それより衰廢の憂生すべきである。之を忘れて音信を絶つが如き禍源を大ならしむるものである。今國家の再興を計らんとすれば人倫の根本に立ちて宗支の親しみに復歸せざるべからず、宜しく二百年來の過を改め本末の道を正し、多年の疏遠を謝すれば、八萬金の助成をなし給ふ

寛厚の宗家であるから、忽然として氷解し親睦に至るであらう。この理により過を謝する能はずんば、せめては毎月本家の門前に立ちて目禮をなし給ふべきである。若しこの宗支親睦の實を擧ぐることはざる程に親族怨咀せらるるならば、余は今後御仕法の事に全く關與することは出来ない。と、元順之を聞いて理路井然として道義の根元に徹底したるに愕き、速に歸つて言上せんと、直に櫻町を發し、一路歸府して之を復命した、その齋す所の「爲政鑑」は既に記したる如く、細川家盛衰の理を具に示され、之を説明する所を聞けば一言を挿む餘地なく、唯々歎稱の聲のみ、特に本末宗支の道義に至つては領主父子、上下重役共に悚然として感動し、議を決して實行を期し、祖先以來二百年の疑惑怨恨一夕の夢と解消し、速に本家に至り大恩を謝し、且つ報徳仕法の實行を誓ひ、爲政鑑を出してその要略を報告せしむることとなり、從來先生と往復したる顛末を具して使を遣すこととなつた。重役並に元順本家に至り、委曲開陳したる所、細川侯大に悦び、代々の疎意を悔い、信義を通じ、非常改革の良法を行ひ、上下の憂を除かんとする至幸之に如くなし、二宮の法、爲政鑑に示す所、分度立ちて責任收支の道を立つ、斯くして尙足らざる所あらば、本家と雖も亦補助することを惜まずと、積年の疎隔消除して兩藩親睦の本原に歸り、一藩の歡喜限なき有様となつた。

## 二 領主の借財償還仕法と領内の仕法着手

イ 仕法の公式實施 既に「爲政鑑」を作つて細川家の分限を明かにし、分度を立て、財政經理の



方法的順序が定まり、更に本家の承認を得たのであるが、先生は小田原藩臣であるから、他藩の政務に關與することは出來ないので、一應認許指令を受くべきである。また細川家は中村元順より公文を以て依頼し來り、先生も報徳善種金を貸付けるまでに至つたけれども、他藩のことであるから、當然責任ある公文書を以て藩主が先生に依頼するといふ意志を表明すべきである。この二件が整はねば公然仕法に着手せらるべきでないから、依てこれに向つて歩みを進められた。而してその小田原に關するものは先生より伺を立てられたことは二宮全集第廿三卷細川家文書中に、

「文政五年御趣法御發端之砌（註、櫻町の事）取調奉伺候仕方を以取行申候はゞ、何程大高深荒亡村、又は大借高利之借財何程相嵩致難澁居候共、一粒一錢之御出方にも相拘り不申、急度立直り可申旨奉申上候處、尙以御感に被思召」

と見ゆる通り承認を得たので、先生は安んじて細川家の求に應じ得ることゝなつた。されば先生出府の節細川家柳原上屋敷の類焼後の始末に盡力し、大久保家の本所割下水の屋敷を融通することの調談が進み、細川藩の評議も一決して、内外公然仕法の實行に取かゝることが出來る様になつた。

併し報徳の仕法は報徳を以て信念となし、之を一貫する爲にはその高遠なる原理を表現する仕法の様式を要する。而して先生御自身が之を行はばその事業易々たることも、餘人をして自治的に實行せしむるには、領主にも領民にも報徳の信念を信念とする教化を行ひ、その生活様式に習熟せしむるを

要する。併しこれは一朝一夕のことではない。依て先生が仕法委任を受け、親しく領主に代つて財政經濟の道を處理する外に急速實現の好手段はない。故に仕法の委任即ち歳入は全部先生の手許に受入れ、その内より一定限度の租額を領主に納付して過不足共に先生の責任とし、餘財は悉く領民の仕法と領土の開發とに資することゝすれば、領主は一定限度の租入を以て經費を支辨し得、且つ借財償還の方途を講じ得るのである。この領主の分度の内容を闡明したるものが即ち「爲政鑑」である。

「爲政鑑」の内容は細川家の分度を明かにし、財政の依て立つ所以を考究したものである。その開卷第一には天地の中に世界あり、次に世界の中に日本あり、第三に日本の中に道あり國あり、以下順次細目に分ちて事實を闡明し、その中に細川氏は高貳萬七千四百八十四石の收穫六萬八千七百十一俵の中、租米三萬千四百四十四俵の所、多くの荒地を生じて居る爲に實納壹萬七千四百五十三俵となり、その内九千七百九十三俵に相當する分は畑方であるから、この金納千五百六十六兩餘で、米納は七千六百五十九俵餘となることを明かにした。

之に對して別の書類によつて負債高を調査すれば金拾三萬三千四百六十兩餘であつて、年々少くとも壹千九百兩許の元利償還を要するのである。故に江戸、谷田部、やたべ茂木三ヶ所もてぎに於て要する經常費に充當し得たものは正米四千八百四十俵餘、金九百九十兩餘を最高限度とし、この範圍内にて支辨しなければならぬ。正に難中の至難である。この事情を明かにしたる書類を示されて之を閲覽したる細川

家の上下は、財務辨償に就ては返金の減額と延期とによる外方途なきを以て先づ談判をなすこととし、斯くすれば幾年かの後には完済の道の開けるならんといふ幾分の希望の開けたるに安堵したけれども、今後の領民救済の資財もなく、開發後の分度外の餘剰を見るまでの資金に窮する實情なりしにより、先生は報徳善種金千兩を融通するを約し、先づその中へと差當り八十兩を交付せられ、また翌天保六年二月以後の定用米金の全部用意なきを訴へたるに對しては、

一米四百七拾俵

二三四月割にて定用渡米御用達被下候積之事

一金貳百八拾壹兩三朱

同上 常用金

の二口別を以て先生の手許より貸付け、五月八月九月十月分は兩在所（谷田部茂木）の御用達より調達せしむべく先生より交渉し、六七兩月には夏成金なつなりきんを以て充當することとしたので、當面の經費に關する憂慮を排除することが出來た。そのみならず領主父子の窮迫を思ひ、別に金百兩を差出して非常用意金手宛として交付せられたので、元順は欣々然として出發し岸右衛門差添十一月廿四日歸府の上、領主父子并重役共へも具に報告した所、一同始めて眉を開くことが出來た。（註、この時の報告状況等は前段に詳叙した通である）

既に本家との親睦を復し、當面の經費は調達せられ、歡喜と感謝とに満ちた細川家にては、直に謝意を表し且つ將來の事を懇願すべく、喜十郎氏親しく筆を執つて次の書狀を草した。

向寒之砌愈御壯健珍重候、扱は其表へ元順指下、領内取直し復古百姓致ニ撫育、勝手向經濟永續之根  
元押立申度相願候處、自藩之舊弊、領内衰微之源ニ探り爲政鑑并無盡藏之土臺組立、元順ノ遺吳、  
逸々遂ニ披見ニ候處、丹誠之精力誠致ニ感服、爲政的然之事に而辱候、右爲政鑑を以、家來共にも理解  
申聞セ候處、一同致ニ承服、上下一致し精勤相勵度心底に相見、先々致ニ安堵ニ候、固より我等他家相  
續之身なれば、此度之心願全く我等が功を立つるにあらず、高年の養父の心をもち休せ、窮藩并領内  
之者共辛苦相除度深心配之處に有之候、彌任ニ差圖ニ趣法可レ致候、付ては年寄共初、奉行末々迄申諭  
吳、我等が心底押立候様厚頼入候、若難レ諭者有レ之は、早速元順を以我等に可ニ申聞ニ候、右報志迄  
内々申述置候、不具

十二月四日

興

建(花押)

二宮金次郎との

舌代

別紙申述候元順歸府之節勝手非常之處心配被レ致、百金同人に爲レ持、手元、用立吳儘に致ニ入手ニ辱候、不遠  
同人差下候節、又々返却可致候、先爲ニ用意ニ願置候爲レ念如此候 不一

この直書は、十二月四日に出發歸國する岸右衛門に持たせて櫻町へ送達せられたことは、同日元順  
より發した書狀で明かである。先生はこの直書の寫を茂木もでぎの岡勘兵衛へ送られたと見えて、同月十一

日附勘兵衛よりの禮狀にこの直書の事が見ゆる。先生も満足であつたのみならず、之を茂木へ知らせて仕法の權威を報知せられたとも見ゆる。當時谷田部茂木の奉行等は、屢々櫻町に往來して種々懇願する所あり、十二月五日の日記によれば既に永島山兵衛へ金五拾兩交付せられてある。

天保六年となり、その二月十一日中村元順が興建より勸農衛と改稱する様に命ぜられた直書、並に仕法に關する別の直書をも持參し先生に示した。先生はこの數々の直書を見て喜十郎興建氏が忠孝の大義により大業を成就せん爲に依頼する旨の記されてあるに感じ、この侯にして發業せられんか必ずや成就するならん。然れども我が藩主にあらざる所の諸侯の封内再興に與ること甚だ難事なり、併し細川侯の志は仁政である。而して我が藩主日今老中として天下に仁政を布かんと志し給ふ。此際細川侯の爲に盡力することは我が藩主の主旨に合體するであらうと、この旨を勸農衛に告げ、且つ其藩主より小田原侯へ依頼して承諾を経るを常道とすると指示した。

茲に於て細川侯より直に小田原侯にその承認を求めた所、大久保侯その請を認め且つ曰、二宮は宇津家の采邑復興の任に膺つて居る。その上に他藩の再興に従事せよと命ずる能はず、而して彼は當家の臣僚ではあるが、その義にあらず、その道にあらざれば主命と雖も肯はざるべければ誠意を以て再三信義を盡し給はば之に應ずることもあるべしとの注意さへ含められた。

斯く仕法に關する公式依頼の手續は完了した。これに次で重要なる準備を要する。それは仕法に際

して入用なる書類である。即ち櫻町陣屋に於ては大島勇輔等算筆に長じたる者に命じて作製中であつたが、漸く無盡藏米金取調帳等五冊を完了したので、勇輔之を携へて二月十九日茂木に持参した。既に十七日より待合せた中村勸農衛なかむらかつゑは、この書類によつて茂木の藩政に指示し、また領内に巡回出張をなし、兩三ヶ村宛村役人并住民一同を呼び集め、巨細となく仕法の趣旨を諭達した所、一同承服したから、更に出精篤行者を勵まし、租税を期限内に納むる様諭し、更に、婚禮、葬儀、神事、佛事の心得より、平素質實を守るべき迄委細訓示した。

次で四月に入り谷田部に行ふべき旨を以て巡回し、係り役人を櫻町に遣して教導を受けしめ實行に着手したるが、係り支配人中志賀平兵衛一人之に反對し、その趣旨を上司に獻言した等の事件があつて遅延したので、藩主は大に之を痛心し七月志賀を呼出し其の忠節の存慮は可なるも仕法は良法にして停廢すべからざるを諭された所、前非を悔いて之を承服したけれども、責任を感じたか藩を脱して逕電した。この事あつてより谷田部の仕法も急速に展開し開發復興に着手した。故に細川氏の仕方は江戸に於る借財償還の仕法に谷田部茂木やだべもくの領土に於ける村柄立直し開發仕法の兩面に於て着手せられた。

□ 細川家借財償還仕法概要 借財償還につき二宮全集「新古借財取調帳」三冊を見れば

江戸分 米六百七拾六俵 金四萬六千八百三拾六兩壹分貳朱銀三匁五分一厘一毛

谷田部分 米貳拾七俵四斗二升四合 金五千五百六拾九兩壹分貳朱銀九分八厘

茂 木 分

金六千貳百七拾七兩貳分壹朱銀貳匁九厘

合 計

米七百三匁四斗二升四合 金五萬八千六百八拾三兩壹分銀三匁五分七厘

とある。細川家の負債拾三萬兩といふのは噂だけかと、更に「報徳借貨返濟録」を見ると拾貳萬七千四百四拾七兩餘とある。前記の取調帳は本家熊本細川侯よりの助成借入金六萬九百貳拾八兩が前段の書類から控除せられてあるから、五萬八千餘兩といふ數字が見ゆるのである。

然るに文政十二年より天保四年迄五ヶ年平均收納額米三千六十三石九斗七升壹合五匁、加方金千五百六拾六兩三分貳朱銀貳匁五分貳厘であるから、米壹石壹兩替とすれば約四千六百三拾兩である。返濟録の調によれば五千百六拾七兩銀四匁九分六厘とあつて、借財總額拾貳萬七千四百四拾七兩餘を償還するには、收納米金一厘一毛も残すなく償還に充て、然ち之を無利息年賦としても實に貳拾四ヶ年六ヶ月の長年月を要する次第である。

若又この拾參萬兩許の借財に年一割の利息を要すとすれば、その利息のみにて壹萬貳千七百四拾四兩餘となり、全收入を以てして利拂にも足らず、一ヶ年間の經費平均四千六拾五兩貳分一朱銀七匁三分貳厘八毛を絶對必要とすれば、壹ヶ年の不足額實に壹萬千六百四拾三兩貳分銀貳匁七分二厘七毛となつて、如何とも方法は立つものではない。

茲に於て次の様な案が立てられた、前述の最近五ヶ年平均收納額から年々の經常費を限定支出と

し、幾分の餘財を見出して貸方と交渉し、或は無利息、或は棄捐助成、或は利下げの承諾を得て、餘財を以て償還することである。

この場合に於て最も重要にして至難なることがある。それは細川家の經常費の極度の緊縮である。併しこれが行はれねば他の一切の方法は無効である。これを實行することは一藩上下の誠意の表現である。されば大凡次の如き條項に分ち得べき手段を講ずることを要した。

(一)壹ケ年間の經費は、規則を定めて極度の緊縮を行ひ合理的支拂とすること。

(二)壹ケ年の収入は、最近數年間の平均収入額を限度とすること。

(三)平均收納額より誠意ある合理的支出を定め、その殘餘を以て負債償還に充て、全く已むを得ざる口々より返金すること。

(四)負債の口々へ直談を以て返済の繰延、利率の低下、其他償還方法を懇談すること。

(五)平均收納額以上の收納ありたる時はその剩餘を收納減額の年の準備に充て、またこれを活用して荒地開發、難村取直を行ひ、自然增收の基本となすこと。

(六)(五)の場合に於ける最初の開發費は櫻町報徳金を一時繰入れる事とし、若しこの繰入によつて効果を見ざる時は、櫻町報徳金は返済無用なるべきこと。

以上の如き趣意によつて先づ分度と返金との限度を次の通りに定めた。



一金五千百六拾七兩銀四匁九分六厘

天保元年より同五年迄平均御土麥收納高

内

一金三千三百八拾壹兩三分銀五厘二毛

經常費一割六分八厘節約分度

一金壹千七百八拾五兩壹分銀四匁九分八毛

借財返済手段金

この案によれば皆濟償還迄には約七十一ヶ年を要するものである。尤も借財中には百ヶ年賦、五十ヶ年賦にても差支なき幕府よりの借財もあれば、本家よりの助成金もあり、領内富豪よりの借入金もある。この案を携へて談判すれば、債主は如何にも返済能力がない状況を明かに知り、隨つて強て催促すれば細川家は斷絶する。斷絶すれば根本より回收不能となるのであるから、負債主たる細川家の財政整理の誠意さへ現はるれば、談判は必ずしも不調に終るものではない。依て二宮先生はこの數字によつて一割六分の緊縮を以て分度としたる細川家の誠意を顯現し、先づ本家細川氏に理解を求めしめ、次で谷田部、茂木もぎの富豪、其他出入の藏宿等に交渉せしめたのである。

二宮先生のこの案は果して功を奏し、本家との交渉は三年目の天保八年に於て六萬九百貳拾八兩、米百五拾俵を樂捐とし、更に定用米金の不足額の助成と、公宮より借用せる負債の利息を引受けられた、谷田部等の民間より借上に應ぜざる富豪は、領内に於ける御仕法實施の實現を見、今後は特別課税などの悪政なきことを知れるにより、非常の奮發と好感とを示して樂捐の中出もありたるを以て、負

債の償還は立案以上の好成績を現はした。即ち

元借財高金拾貳萬七千四百四拾七兩三分二朱銀三匁五分九厘九毛

外に金貳千貳兩銀二匁二分

天保五年より同八年まで増借

合計金拾貳萬九千四百四拾九兩三分貳朱銀五匁七分九厘九毛

内

天保五年返金五千九百五拾八兩貳朱銀六匁八分七厘二毛

同 六年返金六千四百拾三兩二朱銀四匁七分九厘五毛

同 七年返金貳千九百四拾九兩銀四匁九分九厘四毛

同 八年八月迄返金六萬五千七百三拾六兩壹分

計金八萬千五拾六兩三分銀壹匁六分六厘壹毛

差引殘金四萬八千三百九拾五兩貳朱銀三分八厘八毛

斯く急激に債務が減少したが、主として特殊關係の向の棄捐があつたからである。

註

民間の債主が棄捐した高は總計壹萬三千六百七拾五兩餘であるが、その内には谷田部の釜屋次郎兵衛の如き多額の負債のあつた爲に千百兩の棄捐は非常なる打撃となり、退轉の已むなきに至つたので、先生は後年多大の努力を以て復興を講ぜらるゝことゝなつた。

併し若しこの狀勢を徹底的に實行すれば必ずや年々顯著に減額したであらうが、中には數年間の緊

縮に不平生じ、領土開發の爲に投ずる資力を、從來の通り藩士の緊縮生活にて辨ずることは堪へ難い苦痛であるとなし、また一方には藩主の勤務上の問題發生し、内外種々の事情錯綜して其成績は停頓の狀態となつた。今試みに前記の返金に引續き數年間の債務額を列記すれば左の通りである。

天保九年 四萬四千貳百貳拾壹兩餘

同 十年 四萬七千三百五拾六兩餘

同 十一年 四萬八千九百兩餘

即ち天保九年には從來の趨勢を續けて約四千兩減額したが、後の二年は却つて反動的に増加して居る。特に十年には新借三千五百兩に上つた、これは細川侯が引續き大阪詰となつた爲である。

借財償還停頓の事情を回顧するに、天保八年には喜十郎(興建)は、新藩主として職務昇進し、借財は三分の一となり、遠近その善政を稱せられたが、却つてそれより財政再び困難となる輪廻が轉回し來つた。何となれば最近の細川家は家政の困難を以て常勤を免ぜられて居たが、天保九年大番頭に任じ大阪詰を命ぜられたからである。當時財政の狀況佳良なりと雖も、經常費は一割六分を緊縮し、漸く借財額の減退を來しつゝあるのみである。尤も大阪詰を命ぜらるれば特別の足高もあるが、隨つて經費は膨脹する、特に登阪の費用は其出所がない。折角順序の立つた領土の開發を中止しなければならぬ。如何すれば最良の方法を立て得るか、上下協議の結果、公命を奉じつゝ領土開發を講ずる妙

法を二宮先生に聞くこととなり、中村勸農衛は旨を受けて先生を訪ひ、登阪の費用を節して兩全の道を存じたしと陳べた。

先生慨然として色をなし且つ曰、

「中村の説は君臣の大義を辨ぜざるものである。夫れ臣として君に事ふるに身命を抛つのは古今その例である、一家の興廢艱難は顧みるべきではない。その多年奉仕を免ぜられたのは幕府の寛仁である。今細川侯仁政を領中に行ひ、負債の半を償ひ、累年の憂を免るゝに近づき、幕命を奉じて任に就くは其の本分である。然るに領中再復の事に顧慮して公務の用財を減せんとするは、私事を以て公務を軽くするものである。若し命を受けざれば力を領中再復に致して可なるも、一旦幕命を受ければ天下何物か是より重きものがあるべきや、速に百姓撫育の用財を以て勤務の用に充て、足らざる時は領民と議して辨ぜらるべきである。若し更に足らざれば平素私事にすら借財した、況んや公事に於ておやである。登阪の用具は一物も缺いてはならない。諸侯の任にして武備が足らざれば忠ではない。これが爲に領邑衰弊すと雖も亦已むを得ない。平生仁政を下し民を安んずるは斯る時の備である。天下命あらば身を捨て、百萬の敵に會ふといへども退かずして之に當り、力戰以て忠孝の大道を踏むべきである。治平亂世異なるが如くにして忠義の本心に於ては一である。大番頭は諸旗本の長である。登阪の目的は大阪城を守り、萬一變あらば京都を警衛し奉り、非常の奉仕を爲

さんが爲である。然るに用財を減じて家政の一助とし、大義を夫ひ公務を缺き大過に陥らば大義を失ふことを如何せんとするか」

と、中村大息して、

「不肖殆ど大事を過たんとした、先生の教なければ何を以てこの大義を知ることを得んか」  
と、先生此所に於て諭して曰く、

「速に仕法を停止して一途に忠勤を盡さるべし。若しこれが爲に領邑が衰廢すれば、我れまた時を待ちて之が再復に力を致さう。領土を再興する事のみが仕法ではない。時に應じて當然の道を行ふこと<sup>は</sup>是れ仕法の本體である」

と、細川侯は中村のこの報告を得て、安んじて用意を調へ登阪以て其命を全くしたのである。

斯くて細川侯は病を以て天保十一年に歸府した。さて一旦登阪中増加しつゝ、あつた借財は、またまた藩政の問題となり、再び先生に請うて、前例によつて仕法を再興したので借財額は順次減少して、弘化三年には三萬七千兩となつた。尤もこの頃迄に同情を得た棄捐金額は實に九萬七千七百四拾兩といふ莫大な高に上つたが、細川氏の内帑は漸次好轉したと見え、柳原上屋敷、谷田部の陣屋、吾妻橋の屋敷等が復舊したのを見れば、誠に隔世の感がある迄に改善せられたのである。

ハ 谷田部茂木の復興並開發仕法 細川氏の仕法は元來借財償還を以て眼目とするものである。併

しこれは財政の基礎を確立する爲にも、財力を豊富ならしむる點に於ても、根本的ではない、故に先生はこの問題を強調せられたが、藩政は借財問題程に痛切でない爲に、その諒解が徹底しない。併し道理は明かにし得たので、最初に約束した通り分度外の餘剰を以て領内の復興と開發、領民の借財償還とを實施することゝなつた。

分度外の餘財は、貢米平均年額七千六百五十九俵を上納の分度とし、年々の收納この數量を越ゆれば之を平均分度外として領土開發の資に充つることゝし、之を名づけて無盡藏と稱する特別會計を設け、年々これより或る程度に支出して領土の開發を行ふことゝなつて居る、若し收納額がこの分度に及ばざる時は先生は之を補ひ、餘ある時は之を以て領内の仕法に用ひたのである。故に開發が進行するに隨つて分度外の收納は必然的に増加し、無盡藏は豊富となる。即ち細川氏の領内に於ける貢租は先生の請負となつたのである。故に細川藩中に於て報徳仕法を理解せざるものより見れば、先生は財政經濟建直しの請負業者の感があつたので、時々この方法に關して反對の聲が生じたと思はるゝ跡が見ゆる。

無盡藏米金は年々増減がある。天保七年の大凶作、同十二年の不作があり、七年には櫻町より莫大な送米がある、その餘財は臨時細川家の爲に支出したものもあるが、多くは領内の開發に使用された。今天保六年から十三年までの總計を見るに、次の通りである。

米六千九百拾八俵三斗壹升壹合貳勺壹才

内 茂 木 四千九百貳拾五俵壹斗壹合壹勺四才  
谷田部 千九百九拾三俵貳斗壹升七才

金六百四拾五兩三分貳朱銀四匁四分四厘四毛

内 茂 木 九拾貳兩三分貳朱銀貳匁九分八厘壹毛  
谷田部 五百五拾三兩銀四匁六厘三毛

而して起發料米金、窮民救助米金、助成米金、諸普請用米金、褒美米金、救米金乃至、運賃、返金等を差引きて、天保十三年末に於て金貳百六拾兩銀壹匁七分壹厘八毛の不足を生じ、細川家の賄料より一時立替となつて居る程であるから、先生の利得となつたものは一厘一毛もないのみならず、時々立替へて支拂つたものは一切無利子であり、謝禮も旅費も支拂はれて居ないのである。この間に取扱はれた開發料金は五千四百五拾兩を算し、荒地開發用水悪水道路橋梁の普請によつて、土臺外米は年々に増加し、天保六年より同十三年に至る八年間に七千貳拾八俵餘、金千三兩餘に上つた。この間に天保七年の大凶作あり、十年十一年は大坂詰の時代であり、十二年仕法再發となつた次第であるに拘らず以上の數字を見るに到つたことは、開發仕法の效果の少からざることを知り得る。

尤も前段に叙述した通り、大坂城番となつてから、分度を嚴重に守ることが出來ず、天保十二年に仕法を再發したが、中心人物たる中村鶴農衛なかむらかづのむねが大患に臥し、困窮逼迫の結果憂慮禁すべからざるものが

あつたから、藩主は特に同十二年仕法再發を懇願の際、平均度外米千五百十八俵餘、金貳拾五兩を差出す旨を申渡されたけれども、同十三年に先生は幕臣となり、多忙の故を以て同十四年小田原櫻町以外の仕法を謝絶した。當時先生は勸農衛の病氣につき、大に同情を拂つたけれども、豫後全く舊態に復歸せず、加ふるに各藩より幕府に懇願して先生の指導を仰いだ際、勸農衛は幕府に對する伺書に就て、先生の校閲を経ず、一存を以て草したる爲、先生の上申書と合致せず、即ち幕臣たる先生に對して仕法引受を繼續せしむることの許可を得んとしたので、幕府は細川藩に限つてその願意を却下し、終に公式に先生の指導を受くることが出来なくなつた。

茲に於て藩主は勸農衛以外の藩臣にして仕法の要を學びたりと思はる、ものを擧げて之に任じたが、稍もすれば勸農衛の理解し得た程度の報徳仕法様式が中心となり、發端以來の御教示に従ひ取行可申しと誓はれたけれども、報徳金の貸付、小兒養育積立、繩索積立等、仕法中の一部分を實行し得たに過ぎなかつた。

**三 報徳金償却問題と仕法の終末** 谷田部細川氏の仕法の終末は、報徳金償却問題並に謝恩金納入問題といふ行係りが生じ、其交渉が混淆して弘化より、嘉永に入り先生の日光仕法に到る頃にまで及んだので、仕法停止の年代よりすれば遙かに後年に亘つて解決した。

天保十四年に公式に仕法指導の斷絶した以上は、從來櫻町より立替置きたる仕法金を返却しなければ



ばならぬのであるが、之を容易に完済し得ざるは勿論である。さてその櫻町報徳金は、天保五年に中村元願に渡したる百兩より、江戸、谷田部、茂木へ遣したる米貳百九十一石二斗八升四合、麥八拾六石七斗、金千六百五拾貳兩貳朱銀六匁七分九厘四毛米金、合計金として貳千三百三拾五兩銀四分九毛である。この内時々少額の返金があつたが大部分は返納が延滞して、弘化元年に起業したる「櫻町報徳金借入返納申勘帳」によれば、金千九百八拾壹兩餘と集計し、その返納方法が定められてある。而して年々歳々督促すれども返納方行違ひ、先生と勸農衛との間には猛烈なる催促と不確實なる返信との往來實に數十通に及び、弘化三年には「細川家御借財米金濟方取調帳」まで作製してその返済方途が攻究せられ、嘉永三年には「内談書」五十枚を草してその返金に關する交渉が行はれて居る。

斯くて漸く僅少の納入をつゞけて嘉永三年には千三百三拾兩に減じたが、細川家の財力は容易に完納に成り難い事情にあつた。然るにこの頃先生は日光の仕法實現に銳意努力して居たが、何分幕府よりは資金の下渡の見込がないので、日光仕法の願意が貫徹すれば直に相當莫大な報徳金を要する。その一案として従來の報徳仕法金を回收すると同時に、「彰導院殿爲御菩提御回向料永代増益手段」を講じ、先生自身の獻金を最初とし、下館、鳥山、細川、相馬等より仕法の報恩として獻金を受くることとし、これには各々賛成を得たので、細川家の返金も一先づ後廻しとなし、細川家の差出す約束なる御回向料金子三百兩也を青山教學院へ納入する協議が進行し、嘉永四年十二月廿五日これを完了した。

爾來細川家の返納金は年々五拾兩、百兩といふ少額納入で、督促と延期の懇願との往復文書は甚だ多いが、安政元年正月に三百三拾兩、閏七月に残り三百兩となり、小刻ながら安政四年には殘金百兩となり翌年完納とするといふ書類が存在して居るから、最終は約束の通り實行せられたであらう。この報徳金の始末に就ては先生の方にも、細川家の方にも非常なる手敷を要して居るが、分度生活を以て生活を整頓せざる限り、借財の償還は非常に困難なことを如實に物語つて居る。思ふに天保五年の最初の交渉より、最後の報徳金返納まで正に二十五年間である。若し誠實に方途を講じたならば、領土よりの納入金増加と、領主の分度確立との爲に約十ヶ年位は早く問題を解決し得たこと、思ふのであるが、分度生活の拘束的苦患に耐へられないといふ驕惰が、自然に勞苦と憂慮とを永引かせた結果となつて居る。併し幸に或る程度の仕法生活が細川家の借財をして十三萬餘兩より三萬七千餘兩に減退せしめた事實は見逃してはならない。

## 第九章 烏山の仕法

一 烏山仕法の由來 烏山の仕法は天保七年の大饑饉に際し、非常に窮厄に陥つたのを救済せんとすることから始まる。而して天性寺の和尚の禪的修養になる精進行と、藩臣菅谷八郎右衛門の眞摯なる忠誠行とが、報徳仕法の勸請となつたのである。烏山は朽木縣那須郡烏山町であつて、領主大久保佐渡守は小田原大久保氏の一族である。其領土は烏山地方四十七ヶ村、公稱二萬六千餘石、相州愛甲郡厚木附近一萬三千餘石、合計四萬石と稱せられた。この收納高米壹萬壹千餘俵、金千九百兩許の處、文政十年より天保七年までの十ヶ年平均米九千三百三十五俵、金三百拾六兩であるから、米に於て貳千俵約一割五分四厘減、金に於て千六百兩約八割三分四厘減となる、この減額は荒地の増加と人民の轉出とであつて、金の收入減は山間畑地の荒廢の著しかつた證である。斯く耕地の減少したことは、平素に於て租入の減少となり、財政の彈力の減殺となるのみならず、一朝難事に遭へば忽にして困窮難澁施す術なきに至るべきである。この推斷は天保七年の凶作に際して事實となつた。

天保七年の饑饉は東海よりも關東、それよりも奥羽と東北に到るに隨つて甚しかつた、烏山は關東の東北隅にあつて實に慘憺たるもの、天保七年の夏より秋へかけて、最早窮民は葛、蕨、草の根等を

掘つて饑を凌ぐ有様であつた、菅谷は出府中の家老大石總兵衛の歸國を請うたが年末にならねばとの事であつたから、急遽出府の上、協議を凝さんとしたが、江戸とて近來租入の減少甚しく、如何とも術なきことが明かであるから、痛心の結果誰れ彼れとなく苦衷を物語れる折柄、下男として召使ひたる藤兵衛から、櫻町の宇津領復興の話聞いたのである。

藤兵衛は常州眞壁郡小栗のものであるが、菅谷の仲間として天保五年出府の節、青山教學院にて御仕法の事を聞き、またこの天保七年同藩の大久保金吾が出府の節、供として牧野遠江守宅にて先生の事を聞いたと傳へた。勿論藤兵衛の話聞くまでもなく先生の仕法成績は四隣の評判であつた、菅谷自筆の拊循録ふじゆんろくにも八月申兼々聞き及んだ二宮云々とあるにても證せられる通りである、されば學殖あり眞摯なる菅谷が知らざる道理はない、然し僅に四千石の分家の陣屋詰の領政を、理由なく採擇する譯には行かない、然るに今藤兵衛よりの噂を耳にしたのを幸、菅谷は藤兵衛を遣して様子を捜らしめたが、仲間の調査は世間話の蒐集に終るのである、如何にかして真相を知らんとした結果天性寺の圓應和尚えんおしょうの派遣となつた。

圓應は文政の初年奥州衣川より轉住して來たものであるが、佛の道は現世の窮民救助にありとなし、衣川に於て荒山を開きて畑とし、畑を田となし、農民にも作らせ、自らも手作した程であつた、されば菅谷すがやとは意氣相投じ領内の荒廢に就ても意見を交換し、荒地三千石も委託せらるゝならば、七ヶ年

間に存分開發を行ふべしとも談じたことがある。されば圓應も亦櫻町復興の噂を耳にし談この事に及び、終に二宮式仕法の調査から領政の問題、特に當面の救濟等に關し、妙法の傳授を受けしめることとなつた。併し圓應も突然來たのではない、櫻町役所日記八月廿二日の條に

烏山御領内より御趣法筋之儀相願度段申參候、尤も旅宿は眞岡之山、忠次申聞候事、野上村茂右衛門とあるから、茂右衛門は忠次を頼み仕法依頼の使者として來たのである。

次で天保七年九月二日天性寺の和尚圓應は櫻町の陣屋に到り面會を請うた。然るに先生は、「僧侶は僧侶の道あり、我が道は廢邑を興し民を安んずるにある、僧侶に遭うて未來の往生を談ずる必要はない」

とて拒絶した。圓應たるものこの一撃に驚いて去るものではない。

「我は佛教徒である。然れども其志は撫民にある。當今烏山の住民は饑渴に迫つて居る。之を見棄てるに忍びずして先生の教を受け、道を求めて來たものである、先生が面會せざればとてこの儘歸り、住民の餓死を見るに耐ふるものではない」

とて動かぬ、先生佛然として曰く、

「彼の僧は何を言ふか、我は我が與る所の専務がある、烏山の安否は烏山侯の職分である、我が知る所ではない、然るに僧侶の身として強て推參して面會を請ひ、我本務執行の妨害をなすは何故か」

とて面會しない、圓應之を聞いて、我が進退は鳥山領民の生命に係はる、先生若し逢ふことを許さなければ我は此所を去らない、餓死して以て民に先立たんのみ」と陣屋の門前なる芝原に袈裟衣の儘にて座し晝夜動かなかつた。憶ふに櫻町領内復興の實況を見、青木村と共に毎戸五俵以上の貯穀あるなどといふ實狀を聞き、隨喜の涙に咽び、鳥山の復興はこの法を措いて外に無いと確信したが爲である。

圓應の扶座かざは翌日に至るも變らない、先生曰、

「彼僧理非に拘らず面會を請ひ剩さへ陣内の門前に餓死せんとするは比類なき曲者である。よし逢うて之を誡めよう、速に伴れ來れ」と大音に命じたのでその旨を傳へると、圓應悠然と起返り、案内せよと先生の面前に至つた、先生勦聲、

「坊主何の爲に此陣屋に來り我が事務を妨げ、門前に臥して死を決するか」

「一に先生の教を受けて鳥山の飢民を助けんが爲である」

「汝僧侶にして佛の道を知らないか」

「我れ愚かなれども佛門に入りて年久し、佛道を解せざる様なことはない」

「佛の道に荒蕪を聞き民を撫し飢民を救ふの道あるか」

「事聊か異なるが如くに聞ゆれども佛の本意は衆生を濟度するに在る、民を憐み飢を免れしめんとする事も佛の願である」

「そんな答では佛の道を知つて居るとは言へない、世の中の事各職分があつて互に相奪つてはならない、領主は領主の道があり、臣下は臣下の道がある、僧は僧の道がある、領主が臣下の道を行はば人君の道廢して國家を保つことは出来ない、臣として君の事を行はゞ僭上暴賊國亂これより甚しきはない、領主が佛者の事を行ひ、佛者が領主の事を行はば國治まる道はない、今汝僧侶にして國君の道を行はんとして居る、汝の謂ふ所は人君の職である、烏山の民饑ゑんとして君臣之を憂ふるの心なく、座して國民の饑渴を見んとするか、將た之を救はんとするか、汝佛者の與るべき所でない、與るべからざることを以て己の任となし、他領に來つて談せんとするもの正に道を失ひたる大なるものではないか、抑も汝の道は凶歳の未だ來らざる時に當り、天地に祈り、佛に誓ひ、國民の平穩を祈り、五穀豊にして上下安泰なるを願ひ、是の如く凶歳の憂を免れ、國土の平安を祈念するのが道ではないか、既に汝が勤行を怠り、凶年に際して君主の道を私せんとし、力足らずして我に道を求むるもの、佛道ではなくして汝の意を立て名を成さんとすると同様である。其の志す所は不善ではないが其行ひは大に道を失つて居る、汝誠に民の饑渴を痛慮するならば、之を國君に告げて救はしめればよい、告げて而して國君之を行はなければ是も亦命である。即ち佛に祈り我が門前の決志を汝が寺に行はゞ汝の職に殉じたるものである、斯くすべき道をすて、任に非ざる行爲をなさんとするものが佛意に叶へりといふことは出来ない速に去れ」

と大音にて説示されたので、圓應慨然として其非を悟り慚然として默座した。

「汝言ふことなければ速に去れ、我れは撫育の任に暇なし」

と、圓應先生の後より三拜して烏山に去つた。

註 日記九月四日の條「烏山御領分天性寺、野上村茂右衛門昨夜止宿致し、今朝出立の事」とあるから三日に面會して四日に歸つたと思はる。またこの時仕法書類の借覽を許したと見え八日の條に齋藤家の書類返戻ありたしといふ文句が見ゆる。

圓應は先生の如き大人物が今の世に有らうとは思はなかつた、この教を受けなければ領主をして不仁の君となし、我が道を失ふ所であつたと、慚愧して具にこの顛末を菅谷に告げた、菅谷之を聞いて大に感じ、「嗚呼賢なる哉二宮、我速に救助の道を求めん、然れども求むるに道を以てしなければ圓應と同じ結果に陥らん、今一度人を遣して近日面會を願はんとしてこれを申入れることゝした、これは禮を厚くするといふを理由とした、實は再度の檢察を行はしめた意も少くなかつたであらう。然るに先生はこの使者に對しても面會を拒絶した、使者は再三懇願した、先生已むを得ずして面接して曰、「烏山の大夫が來るといふのは何の爲か、我は主命を受けてこの地の撫民の任にあるが、寸暇ない位であるのに他國の臣僚と閑談する暇はない、菅谷すがやは烏山の大夫である、上君を輔佐して仁の道を踏ましめ、下國民をして其の職に忠實なるを得しめ、以て國富み民豊ならしむるべきである、然るに今凶歲に際



り、倉粟空虚にして救荒の道なく、國民の饑渴を見て救ふことが出来ないのは、平生の政其の當を得ないが爲である。禮記にも『國無<sup>キツ</sup>九年之蓄<sup>ト</sup>曰<sup>ヒ</sup>不足<sup>ト</sup>無<sup>キツ</sup>六年之蓄<sup>ト</sup>曰<sup>ヒ</sup>急<sup>ト</sup>無<sup>キツ</sup>三年之蓄<sup>ト</sup>曰<sup>ヒ</sup>國非<sup>スト</sup>其國<sup>ニ</sup>也』とあるではないか、今鳥山の儲蓄三年所の話ではない、一年の饑饉にさへも國民を飢ゑしめる様では何處に仁政が行はれて居るか諸侯の任といふものは天下の民を預つて之を撫養し之を安泰ならしむるにある、今その民を飢ゑしめて喪失すれば諸侯の道は行はれたと言へない、主君斯の如く、大夫之を知らずして人の上に立ち、自らは飽食暖衣安逸を食はその任を盡したと思へるか、斯の如き人物我が門に到ることを欲しない、子速に去つて來ることを止めよ」と戒めて、忽然として再び出來なかつた、使者流汗淋漓茫然として歸り之を妄言とし、二宮は狂人なるべしと報告した。

併し菅谷は修養が出來て居た、使者の反感的態度に對して却て之を無理解とし、

「二宮の言は我等の政道の失敗に對する箴諭正に肯綮に當つて居る、今の世に於て誰か君臣道を失つたことを公然と教誡し得るものがあらうか、實に英傑であり賢人である。この人に道を問はずして誰に問ふべきか」

と、拊循錄によれば九月廿二日出府の途中櫻町に立寄るとあり、櫻町の日記によれば「九月廿三日鳥山天性寺罷越候事菅谷氏同道」

とあるから、圓應和尚の案内にて來り面會を得たのである、拊循錄に

同人へ致<sub>二</sub>面會<sub>一</sub>荒地歸發、人別増、村柄取直、御借財返濟等之事申聞候趣、實に未曾有之致方、此人に相任候はゞ當年之饑饉救ひ遂げ可申と存じ、達て相留候得共其夜谷田貝宿へ止宿、夫より路次悪敷廿七日着府仕、演舌書等差出、當年不容易年柄に付、御廻米始御家中扶持米、御領中窮民御救米等御手宛無之何卒右金次郎へ御頼御座候様申談之上、達<sub>二</sub>御聽<sub>一</sub>云々

とあるから、櫻町にて引留められたのを非常救治案の實行の爲にと急遽出府し、藩中熟議の上之を君侯に告ぐるに決した、依て翌廿八日衣服を改め君前に出でて曰、

「今年は非常の凶作で、領中の渴饑且夕に迫つて居る有様で、我々百方撫育の道を求めて居れども更に良方途が得られない、平年ですら公用不足して商賈より借財を以て補うて居り、今大凶に當つて金融の道絶えて如何とも致し難いことゝなつた。然るに幸に櫻町に二宮といふものが居つて、先年小田原大久保忠真公の選によつて、廢亡再興に着手し、十年にして功業歴然として擧り、殊に饑饉の至らんことを前知して豫備を充分にし、三ヶ村の民勢平年よりも豊かである、先日來人を遣して之を實査致させたが、其確言的論實に驚くべきものがあつた」とて委細を報告し、「斯くの如き次第であるから、我々直に櫻町に至つて救荒の道を求めようと存じたるが、我々の意見なりとすれば最早面會は覺束ないと存じたので、君公の御賢慮によつて二宮へ直書を賜はり、之を奉じて君命の厚き所以を陳述すれば、仁惠の忝きを見て救荒安民の道を聞くことが出來ようかと存ずる」と申述

べた所烏山侯大に之に感じ、十月四日同列家老共と御前會議が開かれた、其席上菅谷は改めて「御領分烏山、厚木共違作に付、應急處理の必要急なる旨を述べ、その方途としては二宮金次郎に仕法を依頼せられるのが最上の策で、この方法によれば當年饑饉救急の道は完備するであらう」

といふことを高調して述べた所聽許せられ、直に先生を烏山へ借受ける様に小田原侯へ依頼することに決定し、年寄大石惣兵衛を小田原藩邸に遣して懇望した所、追て回答する旨答へられたが、小田原重役よりは、

金次郎事難<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御貸<sup>ニ</sup>先相對にて可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御頼<sup>旨</sup>、加賀守様へも御内慮窺之上挨拶有之由

といふことであつて、貸すことは出来ないが、相對で御相談なさることは宜しい、これは加賀守殿も御承知であるといふことであつた。然らばとて御直書にて御頼みといふことに決定し、菅谷は御直書を携へて十月廿九日出發、十一月二日櫻町に立寄り、御仕法御頼の直書を渡した。

註 烏山大久保侯の直書は數通あるが、この時の直書は直書寫中に見えない。

先生は再應之を辭退せられたが、嘆じて曰、

「烏山領の事は我が關與すべき所ではなく、その根元は君臣共に其道を失つたが爲である、而して斯の如き~~國~~當今擧げて數ふべからざる程である、併し君臣共に其非を知つて匡救の道を我に求められた、今は烏山領民の存亡は我が一言の下に決定することゝなつてゐる、殊に烏山侯は小田原侯

の一族である、既に主君も御内聞御承知の事であるから一應治亂盛衰の根元、禍福吉凶存亡の由來復興安民の大道を述べん」として詳かに語つて曰、「救急匡濟の方途は過去十ヶ年の租入を平均致し、一ヶ年何程と定め金銀米錢出入是亦十ヶ年平均致し一ヶ年何程と積り、假令ば千兩出廢でがたるときは年中御幕方の内より省き出し、この分利金の方へ年々指向ける時は増借にはならずして、元金は年々の增收の米金にて返金すれば荒地の力にて元金返濟と成るべき次第であるから、取調の上仕法を講ずべきであるが、何分差迫つた凶作困窮住民饑渴の急務がある爲に順にすべき大本の調査、分度確立は後にして、先づ救急濟民の方策を實行しなければならぬ、併し根本の御仕法は必ず行はれるといふ決定の下に應急施設が行はれなければならぬ、然るに應急施設に何年かを經過する内に、根本的施設の如きは忘れられ、或は當局が交替して自然廢絶し易いものである、故に最初に根本仕法施設を決定し、仕法實施の覺悟が確立するならば卽座に救助米を差出してもよい、尤もこの事は鳥山侯より小田原侯にも御依頼になり、自分からも主君に言上する必要があるが、その順序を経る間に時日が經過して、飢民を出しては曲事であるから、卽座に出来する」

との事であつた。菅谷は大いに喜んで、

「主人に代つて領分を預つて居る身分である、その責任上今日數千人の救命になることであるから、假令翌日如何様な災難が來るとも少しも厭ひ中さず、其役に居て其の道を致さねば死は元よりその

分である」

と答へた所、先生も大に諒解せられたので翌三日の朝櫻町を辭して歸り、早速救助の用意に取掛つた、即ち天性寺の境内芝原へ御救粥給與の爲に梁二間桁三間の小屋十二軒を急造し焚出諸道具を取揃へさせ、勸農方、歸發方、上役、下役、手代等それ〴〵係役人を定め、町村内の篤實才覺ある者を選んで代る〴〵世話さする様奉行から申達し置き、同十三日菅谷は久下田に天性寺は櫻町に來た、それで萬事打合せが出来たからである、十一月廿六日に白米五拾俵を烏山に向けて發送したのを初めとして追々と送米せられた。

これより先き烏山附近に餓莩累々たりといふ状況であつた、されば城下の風聞頗る急にして富豪破却の説が傳はり、城中の群臣は城内に亂入するものあらば大砲を以て之を拂ふ外なしと決意したとの噂さへあつた。故に代官奉行は動搖鎮靜に苦心の狀態に陥つた。この時菅谷は櫻町より救濟せられるといふ佳報を齎して歸り、救助小屋は建てられ、十餘里の間米粟運輸絡繹たりといふ實況に一變したので、里民驚喜して穀車を禮拜したと稱せられた、これ即ち烏山仕法の發端である。

**二 救急仕法并復興開發仕法** 烏山の急務は饑民急助であつたから、米穀を送り救助小屋を建て、全く食糧の無きものは之に集め、先づ粥を炊いて饑餓を免れしめた、十二月廿五日迄には米二百五十二俵を送り、櫻町よりの輸穀は年を越えて益々増加し、翌天保八年五月麥作の熟する時期に焚場を閉鎖す

るまで約半年、米千二百四十三俵餘、稗二百三十四俵、種粃百七十一俵三斗に及んだ、救濟を受けたものは一日少き日にて七八百人、多き日は一千餘人、正確なる届出によれば八百七十九人とある。天性寺内の小屋十二棟中一人も餓死するものはなかつた、當時の人口は約壹萬三十一人であるから、收容人員は全領民の一割以内であつた。

この救助米總計千六百四十八俵七斗七合、之を代金として貳千參百八拾九兩壹分貳朱永三十壹文貳分七厘六毛、その内壹千百八拾九兩餘は烏山藩から支拂つたが、殘壹千貳百兩は櫻町報徳金を借用して、窮民撫育料并歸發用水普請入用種粃勸農料、即ち仕法入用として活用することゝなつた。

御救小屋に收容して粥を頒與したのは、この上如何なる饑饉が來るかも知れず、また救米を各戸に配布すれば、各人勝手なる活動をするが、勞働に適する耕作又は業務があつて収入の途が立てば、本來救助米を給與せずして作業を授ければよい、然るに冬季及春季に於て多數者の収入を得るが如き業務は、烏山附近には少いから、開發仕法を行つて強健者をして之に従事せしめ、老弱幼者は座食せしむる外はない、座食は飽くまで喰はしむれば健康を害し、その費用も亦莫大となる。故に自力を以て衣食し難きものに限り收容し、自活の道あるものには、その困窮する日數のみを收容することゝした、故に收容人員には日々多少の異動がある、而して各村々組々より救助人員を届出、その内より收容した、また八十歳以上の高齢者には養老米を給與し、鰥寡孤獨のものには、その居住宅に於て給與せら

れたので、一人も飢倒れ又は逃出した者はない。また村民は是非良法を實行せられたしと願出で菅谷も俸半藏も俸祿を辭して之を御仕法用途に差出し、正月廿二日櫻町に到つて仕法開始を願出た、先生は仕法を行ふは腐れの入りたる大根を處理する如く、先づ腐りたる部分を切捨てなければ全部腐る。その見切大切なりと教へられたるにより、酉年の租税未納二分を免すと申達し安堵せしめた。

然るに五月となれば最早農耕の季節である、依て各々自宅に歸らしめることゝなし、その際白米、錢、味噌、等の殘品を分與して持歸らしめ、別に土地起發料を貸與して耕作中の食料に遺憾なからしめた。その分配したる味噌九斗八升、挽稗五斗壹升、白米九斗九升、鑿錢拾參貫八百文、歸發料三百兩である。

歸發料を貸與して農耕に従事せしむる際指導すべき様式は、復興仕法又は開發仕法である、通例開發仕法は發端の事業ではないが、烏山に於ては領民が饑饉に瀕して居たので、特に取急いで焚出と相並んで田畑の起し返しが行はれた。その起發用資金は三百兩であつた。壹反歩の歸發料貳分貳朱、植付耕賃貳分貳朱合計壹兩壹分として、歸發田反別貳拾四町步となる、この豫算を以て、總百姓中に於て農業出精、平素の心懸宜しく、上下社會の爲に範例ともなる人物を記名投票にて選舉せしめ、高札の者へ貸與することゝした。一番札三反歩二番札二反歩三番札に壹反歩それらゝ選はれたるもの合計百拾五人である。

この起返事業は本人のみにて完成し得るものではないから、落選者中の勤勞を主とするものゝ爲に一種の失業救済として認むることが出来る。その起發料の返納は五ヶ年賦として、年々金壹分宛の割合である、當時壹反歩三俵と見積り、壹石壹兩の當時の平均相場より考ふれば、收穫の五分の一を返金に充つれば五ヶ年にて完済し得る計算である。

更にこの收納米を根據として烏山領内の荒野を開發する案が立てられた、それは新開發地一反歩の收穫中より二斗を推讓して天保八年より新墾を始むれば、一段歩の開墾費を壹石として、第二年即ち天保九年には六拾四町歩を得べく、爾後十ヶ年間を経れば二百三十四町歩餘を得て、總反別千百九十町歩の成田となり、烏山領上下永安の基を闢くといふ説を提示したのであるが、これは救民開發法の根柢であつて、地徳開創積を應用したもので、後に村民は、之を標準として天保十一年までに起し返したものの總計百十六町餘歩となつた。

斯く相當の成績を擧ぐるに至つたのは、圓應和尚に縁を發し、菅谷すがやの誠忠の致す所である。もと二宮先生は烏山の饑餓に迫る狀況を聞き、領主以下の懇望辭し難き爲に、一朝の急を救うたのみである。

然るに藩臣并領民より見れば、一方に一時の急を救はれたのみならず、仕法の妙法によつて救民開發の行はれたるを見て、益々その良法を信じ、上下交々仕法の續行を懇望すれども、先生としては當時既に小田原領の安民法實行に着手し、其他の仕法關係も手廣くなりたるを以て再三之を辭しては、



「國を興さんとするは誠に大業である、天命に安んじ衰貧の時に隨ひ、天理自然の分度を守り、艱難の分に素して艱難相當の行をなし、住民の安泰を見るまでは一藩は安堵の思ひを爲さない、所謂先憂後樂、民を惠むこと子の如くするのでなければ國を興すことは出来ない。然るに世人の求むる所は之に反し、現在藩の歳入少きを以て各自の受くる俸祿は十中二三にも足らず、依て之の不足を補はんことに努力して他借によつて一時を救ふ、年々斯くの如くして借財増大し、その償還の爲に領民に上金として臨時に重き賦課をなすも尙足らない、今年に來年の貢租を前納せしめ、艱難窮まつた所へ凶歲が來た、これ天地の間に當面の分限のあることを知らぬ爲である、分限を破つて財を浪費すれば百萬石といへども足る道理はない、鳥山侯二萬石にして足らないのは何故か、これ一に財用上の節度無きが爲である、故にその本源を明かにし、當時天命の示す所に安んじてこの艱難を常とする覺悟がなければ國の衰廢を興すことは不可能である、その基本の立たないに拘らず、他領の貢租を以て鳥山の不足を補ふことは出来ない、我が道を行ふには別の方法はない、櫻町復興の道に移すのみである、この道は他なし、鳥山は鳥山の分を守り艱難に安んじて國民を惠み、その廢亡を興すのみである、併し人各々欲する所がある、假令我が法を授くるとも成否は一に此所に存する」云々と、菅谷等その明教に感じ上下協力この道を行はんことを誓つたので、先生已むを得ずして鳥山領の分度を調査することゝなつた。

「分度は先づ天分の基本を明かにすべきである、論語に濫<sup>クツネテラ</sup>レ故<sup>ルキウ</sup>而<sup>シ</sup>知<sup>ル</sup>レ新<sup>シ</sup>とある通り、烏山領中の租税豊凶少くとも十ヶ年間の事實を調査し、その平均を以て天命のある所を察し、之を標準として今後の分度の基本を定めねばならぬから、各々租税收支の帳簿を持参する様に」と指示せられ、烏山藩士は書類を携へ來つて櫻町陣屋に詰め、一時烏山役所が移つた如き状況にて調査が進められた、その成書は、「御取箇拾ヶ年平均調帳」「爲政鑑平均御土臺帳」等であつて、前者は藩主の總收入平均額、貢米壹萬千八百拾七俵餘、永千九百五拾九兩餘であつて烏山領の分は米九千三百拾俵餘、永三百拾六兩餘であつた。正に衰時の天命であるから、之を分度として君臣共に之を遵守すれば、衰廢は必ず復興するであらう、大凡世の盛衰興亡一にこの分度を守ると否らざるとに關する、早々之を君侯に言上して群臣と共に決定すれば可<sup>よ</sup>からうと教へられたので、直に歸藩して熟議し、之を實行することに決定した。

分度を確立して仕法を實行するは復興及開發の仕法である。茲に於て群臣は愈々復興法の實施を嘆願する順序となつた。この往復井調査は天保八年の春季の事であつたが、藩主に獻覽せしめた書類は、開發仕法書の第一草按たる「地徳開倉積」「領分歸發田反別帳」并に分度に關する書類であつた。六月十九日の日記に

烏<sup>ウ</sup>やまへ去冬<sup>キョウ</sup>よ<sup>ク</sup>も<sup>ク</sup>窮<sup>ク</sup>民<sup>ク</sup>撫<sup>ク</sup>育<sup>ク</sup>、米<sup>コメ</sup>金<sup>カネ</sup>差<sup>サ</sup>送<sup>ル</sup>り、猶<sup>ナ</sup>此<sup>コノ</sup>度<sup>ニ</sup>荒<sup>カ</sup>地<sup>ノ</sup>開<sup>ク</sup>發<sup>ス</sup>の<sup>手</sup>段<sup>ヲ</sup>取<sup>リ</sup>調<sup>査</sup>上<sup>候</sup>付、右<sup>ノ</sup>爲<sup>ニ</sup>御<sup>ノ</sup>揆<sup>ヲ</sup>撈<sup>ヒ</sup>佐<sup>ノ</sup>渡<sup>守</sup>

様御直書並御重役中連印之一札を以、御依頼旁御家老大石惣兵衛殿、郡奉行井上勝次郎殿被<sub>レ</sub>罷越<sub>レ</sub>候事、廿日歸る

とあつて、その直書は次の通である。

今度領中荒地起發復古之執法、雛形熟覽候處、此上も無<sub>レ</sub>之大道、實に令<sub>レ</sub>感服候、就ては兩領分、兩勝手共致<sub>レ</sub>委任候間、永續之基相立候様、精力之儀仍頼入候、尤我等始家眷其外、家中一統渴望之事に候、若違背之族有<sub>レ</sub>之候は急度可<sub>レ</sub>申付候、猶重役共可<sub>レ</sub>申者也

西 六 月

佐 渡 印

二 宮 金 次 郎 殿

即ち雛形によつて分度を立て、領内の仕法實施を委任したことが明瞭である。同時に送達せられた重役連名の書状は、直書の意に副書したもので、内容は同様のものである。爾來烏山櫻町とは往來絶えず、前述の通りの土地の開墾を中心とする仕法が行はれた。其進行の状況は書類として報告せられ、當時大阪詰となりし藩主に達し、藩主は之を見て大に喜び謝意を表する直書を認めて之を櫻町に送つた。

野州領分之儀、年來莫弊別て昨年之儀は天災凶作にて、窮民共可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>飢渴にも<sub>レ</sub>處、救助之儀重々手宛有之、壹人も饑寒無之段、全善種被<sub>レ</sub>相廻<sub>レ</sub>候故と厚意實に難<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>紙表<sub>レ</sub>忝存候、將今般八郎右衛門致<sub>レ</sub>登阪<sub>レ</sub>趣法諸帳面持參遂<sub>レ</sub>一覽<sub>レ</sub>候、荒地歸發初、報德之道相聞、此分にては不遠復古之基可<sub>レ</sub>

相建と令<sub>レ</sub>怡悅<sub>ニ</sub>候、此上役人共へ無<sub>レ</sub>遠慮、差圖賜、大道相行候様精々之程偏に頼入候、當表之儀、諸般失墜可<sub>レ</sub>相省、旨時々申付候事に候、猶委曲八郎右衛門へ申合候不宜

十月廿六日

大 佐 渡

二宮 金次郎 殿

報徳仕法は分度を立て、實行すれば、舊來の面目一新して、豫想外の成績を擧げ得ることが明かであるが、唯問題は分度の確立によつて生活しなければならぬ、而して分度生活を實行するには、從來の放漫生活より或る期間緊縮に我慢しなければならぬ、この我慢の耐久が何程の永きに堪へ得るかといふことである。

この頃天性寺の和尚と菅谷とは共に驚喜感激の生活を送つて居た。和尚は感謝の意を表せんが爲鮎を網して之を贈つた、領民驚いて和尚は狂氣したであらうと評した、和尚は平然として答へて曰、

「先生は慌凶を救ふが爲に日夜心氣を勞す、鮎を贈つて少しにてもその氣力を補ふことが出来れば國民の幸福である、鮎も亦先生の腹中に入つて成佛するであらう、敢て俗人の窺ひ知る所であるまい」

と、櫻町に至つて之を贈つた、先生亦怡んで之を受けた、和尚先生の怡べるを見て安んじ、屢々鮎を捕り之を市中に賣つて安民仕法の善種金に差出した、先生亦その行爲を嘆賞した、蓋し當時烏山上下未

だ推讓の徳風盛ならず、之を推稱する必要があつたことであらう。

斯くして人氣一變して積年の惰風は頗る勤農に赴きたるを以て、この法を相州の領分厚木地方へも普及せしめんとすることは、藩の執政一般の氣分であつた、厚木は一萬石であつて奉行を遣してあつたが、烏山邊に比すれば遙に富饒にして五穀の實のりも豊かであつた、然るに藩主は烏山に在城して厚木は奉行を遣すのみ、幸にこの良法を厚木にまで施さば、相親しみて良法を喜び、窮民潤助の餘財を出すものも多いであらうと、先生黙考の上、

「厚木は未だ時期は至らないであらう、烏山の良法を聞いて來り請ふに及んで行ふべきである、何となれば厚木は困窮烏山の如き狀況でない、萬物自然の時がある、未だ至らざるに事をなすときは百穀生育の春を俟たずして耕耘するが如くである」

と、然るに菅谷等は、

「先生の言は當然であるが、既に藩主の指令を受けたので中止することは出來ない」

といふことを述べた所、先生は、

「時を俟たずして行ふ時には必害がある」

と制せられたが、菅谷と天性寺とは已むを得ずとして赴いた、然るに當時厚木に流行病があつて、兩人共に之に感染し、菅谷は治したけれども、天性寺は十二月廿八日終に遷化した。先生之を聞いて天

性寺一人の不幸に止まらず、實に烏山の不幸であると嘆ぜられた。

菅谷の行動も亦記録すべきものが少くない、先生は救急と開發との爲に續々と米金を送り、且菅谷にも仕法指導者たらん者の第一は、烏山の歳入不足を調節する爲に祿を辭し、報徳金にて開墾し、これを以て生活を立て、行くことの最妙の手段なることを指示した所、菅谷は感激して直に仕法中自分及相續人半藏、次男石井靱負の給扶持不殘天保八年正月分より辭退した、其高は米拾壹石六斗、金拾壹兩壹分餘であつた、更に菅谷は臺弓、乗鞍馬具以下の所藏品七十五點を賣却し之を仕法金に加へられたき旨を以て差出した。

圓應と菅谷との篤行を直視した藩士及領民は非常に感激し、御仕法御土臺加入を申出たものは、藩士二百四十二名、城下及四十九ヶ村千二百六十餘人、總計金額百八兩三分貳朱餘、米貳百俵の多きに上つた。

然るに菅谷は登阪し、圓應は出府して仕法實施の爲に奔走し、相州厚木の仕法指導に赴いたらしく、十二月に歸郷間もなく兩人共に大患を發し、菅谷は一應快癒に赴いたが圓應は歿し、菅谷も翌九年一ヶ年を通して病床に親しみ、藩政の方面にも仕法反對の内訌を生ずるに至つた。

三 仕法停頓並に終結 圓應歿し、菅谷病みたれども、天保九年は豐年にてその成績を圓應に一眼見せ度しと申送つた程であつたが、菅谷の病氣は春以來症狀變化して九死一生の體となつた程であつた

が、十一月に小康を得て押して出勤、水戸へ出張した等の無理があり大病の後としては過勞にて兎角勝れなかつた。仕法の爲に土地は開け、恰も豊年の事とて分外の收穀多額に上つたのを見たる藩政の内には、或は緊縮、或は推讓これ堪ふる所にあらずとし、特に救急資金の借入金督促が嚴重となつたので、分外を開發仕法に用ひ、用度を窮乏せしめるのは政治を過つたものであると非難の聲が擧つた。

突然天保十年十二月六日夜九ツ時前、江戸表より大石總兵衛、大塚孫八郎兩人が烏山に到着して若林助太夫方に落付き、御直書を携へ來つて翌七日藩政の重役會議を開き、仕法停廢につき協議せしめた、その議事要件は、二宮は小田原へ引移るかも知れないので諸方の仕法を謝絶するといふから、已むを得ない事情と認めるので仕法を斷るといふのである。大久保次郎左衛門以下その無法を反詰したけれども、直書といふ一言の下に口を箝せられ仕法謝絶に決した、村役人を呼出して内意を中含めねばならぬが、自分達から直接村民に申渡すことが出来ないから奉行から申渡せといふことであつた、藩士中にも堅い決心を有するものがあつたが、涙を吞んで時節を俟つ外はなかつた、大久保次郎左衛門以下仕法丹誠といふので賞與があつたが、熱湯を吞まされる思ひであつたであらう。停廢の總ての取扱は十五日までに終了した。

翌々十七日付にて菅谷八郎右衛門は役儀辭退を申出た、同月廿五日隱居を申付られ、相續人半藏へ

百石を給せられた、爾來菅谷は屢々先生の許に往來し、一意報徳仕法の道に精勵し、或は烏山城下に詩文を友とした。

先生の許に往來することは藩政の喜ぶ所ではない、併し菅谷にして見れば良法中廢は遺憾であり、また過去の權政の夢と化するは残念である、故に或は櫻町に往きまた相州までも出かけた。天保十年の暮より小田原領内に在り、彌太郎氏と共に箱根に病を養ひ、或は湯本の福住にて先生が門下に與ふる訓言を聞き、或は曾比、竹松に於ける仕法の大活動を見た、されば報徳の道友も多く、治術の攻究もした。一見他日再舉の企圖を爲すかの如くにも見えた、これを以て藩政は當然疑の眼を放つた。藩政の菅谷を斥けたるは開墾したる貳百廿四町歩の收納二千俵を分内に入れるにある。菅谷の反對も此所にある、故に天保十一年十二月十一日終に菅谷放逐の令は發せられた。

申 渡

菅 谷 八 郎 右 衛 門

其方儀一昨年中重御咎被<sub>レ</sub>仰付、去十一月中愼被<sub>レ</sub>御免候處、直に他行相望候に付、内々心付申達候得共不<sub>レ</sub>相用、櫻町へ罷越、加之一應之願も無之御府内へ罷出、小田原表にも暫時罷在、兼々御規定も有之儀相破、當春中悴半藏へ右一應心附不行届候御沙汰も有之候上は、早速罷歸り可申處、不心付筋にも有之間敷、全 上を蔑に候始末、重々不埒至極に付、永々御暇被下置候、早々引拂可申候



併家名之儀は古き家筋に付、格別之以<sub>ニ</sub>御憐愍<sub>一</sub>、改て悴半藏へ新地百石被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>、被<sub>ニ</sub>召仕<sub>一</sub>候間、其旨可存候、

但兩御領分、御屋敷近邊、堅致<sub>ニ</sub>徘徊<sub>一</sub>間敷候、

如何にも非理法權の結末となつたが、正法も時に利あらずである。尤も菅谷が從來烏山を一人で切り廻し、特に報徳仕法の緊縮嚴令は通例反對者の出ることを豫想して居なければならぬ、また病中と雖も絶えず藩政に關する考慮を要した、特に一旦辭したる祿を再び受領し、この生活に餘澤の見ゆることのおつた振前も考へなければならぬ、法の行はれざる必しも奸佞者の反對のみではない。

菅谷は止むを得ず、報徳の同志大野恕助の甥に當る鴻巢村かうのすむぢの名主、郡司十郎右衛門の家に移り、藩政の無情を怨みつゝ妻子と共に天保十一年を送つた。翌十二年七月十四日櫻町に來つてその悶々の情を告げ、且曰く、我育弟二十兩の借財に惱み屢々心痛の旨を母子より申越せるも、今如何ともする由はない程窮境に陥つた、願はくは之を助け給へと懇願した。先生曰、

「貴下は道を聞くと金を借ると何れが急なるか」と菅谷曰く「元より至教を聞かん」と、先生曰、「進而思<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>忠、退而思<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>過」と、これは人の臣たるもの道である、貴下は今重恩の君主に逐はれて自ら過なしとしてその過を國に歸して悔ゆるの色がない、それ忠臣といふものは國家とその幸福憂患を共にして一身の進退に拘らない、進で憂ふるよりも退く時その憂を十倍するものは忠

臣である。貴下が烏山の太夫たりし時、國政の弊を除くこと能はず、一たび凶歲に遭うて數千の民命を失つた、已むなく余に救荒を請うたのである、而して今放逐に遭うて前の失政を思はずして却つて漠然として君家の事を顧みず、他邦に在つて國の危難を度外に置くは何が故であるか。今不幸にして烏山再盛の道を失ふに際し、日夜寢食を忘れて憂慮すべきではないか、余にして尙烏山の將來を憂ふ、累代重恩の身にして忘れたるが如きは何故なるか。余は憶ふに斯く興復の道中廢したるは貴下が一身の誠心の足らざるが爲である、身は城下を辭すると雖も、日夜心境烏山を離れず、君再仁政を施し給ふに到らば罪を謝し身命を抛ち、精忠を盡し發願の志を遂げ君臣の苦心を安ぜんと肺腑を碎きてあらんと存ぜしに、今日漠然として人臣の大義を忘れ、區々たる親族の姑息に惑ひ、盲弟の窮を助力せよと請ふとは思はなかつた、斯の如き淺き思慮故興復の道廢し、身も亦退けられたのであつて、烏山藩の罪ではない、貴下この非を悔ゆるときは妻子一族も亦困苦を共にし、道に斃るともその忠心の馨しき世人を感じしむるであらう、盲弟に於ても亦同じである、貴下は烏山救急の際の如き勇猛心を發し、我が贈りし米粟を以て食し、祿を辭したる初心を貫徹すれば、讒言の入る餘地はなかつたであらう、一旦辭したる祿を喰み、身の進退を優たかにしたることは子が退けらるゝ原因たるを知り得る、今にして思ふに烏山の再興は貴下が一心に係る、依て過を改め烏山の再興を祈り、至誠を顯し然して後、道が行はれなければ何時にても當方に來られよ、然らざる間は爾會

「するも忍びざる心がする」と、

菅谷再拜して曰く「嗚乎過てり、思はざりき道を失ふこと斯くの如くならんとは」

と、辭去せんとしたので、先生は「貴下過誤を發明すれば可し、盲弟の爲に之を持歸られよ」とて二十兩を渡され「江都の盲弟には之を約束したらん、盲弟はその便りを待つて居るであらう」と、菅谷汗背に流れ感涙面を擧げ得ずして借用して歸つた。

菅谷は失意に陥り、仕法は停止せられ、藩は分度の設定を撤廢し、大阪加番の足高を受入れ、當局は一時快哉を唱へたけれども、分外を出して開發を行はざれば自然に土地は荒廢する、分内一杯の生活すれば必然借財は増加する。天保十二年より十三年初夏の頃まで既に轉法の失敗を知つた、當然生ずるは報徳仕法讚美の聲である。恰も先生はその八月廿一日に着府せられ、菅谷も來たが、烏山藩の家來大久保次郎左衛門が尋ねて以來、再び仕法再興の談が展開するに至つた、その顛末は九月十日の櫻町の日記に

烏山様御趣法筋是迄は轉法に相成居候處、此度佐渡守様始御重役方種々御勘辨被遊、御評議之上厚き思召を以、從<sub>レ</sub>殿様、幸<sub>二</sub>宮出府に付御招被遊、一向御頼被遊尙亦御國許へも御下知書を以、再御趣法之儀被仰出候に付ては、乍留守中も申入べく候段、御重役衆より川俣嘉内殿を以、被仰進候事とあり、また十月朔日付櫻町より、在府中の先生宛の書狀によれば、烏山藩の奉行以下交送したと

ある。

この間烏山藩政より先生の許へ仕法再發の懇願のあつたことは明瞭である、先生が如何に答へられたかは報徳記に見ゆる通りである。即ち太夫大久保が廿二日先生を訪ひ仕法再興を依頼した。

先生曰、

「烏山の仕法は菅谷すげやが來つて依頼し、その熱誠によつて始まつた、彼れ菅谷は今何國に在ますか」  
大久保答へて曰、

「菅谷は罪の爲に放逐せられました」

先生曰、

「君侯は其初め菅谷をして仕法實施を依頼せられた、予道を傳へて君意を達せんとした、その人罪があるならば、何故に私に一言を通じて後に罰せられぬか、道の爲に盡力したものを、如何に家臣なればとて私共に一言なくして放たれた、今又國家の仕法を再興するに、其方法及本末を知らざる人に談ずるとも實行は困難である、故に仕法再興をせられんには菅谷再任より始められねばならぬ、その事決定して後實行に及ぶべきである」

と、大久保往訪の結果を齎して君侯に報告した、烏山侯曰く、

「誠に然り速に菅谷を歸參せしめよ」

と、藩政評議の結果月俸拾人扶持を以てすることに決し、廿五日大久保は菅谷同道にて先生を再訪して之を告げた、先生曰、

「その決議の通りならば我が聞くべきことではない、眞に罪があつて放逐したならば元より歸參を許すべきでない、罪がなくて放つたならば今歸參せしむるといふ取扱は君侯がその過失を改むるが如くに見ゆる、君過を改めて呼ぶに十人扶持とは何事であるか、元百五十石は代々の祿である、申年の大凶作に際し一身を抛つて撫育の道を求め、飢民を救ひ、爾來仕法を以て國益を擧げたことは少くない、菅谷罪なくして功があるに之を放ちたるは君政の過失である、之を改むるには前功を賞して加祿あるべきである、然もなくば菅谷が烏山に歸るも何事が出来ようか、歸參を止めて仕法の再興を廢するが宜しい」

と當然の理である。烏山侯之を聞いて直に五十石を増し、菅谷の復歸は決定したのである。

當時先生は既に幕府に登用せられ、各方面を通して手の届かぬ場合もあり、公然幕府の認許を経るまでは私的關係として指導にも不便があつた、併しその十二月廿五日烏山侯菅谷を召還し、「今度仕法を再興することとなつたから、去る申年から身命を抛ち且つ國益について日夜心勞して居るといふ事を聞いたので、歸參の上家老職再勤申付、高二百石を差遣す」といふことであつた、併し勢望は既に衰へ、内部の統一は最初の時代の如くにはならず、僅に翌々弘化元年及び同三年の二回領民中より本業出

精奇特人の選舉を行つたに過ぎなかつた、天保十四年より弘化の初にかけて先生は公式に私領の指導をなすことは出來たが、財政上の委任經理は引受けることが出來ないから、分度確立の上に嚴重なる効果を擧げ得なかつた、菅谷も二百石の高祿に安如たるを得ざるを以て隱居を願出た、弘化二年三月之を聽許せられ、爾後も「仕法に就ては從來當勤同様努力し、心付きたる事柄は遠慮なく申出る様」といふことであつた。

先生は烏山の仕法が停頓するので、最初特別開發地として開かせた地所があるから、この報徳田を以て繰返し開發しては如何と申送つたが、それさへ案外粗略に終つた、されば第二期の仕法として分度を立て、借財を償還し、開發を實行する等、何れも幾分づつの進展を見たのみで、御仕法土臺金利積案、報徳田設定案等を示して永安法を策したが完全には行はれず、何れも劃期的の進展はしなかつた。

併し菅谷、大石等の俸祿獻納、大阪加番等にて僅に收納を増し、幕府より貸付ありたる債務の半高棄捐によつて安心の度を加へた、之に反して既述の通り先生は各藩へ仕法謝絶の申出あり、願によつて僅に指導を受くるのみとなつた、弘化三年は小田原仕法の撤廢があつて、各地の仕法に異常の衝動を與へたが、當時日光仕法雛形創作中であつたから、重々烏山は充分なる指導を受くる由もなかつた。

菅谷は家老職を退隠して以來意氣鎮沈して、健康は舊に復せず、老衰之に加はつて道友との交通、

仕法書及び拊循録の著作等に耽つたが一種の神經衰弱となり、嘉永五年正月九日に歿した。

藩中には熱心な報徳仕法の希望者もあつたが、熱心と地位とが一致しない爲に、報徳金の返却も延引勝であつた、報徳金といふは最初救急と開發との爲に櫻町より送られた米金の返却残である、若し又領内に仕法が行はるれば報徳金はその元資となつても可なるものである、故に仕法を繼續するか報徳金を償却するかといふ二つの問題が一つの事實に關係して展開した。

仕法中廢中もその返金は行はれなかつた、故に先生よりは「貸附中勘帳」等を作つて處理案が示されたのである、さて弘化より嘉永に入つては、幕領の仕法着手につきその資財として、報徳金回収の必要を生じた、嘉永三年乃至五年の頃には各仕法地へ返濟方法を督促せられた、この頃の烏山の殘額は千八百九拾六兩餘であつた。

この殘金の返濟が困難であつた爲に、屢々仕法進行の議が起り、嘉永三年三月十七日、仕法の熱心家たる伊藤汝八いとうにんぱちを遣して仕法再發取調書を差出したが、仕法は頓挫すれば容易に再興し難いものである、烏山仕法は終に健全なる生育を遂げずして、報徳金償却交渉のみが永く残つた、先生は已むを得ずして日光御貸附所より烏山へ融通せられることに周旋して報徳金の始末は終了したが、そのまた日光金の返濟が停滯して猛烈なる督促があり、漸く文久三年六月廿七日完濟となつた。

## 第十章 小田原の仕法

一 小田原仕法の發端 小田原の仕法は天保八年に始り、弘化三年に終つた。その着手の際に於て報徳様式の眼目たる領主の仕法は講ぜられないで、先づ取り敢へず饑饉の急を救ふことを命ぜられた。當時大久保忠眞公は重病に罹つて居たので、この救急施設も餘儀なき事情の下に進められたのである。何れ全快の上改めて領政より村治に至るまで徹底的に行ふべしといふ意味で始められた。

その希望は裏切られて、忠眞公は卒し、領政に報徳式方法を講ずることなどは思ひもよらぬ狀勢に轉じた、然らば報徳仕法は絶對排斥かといふに先代の許され、熱望せられた方法を、故なく撤廢するとは出来なかつた、凶饉後の救急施設に感激した領民の熱望は難村取直である。先生はこの要求を拒否することも出来なかつた、故に藩政との交渉は根本的ではないが相當に進歩した、けれども根本的施設といふに至らず、正に遲疑しつゝ、十五ヶ年を経過し、弘化三年突然撤廢せらるゝに至つたが、斯くの如き狀勢であつたに拘らず、幾多の模範施設が出来上つた。

報徳仕法は少しく行へば少しく成り、大に行へば大に成る、この間僅に十五ヶ年であるが、曾比、西大井、藤曲などを始め、當時完成した模範村があるのみならず、仕法施設中の美談善行、これを生



み出した教化の功績、小田原仕法中に各地に實行せられた仕法等後世に傳ふべきものが少くない。若し詳細に叙述すれば先生の傳記の二割の分量にも及ぶであらう。それ程に小田原の仕法は重要である。斯の意味に於てその發端より聊之を詳にせんとするものである。

小田原に仕法の行はれたのは天保八年からであるが、それより以前に仕法に關する小田原地方の要求は芽生えて居た。それは櫻町の仕法の成績が良好なものと、先生の手許に報徳金が有るので、江戸の宇津家の屋敷のものも、小田原藩の奉行や櫻町の報徳に關する係りのものも、屢々金策に窮して報徳金を借り、天保二年の頃から耳を傾けて仕法談を聞き、先生の助成を受けて居た。櫻町出役の豊田正作始め、重役中の秀才三幣へいざぶ又左衛門さかえ、奉行の鵜澤作右衛門等も亦その著しきものである。

併し小田原藩には始より報徳仕法に反對したものがあつた。天保六年櫻町仕法の永遠策を立つるに際しても故障を唱へた程であるから、小田原領に之を實行するが如きは容易なことではなかつた。けれども忠眞公は先生を信すること殆ど絶對であつた、天保七年の饑饉に、衰邑たる櫻町領内に餘穀豊かにして、附近の大村、城邑に餓莩横はるといふ状況を見ては、最早小田原藩の報徳反對の聲は上げ得なかつたのである。即ち小田原に至つてその急を救はしめん爲に先生に命じて江戸に來れと傳へられた。

君命あれば直に至るのが臣たるものゝ本務であるが、先生は櫻町復興の事を命ぜられ、その事が完了しなければ召さず、行かずといふ約束がある。何用があるかは知らねども、目下凶作の對策に腐心

中である、乃ち上府を辭して曰、

「既に命を受けて櫻町に居ることであるから、今凶饑時の急務を捨て、參り難いことである。若し御用があらば櫻町に於て聽取られたい」

と、答へた、使者怫つて論争したが先生の應ぜざるを以て歸つて之を復命した。然るに君公は先生の意を忖度つて理の當然となし、唯今小田原の人民が饑渴に迫られて居る、正に國家の大患であるから、之を救ふ爲に來れと再命が下つた。先生曰く小田原の急を救ふ爲ならば敢て命を辭することは出來ないが、櫻町領内に撫恤の方法を徹底し置きて上府すべしと答へた。

茲に於て先生は天保七年十二月廿六日に出發した、當時大久保侯は先づ先生の從來の功績を賞し、士分の地位を上せて事業進展の便を得せしめんと欲し、之が待遇法を考究せしめて居た、然るに群臣是非の論議をなして容易に決しなかつたが、取り敢へず祿若干用人格を以てせんとし、先生の到着を俟つて先づ儀禮に用ふる麻上下を授與せられた。然るに先生之を辭して曰、麻上下は窮民救助の用をなさず、之を受けて如何とも爲し難きを以て返上すと申出で、吏僚論争數次、忠眞公之を聽き二宮の言は古今の金言である、直に之を役所に呼び用役を申渡せと命ぜらる、吏僚之を先生に傳ふるや先生又之に抗争して曰、我を賞するに祿位を以てせんとするのではないか、我數萬の民衆饑餓に迫るに際し、之を機として祿位を受くるが如きは以ての外の事である、若し強て祿を與へんとならば宜しく千

石を與へられたし、直に之を以て窮民に救恤をなさんと答へた。

大夫以下先生と論争するの愚を知り、その言ふが儘に君公へ申出た所、賞賜位祿の事は自ら時機があるとして、手元用意金千兩を彼に授け撫育の資となさしめ、領民救助米は、小田原の倉庫を開いて之を與ふべしと命ぜられた。時に忠眞公は舌疽を病みて臥床中であつたから、用人を隔て、應接したものである、若し直接面謁が出来たならば、些の曲節なく小田原の仕法が展開したことであらう。千兩の御手元金と小田原の倉庫を開く命を受くる迄に實に年末より正月を経て二月七日に至つた。

併し大體の狀勢は小田原匡救の要務を實行しなければならぬので、算筆の助勢を要するを以て、櫻町より忠次以下數人を招き、特に當年十七歳の長男彌太郎氏をも招いた、斯くて二月十一日發足して小田原へ向つた。

先生は命を受けて發するに臨み、

「謹んで命を拜し小田原に向ふ、必ず民命を無事に救助し得べきを信ず、故に君公御賢慮を安んぜられたし」

と上言した所、

「金次郎我命を承知したか、病中の安心之に如くものはない」

と。偉人にして眞に偉人の心を知るものである。然るに惜哉忠眞公の病狀は難治の舌疽である。愈々

重病となつた。仍て家老辻七郎右衛門、吉野圖書、年寄三幣又左衛門、勘定奉行鷓澤作右衛門等を枕邊に召し、

「予は快氣覺束なし、定命であるから之を如何ともすることは出来ないが、唯歎すべきは大にしては天下の流弊を矯め、上下の衰頹を興さんとするの志の成らざることである。小にしては領分の困窮なる僅に一年の凶饉すら終に堪へ難きことである。併し幸に二宮があつて才徳拔群である、之を擧て國家永安の策に任ずる時は必我が志を達し得るであらう。然るに群臣之を肯せず已むを得ずして時を俟つて居た。今徒に有用の才をして他國の重責となり終らんとした所、今回領邑再復の事に力を盡すに至つた、依て將來大に彼を擧用して予が志を遂げしめ、嫡孫仙丸を扶翼して國家を安泰ならしめよ」と遺言せられた。

斯くて先生は凶饉救急の事より、難村取直しの仕法に努力するに至つた、これ即ち小田原仕法の發端である。

二 凶饉救急仕法 既に述べた如く、小田原領内の仕法實施は促進せられなければならぬ狀況に迫つて居た。併し小田原藩政の當局は大部分が仕法に反對であつた。それは櫻町領の仕法に際しても、永遠の方策を立つることに無理解であつた如くである。櫻町領は復興し、前後に例なき成績を示した

程の唯一無二の方法に次で、將來本家の助成を仰がずとも、獨立し得べき永安策を立てたが、この策すら中途に擁して行はしめず、これが爲に仕法係であつた鶴澤、横澤等は再三櫻町へ往來し、漸くその一部を實現しつゝあつた。

先生は機會を得て屢々小田原領内に根本的にこの方法を實行することの急務を勸告した、鶴澤、横澤はこれを忠眞公たけまことに報告した。公の志は決した、公は病に罹り療養中であつたが、全國的凶饉の惱が襲ひ來た。時恰もよしこの時こそ櫻町の方法を小田原に移す時であるとして急遽上府を命じた。

公の心中はこれを機會に漸次領内の仕法に展開せしむる所存であつた、併し藩政臣僚に對しては凶作時救済の急務處理を以てすることを、極めて順序よき拔擢方法と考へられたであらう。けれども先生にして見ればこの保護色を塗つた方法は事業進行上にも支障多く、また徹底的でない。仕法の永遠性なき着手は中絶の根本的原因となる。そこで幾度もの押問答が行はれたが、取敢へず救急施設の命を受けて出發せざるを得なかつた。

果せるかな先生の命を受けた通りの命令は小田原へは到着して居なかつた。先生が小田原に着した時には、小田原藩の當局は、救急仕法を先生に命ぜられたことさへ知つては居なかつた。況んや倉庫を開いて饑民に給するが如きことは豫想もして居なかつた。茲に於てまた先生と藩政との間に押問答が初まつた。その間の消息は聊か詳細に傳ふる必要がある。

天保八年二月十一日、先生江戸を發して小田原に向はれた。翌日到着であらう。(註、日記中この前後の記事がない)

この頃は前年即ち天保七年の凶作で米價が暴騰して、農村も市中も生活問題で大動搖を來し、この二月十九日大阪に大鹽の亂があり、小田原十一萬三千石、相模の足柄二郡、駿河の駿東郡、伊豆の地方一體に互つて飢渴窮迫の報が頻りに傳はりつゝあつた。

先生は君公惠澤の旨を齎して來り之を傳へた、藩政之を聞いて驚き、正式の命令未だ到着せざる旨を以てし、急施に躊躇した。先生曰君公病床に在つて尙國民の飢渴を歎かれ、余をして急行せしめ、救急の施設を存分に行はしめらる、依て野州貧邑復興の報徳金を持參したが、小田原領全部に施すに足らず、即ち君公御手元金千兩を賜はり、米は小田原の倉庫を圍いて急を救へよと命ぜられた。速に倉庫を開きて救急處置を講ずべきであると述べたが、藩老以下その施設を悦ぶと雖も、江戸より指令到着せざるを以て越權の處置とならざるかを疑ひ、議論紛々として決せず、今領中の飢民幾萬あるか、廩米何程あるか、これを以て救はざる後藩の財政を如何に支持し得んかと、即ち先生に答ふるに命令の未着を以てし、後日の咎あらんことを恐るといふにあつた。

先生顔色を正し聲を勵して曰、今幾萬の人民は露命を保ち難く、飢餓に迫つて居る、君公病を忘れて之が救濟を念とし給ひ、一日も救助の後れんことを憂ひ給ふ、各位はその職分として下國民を安ん

じ、上君意に報ゆる所あるべきに、君命なければ爲す所を知らざるが如きは、國家の爲に忠義を爲すの本意に背く、我來らずと雖も先づ之を救ひて一人飢渴なからしめ、以て君上に報告して罪を俟つを本意とせずや。然るに我れ來つて君命を傳ふるに猶之を疑つて指令を俟たんとせらるゝ、往還數日を要す、その間に人民の流亡を生じたる時その責を如何とせらるゝか。然れどもこれ一に各位の決心に存する。元と各位は飢渴の體驗を知らず、俸祿に安居せらるゝが爲めであらう。君公に伺ふの時日、可否論議の決する迄斷食せられて可なるべし。我れ先づ之を斷行すければ、各位も斯くせられよと大聲を以て發議した。斷食の經驗を有する先生の壯語、一座悉く承服して開倉に決した。

先生直に倉庫に至り開倉を要求した。然るに未だ藩政より倉庫へ命を傳ふる手順が進んで居ない。庫番役亦之を拒否すること藩政の拒否したると同じく、指令なくして之を聞き難きを述べ。先生再び救急施設の公命を受けた旨を述べ開倉まで斷食せよと大鳴し、漸くこれを聞くに至つた。

先生即ち在米數量を點檢し、領邑へ廻送の順序を定め、直に發足して領内飢渴の状況を踏査した。斯く準備整ひたる頃、勘定奉行鵜澤作右衛門江戸より到着したので、先生と同行廻村に出發した。

廻村の順序は箱根山中並に富士山麓を先にした、これは何れも田地極めて少くして山畑多く、粟、玉蜀黍を作つて常食とする如き地方であつた。明治より昭和の聖代にかけて水田漸く多く、昭和の今は昔とその生活状態を異にすれども、土地高燥、今なほ凶作多きは免れ難い。この事情を知れる先生

は、先づ富士山麓十ヶ村に目を注がれた。

救助の順序は村内を巡廻し、一村毎に生活状況を査閲し、無難、中難、極難の三段に分ち、中難極難二段のものに當面の食糧を給貸し、極難にして償ひ難きは村内の協力によつて償はしむることゝなし、麩米の到着するまでの急用食糧とし、日常費用として飢民の爲に御手元金千兩を頒ち、領内三百七ヶ村に配布した、併し小田原の麩米も限度がある。給與を望むものは限度がない、依て先づ食糧は麥の收穫時までに必要な分量を給與することゝし、各村内に多少に拘らず私有の餘剩米あるべきを以て、一般商人に高價にて賣拂ひ、または徒らに私藏することを爲さずして、村内の食糧に差出さしめ、相當時價を以て之を受納し、之を救助米に加入し、總て救助米は全部五ヶ年間に無利息を以て返済するを原則とした。

當時飢餓に瀕し、顔貌疲瘦、病者日々に多きに際し、饑渴救助の恩命を拜し、村民等合掌流涕せざるなかりしと傳ふ。

先生は駿東郡七十八ヶ村を視察し、凶荒甚しきを以て極力應急の方法を講じた、孀寡孤獨即ち窮民に對しては全部給與であるが、勞働力を有するものには、二月三月より五月六月迄の四十日乃至六十日間の食糧とし、村民を前記の如く無難、極難、中難に分ち、極難は一日一人二合、錢壹文、中難は一合錢貳文づゝを貸與し、無利息年賦貸とし、若し之を返却する餘力なき状態となりたる時は無利息



据置とするも、必ず報謝返納を要し、將來の爲に凶年の準備なかりしは各人の怠りなることを自覺せしめ自力復興の覺悟を要求する。

天保四年と同七年との凶作は一般に負債を加重せしめた、故に給米が行渡つたからとて領内は安泰とはならぬが、先生が御手元金壹千兩の外に麩米と加入米とがある。天保八年二月の「駿相村々報徳貸付米金本拂差引帳」によれば概要次の通りである。

米入壹千七百六拾九俵

小田原侯の倉庫より拜借

同 貳百八拾四俵

買入れたるもの

同 六拾壹俵餘

先生の俸米

同 壹百九拾壹俵餘

御厨其他より加入米受入

合計貳千百拾六俵餘

米出壹千六拾壹俵餘

御厨方面給助米

同 壹千五拾五俵餘

相州方面給助米

金入 壹千兩

御手元金

同 貳百五拾兩

御趣法米（櫻町）貳百俵賣拂

同 六百九拾壹兩

加入金其他

合計壹千九百四拾壹兩

この金を以て累次給助を施した成績、食糧貸付は、村として百六十四ヶ村、戸數として八百八十九戸、人口四萬三百九十人であつた。當時の米は現金買の分は拾兩につき六俵三分の換算がしてあるので、米として總計三千貳百七拾五俵、この金額四千六百六拾四兩に達した。

斯く救急施設が徹底したので、小田原領内に救助を受けたもの四萬三百九十人、終に一人餘死者も出なかつた。先生はこの救急施設が一塵終了したので、同年四月廿五日櫻町に歸着した。この頃伊勢原の加藤宗兵衛、片岡の大澤小才太等が教を受ける端緒が開かれ、烏山の仕法は益々進展しつゝあつた。

この救急仕法實施の當時、先生は鶴澤作右衛門の宅に止宿することが多かつた。鶴澤に八九歳の少女伊乃子があつて、先生に抱かれ、左の肩にある大豆大の疣を弄ぶに任せたといふことである。伊乃子の記憶によれば、何處よりか多額の金錢を持ち來つて、毎日多くの書記を用ひて、日々村々に金穀を配布した。常に黄縞の木綿衣に、樺色の羽織を着し、朱塗の襪たる袴、古き柄袋の刀を帯び、冷飯草履を穿ちて東西奔走せられたと、少女に對しては柔和の長大人、心底は一國支持の大決意、笑へば萬民之に懷き、大囃奸佞を威服する。教ふれば頑夫も之を解し、議を立つれば藩老も之を破る能はざるも、元とこれ報徳の信念と、興國安民の方途を有するが爲である。されば領民約を守つて毎年十月に

八百九拾貳兩餘宛を返済し、遂に救急助貸金全部を五ヶ年間に償還了した。

人は言ふ小田原相談に野州理窟と、これ周圍の事情は理窟を解する能はざるが故に、單に厭はしき理窟として聞き取られたからである。然れども一般に理窟を知らざる領民は、先生の理窟を事實の上に於て理解し、動かすべからざる道理として信賴した。

**三 難村取直仕法** 二宮先生は焦眉の急を救ふ爲に小田原領十一萬三千石即ち駿豆摺五郡を巡廻中、實に電撃的大凶報に接した。それは三月九日大久保忠眞公卒去の訃音であつた。その喪の公にせられたのは三月十九日であつた。先生之を聞きて悲歎慟哭し、嗚呼我が道正に窮厄に遭ふものである。賢君上に在りてこそ我が富國安民の方法を行ひ得る、我れ命を受けてから十有餘年、千辛萬苦も尙足らざるを思ひたるもの、唯々上明君の仁政を、下萬民に普からしめ得ざることを恐れたるが爲である、今事業半なるに至らず、小田原の事未だ端緒にも及ばず、而して君公奄然として卒去し給ふ。以來誰と共にこの民を安じ得べき、世に伯樂なければ何の千里の馬ぞ」と大息して全く自失したるもの如くであつた。

併し悲歎によつて委任を受けた大事を廢すべきではない。即ち豫定の方針に従つて救急の事を處理した。その詳細は既に述べた通りである。けれども君命は仕法全部を指令したのではなく、明白に命を受けたのは凶作によつて餓死するものあらんを恐れて先づこれを救ふべきことであつた。先生の初

志たる小田原に復興仕法を講じ、借財を償還し、永安の方途を講ぜんとすることは、未だ何等決定し指示する所はなかつた。先生は先づ凶作の急を救ふだけの命を果した。次に來るべき仕法は公命がなければ着手することが出來ない。依て先生は一應の處理を講じ終つて、四月二十五日櫻町に歸つた。

然る小田原領内の狀勢は天保七年の饑餓的急難を救ひたるのみで放置すべきではなかつた。天保四年の凶作と同七年の大凶作とは、著しく農村の收支平均を破り、舊借の利拂停滯と、食糧不足の爲に生じたる新借と、米價暴騰による食費増加の困難とによつて租税の不納増加し、怨嗟の聲大に擧り諸國の藩政掌理の困難に當面しつゝあつた。この時局を看破した忠眞公は遺命して櫻町三邑の良法を小田原へ移すべきことを急がしめた。されば小田原に於ける復興式仕法の實行は最早決定的に必要な事情となつて居た。

こゝに於て江戸藩邸に於て仕法實施の評議が行はれた。順序として先生に内意が傳へられた。先生屢々藩臣に告ぐるに禮記の語を以てして曰、

「國として九年の蓄なければ不足するといひ、六年の蓄なければ急といひ、三年の蓄もなきときは國と稱するも國ではない」

と。古語による分度と推讓の意を高調し、更に

「故に國として少くとも年々歳入の四分の一を餘して之を蓄へ、水旱凶作、禍亂天災の非常に充つる

といふは聖人傳授の政治制度である。萬事豫め前途を考へて之に備ふる時は救荒の方途に就て少しも憂ふる所はない。然るに僅に一年の饑饉に遭うて救濟の道なしといふ如きは國君としての政務何を盡して居たか、太夫の任務何に力を致したか、大凡政治はその定める方策があるべきではないかと聞いた所、藩臣答へて曰、

「事前に定まる所があれば凶饑にも憂ふる所はないが、眼前如何せん其術を得ず、この難場に處するの道さへもない、撫育に供する米財もなくして民を救ふの方法は無いか」と、先生曰、

「如何なる困難なる時といへども自然處すべき道はないでもない、唯行ふ決意をなし能はざるのみである」

藩臣曰、

「敢てその道を教へられよ」

先生曰、

「國庫窮乏し、五穀實らず國民餓莩を免れざる罪は國君大夫以下の職たるものゝ怠慢であり、國民を善に導くことを爲さず、生養を安ずることを教へざりしが爲であつて、この政道を爲すが爲に恩祿を賜りたることを忘れて、偏へに安居逸食して奢侈に長じ、萬民凶荒に艱むを見て漠然として知

らざるもの、先づその罪を天に謝して飲食を斷ち、俸祿を辭して天に謝し、萬民に先じて饑寒の苦を併め、以て妻子郎黨を戒め、而して天下に謝して政道を更めねばならぬ。仁君上に在つて罪を一身に歸し給ふ、臣僚下に在つて高祿に飽く、何を以て政道の更新を得ん。高官のもの食を斷つて、政道を執らば、國民亦死を忘れて、勤儉に力めるであらう。一旦衣食に關する憂虞の念を去る時は、領民互に融通し、各々草根木實にも生き得る決意を堅むるであらう」と、藩政愕然として流汗衣を沾したと傳へられる。

斯の如くして藩臣の報徳仕法實施の熱は高まり、吉野よしのみ圖書、三幣さんぺい又左衛門等仕法を政道の中心目的とする人々藩政に當り、先生に命じて仕法實施に當らしめた。然れども藩政全部を擧げて仕法を講ずるのではない。故に先生は小田原仕法の實施の評議に關し叙べて曰く、

「小田原の情勢は正に秋季の如くである。春夏稼耕の效顯はれ、周年中收納の顯著なること秋を最上とする。春夏耕作の苦を忘れて目前の奢侈をなし得るを快とする。小田原藩は明君上に在つて日夜國事に盡瘁せられ、領民の租入増し、穀物庫に充ちて然かも借債を償はずして安泰眼前にあるが如き狀である。この時に當つて上位の節儉を行ひ永安の道を確認すること實に容易であるが、人情は之に背きて道を立つること困難である。故忠眞公之を憂ひ給ひて沈吟久しく、方今は行ふこと難きも次の仙丸の世には之を行ひたし、今より準備せよと命じ給ひしが、今や時至れりと雖も事容易

ではない。然れども既に遺命もあり、之を辭することが出來ない。併しこの方法は櫻町の方法を移すを以て最上とする。櫻町の仕法は領主の分度を確立して然る後これを領内に實行した。故に小田原拾壹萬石の領邑を再復するには、小田原の藩政の財務は、その支出の限度を立て、その剩餘を以て領内仕法の資財とせば、興國安民の實を擧ぐることは至難でない。されば藩の財政は、十年の入租を平均として年内の分度を立て毎年經費の根柢となし得るか」

と、藩政には之を行ひ難き山を告げ、先づ領内村々に仕法を實行せられたしと請うて止まぬので、「小田原一藩の分度確立せざれば仕法の行ひ難きこと、一家の分度立たざれば一家の生計を人に委せ難きが如くである」

と斷言せられたが、時至らざるを理由として領内村々の仕法を講ぜんことを求めて已まなかつた。

天保九年二月先生已むを得ずして小田原に來りしが、當時救急の貸付等行はれ、仕法係の人員も増加し、小田原藩中に報徳の氣分は色濃く見えた居た。先生が愈々仕法に着手した證據には三新田の御仕法書に二月の日付がある。

さて領内の人民は慈父の歸りしが如くに來つて仕法を請うた。特に足柄下郡鴨宮附近の上新田四軒、中新田十九軒、下新田廿一軒の三邑、名主早野小八並段藏の二人は、昨年の救助を受けたる結果一時を凌ぎ得たが、是非永安の仕法を施されんことを乞うた、先生はその熱誠に感じ、先づこの三

新田の御仕法を始められた。

この三ヶ村は、世上一般以上の巨額の負債であつた。借財収調帳の明瞭な中新田喜兵衛、榮左衛門、下新田小八、段藏の四人分のみにても千三百七拾兩に達し、村内惣反別四十八町八反、村高四百七十八石に對し相當巨額のものであつた。さればこの村の仕法といふは主として借財償還法である。借財償還の要は財産あるものは之によつて處理し、財なきものは財あるものと共に將來の勤儉によつて償還するの外に良法はない。故に日掛繩ひかけなひしつだんちゆう素手段帳並に難村取直相續手段帳なんむらとりぢくさつしゆのたぢゆうを作り、村民を集めて之を教誡し、一戸一日繩一房を勞作するか、一房同様節約するとすれば、三新田一村一ヶ年に金拾壹兩餘を得る、この方法によつて拾年償還法を立て銳意元金償却法を講じ、小八以下多額の資産あるものはこれを賣却して不足額を報徳金拜借にて處理することゝした。

三新田の御仕法は、天然の分限とその負債とを對照して貧弱なる町村ではないが、下新田の小八と段藏とが熱烈なる仕法の隨喜者となつたので小田原領最初の仕法村となつた。而してこの村の仕法完了までには可なりの弛張があるが、この仕法が爾後の仕法の示例となつたことゝ、その仕法書が範例となつて、屢々他村に寫し廻はされ、小田原領各町村は忽然として風化したので、後年遠州より岡田佐平治以下六人衆が報徳結社の認許を受けた時、仕法實行中之を範とせよとて交付された寶典もこの「三新田御趣法書」であつた。斯くてこの地の仕法は非常に著名なものとなつた。尤も榮左衛門、喜兵



衛、段藏等の仕法は早く完了したが、小八の分のみ大金であつたので曲折が多かつた。

斯くも有名な三新田の御仕法を開始し、その解決案を與へつゝ領内仕法の根本方針の確立を三幣、鵜澤等に再要求したけれども、藩政之を承認しなかつたので九月廿六日一應野州に歸宅せられた。

野州に於ても先生は、相州滞在中の如くに多くの仕法懇願攻めに遭ひ、特に下館、鳥山、谷田部、茂木等の仕法につき往來頻繁なる中に、櫻町の仕法第二期引繼ぎ事務の完了をしなければならなかつた。即ち昨八年十二月櫻町仕法引渡しの始末書を作り、前後一萬兩の取扱明細書と報告書とを提出したので、大久保忠懿公（たきくぼただあき）は之に賞詞と金百兩とを賞與せられた。

さて三新田の御仕法進行を見て、附近七十二邑は翕然として仕法欣求の聲を大にした。先生屢々鵜澤等に國本を確立する爲め分度樹立の要を説き、三幣、鵜澤等之を痛慮したが時至らず、仁政の本源立たずして國民更生の途確立し難きことを知ると雖も、如何ともするなきを見て、先生意を決して曰、「本源に力を盡さずして町村に心を用ふる時は、仁を行はんとして聚斂の苛酷に陥る、農村開發せられて租入増し、君臣華奢の資を貢ぐに終る。これ全く忠臣のなすべき所ではない。」

と、分度確立を奨め置きて野州に歸つたのであるが、既にこの時鵜澤等大に驚いて藩政に申出で、當局また屢々評議を行つたが決しない。領内の町村は先生の野州に歸つた理由を知らない。偏へに自分等の誠意の足らざる所なりとして仕法發業を追願して已まない。先生臣子の分限の孝悌の道を訓諭す

と雖も仕法を請ふことは益々切なるものがある。

小田原藩もその實情を知るを以て事態黙止すべきにあらずとなし、九年十二月報徳方を置き之を郡奉行取扱とし、特定の官衙を設け所屬吏僚を命じ、鵜澤、山崎、入江等之が任を受け、更に十年正月三人を櫻町に遣はし仕法實施を請はしめて曰、

「速に小田原に來つて仕法を開始せられよ。就てはその事務を進むる爲少くとも仕法取扱の官衙がなければならぬ。依て役所を新造したり」

とて圖を示し、

「先生彼の地に至り事を視らるゝに際し、數百人集會するとも差支はない」といふのであつた。先生曰、

「仁政の本源たる分度定まるか」

鵜澤曰、

「是は一朝一夕に定まらざるも、既に官衙が出來た以上追々分度も決定するであらう」  
先生佛然として曰、

「何といふことであるか、國に分度のないのは桶に底の無きが如く、百萬の米財があつても窮するは必定である、仁政の本源は何處から出し得るか、分度を立てずして無用の官衙を立つる何の益が

あらう。分度立たずして事を始める時、中廢は決定的である。中廢したる時官衙は不用となつて腐朽するのみ、決して小田原に赴くこと能はず」

と、答へた。

鷗澤等も當時出色の士であり、報徳仕法の隨喜者である。直に小田原に去るものではない。日々櫻町及び青木村等の仕法地を視察し終に滯留數月に及び先生に出張を請うて已まない。而して小田原の領民談し合ひ曾比、竹松、下新田其他より來るもの多く、各々一邑毎に丹精を積み、報徳の仕法に隨つて衰貧の憂を除き以て再復を期し、或は衣類を賣り家財を拂ひ、繩を索ひ草鞋を作り、これを集めて以て再興の用度に積み、互に讓つて艱難を救ひ、善事を行ふを以て本意とし、舊染の汚風忽ち變じ、大に淳厚誠實の美風を興して衰廢再復の指揮を乞ふもの日に多きを加へた。先生嘆じて曰、

「嗟下民道を聞き一旦感動するに及びて自ら舊弊を革め、平常行ひ難き推讓奇特の行を立つること斯の如くである。先君世に在さば感賞を賜ふであらう。領民斯の如くにして私念を去り、村邑を興さんとするに際し、政令この民を恵むこと能はざるは何が爲なるか、これ一に國本の分度立たざるが爲である。併しこの民風作興の機會を放任する時は、風俗頹廢して君國を怨望する心を生ずるやも慮られない。然らば先君萬民を憐み給ふの仁心に違背し、國家の患少からざるものがあるであらう」と意漸く動くに至つた。

茲に於て先生は、十年六月十一日鶴澤右衛門、山崎金吾兵衛(又名金吾右衛門)、豊田正作、供二人、下新田小八、同人弟作兵衛、下物井村岸右衛門上下八人出立小田原へ向つた。

この頃足柄上郡の竹松村河野幸内、曾比村の劍持廣吉は、先生舊知の間柄なりしを以て、昨年救急匡濟の際屢々箱根にて面會し、其後村内の事情を訴へて曰、千二十石、九十餘戸の小村にして負債實に六千二百餘兩(註 金貨を一匁五圓として換算すれば十二萬四千圓なれば一戸平均千數百圓に達するものである、若又現在の金買上價格にすればその二倍半となる)に及び、この儘にては住民逃亡退轉相次ぐべき焦眉の急に迫れるを告げて匡救を請うたので、今年三月兩村の爲に永安の道を授けた。この因縁により先づ急なる町村の仕法に着手すべく巡廻中櫻町より急報あり、長男彌太郎大病の飛脚が來た。依て已むなく歸途に就き、八月一日萬兵衛一人召連れ歸陣した。

幸に病氣は平癒し、櫻町の用務も一段落を告げたので、十二月五日小田原行に決定し、下館に立寄りて出發した。隨身者は菅谷八郎右衛門、吉田半治、富田久助、大島儀左衛門一行十日に到着した。

曾比竹松兩村の仕法は、小田原領内の仕法中有名なものゝ一つである。それは領内の仕法中初期に於て徹底的に着手せられて成功したものであり、他の村落から視察者並先生への歎願者往來し、仕法と開發と屋根替と修繕と一瀉千里の状況を展開し、冷水堀の開發工事が巧妙駿速に行はれ、來り學ぶものゝ熱烈なる自力更生運動の奏功する等報徳連中に大に有名となつた。また冷水堀は現在も用排の

殊異多く、實用的價值は遺跡としての尊さのみに止まらず、現にその遺徳を顯現しつゝある。

曾比と竹松とは隣接した村落であつて、殆ど同時に着手せられた。竹松には河野幸内（ういのさちない）があり、曾比（そひ）には劍持廣吉（けんもちひろきち）があつて、中心人物として先生の教を受くること多く、二ヶ村の仕法は附近事業の範例となつた。然るに仕法書中竹松村の分は一冊も残らないのは、取纏めて報告を爲さなかつたのかも知れない。また曾比村の分も仕法の顛末を叙述した弘化年代のものゝみで初期の分のないのは遺憾である。故に日記其他より資料を蒐集し、先づその順序を立て、見ると、天保十一年の日記に

三月十二日 竹松村御田地悪水抜見積見分云々

同 十五日 新川並堰さらい出來致候

同 廿二日 竹松村の出精人入札云々

同 廿三日 曾比村の出精人入札云々

同 廿四日 堰並田畑見分云々

同 廿九日 善兵衛を表彰して金拾兩を與ふ云々

仕法の内容は、一、屋根替、二、出精人入札及表彰、三、悪水抜工事即ち冷水堀の開鑿、四、附近金井島の堰改等より、順次借財償還に及び、債務約六千餘兩の償還方途が爾後十ヶ年間に完了した。

その方法は村民の極力勤儉をなすに至つた實狀に鑑み、弘化二年曾比村へ報徳金三百兩を交付し、こ

れによつて地所を求め、年々の餘徳によつて仕法の循環的貸付が開始せられ、同時に永安法が樹立せられたのである。

曾比竹松の仕法實施に際して取行はれた方法は、櫻町仕法十五ヶ年間の體驗を要約したものであつて、將來仕法實施の範例となるものが多い。先づ第一に村内を隈なく巡視し、平常心掛宜しく、且つ精勤なるもの十人許を選択し來つて篤惠の趣旨を諭し、當村は難澁衰微甚しく、風俗佳からず、農事を怠るもの多く、村内不心得のものも少くない。これを以て大借が生じ舉村衰貧に陥つた。然るに先君御仁慈の御趣意により難村立直し御仕法に着手せられ、村名主の深切なる取計により、一應の取調を致したる所、汝等は格別出精奇特の至りである。依て借財の儀は追つて仕法を行つて取計らふべきであるが、取敢へず屋根普請を致し遣すから、この旨篤と心得一層精勵する様にと申渡されたので、一同大悅して歸つた、定めて餘人に多大の刺戟を與へたことであらう。残りの八十餘軒は、心掛宜しからざるものもあれば、困難するものもあるは當然であるが、差當り一樣に屋根普請を行ひて、遷善の道を進む様懇々と申渡した。

君恩と師恩との一大慈悲に感銘した村民は、報恩謝徳の感激を發し、業務精勵の餘暇屢々先生の許に集つて教を聞くに至つた。時に村内第一の勤勉篤實なりと評ある善兵衛といふ者があつた。先生厚くこれを賞揚し、特別の賞として金拾兩を賜はつた。而してこれは善兵衛一人を賞するのではない。

村民一同風を改めて善行を爲すときは、村方の立直ること必然であると諭された。

村民一同改悛の狀著明となり、先生の教示を聞くこと神の如くなるに至つた。先生はこれを以て着手の機至れりとなし、各村民の事情により、その困難の度に應じて無利息金貸付を開始し、五年又は十年の年賦償還の法を立て、まづ日掛繩索法ひがけななはなほを實施して三新田の仕法の如くに勤儉の餘財を積ましめ、村内有志の差出したる土臺金、先生より加入せられた報徳善種金等ほうとくぜんしゆきん、追々と報徳金が増加した。前に賞賜を受けた善兵衛は、己れ獨り多額の賜金を受くるを欲せず、彼の賞金拾兩を善種金にと差出した。先生諭旨再三に及んだが聽かずして此處に及んだ。幸内の東隣なる吉右衛門は有名なる放埒の徒であるが、先生の教により格別の改心をなして農事に精勵し、殊に邸地の西隣にある竹林は、防風の用をなせども隣家の日蔭となるべしとて之を切り、根を掘つて畑となしたる如く、一村推讓の風漲るに至つた。

更に村内の生産力増加の方法として、不生産地開發を協議したるに、土地の善惡、用排水の便否を踏査したるが、田地一枚殊の外濕地なれば早速明日之に埋土を施すべしとの報告があつた。先生實地見分の上にて決定すべしとて翌日之を視察して曰、是は地下より清水湧出するが爲に、夏は冷水となつて稻の發育を害し冬は温水にして雜草生ずる、若しこの上に埋土をすれば、この湧水隣接の田地に浸潤して害を附近に與へるであらう。依て惡水を抜く所の溝渠を穿つに如かずと指示せられた。一同

意外の感に打たれたが、先生の言に對抗するものなく、命に随つて村民は集合した、各持場を定めて泥水を下流に掻き流し、一日にして長二十間程の溝渠が出来た。四五日経過したる後にこれを見れば近隣の地悉く濕氣を去りて良田となつた。村民且つ驚き且つ喜びその明智に服し報徳堀と稱した。

竹松村にも濕田があつた、先生曰

「悪田ではない排水悪しきが故である。溝渠を作らば必ず上田となるべし」

と、先生名主以下兩三輩を伴ひ實地見分をした。村民等は報徳堀の活例により先生を信じ、次第に集合し、老若男女約三百人に餘り、早速工事に着手するに至つた。先生之を指揮せし次第は今に至るまで語り傳へらる、其方法は比較的悪田と覺しき土地の一脉を溝渠豫定線とし、此線上に人夫を配布し、各受持場所を定め、上流に在るものは歩を運かすことなく唯々次々へ掻き流し、下なるはこの泥を受けて更に下に流す、斯くて平坦なる地面に一道の水路を生じ、順に浚へて溝を深くする。水位平坦なる所に至つて初めて泥土を兩側に上げるのみである。上流は排水によつて沃田となり、下流は埋立を受けて良田となる。大凡二日にして幅二間長四百間の排水工事を完了した。その最終約四十間許は他村に連絡して始めて河流に放出する。依て先生迂回して竹松村内に放流地を求めしめんとした。下流の村民憤起して來り連絡を乞ひ、即日數時間にして終了した。此處に於て豪雨には沼澤の如くなりし土地一變して良田となつた。その冷水今に至るも滾々として盡きず、先生の徳を恒久に傳ふ。その集



つた男女一人も名譽利益の爲でなく、一念報徳推讓の誠心による。故に弱者も亦二三人分の力を出したといふ。これ即ち有名なる冷水堀である。

斯くの如くして曾比竹松の成效日々に顯著となり、その風化延いて近郷村里に及んだ。吉田島附近の千間堀の修理は實にその好例である。この堀吉田島、牛島、金井島三村に亘つて流れて居る。水口は酒匂本流より取り入れ、以て三村の田地を養ふ。幅三間、長千間に達して居る。然し年來修理を怠つたので所々缺潰埋没し、用水の不十分なる所を生じ、或は堤防へ田地の突出するものあり、屢々問題を起し苦情百出して解決せざるもの五十年間である。然るに彼の冷水堀の完成を見た三村民は、深く感服し、大に渠溝の浚渫を議した所、中に自己の田地の突出せるを削るに反對したのもあつたが、金井島の彌太郎といへるもの、曾比竹松に於ては二宮先生の教により、田畑の中に溝渠を作ることすら行はれたのに、村内一同の利益となることに反對する道理はない。若し田地の減少を恐れる人があらば、自分の田地を削つて溝となし、貴様の田地に障らぬ様にせられたい。早速明朝より取掛りたいと切論し、一同之に感服し、反對者も一言の出し様もなく、三四日にして全部浚渫が行はれた。斯くて土工による開發は、眼前に於ける改善を以て推讓の徳を顯し、借財償還の事實は、一般民衆の痛苦を安泰にした妙法なるを以て、附近の町村より隣國に噂が傳はり、二宮先生は無利息の金を貸與して、民衆の困苦を救助すと宣傳が行はれた。さればその效を乞ひ、その難を救はれんことを要請し懇願

するもの日に多く、先生の居所は常に往來雜鬧した。日記によれば多きは毎日百三十人に及び、少くとも二三十人の名は記されてある。中にも小田原領内の仕法出願者は七十二ヶ村に及びたれば、天保十三年七月幕府に召さるゝまで前後三年間、野州と相州とを往來してこれを管掌せざるを得なくなつた。中にも天保十一年駿東郡竈新田、御殿場、下太井、翌十二年には西大井、鬼柳、同十三年、鴨宮、藤曲、御厨地方數村、引つゞきて柏山、今井、山王、一色、飯泉地方、更に酒匂地方一帶の御仕法が、夫々別個の事情と順序とによつて行はるゝに至つた。中にも西大井の仕法と藤曲及御殿場等の仕法は、その特殊の事情によつて範例となるもの多く、今井村の借財償還の如きは、前後八種の案を立てられた程苦心の餘に成る立案である。而して小田原藩に於ても仕法統制の必要上組織を立つることゝなる。その實情は項を改めて詳述するを便とする。

#### 四 仕法の普及と領民の感激行動

イ 其概観 小田原の仕法は天保凶作の救急より、難村取直仕法へと進み、天保十年頃より追々仕法の域に進み、同十一年までの間には、三新田の小八を中心とするものより、曾比竹松二村の一村式仕法となつた、特に曾比竹松に於ては屋根葺替、木小屋灰小屋、用排水修理、冷水堀開鑿、日掛月掛、出精奇特人入札、善行者表彰等を行つたので、村民の感激行動が著しく顯はれ、附近に廣く推讓行爲が傳はつた。これを見聞したる遠近の村々に、報徳仕法の欣求懇望が猛然として起り、吉田島附近の

千間堀、下大井、西大井、鬼柳、栢山、今井、山王、一色、飯泉地方、即ち足柄上下に普及し、別に富士山麓の藤曲、御殿場より附近駿東一帯に及んだ。而して先生が幕府に登用せられる頃が、小田原領内に於ける仕法普及の最高潮時である。

斯く小田原領内の仕法は一時非常に普及し始めた。その頃の状勢は實に一般の風を爲すといふ有様であつた。天保十年頃先生より指導するといふことを公表せられた村は三新田、曾比、竹松と藤曲位なものであつたが、附近の村々では恰も仕法を開始したと同様の行動に出た。即ち各村自發的に擧村一致を以て借財償還を決議し、その方法としては不用品賣却代金と、勤勞による月掛と、富有者の無利息金の提供並に善種金推讓、村内の協同力による用排水井に田畑開發等、何れも推讓の美談續出である。斯くして先生の教諭に合致し順應せんとするのであつた。

以上の如き行績は仕法懇望と共に廣く傳はつた。その一例として領民の美談、感激行動を採録することは先生感化の一例として重要なことであり、國民生活更生の好例として傳ふべきものである。

□ 足柄二郡の概況 今茲に選んだ數事例は、西大井村の指導者爲八郎と、鬼柳村の斧右衛門とが、小田原藩の奉行へ報告した寫が、二宮先生の許へ達した書類である。題して「御趣法向出精村々書拔帳」といふ、正に報徳仕法に感激した自勵發願の推讓録である。元文は候文であるから之を現代語に譯することゝした。稍と長きに失する感があるが、感激者の多いことは即ち先生感化の偉大なことを

示すものであるから、全文を採録する。

またこの外に西大井村、鬼柳、西大友、酒匂、山王、一色、三新田地方に於ける推讓の美談、藤曲、御殿場に於ける仕法進行中の美談が少くない。依て先づこの書抜帳を掲げて、各地に於ける一斑を述べらうとする。

一、西大井村 爲八郎は御政道の御趣旨に鑑み報徳の道を感服して、重立たる者即ち名主十郎右衛門、百姓勘右衛門、勘藏、組頭岩次郎等と打合せたる所、何れも良法であるからとて、村内一統の協議の上、兼て竹松村、曾比村の二宮先生御出張先へ、毎夜有志の年輩者參集し、青年に至ては時々參集して教諭を受け、一同の氣合が合致した頃合を見て協議をした所、悉く賛成一致の勢力を以て、一村立直を完成したしと決意し、家財取調帳(家株分限帳)、收入調(作徳米の分)、貧富を通じて届出で、公金拜借は勿論、私財借用金まで償還皆濟の方途を講ずることとし、農業の寸暇には、繩、沓、草鞋、日履、賃仕事等晝夜怠慢なく出精し、また村内の祝儀、不祝儀ともに取扱者を定めて儉約を行ひ、一村立直しに精進することとした。

一、同村一村取直しの主意に感じ、村民一同各々衣類諸道具、米穀賣拂代金別帳の通り、その總計金百九拾六兩貳朱(金貨換算三千九百貳拾貳圓五拾錢)を差出して、仕法金に加ふることを申出た。

一、同村二村協議の上、田畑手入、新田地直し等は勿論、晝夜農事に出精した。また相互助合にて屋

根替、小屋掛等まで出来した。村民中最も富める勘右衛門は、今回は代人を出さないうで自分で出席し、深切に周旋した。

一、同村堰筋、本田新田共に堰浚をなさんとて、休日等を利用して着手した所、隣村鬼柳村の者が聞きつけ、一同にて馳付助力したので、意外に進捗した。西大井の村民は之に感じて、爾來洪水、火災等も村より何にても持合せ急事に應ずることとなり、兩村の親睦、恰も一村の如くになつた。

一、同村の勘右衛門、勘藏、其次郎、吉藏等其他生活の餘裕ある者ども、村内並に他村へ貸付けたる金錢、總て利子附であつたが、今回御仕法に感じて、無利五ヶ年賦、或は七ヶ年賦に譲り、且勘右衛門は百兩、勘藏貳拾五兩といふ手元有金を、村仕法金中へ無利息にて推譲した。(註、この項金額は他の書類より挿入)

一、領主より川普請、開發等を行はるゝ恩に報ゆる爲、洪水用意として石坪を休日に集め置くこと。

(註、洪水の際堤防破壞防止の爲、平素石を拾ひ坪積にして圍ひ置くものである)

一、同村内耕作出精人入札を行ふこと。

一、同村眞福寺住僧は、報徳の道に隨喜し、二宮先生御滞在地たる塔の澤までも出頭し、村の公益に益したき旨申出で、また村内住民にも議し、寺徳の寄附米、衣類等賣拂ひ、報徳加入金として差出し、萬事誠意を以て取計らひ、趣法帳をも差出した。

一、鬼柳村 は名主の儀左衛門が藩の金を借用して返済が延引し、行方不明の状況にて村民の負擔となつたもの大凡千兩、村内公私の借財貳千金にも及んで、全く當惑して居た所、西大井の爲八郎が相談に預り、組頭の斧右衛門、百姓代の源太郎村内の主たる者協議の上、西大井村同様、竹松、曾比等二宮先生御出張の所へ參集し、教諭の講話を聞いて大に感じ、從來村民の話題に、儀左衛門の大借さへなければ普通の村なるがと稱へつゝあつたが、儀左衛門を取直して處理法を講ずるを良法とする旨協議するに至つた。

一、同村は天保九年に、衣類諸道具、米麥賣拂金三百兩を集め、取扱奉行に差出し、又去春、口々總計六百六拾兩の返済金中へ、斧右衛門より金百兩差出し處理を願度旨申出たが、爾後八年間に右六百六拾兩は別當の通り衣類諸道具賣拂、勤儉精勵を以て返納すべき旨申出た。

一、同村の清源寺の住職は、村内の仕法に感心し、自分の除地、年貢地共作徳米は仕法金に差出す旨申出で、自らは託鉢にて生活して居た。依て村民は、銘々休日又は社寺參詣の日を以て薪を伐り同寺へ寄進した。

一、金子村 名主若三郎は、報徳の御趣意に感じ、西大井の爲八郎と協議し、村内組頭市左衛門其他有志者と協議の上、大村にて夫々住居も隔り居れば、全部結束は困難であらうかと憂慮したが、一同の人氣一致し、西大井村同様仕法の道に邁進せんことを協議し、家株分限帳、作徳米の分、貧富

の差別なく、公金借用分は勿論、公私の借財皆済の決心を以て、日夜精勵、仕法取扱人を定めて督勵することゝなつた。

一、同村も耕作出精人の投票を行つた。

一、同村民は報徳仕法に感じ、衣類諸道具、米穀賣拂、精勵の上加入金七拾五兩を差出した。

一、金手村 は村債上納延滞し、前名主郡治、借財多額に上り、據なく村方引受となりたるも、返済方法なく、屢々督責の上、天保九年金百三拾兩納入、憐愍を嘆願しつゝあつたが、村内重立たるもの、二宮先生御出張先へ参り、致諭を受け、報徳の道に感激し、名主郡治大借ゆゑ餘儀なく家屋賣拂、村方も人氣緊張し、従來の不心得を改め、舉村一致、家株いへかぶぶんげんちやう分限帳、作徳米調等貧富の差別なく、差出し借財償還の方途を進め、村内吉凶の費用節約、舉村一致晝夜精勵することゝなつた。

一、同村梅右衛門、三郎兵衛、平右衛門、其外有志者の貸付金、従來利附の處、無利息五ヶ年賦とし、且助成米を差出し、耕作出精人入札を行つた。

一、中里村 名主治郎左衛門、藩政の御趣意を心得、工夫を凝しつゝあつたが、報徳の教に感服し借財を償還し、更に村内へ報徳仕法實行の協議を進め、各々衣類諸道具、米穀賣拂、加入金七拾兩まで追々差出すことゝした。去冬當座手當金百兩を拜借し、これに加へて、人選投票の上貸渡した所、一同感激擧つて出精し、去冬の如きは年取米を積みたるものも出で、農業の暇には、沓、草鞋、日

雇稼等晝夜となく精勵し、勤儉の行顯はれ、元恕金差出壹兩壹分餘に及んだ。

一、同村堰筋改修のため、村内一同出勤した。

一、同村拜借金上納に就ては、拾ヶ年の間四拾兩宛、必死の力を以て納むることゝし、既に天保十一年まで三ヶ年分滞なく納入した。

一、酒匂村の名主新左衛門は、村方取直し方法として報徳仕法に感服し、所有田畑の内福浦村浦右衛門へ賣渡し、代金貳百兩を以て村内出精奇特人入札の上貸渡たる所、格外に人氣緊張し、次で夫冬當座手當金五拾兩を拜借したるを以て、更にこの人選貸付をなしたるが、村内報徳の風起り、一村擧つて仕法を懇願し、加入金或は元恕金等の差出し金合計貳百六拾參兩參朱錢六拾九貫五百七拾八文に達した。

一、同村は春季の勞務なく、借財にて日を送り、酒匂川さかたにの川越の時節を俟つ状態であつたが、報徳の教を聞き一日を忽にすることの不都合を悟り、吉凶冗費を節し、晝夜繩、草鞋、貸日雇其他に精勵し、この頃までには總計金百六拾兩許の積立をなし、川越人夫かほごゑにんぶの人氣も改善せられたといふ次第で、報徳の教の有り難さを感じて居る。

一、同村田地中、配水の便困難なるものがあつたが、村内協議の上新堰路二百間を造り、其他浚渫等にも盡力し、道路を修ひ、老人も從來見聞せざる迄に便利となつて喜んだ。



一、高田村、別堀村 は從來人氣不揃であつたが、中里村名主治郎左衛門が名主を兼ね、村民全部に報徳仕法の道を行ひたいと、一村の人氣緊張し、書類を作り、上納金を差出し、年々貳拾五兩宛返納の儀も決した。

一、同村民一同衣類諸道具諸色賣拂ひ、勤儉の餘報徳金六兩餘を加入した。

一、同村田地中の冷堰筋は、例年手入も怠り勝て、菰生ひ茂り、水路宜しくなかつたが、凡そ十七八町程の間、残らず堰浚が出来た。

一、下堀村 も一村擧つて報徳仕法を懇願し、衣類諸道具米穀賣拂、加入金拾兩錢二百文差出した。

一、曾我別所村 百姓市太郎は報徳金拜借に行違を生じ、天保十一年春、竹松村先生出張先へ、村役人并村民等出頭し、數度教諭を受けたるを以て、人氣緊張し、是非共報徳仕法を願ひ度しと決議し、中里村名主治郎左衛門、西大井村組頭爲八郎、酒匂村名主新左衛門等も立會ひ、上納金返納を決意し、同年中に三百兩を調べて皆済したいと申出たが、貧民多くして充分人氣の一致を得ないので、兎に角金子を調達することゝし、一村精勵を以て竹木、衣類諸道具、繩、沓、草鞋、大工木挽、その外賃日雇、米麥賣拂代金を以て三百兩調集し、報徳加入金帳と共に差出した。

一、西大友村 は御仕法を有り難き事と思ひ込み、是非實施をと希望の上、別帳の通り金拾三兩報徳加入金を差出した。

一、下新田村 は西大友村同様報徳仕法を懇願し、家株分限帳並報徳加入金六兩壹朱錢百八文差出した。

一、矢作村 名主星崎宇右衛門も右同様一村仕法を懇願し、報徳加入金四拾兩餘を差出す旨にて内金貳拾兩を納入した。

一、兩牛島村 は天保九年以來、村内有志報徳の教を聞き、組頭半助は貸付金残らず善種金に加入申出、役員始め村民共よりも願出で、一村一致にて衣類賣拂ひ加入金に差出し、諸調書を作り懇願した。當十二年正月より二月迄は毎夜別に繩一房づつ作り出し、千四百房に達し、其他山稼、月掛等も行つて居る。

一、宮の臺村 一同出精の儀は言ふまでもなく、一統分限を守り、衣類諸道具代等を加入し、御仕法を歎願して居る。

一、同村當二月より一同女子兒童に至るまで惣精勵にて麥作手入、并に惣反別を耕作し、身分相應の者より辨當を供し、中位以下のものゝ爲に豈人に付麥二升、白米一升づつを給與したが、その醸出米金は麥五俵壹斗六升、白米四斗九升、金三步一朱、錢二百文となつた。

一、同村昨年より當正月まで、難澁人本家五軒分の屋根替を行つた、葺草は村民一同にて刈取り、竹木は淨蓮院より残らず給與、家根作賃は、源治始め有志より醸出した。

一、同村、昨年利兵衛後家方より出火し、隣家直右衛門も類焼し、村内一同心痛、助勢方法を講じ、萱は村民一同刈取り、復興したが、後家などにて力作し難きものは應分の代料を醸出した。

一、同村淨蓮院所有地中二反歩の所、租税は同院の負擔にて、檀中の困難の者を選び、開墾の上、作りにする様にとて差出されてあるが、昨年より村民一同にて開拓して困窮人取立に用ふることゝなつた。

一、同村源治所有地所の内、反別五反歩、租税は同人負擔にて差出し、當春出精奇特人入札の上作取りにすることゝなつたが、壹番札より五番まで、善右衛門、平右衛門、甚左衛門、左内、忠藏後家の五人に、各々一反歩宛と定まつた。

一、同村内昨年より協議の上薪月掛まきつきかけを行ひ、馬持うまもちは貳百四十八文、歩行者は百貳拾四文、後家は七拾貳文とし、山稼をなさざるものは相當代品の積立を行ひ、薪は廣く入札せしめ、餘分を生じたる時は預り置き追て割戻さしめ、村内極難者貳拾壹人に對しては、壹人につき白米一升宛源治より給與し、若し白米不用の場合は代料を除き置き、年末に到り之を交付することゝした。

昨天保十一年には、右月掛錢にて村借貳拾兩餘残らず返納し、その餘分は年末大晦日に到り夫々へ割戻したが、壹人前錢七百文位宛となり、村民一同大慶びであつた。

一、同村當春清六と稱する者、取有田地九反許り、まさ抜きとて田地の床土を抜取る爲に、人足兩三

人を雇ふて取掛つたが、村民打寄り多人數にて早速出來したので、清六より一人に貳百文宛合計金拾壹貫三百文差出した所、多くは辭退したけれども、極難の者計り貳貫七百四十八文を請取つた。斯の如き事情にて田普請も余人の迷惑とて見合せられて居たが、源治方で内々まさ抜中、村民聞つけ是また多人數にて暫時の間に出來した。

一、金井嶋村 昨年以來の御趣意に基き、村内の狀況に拘らず有志の奮勵を以て勤儉精進をして居たが、村民一同之に感じ、舉村一致となり、去十一年の作徳米中五百俵、貧富の別なくその内より一升二升にても差出すことを決し、日々奇持者輩出したので、その調査も煩雜にて帳簿も出來兼ねる程であつた。家根替は三拾軒許り、名主五郎左衛門、六兵衛、平八、彌五右衛門等より金貳兩調達し、世帯主へは鍬鎌の類、青年へは袴天、腹掛、襦袢、手拭の類を入選によつて賞與とした。其他當選者に對して給與したが、未だ取調が出來て居ない。家根替した人名は、本家は勘兵衛、善六、皆右衛門、豊治、灰小屋は七右衛門、忠左衛門、幾藏、庄左衛門、竹治、灰小屋新造は善兵衛、喜内、新築本家一軒藤右衛門、厩壹軒佐次右衛門である。この葺草は名主八郎右衛門、組頭金右衛門、百姓代宇兵衛より有り合せの藁を寄贈し、人足は一同の助勢である。尤も其日稼のものへは日雇賃として金右衛門、宇兵衛より遣した。右の内藤右衛門は新築の事故、大工井用材代は金右衛門より貸付といふ名儀にて取扱ひ、大工酒代等も金右衛門、宇兵衛兩人にて取計つた。

一、同村當春麥作手入も村惣出にて六日間に終了し、晝食は名主八郎右衛門、組頭金右衛門、百姓代宇兵衛、百姓平兵衛より炊出しを行つた。

この外堰浚等にも一同三日惣出にて出精した。近時排水等も極めて良好である。

一、同村は昨年二月より月掛を行ひ、毎月一度づつ山稼に出で、馬持は貳百四十八文より三百文、歩行は百文と定め、その時々代料を積立、八左衛門、金右衛門、宇兵衛三人の庭々を預り受取り置き日掛繩は軒別一房づつ順番にて集めることゝした。

一、下吉田島村 組頭六郎右衛門は、一昨天保十年野州表迄も出頭し、報徳仕法の實行に努力したが、村民多衆は懦弱に流れ一致しなかつたところ、昨年来人氣進み、當春には衣服諸道具も賣拂ひ、加入金にと差出し、月掛、日掛け等も怠らず出精し、當節は青年迄夜業に心掛ける様になつた。

一、同村の曾比境から凡そ四五町の間道路悪しく、通行困難なる爲め、役人どもは修理したしと心掛けて居たが、當三月三日の休日に、部屋住の青年一同普請に取掛つた。村役人は之を見出して奇特な行爲に感じ酒代にもとて金壹步貳朱、外に名主より金壹步、長藏より貳朱、都合三步遣した所、厚く辭退をしたが、強て之を贈與した所、協議の上この内貳朱辨當代として受取り、残り貳步貳朱は報徳金に加入した。

一、同村の武永田堰、牛嶋、境堰とも、當年は案外によく浚はれ、老人等も未だ覺えざる程好き共態

なりと言つて居た。

一、同村従來青年には「若者わかものつぎあひ附合」といふ仲間があり、この仲間に入れば多くは悪風に浸染したので村内迷惑に感じて居たが、近時はこの仲間に入れば却つて良風に化せられるといふ様になつた。

一、上吉田島村 この村も下吉田嶋と同じく人氣緊張し、堰渡より勤儉にも出精、有志より金五兩差出し、難澁人借財返済方に振向け、薪の月掛も行はれて居る。

一、千津嶋村 この村も一同緊張し、二月より月掛を始め、夫々身分に割當て差出して居る。同村組頭久藏は村内に仕法の行はれんことを望み、昨年より難澁人の爲に、灰小屋、木小屋都合十四軒取締つた、葦草及手附賃は村内一同より助成し、竹木代錢は久藏より支出することゝなつた、また久藏は困窮人の爲に時々農具を調へ遣した所、其後夫々代金を返済したが、當年も同様調へ遣すといふことである。

一、同村村方耕作出精人に對し、鎌にても賞與したしと、代金貳兩分鍛冶屋に注文し代金を渡して置いたが、案外低廉に出來たといふ。

一、今井村 この村は井田村の名主彦右衛門が兼ねて居るが、名主始、組頭長左衛門、其他役人及び世話人共、一村立直しを熱願し、村民一同の日掛、月掛其他一般に出精の状況も見えて來た。この村は元來難村であつて、別段不用の品を所有して居るのでもないから、組頭長左衛門は先づ衣類

其他些少ながら賣拂ひ、村内仕法の加入金に差出した。

一、同村内の開發、並堰浚等の節、百姓代甚右衛門より、二日間の辨當を差出した。

一、狩野村 是一同といふまでには至らないが、組頭宅左衛門始め村民十一人、昨年より厚く報徳仕法を念願し、日掛、月掛又は繩、草鞋、馬沓、或は少分ながらも衣類其外不用品賣拂、何れも中沼村田造に依頼して仕法取計方を懇望して居る。

一、猿山村 狩野村同様にて一村一同とは行かないが、百姓徳次郎始め外十七人、一昨天保十年以來協議しつゝあるは、元來困窮難澁人である所へ、天保四年同七年の凶作によつて<sup>はた</sup>磔と行詰り、其日くの不足を借財にて追ひ送り、中沼村田造より借用又は格別の助成にて、質入の山林、畑約二町歩分開發、右場所より昨年は芋貳百貳拾俵を收穫したので、少分ながら不用品賣拂代金を加へて仕法金に差出した。

一、中ノ名村 この村は昨年春以來、組頭六兵衛始め、役人共にて種々の方法を講じ、一村分限取調帳をも差出して工夫したけれども、年來極難の村であるから、第一今日の食糧にも差支、百計盡き、一村手を拱みて杲然として如何にすべきかと迷ひ居る所へ、天保七年以來益々行詰つたので、一度は廻國願禮にでも出かける様子も見えたが、是非とも御趣旨に<sup>すが</sup>従つて仕法を願ひ度いと懇願し、先づ次の通り方法を講じた。

閏正月から朔日十五日兩日に、毎戸錢五百文づつ即ち一軒一ヶ月壹貫文積立て、鍛冶屋太右衛門方へ預け、この者より請拂をすることゝし、若し積立の滞る者あらば村内の交際を絶つことゝした。

三月に至るまで一人も延滞はなかつた。尤も吉左衛門は先月熱氣を病んだので貳百四拾八文不足したが、病氣故餘儀なき事とし、其後山稼、後家までも其賣拂たる分を同村醫師玄甫の俸玄碩へ預けたといふことである。

一、同村鍛冶屋長吉といふもの、昨十一年四月馬持の者へ鎌二枚、歩行の者へ壹枚づつ、圓通寺村とも合計貳拾參枚調製して遣した。今年は三月中に前年同様差出したと言つて居る。

一、圓通寺村 ち中ノ名村同様にて、別段替つた事はないが劣らぬ努力をして居る。

一、小市村 は名主甚左衛門、並に村民傳八兩人、昨年以來村方取直しの儀を深く懇望し、小村ではあるが追々難村になつて來たから、是非復興したいと申出で、金三兩の加入を願出た。

以上は西大井村の爲八郎と、鬼柳村の斧右衛門とが、小田原領内に於ける仕法懇望の熱意と、村民自發の村政取直しに一路進み出でつゝある實情を見聞して、之を報告した概要である。この書類は天保十二年三月に認められ、その四月に二宮先生の許に届いたものである。この一冊の内容は、推譲とか奉仕とか幾つもある美談であるが、十一萬三千石一帯に、同一の様式で競ひ起つた所に感化の力が輝く。



ハ 西大井村の仕法 西大井村の仕法は曾比竹松二村の仕法成績の顯著なるに驚き、自村の窮状を匡救する道は報徳仕法の他になきことを自覺し、村役人が先じて自覺し、村民が之に賛同したことは、前項概況の通りであるが、組頭爲八郎が中心人物として、村内に於ける指導者として拔擢であつたことが大に力あることである。

村民一同感激して加入金百九拾六兩貳朱を差出し、勘右衛門、勘藏等が貸付金を無利息加入金に振替、誠意を以て一村建直しに努力し、衣類道具を賣拂、日雇稼、山稼、夜業等に精勤し、村内道路橋梁用排水修造川普請等に共力した。この成績を上申して天保十一年四月仕法を懇願した。

先生はその行動に感じ、戸數、村高、各戸の分限、天保九年下付の御手許金の始末、頼母子講、困窮人狀況、荒地又は再發地、借財并資産等村民の現状調査を命じた。

西大井村は高四百七十一石餘、田畑五拾八町餘、家數六十一軒、公金拜借四百七拾八兩餘、村内貸借六百四拾三兩餘、村外負債四百四拾七兩餘、其他を合せて總計金壹千五百六拾五兩であつた。更に愈々仕法取扱開始の際は、千六百五拾兩三分貳朱餘の拜借となつて居る。

村民の感激行動は寧ろ異常と稱すべきであつた。四月出精奇特人表彰入札を行つた。六十一軒申村役人及び有志三十二軒、出稼奉公人十三軒を除き、十六軒に就て行つた。

これに先き立ち、天保十一年十月頃より、村民の推讓行動は誠に著しきものであつた。

この村に眞福寺といふ菩提寺があつた。一村仕法の外に道なきことを心附いて居つたが、社堂修葺の節の借財元利五拾兩餘となり困窮の上、二宮先生へ懇願したる所、寺附の亀田立直し方法を以て解決の道を立てられ、感服の上、村内より例年差出す糯米一俵、賣捌代金を仕法加入金に差出した。

村民が現金、薪、米、竹、杉、檜、繩、草鞋其他を以て報徳加入金とし差出したのが勘右衛門百五拾三兩餘、勝藏三百五拾兩餘、市郎左衛門百五拾貳兩餘、園右衛門百四拾三兩餘、和吉七拾八兩餘、吉藏七拾壹兩餘、右衛門四拾五兩餘、爲八郎四拾六兩餘、新藏三拾五兩餘、眞福寺三拾壹兩、榮次郎拾七兩、音右衛門後家四兩餘、彌吉四兩餘、龜五郎四兩餘、梅次郎三兩餘、忠左衛門三兩餘、平次郎三兩餘、以下三拾四人、總計金千四百兩餘となつた。この中には巖八巖、長持壹棹、女帯一筋などといふのがある。

千六百五拾兩餘の負債の所へ、千四百兩餘の加入金があつて、之を無利息年賦償還とすれば貳百五拾兩餘の不足である。人選入札其他の費用も入用であるから、二宮先生はこの感激行爲に對し、大に感服し、金參百兩を仕法年限中無利息貸付を以て助成せられた。

爾來第二年に入るに従つて益々感激の行動が表はれた。酒<sup>カモト</sup>川堤洪水期入用の石拾ひ、用排水浚渫惡水拔等を行つた所、人夫は期せずして早勤にて集り、また報徳加入金の差出方には、一村勤儉に努め、六十五歳の老婆も、十六歳の少年も、娘も下女も、身廻り品を賣却して差出した。上大井の大宮

別當は、氏神三島明神へ年々差出す初穂を辭退した所、村民は却つて倍額を奉納した。別當圓泉坊は驚いて全部米壹俵四升を加入金に差出した。眞福寺の孝道法印も同様糯米一俵を差出した。爲八郎は麻上下、夏合羽、單袴、綿入等を三分貳朱で賣つて差出した所、その老母は白木綿一反、その養子は單物、襦袢、娘は白木綿一反を差出し、下女こんも仕着せ白木綿一反を差出した。村民一同草一駄、草鞋等何れも特別の勤儉によつて加入金返納金合して百九拾五兩餘に上り、第三年には加入金返納金合して百四拾六兩餘第四年には殘金貳百四拾九兩餘第五年乃至第七年に到つて完了するのである。

第三年即ち天保十三年は先生幕府登用の年であるが、西大井の仕法はこの年高潮に達し、道路、川掘、川除、石拾ひ等によつて用悪水の灌漑排水及び耕作交通の利便、水害防禦準備等を一村一致の行動で取りかゝつた所、近隣より聞き及び、鬼柳村、金子村、曾比村、金手村、桑原村、西大友村、成田村などの仕法村より助成に來り、一村の道路用悪水等完全に修理することを得た。その人夫千三百十七人と數へらる。

また更に一段と前者より廣範圍なる勞力推讓の例がある。それは上流金子より、下流鬼柳まで、三ヶ村に亙る悪水があつた爲、年々困却して居たので、之を完全に本流酒匂川さかづきに落す工事に取りかゝつた。その延長千四百四十二間である。この工事の爲に關係三ヶ村は下男まで總出にて出勤したが、之を聞き傳へた仕法地域の村民は争うて來り助け、二月廿二日より廿五日まで、集りたるもの三十五ヶ

村、人夫二千六百八十五人に及んだ。穀徳仕法の結果推譲の風の興つたのは斯の通りである。

其他、西大井村の仕法と相闘聯して、隣接村鬼柳の仕法も進んだ。その状況は指導者が爲八郎であるから、西大井と大同小異である。この結果として天保十三年に西大友にも陰かに仕法の氣風發生したが、同村は東三十三ヶ村の選舉によつて定まるから別に之を叙述する。

富士山麓の御殿場、その東方現今の小山町宇藤曲等の仕法中にも種々感激の行動が見ゆる。

藤曲は逸早く仕法開始を懇願し、熱誠に教旨を遵奉し實踐した爲に、天保十一年の正月に仕法が始まり、この村の名主平四郎は誠實に教を遵奉し村民を指導した。されば西大井の條下に掲げた様な行動は寧ろ藤曲の事實が先例ともいひ得る。御殿場は同年三月に始まり、山中忠助、名主平右衛門等大に努力した。下新田の仕法書、藤曲の仕法書、御殿場の仕法書等は、村民を指導せられた教訓書の顯著な事例として有名である。その最も人口に膾炙せるは「日掛繩索帳」と「難村取直相續手段帳」とである。一般の感激を表はした發動的行動の教化力はこの教訓書によつて窺ひ得る。

**五 本家再興の完成** 本家再興の志願は既に第二章に於て述べた如く、十九歳の時の發願である。

本家の殘屋敷、當時竹林となれる白髯社しらひげしゃ、稻荷社の屋舗貳畝歩があつたのを根元とし、先生の努力の淨財を加へて培養し、少額ながら本家の陰徳を積み、善種を蒔て大徳となさんが爲に、或は村内の少年を表彰し、或は窮民を救援した。而して櫻町へ轉居の際には現計金參拾六兩となつて居た。其總額

到底本家再興資源として甚だ少額であるから、直にその目的を達し難きを思ひ、これ全く本家の陰徳消盡し去つて未だ陽徳の到らざるが爲であるとし、之を以て本家の如き状況にある一般社會救援の一助ともならば、その陰徳何時しか積で大をなし、本家再興の完成する日のあるべきことを信じ、先づこの參拾六兩を携へ來つて櫻町の仕法資材に投じたのである。

故に「本家伊右衛門一家再興相續手段帳」は先生が櫻町移轉まで十五ヶ年の記事を以て終りとし、爾後はこの本家再興資金は勿論、一切の資財を投じて櫻町再興手段を講じた爲に、特に本家の仕法金活用の名目は消えるのである。

されば本家再興の完成は、櫻町の仕法第二期の後、小田原領の仕法を講ずるに際し問題となつた。小田原領内一般の仕法に従事せらるゝや、栢山村かやは勿論二宮一族は本家の再興を發願した。曾比竹松の仕法成績の擧るを見て益々切望した。先生も亦若冠の頃よりの願望である。併しながら公には領内の仕法を以て任とするを以て、本家なればとて聊か私意を達せんとするの嫌があつてはならぬ。一般の要求としての栢山村、更にその一部分としての本家再興といふ如き、誠に自然的な順序から來るのでなければ着手し難いのである。是を以て曾比竹松の仕法より、領内仕法欣求の情勢と、栢山村民の切望とに任せて、天保十一年より本家復興の調査を進めた。

天保十一年には本家の遺産を調査したに止めたが、翌十二年の「栢山村二宮本家再興田畑増益取調

帳」によれば、合計反別貳町壹反貳步とあるから、既に再興に着手せられたことが明瞭である。而して翌十三年には三度書更められ、田畑反別三町四反九畝二十五步、内貳畝步を除きて代金貳百八拾八兩壹步貳朱で、その作徳米六十一俵である。弘化三年には四町五畝廿步、嘉永二年には五町壹反七畝十八步、作徳米百六拾七俵三斗九升となつた。この間に天保十三年先生は幕臣となり、弘化三年には小田原の仕法は停廢せられたから、先生が直接土地の購入等に關係することの出來たのは天保十三年以前である。故にその後には於ける約二町步の購入は舍弟三郎左衛門其他栢山村かやまの報徳世話人の手を経たものであらう。

弘化三年小田原仕法撤廢の令が下つたけれども、本家再興は先生幼少より丹精し來つたことでもあり、本來仕法金が本家再興より出發したる因縁もあつて、本家再興の完成は先生が畢世の任務の一つである。故に撤廢の令があつたに拘らず、本家、三郎左衛門、増五郎等二三親族關係の分に限り、仕法を繼續することを願ひ出で、大久保家も之を許可したのである。

斯くて請戻し又は買入れた田畑合計約五町餘步となつたが、大部分は小作となし、その取扱は常三郎、増五郎等になさしめた。

増五郎は増右衛門の後裔としてその家名を復興すると共に、本家伊右衛門取立の事務を管理せしめ、或は五町餘の田畑購入には、本家再興田畑の收得によつて増益せしめたものもある。斯くして報

徳式に獨立完成が出来れば増五郎は本家の相続人として選ばれる豫約があつたのである。

然るに増五郎管理中に於ける再興資財の收支の結果は、結局十七兩不足といふ不手際であつた。元本は少しも報いられず、却つて負債の姿を残したので、これを如何にすれば可なりやは、先生と親族との間の重要な問題であつた。

嘉永七年本家再興の治定書として作製した「相州足柄上郡栢山村伊右衛門式家株再興田畑作徳取扱方相談書」によれば、當時本家の田畑五町一反五畝十八歩、増右衛門式壹町三畝拾貳歩、合計六町一反九畝歩あつて、その内三町壹反四畝十五歩は増右衛門の相続人たる増五郎の家株とし、残三町壹反四畝拾五歩を本家伊右衛門跡再興資産とし、増五郎相続分は同人の任意の處理に任ずるも、伊右衛門式田畑は、之を別途に備置くことゝした。これは大高を増五郎及びその相続人に自由裁量とすれば、自然と分度を失ひ、先代の如くに再び退轉に及び歎息の外なき場合あるべきを以て、この一種の財團式方法を以て相續永安の方途を講ずることゝした。即仕法書の文句を見れば

「總て誰彼となく、天災水火病難等の場合に難澁するは勿論、或は驕奢、又は怠惰の弊風に流れ、分度を失ひて困窮し、所有の田畑を賣らんとすといへども、その處分さへ容易ならざることもあるべく、又は一時に之を買受くるものありて處理することを得るとも、自然に奢を生じ、終に財を費し退轉にも及び、不孝この上もないことであるから、作徳の儀は土地の善惡、村柄の盛衰に隨ひて

高下あれども、大略年一割と見積り、天災凶荒の節は年送りとし、作徳不足の節は元金に差加へ、十ヶ年迄は三分の二、三十ヶ年より五分助成し、順次助成を大にして六十ヶ年目には全額に及び、村方一般に助成の目的を以て經理すれば、村内一般、國家の潤澤として取立遣はすことが出来、永久萬代不滅の儀、家名相續の本旨である。さてこの三町壹反五畝十三歩の本家の資財を以て、この趣旨を貫徹せんが爲に、常三郎(三郎左衛門)増五郎へ世話を頼み置きたれども、この度よりは親類一同にて世話致し、本家代々供養の爲、永久再潰の憂無き様致し度、若し後年篤實誠意、本家式相續相當の人物出たる時は、親類縁者一同相談の上家株相渡相續致させ、我等幼年より深く心配心掛けた志願を貫徹し、本家再興の基を立て、安心致し度い云々」とあるから、資財の半は増五郎の生活分限とし、残りを栢山始め廣く仕法を行ふ根元として、之を二宮一族の協同管理の下に置く財團として保存せんとしたものである。

一家滅亡の根元はその陰徳消滅の結果である。再興の志願ありといへども相續を得難きを例とする。強て相續せしむるとも、多くは亡滅の迹を履む事情生じて再び衰頹に及ぶ。或は血族斷絶し、或は天災地變生ず、先生はこれを以て二宮一族の爲に無限の陰徳を培養し、廣く社會の衰頹を救援する仕法財團として本家の資財を維持せんとしたのである。

本家の再興は斯くて決定し、増右衛門、三郎左衛門等の復興を合して、大久保家より受取る五千兩



の内壹千兩を割きて之に充てた。

増右衛門は前述の如く田畑壹町六反三畝廿歩であるが、本家再興として復興したのである。

三郎左衛門は、先生の舎弟友吉である。二十八歳にして一族の希望によつて萬兵衛の本家三郎左衛門の養子となり、更めて常三郎と稱し、次で三郎左衛門と改名したが、天保四年櫻町より金六拾兩を借用して、田地壹町四反九畝歩を買入れ、同八年までに金四拾七兩餘を拜借して六反七畝五歩を増した。然れどもその返金容易ならず屢々往來を重ねて、この嘉永七年に一件落着となつたのである。

## 六 小田原領内仕法組織の變更とその撤廢

イ 仕法組合村設置 天保十一年より同十二年に於ける小田原領内の仕法は隆々として振興したが、併し未だ小田原侯の臺所が分度を立てず、隨つて領内一般の仕法資財の根底が確立しなかつた。曾比竹松の如きは先生の管理する僅少の資財に基き、西大井、鬼柳の如きも三百兩の報徳金を提供したに過ぎなかつた。されば領内の仕法は何れもその町村の資力に基き、自給自足の立場より、自力更生する外はなかつた。これは本來報徳仕法の根本原則に基くものであるけれども、領内の仕法進行すれば之を富めりとし、直に増税し、租税の誅求となつたならば、仕法の完了は出来るものではない。何年間かの課税据置の分度が立たねばならぬ。先生が領主の分度確立を要請したのは此所に理由があつた。併しそれは容れられなかつた。

天保十三年、先生は幕府に召さるゝことゝなつた。當時仕法役所の任務としては、仕法上の地方的連絡を保たしめ、私的結合を以て仕法を繼續せんとした。則ち町村が集團的に組合を作り、組合内の相互扶助によつて領内の仕法を完成せんとし、先づ成立したものが東三十三ヶ村の仕法組合であつた。東とは酒匂川より東北をいふ。この三十三ヶ村の會合によつて優良町村を選び、その當選町村が仕法を講ぜられ、その當選町村中に於て出精奇特人を投票し、順次稱譽讚美の風を隆にし、敦厚糾睦の俗を興さんとした。この第一回の町村投票に當選したものは西大友であつた。

併しこれも同年僅に一回にして止まり、二宮先生幕府登用以後は、小田原藩政の方針大變化を來し、この妙法も繼續しなかつた。

□ 小田原藩政と野州論 斯く藩政の意見に變化を來したるは、領主の分度の確定に關する先生の意見と藩政の意見との相違と、藩政の嫉視とより來るもので、先生が幕臣となりたるを以て根本的分度確立問題は消えてしまつたものである。

總て國家財政の根元は、國民の納稅力を基本とする。一般に賦課したる納稅成績さへよければ擔稅力のあるものとするは誤信となる。納稅は命令服従の美風に大なる關係がある。流汗缺食以て納稅したる後は、國民の餘力を缺き、職業上の改善が行はれず、一度凶饉天災に遭へば忽にして流離困憊する。今小田原と野州との意見の相違を回顧すれば、この間に少からざる曲折があつたことを知り得る。

「國家の分度の定まらざる時は仁政の本源が立たない。仁の本立たずして國民を恵まんことを計る、是誠に民を憐むの仁心なきが故である。上仁を唱へて國民を安んずるの道を行ふときは、下民歡喜力耕以て報恩納税を喜ぶ。若し貢税の増加を喜びて民力盡るときは困窮衰亡必至らん、余不肖なりと雖も先君の命を蒙り十有餘年全力を奉げて上下の永安を圖り、君の心を安じ奉らんとした、今日に到つて小田原領内國本確立せず、仁政の本源定まらざるに仕法を行つて斯民を苦め收斂の政を助くるを欲しない、君等下民と接し農間に心を致し、仁政を行はんとして民力向上すれば、課税隨つて増加して遂に收斂の巨たるの實を致すであらう、眞に忠臣の爲すべき所ではない、分度を定めて民力平均の増進を俟ち、分度の向上を自然の發展に俟つにあらざれば、眞の仁政ではない、先君既に亡し給ふ余敢て如何ともするなし」

とて野州に歸つた。鶴澤驚いて之を藩政に告げた。藩政等は過去數百年行ひ來つた財政の方策に、儒者が裏付けした政治の理論を有し、財政不如意となつて赤字を生ずれば、之を一時借入に俟ち、結局民に求むる外はないと信じつゝあるから、評議徒らに決せず、到底藩政の分度を立てるが如き英斷には達しないのである。

然れども領民は既に仕法の妙術たるを認め、全領民は擧つて發業を求め、代表者を櫻町に遣して歎願して止まず、先生之に教ふるに、

「上當局仕法の根本を立てず、藩政改革が行はれざればとて、之を怨恨し之を呪咀する愚をなすべからず、身を修め家を齊ふるは各人の自覺にあり、一家を興し、一邑の艱難を除き、以て孝悌の道を全くする外はない。怠れりとして誰人が來り恵むものぞ、怠けたる報は直にその身に歸り來る」

と、その教誨到らざるなく、席に在るもの皆感涙に咽び、一層切なる願望を發した。故に先生は已むを得ず一村再興の規畫を立て、之を附與した處、村民の丹精とその法則の妙とが着々として實現したので、藩の當局も亦已むを得ずして鶴澤を遣して先生の出張を求め、前に述べたる如く報徳役所の設立計畫をも告げた。先生怫然として役所の設置と仁政の本源との緩急比すべきでないことを論じ、分度立たざれば桶に底なきが如くである。と、然れども鶴澤の持久的努力と、領民の懇望とによつて、曾比竹松に仕法を講じたのである。

斯かる經緯を有した先生と藩政とは、極度に持論を主張して意見を戦はすのではない、藩政は先生の論議を單なる意見となし、野州論と稱し、奇人の綺語として取扱ひ、毫も反省する所なく、却つて民心を煽動するものとさへ毒語するに至つた。然れども、吉野圖書あり、早川茂右衛門あり、三幣又左衛門ある間は、先生は常に重きをなしたるが、吉野、早川逝き、三幣斥けらるゝに及んで遂にまた

如何ともする能はざるに到つた。

ハ 三幣の失脚 三幣又左衛門は、早川茂右衛門等と吉野圖書とに説き、先生を小田原藩士に登用し、櫻町仕法を行はしめた知己である。勇力出群眼光人を射、頗る才智ありて能辯なりと稱せられた。曩に大久保忠貞公先生に櫻町の事を命ずるに當つて力を添へる人物を聞く、先生曰く三幣なりと、即ち君命を受け、仕法の基本を確立した、僅に二年にして三幣年寄職に榮進した、先生野州に在りて之を聞き大息して曰、三幣二年にして野州の管掌を易ふ、三幣また堅く櫻町三邑の復邑を約した、而して今この轉任を見る、これ三幣が我が道を聞いた爲、從來の三幣に非ざるを以てであらうが、櫻町の事もこれより障害生ずべく、三幣一身の上にも亦難事が生ずるであらう、これ最初約束した信義を失ふが爲である。

後櫻町の事障害百出し、また三幣君寵を受け、權威時流を抜き、音物山積、日々の浴湯を沸すに菓子箱にて餘つたと稱せられたが、僅にして過誤を生じ、服部等と共に退けられ、獨り三幣江戸詣として免れた。先生曰、服部、三幣の諸士我が道の形式の一端を學びてその原理を知らず、張り出しれが知慮となして藩政の改革を企てた、これ一に仁道を行ふに非ずして私利である。枝葉の術を以て國家を泰山の安きに置かんとしたものである。才力國中に冠たりと雖も遂に無用の人となり了つた、痛嘆の到である。今三幣一人残れりと雖も亦服部に異ならず、野州に一身を抛たんとして忽然約を變じ

て榮利を喜び、最早廢棄の運命に迫られて居る。この人も無用に歸すれば誰か仁術を施さん、我君の爲に三幣を救はんとするも信の道立たず、我が言を用ふる能はざるを如何せんと。終に出府の上三幣に面會して曰、

「足下、今權威ありといへども風前の燈より危し、何となれば先年改革をなすもの盡く斥けられて居る、足下獨り免れ得る道理がない、元來野州興復の道は我と共に力を致す約であつた、君命に應じて高職に登り、約と信とを棄てた。然れども一身を抛ち忠を盡し、自ら節儉を行ひ、一藩に先立つて艱苦を嘗め、音物の道を斷ち、廉潔正直を以て上下の爲に力を盡さば、君之を信じ、一藩も信賴するであらう、君近時奢侈に流れ功名を貪る、斯くの如くして永きを望むことは出來ない。余今足下の過を改めんことを望むものは懇意の故ではなく、國家の爲に己むを得ないからである。足下請ふ宜しく退職して兩全の道をなせよ。」

と、三幣之に應じて曰、

「足下の言當然の道であるが、我が意は忠道を守る外にはない、君退職を命ずれば元より己むなし、自ら退職を請ふは本意でない」

と、依て先生は、

こがらしに吹殘されし柏葉の、春の雨夜をいかに凌がん

と書き残して去つたが、三幣は終に之を悟ることが出来ないうで、數日にして退職を命ぜられた。三幣大に驚き一朝にして夢醒め、爲す所を知らなかつた。先生國家の爲に三幣を救はざるべからずとて、三幣を訪ひたるが、三幣先日の勸告を用ひざるを悔い、且つ今後の方途につき誨を請うた。

先生曰、

「往事説くべからず、唯聞かんと欲する所は一身の爲に職を奉じたるか君家の爲に奉じたるか」

三幣曰、

「不肖なりと雖も一身を利せんが爲に力を盡すものではない」

先生曰、

「素より然らん、然らば一身過ありて退けられたりとするか、退くるものゝ過とするか」

三幣曰、

「是皆吾が過にして忠勤足らざるが故である、何の怨む所もない」

先生曰、

「素より退くる者の過でなく、足下の過である、足下今日身の過を知らば何故にその過を謝せざるか」

三幣曰、

「過を謝せんとし、其道なし、假令謝したりとも何の益もない」

先生曰、

「元より君侯に向つて謝するの道はなからう、併し謝するの道はないではない、言を以て謝するのではなく、行を以て謝するのである。こゝに道がある、斷然として在職中の奢を改め、衣服器財金銀に至るまで一物を餘さず之を出し、一藩の貧人に贈り、彼等の奉仕の用に當てしめられよ、今や名君上にあり、余が如き不忠を爲す勿れと一言を残し、妻子共に徒步を以て出發し、一物を携へず、一僕を連れずして小田原に歸り、縁者の助力を得て艱苦を盡すがよい、日夜國家を憂ひ、身の過を悔い、而して未だ謝罪の迹足らざるを思はず、誠心必外に顯はれ、隣人必ずこれを稱するであらう、再び眞忠を盡すの時機到らざるを必ずすべきではない。然れどもこの行爲聊かにも名聞の心ある時は、至誠の道また忽にして絶ゆるであらう。誠に謝罪を思ふならば速に之を爲せよ、國家の爲に苦言痛語已むべからざるが爲である」

と、三幣默然として良久しくして曰、

「是容易の事ではない、退て愚案の上行はう」

と、先生大息して去つたが三幣終に道を行ふことが出來ず、家財道具數駄の馬に附し、駕に乗じて小田原に歸つた。然して後活計其道を失ひ、債務山積財物を失ひ、屢々先生の助力を請ひ、終に嗜好の



晩酌にも事缺きたるを以て、先生一日一合の割合を以て、生涯飯泉の酒店より之を届けしめた、時人友誼の厚きを感じ、美談として傳へられた。

二 小田原仕法の撤廢 小田原の仕法は曾比、竹松、三新田、藤曲、御殿場等を始めとし、成績佳良なるを以て遠近語り傳へ、之を範例とし、之を模範村として視察する者多く、感歎涙を流すに到つた。この時に當つて分度を定め國本確立すれば、上下永安の道永く行はれたであらうに、小田原藩政は領民を以て納税の具と心得、藩政を制限して民意に投ずるを愚考とし、特に二宮の教によつて藩政の改革をなさんとする事は、藩の爲政者の體面を失ふと信じ、斷じて之を改むる餘地なしとて用ひなかつた。而して謂へらく、野州論は兎角領民に便にして、藩政に利でない、宜しく二宮直屬の仕法を回收して、藩治の方策として之を行ふべきであるとして、悉く仕法を以て奉行所屬となし、次で東三十三村組合を設け、順次西部より駿東に及ぼんとした。

然れども領民の先生に歸依する實に全功、全能の觀がある。先生の教を受くる間は藩政は事實上如何ともすることが出来ない、茲に於て先生を如何に取扱ふべきかゞ問題となつた。

天保十三年先生が幕府に登用せられたのは、小田原藩より先生を敬遠し、之を幕府に推舉したとも稱せらるゝも、先生は既に江川太郎左衛門の依頼に應じて幕府には噂の種となりたるべく、然らずとも天保七年の凶作以來、廣く救世主の如く傳へられ、天保十三年には上總富津の代官篠田藤四郎より、

領中視察の依頼ありたる程であるから、幕府が新進の人材を求めんとすれば、先生に着眼せざる道理はない、尤も先生を登用するに際し、小田原藩に於て是非必要の人物なるか、それとも幕府に採用するも可なるかとの交渉ありたるべく、その際本人の名譽なれば是非御採用をと挨拶したるならんは當然にて、小田原藩では願つてもない好機として回答したりと考ふべき理由は充分にある。この幕府登用が、仕法撤廢の前車たることは明かである。

先生は天保十三年七月廿二日附を以て水野越前守より召され、十月三日貳拾俵二人扶持を以て御普請役格に召出された。小田原藩の當局は之を先生に傳へた、先生之に對して曰、

「大事である。二十年前君侯野州復興の事を以てし給ひ、漸く再復はしたが未だ全く完成したりといふに至らず、先年小田原の急を救はしめられ、次で遺命あつて野州の法を小田原に移した、復興の本源は定まらないが民間晝夜となく力を盡して居る、今之を廢止すれば數萬の人民道を失ひ再び衰廢に陥るであらう、これ先君の仁政を中廢するものである、今や一意努力の最中に幕命が下つた、故に幕命を固辭したし、君侯よりもその意を致し、領中衰廢復興を二宮に命じ、事業半に至らざるを以て二宮を引移さば、先君以來の業一時に廢するであらう、願はくば領中復興の道大體成就するまで登用を免ぜられたく願出られたい。」

小田原の大夫等曰く、

「汝の誠忠先君の遺志を思ふの心至極尤であるが、一度幕命下らば如何ともし難く、小田原は私事である、之を以て公事を辭すれば却つて忠を缺くにも似て居る、故に當君の爲を思ひて命令を受くべし。」

先生曰、

「然らば小田原の仕法はこれを以て廢せらるゝか。」

大夫曰、

「何ぞ先君以來の事を廢する事が出来よう、汝が勤務の餘暇を以て指揮を得んことを歎願せば許されざることはないであらう、小田原の事は心配するなかれ。」

斯くして命を受け、仕法關係の指導を歎願したが、十月六日小田原の事、櫻町の事共に仕法に關與して差支なきこと、許された。

同年冬先生幕命を受けて印幡沼いんぱなぬまの視察をなし、これ日も足らざる間に、江戸小田原藩邸に於ける報徳掛の人々は交迭退勤して小田原に歸つた。爾來小田原の方面は、奉行鵜澤作右衛門は轉勤し、山崎金吾右衛門のみ残つたが、西大友村の當選した天保十三年を限りとして新しく積極的に進展する模様なく、報徳の掛り役人は從來の仕法の殘務をなすに過ぎなかつた。

當時領民が仕法を欣求することは益々烈しかつた、しかし先生は翌十四年大生郷村おあがらむらの視察後、弘化

元年日光復興仕法雛形に全力を盡し、殆ど小田原を顧みざる暇がなかつたが、領民の慕ひ來るものは日に多く、小田原藩政は終に窮に窮に先生の教を受けるを索じ、許可を受けずして領土を離るべからずと達したけれども容易に止まず、私用と稱し、親戚に至ると稱して先生の門を叩いた。

弘化三年仕法雛形の完成近づく頃、先生はこの雛形によつて小田原領に行はんとし、その二月廿六日より六月廿八日まで、小田原藩政へ交渉する所があつた。先づ雛形出來の歎びと仕法再進捗の照會狀であつた、然るにこれは小田原藩政の意ではなかつた。而も却つて益々禁遏手段に出で、終に弘化三年七月十六日小田原領内仕法「故障有之疊に致置」と達し、先生の許へも之を通告し、銀徳金五千兩の返金をも通知した。先生慨然として歎じて曰、我事斯に到つて極まつた。先君國民を憐み給ふこと子の如く、余をして撫育の事を以てせられた。我一旦命を受けて以來、君の仁澤をして斯民に及ぼし得ざることを恐れ、天地に祈り、鬼神に誓ひ、孜孜として努めたが、當君未だ幼にして斯の事を知り給はず、執政遂に事を過つて道を廢した。然れども何の怨むる所もない、我が誠心が足らざるが爲に回天の事を行ふを得ず、この道の本源たる小田原にこの道を廢した。我れ他にこの道を以て功を顯はす時は、小田原の非を世に傳ふることゝなる、寧ろ一時に道を廢して小田原の心を安んぜんかと、仕法關係諸侯に今後の指導を謝絶した。諸侯曰、天下の良法である、之を廢棄するは小田原の大過である、爾今百年の興復この方法の外にはないと、斯の如く事志と違ひ慨嘆に堪へず、依て先生忠貞公

の墓に参り、合掌流涕して時刻を移した、従者落涙聲を呑んで立つ能はず時を移した。

ホ 仕法撤廢と報徳金返還一件 弘化三年七月十六日「今般報徳之儀御故障之次第有之候に付疊にいたし候之間、村々存寄をも相尋候所、別段異存も無之旨請書も差出候間此度相疊申候、是迄は不通實意之儀不淺忝被存候、依之白銀二百枚相贈候」といふ書狀が、小田原藩より先生の許に遣され、尙口頭を以て報徳金不殘御引渡可被成候趣、江戸詰役率禮三郎太夫、高月六左衛門より達せられた、之に對し、先生は種々の照會をしたが總ては不得要領であつた。この傳達書には從來の勞を謝し報徳金五千餘兩の返却と、謝禮として白銀二百枚を渡す旨が記されてある。

先生は今この大金を受領して直にこれを用ふべき場所もない、本來この報徳金は櫻町領の仕法以來、仕法金、報徳金として取扱はれたものである、その中には先生より進獻した千兩、その千兩は御手元金として小田原救急の際下された、その他小田原領の仕法に活用したのは皆な報徳金である。依て受領すべき限りでないと斷つたが、疊置になつた以上之を返却するに決定したとて強て返却方を傳達して來た。

さて先生は之には當惑した、果して當然之を受領して可なりや否や、現下の身分上如何に之を取扱ふべきかを考へた結果、受領差支なきや否やに付幕府に伺ふことゝなつた、それは同年十二月廿八日の事である。翌弘化四年その伺書の文面を小田原の内閣を受けて差出したが、幕府からは正月二日附

にて「御用筋とは異り相對關係の事であるから、勝手次第に致すべし」との指令があつたので、終に先生は之を受取るべきこととなり、結局その十二月五千百餘兩を受領することとなつた。

然るにこの報徳金の受取方につき又々行惱を生じた、それは一旦引渡すと申越した小田原藩では當時各種の入用があり、嘉永年中の世情變化し、その拂渡に支障を生じ、先生が仕法用途の決定した頃には、小田原では支拂が出来なかつた、嘉永元年より返金の照會は度を重ねたけれども、その要領を得なかつたので、同二年十月十七日に先生は仕法金五千兩の外に取纏め一萬兩として、國防金を獻納せんかとも申出たが、藩は之を拒否し、支拂延期を申出た。爾後再三再四交渉の上、安政三年迄に數回に分割して之を受領しかやま栢山村復興に壹千兩を用ひた外、全部日光御神領の復興等に投じた。この間の往復書状は積んで大冊を成し、三百六十枚の書翰留を残して居る。これを以て小田原領仕法撤廢問題の殘務まで終結したのである。

## 第十一章 相州片岡村並伊勢原附近の仕法

一 片岡並伊勢原の仕法の端緒 天保八年頃より報徳仕法は東日本一帯に渴仰の的となり、漸次全日本に及んだ。即ち櫻町復興の好成績より青木、谷田部、茂木、烏山等に及び更に小田原領に實施せられ、小田原櫻町を中心に四方に流轉した。その小田原を中心としたものに、先づ伊勢原の加藤宗兵衛、片岡の大澤市左衛門、大磯の川崎屋孫右衛門、葦山の多田彌次右衛門等を主とし、浦賀、三崎其他相駿豆に涉つて仕法風をなした。而して仕法の範となり、後世を裨益した隨一は片岡の仕法である。

片岡村は、大澤氏がその中心人物である。大澤氏が報徳の門に入りたるはその親戚加藤宗兵衛の勧誘であり、加藤宗兵衛の報徳に志したるは、小林平兵衛から傳へ聞いたからである。

天保八年先生が駿豆相の凶作地を巡回するや、御野地方御殿場、竈新田、藤曲等一帶の人心は改まり、先生を神の如く欽仰した。而して報徳仕法は一粒一錢の給與をなし、半年一年の貸付を行ふにも、その真心を理解せしむる教化の伴ふを要とする、よつて地方の民は和かに之を會得する、恰も當時流布しつつあつた心學道話に似通つた説明も有つた譯で、心學に親しみつゝありし竈新田の小林平兵衛が、熱心なる信者となつたのは當然である。而して之を先づ心學の同人加藤宗兵衛に傳へ、宗兵衛は

その親戚たる大澤市左衛門に噂した。

大澤市左衛門の長子小才太の妻は加藤宗兵衛の娘である。天保九年正月年始の會合に際し、世間話から自ら時局に及び、近時著しき經濟生活の困難なる所へ、天保七年の大凶作に遭ひ、愈々困窮するに至つた事情、これを如何にして救濟せんかとの問題は、話題の重點であつた。この時加藤宗兵衛は小田原領に於ける報徳仕法、二宮先生の盛名を小林平兵衛より聞くがまゝに物語り、無利息金貸付を受ければ、片岡村の困窮は救はれるであらうといふことであつた。

加藤宗兵衛には大澤氏の一村衰弊よりも急なる問題があつた、それは弟爲藏の相續一件と大磯川崎屋の打毀一件であつた、これに就ても親族の相談では圓滿解決の方案がなかつた、平兵衛はこれも二宮先生の指導を受ける様に勧めた様である。

天保九年四月十日、小林、加藤、大澤父子、眞田村の上野等數人同行して先生を訪問したと傳ふる、この人等がこの日出頭したことは日記にも見えず、仕法書にもない、然れども加藤宗兵衛より差出した「報徳金加入取調帳」には、天保九年四月とあつて、その内容は川崎屋の改悛並に再興の爲に、その妹たる宗兵衛の妻が、賣却したる女物賣捌之事といふが第一に掲げられ、次で宗兵衛の所有物たるか男物賣捌之事が記録せられ、川崎屋一件の詳細なる経過を附記し、川崎屋より持参したる衣類並に宗兵衛の所有品を賣拂つて、總計金百三兩餘を川崎屋再興の資に差出さんとする旨が述べてある、これ明かに



加藤は報徳式指導を受けた證據である。

加藤は弟爲藏の養子一件と大磯一件を詳細に物語り、指導を受けた。孫右衛門は目下入牢中である、一家は正に廢滅に歸するから、これが救済の仕法をと懇願した、これに對し孫右衛門がそれ程の困難に遭ふのは、その依て來る原因がなくてはならぬ、瓜の種子を蒔けば瓜が生え、茄子の種子を蒔けば茄子の實のる世の中である、善を蒔けば善が生え、惡を蒔けば惡の生える道理で、川崎屋が善の種を蒔くことの出來ない入牢中であるから、その妹たる宗兵衛の妻が持參したる衣類を賣り、川崎屋再興の資金に供し、その陰徳によつて孫右衛門の改悛出獄を早くする方途を講ずべきであるといふことであつた。

この指導は忽ち的中し、その五月に孫右衛門は出獄した。別に川崎屋の條下に述ぶる如く曲折はあるが孫右衛門の改悛も見え、宗兵衛は非常に先生を尊敬し、同年八月十六日小田原に先生を訪問し之を報告した。

宗兵衛の報徳に心を傾けつゝある時、その婿たる大澤小才太等が之に引附られるは自然であつて、同年八月廿六日の日記に小才太の到着が録せられてある。到着したといふのは少くとも既に面會が終つて居るものと思はれるも、現量鏡によれば教を受けたのは「九月中」とあるから、一村取直しに關する指導は天保九年九月と認むべきである。

大澤氏の面謁は片岡村の復興である。片岡村は現今の神奈川縣中郡金目村字片岡であつて、旗本高井氏の領土に屬し、大澤氏はその割元名主であつた。この地方一帯の大勢は衰頹しつゝあつた所へ、天保兩度の饑饉の爲に非常な打撃を受けた。もと戸數五十七軒の所、八軒退轉し、現在四十九軒中、無難なる地所持十六軒、生活困難なるもの二十二軒、老衰其他の極難者十一軒といふ悲惨な状態であつた。

本來村高七百二十八石餘、反別にして六十七町九段餘である。この中に於て大澤氏は他村に所有する越高を合して三百十四石餘、反別二十九町餘、即ち約四割三分の持高である。片岡村の總高を當時の現住戸數に割當つれば、一軒平均十四石八斗六升であつて、大澤氏の持高は正に二十一軒分である。而して大澤氏の小作地より納入する年貢米年々滯納多く、十ヶ年平均して毎年八百九十四俵中未進百八十六俵に達し、一村の窮乏甚しく、退轉者尙多からんとする有様であつた。

先生はこの情勢を聞き大澤氏の村内に於ける地位より推し、一村の復興は一に先づ大地主の決心にあり、我等目下小田原領内の復興に全力を盡し、他を顧みる暇なきを以て、片岡村の仕法を講ずる餘裕はないと斷つたが、大澤氏は強て指導を懇望したので、加藤宗兵衛に諭した如く、片岡村の衰頹はその依て來る原因がなくてはならぬ、何となれば米を蒔けば米が生え、瓜の種子を蒔けば瓜が生じ、茄子の種子を蒔けば茄子の實のる世の中であるから、因縁因果の道理は過たず輪廻する、この理は見

れども見えず、聞けども聞えない様であるが、誠に明かに見えて居る。されば

「衰貧の到る必ず根元がある、富有となるも亦必ず出づる源がある。堯舜の代四海泰平で萬民その途を得て居たといふが、聖人の代だからとて日月が光を増したのではない、土地廣きを加へたのではない、天から金銀を雨の如く降らせたのではない、地から財寶が湧出したのではない。また夏の桀王とか殷の紂王とか往昔暴政が行はれ四海混亂し、萬民塗炭に陥つた時でも、日月が光を減したのではない、土地が俄かに狭くなつたのではない、田畑に百穀が生じなくなつたのではない、山川財利を出さないのではない、而して貧富禍福、盛衰安危の同じくはないのは何故か、それは道の盛衰があるからである、何となれば、道の盛なる時は國家富榮へ、道の衰ふる時は國家が衰廢するのである。

然らば道といふのは何であるか、道といふのは人道のことである、人道といふのは何であるか、相協力し一圓融合を以て生養し、救助するの道をいふ。故に古の明君は君民を以て一體とし、苦樂を俱にし、憂ひと歡びとを同じくし、相扶け、相養ふの道盛に行はれる。故に才は不才を養ひ、能は不能を憐み、貴者は賤者を撫し、富者は貧者を賑はし、有無相通じ、國中一家の如くである。是即ち國家富榮を致すの本源であつて、譬ば天地陰陽相和して萬物生ずるが如くである。

この道衰るや君民相離れ、上下利を争ひ、富者は財貨を貧者に貸附け富の力を以て利を掠奪し、

利益あれば以て驕奢安逸を恣にし、貧者は自ら窮乏に陥りて爲す力なしとして富者を羨恨し、困乏窮迫の餘徒に怠惰を以て歲月を浪費し、甚しきに至つて父子兄弟といへども利益の爲には頓着なく力爭<sup>かんしよ</sup>噉食<sup>しよ</sup>して相攻奪する如くである。これ即ち人道の衰極であつて、國家頹廢の根元である。

一村一家の興復もこの道理は同じである。その本源を明かにし、衰貧の根を斷ち、富盛の源を聞くことに勤めなければ、村柄立直ることは決してない、古語に『有<sup>レ</sup>國有<sup>レ</sup>家者、不<sup>レ</sup>患<sup>レ</sup>寡而患<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>均、不<sup>レ</sup>患<sup>レ</sup>貧而患<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>安。』とある。片岡村は高七百貳拾八石三斗四升壹合であるから、當時家數四拾九軒で、一軒につき高拾四石八斗六升四合がその平均である、是即ち天命片岡村民の力である、これより少きものは貧にして、力を以て財寶を生ずるの徳おのづから備はり、これより多きものは富にして物を恵むの徳自ら備はる。これ即ち天理自然である、この故に村内の主なるものは分内を讓つて相互に助け合ひ、貧苦に悩むものゝ生活を助勢し、村内一同の取直しを行ふ外に道はあるまい。一

(元候文―意譯)

とて、天地人三才報徳の道理に及びたれば、一同感激直に臍を固めて歸つた。

二 片岡村仕法の進展と家株永安相續趣法議定書 報徳の教に肝銘を受けた大澤父子は、歸宅早々

善種の推讓に取りかゝつた。それは村民に餘力がなければ國力衰廢する様に、小作人の實力養成が先づ一村復興の根元であるといふので、一村平均富力以下の多數村民の實力引上運動としての推讓を開

始したのである。即ち金百七拾兩を善種培養の土臺金として加入し、親族一統の困窮救助は大澤家の責任として、田地壹町壹反六畝廿九歩を無年貢にて貸渡し、この助成によつて起返らしめんとするのである。併し親族の困難はこれを以て終了しないから、他借金百六拾兩、其他を加へて三百九拾壹兩餘を得、その内より百六拾兩を小田原報徳仕法金中加入し、眞田村上野七兵衛へ金百兩餘を助成貸付とした、斯くて一族親戚の當面の急務は結了した。

これと同時に村民中より出精奇特人入札を行ひ、その賞として、一番札に田地壹町歩、二番札に七反歩、三番札に五反歩、四番札に三反歩、五番札に二反歩の無年貢を以て地所を貸付けた。この土地は大澤家の所有田であるから、領主に對しては大澤氏之を負擔し、耕作者は二年間作取りとなるものである。

更に入選以外の多數の村民にして、一層困窮に陥りたるもの少くない、これ等の窮民中には容易に入選し得ない連中が多く、常に窮乏を極めて居る、隨つて僅少の物件を高利の質に入れ、高札の無盡賴母子に窮迫を重ねて居る。片岡村民が、隣村長持村の八左衛門方へ質入したるもの約百五拾點に及んで居る。依てこれを調査したるに金三拾七兩に上つて居たから、大澤氏は九年十月現金を持參して全部之を引出し、各借主合計十五人に對し全部之を無利息置据貸付となし、調金の節隨時返納し得る様に定め、更に典物中夏季は蚊張の類、冬は蒲團の類は半年宛無料貸出しを行つた。

これは第一年のことである。この結果として村民の氣風一時に振興し、男女大小人とも身命を抛ち日夜業務に精勵し、農業の寸暇に絲を袖ぎ機を織り、繩索なはた、杓、草鞋等を精出し、早起き、夜業の勤勞儉約は勿論、相互に譲り合ひ、村内平穩になつたので、自然と各自の暮方も整ひ、年末に至つては大澤家の年貢收納成績は案外佳良にて、未納者極めて少數になつた。

第二年に於ても同様に善行、篤行、精業者を表彰する爲に入札した所、五番札に同票が二名となつたので、無年貢貸付田地は總計貳町九反となつた。併しまだ村民より推讓加入を申出るものはなかつたが、村民より納入する年貢は皆納となつた。

この報告を齎した大澤父子は二宮先生を訪問した。先生は案外に趣旨を體得して居たことに驚き之を賞讃した、然るにこれを以て結了とすることは出来ない、何となれば天保九、十兩年の施設は、僅に一時の急難を救つたに外ならない。依てこのまゝ放置すれば再び舊弊を繰返し、また貢租の未進が生ずる、然れども大澤氏の推讓のみを繰返す時は、慈悲であり善根である源泉の大澤氏が衰微する。依て永遠の策を講ずるには大澤氏の分度を確立し、また村民各自の覺醒を促し、一村の復興は村民の力によることを自覺せしめ、村民自體も亦推讓を行ふに至らしめねばならぬ、依て先づ大澤一家の分度を定めざるべからずと、始めて本式に片岡村の仕法指導を行ふことゝなつた。

大澤家の分限を案ずるに、慶長八年持高八十七石餘より記録が始つて、相當の分限を有して居たが

寶永二年には拾四石餘に減じて窮迫の極となつた。併し同十三年には三拾八石餘となり、安永には再び衰へて拾七石餘となり、天明六年の三拾壹石餘より漸次増加して、文化年間には百石を上り、天保十年は終に三百拾四石餘となつた。天保元年より十ヶ年間小作人附米八百九拾四俵八升五合であるが、この間の不作引、不納未納米平均百八拾六俵餘となつた。この所有石高は村内住民分貳百四拾九石餘、他村持高六拾四石餘、之を片岡村平均に見るに、拾四石八斗六升は一村平均の分限であるから、村内の分のみにて正に拾六軒分、全く祖先の積徳によつて増益したものであるが、祖先傳來の所有高を記録年度によつて總計して平均すれば、祖先以來の分限は相當増減の餘地があるから、大澤一家の日常生活は二百有餘年の平均に共き、高七拾七石四升四合六勺九才、一村平均五軒分を以て分度となし、殘貳百三拾七石餘を豐徳仕法の資に推讓し、その潤澤を以て向後十ヶ年間の仕法實施に取掛つたならば、この仕法金中より一家の負債も償還すべく、一村の仕法をも遂行し得べきである。

若しこれを行はざれば從來年々百八拾六俵の不納未納不作引のあつた如く村民怠惰に戻り、却て不納未納は相嵩み、所有せる田畑が事實上不毛の姿となつて消え去り、結局形式的には財源であるが、實質的には無收入となる。一村は斯くして貧富共倒れとなる、これ程甚しき衰頽の原因はない。故に村民が自力を以て復興する様に養成することが第一である、これが爲に相當定期間仕法を講じなければならぬ。而してそれは富有者が分度を立て、現在の生活範圍を分度外となし、この度外の餘財を推

譲して村民振興の根元とする外に道はないと、斯くして片岡村の仕法は救急仁惠の仕法より、根據の堅き復興仕法に入つたのである。

これを根據として仕法を講ずる爲に、一家の大決心を要する、先生は案を示して後は大澤氏の決斷に一任せられた、大澤氏は一家一族審思熟慮の上「家株永安相續趣法議定書」を作つた。その内容は實に報徳の要旨を明かにした經典であつて二宮先生訪問の由來並に第一期の救急仕法より、第二期に入る間に於ける訓誨と村民教化の實情を述べ、特に貧富の相和するにあらざれば、難村取直しは不可能であることを詳説し、因果應報の理を解説し積善餘慶の事實を明示したもので一村並に子孫の將來に關する先生立案の主旨を叙し、家株田畑の約二分九毛餘は分外とし、殘約七分九厘七弗餘を度とし、收支の價格標準は年々米一石を金壹兩とし、お役御用は無給として生活の根本たる分度を樹立するとした。

斯くて基本を確立した以後の仕法は、愈々以て報徳仕法經營の範となすべきものであるが、その事實は年々の現量鏡に詳記せられてあつて、天保九年より、十一年に至るものはその救急施設である、十一年より嘉永二年に至るものは、十ヶ年を一期とする復興施設である。而して耕作出精人投票による表彰、農具助成、肥料代貸付、無利息金貸付等を行つて、報徳式指導は繼續せられた。更に嘉永三年以後に於ては永安仕法が講ぜられて、着々その成績が擧り、一般町村の報徳仕法範例として實によく



整備したものである。

「嘉永四年十二月末の御仕法金拾四ヶ年惣寄諸拂取調帳」によれば、二宮先生より授與せられた金百六兩三分の外、大澤一家の推讓したる報徳金は、千六百八拾壹兩貳分餘、作徳米差出の代金拾四兩餘にして、村民より差出した冥加金並報徳加入金八拾九兩許である。而して年賦償還金受取、加入金の内返却等報徳金出納合計金四千八百貳拾兩三分餘に達して居る。即ち大澤家が出金總計は約千七百兩に及んで居る。この陰徳の陽報として、大澤家の收納する小作米は、年々殆ど皆納に及んだことは申すまでもない。この十四年中、嘉永三年以後の分は、次の永安仕法期に入つたものであつて、片岡村としては第三期の仕法である。

### 三 片岡村の永安仕法と克讓增益鏡

一村の振興は一村の指導者の責任と、村民の奮起とに係るものであつて、片岡村は大澤氏のみの過分なる推讓に俟つべきでないから、嘉永二年を以て第二期を完了すると同時に、大澤氏の年々百八拾六俵の推讓を止め、十ヶ年間の報徳取扱の殘金と、爾後村民の自力推讓とによつて永安仕法が立てられることゝなつた。この決定と同時に、先生は從來の經過を審査して、仕法中優良の成績であると賞し、報徳金百兩を附與し、且つ「報徳克讓增益鏡」と稱する表彰を兼ねたる大澤氏報徳仕法の顛末書を著して交附せられた。特別の表彰書である。而して嘉永五年に到つては、大澤家の仕法事業を移して克讓社を創立し、自治的結社として村民の經營に進展した。

全集本現存現量鏡中、嘉永七年に於ける仕法第十七年の總計算によれば、報徳金八千五百五十三兩餘、その内出入繰返し取扱はれたる金五千貳拾五兩餘を差引、金三千五百貳拾七兩餘中、千八百拾八兩餘は善種金として推讓せられ、残り金壹千七百九兩餘、この上に嘉永七年即ち安政元年より翌年に亙る報徳金受入が五百壹兩である。爾來こゝろ克讓社こくじやうは年々堅實に行はれたが、明治の初年より、再び大澤一族親戚の間にのみ相續せられ、一村仕法としての意義は終了した。併し幕末に至るまで常に各地の仕法範例となつたのみならず、報徳仕法の出張所としてまた眞田、伊勢原及びその附近の報徳仕法の指導者たる實を有して居た。

片岡村の仕法は實に、自治的一村式仕法として當時に於て既に範例となつたものである。されば先生も非常に之を稱譽し、仕法談に及ぶ毎に之を紹介せられた、番に之を推稱するに止まらず、終に「報徳克讓増益鏡」を草し、報徳金百兩を附して之に授與せられた、この一書は、多くの仕法書中に於て最も異彩を放つたものである、この「報徳克讓増益鏡」は、片岡村仕法の第一期、第二期の由來を簡明に叙し、先生傳授の仕法要旨を明示し、その趣旨を實行したる成績を掲げて之を稱譽したものである、さればこの書一冊あれば一村仕法の立場に於ける報徳の要旨を諒解し得べきのみならず、誠に報徳仕法學習の教科書とするに足るものである。それ程片岡の仕法は先生の満足を得たものである。

四 伊勢原村加藤宗兵衛一家の仕法 伊勢原の加藤宗兵衛一家の仕法は、一族兄弟三人の相續問題

より起り、片岡の仕法、川崎屋の仕法まで展開したものである。地方の名家加藤宗兵衛の一家は男四人女三人の兄弟姉妹があつた、長男眞次郎は早世したが、當時既に二男芳助は他家を相續し、三男宗兵衛が家名を相續し大磯川崎屋より妻を迎へ、本家の茶商を營んで居た、然るに四男爲藏は頗る家業に精通し、特に老父は之を愛して居た、依て宗兵衛は爲藏を以て一家相續の適任者と認め、一は老父の意に適ふと信じ、自分は二十九歳にして隠居し、天保九年爲藏に本家を譲らんと欲したるも、老父之を許さざるを以て爲藏に家株田畑の半を譲つて分家せしめんと思ひ、心學の師古賀兵藏の許に行き、この旨を告げて教を受けた所が、古賀は大に之を稱賛した、依て爲藏の分家新築に取り掛つた、この時心學の同志駿河の小林平兵衛が尋ね來て、談偶々この事に及んだ、小林はこれに就て沈思熟慮の上、誠に良き方法の如きも一家の大事である、余が不才之を判断すること能はず、野州に二宮先生がある、既往を考へ未發を悟り、仁義の道を行ひ、衰廢再興の法を以て安堵の道を教へらる、この先生に就て教を受くる外に良法はあるまい。余と共に野州に至り教を受けようといふ、宗兵衛大に悦び老父に告げて野州に赴き教を受けた、これは前段に記した天保九年四月十日の事である。

先生その始末を聞き、「左様の心得にては、一家滅亡之手段、大體行渡つたものと申してもよい、爲藏本家を繼いで成功すれば宗兵衛の子孫も、兄芳助の子孫も不快に感ずることあるべし、爲藏の子孫も亦この不快なる親族を怨むであらう、一家の相續を僅に老父が愛する私情のみにて決定すべきでは

ない、本來舎弟としては自力にて身を立つべきものである。之に一家を相續せしむることは一家紛議の大原因となるであらう、依つて爲藏と力を併せて餘財を作り、之によつて爲藏の分家をさせなば、家株は損せずして兩家相續が整ふであらう、併し分家せんが爲に儉約すと稱するも分度が立たねば何の役にも立たぬ、依て家株の内七分にて生計を營み、殘三分を以て村方の困窮者を救ひ、仕法を行へば、その仕法金積で必ず餘財となる」と教へられた。

この教に感激した宗兵衛は、父萬助、兄芳助、弟爲藏と共に再び先生を訪問した所、一同感奮して早速家憲を定め、家屋の建築を中止し、畑二反六畝歩を村民に無年貢耕作をなさしめ、片岡村に類した仕法的一端を行ふことゝなつた。

宗兵衛の妻は、大磯の川崎屋孫右衛門の妹である。孫右衛門は例の打毀一件から入牢して激怒甚しく、手の付け様がなかつた所、宗兵衛は先生の指導により、衣類手道具賣拂、川崎屋の一家再興の資となすべく差出したしと申した爲に、川崎屋は肉身の愛情に感じて嫉妬心解け始め、漸く三ヶ年目に  
出獄したが、孫右衛門は出獄後の狀勢によつて再び世を怨み人を呪ふに至つた、依て宗兵衛は妻の所有品に自分の衣類等を加へて賣却して孫右衛門を感奮せしめ、更に二宮先生の直接指導を請はしむるに至つた。これ實に宗兵衛の誠意の致す所である。

さて兄芳助は不幸連續し多くの負債を生じたので、先生に面會して指導を受くることゝなり、先生

に隨身して居たが、その中失踪した。元來芳助は本家の相續をなさざることに不満があつた。隨て宗兵衛は之を相續せしめんとした。依て先生は芳助を宗兵衛方に引取り、爲藏をして芳助方に引移らしめ、芳助の相續を見届けた上で本家を譲つても可なりとの意見であつた、然るに宗兵衛の妻が俄に死亡したので商賣は見合はせ、組頭も辭任したき希望であつたを機會とし、芳助をして宗兵衛の長子源太郎の後見ともなり、その成長迄といふことにて、本家を經營せしむることゝなつた、天保十四年二月芳助は本家に引移り、宗兵衛は爲藏の宅へ移つて三町四反歩を爲藏に與へて、爲藏は芳助の宅へ移り、芳助は拾三町餘歩を受取つて本家へ移り、宗兵衛は約五町歩と茶商とを以て家政を立つることゝなつた。

然るに芳助は嘉永四年十月に至り、村民と衝突して訴を起し、宗兵衛の長子源太郎へ家督を譲つて伊勢原を退轉し、箱根堂ヶ島に移つて温泉宿を營み、案外好成績を得た、これ等の始末は先生の指導によつて宗兵衛が誠意を以て行つたので、一家の維持が相當な結末を得たのである。

加藤宗兵衛の仕法につゞいて伊勢原村の仕法が講ぜられたが、村内勤儉を中心とする教化、並に數人の個人仕法が講ぜられたのみで、完全に一村式仕法にはならなかつた。

**五 金目村その他の仕法** 片岡、伊勢原の仕法は、その親戚知友の縁によつて、附近の金目村、眞田村等にも仕法が行はれた、然れども何れも名主一家の仕法に止まつて一村式仕法にまで進展するに

に至らなかつた、金目村は名主が兵左衛門といふ、仕法實録の勢力充分ならずして屢々停廢したが、大澤小才太の懇願によつて終に仕法直直し四回に及んだ、今個人仕法の一例としてこゝに附記する。

兵左衛門は當時の例に洩れず、天保兩度の凶作により一層困窮し、宗兵衛、小才太より勸められ、先生の教を受けることゝなつた、恰もよし天保十年六月、仕法用務を以て先生伊勢原に來り、宗兵衛宅に滞在せられたので村内の勘右衛門と共に出頭し仕方を懇願した。

兵左衛門は所有田畑六町八反餘の所、年收は貢租を引去つて米百三俵餘に過ぎないから、拾兩に貳拾匁の高値としても年收五拾兩位である。然るに總借財は五百三拾八兩であるから、當時の低率利子年一割としても一年分の利拂にも不足である。

先生はその懇願に任せ種々方法を講じたが、終に七種の立案をなし、最後に衣類家財を賣拂ひ、三拾七兩餘を得、小才太より五拾七兩餘の助成を受け、其他各方面より百兩を得、田畑壹町壹反餘を用、崎屋孫右衛門に七拾兩にて賣渡し、領主より七拾五兩の返納金用拾を受け皆済となる案を得た。

この仕法に關する書類は數種あるが、「家政取直相續手段」は誠に金玉の文字が陳ねてある。

然るにこの借財調査書類中に、本人の不注意より秘かに残された借財があつて、仕法着手に際して別の債主が顯はれ、生計亦緊縮度を得ずして新借を生じ、更に債務は三百三拾兩を増加した、兵左衛門等は當時先生の御所在たる眞岡に到り教を受けたが、片岡より仕法金借入、田畑賣却等の案を加へ

て、所有田畑三町四反六畝歩を残す案を得た。然るに荏苒流弊を革め難く、弘化三年三度仕法を懇願するに到つた。

第三回仕法案は仕法雛形によるものであるが、所有田畑を賣却して小作となつて返納する案である。これは兵左衛門をして生計の缺損なからしめんが爲にする生活費請負の方法であつて、一種の分度生活である。この儘實行せられなば、數年を期して所有田畑は舊態に復歸するのであつたが、第一年度は案の通りに行はれたけれども兩三年中に又々不足を生じたので、第四回は福住正見をして仕法を管理せしむることゝなつた、これ即ち嘉永五年にして、先生が小田原附近の仕法に對する指導の最後の年である。自ら一家經營の能力を充分に發揮し得ざるものに對する仕法として、斯く幾回も方法を講ずるは餘儀なきことであるが、最後まで指導して空からしめた所に仕法の有難さがある。

其他金目村勘右衛門、同村小左衛門の個人仕法、眞田村の上野七兵衛、陶山半治郎（たうはんぢやう）兩人を中心として一村式仕法への計畫が進められたが、完全に片岡村の如き成績を擧ぐるに至らなかつたけれども、各個人に於ては七兵衛一家の仕法は完成し、其他それ〴〵指導によつて改良せられた。斯く片岡附近に仕法が流布したのは、片岡村仕法好成绩の結果であるから、こゝにこれを附記した。

## 第十一章 大磯の仕法

一 大磯川崎屋仕法の發端 大磯の仕法は川崎屋の仕法を中心とし、附近の町村並に三浦半島にまで普及する因縁を結んだ。この川崎屋仕法の顛末は、報徳記にも一章を立てた程で、報徳仕法の物語として有名な事柄であるが、内容は町村の永安方策としてよりも、紛擾解決、一家建直しとして意義がある。特に川崎屋の當主孫右衛門が、尋常人では手もつけられない私益煩惱の強い男であり、才氣もあり剛情であつたから、よくもこれが報徳連中の人となつたと張目して見られ、またその紛議が官衙と富豪と大衆とが出巴となつて入組んだものであつたが、それが案外穩かに始末せられ、次で一町安奎の基本ともなつたので妙法であると知れ渡つたのである。またこの事より因縁を發して、油屋藤兵衛の仕法並に宿内に報徳結社が成立し、川崎屋一件より浦賀、三崎等にも仕法が行はれ、報徳仕法の權威と信頼とが高まる因縁ともなつた。

川崎屋一件に先生が關與し指導せらるゝに至つたのは、天保九年四月、伊勢原の加藤宗兵衛が一家の仕法指導を受くる際川崎屋の事に就いて大磯事件の詳細を物語つたことに始まる。

大磯事件は天保七年凶作時米價暴騰の際打毀一件の始末である。同年七月下旬、大磯の米銀は壹兩



に付四斗三升(註、平素は一兩に付約一石。即約一躍して倍額となつた。これを今日の金貨に換算すれば、一石貳拾圓の米價が四拾五六圓となつたといふ割合である。)大麥九斗、小麥七斗七八升といふ高價である。七月は暴風の時期である。町内海岸の漁者は營業の出来ないことが屢々ある。凶作には旅行者が減少して大磯宿は益々困窮する。依て下民等は米商に對して米價の引下を懇望した。然るに感情の疎隔から反感となり、暴擧となつた。町民の相手方の中心勢力は川崎屋孫右衛門であつた。

川崎屋は累代米穀を取扱ふ大問屋であつた。市内には油屋藤兵衛以下多數の小賣商があつた。米價の暴騰に對し賣價を協商することは有勝である。當時川崎屋は富豪なるに拘らず利益獲得にのみ専心するを以て衆人に疎ぜられ、「仙臺通寶」の仇名があつた。それは其の所行が剛情一僻にして他の言を用ひず、財力優なるに拘らず慈悲心薄く、世上に通用しないからであつた。

併し米麥雜穀の暴騰は、先づ細民の日常生活に非常な災厄となつた。止むに已まねず細民總代集合協議の上、名主勘兵衛方へ小賣米値下を懇望した。然るに米價の暴騰は世上一般の事故、たとひ一升五百文になればとて致方なしとの事であつた。細民は海濱に集合して市街打毀に擬し、米商に交渉すれば、有效なる結果を見るべしとの奇智を以て、七月廿八日夜十四五人集合し螺貝を吹きたれども何人も來らず、翌廿九日町内を一々巡回し強請して多人數集り、總代十二人を選んで米商に交渉したる所川崎屋は同町内の人々へは、一斗安にて賣ることゝして、米商連中の議を纏めたしとの事であつた。

細早はこの値段を秋季、米收納までつゞけられたしと申入れたが、この時孫右衛門は不在であつた。それゆゑ一族利右衛門並に番頭伊三郎は、現在所持高のあらん限りは引受け申し、穀倉の鍵までも渡し申すべしと答へたので、總代の者共は安心して引去つた。

當時孫右衛門は江戸に在つて米價の將來を考へ、諸人の爲に低廉にて賣却せんか、或は救助の爲に之を精米とせんかと考慮中であつたが、一方大磯附近にて買収すべき穀物は無く、江戸にて買入れ大磯地方へ輸送する必要もあつたのである。然るに善事を爲すに急ならざると、平素の信望の薄きことと町民の無理解とが因をなして、終に暴舉と化したのである。

川崎屋へ談判したる北組のものは、稍々満足なる結果を得て集合所へ引返さんとする時、南組の連中は事を誤り、既に大衆の勢に乗じて打毀しを始め、米商七軒の居室土蔵を破壊し夜半に鎖まつたが、この地は幕府の直領で、葦山から、八月四日に檢使出役となつた。孫右衛門は急使によつて八月三日歸宅した。孫右衛門方の損害は家宅土蔵破壊の外、米八十二俵、大豆二百十一俵、大麥六十九俵、春麥二十七俵、小麥五百七十俵、齋田鹽百六十六俵の切こぼしであつて、無難なりしは小麥四百五十七俵、齋田鹽四俵のみであつた。

檢使齋藤勘兵衛の吟味によつて、暴民二十人を葦山役所へ引立て、米商も亦引立てられた。これは米商も町民も非常なる興奮であつて、更に如何なる衝突があるか分らなかつたから、治安の必要の爲

であつたが、米商拘束の理由は、米價に對して米商の取るべき臨機的手段を取らないのは不都合であるといふのであつた。

人心和を失つて荒廢すれば風紀弛緩し、天竺御も至るのであつて、同年九月五日暴風の日大磯宿大火となり、入牢者各戸は勿論、宿内大寺類焼した。兩して米價は益々高値となり、町内慘憺たるものとなつた。或は寺院の歎願となり、町内の哀願ともなつたが、容易に放免とはならなかつた。

川崎屋に於ては思ひもよらざる災害に、妻女は二兒を抱いて悲歎に暮れて居たが、憂心の餘終に病を發し、番頭等力を盡すと雖も起つ能はず、數月にして死し、二兒枕頭に泣き、店員親族爲す所を知らざる有様であつた。孫右衛門は獄中に在つて之を聞き憤慨激怒、官を詈り人を呪ひ、咄ど狂するが如くであつた。故に役所も屢々之を吟味すと雖も、之を放免することの危険を慮つて益々その判決は遷延し、終に天保九年春となつた。

この九年四月加藤宗兵衛は、御厨ごくりやの小林平兵衛の勧誘により二宮先生に櫻町にて面謁し、その慘禍を語り、因果輪廻の本義を聞いた。先生特に誨へて曰く、

「これ一朝一夕の因縁ではない、孫右衛門の事歴は知らねども、富豪の産を成すもの自然の道を失つたものが多い。米商は通例米價暴騰の時に利を得るものである。孫右衛門も天明凶作衆人の困窮する時に利を得たのしないか、斯くして商賣上手として傲る時、積善慈惠の行を顧みないのであ

る。他人の禍を得る時之を憐み之を助くるを人道とす、人の憂ある時我獨り之を利するは天道廢絶の行である。孫右衛門の廢亡は遠くはないであらう。天明を去る六十年、寧ろ久しきに絶えたるものは祖先の餘徳があつたのであらう。その陰徳既に盡き、禍は一時に發して、火災病難一時に來つた。然るに孫右衛門は猶その罪を知らず、人を怨み身を亡すの道を走りつゝある。一家の財と人と共に盡く廢亡しなければ已まないのか、孫右衛門自分を責むる道を知らず、専ら自分を善とし人を惡とする。斯の如くするにあらざれば滅亡する能はざるが爲にするものとも稱すべきである。大凡天地の間萬物皆一理である。瓜を植ゑる時は瓜熟し、茄子を蒔いて瓜の熟することは無い。古來一草といへどもその種を變じて生ずることはない。何故に孫右衛門は善を蒔いて惡の實ることあるべき。必ず一家廢亡の種を蒔き、今その實の熟したるものである。今汝親族の故を以て之を救はんとするは人情誠に當然の事であるが、斯の如き禍に乗じ如何なる救助を盡さんとするも容易に之を救ひ得るものではない、誠に愍然である」

と諭された。

宗兵衛大いにこの至教に感じ、

「禍福吉凶存亡の由つて起る所、正に孫右衛門の實際に恰當して居る。何を以て斯く明瞭に知り給ふか、孫右衛門の家は天明凶荒の時より富を得たものであるが、原因斯の如くなれば廢亡免れ難き

は已むを得ざるも、之を救ふの道なしと爲し給ふは我が誠心誠意の足らざるが故であるか、既に教へらるゝ所によれば廢家を擧げ、禍を福に轉ぜんとするには、只誠心誠意のみであつて、知謀計術の及ぶ所ではないと、若し彼を救ふの道あらば、一身の力を盡して辭する所ではない。願はくは愚昧なるものゝ悲歎を憐んで救済の方途を教へ給はれ」

と再三熱誠をこめて懇願した。先生その熱誠を憐み、

「一身に換へても孫右衛門を救はんとすることは誠に殊勝であるが、微力を以て非常の災禍を除かんとするは、大石を動かすに細繩を用ふるが如くである。再三哀願するを以て一策を授けんとするもこれを實行する決意があるか」

と、宗兵衛決然實行することを誓ふ。先生曰、

「宗兵衛が妻は孫右衛門の妹と聞く、親族中是より近く親しきはあるまい。兄が囚獄の人となり、生家の危殆に瀕するを知つては悲痛限りないことであらう。然らば身には麤衣を着、口には麤食を喰ひ、然も食ふ所味を知らず、寝ねて寝ぬる能はざるべきである。然るに平素と何の變る所なければ悲痛も眞の悲痛でなく、憂慮も憂慮とはならぬ。然かもその生家は滅亡旦夕に迫つて居る。勿論妻女はこの至當の道理を知る由もない。早く歸つてこの理を教へ、艱苦を共にし、麤衣麤食、妻女が生家より携へ來つた衣裳はもと川崎屋の財力により出來したものであるから悉く之を賣却し、川崎

屋復興の資に供せよ、その金額は些少であるが、生家再興の誠心誠意を表はす時は、孫右衛門の心情の何處にか潜める善心に觸れ、或は近親の爲に善種となつて生れるであらう、僅少なる一粒の善種であるが、年を経て大木となる。これを至誠天に通ずといふべきである。この事が行はれないならば他の事は言ふ必要がない。これこそ其力の及ぶ所の分量である。早く歸つて行へ」

と、宗兵衛再拜して悦ぶ、その歸るに際し重ねて誨へて曰く、

「汝の妻がよくこの事を行はゞ、直に人を遣して兄に告げ、日夜寢食を忘れて生家の安堵を祈願する外他事なしと告げしめよ」

と宗兵衛三拜して歸り、妻に告ぐるにこの事を以てした。妻は素より貞順である。一たび道を聞いて大に感じ、且悦んで曰く、

「我が一身の所行によつて兄の禍を免るべき道あらば、一命を抛つまいふに足らず、況んや衣裳賣却の如きことには何の拘りもない」

とて、一切を沽却することに決した。

宗兵衛も亦之に感じ、自分の衣類の直に用なきものを取纏め、之を賣つてその資に加ふることを決し、調書を作つて女物五十七點、代金五拾四兩貳朱、男物九十一點、代金四拾九兩壹分貳朱、合計金百參兩貳分也を得た。こゝに於て宗兵衛は、兄芳助に依頼して葦山の獄舎に至り、孫右衛門に告ぐる

に、先生の至教並に宗兵衛夫婦の所行を以てした。

孫右衛門始めて世間に神佛の姿のあるを知り、町民を怨み官を咎めたことを慚愧し、覺えず袖を濡した。これより日々その身を省み、憤怒の心情薄らぎ、却つて自分を責むるの言を發するに至つたので、代官所にかても之を憐み、最早囚へ置く必要あるまじといふ議が起り、本來罪あるに非ずして、怨恨の餘り町内紛擾の因を爲さんかと恐れたる結果、取り敢へず囚獄したるに外ならざれば、一應放免することに決し、厚く教誨の上釋放した。時に天保九年五月十七日であつた。正に一年九ヶ月、數へて三年目である。

孫右衛門は、報徳の道の光に照されて出獄したが、大磯に歸つて見れば妻は死し、財は散じ、地獄の里の慘憺たる廢趾である。これを見た孫右衛門の憤懣かんの情は猛然として起り、この怨恨を報い、この恥辱を雪がずんば死すとも死せじとさへ考へ、さて如何にして一家を再興し、面目を保つべきかと工夫を怠らなかつた。親戚は孫右衛門の歸宅を慰めん爲めに集つた、孫右衛門は

「入牢中の代官の處置は不公平である。先づ長時日間取調も行はず、偶々取調があれば當方の眞實の申立を一切用ひない。例へば米價引下げ談判のあつた時、一斗安と申したのを、五升安と申したと申立てたのは、村役人等の依頼に應じたもので、最初より一斗安と申したならば、村役人は之に應ずべきであつた。然らば罪は全く町民にあることゝなるから、是非五升安と申したと申立てゝ呉れ

よこの事で、餘儀なく申立てたのであると。幾度申立て、も、町民十二人の者共と對決せしめ、代官の威光で最初町民の申立てた通り五升安と申したのであらうかと、壓迫的の訊問に町民は一斗なりと申さば自分等が偽言の罪となるを以て、一同左様に候と一禮したのを見て、全然自分の申立てを否認し、嚴酷なる叱責である。強ひて申立つるならば拷問吟味をするなどと申渡され、餘儀なく代官の認めたる取調書に調印した。御裁決は天道任せと決心して居たが、結果は案外無罪であり、従前の通り商賣も出来ることゝはなつたが、左様の吟味の次第から考へて、江川代官様の御支配の下に生活する氣分とはなれないから、幸に高麗寺村には酒造倉庫があるから、そこに引移り、酒造並に鹽干鰯商を營み、大磯の方は賣却し、若し買手がなければ貸屋にして置きたい」

といふ意見を陳べた。親戚中三浦郡浦賀町宮原屋前田與右衛門は孫右衛門の妻の父である。地方に聞えたる富商である。其の一族に宮原屋清兵衛といふものがある。後に前田瀛州として報徳事業に相當活躍する才學すぐれたものであつた、この二人の外は伊勢原の加藤宗兵衛がある。自然そこに親族會議が開かれた。併し孫右衛門の主張する大磯退去は問題である、感情上からいへば聞くべき所もあるが、高麗寺は大磯の村つゞきであるが村落である。大磯から退いて商人が無事に凌げるとは思はれない。累代の商業上の取引先があつてこそ高麗寺の酒造も意味がある。故に親類の多數の意見は

「先祖より譲受けた家屋、殊に従來經營し來つた商業を閉店し、高麗寺村へ引移ることは賛成出來



ない、打毀等に遭ひ、世人より反對せられた以上は、何とかして從來以上花やかに商賣して然るべきである。大磯引拂は何分賛成しない」

といふことであつた。」

孫右衛門曰く、

「然らば私だけ高麗寺へ引移り、大磯宅の方は番頭伊三郎に任せ、二家に分けて渡世すれば如何」  
との事にて、一同決心の上家財一切調査した所、案外少額にて二ヶ所にての生活は不可能と判明した。  
この時浦賀の親族にて石井八郎右衛門が、

「浦賀一統にて金子貳參百兩引受借入出資し、加藤宗兵衛も貳參百兩引請借入すれば如何」

と發議した所、一同之に賛成した。この時まで加藤宗兵衛は何事も發言せず、唯成行を見詰めて居たが、斯くて大なる資本を以てこれ見よと計り旗上げすることは町内の近状より見て危険なることである。この計畫こそ却つて羨怨の府となり、凶事の元となるであらう。然しこれに反對し、一同を説破する辯説もない。これは二宮先生に面會せしめて教を受けさするより外に良策はないと考へ、先づその場を繕ふ爲に、

「金子の借入に就てならば何程にても奔走をするが、それよりも近時困窮民救助の爲に有名なる二宮先生の教を受けては如何、又只今決定した計畫は容易の事ではない、宜しく二宮先生の教を受く

べきである。特に先生は小田原御領分、難村御取直し、窮民救助の爲に野州より來られ、誠に行届いた御世話の上、大金を融通し、また無利息金をも貸與して一村一家の復興を計らる。再興資金の壹千兩も拜借すれば、復興の基礎は忽にして成るであらう。故に若し先生に道を求めんとするならば、予は既に屢々教を受け居る縁を便り、案内旁々懇願しよう」と勧めた。

孫右衛門笑つて曰く、

「世間利益の爲に金を貸すを業とする者も、猶我々今日の窮厄の状を見るときは高利の金さへ貸すものではない。然るに無利息の金を貸して人を救ふなどといふものゝあるべき道理はない。眞にこれあらば、何等かの利益を得んが爲である。左様な話を聞いて野州まで行くのは恐しいことである。敢て危い所へ行く必要がない」

と言つた。浦賀の二人もまた無利息金の話を疑つた。依て宗兵衛再び言つて曰く、

「先生は不凡の大人である、世間並の考へで疑つてはならない。若し各位の察するが如き人ならば直に懇願を止めればよい。若し懇願が許されるれば大なる幸でないか、未だその人に逢はずして疑ふといふのは條理が通らない。各位は自分に誑されたとして試みに往つて見ればよからう、一度往來するだけの費で願望が適はゞ幸ではないか」

と。孫右衛門はまだ疑が解けないが、二人は承諾した。併し態々出頭するには至らなかつた。

二 川崎屋仕法第一期 天保九年正月より、先生多くは小田原領内に居られた。その正月頃は屢々足柄上郡竹松村に來り衰村復興の道を行はれつゝあつた。大磯より道程約五里、依て宗兵衛は強ひて孫右衛門並に浦賀の兩人に勸めた。孫右衛門は無利息金の件は甚だ疑はしきも、若し借るを得ば町民の目を驚かし得るであらうと、即ち相伴ひて夕刻竹松村に着した。

竹松村の名主を河野幸内（かほの さいない）といふ、先生は入浴中であつた。即ち先生に告ぐるに一家再復の良法を授けられたしと懇願の旨を以てした。

先生孫右衛門の容易に道に入るべき者にあらざるを知れるを以て、宗兵衛が凡情の致す所、前後の思慮なく伴ひ來つたことを思ひ、潛に浴室より脱して外に出で、單身二里許を隔てたる下新田村早野小八宅に行かれた。正に三更に近かつた。小八驚き迎へて先生こゝに宿泊された。幸内方にては先生の入浴久しきを訝（いぶか）り、之を覗（うかが）へば先生の姿がない。愕然として近傍まで捜したが様子が分らない。幸内曰く、先生日夜この衰邑復興に努力し給ふ、故なくして去り給ふ道理はない。孫右衛門の來た爲に何れかへ行かれたであらう、されば夜中尋ねるとも無益である、と言つた。宗兵衛四人愕然として先生の明哲を悟つた、我等四人は試みに先生を訪ねたものである、と。已むを得ずして幸内等に仕法の狀況を聞いた。幸内語つて曰く、

「先づ村内の善人は之を賞し、困民は扶助し、住宅を修理し、屋根を葺き、便所を直し、道を作り、橋を架け、用水を便にし、悪水を排し、田圃を開き、大凡村民の困苦する所を除き、朝に星を載いて出で、夕に星を見て入り、村内を安んずる道を行ひ、聊も勞を厭はず、故に村民は之を仰ぐこと父母の如くである」

と。孫右衛門之を聞いて、先生の淨行に驚き、いよ／＼慚愧の心を發した。

次で村民は未明より隣村曾比村初め、順次諸方に人を遣して先生を探し、下新田村小八方しもたへやまに在るを知り、幸内は直に赴き、宗兵衛等四人も亦竊かに來た。幸内頻りに竹松村へ戻られたしと懇請したが、先生之を聽かず、小八方に居ること數日、小八、幸内等絶えず孫右衛門の歎願を許されたしと懇望した。尙數日愈々懇願切實なるを以て八月十六日始めて面會を許したが、曰く、

「何の爲に來つて我が襄邑を興しつゝあるを妨げするや、余は私の爲に事を行ふのではなく、君公の命によつて已むを得ないからである。孫右衛門の願ひは領土外の事であるから、之を聞くべき理由がない速かに歸り去れ」

と、その聲大鐘を撞くが如く、聞くもの耳を掩はんばかりであつた。四人のもの敢て一語を發するものなかつた。暫くして宗兵衛漸く口を開き、

「孫右衛門は災禍引續き、禁獄三年、家業再興の方途立て難く困窮の折柄、先生の教によりて孫右

衛門出獄を許され、一同その御恩を悦び、明教に感じ、是非一家再興の道を授けられたしと出て來た次第であるから」

とて請うて止まず、先生聲を勵して曰く、

「孫右衛門は自己の罪多きを知らず、なほ他を怨み自分を罪なく正しと思へる様子である。宗兵衛が妻は余の一言を聞いて速に兄の爲に艱苦を忍んで居る。然るに本人たる孫右衛門は女にも及ばない、我意を押し張り、他人の力を藉りてまで家を興し、怨に報ゆるに怨を以てせんとして居る。その通りで生活すれば、一身は困窮し一家の將來は斷絶するであらう。この斷絶の方法を行はんが爲に此處まで來たのであるか、これ決して報徳の道を求めんとするものではない。また誠の心あつて來たのではない。然るに余は一身を捨て、諸人の憂患を除かんとするものである。孫右衛門は面飾つて實は他人を苦めんとするものである。その行ふ所は相反して居る。速に退いて滅亡の道を行ふがよい。來つて彼是といふさへ我が道を汚すものである」

と、その聲雷の如く、威風凜然としてその面を仰ぎ見るものがなかつた。孫右衛門流汗衣を濡すに至り、覺えず宗兵衛に縋り、是非慈仁の教を受けたしと請ふ、先生少しく色を和らげて曰く、

「米の種を蒔けば米が生え、麥の種を蒔けば麥が生え、惡の種を蒔けば惡が生える世の中である。孫右衛門が災難に罹つたといふが、それは蒔いた種が生えたのである。古語に積善の家之餘慶あり、

積不善の家に餘殃あり、とあるが、大凡吉凶禍福は必ず依て來る所がある。今切なる願を聞き餘儀なく一言我が道を授くるにより、私欲の念を去つて之を聞け。孫右衛門の家は、天明の饑饉に命を喪ふもの幾萬人と稱せらるゝに際り、財を出して救助することを知らず、米穀を高く賣つて獨り利を得て富を致した。天之を惡み鬼神之を捨て、一家廢絶の機運は迫つて居た。丁度この天運循環して一昨年凶作となつた。孫右衛門仁慈の心あらば、家産を盡しても人命救助を願出づべきに、遅々として江戸にあつてなほ利益の方法を講じて居た、町内の何人が救助の心ありと思はん、町民は敢て法を犯し禁を破るを好むものではないけれども、窮乏旦夕に迫り不仁を怨むの情發して暴行となつた。その惡事が町民にあるは言ふまでもないが、これを生ずるの根本は孫右衛門にある。何となれば孫右衛門が救助の事を先づ行はず、彼等敢て亂暴を行ふものではない、本來慈仁の道は人の大道である。分限に隨つて之を行ふべきである。凶饉に際すれば救助は富者が慈仁を行ふ最好の機會である。書經の中にも禍福門なし、惟人招く所なりとあるが、孫右衛門の災禍は孫右衛門の一心に起つたものである。自分を責めることに急にして町民を怨む暇もない筈である。天は町民の手を藉りて家宅を破壊し、また火の力を藉りて財寶を焼いたのである。事急なるに當つて富めるものが陰徳を施すことをなさざれば、各種の力を以て不仁の道を責めらるゝは必然である。これを知らずして己を善とし、人を惡として憤怒しその仇を報ぜんとすれば、一身を以て衆多を害せんとするも得べ

からず、假令官の力を借りて勝を得ることあるも、多數町民の子孫は又時を待つて子孫に復讐するであらう、互に攻争を敢てせば、國家何れの時か安堵の道を得べきか官廳この道理を知り、互に紛争なからしめん爲に、暫く孫右衛門を捕へて禁獄し、町民の平和を保たしめんとした行爲を偏頗なりと罵つた。自ら瓜を蒔いて瓜を得たことを怒るとは淺聞しきことではないか。孫右衛門が一家再興を志すならば、先づその一念の根元に立歸つて前非を悟り、天を恐れ一身を艱難の地に置き、他人の困苦を除かんとするの所行を立つる時は、禍忽ち變じて福となり、求めずして一家再興の道その中より發生するであらう」

と、孫右衛門等大に感じ、憤怒の焦心消滅して、専ら再興の方途を授けられたしと懇望した。

先生曰く、

「然らば家宅は破壊せられ、米穀は亂され、餘財焼亡したりと雖も、元來舊き富商である。多少の残れる財があらう、これを集むる時は何程あるか(註、悉皆集むれば五百兩もあらんかと答ふ)その五百兩一物と雖も、家に残さばその家を禍するであらう、何となれば凡その一物といへども世の呪怨の源となり、この財ありしが爲に大なる災に罹つたのである。既に天災の時に何一つ残らなかつたと思へばよい。残れるものを我物とし残りの多きを悦ぶ心あらば、災害の根元を残して、二度家を滅す基となる。これを悉く去ること能はずして、餘財を残さば病毒を残すものである。速に之を去る方法

に出でよ、この事をなす能はざればその家必ず亡ぶべし」

と。四人且つ驚き、且つ感じたれども餘財ありといへども、少額なるが爲に無利息金を借らんとしたのである。然るに全部之を去らば益々困窮するならん、理は當然なるも策の出づるを知らざるが如くである。唯宗兵衛は、千兩の無利息金を借らんと勧誘したるも、實は聖教に遭はさんが爲である。千兩は手段であつた。根元は孫右衛門に善心が發らば足る所であつた。然るに先生又曰く、

「余が教ふる所は實行する所であつて小人の忌む所である。汝輩は目前の損益打算のみに心が動いて居るから、君子の道の如きは行ふことを得まい。速に歸つてその好む所を行ふがよい」

と、孫右衛門曰く、

「今先生不肖の某を憐み、此の如き尊き教を示し給ふ、敢て教に隨はざることの有るべきか、唯方法が明かでない餘財を去るとは何れの所に如何様にして去るべきか。」

先生曰く、

「敢て河海に投ぜよと言ふにはあらず、汝の家屋を破れる町民は、仇にはあらずして、汝の欲心を碎き汝の悪因を碎き、善心を發して一家を永續せしめんが爲め一身の罪科を抛つて破却した。これを以て恩人である。本來彼等は心よりこの理を知つて爲した業ではない。一旦の渴命に迫り、彼等にもあるべき悪因によつて發したものであるが、汝が心眼を開いてこの事を見るときは自然の道理



儼然として明らかである。故に町民の行爲によつて善心を發し、善種を蒔き之を培養する時は、町民の致した災は汝の得難き幸である。速に一心を改めこの理を辯明し、餘財五百兩を町内へ出し『非常の凶年に當り、互に艱難相救ふべきに、不肖にして期を過ち、各人をして大に勞苦せしめたことは、皆某一人の過ちである。今更先非を悔ゆるとも詮なきことながら、餘財にして猶殘れるもの僅に五百兩あり、一物も残さず町内貧困救助の資に差出し、其處置は然るべく取計らはれたし。僅々たる餘財、潤助效少かるべきも、或は補ふ所の不足の用にもならばと思ふのである。唯我が後悔の意を示さんとする志に外ならない。願望を許さるれば幸である』と申出でよ、一毫も惜むの念があつてはならぬ、一切人を怨むの心があつてはならぬ、斯の如くして町内安泰の事實を見ざる道理はない。孫右衛門一家は船を以て江戸へ通行し、その運賃を得て露命を繋ぐべし、これは一家破却の運命を免れたものである。その時に當りその收入によつて生活を立て、大に緊縮し、大に精勵し、艱難を爲さば、その生活上の體驗は一身を玉と磨き、幸福の根元こゝに開く事であらう。この道を行ひて然かも町民不平を生じ、一家彌々危きに至らば、余は直に五百兩を與ふるであらう』

と。四人大に驚歎し、夢の醒めたる如くに恭悅し、速に之を決行せんと大磯に歸つたが、先生の前に在つては邪念消盡して大悟明月の如くなるも、家に歸れば疑惑凝然として群生し、終に決する所なく、親類縁者も亦なほ相談すべしとて歸つた。浦賀の二人は途中鎌倉に於て日暮れとなつた。時に雨さへ

降り來つて前路を辨じない、二人は圓覺寺の淡海和尚の事を思ひ出した。和尚は圓覺寺誠拙和尚に師事し、次でその西堂即ち管長となる。雲衲うんだち參集日に多く當時の名僧である。博學多識にして遠近その徳を稱し、宮原一家もこれに師事すること既に久しきものである。この寺に宿し、明日歸らんと談し、二人の參詣するや、和尚「この日没後何れより來る」と、二人答へて大磯の川崎屋復興の爲に二宮先生を訪問し、種々の教を受けたる次第を具に物語つた。和尚大に感歎し誠に尊き教である。その理實に無量である。二人の者如何に決心したるか、二人曰く

「未だ決せず、家に歸りて親族と協議する積りである」

と、その語の未だ終らないのに、和尚聲を勵して曰く、

「汝等を教導すること久しと雖も、未だ其の如き至教を得てその理を了解することを得ざるか、大なる善道聞いて速に其道に進むこと能はざる何事ぞ、一家の中心人物にして至教を解する能はざれば一族凡庸のもの何を以て解することを得べきか。嗟今時濁れる時に當つて、それ程までに大道理を以て人を教へ至善を行はしむる大徳の人が在つたか。その教に依らずして歸らんとするは不埒である。止宿せよといへば二人のものゝ意に適はんも、一宿を許すことは出來ない。直に大磯に引返して其道を行ふべきである。我れ多年の親好を以て今夜の止宿を斷る。これ汝等を以て道に至らしめんが爲である」

と。二人恐縮して寺門を辭したが、已を得ずして雨中を冒して一應歸宅した。

二人は淡海和尚の一喝に感じて彌々意を決し、速に親族に告げて再び大磯に至り、和尚の教を孫右衛門に告げた。孫右衛門も漸く動いたが、報徳金拜借證文によれば、孫右衛門は宗兵衛同道にて浦賀に至り、親族協議したが、實以て容易の儀ではないが、兼々教化を受けつゝあつた圓覺寺の淡海和尚が我れ禪門に入つて數十年、常に心魂を碎いて救世の道を究めて居るが、正しく未だその理説の如きはない。佛の垂示し給ふ自他平等即身成佛といふ教はそれである。中々凡慮の及ぶ所ではない。只今より即刻一同歸宅して、少しも餘念なく、一途にその教を遵奉すべしとのことであつたのであるから、今更躊躇すべきでない、とて一同賛成の上、浦賀よりは惣代として宮原屋清兵衛瀛州大磯に來り、親類打揃うて小田原に至り、その處理法等を伺つた所、先生は懇篤にその取扱方を授け、因果の道理を諄々と理解せられ、財産商品等を精算し、男物四十點、女物百二點、計百二十二兩餘、外に現金合せて七百五十兩餘といふ資財があつたので、その内五百兩を町内へ差出し、殘貳百五十兩餘は商賣の資本とし、伊三郎を支配人として一切を賄はしめ、孫右衛門は野州に至り修業を爲す心底を以て之を執行することとなつた。天保九年十一月の「報徳加入金取調帳」によれば、この男女衣類の取調が明細に記されてあるから、實行は十一月と見ゆるが、同時に町内へ差出すといふのは、報徳加入金として差出し、それが町内へ差向けられることとなつた。即ち五百兩の資財も、大磯町内の仕法資金たる

べき希望を附したものと見ゆる。

この資財を受取つた大磯町の役人は驚いた。如何に處理して然るべきかも斷定し兼ねた。依て町内役人を集めて協議した。然るに町内一同はこれも甚しく驚いた。

「もと孫右衛門は町民を怨んで居ると思へるに、町内救助資金として無利息の金を差出すなどとは思ひよらぬことである。町民は愚昧にして孫右衛門の行動を知らず、一途に凶作來るに苦んで暴行をした。その罪を償ふことも爲さないのに、餘財を盡くして困窮を救はうとは、如何に孫右衛門が誠意とはいへども、當方が易々と之を受けられるものではない」

といつたが、町役人は、

「孫右衛門の決心も甚だ堅いから、之を返却するとも受取らないであらう、また之を無益に消費すればその誠意に報ゆる所以でない。之を無利息年賦金に貸付けて窮民を救ひ、一家取直しを行つて町内の艱苦を免れ得たならば、孫右衛門に恩を報ずることも出来るであらう」

と。町民之を聞いて大に悦び、終に之を受納するに決した。

爾來町民の孫右衛門に對する態度は一變し、父母に對する如く、町内の紛争霧消して親睦となつた。孫右衛門は屢々野州、並に小田原の間を往來して報徳の教を聞き、節儉を守り、伊三郎以下店員も亦誠意精勵し、次第に利潤増加し一家再興の曙光を明に認め得るに至つた。

然るに大磯町に於ては、前後の困難より延て天保十年に至り、宿驛の公式費用の負擔も困難となり、一般の疲弊も益々甚しく如何ともなし難きに至つた。依て天保十一年正月、葦山代官手代齋藤勘兵衛の名を以て、大磯宿の借金八九百兩にも及び、その返済方につき、町内一人毎に封書を以て意見書を差出すべしと觸渡した。當時孫右衛門は大磯の方は伊三郎に任せ、自分は多く先生の許に居た。先生曰く誠に好機會である。餘財を調査して差出せ、禍の轉じて福の來る時が來た。こゝに於て調査したる財産は現金百拾壹兩餘、米麥雜穀、其他三百六拾六兩餘、貸付金貳百八拾壹兩餘、合計七百五拾九兩餘の中、預金差引殘金五百貳拾七兩餘、之を差出して右八九百兩の借財償還の資に當てられ、十ヶ年賦にても償還せられなば、繰返し貸續ぎ永久助成に相成様致したしと申出で、再び右五百兩を差出した。その上申書は左の通りである。

### 差上申御請書之事

東海道大磯宿、北組百姓孫右衛門奉申上候、當宿之儀連々困窮相募候に付、御改革被<sub>レ</sub>仰出、御出役之上、當時御趣法中に候處、宿借金濟方、役人共初、小前末々迄工夫勘辨いたし、銘々存寄有之候はば、書付印封にて可申上旨、御書付を以宿内御觸渡し有之候に付、私儀別段宜工夫勘辨等無<sub>レ</sub>御座候得共、身上取調見候所、有物穀類代金、並貸金共、合金五百兩有之候間、差出候宿借金濟方に差

尚申度、尤去亥春中、金五百兩差出候振合を以て、無利足十ヶ年賦に御下金被成下候様仕慶旨申上候に付、右書付を以、早速葦山表へ御伺被遊、右様多分之金子差出候ては、百姓相續方差支候儀は有之間敷哉之旨、精々被仰聞候處、其餘田畑等少々所持罷在、暮方差支候儀決て無御座段申上候、然る處右金差出方之儀、其時々御差圖有之、當時御取締中之儀に付宿役人へ相對を以相談候儀、決て致間敷旨被仰渡、承知奉畏候、依之御受書一札差上申候以上

天保十一年子年二月

大磯宿 百姓 孫右衛門

外三名

江川太郎左衛門様御手附

齋藤 勘兵衛様

代官は大に感じた見え、三月代官江川太郎左衛門大磯通過の砌、

「宿方困窮立直り之儀、厚心懸、宿方度々差出金いたし、其外困窮之者へは救助之取計いたし遣候段奇特之儀に付、爲褒美白銀二枚差遣候」

旨、御直對面にて仰渡された。その後六月孫右衛門は先生の隨從者として葦山に赴いた時にも、江川代官に御目通り對面を許された。その節は葦山の多田彌次右衛門の納金の助成をしたことを賞せられた。即ち

多田彌次右衛門儀、吹直金引替御用相勤候處、種金殘金千參百八拾九兩參分上納之分、半金は無利十ヶ年賦に差出、公儀へ對し御奉公筋、且は同人家名相續之道相立奇特之至、猶又宿方之儀は勿論、不寄何事心付候儀も有之候はゞ、不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>取次<sub>一</sub>直々可<sub>レ</sub>承

旨を仰渡された。代官へ直々對面意見を申述べるといふ破格の取扱を受け、孫右衛門は愈々報徳の有難味に感じ、自ら報徳金拜借證文中に

「偏へに報徳御趣法の教を受けたる御餘光故である。第一祖先の冥慮に叶ひ、其上一家相續の方法として、特に報徳善種金千百拾參兩貳分之内、六百拾參兩貳分は大磯の宿柄立直るまで無利置据にて拜借し、殘金五百兩は、無利息十ヶ年賦にて拜借することを得、祖先の家名も立ち自分は勿論親類一同相助り、重々冥加至極有り難き仕合に存ずる」

旨を認めて居る。これは正に天保十一年十二月のことである。

されば孫右衛門が大磯宿に差出した壹千兩の資財に對し、實はその誠心誠意を賞して報徳善種金より同額以上を貸付け、孫右衛門独自の生計を立てしめたのである。之を事實より見れば不淨なる財を棄てしめ、清淨なる報徳金として換附せられたものである。櫻町に於ける岸右衛門が、一村に對する信用を失つた時、その家財を推讓せしめ、開發法によりて元資財以上の復興をなさしめたと同じ方式であつて、小才子の墮する失徳を補つて、世の爲に盡す智者とならしめた仕法である。

斯くて孫右衛門の美名は遠近に響き、其名を聞き、その人を慕ふもの多く、櫻町、江戸、大磯、小田原等の報徳連中が、往來の途次立寄り、また報徳金送達爲換の一中心をなすに至つた。これ一に先生の風化の致さしめた所である。

三 大磯宿の仕法並に油屋藤兵衛と茶屋町の仕法 大磯宿は從來一般に困窮しつゝあつた所へ、天保七年の凶作時の影響と、暴動一件に關して上下の失費多かりしと、大火の爲に宿借金千參百兩にも及んだこと等によつて困難して居たが、孫右衛門の仕法發願によつて、天保九年に金五百兩を差出し、無利息金十ヶ年賦にて大磯宿公式借財を返却することとなつたが、尙殘額八九百兩にも達し、返済の手段の立様がなかつたので、天保十一年正月晦日、代官手代より宿内一同へ内達し、一人限り極秘を以てその返済手段を内申せしめた。之に應じて申出たものは六十五人あつたが、大半は不調法にて考へがつかぬといふ内申書のみであつた。中には種々考案した良法もあるがといふのを見れば、自分にこの事業をさせてくれるといふ類であつた。この多くの書類中に異彩のあつたのが、孫右衛門の前節の通り金五百兩を差出すといふのであつた。

孫右衛門が無利息十年賦で金五百兩を差出したから、大磯宿の負債は順調に任法立が出来た。

川崎屋の仕法と伴つて、大磯南北兩組の仕法が行はれたが、その他の町々も亦天保凶作以來の困憊は相當甚しかつた。殊に町内小磯の油屋藤兵衛は、先生の許に至り教を受けた内の選ばれた一人である。



恰もこの頃代官江川太郎左衛門の手附津田橋六といふ者、大磯に出張し、當時全國に向つて徹底を期しつゝ、ありし水野越前守の新行政手段に努力し、風儀取締の爲に、飯盛賣女は本町以外に出すべからずと厳達した。

茶屋町はその名の如く飲食店旅館等の多かつた所と見え、非常なる打撃を受くるものとなし、一町擧つて飯盛出入を差許され度旨歎願に及ぼんとした。油屋藤兵衛は先生の許に在つて此の不穩の狀勢を知り、先生に指導を乞うた所、豫て老母の志願たる祖父三宅善兵衛の篤志の後を襲ぎ、祖父の如くに宿内公共の爲にもならんかとの願望は唯今なるぞと指示せられ、直に老母の養老資財より金五百兩を差出して川崎屋の例に倣ひ、再び打毀等の發生せざる様處理することが出來た。それは天保十三年正月のことである。

これは飯盛の出入を禁ぜられたが爲に、町民は利益を失ふなるべしと豫想せられたので、この困難救済の爲に、無利息七ヶ年にて五百兩を貸付け、この助成によつて生計を緩和せんとするにあつた。即ち報徳仕法の様式によつて、出精奇特人入札の方法を以て貸付けるのである。

大磯に於ける仕法中、個人仕法より一般仕法へと進んだのは、藤兵衛を中心とするものと、利右衛門を中心とするものであるが、特に藤兵衛の取扱つた出精奇特人入札より、町内一般に貸付け、天保十三年より弘化二年までの正式仕法書が傳はつて居るのを見れば、最もよく整つた報徳仕法の一例と

認むべきものである。

四 川崎屋仕法第二期 第一回の仕法によつて、店舗は分家伊三郎を支配人として經營の任に當らせ自分は家祿を本として高麗寺村にて安固な生活をなし、二回に壹千兩を大磯宿内に提供し、町内よりは尊敬せられ、代官よりは賞詞を受け、報徳連中に加はつて、多田朝日等の仕法に關與し、淨き生活を遂げつゝあつた孫右衛門は、如何なる生活へと精進したかは書類が整つて居ないが、數年間報徳金を償還し、この道にあるを悦び合ひつゝあつたが、以來日記にも書翰にも一時見えなくなる。

然るに嘉永五年に至つて、先生は加藤宗兵衛に對し川崎屋も最早仕法以來十五ヶ年、近頃一切音信がないが、多分は家産も減少したるならんと物語られたので、宗兵衛は孫右衛門方に來てその旨を告げた。孫右衛門は始めて心付き、伊三郎に就て取調べた所、果せる哉孫右衛門より支出し置きたる財貨九百兩は殆ど貸棄てになつて居た。

茲に於て先非を悔いたる孫右衛門は、報徳金其他貸附金壹千四百九兩參分貳朱の内、九百九兩三分貳朱は日光御神領御開發御入用に加入したいと申出た。

併しこの殘金は貸付金であるから、或はこの貸付金を日光仕法報徳金に加入すると同時に、先生の手許より報徳仕法金貸付を懇望したものと見ゆる。

嘉永五年十二月には「先生より天地の大道、上下の定理、貧富盛衰善惡の輪廻、四民之要道、一々

教誨の上『米まけば米草生えて米の花、さきつゝ米の實法世の中』との歌を詠ぜられて因果の道理を具に教誨せられ仕法の指導を受けた。而して翌六年八月類焼にかゝつて浦賀其他へ助成を仰いだ、先生の御指導によつてといふ挨拶により即決しなかつた。その後は如何様になつたか全く音信がない、恐くは報徳記に見ゆる様に、我意に流れ、先年差出した無利息金を私財に繰戻し、一家を興さんとして失敗し、先生に報告する程の結果を齎し得ざる間に嘉永より安政へと時期が推移し、事實は非常の困窮に陥つたものと見ゆる。教によつて生活を建つる時は榮え、教を棄つる時は衰ふ。明治に及んで油屋の後は榮え、川崎屋の後は絶えた。大道はこゝに眞理を顯著に表明する。

**五 利右衛門の推讓と山王町の仕法** 川崎屋孫右衛門の親族に利右衛門があつたことは、前節に述べた通であるが、打毀一件の頃にも伊三郎と共に孫右衛門の留守中を引受けて居た。本來富める方ではなく、天保十一年の調によれば、家株八反五畝餘歩にて借財貳百六兩餘とある。

嘉永五年十月に差出した「御伺口上書」によれば、一家相續が困難な所から、御手許金五拾兩と、孫右衛門より七拾兩とを拜借して商業を始めた。

孫右衛門の親族であり、先生の許へ往來した爲に、報徳仕法の事を幾分辨へて居た。町内に存在する三人の寄留者が、住宅を所有して土着したしと懇願したので、利右衛門は先生に請うてその仕法の承認を得、孫右衛門の報徳金より借受け、落成に及んだ頃町内に大火があつたので、來住者よりも本來

土着の者の住宅の方が焦眉の問題となつた。併し何等便法もないので自己の所有住宅地を賣却して、それを以て小住宅を作り、之に應ずることとした所が、自分の住宅が賣れないで、取り敢へず田畑を賣拂つて取掛つた、これは天保十五年のことである。

爾來町民は報徳御趣法の儀を懇願するものが多いので、家作を遺したものは勿論、古來の百姓共も一同相談の上、身分に應じて積立金を始めた結果、嘉永五年に至つて金七拾五兩に達した。如何取計然るべきやを先生に伺つて貰ひたいと、伊東發身いとうはつちん、齋藤桑之助へ願ひ出た。

然るに利右衛門自身に於ては負債額百七拾參兩とある。利右衛門が一人借財をして、住民の急を救つた結果として、推護の風は山王町を化して仕法願となつた。これは如何に處理せられたかは仕法書に明かでないが、仕法實行の證として認むべき十ヶ年間仕法雛形が作製せられてある。斯くて一人の推護が一村に及ぼした民風作興の跡が見ゆる。

其他大磯町内の傳兵衛、半左衛門の仕法が行はれた、斯くて川崎屋の仕法を因縁として、相當顯著に大磯附近の町村仕法へと傳播しつゝあつたことを知り得る。

## 第十三章 葦山の仕法

一 江川垣菴の懇望 葦山の仕法は江川太郎左衛門よりの懇望による。この一條は領内の豪商多田彌次右衛門始め、朝日與右衛門其他のもの等が、幕府の古金銀引替御用を勤め居る間に、上納金不足し、返金に差詰り、本人は勿論、代官としても領政上容易ならざる問題となり、上下痛心の最中、二宮先生の報徳金貸付仕法立の風説を聞き、彌次右衛門屢々先生の許に至つて報徳金貸付を懇願したけれども、申々承諾を得ないので、代官親ら筆を執つて懇望することとなつたのである。

江川垣菴えはがきの書狀は天保十一年六月六日であるが、その前年十年十二月廿七日、小田原藩士坂部興八郎等より、葦山の柴鷹助等に宛てた書狀によれば、「既に同年以來、多田彌次右衛門は屢々野州までも出かけて報徳金拜借を願出たが『報徳金貸付の儀は、殊の外次第も有之』曰下仕法中の村々も多く、容易に手の行届かぬ現状であるから、何れ彌次右衛門とも面談の上に致し度、この次第は本人も承知の筈であるから、引替金上納御差支とは存ずるが、如何とも致方のない次第を御憐察願ひたい」とある。即ちこの書狀は彌次右衛門は天保十年春から懇願して居たが、申々承諾を得ないから、代官の手代の盡力を以て小田原藩へ懇望した所、小田原藩から速には應じ難しと謝絶したものである。

その何事を懇望したかといふに、多田彌次右衛門は古金銀引替御用を勤めて居たが、幕府より預かつた元手金の上納残が延納となり、返納の方法がないので、報徳金を借用して、この難關を切抜けようとしたものである。

古金銀引替といふは、幕府の金銀改鑄に際し、新貨幣を交付し置き、古金銀を引上げ之を上納せしむるので、地方の富豪はこの引替の任務に當り、新金銀の委託せらるゝ間は無利息であり、上納期までは一時之を貸付け置いて利息を收得し、種々の便利と利益との爲に自ら贅澤となつた。併し元來は御預り金であるから、時には急速に、時には徐々に上納しなければならぬ。然るにこの遊金は手許に留め置くものでなく、勢ひ取引區域に貸付となるものが多かつた。多田の取引範圍は駿遠豆相の廣きに亘つて居た。隨つて取立も容易でなく、多田の所有田地小作納米も天保兩度の飢饉に未進が多く大に困難を極めた。これ等の事情に當面して居たのは多田のみでなく、三島の朝日與右衛門等も同様であつた。併し多田はその金額が最も多額であつた。

古金銀上納帳によれば、文政六年に命を受けて以來、天保七年までの取扱金高は次の通りである。

惣金高六拾八萬九千七百拾五兩餘

内金拾八萬參千四百四拾貳兩餘

多田彌次右衛門

金拾貳萬參千九百參拾六兩餘

朝日與右衛門

金拾壹萬八千九百五拾九兩餘

清次郎

金拾壹萬八千四拾八兩餘

友右衛門

金拾壹萬七千八百八拾壹兩餘

惣右衛門

金貳萬五千八百貳拾七兩餘

千右衛門

而して上納殘金帳によれば、文政六年より天保九年まで取扱、御下ケ手取金八萬四千百四拾七兩餘の内、八萬貳千七百五拾七兩餘を上納し、殘金千參百八拾九兩參分が不足である。殊に當時私債四千八百貳拾參兩餘あつて、金融が<sup>た</sup>礎と行き詰つて居た。尤も家産は田地のみにて四拾貳町四反餘もあつて、作徳米千百六拾八俵を收納し、御年貢高掛りを控除して六百八拾參俵を賣却し得る。この田地は作徳米より判斷して、當時千五百四拾貳兩位に相當したものである。

多田彌次右衛門が御用命を受けたのは文政六年、之を辭退したのが天保九年で、前後十六年間、名譽と責任と華奢と因果關係をなして千參百八拾九兩の金策に行詰つた。各方面に懇談したが終に策はなかつた。然るに小田原大久保領にては、野州より偉才二宮先生の仕法が移されて、無利息金を以て救濟せられるといふ評判が高くなり、諸方に風聞が傳はつた。彌次右衛門は新古金銀引替の爲、小田原藩にも出入した。時には借入御用を命ぜられたこともあつたから、蒞山代官の手代と小田原藩臣との交際は通り一遍のものではない。彌次右衛門は小田原領内の報徳仕法の實情を聞き、また藩臣にも

可成し野州までも出かけて懇願したが、中々容易に引請けられないけれども、眼前に報徳仕法の進行を見ては、懇願を中止し得べきものではない。依て葦山代官に依頼し、代官手代より小田原藩への交渉となつたのである。

正式第一回の交渉は無効に終つた。けれども全然拒絶せられたのではない。それは當時先生の手許にも、三浦の宮原屋等よりの預金がある順序になつて居た。これが決定すれば或は融通がつくかも知れなかつた、併し事柄は容易に進行しなかつた。茲に於て天保十一年六月六日、江川坦菴の名を以て先生に面談依頼の書状が發せられた。

未得<sub>ニ</sub>拜<sub>ニ</sub>眉<sub>ニ</sub>候得共、以<sub>ニ</sub>小<sub>ニ</sub>楮<sub>ニ</sub>啓上仕候、向暑之<sub>ニ</sub>砌<sub>ニ</sub>愈<sub>ニ</sub>御清福奉<sub>レ</sub>賀候、然ば私儀五ヶ年以前御代官被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>、支配所一同之進退一身に拘候處、何事も不行届にて其任に堪不<sub>レ</sub>申、深慨愧之至御座候、然所風と先生之御大名承知仕候間、是非御旅宿迄罷出、色々相窺厚御教諭をも蒙度存罷在候得共、官邊にて申候得ば私事之様に相當、御罰所を越、他領へ罷越し候事、何分にも難<sub>ニ</sub>出來<sub>ニ</sub>候に付、御用序も御座候はゞと相待候内、野州表へ御出立之趣承知仕候間、渴想に不堪、以<sub>ニ</sub>手代共<sub>ニ</sub>御出之儀相願候儀に御座候、至愚之處より、若不敬に陥候儀も御座候はゞ、何分にも御海容被<sub>レ</sub>下、御出被<sub>レ</sub>下候様幾重にも奉<sub>レ</sub>願候、御聞濟も御座候はゞ、私壹人の幸に無<sub>レ</sub>之、支配所一統之幸にて、畢竟は、公儀御爲筋之儀に付、吳々も御出之儀奉<sub>レ</sub>願候、右申上度如斯御座候以上



六月六日

江川太郎左衛門

二宮金次郎様

この切なる書狀は六月六日附であるが、これより前先生の一行は五月廿五日櫻町に向つて發足した、故に彌次右衛門は小田原に來たが面會が出来ない、驚いて葦山へ使者を走らせたと見え、六月一日葦山の手代八田兵助が來て小田原藩に公式に先生を請待したいと申出で、大磯川崎屋に向つた。先生は廿七日片岡村に立寄り廿九日には戸塚に着し本陣に宿泊せられたが、葦山の意を體した特使が遣されたので、朔日には先生は大磯に引返され、八田に面會せられた。翌々三日に先生より葦山に趣かるゝ内意を得たので同日八田は大磯から引取つた。小田原藩では豊田正作が葦山表の御用を仰付られた。而して先生は六日葦山に向け大磯を出發せられた。前段に掲げた江川の書翰はこの當日の日附で公式に發せられたのである。即ち先生が來られることが明になつて公式自筆書翰が發せられたこととなる。

先生は八日に葦山の彌次右衛門方に着、翌九日陣屋即ち江川家に至り、坦菴に面接した。

斯くの如く先生は江川坦菴の懇望によつて、多田彌右衛門の上納金調達問題につき協議を遂げた所、所有田畑を賣却すればこれに相當する金額を得べきも、一時に數十町歩の田畑を引受ける程の買手もなく、親戚に於ても負擔者もなく、またこれを手離せば一家將來の支持も困難となるが爲に、終に廿一日まで協議の結果、再度坦菴に面會して處理案を提出し、漸く廿三日出發したが、途中大雨にて熱

に泊し、翌日小田原に歸り、地方の用件をも取片づけて七月七日櫻町に歸任した。

## 二 多田彌次右衛門仕法の概要

多田彌次右衛門は新金引替御用を仰付けられ、新金を引替の種金として預り、之を民間に貸付け、上納、或は返金には舊金銀を受取り、現今の日本銀行の支店の如き用務と、普通銀行の貸付とを兼ねて居たので、豪勢なる經濟力を有するに至つた。されば資金の入用なる事業に關係することが多くなつた。生鯛御用の如きはその最も顯著な用命であつた。

生鯛御用は幕府の生魚進入の御用商である。沿岸の漁獲物を江戸に送り、常に御用に充つる用意を要した。多額の資金が固定し、現品取扱も容易ではなかつた。各方面への貸付も返金は停滯した。帳簿上の資産は相當増加すれども、現金の回収は困難となること、世の常の銀行及組合の事業難と同様である。而して幕府の用命によつて取扱へる古金の上納は、幕府の入用に從つて時々嚴命せられる。これ各地の引替御用商人の困却した所以である。

多田の貸付けたる金錢の回收残額は天保十年六月に於て、金四千七百拾八兩である。上納すべき残額は金千參百八拾九兩である。帳簿上には莫大なる資産がある。然れども貸付金は殆ど全部が固定である。外に私用借金も亦參千四百參拾參兩餘に達して居る。上納すべきものは急に迫られて居る。已むを得ざれば所有田地四拾貳町四反八畝拾七歩の内を賣却すれば事足る。然れども多額の地面賣却は容易に買主がない。

小田原に出入しつゝあつた多田は土地買上げを懇願した。併しそれは不可能であつた。この時この際先生の報徳仕法によつて救はれんことを懇望した。而して先生より江川垣菴への獻策となり。天保十一年の暮には小田原役所より貳百兩、翌年六百九拾四兩餘、川崎孫右衛門仕法金六百九拾四兩餘、總計千參百八拾九兩參分を貸付け、多田の所有田地參拾壹町六反九畝貳拾八歩を書入れ、その作徳米壹千俵より年貢諸役高掛りを引き、残り四百拾六俵餘を以て十ヶ年賦に償却することとなつた。

この大案件の一段落と共に、家財道具を賣却し、約拾町許の田地の收入を以て、他の借財參千四百餘兩に充つることとなつたが、貸付金の回收と、家計の餘財にて種々の借財を返済することに承認を得て、十ヶ年間位に無借となる計算を立てたのである。

この融通金は小田原仕法中の報徳金と、川崎屋の親族並に川崎屋の篤志加入金とを流用したものであるが、その擔保となつた年期賣渡田地參拾壹町餘は、小田原より人を遣して實地を檢し、境界を明かにし、精密に擔保の實あらしむる様努められた。これは未だ充分報徳教化の徹底せざる時代に嚴に施すべき手段であつた。

多田の仕法は年次納入さへ出来れば極めて簡單であつて、殊に約束の年限もなく、利率も定められず、無利息貸付の如き表彰仕法でないから、一年にても早く返納してこれを完了すべき筈である。然るに事實は之に反して年々幾分は納入したが完納とはならない。報徳金千參百八拾九兩參分を十ヶ年

賦とすれば、年々百參拾八兩餘を納入するか、擔保田地の收得米中より米四百拾六俵宛を納入すべきであるが、永年習慣の生活を分度に合致することを得ずして、漸く返納した金額は、天保十二年より嘉永二年まで九ケ年間に八百六拾七兩參分である。而して殘金五百貳拾兩を翌嘉永三年一ケ年に納入するが如きは、從來年賦金延滞の事實に徴するも不可能なことは明かである。それ故弘化の頃から徐々に督促せられ、弘化三年閏五月彌次右衛門死亡後は、伴藤五郎に嚴重な催促を加へられたが、親族間の負債返納延引もあり、保證の責任も果しかねた。

彌次右衛門は屢々小田原野州を往來して教を聞き、藤五郎は相當長期に亙つて報徳仕法の實習をしたけれども、元來富家に育ち、親族間の貸借關係と、一家仕法の機會に利する所あらんとする風習と相絡み、往來數回、協議、約束幾度か變更して、嘉永四年八月、年々百五拾兩宛七ケ年納入し、元金並に謝禮納入となすべき旨申出た。從來約束が反古となる例多かりしを以て、先生は承認せられなかつたが、是非これにてとて從來の頭末と謝意とを記した願書を差出して引取つた。

斯く仕法が入り纏れたのは、多田一族は報徳無利息金の借用中に資産を整頓し、餘力を生じたる上にて返金せんと希望したるも、元來報徳金は無利息の恩金につき、調査出來次第返納して他の報徳仕法に推讓するを原則とするを以て、懇願と督促と、私益と公益との喰違ひである。

嘉永三年十二月十二日、先生より多田藤五郎に宛て送られた「御百姓永久相續方並殘趣法田畑世話

方議定書」は、多田家の仕法の最初よりの顛末を詳にし、残りの報徳金返金に關する仕法を授けた長文の書類であるが、その中に理解を含めて報徳の趣旨を明かにしたる教訓が幾々所も記されてある。例へば六十ヶ年の分度を以て推讓を行ふ方途を示しその末段に至つて次の通りに誡めてある。

「家毎銘々時により節に隨ひ、賢愚あり、又精不精あり、譬へば春夏に生じて秋冬に實法るものあり、秋冬に生じて春夏に實法るもあり、此故に春夏に生育するものは春夏耘り耕し肥灰養ひ、米穀を取増候外、國家之衣食、財用之出道無之候間、眼前本業致出精、心掛宜敷、詰り村爲にも相成候者、其誠意に隨ひ取立遣し可申候、若又家業を怠り弊風に流、致困窮、田畑配當潰に及び候ものは、前條の割合を以て、子孫永々取立遣し候はば、鰥寡孤獨は勿論、村中惣軒別八拾六軒、大小之御百姓、永久萬代相減じ不申……、古語曰民惟邦本、本固邦寧のたまへと宣り。其餘徳あらば壹畝壹歩宛も荒地起返し、年々一粒宛も取増し、度外之産財を以て相互に助合、去る弘化四年伺濟相成居候難形通り年々繰返し取立遣し候付、……正に天より降り來るが如く、又地より湧出るが如く、内外致潤澤……何方迄も急度立直り可申候……」

かくて嘉永四年には擔保の田地は一應本人に下渡され、田徳によつて返納を確實にすることを誓つた。その後完全に年度毎に實行したといふ書類は残つて居ないが、安政三年の田畑高反別仕譯御請印帳によれば

一、九町貳畝歩

多田元次郎幕方分

一、貳拾四町參反貳拾六歩

報徳返納並恩謝別途分

一、八町壹反九畝參歩

元次郎姉婿藤兵衛へ讓分

計四拾壹町五反壹畝貳拾九歩

とあり、更に「願之通り御開濟被<sub>レ</sub>成下置<sub>レ</sub>」とあるから、始めて先生の認許せられたる分度確立にて未納元金並に相當の謝禮金を納入する基礎を定めた。しかしこれが何年に至つて完了したかは明かないが、文久慶應の間に元金が皆済となり、明治の初年何程かの謝意を表したといふ多田より差出した報告があるから、こゝに長年月間子孫の負ひ來つた責任を果したものと見ゆる。

三 蕪山附近の仕法 蕪山の仕法は多田の引替金上納一件を中心とするものであつて、其他は極簡單なるものである。その始末の案内簡明に進んだものは朝日與右衛門の仕法である。

朝日與右衛門は三嶋宿の豪家であつて、多田と同じ頃に吹直し金銀引替御用を仰付けられて居た。而して當世の弊風に染みて是亦借財増加し、御預金の上納を怠るに至つた。

負債の總額は、天保十二年の調によれば、金貳千九百四拾參兩貳歩、その内六百七拾兩が御引替上納殘額である。この家産の危期を脱せんが爲に、報徳の仕法を仰がんとしたことは、寧ろ多田よりも早かつた。

天保十年六月二十九日の書状等によれば、同年春、先生を訪ひ、非常の肝銘を受け、往路と歸途とは生れ替つた如き心境に生きる様になつたとあるから、非常な隨喜の涙を霑して居る。

朝日が始めて訪問した時は上納金拜借の事のみではなく、一家仕法の總括的指導を受くるにあつたが、無論上納金の事は重要事項であつた。家産は參拾四町九反餘、千五拾貳俵の作徳米であるから、分度を確立すれば處理のつかぬ程度ではない。

然るに引替種金上納の割當額未定の分もあり、他に訴訟事件もあつて、御仕法の遂行も上納金の皆濟も延引を重ねた。漸く天保十二年に至り、小田原藩士を便りて報徳仕法の正式依頼となり、小田原藩士山崎、男澤の周旋により、葦山江川家の手代の松岡よりも懇望せられ、漸く翌年に至り、村民十七人の保證を以て、川崎屋仕法金より融通せんとしたが、往來數次他より低利の周旋が成功し、爾後年次償還が行はれて雛形通り完了した。

葦山領内にては他の仕法志願者が少くなかつた。江川の手代であつた町田時右衛門が報徳志願者となり三嶋驛の市兵衛、並にその本家甚左衛門も、天保十三年に懇望した。しかし先生幕臣となつた時であるから、その多忙は極度であつて、他の仕法などには手もつけられなかつたものと見ゆる。

## 第十四章 下館の仕法

一 發端、下館領仕法の必要 下館の仕法は他の多くの仕法に於ける如く、領主領民共に窮迫し、殊に天保七年の饑饉によつて一層困憊し、その救急方法に苦惱しつゝあつた所へ、近郷櫻町領匡濟の成績に感じ、上下共に羨望し、藩の當局は取敢へず天保八年八月十七日高田尉じやう右衛門を櫻町に遣し、下館藩の窮迫を救はんことを求めた。

當時先生は既に青木村始め、谷田部やだべ、茂木もでき、烏山等の依頼に應じ、特に小田原領内の救済に奔走し、これ日も足らざる状況であり、なほまた一藩領内の仕法を實施發業することは容易ならざることであつて到底應じ難しと謝絶せられた。然るに下館藩の事情は一兩回の謝絶位にて退去する程度の困難でなく、また櫻町の成績に感じ決意したる熱意甚だ強かつた。故に屢々來つて懇望したが、先生は同年十二月よりまた小田原へ赴かれたので、仕法引受の交渉は遅々として進まなかつた。併しこの交渉に當つた衣笠兵大夫並に高田等は先生を訪問する度毎に、その對話によつて授けられた報徳談は、重なるに隨つて感謝の度を深くし、益々報徳仕法を熱求せしめる熱が上つた。

茲に下館藩を検するに、當時の城主石川氏は、龜山の城主石川家の分家にて、徳川氏の初期には伊



勢の神戸一萬石を領し、河内石川郡壹萬石加増あり、享保の末下館城に轉じ、河内の兼領は其儘であつた。下館は常陸眞壁郡内三十ヶ村壹萬三千石、河内石川郡内十八ヶ村、古市郡内四十ヶ村、合計貳萬三千石であつた。關西は由來豊凶の差が少いが、關東及東北には屢々凶年が來る。往昔を鑑みるに、享保の頃は下館管内人口約壹萬餘人、文政天保の頃には六千人内外となり、領主の負債も新古今計三萬三千九百餘兩、その利息千五百九拾餘兩であつた。而して收納租入より年々の必要經費を控除すれば、僅に五百九拾餘兩を剩すのみであるから、利拂として九百餘兩の不足である。故に年賦償還金及元利支拂の爲には千六百餘兩の不足となるべきであつた。

然るに從來の取扱振を見るに、必要の場合には都合のついた金銀を以て支拂はれ、計畫もなく無軌道に出納せられたから、年々不足を生じこれを補足するに新借を以てし、終に天保九年の如きは收納全部が先納先々納又は借財を以て、年賦利拂等に殘らず支拂はれることとなり、翌年の經費に充つる準備は一切無く、藩士の給與全然方法なきに至つた。

故に天保九年九月、先生が櫻町に歸らるゝを待ち受け、衣笠兵太夫以下詰切りにて懇願した。衣笠は實直にして慈惠、藩内頗る人望あり、君國の將來を憂ひ、藩主亦大に之を信認した。故に特に命じて屢々櫻町に至らしめた。始め天保八年十月十二日兵太夫推參するや、先生事務繁劇なるを以て之を固辭したが、衣笠少しも不滿の色なく、賢人の人に接する斯の如きことあるは古來の常なり、吾君命

を受けて來た目的を達する能はざるも、再三往いて君侯の敬禮信義を通ずるに努めんのみと、石川侯亦之を肯じ、これ予が誠意の通ぜざるが爲であらう、再三往いて信義を通ぜよと。

衣笠こゝに於て再び櫻町に至り頻に懇願す、先生止む事を得ずして面會せられた。衣笠さぬがき大に喜んで曰、

「我が落連年艱難加はり、借財數萬兩に及び、元利共に支拂ふ方法なく、年々新借を以て辛うじて急を辨ずる状況で、増借年に重なり、既に藩士の給與扶助の途絶え、一昨年の凶作以來全く亡國の情勢となつた。上下共に百計焦慮しつゝあるも、凡人の計圖如何ともすべからず、君侯寢食を安んぜず幸に高德仁術の良法を聞いたので、我等をして昨年來欣慕懇願せしめられた次第で、是非先生の尊諭を受けこの艱難を除き、上下安泰以て忠孝の道を盡したし、願くは下館君民の困苦を憐み再復安堵の良法を御授け願ひたい」

と。先生曰、

「余はこの櫻町領に仕法を講じ、治政の要道を盡すことを命ぜられて來り、その任務に膺あたつて居るが、不敏にして君命を辱める様な事もあらうかと恐れて居る。何を以て他の侯伯の委託を受けその艱苦を除く餘力があらう。小田原の先君この地の再興を命ぜられたが、これを辭すること三ヶ年、その間御下命は彌々急切であつた。故に止むことを得ずして此地に來つた。先君小田原侯は屢々小田

原領の再興に就て御下問があつた。余は『小田原上下の勢四季中の秋に當つて居ると申すべきか、それ秋は百穀皆熟し、一ケ年中生活上最も優つたな時である。小田原近時の情勢漸く餘裕を生じ、年來の艱難を知らず、藩吏歳出不足を生ずれば賦税を重くし、目前の逸樂を好み、國本を薄くして末を厚くすることを主として居る。またこれを病人に譬ふれば逆上の疾の如しといふべきである、一身の氣力頭上に登り、兩足冷寒血氣下方に循環せずして重病となる。これを治療するには上氣を下し兩足をして溫暖ならしめ、頭寒足熱、血氣を總身に循環せしめねばならぬ。今下民艱難して米粟を度外に納めさせ、納税の成績良ければ一藩大幸と悦ぶ、危き道に身を置きながら、安全なりとする類である。この憂を除かねば無窮の平安は得難いことである、治平の方は上を損して下を益し、大仁を下して下民を撫育し、國民をして裕ならしめば、逆上の憂患去つて國本固く上下安泰なるは剛かである。然れども一藩の氣風をして民を憂ひ、自ら艱難に安んずるといふに至らしむるは容易でない。故に道は誠に善美であつても、今日の人情にては行はれ難い、自然に艱苦の時に遭遇すればこの法の行はれることがあらう。強て秋に臨みて春の道を施さうとするとも、事成らずして却て憂患を生ずるかも知れない。良法ありともその時に非ざれば如何ともし難し』と言上した。

それ衰貧の起る所必ず根源がある。其本を察しないで徒に目前の憂を除かうと欲するは、却つてこの方法を行ふが故に力を盡して益々その憂の増培することが甚だ多い。今下館侯、天下の諸侯と

して祿貳萬石を領し給ふ。然して衰貧の極に至ることを免れないならば、小祿小給のもの誰か一人この世に安泰を保つことを得べきか。諸侯にして歲出の道なしと稱する憂患に遭遇したる所以は、その任を怠つた結果でなからうか。諸侯の任は下百姓を安んずるを以て本務とする、而して諸侯がその經常費に窮するは、この本務を怠つた爲でないか。下民粒々辛苦の米粟を以て奢侈の用に充て、民の父母たるの道を忘れたるが爲め、良民年々に窮し、農力を失ひ、衰貧に陥り、租稅減少して上下艱難となる、なほその本を省みずして坐ながら商賈より財を借り、その不足を補はうと計り、天分の分限を察し分度を立つるが如きことなく、借財は概して國家を亡すの讐敵なることを知らざるが故に衰極に赴く、依て翻然として此所に省慮し、本源を明かにして仁政を行ふのでなければ、國の衰廢を擧げ永安の地を踏むことが出来ない」と。衣笠これを聞き大に感嘆して曰、

「嗚呼先生の教導誠に至れりといふべきである、それ小田原先君は賢君にして仁義の道を行ひ給ふこと世の稱する所である、然りと雖も小田原の時勢既に秋に當り、仁政行はれ難しと、賢君疾くより大志を懷き空しく過し給ふ、上に賢君あり下に先生あつて、而して時至らざれば如何ともし難しとならば、下館の時候は何といふべきか、春夏にもあらず秋にもあらず、正に嚴冬なるべし、如何にしてこの憂を除く事を得ん、衰廢極まつて人力及ばず」

と、大息して將に退出せんとした。先生曰、

「然らず、小田原は秋の時候なるが故に人其目前の利を利として仁道が行はれ難いのである、下館は既に極寒である。陰極れば一陽來復は必定である。上下艱難を嘗め困窮に瀕した時、是に春陽の道を行はゞ正にこれを行ふべき時が來て居るのではないか」

と。衣笠忽然悦びて曰、

「先生下館再生の方途なきにあらずとは、如何なる方法を行ふべきか」

と。先生曰、

「萬物一も其處に止まることはない、四時の循環するが如くである。世人富む時は必ず奢に移り、奢る時は貧に移り、貧極る時は富に赴くもの、これ自然の道ではないか、今下館貧困の極である、然りと雖も君臣共に心力を盡し、舉藩一致、誠意誠心回復の道を行はんとしなければ、大業は成就しない」と諭されたので、衣笠大に感じ、下館に歸り、先生の言を以て君侯に上言した所、君侯大に嘆賞し群臣に告げ、群臣も亦之に感じて方針確立とその實行を期するに至つた。即ち先生の應對は、漸次訓話より指導へと進展し來つた。

二 下館仕法の着手並その指導 奉行たる衣笠の復命により石川侯大に感ずる所あり、家老上牧甚

五太夫に命じ天保九年十月奥山小一兵衛、衣笠兵太夫等を櫻町に遣し下館再復の方法を懇望せしめた。

先生到底及ぶ所でないといふと固辭せられたが、兩士の切願に對し、

「余は小田原の微臣である、何を以て他の諸侯の政事に關與することが出來ようか。また私ひそかに他の諸侯の委託を受けるといふことは、小田原藩士としての道ではない、元來小田原先君の命によつてこの地の再復の事を成就したるに過ぎない。故にこの再復の方法は小田原の方法である、先君既に卒去し給つたが、當君あり徒に應ずべきでない、下館君侯國家再興を欲し給ふならば、御縁戚のこともであり、かたぐその趣旨を小田原侯に通じて承認を受けられては如何であるか」

と。暗に仕法實行を進むる方策を指導せられたので、下館藩より直に小田原侯へ仕法指導承認方を懇望した。小田原侯よりの返答には、「宇津家の領昌再復の爲、二宮を專任し、再び小田原領内の仕法を命じた。更に最近は甚だ多忙であるから、他の諸侯の委託を受けて仕法を講ぜよとは命じ難い。二宮若し餘力があつて其の委託に應ずる様ならば共に喜悅する所である」と。この吉報が復命せられたので、十一月八日上牧、衣笠等櫻町に至り仕法を懇望した。先生曰、

「諸侯の任務は安民撫育である。然るに民を治むるに仁政を失つたから衰貧に至つたのである。故に君臣共に前過を悔い厚く民を安んぜんとすれば、政道の本源を知り仁政を志さねばならぬのである。然るに領民の安危を度外に、君臣目前の艱苦を免れんが爲のみに道を求め仕法を懇望せらるゝのは、これ本末を顛倒するものである。道を求むるは興國安民を本とすべきであつて、藩政の安危

に關しては末に屬するのである。故に斯かる要求あればとて余直に之に應ずる能はざるのである」と。兩士曰、

「國民を撫育し之を安堵することは君臣共に願ふ所であるが、現今の租稅過半は利子の支拂に費え安民の方途に支出する餘地がない。借財減少の方法があるならば必ず安民惠恤の方法も立つであらう、先生この借財に關する急難除去の方法を授けられたい」

と。先生曰、

「嗟乎事理を解せず惑ひ居らるゝこと甚しいではないか、君臣共に本體を失ひ斯の如く衰貧に及んだ、故にその本源に歸つて方途を講ずれば、先づ國本たる民の安泰を圖るべきである。然るに藩の財政難を救ふを急とするは、本幹を養はずして枝葉の繁茂を冀ふものである。斯く本末先後を顛倒して國家の衰廢を興さうとするとも到底難いことである。併し君臣共に當面の難事として憂ふる所は借財の急迫であつて、國家の本末など考ふる餘地がないのであらう。さてその借債は何によつて生じたか、國家の分度を明かにしない爲に、入を量つて出を制する方法を立てず、國用足らざれば他より借財して一時の不足を補ひ曾て後日の難を慮らず、遂に衰貧の極に至つたのである。されば先づこの憂患を除かんとすれば國家財力の根元たる分限を明かにしなければならぬ。分限明かなる時は貧富盛衰の由て生ずる所、衰廢再興の道理自ら了然たるであらう。仍て過去十ヶ年間の租

税を調べ、豊凶十年を平均し、その度に當るものは則天分動すべからざるの分度である。この分度によつて一ケ年の支拂を制限する時は國家歳出の基本明確となる。その次には數年の借財、古借、新借を分ち、元利明白に取調べ、その員數を明かにし、而してその後の償還の方法を研究しなければ、卒爾に最良の方法を指示することは出来ない。速に調査の資料と算筆に達したるものを招きてこれを計算せられよ。然らば、直に償還の方法に關する指導をなし得るであらう」

と。兩士大に歡喜し、下館より算勘の士を招いた、伊藤直記、雨森頼母、大島儀左衛門、町年寄中村兵左衛門以下參集した。この結果得たものを天命の十年平均の分度となし、これに隨つて、三萬五千餘兩（註、今回の計算は最初の三萬三千九百兩より増加し、三萬五千六拾六兩餘となつた。）の金利千六百餘兩を支拂ふ時、到底一藩の所要經費を支持し難きを以て、江戸にて壹割九分三厘、下館にて貳割八分六厘を節約し、領内三十ヶ村中二十ヶ村にて藩の上下の生計費に供し、殘十ヶ村を悉く負債償却の資に充つる案を立てた。然るに藩士に對する當面の給與の資もなく、將に飢渴に及ばんとする狀況であるから、先づ當年末の問題は今年の收納米金の現在より公務要用を缺かざる様取計らひ、新年の分は差當り櫻町より米若干を下館に送ることとし、十年一月二十一日米百三拾七俵貳斗餘を送達した。斯かる次第なりしを以て、前述の如く町年寄なる商人中村兵左衛門を招き、次で十二月二日同じく商人星勘左衛門、田宮屋伊右衛門等と呼寄せ、當面の急を救ふ協議を行つた。その審議容易に決せず、十二月上中



旬を通じて往來數次調査と協議と立案とを重ねた。これに對し下館侯より次の如き直書を送られた。

寒氣之砌可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>御無異<sub>一</sub>珍重存候、然らば去年來家來共差遣、領民安撫復古之經濟永續之基本押立申度相頼候處、國家之盛衰全く執政之法策に有之旨、雛形を以て委曲家來共へ給<sub>レ</sub>示、我等熟覽候處、如何にも厚く覺悟無<sub>レ</sub>之ては難相成、既に來春より扶助米も無<sub>レ</sub>之處、兩家中二ヶ月分用意被<sub>二</sub>致吳<sub>一</sub>候趣、不淺事共致<sub>二</sub>満足<sub>一</sub>候、何卒多年之流弊致<sub>二</sub>一洗<sub>一</sub>、家中領民安堵之道に趣、上下德に報ゆる之志專に相成候様、此末猶更丹誠之程頼入存候、餘は家老共可申候也

臘月廿三日

近江

二宮 金次郎 殿

(註、この書狀は天保九年十二月のものである。)

さてこの順序で當座の急を救ふことゝなつたが、十年正月より秋の收納までの支途に充つべきものがない。依て正二兩月分、下館并江戸表共扶持米賄金等は櫻町の報徳米金を無利息にて繰入れ、三月より六月迄四ヶ月分は下館城下御用達共八人にて調達し、七八兩月分は御本家伊勢龜山城主(六萬石)石川日向守勝手元より金四百兩立替らるゝことゝなり、漸く急を救ふことに纏まつた。

一金五百五拾八兩餘

櫻町より扶助米立替米金

内米六百九拾四俵、金六拾貳兩餘

一金千三百六拾四兩餘

下館城下御用達八人調達米金

内米千三百拾九俵餘、金貳百九拾六兩餘

一金四百四兩貳分壹朱餘

御本家立替金

この方法を確立するに就ても先生はその指導に少からず努力せられた。即ち本家の承認と商人の快諾とを要する。而してその賛助を得るためには、舉藩一致の緊縮節約をなすべく、上下一致はこの案の成否に關する故に、先生は各方面に對して理解を得べく努力せられた。その第一は藩政の決心と藩士の覺悟とである。故に之を先づ上位の藩臣に説いた。曰、

「この大患を除かんとするには、上下一致内を約して當るべきである、この儘艱苦を免れんことを求むと雖もそれは不可能である、又借財を倒して下館の憂のみを除くことも出来ない、又余の微力を以て諸侯の不足を補ふことも出来ない。然らば大小各節儉を盡して丹誠を致す外に道はない。若しこの艱難が敵國兵力を盡して下館を攻撃し來つたのであれば、一藩之を傍觀して滅亡を俟つことも出来ぬであらう。國家の危きに臨みて命を棄つるは人臣の常道である。然るに今借財の爲に領中多分の租税を失ひ、君之が爲に意を安んじ給はず、臣下亦困窮に迫つて居る。事情は異なつて居るが借財に上下困憊しつゝあるは、紛亂の世に流離艱難するに似て居る。臣下たるもの手を束ねて一國を失ふに類し、人臣の常道を失ふものではないか。然るに之を思はずして眼前自俸の給與の不足を

憂ひ國家に收納なき米粟を優に受けんとするあらば、忠義の道を迷へる甚しいものではないか。大凡國家の衰弊極まる所以は、君は君の道を失ひ、臣は臣の道を失ふが爲である。之を再復せんとする時は、君は群臣に先ちて艱難を盡し、臣下は恩祿を辭し、自己の勤勞を以て活計の道を立て、一致の力を以て國患を除く時は、たとひ何十萬の借財と雖も十年を俟たずして復讐の功を擧げ得る。而して之を達すること戰時粉骨の勞に比して誠に易々たるものがあらう。現時は叔世と稱せられる、人情君の給付を殘らず辭して事に當ることは出来ないが、國庫窮乏して他借を以て漸く給與をなせるに、甘んじて之を受くるは臣の過にして、亦之を以て授け給ふは君の過である。たとひ之を給與し給ふとも之を受けざるが臣の道である。國家の大患を救ふは君臣この道理を明かにして、國に無きものを取らんとするの心を改め、艱難の天命に隨ひ大借を皆濟せば、必ず艱難を免れ得るであらう、これ自然の天命にして人作に出づるのではない、この減數を以て君の用度を節し、一藩の扶助を制し、その餘は決して得べき道ではないことを明辨し、艱難を盡し、年々利息を支拂はゞ、少くとも借財は増加しないであらう、この自然の分度によつて經營するものでなければ、國家一粒の出所なきに至るであらう」

と。上牧等大に至當の理に感奮し、直にこの事を行はんとして下館に歸り、君侯に言上し、次に一藩に示して減少當然の用度を立つることを得た。分度既に定まり、舉藩一致艱難に處することを誓つた

ので、上牧等之を先生に告げた。先生悦びて曰、

「下館上下天命を知りその本元既に定まつた、この時に當つて負債償却の道を設けねばならぬ」と。負債償却に關する仕法書數卷を作成し、之を授けて曰、

「今君臣共に艱苦に堪ふことを決意し、元金減少の道を講ぜんとするのであるから、正月二月の二ヶ月分は櫻町より、三四五六の四ヶ月分は御用達より、七八の兩月分は御本家より、何れも無利息にて立替ふれば、當天保九年分の租税を以て元利の幾分を償却し得べく、隨つて元金總額を減ずるを以て、從來の利濟金として納入したる程の金額を餘すであらう。この餘裕を以て毎年元金を償はゞ、三萬の借財を償却するは難事ではない」

と。上牧等この事を聞き之を本家に告げ、前段の通り立替の承認を得た。先生また八人の商人を招き國家再復の道を説き、永安の道を得る大理を教誨した、富商等大に感激して曰、

「某等の家産悉く之を出すも君命あれば之を承らねばならぬ、而して先生は下館藩と些も縁故あるのでなくして下館藩の復興に従事し、萬苦を盡し、特に多額の米金を贈つて之を救助せられる、その恩謝すべき語もないことである。某等の出財元來願ふ所である」

と。茲に於て出資既に定まり、天保九年一ヶ年の租入大部分は借財償還の途に充つることを得た、而して遅延し難い負債より順次還付の方法を進めた。

併し藩政の將來は歲入不足を以て頗る多難である。故に經理の分度化を實現する方法を考へねばならなかつた。この頃下館の家老並奉行等は屢々往來し、報徳の意義と仕法の要旨につき指示せられた事が多かつた。一時先生上牧あると甚五太夫に談つて曰、

「それ現在下館上下は衰貧に窮して居る、石川侯はその祿高二萬石であるが、その租入からいへば三分の二に減じて居る、然らば一藩士分の恩祿もその高を減少して三分の二となるべきである、是れ天命現在衰時であるから「艱難に素して艱難に行ふ」であつて、斯く減祿するやう辭退するのが臣下の道である。然るに君祿の減少を知らざるが如く、自俸の減少不足することあるべきを苦慮し、有らざる所の米粟を受けんことを欲し、減俸あらんかと憂慮するは、國家の根元衰弱することを知らざるもので、誠に淺ましきことである。國政を執るもの天分を明かにし、衰時の自然を明辨し、一藩の惑を去り、その貧に安んじて以て國家に精忠を盡さしむることが職分の先務とする所である。然るに大夫以下はなほこの天命を辨へず、何を以て一藩を諭さんとするか。而してまた大夫その天分を明知し、進んで減俸をなして一藩に諭示すと雖も、なほ怨望の聲は止まないであらう。何となれば衰時の天命たるが故を以て、國家に支出すべき米金無しといふ理由で減俸の本旨を諭示すと雖も、小祿の臣は必ず言ふであらう。家老奉行の職にある人は、俸祿我に數倍十數倍して居る。些少の減少ありといへども困窮我等小臣者の如く甚しくはならない、人の上に居り高祿を受け、他の小

臣者の艱難を察せずして減俸を強調し、小臣を誡めて曰く、天命衰時に在り、渡すべき物なし、依て艱苦に安んじて忠節を勵むべしと、その諭旨美にして小臣の堪ふる所ではない。本來家老の職に在るものは仁政を行ひ、國の憂患を除き再盛の方途を講ずべきである、若しその職に在りながらその事を爲す能はざるならば、これその職を貪つて責を盡さざるものである。早々退職すべきである。然るに一律に俸祿を減じて、自ら安んじ、小臣を苦しめるのは以ての外であるなどと怨言を放つであらう。これ素より怨咀するものゝ誤にして本來の臣道ではない。併しこの怨咀を轉じて本旨を悟らしむるものは執政の本領である。一藩の怨咀辯明何等の理解を用ひずして忽ち消除し、舉藩忠義心の興起する方法こゝに一つあり、これを行はざれば國弊を矯め上下の艱難を救ふ能はざることゝ思ふが、果して斷行せらるゝか如何」

と。上牧曰、

「一藩の人情誠に先生の明察の如くである。我多年之を憂ひ來つたが如何とも術なくして今日に至つた。若し左様の良法あつて、一藩の卑心を理解せしむることを得るならば、下館上下の幸福之に過ぎたるはない。」

と。先生曰、

「その方法は別に難事ではない、貴下の恩祿を全部辭退する外はない。その理由として次の如く言

明せられては如何。現在國家の窮困其極に達して居る、君侯艱難に處し全力を盡し給ふと雖も、臣下の俸祿給與を全くすることが出来ない、一藩の艱難も亦既に甚し、余輩大夫の任にあつて君侯の意を安んずることが出来ず、下一藩を支ふることが出来ないのは全く余輩の罪である。今二宮の力を借りて以て衰國を再興せんとするに際し、先づ恩祿を辭し、聊かたりとも用度的一端を補ひ、無祿を以て心力を盡さんとする所誠に本懐であると、先づ之を君侯に言上し、また一藩に公明にして祿位を辭し國家の爲に萬苦を盡さるれば衆臣必ず驚き、今執政國家の爲に肺肝を碎き、再復の道を行ひ恩祿を辭して忠節に勵む、然るに我等特に大に盡す所なくして君祿を受く、これ蓋し人臣の本意ではあるまい、假令十分の一に減ぜらるゝとも大夫よりも過ぎたる俸祿であると、積年の怨咀氷解し始めて素餐の罪を恥づるの心を生じ、日常生活上の消費を節約し、他を怨まず人を咎めず、如何なる艱苦にも安んじ、之を以て當然の事とし、之を天命の分限とし、婦女子に至るまでその不足を念慮に置かなくなるであらう。是艱難の時に當つて大夫一身を責めて大業を行ふの良法である、唯容易にこれを行ふものなきを憂とす、この方法によらずして人の上に立ち、高祿を受け辯論を以て人を服せしめんとすれば、怨咀忽ち至りて國家の殃彌わざはひ深くなるであらう、衰國を興し、上下を安んずるなどはこの類の人には出来ない」

と。上牧大にこの言に感じ、謹んで直に教の旨を行はんとて下館に歸り、この事を上言し、速に恩祿

三百石を辭退した、徴臣大島儀左衛門等この事を聞き、大に感動して共に自俸を辭し無祿を以て奉仕することゝなつた、こゝに於て上牧、大島、小島三人一家扶助米は、櫻町より送附しその艱苦を補ふことゝせられた。

斯くして減俸案の實行は、上牧等の感激行動によつて一藩上下を淨化し、俸祿并に當年の殘米まで献上するものあり、一家中これに准じて封書を差出し、祿高の中より相當額の献上を申出づるもの多きに至つた。

然るに先生はこの天保十年より小田原領内の復興任法に着手し、その十一月には曾比、竹松を中心として仕法進展し、翌十二年まで小田原に滞留し、三新田、藤曲、荊山、相州片岡等より、年末までには御殿場にも及んで他事を顧る暇がなかつた。

併し下館の方では天保十年分が各方面よりの立替によつて無難に過ぎたのみで、十年收納を以てする十一年分は、最初の案の通りに減俸を實行しなければ方法が立たぬ。この減俸案は最初は一割九分三厘即ち約二割程度の見込の處、下館方面は二割八分即ち約三割にあらざれば維持し難き事が明かになつたので二割の時には大部分は異存がなかつたが、それさへ一部に反對があつた。それが三割といふに至つては強硬な反對者も現はれ、これが決定に時日を費した。

之を仕法上の見解よりすれば、若し強度の緊縮が出来なければ負債は益々増加し、不足は益々甚し



く、次第に全收納は債務に消えて藩は財政上より獨立を失ひ、一藩離散の運命となる、強度の緊縮は將來安泰の基礎である。茲に於て先生の意見と、藩政の意見との間に相當距離があつた。先生の條理ある教訓と誠意ある助成とによつて理解が進み、藩中の意見書も賛成快諾とはなつたが、決定を遅延せしめたのは藩主が在番中であるので、二割八分の緊縮の出來ないことであつた。斯くして天保八年より十三年まで六ヶ年間、根本的仕法は行はれず、僅に當座の急を救ふ方法が施されたのであつた。

三 下館仕法の進行途上の厄難 天保十三年までの間に於ける下館の仕法は、天保十年分の無利息立替と、一割九分三厘乃至二割八分の誠意による献納的減俸と、内帑の幾分の緊縮とによつて、順次改善が行はれたので、負債償却の確たる基礎は立たなくとも、藩政の前途に希望は開けて居た。併し根本的に分度は確立せず、また國家再興の根本的施設たる領民安堵の仕法に至つては、容易に着手し得るに至らなかつた。

なほ更に仕法進行を妨げたのは、天保十四年八月河内の中三十ヶ村上知、領土變更の命の下つたことである。而して代地は未だ指令がなかつた、幸に十月沙汰止みとなつたが仕法遅延の一因となつた。

また私領の仕法は先生が幕吏となつたことによつて支障を來した。それは幕吏たるが故に私領の任務を受くるのが服務上、體面上故障あることである。依て先生は私領全部に一應その委託を謝絶した。これに對し各私領は幕府の認許を得て漸く指導のみは受けることを得た、この交渉も亦仕法停頓

の一因となつた。

斯の如く遅々として進まなかつたけれども、借財償還の方法は僅かづゝ進展しつゝあつた、即ち先生の指示せられた計畫により參萬五千兩の負債中、壹萬五拾七兩は古借につき無利据置調談し新借中壹萬四百九兩餘も無利息、千六百拾九兩は滯利として、殘壹萬千九百七拾八兩餘の利息金千五百九拾七兩餘及急借、先納御用金の計金參千四拾壹兩餘を、天保九年に償却し、天保十年には全く一粒錢もないから報徳金より五百五拾八兩、御用達より千參百六拾四兩餘、本家より四百兩餘を無利御用達として調べ、天保九年末の殘金貳萬參百四拾七兩餘の處へ新借貳千參百貳拾參兩で、總額貳萬參千參百餘兩、この處へ千貳百六拾兩餘の利息と貳千六百八拾八兩餘の元金を支拂ひ、百四拾七兩餘の勘辨引があつたので、借財は貳萬四百七兩餘に減じた。

天保十一年には新借貳千六拾參兩餘、滯利五拾九兩餘で、貳千四百參拾五兩餘の元金と、利息千七拾貳兩餘を支拂つたので、年末には貳萬百四拾七兩餘となつて僅少の額を減じた。

天保十二年には減俸案の問題で終始し、十三年には藩内一同減俸を承諾し、下館三十ヶ村中の十ヶ村を償還に充つることゝし、同十四年には領主の歸府を機會に一切決定し、從來先納金始末と、年々利息支拂位に止まりしを改め、積極的に償還の途を立て、用達より十ヶ村納入引受にて日光金を返済した額は、貳千四百兩に及び、特に馬喰町納金は半高葉捐により貳千五百餘兩を減じ、天保十四年末

の負債額は壹萬六千五百兩と減じた。當時收納額も五百餘俵の分外増加となつた。

この調子で進めば償還は案外順調に進行する筈であつたが、先生は弘化元年より仕法雛形の作製に全努力を注がれ、下館の財政は良好となつた、この状勢を知つた藩臣は、二割八分の俸祿復元を嘆願するに至つた。この歎願は内實愍然たる事情もあるが、藩の財政が根本的に立直らなければ、何時までも藩臣の生活は脅威を受けるのである。併し藩臣の窮苦は甚しいものがあつた。この爲であらう藩主が大坂より江戸に歸り在番解除となるや直に減俸復元を聽許し、御用達も嘆願書を出して二割八分御戻し相成度と申出た。先生はこの所置に反對の意見を陳べ、舉藩一致財政の救済に當るべきである。況んや御用達が之を賛成する程に餘裕があるならば、櫻町報徳金は一時に返却せられたしと促した。この行違から藩主は屢々先生に接見を希望したが先生は言を左右に託して應じなかつた。この報徳金は嘉永三年に至つて解決するが、その間の負債償却は、年々千餘兩の元金と利息貳百兩とを支拂ひ、漸次減額はしたが、進展は遅々たるものであつた。その償還を年次表として示すときは次の通りである。

年次	元金償還高	利息支拂高	年末元金殘高
弘化二	六一一兩金	二二四兩金	一三、一四八兩金
同 三	九一七	二六一	一二、四九五

同	四	五三三	二九八	一一、七一一
嘉永元	元	六四七	二六一	一一、七五一
同	二	四一〇	二六一	一一、七〇五

この間に於て弘化元年には二割八分の減俸還元があり、弘化元年並二年は不作であつたから償還も困難であつた。先生はこの時恰も日光御仕法雛形作製中であつたけれども、櫻町、下館、相馬等へそれぞれ仕法を講じ、主として富田高慶を遣して時宜に適する所置をなさしめた。特にこの年度は常陸地方の米價が、浦賀移入米價よりも高價なりしを以て、櫻町分は之を賣却し、浦賀米を以て領主に納入し、その差金を以て不作の缺を補はしめた、之を下館に應用すれば、千百四兩餘の利となるのであつたが、石川家は時機を過つて實現しなかつた。

弘化三年には仕法雛形が完成し、翌四年先生は眞岡まうかに着し、嘉永元年漸く一族東郷ひがしごうに移つたが、同三年に至り廣く御料私領共に仕法指導を行ひ得ることゝなつた。これによつて眞岡管下の樟ヶ島村しらべら、下館領の灰塚村等の仕法は長足の進歩をなすに至つた。

併し負債の問題は例の藩臣が私情を押張り、減俸を仕法完了までといふを覆して、復元し、これが爲に償還能力が半減したので、仕法進行の協議が圓滿に進歩しなかつた。爾來往復難問數十回、事實は藩の財政の基礎が定まらぬのであるから、藩臣も始めて我を折り、嘉永三年七月中、當月より爾後

一ケ年間の給與知行全部を獻納すれば、藩臣の上納金、御用達の調達等にて九千兩を得て之を償還に充つれば、大體利附金負債を完済し、残りは拾ケ年賦その他の方法にて償却し得るといふに勵まされ、之を承諾したので、多年の障礙一時に排除せられ、急轉直下に債務問題が解決することゝなつた、故に嘉永三年は下館仕法に一時期を劃するものである。

この嘉永三年の獻納金中には、一時御用達にて取替へ置き、櫻町報徳金等も御用達の責任となし、負債は御用達へ振替へられたと同様のものが多い。故に嘉永五年にはこの償却案として六千百餘兩を十ケ年賦とし、爾後屢々案の改正が行はれ、長年月に亙つて年々少額宛の支拂が實行せられたのが事實である。

**四 下館領村柄取直仕法** 下館領の仕法は、その發端が領主の内帑匡濟に始まり、次で根本問題として領内の開發に着手し、先づ灰塚村一村のみに力を注いだ。

嘉永五年正月、先生は衣笠兵大夫に謂ひて曰、

「總て國家の衰弱に至るのは、政治の本源たる分度確立せずして歳出に節度なく、租税の徴收に限度なく知らず／＼聚斂に陥り、人民窮迫して怨咄の聲起り、租入の多からんことを欲して却て減少し、國用愈足らず、借財を以て一時を糊塗し、元利増培上下絶窮に及ぶのである、下館の窮乏も亦この類である、故にこれを興さんとするには先づ仁政を施し、下民の艱難を救ひ、その疾苦を除き

この生養を安んずるを切要とする、これ草木の繁茂を欲すればその本根を養ふと一般である。培養厚ければ果實榮え、本根を養はざれば花實榮えず、枝葉に養養するとも何の效もなきことは明かである。故に下館再復の途を圖るには仁政を布き、領民の窮苦を安んじ、國本堅固なるに及んで一藩の困窮を除き、永安に至るを期するは我が法である。然るに貴藩の仕法を懇望せられし時、一藩の給米を給することすら不可能であるといふ窮境に在つたから、下民安撫の暇もなく已むを得ずしてその當面の難を凌ぐに努力した。而して負債參萬五千金、毎年の租税を失して施政の本源定まらず負債償却の法を設定して漸くその方法を進め得た。然れどもこれ先後順序を違へたもので、一時の窮策に外ならない。依て本源培養の方法を講ぜざれば、失ひし地力三分の一は永遠に喪失するであらう、今に於て迅速に領邑再興安撫の道を施さねばならぬ」

と。衣笠大に悦んで之を君侯に言上し、大夫諸臣に達し、共に開業を先生に請うた。先生即ち富田高慶に命じ、同年二月領中より灰塚、下間崎、葎の三村に開業せしめた。

これより先灰塚村開業に就ては、五町四反の地所作人なきものを生じたので、天保十三年頃より來つて開發の指導を受けた所、恰も先生は幕府に登用せられて灰塚村の仕法も徹底するに至らなかつたが、眞岡駐在となるや近接村なるを以て再び之に着手し、嘉永元年には、谷中村やちゆうむらの嘆願により之に着手したが、根本的村柄取直仕法の行はるゝには至らずして過ぎて居た。茲に於て斯く灰塚、谷中に着

手せられた。それはその由來が早くより復興を懇願し來つた荒廢村であるから、先づこれに仕法を開始したのである。

然れども嘉永三年にすら仕法徹底は先づ灰塚村一村といふことに決した位で、他の村々には容易に行はれなかつたが、翌四年より非常に好都合に進展し、嘉永五年には全領内に行ふに決した。さて爾餘の村々は衰頹の狀況、開發の急なる事業も夫々相違し、何れを先、何れを後といふ事情の判斷し難いものがある。殊に領内全般に仕法を實行するには、仕法指導者が定まらねばならぬ。而して先生の手許にも種々重要な問題が横たはり、先生の健康も衰へ、事業の相續者を決定する必要に迫られて居た。斯くて富田高慶を以てその任とすることに決した。

三十ヶ村の領村中既に施設した灰塚、谷中やなかを除き、残二十八ヶ村に就て一村一票の投票を行ひ、奇特精業の村方を選び、これに實施することゝなつた。第一回の投票は嘉永五年正月晦日であつて、蔚村と下岡崎村とが一等に當選し、翌六年正月晦日の投票には、蒔田、大島が一等に當選した。一等當選の村々は直に同村内一般住民中に於て、奇特精業の人々を選び、規範の通り表彰を行ひ、貸付又は借財償還を講じたことは言ふまでもない。斯くて仕法の組織立てが行はれ、先生と門人と仕法村とが渾然として法の精神に融合するに至つた。

下館の仕法は上牧甚五太夫、牧志摩等の家老より、衣笠兵太夫、永島定人等の奉行、乃至は大島儀

左衛門、御用達中村兵左衛門等が天保の中頃より先生の門に出入し、漸次法の惠澤に感服した爲であつて、その成績の佳良なる、私領としては相馬に次ぐものである。特に衣笠、大島の二人の如きは、先生の出府中は櫻町の留守を預り、また衣笠は嘉永五年に彌太郎氏の結婚には媒妁となり、それと前後して息女文子と富田高慶との婚約が成立し、愈々相馬へ輿入の際の如きは、媒介者たる上、先生の名代として出張し、同時に下館の仕法指導者として富田を迎ふべく、下館侯より相馬侯への使者として出頭した即ちこの時は三面六臂の使命を果した次第である。斯の如き親密なる關係を以て、衣笠、大島二人の筆蹟は、全集原本中に甚だ多いことは、他の高門弟諸子と比肩するに足るものがある。憶ふに下館の仕法の成績は、この兩人の力に負ふものが多い。

斯く嘉永五年以後は領主の財政は次第に安泰となり、領内の開發も順次進展し、仕法は灰塚、谷中、下岡崎、蕨、蒔田、大島、和泉、中館、下館、江戸、小林等に及び、石川家の態度は報徳禮讚者となつて彰道院殿御回向料をも納入し、また領内には報徳結社が行はれ、小田原社と共に我が國報徳社の濫觴をなすものである。

下館の報徳社は信友講と稱し、江戸下館共に天保十四年の創立にして、下館は最初四十七人であつたが、漸次七十人にも達した、後減じて五十七人となつた時もある。江戸の信友講は十七人であつたが、後四十八人に達した。結社の節には、こゝに至りし由來を明かにして議定書を作つた。内容は報



徳仕法によつて藩政も改まり、民治も進んだ、藩士たるものも自らこの道を履習する必要があるといふのであつて、報徳の門に於ては有名なものである。それより嘉永安政と永く續き、これによつて幾度か藩士の經濟的倒産が救はれ、思想の荒廢が啓發せられた。その貸付の度毎に行はれた表彰入札は、嚴として後世の範となつて居る。この結社様式は村々に實施せられて居る村柄取直仕法むらがらとりのしほしよふと同様である。即ち行政的に行はれたのに對して、結社式に行はれた仕法である。

## 第十五章 幕府の任用と報徳仕法雛形の創造

一 幕府に登用せらる 天保十三年は小田原の仕法中であるが、仕法組織整ひ、役人の配屬定まり小閑を得た状態であつたから、正月以來先生は櫻町陣屋に居て、向原の開發並に諸州諸家の仕法指導に忙殺されて居た。

その七月十一日、突然江戸小田原邸から急飛脚が到着した。書狀は小田原藩の圓城寺貫次郎の名を以て、幕府の代官上總在職後田藤四郎よりの依頼あり次第出府する様、水野越前守よりの達しであるからその心得で居る様、なほ豊田とよた正作、小路こうぢ只助同道差支えなしといふことであつた。その御用が何であるかは何等判明する所はなかつた。併し何れにしても報徳仕法が幕府當局に認められた爲であらうといふことで、陣屋内には幾分喜色が表はれて居た。中にも下館の衣笠兵太夫からは、積年の御功績が顯はれたのであると慶し、篠田といふは最近上總かづつの富津ふつの代官になつた人であるといふことを調査してくれた。

次で同七月廿五日に次の飛脚で篠田代官よりの公文書が到着した。それには代官の手代長山幸之助よりの書狀、小田原藩土圓城寺よりの書狀もあつた。篠田の公文書には、

(上略) 拙者代官所下總國村々、水害多く人民難澁甚敷、不<sup>ル</sup>忍<sup>ル</sup>見<sup>ル</sup> 躰に付、御救水捌方勘辨致申立度奉存候、右に付貴様御名前兼て及<sup>レ</sup>承、水理等御深切御世話被成、其御地にても新川堀等品々御成績有之由に付、篤と御相談致度、可相成は拙者在勤先上總國周<sup>し</sup>准<sup>す</sup>郡富津御備場へ、乍<sup>ニ</sup>御苦勞<sup>一</sup>早々御越被下候儀は相成間敷哉、何事も土地人民永年爲筋之儀に付厚御願申候(下略)

とあつて、八月上旬頃迄は富津に詣て在任するから、來て貰ひたい、なほ江戸に着いたならば、四番町通飯田町火消屋敷留守宅へ立寄、手代長山孝之助に御面談下されば便利であると書添へてあつた。これによれば先生を以て治水又は水理の技術者として知り、管内治水の指導を得んとするにあつた先生は取り敢へず廿六日出發の旨を返事した。所がこれより先同月廿日に、幕府勘定奉行より、小田原侯邸へ召命あり、小田原邸留守居竹内晴之丞が出頭した所、奉行竹内清太郎列座にて先生の現在の士分について聞き質し、大久保家徒格なりと答へたが、これは先生登用の士格分限の規準となるものである。かくてその廿一日

水野越前守様より御沙汰に付、手廻り次第早々出府致すべく候

右掛りを以て

といふ先生召出しの通知が小田原藩へ達した、その使は篠田代官の用件を帯びたる長山孝之助よりの飛脚と引違ひに、廿五日に着した。

先生は二つの飛脚の用命が一つの用件か、或は格別幕府の召出しか、何れとも判明しないが、取り敢はず出府は絶対的必要となつたので、豊田正作、小路只助、富田久助、名主忠次以下、一行廿七人の大勢で出府した。

着府直ちに芝なる小田原藩邸へ伺つた所、前述の通り勘定奉行よりの直接御達しであるから、篠田の代官所富津へ行くことはこれを後廻しとすることゝし、長山へその旨を通知して承認を得た。

七月三十日に、明朝勘定所に出づべしと達せられたから、豊田正作并忠次を従へて出頭した所、明二日正午、小田原藩留守居目下部春右衛門同道、豊田正作を従へ、勘定奉行岡本近江守役宅に出頭せよと命ぜられ、定刻参邸奉行に面接した。奉行一問先生一答、その眞剣さは驚くべきものであつたとて、豊田が次の間より覗つた始末を同門の徒に物語つたのは一再でなかつたといふ、恐くは文政より天保への二十年の努力と、その創造した方策とは、奉行を感動せしめ、また先生は非常な確信を以て報告したのであらう、終にこの面談は夜に入つて歸宅した。

この人物鑑査で何れかに決定するかと思ひの外、そこに御役所の手續が必要である。當時老中水野越前守は日光参詣中であるから、廿一日頃までは行動隨意であるが御沙汰を待つ様にといふことである。富津へ行くには日數も足らず、また何日命が下るかも知れない。殊に從來取扱つた書類を差出す様にとの申渡しがあつたから、數人の連絡滞留者を止めて一應櫻町に歸ることゝなし、同月十二日出

發歸陣し、更めて用意の上同廿七日再び二十三人の一行にて出府した。

爾來在府數十日の長きに及び、屢々奉行所其他へ召し出されて訊問もあり、報告もしたが何等決定しなかつた。十月朔日付青木村の領主川副勝三郎の用人荒川泰助の書狀によれば、「勘定吟味役根本善左衛門が先生の事に就て川副に尋ねたので、事業經歷を語つた所、幕府に登用せられることが明かであつた」といふ意味が覗はれたとあつた。果して翌二日勘定所に召出され、

思召之儀被成御座候に付、御番帳入之格に御取扱被成候

と申渡された。正式に幕臣となり、勘定奉行の配下に屬することゝなつたのである。翌三日小田原藩邸より「御剪紙到來につき罷出づべき」旨の命があつて出頭した所

## 二 宮 金 次 郎

一、於公儀、御普請役格に御召抱、御切米二十俵二人扶持被下置候段可申渡旨、水野越前守様より被仰渡候、此段可申聞旨被仰出候

と申渡された、而して別室にて家老杉浦平太夫より、

報徳之道相披き御先代様深き御存意相立候様被成度段被仰出候間、何事に依らず御談儀に及候儀可然旨、公邊御用勝に不相成様御教示御願被成候、尤も右之趣其筋へ御内意被仰立置候積りに候

と申添へられた。而して藩公の御居間書院にて、上下一具、小袖一を小田原公より賜として授與せら

れ且從來の努力を稱揚し、新任務に盡瘁する様にと達せられた。

斯くて先生は陪臣より幕府の直臣となり、小田原の留守居役日下部春右衛門より、幕府御普請役元締小田桂門太に引渡された。

さて最初に面會を希望せられた代官篠田は八月に歸府し、先生は篠田の所管地内たる印幡沼附近を實地踏査することゝなつたので、始めて二つの用命が一つの事業へと纏まつた。而して小田原藩よりも老中、若年寄等へ挨拶の名刺を差出し、先生は十月十七日起請文を差出し回禮をも終へたが、先生が從來取扱つて居た烏山、下館、谷田部、茂木其他仕法地の指導取扱を如何にすべきかゞ残された重要な案件であつた。

幕府に任用せられた結果、從來指導しつゝあつた仕法を抛棄することは出来ない、併し之に關係することは服務規律を破ることゝなる、依て先生は一應各仕法の指導を謝絶し、各私領地の領主から幕府に懇願の上承認を得て指導を受けることゝしなければならぬ。先生が辭令を受けた日より公然この問題が生ずる。依て小田原藩に於てはその六日に伺を出した所早急に指令があり、小田原、櫻町共に仕法に關係するは苦しからずと指令あり、先生は御普請役取締渡邊棠之助よりその通知を受けた。

下館、烏山、谷田部、茂木、相馬等の諸藩は、先生の謝絶に驚き、直ちに夫々伺を立てることとなつた。この伺書の内容は先生の公務差支なき範圍に於て、仕法の教示を受けたしといふ意味の案文に

つき、先生の内閣を経て差出したのであるが、谷田部、茂木の仕法主任たる中村玄順は、先生の校閲を経ずして「折々家來共差出し、爲及頼談度」と申出たので、他の諸藩に對しては願出の趣苦しからずと指令せられたけれども、谷田部、茂木に對しては『書面の趣難相成』と却下せられた。これは細川氏はその案文中「頼談に及ばせ」といふは、仕法引請即ち先生が仕法執行者となる如き意味ありとも解せらるゝ爲なのであらう。爾來細川藩の分は終に仕法執行に障礙を生じた。然し從來の仕法取纏めの爲に往來し協議し、早速關係が杜絶したのではない。斯くて幕府任用が諸方の仕法の上に幾分は影響し、事實としては先生との關係が薄くなつたことは餘儀なきことである。唯櫻町は何分にも先生一族が住居したのと、幕府に於ても内情を知悉して居たので、消極的ながら仕法衰頽とはならなかつたのである。以上が幕府に任用せられた概要である。

二 利根川分水路検討始末 利根川の水を分つて汎濫を防ぎ、通舟の利を得んとする企ては遠く天正年間からの記録がある。この頃は汎濫地の開墾であり、干拓であつたが、寛永頃からは治水並に水路開鑿が始められた、何れも利根川の本流及び霞浦、印幡沼附近に屬するものである。然るに先生が命を受けたる分水路の計畫は、汎濫防止を考へられ、開墾も企てられて居ても、北國の産米を輸送するといふ舟楫の便が著しき要件として取扱はれた、而してその計畫は、當時の偉才水野越前守によつて公にせられた。

當時水野越前守は、新老中として新政を念とし、理想の幕府政治家八代將軍吉宗、その志を嗣ぐ松平樂翁以後の頽廢を挽回し、財政難を救ひ、以て幕政を刷新せんとしつゝあつた時で、その權威によつて成就せんとする功業の一つとして利根川治水が選ばれた。

治水、開墾の利は言ふまでもないが、利根川分水堀割の便に至つては莫大な資金と、百難不撓の努力とによらねばならぬ。江戸繁昌の趨勢二百年、諸州の物資は東より西より輻輳する。その西よりするものは伊豆を廻りて順路浦賀を經由し、その東よりするものは房州を廻つて江戸灣に入る。東北の物貨廻航最大の難所は房州沖である。大凡十回に一回は難船と定まつて居たので、仙臺の二十萬石、南部の三萬石、其他津輕、山形、秋田、庄内等の廻米に際し、その十分の一の喪失は悲慘なる覺悟の難船數と認められて居た。

また年々夏秋の颱風時に際し、利根川の汎濫は特に印幡沼に逆流し、附近増水の洪溢は年々の如くであつた。茲に於て先づ印幡沼の水を江戸の海に切り流し、房州沖の廻漕船を利根川より内海に移送すれば、舟楫の便と汎濫防止と、開墾干拓と一舉三得の利を擧ぐるこゝとなる。

天正十八年江戸崎城主土岐氏の臣石田主馬亮、吉田佐太郎が新島（しんじま）の開墾に着手し、五十三年間に六回、約四百町歩の新田を得、寛文年間に椿海附近の干拓、栗橋附近の新川開墾、寛永年間の辨天堀の完成、新利根川開通等によつて、十六島と霞浦との連絡もついた。併し利根川汎濫は救治し得ないの



享保九年、幕府勘定所の計畫により、利根川分水工事を企てられた。その工費は三拾萬兩と計上せられたが、印幡湖畔の平戸村染谷源右衛門が請負を命ぜられ資金六千兩にて着手したが、遂に果し得ずして家産を失つた。次に天明五年田沼の老中たりし時堀割普請を起して最も困難なる切割に力を致したが成功しなかつた。

水野越前守の企ては、既に二回まで不成功に終つた事業を完成せんとするものである。其の地域は篠田藤四郎所管内に屬するを以て、先生登用の手續を篠田に命じたと見える。この計畫は三回共に印幡沼西北湖頭の平戸より沼川筋を逆流して、柏井村附近にて高臺六丈三尺、花島村沼田筋に新川を掘り、東京灣内に注ぐ檢見川（けみだま）に通じ、同河口と馬加（まか）との間に至らんとするものであつて、高臺、小丘、岩土、眞土、水溜り、水田、沼田を掘割り延長約四里十二町である。

先生がこの分水路疏通工事實地調査の命を受けたのは、十月十七日である。「利根川分水路見分目論見御用」といふのである。同月二十一日出發し、翌十一月十五日歸府したが、急ぎ報告すべしとの事であつたから、視察地に於て立案し、十一月二日に復命書を提出したのである。

先生は實地を踏査して非常に困難なる工事であることを知つた。その復命書たる「利根川分水路掘割御普請見込之趣申上候書附」には、難工事たる實情は詳記してないが、元來印幡沼は、利根川が平水以下となれば湖水之に流れ下り、溢水すれば利根川より逆流し來つて互に湖水と河流とが調節作用

をなしつゝある。この逆流溢水が附近へ汎濫となるのである。而して今印幡沼より東京灣へ新堀を鑿たんとすれば、その新堀通路に當る地方は、潮水にも瀬せず、利根川にも沿はざる汎濫の關係なき村里であるから、新堀開鑿を要求しない住民である。殊に田地少き地方にて新川敷として濱地となるを以て尙更喜ばないのである。

新工事が小規模の計畫の時には、地方の勞働餘力にて賃錢安く之を成就せしめ得べきも、大工事は勢ひ賃金高き土工を他より募集する必要がある。斯くして失費多く、人心の協和し難い事情があつたので、享保及安永、天明、天保と數回着手せられて何れも失敗したのである。

先生の意見によれば、工事の難易は實行の曉でなければ判然と言ふ譯には行かないが、人の和を得ずしては成就し難く、人の和を得るには、新堀開鑿の沿道に報徳仕法を講ずることである。御仁惠の御仕法さへ行はるれば、櫻町に於ける成績の如くに必ず人氣を一致せしむることが出来る。工事はその基礎たる仕法さへ行はるれば、完成は期して俟つべきである。この工事の遂行に際し、幕府役人が共同一致の必要なるは言ふまでもないけれども、先生の強調したのは、分水通路の住民の和合を保つにあつた。

工事の資金として示された限度は金拾四萬兩である。これを工事方法としての仕法資金として下渡され一切委任せられるならば、先づ人心和合の爲に六千六百六拾六兩餘を荒地開發窮民撫育一村仕法

の爲に用ゐる、次に金拾萬兩を五ヶ年賦にて貸付け、残りを繰越し、第二年には第一年分の返金と合したる内より、前年同様六千六百六拾六兩を開發撫育料とし、次に金貳萬兩を貸付く、斯くして第七年目より年々六千六百六拾兩餘を掘割に充當すれば、仕法の繼續する間は資金の絶ゆることはない、而して假に着手年月を溯つて文政四年とすれば、天保十一年、即ち第二十年目に至れば、開鑿資金拾四萬貳千貳百四兩餘を用ゐて、殘金九萬九千九百九拾九兩餘あり、その貸付金額は五人のものへ、各金約六千六百六拾兩を貸付け、五ヶ年に互つて返金することであるから、五年賦として年々金六千六百六拾兩餘の返金と、一ヶ年の冥加金納入がある。この冥加金が開鑿料として支出し得る。故に元金拾萬兩は永世減ずる事なく、太陽が萬物を輝して生育する如く、開鑿料も亦年々支出し得るといふのである。

然るにこの仕法様式は一見複雑であり、また成功期間が優長に見ゆる。報告の内容が簡單で、人和を得ざれば成功しないともある。新進氣鋭の政治家が首肯し満足するものではなかつた。

當時先生以外に工事請負志願者があつた、多田彌次右衛門の持参したといふ「下總國印幡沼水配掘割願書寫」によれば、江戸小網町三丁目大和屋彦七等の差出したものである。拾四萬兩の資金を掘割費、普請金貸付、江戸市中に徘徊する非人等を寄集めて試用する費用等に割當て、技術上の説明を試みたものである。

斯の如き技術的説明書が、却つて幕府吏僚には鮮明に工事の進行を示すが如くに見えたであらう。斯くて先生はこの工事に關する命を受けるに至らなかつた。工事は翌年七月二十三日起工、毎日五萬人を使用し十月之を中止したが、水野氏以下五侯各々分割之を擔當して貳拾五萬兩を費した。その後文久慶應の頃より、明治に至るまで、開鑿を計畫せられたことは一再ではなかつたが、終に成らなかつた。幕府當局が有限の資財を以て無限の工事を遂行する方法を理解せられなかつたことは惜むべきことである。

**三 居住地と任務の不定** 幕府に任用せられたからは江戸に住居するものと考へられるが、その地位並俸給は御普請役格二十俵二人扶持と定まつても、御普請役としての毎日の出勤役所が指定せられねばならぬ。随つて職務に附屬せる官舎が給與せらるべきであつた。然るに匆率として利根川分水路の調査を命ぜられたが、他の方面に命が下り、引續いて大生郷村およのの踏査が命ぜられたけれども、翌年正月二十一日江戸を出發して二月二日歸府し、一應復命したのみでその地の仕法の下命はなく、却つてその十三日「御勘定所附御料所陣屋手附」を申渡された。御勘定所の所管たる幕府直領は、下野の東郷ひがしごうと眞岡まのがと、奥州の小名濱こなまとである。依て先生は三つの陣屋掛け持である。何れの陣屋にか用件のある所に赴くのである。住居は常に一定しないこととなる。これ或は幕府に於ては、分水路掘割の技師としても適せず、大生郷村およのの視察報告も、二年や三年で完了すべき案でもないから、その適材適所

の任所を決し兼ねたものとも見るべきである。幕吏は先生の才能を鑑定することが出来なかつたからであらう。しかし先生は身の振方に困つたのである。

さてその九月十四日に、小川町せがはちやうの御勘定所に於て、御料所御改革検見御用として、眞岡陣屋へ出張する様にと、筒井鉄藏よりの令達を申渡された。依て同二十日出發二十二日眞岡に着した。

先生は表面上幕府の直臣となつたから、誠に名譽なことであつたが、從來の仕法指導の繼續も出來ず、定まつた用務もなく、碌々として受命、挨拶、調査に日が暮れた。この間東郷陣屋の代官山内總左衛門からも、眞岡まうがの代官筒井鉄藏、その他の人々からも、色々と質問もあれば論議もあつて、閱覽せしめた書類は少くない、土地開發、窮民救助等の方法につき、差出した書類も數々ある、而して登用以來滿壹ケ年餘、仕法實施、窮民撫育の如き、先生の念願とする適所を得ないのは、幕吏が先生を理解しないからである。終に堪へ兼ねた先生は、天保十四年十二月十日、「勤方住居奉伺候書附」と題する美濃紙四十六枚の長文の書面を差出した。

この書類は全編先生の自叙傳とも稱すべきものであつて、幼少の時よりの勞苦とその體驗に基く生活方法によつて、之を櫻町領に施して效果あり、青木村、小田原、烏山、谷田部、茂木、下館、相馬等に施したる成績を略述し、自分を行ひ來つた様な任務に従事するならば、必ず相當の成果を得べきことを確信して居る、幕府御料地内に於て斯の如き任務を與へらるゝならば誠に忝い次第である。若又從

來行ひ來つた仕法地に於て、貸付たる報徳金並其加の爲に差出したるものを元金に加へ、繰返し仕法  
を取行ひ、拜借人一人も無くなるまで實行致し度存するも、私領へ立入つて指導周旋することが差支  
の筋もあるならば、右仕法金を悉く取立て、之を馬喰町御貸付所に御預りを願ひ、その金利だけ下付  
を乞ひ、之を以て宇津釧之助領たる櫻町三ヶ村にのみ活用し、村民を安堵せしむれば、宇津氏の奉公  
も無事に勤まり、故大久保忠貞公の志願も貫徹することゝなるから御許を願ひたい。尙又それも差支  
ふる次第もあるならば、元來農家に生れ農業には熟練せるを以て、格別の御恩恵を以て天祿廢亡の荒  
地、空地、反高場、見取場、寄洲、附洲、古川敷等を御交付願つて開發致し、自力にて開發致すなら  
ば、何程か亡所變じて物資を産出する様に相成るであらうから、何れか御聽許願ひたい。と、十二月  
十日所管代官山内總左衛門へ差出した所、同月同人出府につき持參の上、小川町勘定奉行所へ差出さ  
れ、翌弘化元年正月二十一日出府の命あり、同二十四日出發、この滞府中同所元締高橋貫一より書類  
を下渡され、二月二十四日萬事金田故三郎へ相談すべき旨申渡された。

次で四月四日小川町役所より召狀あり、翌五日下御勘定所に於て日光御神領村々荒地起返方見分致  
すべき旨命ぜられ、始めて先生の志願貫徹の光明を認むるに至つた。

四 日光御神領仕法の下命と仕法雛形の作成 弘化元年四月五日日光仕法の命が下つた。その辭令  
は次の通りである。

御普請役格

二 宮 金 次 郎

日光

御神領村々荒地見分致し起返方仕法附見込之趣委細可申上候

辰 四 月 五 日

欣然として命を拜した先生は、形の通り上司上僚の邸宅へ御禮廻りをなし、青山敎學院の大久保忠眞侯の墓に参り、次で知友門生に報告した。馳せ参じた慶賀の人々は衷心よりの喜びに満ちた。

先生は一應實地視察の上、事情に適した仕法を講ぜんとし、元締渡邊業之助等と日數の見積り等につき協議し、日光出張の通知狀を發送し、日光奉行所の星野利三郎へも通知し、四月十五日出發と決定した。

然るに十三日小川町御用達場に於て十五日出發の儀を中止し、「見込の趣委敷書取可申」旨石川新助より申渡された。勘定奉行に於ては、一應荒地起返方法の大要を認めさせ、實行可能程度を検討する所存であつたと見え、同二十一日に至り、渡邊業之助より對面を求め「日光村々趣法存慮書出來候はゞ明日差出すべき」旨、石川新助より申來つたとある。餘儀なく「早急には出來兼ねる」旨を答へた。先生は仕法問題のある毎に、荒地起返し、借財返済の方途を叙述せるを以て、各方向より「借財

返濟手段帳」の借用申出があり、同二十二日にも土井大炊頭より借覽希望の通知があつて差出した程で、愈々仕法の規範となるものを述作する臍を固めんとする氣分を増大し、見込書の完成は益々慎重の態度を取るに至つた。

即ち書類の完成の爲には、現に隨從する富田久助、多賀又助、大島勇輔等のみにては到底辨じ難きを以て、子息彌太郎氏に出府を促し、次第に出入の門人筆工等の員數を増加し、最初日本橋本石町三丁目なる前田瀛洲旅舎に宿して居たが、書類作成事務が多忙となつたので、相馬の家老草野半右衛門の周旋によつて、芝田町五丁目なる海津傳兵衛の隱宅を借り受け、七月六日彌太郎以下一同引移り、日夜作成に精勵して居た。

斯く報告書に手數を費したのは、實地見分の上、これに適した立案をなすならば、その土地限りの施設であるから、事柄が單純であるが、實地を踏査せずして立案するには、畢竟何れの地にも適應すべき案でなければならぬ。即ち普遍妥當の案を得ることは結局仕法の規範たり標準たるものである。何れの時、何れの地にも活用し得るものは、確固不拔の規範の作成である。これ即ち前古未曾有の創作である。隨つてまた容易の業ではなかつた。而して上司よりは度々催促がある。依て客を謝し門を閉ぢ全力を投じて急いだが遅々として進捗しない。茲に於て隨員の數は益々増加した。

斯かる絶世の創作中非常災厄が突發した。それは弘化二年正月の江戸の大火である。二十四日青山



から出た火は麻布、芝と延焼し、田町五丁目の編輯所をも焼き拂つた。一同必死となつて搬出したものは書類である。幸に一件書類は大部分取り出したが、衣服調度、家財より實印に至るまで焼失した。一同取り敢へず西久保の宇津帆之助邸に避難し、主として岩本善八郎方に仮居した。

この厄難に遭つた一同は子息彌太郎、烏山の菅谷八郎右衛門、下館の衣笠兵太夫、其他富田久助、鈴木喜八、大島勇輔、荒川泰助、波多晃八郎、下新田村小八夫婦、西大井村勘右衛門、鬼柳村常五郎、甲州小沼村の志兵衛、新田村民次郎、青木村の勘右衛門、烏山の恕助、菅谷の家來文五郎、家僕龜藏、權左衛門其他總隨員二十一人であつた。この中には仕法懇願の爲に來れるもあるが、大部分は御手傳である。

この隨員の外に宇津家の岩井眞八郎、小田原藩士の豊田正作、小路只助、臨山喜藤太其他相馬藩士等を始め市中の筆工に淨書せしめ、出入の人員甚だ多かつたので、宇津家の邸内の稽古場に二間の建増をなし、二月十九日之に移轉した。而して玄關その他内外の目に立つ所に「日光御神領村々荒地起返仕法附取調御用相濟候迄は、隨身の面々助成の外、仕法筋相談の輩堅く相斷り、一切取敢不<sub>レ</sub>申候事」と揭示して悉く面會を謝絶し、到來の書面さへも開封せざる儘過去つた場合が多かつた。その中には綾部の九鬼侯の直書さへもあつた程である。

雛形創作の苦心に至つては、更に慘憺たるものがある。一々六十年、或は百八十年といふ年數に割

當てる爲、神代以來の實年曆に基き、實在化したる人名を定めて之を計算し、その計數は數十桁に達するものあり、計算も筆寫も容易ではない。而して淨書は江戸にて間に合はず、櫻町に送つて寫させた程で、門人塾生は不眠不休の姿であつたと見え、富田久助は屢々藥餌に親しみ、子息も數回臥床し、先生までも風邪にかゝる程であつた。その九月には齋藤条之助さいとうじゆうすけのすけが入門し、間もなく福住正兄も入門したが、その頃には幾分づゝ完成した書類を既に差出しつゝあつた。即ち四月二十四日に「既に調製一ヶ年にも相成るから、早々差出すべき旨の督促があり、取敢へず五月二十八日雛形丙六冊、同晦日雛形丁六冊、戊六冊、六月十八日に乙六冊、同二十七日癸六冊、總目錄二冊を持參して、元締渡邊棠之助に差出した。然れども未だ完了したるものでなく、内覽を請ひたるのみである。故に原稿を櫻町へ送つて清書させる等引きも切らない。而して成るに隨つて之を進献したが、他の代官等よりも閱覽を求むるを以て之を貸すこともある。作成匆忙の裡に弘化三年となつた。

弘化三年六月報告書完了したるを以て、その十七日壬六冊を差出し、同二十八日仕法雛形六十冊残らず差出した。初年以來正に二年三ヶ月、先生も所用日子の多かつたことに驚かれたであらうが、幕府の吏僚は不可思議の疑念を以て之を評したのであらう。然れども弘化二年夏季より差出した書類を見れば、殆ど悉くが計算書であつて、一村復興の方途が此所に盡してあるのかと思はれ、内容更に不解の點が多かつたと見え、曩に差出した書類は浩翰複雑であるから、今少し簡明にと所望せられ、最

初差出した八十四冊中から、積算年數を短くして二十冊を残し、六十四冊とし、その内目錄一冊、上中書一冊を含め、一部各約六冊を一帙とし、長九寸五分五厘、深三寸六分の桐箱に收め之を献じた。

### 五 仕法雛形の内容一斑

仕法雛形は屢々記述した通り、日光御神領村々荒地起返方仕法附雛形であつて、日光仕法雛形とも、仕法雛形とも略稱せられる。日光御神領といふ地方名稱が附せられてあ

るが、日光御神領を開發する方法を立案する様に命ぜられたのであるからであつて、その内容は實地を踏査することなくして之に適應せしめんとするものなるが故に、何れの地にても適應する一般的普遍的でなければならぬ。故に地方名冠詞は無くとも可なるものである。尙また日光御神領に實施せられた時には、徳川氏の最も尊敬する祖先奉祭の祀料地であるので、此地に行はるれば他の幕府直領は勿論、一般私領にも行ひ得べきを以て、日光御神領といふ表題は、國領一般に適用し得るといふ範例ともなるから、單に仕法雛形と稱すると殆ど同様の意義に判斷せられる。故に先生は「日光御神領の文字誠に妙なり、世界の事と見て可なり」と言はれた通りで、この雛形のみならず、報徳の道は時の古今と地の東西を問はず、何時何國に施しても毫も悖る所なき普遍的の基準原則である。

雛形の大部分は、既に櫻町其他の仕法地に之を實行してその成果を證し得たのである。唯各地各様の事情に即したるものを一般化し、或は順序を立て、或は計數を新たにして應用に便したるものである。

仕法雛形を組織的に解説せんとすれば、報徳仕法の原理よりその表現の規範たる理論を説示しなければならぬから、唯その梗概の解説に止めねばならぬ。仕法雛形は仕法を實施する様式である。報徳生活様式である。而して八十四卷を分つて十部とし、各部約六冊乃至十冊を以て一様式を成し、稀に一冊一様式である。極めて簡単に内容を略説すれば次の通りである。

一、見込上申書 一冊 雛形八十四冊によつて實行するに際し、土地の肥瘠、村の大小、家の大小、貧富暮方等に隨つて取扱方十五種を掲げ、仕法必成の方法を叙述したものである。

二、仕法雛形總目錄 一冊 題目の通り八十四冊の總目錄である。

三、百行勤惰得失先見雛形 六冊 善惡正邪貧富受施貸借食惠、大凡天地人三才萬象悉く因縁によつて結果の生ぜざるはない。その微纖の元種といへども、時間の經過によつて積立つれば、元金壹兩年利五朱にて、天地人三才百八十年にして能く六千五百拾七兩餘に達し、年利一割とすれば實に貳千貳拾五萬千七百四拾七兩餘に達する。若し二割三割と年々の努力を進むれば、その積數誠に算勘の及ばざる大數となる。而して人事の百行悉くこれを事前に先見し得べきは、因果輪廻の理に於て、負債償却も、積立の功績も自ら明かである。

四、窮民御救餘荷作繰返積立雛形 一冊

報徳冥加米繰返積立雛形

五冊

何れも壹兩の元資にて土地を開發すれば、これまた空間

に於ける生々發展の結果、元金壹兩を以てして、僅に六十ケ年にして莫大なる開發をなし得ることを明かにしたるものである。

五、歛下年季雛形 十八冊 一種六冊づゝ三種である。これまた地徳開發の大徳を積算したものであるが、歛下年季を與へて開發せんとする方法にして、壹兩積より六兩積まで、十年二十年三十年に分ち、十八種に分たれてある。

六、無利息年賦金貸付雛形 四十八冊 無利息十ケ年、七ケ年、五ケ年、各々純無利息、撫育料下付、冥加金上納付、等數種に分たれ、更に措置十年、七年、五年より、撫育諸色下付、肥代、夫食等の貸付方法に至るまで、大凡困窮民救済に關する有ゆる場合を豫想したる雛形である。

七、暮方取直日掛繩索手段帳 六冊 報徳仕法を行ふに際し、最重要なるは村民の決意である。一村の誠實と不良とを判断し、一村振興を證するに足るは村民の勤儉力行である。この美風を起す最良の一手段は日掛繩索手段である。この方法書は五十軒より百軒に至る六種に分つて範例を示したものである。

八、出精奇特人入札表彰並に村役人入札等に關するものは、各種に亘つて窮民撫育料諸色被下雛形を組立て、その中に教化方法により指導方法が示されてある。

以上は内容の一斑を示したに過ぎないが、仕法の要諦は荒地起返し、借財償還、貧困救済、難村取

直し必成の方法を実施することである。故にこの書は一に「富國方法書」と稱せられた。勿論これ以外に報徳生活様式に關するものがないではない。表彰入札及村役人入札方法、一家、一村、一團、一團體の分度確立爲政鑑土臺帳の如き、また一村一家の隆昌を維持し、頽勢を防止する等の永安生活様式等の如き、前者は既に早く様式化して實行技術として廣く用ゐられ、後者は嘉永年間に至り、彰道院殿爲御菩提御回料永代増益手段帳」といふ様式が創造せられた。故にこの日光仕法雛形は、主として荒地開發（借財償還）一村取直しの生活様式として完成せられたのである。

六 仕法雛形活用の端緒 この雛形の作製中、塾生門人が先生の側近に侍し、計算筆寫に従事し、資料の蒐集整頓に當り、往來出入するに際し、これこそ櫻町の如く、青木村の如く、曾比竹松の如く、西大井、藤曲、御殿場の如く、下館しもぐさの如く、必ず解決し得たる生活苦の救治の方途を眼前に眺めては各自の郷土に之を實行せんとする仕法希望熱の炎々として高まるは當然である。特に相馬はそれを念願として身命を堵しつゝある富田久助始め、これが消息を明かにし、雛形作成に多大の助成をなしたつあるが爲に、他の及ぶ能はざる熱意を有するものである。

然れども先生より見れば、一旦實行すれば必成を期するものである。相馬は土地遠隔であり、分限上よりするも到底その地に至つては仕法指導に従事する能はざるものである。故に必成の規範とその指導人物とを得、上下一體の決意を要する。幸に指導者には富田がある。池田、草野以下報徳門下の俊

才が多い。故に相馬は舉藩決死的態度にあるは明かである。先生はこの切なる願望黙し難く、疾くよ  
り之を許さんと庶幾ひつゝあつた。唯問題は機の熟することであつた。而して今や規範が完成した、  
弘化二年春、以來この件につき相馬の藩臣の往來繁く、四月廿六日には先生は相馬侯さうまこうに謁し、實行の  
議は大に進んだ。その十一月に至り、愈々富田久助をして歸國せしめ、仕法實行に取掛ることとなつ  
た。

この頃また烈しくはないが凶作が続いた。弘化元年、同二年共に櫻町は不作であつた。多少村民に  
困惑の色が顯はれた。依て名主の往來もあり、年貢の用捨さへ願出た。年貢は之を定免として減額し  
なかつたが、救助、賞賜を以て急を救つた。その取扱の爲に富田の歸國の途次櫻町に立寄らしめ、尙  
相馬より歸府後この雛形による救急仕法を行つた。

斯くて二年十一月六日富田久助、高野丹吾は江戸を發し、相馬に歸り、坪田成田に仕法を行つた。  
これは仕法雛形を規範とする實行の第一である。當時未だ完成せざる時であり、幕府に進獻せざる以  
前であるから、門人のもの之を寫し實行して差支なきやを伺ひ、認許の上之を行つたものである。即  
ち規範化せられた生活様式は、相馬に於て之を實行し得て、その規範の寸分相違なきを實證し得たも  
のである。相馬より達したる實行成績の報告書を見る度に、莞爾たりし先生の倂を今尙ほ見る心地が  
する。

## 第十六章 幕府直領の仕法

### 一 大生郷村の仕法

おほのふたご

大生郷村は幕府の直領である。當時下總國岡田郡に屬し、現在は茨城縣結城

郡菅ヶ原村字大生郷である。當時九十八軒、雪隠さへ無きもの二十軒、無難十五軒、中難二十二軒、極難二十九軒、退轉等十二軒であつた。村高千三十四石四斗三升、田反別三十八町一反九畝七步、畑百十六町六畝一步である。この村寛永の水帳には高七百四十四石餘、反別九十四町餘步であつて、爾後六回の檢地あり、これを前記の石高に比すれば、正に六割三分の増反したものと見える。この間代官の交迭頻繁にして開墾と徴税は増加したが、民政は徹底しなかつた。故に増反の行はれた元文年間までは民家百九十七軒、人別九百十八人といふ状態であつたが、文政には百二十軒となり、後天保に入りては前述の通り九十八軒となり、この内退轉十二軒、別に極難不在二十軒、荒田は二十三町一反餘歩といふ過半に達し、熟田は十四町七反餘と凋落した。之を以て度々助郷の免除、荒地の減租を願出で、籠訴まで行つたが却下せられ、僅に天保十三年匡救の爲に巡見となつた結果、先生の實地見分といふことに押進められたのである。

先生は印幡沼分水路見分後、同十三年十二月二十日見分の命を受け、翌十四年正月廿一日江戸を出



發し、同廿二日大生郷村に着し、廿三日は村内の事情を聞き、廿四日には村内を一巡し、廿五日より廿七日までは村内の書類を精査し、廿八日、廿九日の兩日は村内を再度巡回熟察し、篤志者を賞し、窮民を救助し、晦日出立用意をなし、二月一日發三日江戸に歸着し、下勘定所に復命した。

其復命書は七冊に分たれて居るが、村勢の要覽と村民の氣風と、その復興方法とである。村勢衰頹の原状は上述の通り甚しく、村民の氣風は復命書に添付してある村民の歎願書に見ゆる如く、その内容は歎願であるが、斯く衰頹した原因は地方行政の不親切より來りしものにて、村民は一に減免税及助成等を要求する他なきものである。先生の案は補助を主とせず政府の補助によつて爲さんとする起返しは見込がないとあるから、助成なき自力復興の方法を講ずべきであるとなし、彼の日掛繩索手段を講じ、政府よりは御仕法金約貳百五拾兩の貸下を行ひ、租入は減額したる定額法の設定をなし、荒地起返方助成、出精人投票等による獎勵をなすべきである。この方法を七ヶ年實行すれば中難以下の暮方取直しを行ひ得るといふにあつた。

この必成の報告を實現するに困難なる事情が二つあつた。一つは貳百五拾兩といふ仕法金の調達、一つは名主久馬が仕法によつて立直れば自己に利ならずとなし、先生の仕法を歓迎しなかつたことである。久馬の家産は村内千三十四石に對し、村内外に亙つて千石餘の大高である。先生の案によれば久馬には先づ仕法資財として五拾兩の加入を勧められた。久馬は年貢其他種々の推讓を強ひらるゝ感

があり、村民は久馬の平素に鑑み非難の聲を放ち、折角一村取直しの立案は出来たが、代官も村内も報徳仕法實行に就て一致が出来なかつた。これを以て終に嘉永の初まで七八年間放任せられた。

荒廢と負債とをそのまゝとすれば窮迫は彌々甚しくなる。村民もこれを天命とのみ過ごせなくなつた。幸にも嘉永三年に巡見があつた。村民は遂に訴へた。先年二宮先生の立てられた方法による外はないと。村民はこの意を決し、所管代官小林藤之助に懇願した。依て代官所より三月五日附を以て先生に依頼した。併し先生は見分した當時ならば兎も角、現在は眞岡陣屋附である。勘定奉行の指令がなければ、他の支配所の事に關與することが出来ない。依て先生は之を謝絶した。けれども村民の窮狀は實に愁むべきものがある。故に公式認許はないが私に村民が仕法行爲を進めることは差支ないから、諄々と報徳の道を説き仕法取行方の用意を指導した。

次で小林代官より勘定奉行に願出で、差支なき旨の指令があり、山内總左衛門やまうち じゆうざゑもんからも、嘉永三年、三月十三日附にて差支なき旨を代官小林藤之助へ答へた。依て初めて公式に仕法指導を行ふこととなつた。

八月村民一致の規定書を作り、全員記名調印の上各種の基礎調査を行ひ、小林代官の承認をも結了した。

おほまのぶらう  
大生郷村の仕法は荒廢せる村落の常として住宅が甚しく損じ、天保十四年に巡見した當時さへ雨は

漏り、壁は落ちたものがあつた。既にその時を距る七八年、見るに堪へざるものが生じた。土地の大半は荒地となり、民家は半減した。荒地の開発を行はんとするも開墾の道具もなく、食料もない。故に先づ家屋を修理し、開墾用具並に開發中の食糧を給與することが急務であつた。

併し食糧と道具とを與へ、家屋を修理する等の助成方策を最初より行ふときは、惠澤に馴れて自發的奮發の芽を摘むに等しきを以て、先づ村民の決意を見定めんと欲し、再應仕法を拒絶して強き決心を促し、終に「仕法規定證文」といふ詳密なる書類を作製し、各自調印の上代官の承認までもなさしめたのである。

さて百二軒中新家作の必要なるもの十二軒、屋根替四十二軒、新灰小屋三十九軒である。嘉永四年十月小林代官へ宛てた方法書によれば、斯かる仕法を施すには(一)近時三十ヶ年の收納の二割引とするか、最近十ヶ年の一割引とするかの定免となし、之を代官所の分度とし、開發の結果生ずる所の收納を以て仕法を講ずるか、(二)仕法金を貳千拾九兩許り支出せられるか、(三)三十年間二割引として一切御下金なきか、この三様の基礎を立てられたしと申送つた所が、その指令が容易に下らないので、兎も角も屋根替と少分の開墾用具並に食料を助成して假に仕法に着手せしめた。而して取行はしめた屋根替は社寺各四棟、本家四十三軒、小屋三十八軒、合計八十九軒、この費用總計百貳拾五兩であつた。

また急を要する荒地の開發の爲に、土工人足賃金五兩壹分餘、唐鍬代金壹兩參分餘を支出したが、代官所より何等基本的なる指令の來らざる間に嘉永五年も六年も暮れた。この間に先生は眞岡所屬より日光所屬となり、御神領の復興に多忙となりたる時、大生郷所管代官の民治に熱意なき爲に大生郷の復興仕法は完成するに至らなかつた。

## 二 眞岡代官所管内の仕法の端緒

イ 御料陣屋附となる 眞岡代官所の陣屋附となつたのは天保十四年七月十三日でその辭令には

申 渡

御普請役格

二 宮 金 次 郎

右は御勘定所附御料所陣屋附手附中渡間入念可相勤候

右水野越前守殿へ伺之上奉行衆被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>渡之<sub>一</sub>

右之通竹内清太郎殿被仰渡承知仕候以上

御普請役元

和 田 利 平 太<sub>印</sub>

七月十三日

既に述べた如く、當時の御料所は野州眞岡と東郷と奥州小名濱とであるから、先生は何れの地に常

住して然るべきや判明しない。當時東郷には鈴木源内が在駐したが、其後間もなく真岡に移り、東郷には山内總左衛門が受命在任した。後に鈴木は他に移り、真岡へは山内が移り東郷代官をも兼ねることとなつたが、その頃先生は一旦江戸に上り、仕法雛形を作製し、次で先生が江戸より真岡陣屋附となる頃、山内は東郷より真岡に移り、先生は東郷陣屋に住することを許さるゝこととなる。併しこれは弘化四年以後の事である。

真岡等三陣屋附となつた最初の顛末を顧みるに天保十四年三月より五月まで、先生は山内に度々面會し、山内はその管内に仕法を講じたいといふ希望を表明して居る。鈴木源内も賛成して居る。斯様な因縁が陣屋附となる結果を産んだものであるが、先生が真岡管内の開発に従事するのは、仕法雛形作成の前と後と即ち天保十四年と、弘化四年以後と二回である。而して前回の分は殆ど手を着けた計りである。

天保十四年九月廿六日、先生は龜藏の外に西大井村爲八郎、鬼柳村源治を伴ひ真岡に到着した。その用務は開發をなすべきか、窮民救済をなすべきか、先づ其實情を調査するにあつた。而して閏九月八日一度出府し、同廿四日歸陣し、弘化元年正月廿四日出府した。この間の動靜は一切記録がない。それは弘化二年の大火で、恰もこの半年の日記を焼失したからである。故に先生の平素より類推して考ふるに、先生はこの天保十四年の後半年は代官支配地内を巡廻し、荒地開發の可能性を査察したも

のであらう。

またこの頃西沼村丈八、阿部品村周助、高田村太助等の仕法關係と、櫻町領内の殘務仕法とが進捗して居るから、自然その指導を行つたと認むべきである。

□ 西沼村丈八の仕法 西沼村丈八は、櫻町御仕法の初めの頃から、日光御仕法の時代に至るまで、前後四十年近くも日記の上に現はれ、報徳仕法志願の人々は、丈八の紹介によるものが甚だ多い。丈八は越後から來て、櫻町の隣村西沼村に住し、油賣などを行つて後、櫻町領の東沼村潰百姓谷中惣兵衛の跡を相續し、荒地復興等によつて相當な百姓となり、青木村の御仕法には、その資財を推讓して御仕法に努力した。

天保十年の頃に至り、丈八は百五拾九兩といふ負債を生じた。これは病難其他臨時入用の増加したると、天保七年の凶饉につき、貸付金百參拾貳兩餘の中僅に貳拾三兩餘以外は回收不能になつたので、所有田地三町六反の收得にては返却困難となつた。この事情を知りたる青木村は、前記の恩徳に報いんが爲に、先生に懇願して御仕法を請ひ、半金は延期、半金は五箇年賦、報徳米、仕法米、及同志の推讓によつて救はれた。

爾來丈八は一層この道の爲に努力し、各地に奔走した。前には青木村、下高田村、西沼村、大島村等があり、後には棹ヶ島、横堤等が關係の著しいものである。

ハ 西沼村大島村の仕法 西沼村は當時五十八軒、田畑四十一町餘、その負債は五百拾壹兩餘、この質地二十三町九反である。大島村は戸數八十六軒、負債は五百四拾貳兩餘である。この仕法の要點は、質地より收穫する米を債主に納入して居ることを理由とし、即金返済するならば、四分引とするといふ談判が成立し、その差引六分を報徳金にて返済し、これを村民の日掛繩索積立にて、三ケ年乃至五ケ年にて償却するといふ案を立てたが、弘化元年十二月、全部報徳金を貸付けて仕法立が行はれた。

西沼、大島等は眞岡支配領内であるが、仕法雛形完成以前に屬し、未だ領内仕法の命を受けざるもので、従來の關係を辿り、只管村民が懇願した爲である。

弘化元年より暫時仕法の實施が激減するのは、仕法雛形の作製に全力を注いだ爲である。これより弘化四年までの間勘定奉行の命を以て仕法雛形作製に従事したが、従來の關係より山内氏とは屢々往來し、雛形完成後は再び眞岡所屬たるべき當然の豫想もあるを以て、山内は雛形の内閲を續け、仕法に關する諒解も相當に進んで居た筈である。従つて再任後の先生の事業は、仕法雛形によるべきことは明白である。以上は眞岡領内の仕法の端緒である。

### 三 眞岡管内仕法發業の障害

イ その概観 斯の如き豫想の下にあつた先生は、弘化四年五月十一日再び山内總左衛門手附とな

り、眞岡まおかに赴任することとなつた。然れども仕法進行上便宜多からんとの豫想は外れ、案外に支障の多いものであつた。

先づその第一は住所である。當時山内代官は東郷ひがしごうに居た。而して眞岡代官に榮進し、東郷をも管するを以て、山内は眞岡陣屋に移り先生は東郷陣屋に入る順序であつた。然るに眞岡代官前任者の移轉が完了しないので、山内も東郷を動く能はず、先生は赴任したが住居がない。依て管内大前神社おほまきじんじやの別當にして眞岡町般若寺の末寺たる神宮寺に假住を命ぜられた。この神宮寺は永く無住であつたので、屋根も壁も破損し疊は到底住むに堪へなかつた。漸く修繕したる二室を利用し、隨身者みくずみまさえ、福住正兄、吉良八郎きちら、下僕川久保民次郎の三人を伴ひ、佗しき日常生活であつた。

第二は仕法制度の未決定である。仕法は行政廳に於てこれを實行することを公表し、仕法執行者の職制を立て、仕法資財の出所を定め、仕法計畫を確立してこれを實行し、民間も亦之に應じて實行の組織を作り、或は結社となし、或は常會を設け、指導責任者を定めて處理せしめなければならぬ。然るに幕府は雛形による計畫の實行を命じない、仕法資源の出所を工夫することも許さない。本來仕法資財は、幕府の内用金を支出するが早道なれども、課税實收の分度さへ定むれば容易に産出し得るのであるから、雛形の實行を命じさへすればよい。然るにこの事が行はれない爲に先生の仕事がない。依て先生は願書を出さざるを得なかつた。即ち幕府より下付金があるか他の報徳金を流用しても可な



るか、そも／＼また自分の給料手當をこれに投じて差支なきか、或は荒地を借りて開墾して仕法一切の資源としては如何等、十一冊に互る願意の書類を提出したが、容易に決定しなかつた。

第三は山内の理解を得るに多くの時日を要した、本来山内は既に／＼理解済であるべき筈であつたが、學問は相當に深く、田園類説等其他數種の著書もある程であるのに、當時の制度の範圍内に於て報徳仕法の道を活用する考察を缺き、また報徳仕法以外に良法なきことの確信を徹底する氣力なかりし爲に、年餘の久しきに互つて仕法に着手するを得なかつた。今この間に於ける先生の苦心の實情を察すれば、慨嘆に堪へざるものがある。

始め山内は先生をして仕法を講ぜしめんが爲に、雛形完成後眞岡の屬たらしめたのである。而して先生は直に眞岡管内に於て雛形に示したる順序に従つて、櫻町、下館、相馬等に行ひたる仕法を講ぜんことを進言した。然るに眞岡の吏僚はこれを以て舊法成規を破り新法を行ふものなりとした。幕吏は祖法維持を施しの根本原則とし、これに背くものは重罰に處せらるゝと信ぜられて居た。而して報徳仕法は新法であるといふのである。斯く兩者の對立は代官所の空氣を不穩ならしめて居た。

然るに山内は既に報徳仕法適用の目的を以て先生を任じたのであり、先生亦この道に在らざれば用務は無く、村民は櫻町以來の成績を實見して一人も良法を疑ふものはない。是に於て先生は仕法を開せらるゝや否や、實施せらるゝ見込なければ我一日も此所に止まる必要がない、退官して歸農せん

のみと、山内は無論仕法實施の覺悟あるを述べ、我こゝに任を受くる時既に仕法實施の諒解を得て、居る。故に努めて進捗を計りたしと。

□ 桑野川の開發と山内代官 先生こゝに於て東郷管内を巡視して眞岡附近に僅少の廢田と、桑野川の新田開拓とを計畫した。即ち弘化四年秋、村民の出願により、早速測量地割等を準備し、翌嘉永元年二月中旬より三月十九日まで開墾の結果、數年後の補修を加へて面積四町八反餘、人夫千三百九十九人、先生日毎に實地に臨み、吉良八郎きちら、福住正兄ふくぢまの二人帳簿方として之に當つた。この成田は完全なる耕地整理として行はれ、栃木縣に於て大正十二年、附近の耕地整理を行ふ際、便宜上合併した以外は少しもこれを改むる必要なき程に優秀なる技術を以て行はれた。村民の悦びは甚しいものであつた。同三月廿四日眞岡の下僚は實地を視察し午後田植も順當に行はれた。然れども之に對して下僚等の言ふ所は無理解なものであつた。

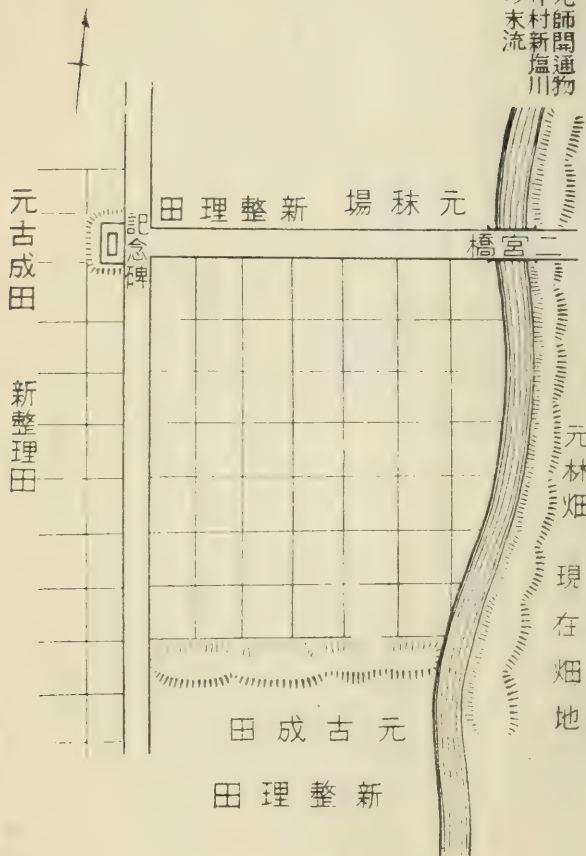
「新法實施は舊規を顧みざることである。桑野川の開發は代官所の公式承認を経たるものでない、我等の關知せざる間に管内に新法が行はるゝが如きことあらば、我等は役所に勤務するの要はない、無用の官吏は退職せざるべからざるものである」

と。山内はこの抗議に逢ひ舊法成規の改廢といふ名目を以て反對せられ、上司に訴ふる所あらば由々しき大事であると恐怖し、新法の實施は二宮一個の獨斷的行動である。大に之を懲さざるべからず

桑野川開墾成田遺跡圖

圖の中央部が遺跡たる整理田

先師開通物  
井村新塩川  
の末流





し、しち先生を召致して衆座の中に於て之を叱責し、

「二宮が爲したる開墾は何人の命によつて行ひたるか、我も知らず、代官所の吏僚も知らずこの事若し江戸に聞え、法を以て處断せらるゝあらば、二宮一人の斷罪に止まるべきではない。抑も何の根據を以てこれを爲したるか詳かに報告せよ」

と。先生謂へらく既に仕法實施の一端として開田を命じ置き、今却つて我を責むるは、下僚が主張する法規の變改を名としての同盟的反抗に應ずるものである。然れども我れ嘗て命を受けたりと言はば、山内は代官たる職に止まり難き境遇に立つこととなるやも計り難し。而して多年心血を注ぐ所以は世の憂を除き永安の道を行ふにある。山内交代して我道の行はれる道理はない。依て罪を一身に引き受けて山内を無事ならしむるに如くはないと、即ち意を決して從容として答へて曰く、

「某、官署の事に通ぜず、法規制令未だ熟知するを得ず、吏籍に入りて以來衆臣の勤むる所の事務を執る能はず、斯く何の用を達せずして空しく歲月を送らば、素餐の罪を免るゝ能はず。この責任を恐れ何事をか爲さんとすれども、農家より出で、年來荒廢を開き、國民を救ふことのみを業とし、これ以外に爲し得る術はない。然るに眼前御管内に廢田があり、困民が惱めるを見て之を觀過するに忍びず、自財を抛ちて之を拓き、之を恵まば、臣僚としての勤務の一端に當り、聊か素餐の罪を免るゝを得んかと考へ、領民の歎願に任せて之に應じた。この事を企てる前に之を言上し、許可を

得て實行すべきであつたのを、獨斷專行したのは某の罪である。既に眼前實行し了つたのであるから、譴責あらば某一人之を受くべきこと素より當然の事である。若し亦廢田となし荒廢の原形に復すべしとなさば、速に之を荒蕪に歸し、溝洫こうきよくを穿ちたるも之を埋むるは容易である。開田の勞は干日を要すとも、之を廢するは一日にして足る、願はくは代官の命によつて如何とも致さんと。山内曰く、

「開田したるものは廢すべきではない。江戸に伺を立て、その指揮を待つべきである。以後命令を受けざれば決して手を下すことなかれ」

と。先生退いて歎じて曰く、

「事斯に至る、眞岡の地亦この道行はれざるか、山内は我に命ずるに新田開發を以てした。我れこれに答ふるに『邦土至る所古來の定法あり、猥りに手を下さば故障生することが多いものである』ことを告げた所、既に江都に於て之を上申し、委任の命を受けた。若し異論があらば之を予一身に引受けるとまで激勵せられた。依て已むなく數月の間辛苦を盡し、自財を散じ、役夫を勞して數町歩の開田を行つた。然るに今や下僚の反撃に遭ひ、忽然として昔日の誓約を食言して恥ぢず、衆座の中に叱責して以て自家安全の計圖となす。我元より人の善を推舉し、衆他の過失を引受くるを本意として居るが、斯の如く前後矛盾背反の言明を信じて事に當る時は、常に進退谷つて如何ともす

るなきに至るであらう。この人と共に大道を行ふこと能はざるは明かである。然れども即今我一身を退く時は、國內多數の衰邑困民再復の道を講じ難く、その目的達せずして止まば、皇國幾萬の人民途を失ひ安堵の期開くあるを俟たんのみ。道行はずと雖も退くべからず。愚を守り歳月を送る外なきか」

と、慨然として痛歎し、悵然として愁悶に堪へざるものゝ如くであつた。當時の假寓たる神宮寺の破屋の裡、嚴冬の寒風肌に迫り、徒に敗戦者逃竄の如くなるも、先生凜然として二三子の爲に道を説き、艱苦を知らざるが如くであつた。而して先生は代官下僚と共に管内の巡視を行ふことは隨時行はれて居たのである。

ハ 衣笠と山内 下館しもだての衣笠兵太夫きぬがさへうだいふは當時櫻町の留守居を依頼されて居た。四月十七日宇津家の使者として來り、引つゞき宇津家の仕法につき先生の教示を受けたしと申出で、談話眞岡の事に及び、この情状を實見し、大息して代官所に至り、宇津家より代官への目録を進め、餘談より進めて竊に先生を稱揚し、待遇の冷淡を難じ、

「二宮本來居常の厚きを願はず、殊に一身を興國安民に奉ぐ、廢寺の冬居枕頭霜雪を見るを意とせず、二宮の頑強健康に支障なしと雖も、門人或は疾病に罹るあらん、二宮これを知ると雖も補修せず、代官の命を重んずるが故であらう、宜しく賢者を以て遇せらるべし」

と。代官は衣笠が私領の臣僚たるに拘らず、直領の施政に言句を挿むを怒り、また之を二宮の小策なりとも邪推したらんも、言ふ所の理は當然である。依て答へて曰く、

「既に能くこれを知つて居る。陣屋の内に別宅、空家がない。二宮を空寺に置くも暫時である。殊に修繕は禁じたのではない。二宮が空寺を補修せざるは彼が過ちである」

と。衣笠之を先生に告げて修繕を勧めた所、先生は斷じて之に應じなかつた。

然るに俄に代官の使者來つて先生を召し、大に怒つて曰く、

「過刻衣笠來つて汝を破屋に居らしむるは處置失當であると、彼は元より陪臣である。天下の事に關與することを得ない。今此の如き事を述ぶるは身分を知らざるものである。我が處置は我が思ふ所によつて行ふ、敢て陪臣の指揮を俟つものではない。以後斯くの如きことを言ふこと勿れと、汝より諱し置くべし。我直接衣笠を誡むる時は彼一身の立場を失ふであらう、之を憐みて汝をして言はしむるのである」

と。先生從容として曰く、

「某空寺に居る少しも意とする所ではない。貧困の民は破屋雨露を凌ぐ能はず、牧穀も腹に飽くこと能はず、飢寒その生を聊んぜざるもの數ふべからず、不肖之を救ふを以て道とし、而して扶持米を賜はり寓居を給せられ、自ら補ふ餘力があり、また空寺も大破と稱すべきではない。彼の衣笠は



性善柔にして思慮淺し、偶々廢寺に來つて仔細を問はずしては官衙に詣り、失言を致した次第であるが、必ず向後過失なからしめませう」

と。山内曰く、

「我上下の爲に汝が發明したる方法を聞き、眞岡管内の荒地を開墾し、困民を匡濟せんとすること多年、然るに私領とは異なり、公料の制度法則微細に備り、何事も法規にあらざれば行ひ難く、強て之を行はんとすれば下僚皆な従はず、江戸に指揮を仰いだが何等の御沙汰もない。汝この間に立つて徒事に口を送らんよりは、寧ろ退きて私領の民を安んずるが良からうと思ふ。依て予は之を上司に言上し、二宮の道は良法ではあるが、私領に行はるべくして公料には故障多し、依て小田原の故主に戻さるれば、私領の幸にして幕府無用の人を扶持するなく兩全なるべし、汝の意見如何」と。先生曰く、

「一身の進退微臣に於て何等意見はない、唯代官の指揮の通りに致しませう」と言ひて退出し、詳かに之を衣笠に告げた所、衣笠大に怒つて曰く、

「山内は讀書子と噂せられるから、少しくは道を知るものと思へるも、事理を解せざるも甚しい、予が忠告は悉く代官の爲である。再び斯の如きものと語らない」と憤りつゝ下館へ歸つた。

二 富田と山内 山内代官はこの元年七月十一日東郷ひがしこうより眞岡まうかへ移つた。富田高慶は六月十五日江戸より櫻町に着した。而して新開地を視察し、次で先生、富田等眞岡へ移轉祝として出頭した。この頃代官の所爲に憤激しつゝあつた、一従者、山内に面謁して曰く、

「幕府が二宮を以て眞岡の屬たらしめたるは、報徳の道を以て幕府直領の住民の困窮を救はんが爲である。然して既に數年を経過したが、未だ行はるゝ時期に達しないのであるか」

と。山内曰く、

「我元より二宮の道を信じて居る。この道を以てすれば上下の有益少からざるを知るも、愈々之を實行せんとすれば古來の法則嚴存し、聊かも之に違はゞ法を犯すの罪あり。故に良法ではあるが新法なるを以て實施するを得ず。然るに二宮が小田原領始め多くの大小名領に於てはその成績顯著たるものがある。これ私領に行ひ得るも公料に行ひ難き所以である。此の如く徒に歲月を過さば私領にも行はずして良法廢せらるゝは遺憾である。依て公料に益なくして私領に益あるを以て、逆に藩臣に戻されんことを上申せんとするものである。然らば二宮の心勞も始めて安かるべく、これ予が己むを得ざるに出づる策である」

と。

先生の一従者とは報徳記の録する所であるが、抑も何人であらうか、當時齋藤高行さいとうたかゆき、福住正見ふくずまのりみ、吉

良八郎等は、年齒若く、或は種々の事情より、到底山内に對して詰問し得る身分ではなかつた。日記  
其他の記録に徴してこれは富田高慶なりと斷ずるものである。

高慶、山内の言を聞いて曰く、

「夫れ道は一つあるのみ、公料に行ふ能はざる道ならば、決して私領にも行ひ得るものではない、私領に大益あらば公料にも有益でなければならぬ、今公料には規則あり、新法は如何に良法なりとも行ひ得べからずと仰せらるゝも、私領とても法規あり、制度あり、天下一日も法度なくして治むることを得ない。公料私領の政令法度は、根本に於て大差あるべきでない。何れも大同小異あるのみにて雲泥の差のあるものではない。國を治め民を安ずるは政令法度の根元である、百千の私領悉く以て天下の制度法則を典據として居る。故に二宮の法が公料に行ふことを得ざるなれば、私領のみ法規に觸るゝことなしと言ふべからず。また私領の規則を變じてこの道を施すのではない。從來の法規嚴然として缺く所なくして二宮の法は其間に行はれ、荒地を開き、米財を生じ、善人を賞し、貧困を救助し、國家をして自然に豊富に歸し、萬民永安の道を立て、依て以て始めて古來の法度規則の缺點をも補ひ、國政をして仁道に歸せしむる良法である。其國により萬一法度に聊か觸るゝことがあらば、法度を動かさずして仕法を折衷し、其時處位に隨つて宜しきを致すを例とする。これ仁術にして諸國に行はれて成功する所以である。貴官此地を管領せられ、二宮をしてその道を行はし

め、然る後に行はれ難き事實に當面して公料に不可なりと申さるれば、某一言の申し様もなければ、その道を行はずして何を以て行はれざることを知らるゝか」

と。山内曰く、

「東郷の開田、桑野川の新開之を試みたり、而して障害あり、故に行ひ難きを知つた」  
と。高慶曰く、

「開墾の一事を以て仕法仁術の全般を知れりとするは出来ない。仕法の道は恵むに恩澤を以てし、廢れたるを擧げ、絶えたるを繼ぎ、禍を福に轉じ、貧窮を振起して富強とし、民の疾苦する所を除きて安息する所を與へ、惰風を革め、汚風を去り、教ふるに人道を以てし、導くに勸農を以てし、奢侈を戒め、節儉を示し、五倫の道正しくして君恩の無量なるを知らしめ、永く貧困離散の憂なからしむるを以て要とするのである。これ等の道二宮は未だ公料に實施するに至つて居ない。何ぞ一片の開田を以て道は行はれずと斷ぜらるゝか、且貴官先年未だこの地の長官たる命を受けられざりし時、相馬の草野と約して曰く、二宮の良法を以て國家の有無を開闢し、下百姓を安んぜんと欲するを以て、公料にこの道を開き、二宮の力を伸張することに努力するであらうと、草野道の爲に悦び、誠に貴官の忠誠を感歎し、大道公行を以て貴官に期待し、その開業を希望して居た。草野既に泉下に眠るに至つたけれども、貴官その約を果すの意はなきか、眼前貴官の語を聞いて如何に感

ずるであらうか、故舊の約を忘れざるの信に於ては我れ知らずと雖も、二宮の道公料に行ふべからずと報告あらば、道は斯に廢棄に決せられんこと疑なし、幕府の試業の成否は貴官の一身に在り、一而して貴官の上申は、數年の試業の後なりと確認せられるであらう。二宮仕官せざれば公料に行はずとも私領に行はるゝに何等障害なし、今二宮は天下の直臣である。而して貴官の一言によつて之を行ふ能はずと公認せられるれば、仕法は徒らに廢棄するであらう、貴官の言前後相違す、一考を慮られよ」

と。山内色を變じて曰く、

「我が言上せんとするものは、二宮の道を廢せんとするのではない、公料に行はずして日を費さば從來丹精した私領の仕法までも廢せんことを憂ひた爲である。小田原に歸つて十分行ふことを得ば二宮は心安く道を行ひ得て有益であらうと、これを建言せんとするものである。然るに汝は我が一言によつて道は廢棄せられるであらうといふのは何故か」

と。高慶曰く、

「貴官の一言によつて道の廢棄せられんことは必定である。二宮幼少より萬苦を盡して行ふ所の仕法は、良法なるが故に幕府之を召して直臣となし給うたのである。二宮の道は萬民撫育の道に力を盡すのみである。他の才藝あるのではない、仕法を外にして召し給う理由はない。依て私領遠近皆

以てこの登用を慶し、公領より私法へと一般の流行を望むこと久しきものである。これ公料に行はるゝ餘光を仰ぎ私領にも行はれ衰邑再復の宿志を達せんが爲である。然るに今公料に行ふ能はざる道として舊主小田原へ戻し給はゞ、天下の諸侯誰か公料に行はれ難き仕法を行ふであらうか。假令禁止し給ふにあらざると雖も、公料に行はるゝ所のものを模して私領に行はるゝは常である。法規に觸るゝが爲にとひて公料に忌憚されたる場合は、私領も亦行ひ得ざるは人情である。加之小田原に於ては既に仕法を廢し二宮の往來さへも禁絶して居る。是の如き小田原に歸り何れの所にか仕法が行はれよう。これ貴官の明かに知らるゝ所である。また或は諸侯の中、公料に行はれずとも之を用ひて自領を復興せんとすと雖も、二宮は直に之に應じて赴任するものではない。一日も幕府の祿を喰み、君臣の義を守るもの、その道を以て公料の民を安んずる能はずして、退いて私領の道を行ひ、何れの君主に報ぜんとするか、常人だも爲し能はざる所である。況んや二宮の忠誠に於てをや、恐くは深山幽谷の客となり、再び世と交を絶つであらう。これ貴官の一上言によつて報徳仕法の道の廢棄すべしといふ所以である。即ち貴官の一上言によつて人民安堵の道を失ふを以て之を忍ぶ能はざるものである。貴官冀くは深く慮る所あれ」

と。山内曰く、

「我之を思はないのではない。屢々仕法の事を以て官府に指揮を請ふと雖も、更にその御沙汰がな

いので、是を以て開業の命を發することが出来ないのである」と。高慶曰く、

「それも亦我等の解する能はざる所である。幕府元より二宮の良法果して可なるや否やが不明であるから貴官に命じて試みしめ給ふものと思ふ。然るに貴官は之を試みずして上司の指揮を請ひ給ふが故に、上司も亦指揮し給はざるのではないであらうか、先づ之を試みて可不可を知り、而して上言せらるべきではないか、願はくば貴官は獨斷を以て發業し、仕法を試み給ふは最上の方途であらうと存ずる」

と。山内曰く、

「官の事は獨斷すべきでない。若し事を斷じて過ちあらば、その罪免るべきではない。余は分限をも恐れて獨斷に出でないのである」

と。富田この一言を聞き歎じて曰く、

「某數刻の愚言を呈するもの、その眞意は外にはない。貴官が公事の爲に身を奉じ給ふが爲である、一身の爲に憂ひ給ふに至つては最早言ふべきではない」

とて退去した。先生曰く、

「何を談論したか」と、富田委曲之を物語るに及んで、先生大に怒つて曰く、

「山内の爲人我れこれを知悉して居る。敢て争はず論ぜず、従容として空しく日を送るもの決して我が本心ではない。誠に已むを得ざるが爲である。道の興廢元より代官に在るのではない。是を以て我れ憤氣を抑へてその時を俟つて居る。然るに汝一度代官に詣つて談論し、剩へ身分を憂ふるの一言を發するに至るまで詰問するとは何ぞや、我心を盡して困苦するを知らず、一面の間に是の如き論をなす、愚も亦甚しといふべきである。これ道を開かんとして道を塞ぐものである」  
とて教誡せられた。門下皆驚き伏して仰ぎ見るものがなかつた。當時側近の人々先生の大量を感謝した。而して山内も亦何等これが爲に行動を執る所はなかつた。

斯る對論と理解とが、何程かの效を奏したことは疑なく、また山内代官の下僚も順次先生を諒解したりと見え、追々開發實施の機運に向ひ、八月二日、先生は代官の手代桑名唯次郎方に赴かれ、仕法向取扱方を詳述したる所、先づ一村位でも起返し試みることに決定したとのことであつたから、之に對し先生は、大略十日間も出張すれば完成すべしと告げたるに對し、吏僚は二三日位にて試みられたしとの談もある様に進んで來て、周圍の空氣は著しく緩和せられ、先生は翌四日より山内、桑名、山崎等と同道、東郷村内開發場残らず見聞し、次で棹ヶ島の開發並に道橋普請等存分取計ふ様申附けらるゝに至つた。

四 棹ヶ島の仕法 棹ヶ島は現今の茨城縣眞壁郡五所村の一字である。村高三百七十三石六斗餘、



町三十四町六反餘、戸數四十三軒あつたが、漸次荒廢し、元和九年以後の田畑調書は古書類に徴して現状と文書とが判明しない状況となり、天保五年頃は極度の衰微に陥り、三十石内外の納入となり、一邑五軒とまで減少したので、八丈島より移民を招致し、天保十三年には漸く六十石内外に復したが、嘉永二年まで十ヶ年の平均は五十九石餘、永拾四貫餘であつて、誠に愍然たるものであつた。されば前々より、西沼村丈八を便りて仕法を懇願しつゝあつたが、着手に至らず、依て弘化四年先生が東郷トガシヤウに着せられた頃には、前代官鈴木源内スズキケンないへ願出で、次で山内代官に出願し、漸く嘉永元年に至つて廻村となり、累次仕法雛形に準據して仕法が講ぜられ、田畑の現状、財産及借財の内容等仕法の基本調が行はれ、戸別に廻村して嘉永三年一應完了した。幕府直領に於ける仕法雛形活用の最初である。而して一村式開發仕法の實例として注目せらるゝものとなつた。

翻つて先生の最初廻村せられた時の状況は實に甚しく、毎戸貧困にして家屋殆ど破損し、日常の衣食乏しくして住民主業を怠り、人情浮薄にして博奕流行し無頼の徒日毎に往來した。先生は全戸を集めて之を諭し、貧困の由來因果應報の理を説き示し、一村再興の道を教へた。同時に、荒田畑の起返し、用悪水堀浚ひ、道路橋梁作道の普請、正八幡、若宮八幡、觀音堂の普請、民家の屋根替並に修繕八軒、灰小屋十棟の普請等を行つた。これに要したる費用嘉永元年七月より同二年正月まで、第一年度分金百六拾七兩餘、米約五十俵に及び、更に農事手後れの者の耕作助成等を行ひ、日常食糧の不足

を供給し、善人を賞し、耕作並に副業の方法を教へ、主たる米麥耕作の尊き道理を明かにせしめて日常生活の憂虞を除き、安んじて農業を行ひ得る方法を指示した。この農耕助成費までを合する時は、第一年度の費用總額金貳百五拾八兩貳分餘に達した。戸數僅に十軒の小村に對し、實に莫大なる費用である。

この作業は第二年度即ち嘉永二年十月より翌三年十一月頃までもつゞき、用悪水堀浚ひ、住宅改善、小屋普請、農耕助成等實に整つたものであつた。

斯くの如く仕法を講じた結果、民風一變し、遊惰の弊あらたまつて勤儉の美風興り、山内代官實地に之を見て感歎して已まなかつた。民家の整齊、開田の方正、道路用排水の井然たること、管内比類なしと稱せられ、良法の德澤燦然として光を近郷に放つた。

然れどもこれに要したる費用は先生の俸祿並に私に取扱へる報徳善種金である。若しこの費用にして幕府の支出する所とならねば、順次繰返し他村に及ぼし難く、報徳金の限度盡くることとなる。尙又この費用の辨濟があつたにしても、進んで一村の借財返済を行はねば、忽ちにしてまた舊態に陥る。而して一村借財返済をなすには、一村産出の米穀物産の納租額を限定せられねば、村勢回復と同時に租税増し、これが爲に再び民力涵養の根元を失ふ。生産収入と生活必須の費用との差引餘剰は一村借財返済、村勢回復の根元である。故に一定年限中は租入定限を要するのである。この意味に於て先生

は棹ヶ島開發の費用下附願と、一定年限中定免認許とを願出づることとなり、最近十ヶ年間の平均に基き、租入定限を平均米五十九石四升餘、永拾四兩餘とし、これを向ふ三十ヶ年定免とせられんことを希望し、また既設の開發費用下付金は四百兩とし、これが決定を見れば、十ヶ年間に回復を期するといふにあつた。

既に述べたる如く山内は棹ヶ島の成績に感じ、先生のこの希望に同意し、先生より差出したる願書に基き、嘉永二年十一月、棹ヶ島仕法成績の佳良なるを上申し、同時に仕法資財は金次郎の私財なる旨を明かにし、此際金四百兩の下付と、三十ヶ年間定免とを願出た所、翌年三月次の如き指令が達せられた。

書面之通金四百兩相渡候間、都て金次郎見込之趣を以可取計候  
この指令の達せられた頃は、山内總左衛門は出府し、同時に同人も引つゞき眞岡、東郷の代官役として附近合して四萬餘石を管領することとなつた。

當時先生は眞岡附近の數ヶ村開發に従事であつたが、その三月十七日棹ヶ島の開發一應完了し、吉良八郎、紺野織平、伊東發身、僕市太郎等を引連れて歸陣せられた所、同二十一日江戸山内よりの通知により、御用向によつて出府致すべく、尤も急ぐには及ばぬとの書狀であつた。依て同二十七日出發、途中棹ヶ島其他視察、二十九日到着した。

この出府は山内の諒解により、先生の用務助手任用等の事もあり、仕法認許の謝意を表する廻禮を行ふべき次第もあつたが、子息彌太郎の登用、吉良八郎の任用内意が達したのであつた。これ即ち眞岡管内の仕法進捗を意味するものであつて、先生は安堵しつゝ六月六日東郷に歸着した。

前段指令の定免は十ヶ年として許されたが、四百兩交付せられることとなつたから、次の花田新田へ着手する計畫が進められた。

棹ヶ島の仕法は嘉永元年より同二年十一月に至り、次は同年より同三年十一月まで繼續した。第一年度は急を救ふにあつた。第二年はこれを完成して一村立直しの策を進めるにあつた。されば嘉永三年には、用悪水、住宅修理、田畑開發、扶食給與の外、九月二日本業出精奇特人投票を行ひて教化施設を開始した。借財取直し、一村立直し方法を進めたものである。即ち仕法が救急より復興の根元に入つた。次で同四年十月第二回、同五年十月第三回の表彰投票を行ひ、更に曩に修復した社寺堂塔の維持に基き、永安方法を講じた。

その方法は嘉永二年に創始した彰道院大久保忠真公の回向料永代増益手段帳の様式に準據し、社堂永安維持法を樹立した。これは社堂境内の大木は保存し、雜木を伐採し、其賣拂代金と、先生よりの加入金、村民の加入金、代官の寄附金等合せて金拾八兩を得、これを村民に五ヶ年賦にて貸付け、その返納金、冥加金等を年々新しく貸付け、繰返し運用して永代修復料の絶えず産出する方法を立てた。

この計算は三十ヶ年に及んで總計金貳百拾七兩となり、村民の負債は完済せられ、社堂永安の基礎確立し、兩々相俟つて繁榮する方法であつて永安法の規範となるものである。

斯くて棹ヶ島の仕法は第四年にして最早永代仕法に入つた。これ戸數僅々十軒なりしが爲でもあるが、また斯く微力なる村も巧に復興した爲に、近隣の好評噴々たるものであつた。

棹ヶ島の復興は著しく、戸數も十三軒に増加し、萬延二年の調査によれば、棹ヶ島にて取扱ひたる報徳金は七百五拾五兩餘、その内貳百六拾七兩餘は花田新田等へ運用せられてある。而して一村復興の上は、その報徳金は順次他村開發に用ひられたる例をも同かにして居る。

**五 花田新田の仕法** 花田新田は、棹ヶ島の南方たる同じ眞壁郡内に在つて、現今は河内村字花田である。先生は單身又は山内代官等と管内を巡回し、花田村内なる新田の放任すべからざるを知り、嘉永三年九月十七日實地を精査した。

往時は二十八軒ありしと稱せらるゝも、當時は十軒であつた。その衰廢の狀況は棹ヶ島よりも甚しきものであつた。從來屢々復興を願出たが手もつけ難く、負債も多くして顧みられなかつた。之を以て先生は荒地開發借財償還の二方法を行ふべきであつたが、先づ棹ヶ島同様焦眉の急たる開發より着手した。

第一年に行はれた荒地開發は中々困難であつて、先生が宿泊する餘裕ある民家さへなく、百姓利右

衛門の倉庫の二階に假居し、先づ村内の住宅修理又は新築普請を行ひ、組頭半兵衛宅の成就するに及んでこゝに移居した程である。この際風呂槽も鍋釜さへも借りることが出来なかつたので新調した。されば住宅、便所其他一切荒野を開拓して新村を建設する趣であつた。

住宅及附屬十七軒、社堂一棟、小屋四棟、荒地起返し、道路普請、刈拂、農業手傳等合計金百參拾五兩、これが第一年の仕法である。

第二年は借財仕法より永安仕法へと進展した。借財償還は村民の切なる願意に出づるものであるが同村の持添たる見取新田の分を合して百四兩餘である。この内別途自力の處理の出来るものを除き、殘金六拾九兩餘であるから、これを三分して其一部は借主の誠意による勤儉で返金し、三分の一は貸主の勘辨とし、殘三分の一を御仕法拜借金とし、全部解決する案を立てたが、嘉永四年十二月立案通り實行されて決裁した。

次に開發仕法は嘉永五年に完了したので、殘る所は永安仕法である。棹ヶ島の例によつて神社永代修復金の制を立てた。この村には稻荷神社、十二天、山神、熊野權現等の社堂があつたが、或は頽廢し、或は焼失した。而して御神體は白山權現はくえんごんげんに合祀したのであるが、是非この白山權現を永代維持せんとする案を立てた。而して棹ヶ島の社堂維持永安法と同様式にて拾八兩の土臺金を積立て六十ヶ年間の貸付雛形を草して村民の實行を教化した。

次で嘉永三年十二月第十回の表彰投票を行ひ、同五年第一回の表彰を行ひ、雛形に従つて仕法の永續が期せられた。

これと相伴つてその持添たる板橋見取新田の仕法が行はれた。見取新田は完全に一村を成して居るものではなかつた。地域は板橋村内にあつて花田村の境界に接し、土地の大部分は花田村民に屬して居た、故に御仕法に際しては、花田村板橋見取新田御仕法と稱した。土地平素は低濕といふ程ではないが、大雨には水溜りが出来て實らぬことが多く、殊に數戸しかない住民さへ退轉して亡村となり、終に南方なる桐ヶ瀬村民の所有に歸し、小作地と化した。が納米は滞納勝であつた。文化十四年には若柳村民の所有となり、越後より住民を招致し、文政三年漸く三戸となつた。けれども不良田にして衛生にも不適であつたから、十數年間に三戸の主婦中二人死亡し、低率なる貢租も定免据置となり、所有主たる彌右衛門は、花田村組頭半兵衛を頼つて先生に救助を願出た。依て花田村半兵衛の名にて、金百參拾兩を以てこの土地を買收し、開發仕法を講ずることとなつた。

新田の仕法の主たる點は水害の防止である、悪水浚渫によつて根本を築き、住民撫育によつて開發を進める外に道はない。悪水浚渫並びにこれに關聯したる開墾には百五人を以て應急處置を了つた。三戸の村民も案外勤勉し、面目は一新した。中にも松五郎は上納を早々皆済し、田三反三畝歩を自力を以て開發した、依て賞として金貳兩餘を與へた。

排水の方法は嘉永四年より六年までに結了したが、地力少き故にか收納増加の状況が見えないので、安政三年四月前例により定免延期を願ひ出で、九月廿六日認許せられ、永安法の基礎が確立したので、別に分度外の餘財を上納し、これを五十ヶ年間繼續して、合計金參百拾五兩に達するまで積立て、將來村民の非常凶災、病難等特別の場合あらば拜借する案を立て、安政五年十一月之を決し、花田村三分見取新田七分の割合にて年々五兩宛積立つることとし、吉良八郎の副申を添へて願出た。斯くて嘉永四年三戸なりし村が、この安政五年には五戸となり、一戸平均二町歩の自作をなし、毎戸平安なる生活を確立した。その向上の狀態棹ヶ島同様、仕法の好成绩を示す一事例となつた。

## 六 懸案解決と山口村の仕法

イ 小田原報徳金の決裁 先生一族が東郷陣屋に移つた後も、江戸には彌太郎氏滞在し、小田原報徳金並に烏山、谷田部、細川家との交渉其他幕府御用に關する往復取次等をなしつゝあつたが、嘉永三年正月十五日江戸出發、彌太郎氏及僕民次郎等引上げ、東郷陣屋に十七日歸着し、九年目に漸く一家團樂となつた。

その頃は棹ヶ島の開發中であり、翌四年には花田村の開發が行はれ、引つゞいて眞岡管内數十ヶ村の巡廻を行つた。多くの村々よりは争うて仕法開發を願出た、幕府も報徳式開發の實行を認可し、棹ヶ島開發料四百兩も三年七月一日之を受領した。眞岡代官所の吏僚もこれを諒解した。開發の順序は



確立した。唯問題は開發の資金である。故に小田原報徳金の返済を懇望せざるを得なかつた。

時に嘉永二年は嚴父の五十年忌であり、同四年は慈母の五十回忌である。先生は年來墓參を心掛けて居られた。併し身分も職務も定まらざる程の間は墓參も不本意であり、職務上許さるべきでもなかつた。今や幸に總てが一段落となり、上局の諒解も得たるを以て、同四年五月三日墓參を許され、同十二年その苦狀が東郷に到着した。けれども小田原藩は先生の歸郷を歓迎しなかつた。故に小田原の諒解を求むる必要があつた。

この頃眞岡管内の仕法發業豫定の町村増加し、既定町村の巡廻其他が多忙になつたので、門人を私に使用するには種々の妨があるから、彌太郎氏及吉良八郎の公式任用を希望した所、六月三日附にて彌太郎氏は御用向見習となり、吉良八郎も七月八日附にて又手代抱人を許された。爾來管内開發地へはこの二人が主となつて巡廻した。故に先生はその身邊に當分多少の餘裕を見出し得ることとなつた。

小田原報徳金五千餘兩は、弘化四年に於て受取るべき所を、先生その用途確定せざるを以て、その儘小田原藩に預け方を懇望したのであつたが、既に幕府直領に用ふることに確定するに至つたので、小田原藩に返金を申送つた所、沿岸防備其他の理由にて延期を依頼された。然るに仕法用途が定まつた上は、成るべく早く返金せられたしと申込んだが容易に決定的回答を得なかつた。これを以て小田

原へ直談交渉の必要があつた。

身邊の餘裕と公式認許と、墓參と報徳金催促と、これ等の事情は先生をして小田原歸郷を急がしむる非常に大なる心掛りであつた。

同年十二月十一日東郷出發江戸に出で、先づ青山敎學院へ參り、彰道院殿大久保忠貞公の菩提を弔し、その回向料を永代ならしむる約束を進め、十二月廿三日金參百兩を納入した。次で同廿八日伊東發身、久保田周介、農民次郎を伴ひ江戸出發、同廿九日片岡村に到着し、大澤小才太方に宿り、直に小田原へ到着を通知した。

小田原藩よりは翌嘉永五年正月八日墓參並に近親者の仕法完了苦しからず、報徳金は千兩を返付し、残りは追々返金したしと申出た。依て取敢へず翌九日湯本福住正兄方へ引移り、表面は解決したれども、幾四千兩の問題並に近親者の仕法始末につき藩議異論あり、小田原との交渉頻繁にして月餘に亘り、漸く閏二月七日五千兩返金方法其他一切解決した。

この間に二月廿九日、栢山村善榮寺に墓參し、親族並に村内廿九軒近村を歴訪した。親族其他數十人に面會し、小田原藩山崎金五右衛門方に一泊して湯本に引返した。これ事實上既に近親の仕法の計算も出來し、小田原藩との内交渉は終つたからである。然れども最早小田原領内に永遠に歸住することとはなく、仕法施行の進捗する地が先生の終焉の地であることは形式上確定したのである。

箱根滞留中、湯本附近の風景が、京都嵐山の眺望に似たるも、櫻樹なきは遺憾であるとして、櫻の苗木を植ゑたしとあつて、實地を踏査したるが、江戸より櫻の苗三千本を送附し、尙同年櫻の實をも送つた。禰住正見等之を植栽したが、後年手入行届かず殆ど枯失したけれども、湯本及臺町等に數尺の大木が残り居る。

斯くて閏二月十四日拂曉出發、酒匂にて朝食、片岡村に立寄り、翌十五日出發十七日江戸に着し、廿五日東郷に歸陣した。

□ 二子の結婚 嘉永五年には彌太郎氏は三十二歳、文子女史は廿九歳であるが未婚である。既に屢々縁談があつたが、何分にも先生の任地も定まらぬ状況であつて、夜を日に繼いで多忙であるから一切を犠牲に供したものである。然るに總てが一段落となつたから、各方面より縁談が持上つた。彼是と噂はあつたが文子女史は富田高慶（當年三十九歳）に嫁することとなり、彌太郎氏の縁女は、近江高島郡大溝三萬石の領主、分部若狹守の用人、三宅頼母長女餃子（十七歳）と決し、四月廿七日着にて、宇津家の横山周平の未亡人ちゑ子が伴ひ來り、廿九日夜笠兵太夫夫婦の媒酌にて式典を擧げた。次で七月富田高慶は歸省し、八月十九日文子女史は衣笠夫妻に伴はれて相馬中村に赴き婚儀が行はれた。これにて一切の家事は日出度終了した。一人息子一人息女等の晩婚なるを見て、如何に全力を國事に推譲したるかを見て感激せざるを得ない。

ハ 山口村の仕法 小田原より歸つた嘉永五年の三月には、直に管内に於ける仕法に取掛り、特に宇都宮附近の地域に廣められた。その内最も著しきは山口村、石那田村、徳次良村等である。

山口村は宇都宮より日光に向ふ街道に沿へる、河内郡内の一村で、その高二百九十三石餘、戸數五十四軒の所へ、取あへず雛形によりて開發を行つたが、荒地開發第一年の工費は千百八十八人、馬二十五匹、金四拾參兩參分、屋根替金拾壹兩、この總計八拾壹兩壹分である。

斯く開發に着手したが、本來水利不便が久しき憂患であつた。即ち第一年の開發の如きも、同年の洪水にて根底より覆された。その事なくとも永安の仕法を講ずる爲には、棹ヶ島同様定免を許されなくてはならない。その願書は嘉永六年四月に提出して七月に許可せられた。依て同年九月より開發作業と水道工事とを行つた。これ第二次開發である。その費用は總出費五拾兩、開發と、住宅及小屋修理並に新造と水道の設備完成であつた。

この定免は十ヶ年平均とすれば二十三石餘であるが、從來は四十一石の時もあつた。依て當分は二十三石餘、三十ヶ年定免とし、爾後豊凶の平均三十二石餘と定めらるゝこととなつた。

この他茨城縣眞壁郡奥田新田の開發、眞岡陣屋附近の小開發等が行はれた。

七 徳次良石那田の堰普請 徳次良並に石那田は日光街道に沿ふ村落であつて、元は宇都宮領内に屬して居たが、嘉永の頃まで何れも眞岡支配地内となつた。

徳次良の用水は往時より上流石那田地内に取入れ、石那田もこの堰から分水して灌漑に供して居た。然るに石那田地内にある約三反歩の田地は、取入口附近に於て稍々土地が高いので、これに灌漑するには堰を高くせねばならぬ。堰を高くすれば洪水時には氾濫、缺潰土砂の押出を免れない。而して早魃には徳次良の用水が不足する。堰を高くすれば石那田の三反歩が田作とならない、故に兩村の間に遠くの昔から水論が絶えなかつた。挿苗の前後より雙方水争で寝ることが出来なかつた。

石那田が眞岡支配所となつた時には、まだ徳次良は宇都宮領であつた。依て直領の村と争ふを止め領主に歎願して新堀を開鑿し一時安堵したが、新堀の取入口が崩壊して不通となり非常に困惑した。次で徳次良も眞岡支配地となつたので、また勢を得て嘉永五年三月用水の仕法を願出た。代官の吏僚之を實査したことは度々あつたが、一方を救へば一方困却するから終に先生に諮ふに至つた。

先生曰く、

「兩村の本田に水が不足するを以て争ひを生ずるのである。苟くも用水に餘りがあらば必ず平穩に歸するであらう」

と、山内喜んで先生に視察を命じた。

先生實地に臨んで水理を踏査し、堰の高低を測量し、村内の父老を招いて古來の事情を尋問した。村民は到底策の施すべき餘地のないことを以てした、先生曰く、

「この用水をして十分通ずる方法があるが、我が處置に不服は言はぬか、それとも永年争ひ來つた如く争はんとするか、恐くは仇敵の如く争ふは本意であるまい。若し永く幸福を保たんとすれば兄弟の如く交はるに如かず、或は我が處置に従はなければ、相方争ひに疲れて亡滅に至るであらう。故に我れ命を受けて來つて之を解決せんとするが如何に考ふるか」と、兩村代表者等は、

「永年の争ひは用不足として耕作が不可能となるからである。之を争はなければ一滴の水も得られないことがある。故に止むことを得ずして争ひたるも、用水十分ならば何を好んで争ひを致さん、唯幸を謝するのみである」

と。然れども積年方法なくして困苦したのであるから、良法があらは從來施行せられた筈である。大に願ふ所であるが、如何なる方法があらうかと噂した。

元來石那田の三段歩の地は平均より二尺許高く、從來これに灌がんとする爲に堰は屢々破損した。是を以て徳次良は年々渴水した。先生これを以て三反歩の土地を二尺切下げ、山内代官の認許を得て之を實行し、大堰は一尺掘下げ、總計三尺下げて堅固に石柵三段を据ゑ、堰の中段は一段と低くして洪水の節には増水河流に流れ落ち、堅固なる水門を設けて用水の分量は常に變せず、石那田の分水口をも石垣を以てして分水を限りあらしめて配水を失ふことなく、長さ六百三十三間半、引口川敷九尺、

取口深さ九尺とし、平水約四尺、滾々として盡きず、所々に石橋を架し、上流なるは眼鏡形であつて、後世二宮橋と稱する。三月十三日より發業し、四月十三日假普請が一應出来たが、挿苗に近づきたるを以て完成を秋期に定め、蛇籠其他應急處理を以て疎水し、九月に至つて完成した。

三月より四月に至る初發の工事は、地下人夫九百三十九人五分、總費用貳拾壹兩餘、大堰入用貳拾六兩餘、用水再興千六百六十四人五分、總費用六拾五兩餘であつた。この工事の完成によつて兩村の民情融合し氣風一變するに至つた。

徳次良全村の用水路はこれにて完成するものではなかつた。殊に中徳次良、下徳次良の爲に用水二重掘下を行ひ、曇に缺潰したる用水を復興し、取入口田川の石水門を伏せ込み二重堀とし、永久用水の不足せぬ様にと工事を起すこととなり、また、門前田中、西根等への用水分流水路を開きて配水を充分ならしめることとした。

この石水門二重堀の費用は拾八兩餘であつて、新配水路は人夫七百九十四人、總金額貳拾參兩餘である。

以上總計金百五拾四兩貳分貳朱餘、人夫二千百六十五人を要した。徳次良の住民先生の徳を渴仰し、田川の取入口附近に水神の祠を建てて之を祭つたが、安政六年石造の小祠を立てて之を私記し、年々初穂を供へて恩を謝し、今に至るも參拜者を絶たない有様である。

この石那田取入口の水門工事は當時非常に有名であつたので、四方其徳を稱へ、その堰圖面は廣く寫して傳へられた。

徳次良村と日光街道を以て隔てた上金井、下金井の二村は、徳次良の水道の末流にて改修を要する所があつた。當時日光御神領の仕法に際し、御神領は山嶽重疊溪谷間の山村であるから、杉檜植林の必要があるとして、先生は江戸在住の頃から、町田時右衛門等と協議して杉檜の苗木を培養する爲、上金井村をその培養地として選定した。斯かる理由によりこの村にも用水改修が行はれた。



## 第十七章 日光の仕法

一 日光仕法の着手まで 日光御神領の仕法は、弘化元年四月五日に「日光御神領村々荒地見分いたし、起返方仕法附見込の趣委細可申上候」旨の命令を受けて以來、三ヶ年に亙つて全力を注ぎ立案した所の、所謂「日光御神領雛形」により、その規範を現實に施行し、規範の示す所に隨つて豫定以上の成績を得たものである。

天保十三年幕臣となり、利根川分水踏見分、大生理の實地踏査より、東郷等の手代となり、更に弘化元年より同三年まで、前記の仕法雛形を作成したけれども、容易に日光の仕法を命ぜられず、却つて眞岡所屬の吏僚となり、終に嘉永五年に及んだ。かく目的以外の事業に携つた様であるが、一面より見れば百代不磨の妙法たる仕法雛形を完成し、またその實驗的仕法として幕府直領の仕法を成し、その實際に徴して吏僚の納得を得る點に於て甚だ有效であり、またそれが日光仕法の先驅として大なる意義あるものであつた。

併し日光仕法の發令は非常に延引した、弘化四年眞岡に赴き、嘉永は實に五ヶ年を過ぎた。斯く遅延として進まない理由は多々ある。幕府は外國關係と、内政問題で實に勘からざる煩累を嘗めつゝあ

つた。而して日光の荒地を開發するには、從來の例によれば莫大なる支出を要する。藩末の財政は焦眉の急に迫られざる開發の費用等を支出する餘地はなかつた。また先生の立案に係る仕法書は、一見してその要を把握するに苦しんだ。特に報徳仕法の根本原理に至つては容易に視ふ能はざるものであつた。漸くにして棹ヶ島の仕法、花田新田の仕法によつてその實際を知ることが得た。然れども開發費の支出は到底許可の決裁を與ふるを得なかつた。

先生は屢々仕法實行を歎願し、仕法入用金に就ては種々の立案を試みた。先づその第一は小田原仕法金を移すことである。これは弘化年中から屢々山内總左衛門まで申出た。その第二は「彰道院殿爲御菩提永代回向料増益手段帳」を以て、先生より先づ參百兩納入し、次で谷田部細川氏、下富石川氏、烏山大久保氏等の四件千貳百兩の利子下付金があつた。引續いて相馬よりも獻金の内意があつた。これ等を總計すれば、その資源は壹萬兩を超ゆる見込があつた。依てその意を屢々上申した。

斯くて嘉永五年に墓參旁々小田原報徳金の問題は解決し、彰道院殿の回向料も遣々納入になり、家庭婚儀の問題も芽出度終了した。

當時幕府の日光仕法に關する調査も進行し、先生に對する方針も内定し、種々の内意が達せられる様子となり、嘉永五年九月十日齋藤高行等を伴ひ東郷を出發して江戸に上り、爾來各方面を訪問して仕法の狀況を説明せられたので、一層四圍の狀況は明るくなり、十月廿二日江戸に於ける住宅地とし

ての拜領地の指令あり、出入多事江戸在留中に歳は暮れて嘉永六年となつた。當時の隨從者は齋藤高行及其の弟松藏、伊東發身等で、相馬中屋敷にて越年した。

日光御神領仕法實行の内意が明瞭になつたので、山林植樹の必要を感じ、木曾檜苗の調査をなし、またその植裁法並に實生蒔付法をも研究しつゝあつた。

さて二月十日に至り御用番老中阿部伊勢守正弘より、日光奉行小出長左衛門に申渡された内容は、「日光 御神領村々荒地起返し難村舊復之仕法、御普請役格二宮金次郎へ取扱申渡候間、得共意、委細之儀は御勘定奉行可被談候」とあつた。

同十二日先生は小川町役所より、「明十三日四ツ時、麻上下着用御勘定所へ可罷出し旨達示を受け、即ち十三日出頭した所、庭井保平同道御勘定所へ申渡された。

御普請役格

山内總左衛門手附

二宮金次郎

六方儀山内總左衛門手附被成御免、奉行衆被仰之候

五月十三日

申渡

御普請役格

二 宮 金 次 郎

日光 御神領村々荒地起返難村舊復之仕法取扱被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>間、見込通り御料私領手廣に取計候  
様可<sub>レ</sub>致候

右之通奉行衆被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>

丑二月十三日

これは二通共に岡田利喜次郎より仰渡され、石川新助之を差引周旋したのである。即ち御神領の仕法中にも私領の仕法に關與することを奨勵せられたものである。

當時日光御神領の村々は、日光八十九ヶ村と稱せられたが、その實御神領<sub>（しんりやう）</sub>五十四ヶ村、御靈屋領<sub>（ひたまやうりやう）</sub>九ヶ村、御門跡領<sub>（ごもんせきりやう）</sub>二十八ヶ村で、合計九十一ヶ村である。二ヶ村の相違は新田を算入した爲である。

その反高は、二萬九百六十五石五斗二升餘、反別四千二十六町三反二畝三步餘、内荒地千七十四町七反一畝廿一步、この内百四十町步餘は起返し、七町餘再荒となつたので、當時の荒地は九百四十一町一反六畝廿一步であるから、生地即ち耕作地は三千八百十五町步餘であつた。この戸數四千百三十三軒、人別二萬千八百八十六人、内男六千二百五十七人、女五千五百三十五人、老幼九千三百九十四人、馬二千六百六十九頭であつた。

この荒地九百四十一町歩を、今後幕府より一厘一毛の支出することなく、之を三十ヶ年間に耕作地又は植林地とする計畫である。

この事業に關して命を受けてより正に十ヶ年、漸く實施を命ぜられたのである。而して私領の仕法も廢すべきではないから、充分の説明をなし、竹内清太郎、渡邊棠之助、鈴木源内、山内總左衛門等は殊に内實諒解を得て、御神領の仕法中にも私領の指導が公然と行はれることとなつた。

また日光御神領八十九ヶ村は一定租額即ち定免となつて居たので、その開發が行はるれば、領民は新開地に租税を増課せられはせぬかと疑つた。元來四千町歩の土地に一千町歩の荒地があるから、定免たる以上、三千町歩の地所が四千町歩の租を負擔するのであるが、他領には屢々新田檢地が行はれつゝあるので、之を憂ひたるは不思議ではない。この憂ひもなき様にそれ／＼諒解せしめた。

斯く各方面の理解を得、また開發金の調達案も立つたので愈々日光八十九ヶ村の仕法に着手するに至つた。併し先生の居住地たる東郷は眞岡の管内である。當時彌太郎氏は眞岡代官所の助手たり、吉良八郎も出仕を許されて居るので、東郷陣屋に家族の住居するには差支ないが、先生は日光に轉住するのが至當である。故に日光登山中は臨時空坊に假住し、東郷に来る時は彌太郎氏の住居に逗留するといふ方法を取り、追つて日光領内に住宅を決定することとなるのである。

日光仕法の資金は小田原報徳金五千兩、彰道院殿回向料四件合計千貳百兩其他であるが、これでは

充分ではない。然るに弘化二年に着手した相馬の仕法は非常なる成功を収めつゝある。この成績に感謝した相馬侯は、年々五百兩宛十ヶ年間獻金すると申出られた。これにて總計約壹萬兩を得ることとなつた。二宮全集中には、何千兩宛か幾度も開發費捻出方法が立案せられ、上申せられたが、以上の報徳金は出所極めて明白なるものである。

さて又日光開發に着手するに至つたに引替へ、先生の健康は著しく衰へつゝあつた。寧ろ日々藥餌に親しむといふ状況であつた。故に仕法雛形により之を實施する中心の指導者がなければならぬ。依て御領私領に關する仕法實行の分擔者が定められた。その最初の案は次の通りである。

日光御神領 二宮金次郎

御料所村々 二宮彌太郎 吉良八郎

私領 富田久助 久保田周助 齋藤松藏

相馬領 伊東發身 齋藤久米之助 荒專八 一條七郎右衛門

草野菅右衛門

然るに前述の通り先生は多病であつた。故に御料所即ち眞岡支配地は吉良八郎一人に命じ、彌太郎氏は日光に移住することとなり、相馬並に私領は富田久助、齋藤其他諸氏に任ずることとなつたけれども、富田は屢々日光に往來し、相馬を除きたる私領仕法從事者も全部日光に居住して事務を執ることと

なるのであつて、これにて腕は整つたのである。以上は日光仕法着手に至るまでの由來の要略である。

二 日光仕法の初期 「當年既に六十六歳、餘命の程も計り難いことであるから、たとひ一村一郷たりとも仕法實施を命ぜられたい」と歎願した効あつて、日光御神領を存分開發致す様にと命ぜられた。先生の管理に屬する報徳金、相馬侯の獻金、先生並に下館、谷田部細川、烏山大久保等の諸侯より差出した彰道院殿御回向料の利殖貸付金等によつて、開發料の基本が確立した。形式も内容も萬事整頓した、愈々着手することゝなつた。

先生は幕府に登用せられて以來十年の永きに至るも、定まれる住宅さへ給せられなかつた。報徳仕法の中樞たるべき組織も完全には立てられなかつた。唯先生の徳高きを以て、先生の周圍と相馬、下館等に於て着々として仕法の功顯の奏せられつゝあるに過ぎなかつたが、日光仕法の命下るに及んで、當時政治上の最高權威たる幕府自體の崇敬の中心地たる日光に、報徳仕法の中心府たるを得べき機運が開かれることとなつた。

受命の最初には住宅はなかつたから、當時日光宿諸坊中の無住坊たりし櫻秀坊を貸付けられ、或は今市宿の三郎右衛門の隠居を借用して居たが、此處に永住する譯には行かないから、報徳役所建築の計畫が始められた。併し受命の嘉永六年から開發仕法は着々と進行した。即ち世の事業經營法とは異なり、報徳役所の建設を後にし、開發仕法は先にせられた。これは事業は一日も忽にすべきではな

つたからである。

日光仕法の眼目は荒地の開発と、道路用悪水施設を先にし、これに伴うて人心の啓發に鑑みて、自發的努力を認むれば一村式又は個人仕法を行ふのである。開發すべき地所は多かつた。その緩急を視察し、その民心を誘導し、村民の決意に照して之を實施した。開發の時期は通例農閑の初冬早春を可とするも、此地は嚴冬永きを以て工事困難多く、従つて晩秋早春を以て事業を行ふこととした。

嘉永六年二月十三日であるが、先生の病氣其他にて登山が後れたので、七月といふ時期外れに至つて、その可能にして急なる事業の施設より着手した。この年の荒地開墾は二十ヶ村廿四件であつて、起發反別二十一町七反歩、用悪水、溜井堤普請三千七百九十四間、農業出精人篤行者の表彰、極難困窮人救助、無利息年賦貸付等、合計金三百七十兩餘に上つた。以下此所に至る初期着手前の状態を物語る必要がある。

この仕法によつて領民の氣風は一變し、時に或は課税増徴を疑ひつゝあつた者も全く仕法の眞意を了解し、事業の進行には何等故障なく、寧ろ御仕法實施を争うて發願する狀況となつた。

斯く叙述し來れば事業は容易なるが如くなるも、當時先生は病勢益々募り、半は病床にあつた。併し先生は報徳仕法の妙術を以て、萬民の困窮、政府の財政難、大凡世の難關とするを打開し、貧邑衰國を興すことを天命本分とし、數十年間努力を連續し來つたが、廣く國內に之を施す機會と地位とを



得なかつた所、漸く運命開けて公然之を行ひ得るに至つた。然るに不幸にして二豎の侵す所となり、薬餌に親しみ療養に臥せざるを得なくなつた。

その命を受けたる嘉永六年春の日、隨行の門弟を召して曰く、

「今や斯の如く恩命を受けたるも、老體にして健康舊の如くでない。依て沈思以て大業の案を樹立したけれども、これを實行するは汝等の任である。宜しく基本を確立し、長期に亙つて實行の方途を立つべきである」

と。門生一同謹んで命を守らんことを盟ひ且曰く、

「先生先年著されたる仕法雛形八十四卷あり、内その六十餘卷を幕府に獻ぜられた。唯この書によつて之を行はるべきのみ、今やその命を受け給ふは、至誠天に通じたるのみ、速に登山して領民を安んぜられんことを冀ふ、我等その期の後れんことを懼る」

と。先生曰く、

「天地間萬般の事物共に其の時あり、時を得ざれば一事をも爲し得べきでない。殊に大業に於て然りである」

とて白若たるものであつた。而して日に高談辯解し、將來良法の永續する方法を盡し、之を指示することのみ努められた。

斯くの如きもの二ヶ月、四月十八日に至つて先生病に臥し、次第に大患となつた。良醫伊藤玄朴を招きて之を診察せしめた所、氣力衰弱の上、氣候の影響を受けたりと診断した。他の醫の診断皆同じく心力共に度を過ぎたる所へ邪氣の爲に疾を發したのであるから、遠からず治癒すべきであるが、二度身體を過動して發病せば、その憂は量るべからざるものがあらう、快氣すれば向後を慎み、再發の端を防ぐべきであると、治療十餘日、同月廿五日頃より回復の氣分となつたが、直に諸方を訪問し、談論平日の如くであつた。併し食欲進まず従者は常に之を憂ひつゝあつた。漸く六月一日江戸出發、三日東郷に歸られた。

六月に至り、息女ふみ子産後の肥立悪く大に憂ふべきが如くであつたが、私事を以て公事を廢せず、六月二十九日出發日光へ登山した。一族門弟病後の疲勞と、炎暑の厭ふべきことを以て諫止したが聞かずして登山せられた。日光奉行所に至つて曰く、

「廢田を開き、領民を安ずる命を受けて以來速に之を實行すべきであつたが、順序調はず遅々として今日に及んだ、先づ領内を一巡し、土地の肥瘠、諸民の貧富、人情の向背を察して然る後愚案を立て之を上申することとせん」

と。奉行曰く、

「病狀未だ充分回復せざるを以て、駕に乗じて巡回せよ」

と。先生曰く、

「民情を精細に知るには歩行せざるべからず」

と。固辭して出發し、大暑を冒し各邑を見分し、既往を察し將來を考へ、村内の事大小となく胸中に了然たるにあらざれば他村に至らず、然るに日光神領の村々山岳丘陵多く、平地少し、或は山を超え谷を渡り、勞苦甚し、栗山郷の如きは深山幽谷にして道路險惡、壯者も尙苦しむの狀であつた。然るに先生六十七歳、然かも病餘を以て之を視察す、而して村々の盛衰を明かにし、善人を賞し、寡孤獨を恵む、次第あつて壹兩より五兩に至る。勤農の村に於ては拾兩、拾五兩を以て邑中の良民を賞す、教ふるに孝悌を以てし、授くるに田圃の徳に報ゆる勤農の術を以てす。堤を築きて渴水に灌ぎ水路を通じて惡水を排す。生民その途に安んじ、庶民その徳に懐く、先生石に休し、草に息ひ、從者病の再發を恐れて止まれども先生顧みる所なき狀である。廢田興り、惰民勤むるに至る所以である。

然れども日光の領土は、既に述べたる如くに全村定免の租額である。開田墾拓は増租の基本なるべしと疑ひしものもあつたが、先生の視察の噂あつて數月至らず、來れば即ちこの惠恤を以てしたから領民安んじて先生を迎ふるに至つた。これ先生が時期を見るの明ありとする所以である。

先生廻村一巡、土地の肥瘠、人民の勤惰を明かにし、始めて復興方策數十ヶ條を草して之を奉行に呈した。「仕法入用金産出方下案書」「荒地起方下案書」等がその一例である。

先生嘗て諸侯の封内再興の案を立てたる例によれば、數十年の租税を平均し、その平均度を以て分度と定め、興復安民の仁政を施行し、これによつて回復した租力を餘財とし、この餘財を分外として開墾撫恤の用度に充つるを以て、毎年の資金盡くる所なく、仁惠を民に及ぼす力は限りなく發揚する。然るに日光神領は如何に開發するとも租入の増加することなく、民力は薄弱にして土地の力は硲确たり故に租税定額にして田圃廢蕪に歸するとも租額減せず、巨多の開田を爲すとも租入餘力なし、これに仕法を講ずれば民力増進して仁術となる。

然るに分外の餘力なくして仕法の資源を得ること難し、即ち先生は報徳金を積立て之を日光山貸付所に預入し、毎歲利子を以て仕法の資本となし、之を日光開墾撫恤用とすれば、永遠に資源絶ゆるなくして事業進展せんと、金五千五百兩を年賦金として獻じたる所以である。

日光山領内古來水田少く、多く畑地となして以て耕すを例とした。この故に領民雜穀を常食とし、稻米の如きは疾病者のみ僅に之を購ひ用ふるの狀勢であつた。この地一體西方に山高く東方に低く、大谷川その中央を流れて水の給すべきなきにあらずと、即ち大谷川の兩岸に溝渠を鑿ち、之を諸村に溉がば順流至らざる所なく、村落の水田に潤澤する利擧げて數ふべからずと。此に於て先づ野口村より平ヶ崎、千本木に至る長さ二里餘の水路を穿ち、大谷川の水を引き、之を數邑に注ぎ、若干の荒蕪を開田した。諸村之を聞いて大に喜び、競うて新用水開鑿を發願した。その要求の先後に隨つて數ヶ所

の水路を完成した。或は三千間、或は二千間、難易長短はあるが、その水利を得て稷圃を稻田とするを得た。

先生謂へらく日光神領の荒地約千町歩、薄田といへども一段四俵を得る難事ではない。年の産米四萬俵、幕府開けて二百年、總計八百萬俵を失つたに似たるものである。敢て強行完成せざるべからざる所以であると。斯の如くにして病を押し開墾の方法を樹立し、三十ヶ年に亙る間に、必ず開墾し盡し得べしとの確信を以て事業は進められたのである。

前述の通り嘉永六年に於ける事業施設はこの根本的計畫の進捗したものである。安政元年に於ては雪解の四月に開發に着手し組織も整ひ領内に趣旨も行渡つた爲に、開發は三十八ヶ村に及び、反別六十町餘歩、この他用水堀普請延長三千百八十九間、費用總計金七百貳拾貳兩に達した。斯くして初期の事業はその緒に就いた。

### 三 先生の發病並に終焉

イ 發病。仕法雛形を創作し、法の普遍的規範を定めたことは約十年の前である。この規範により模範的施設を實現せんとすることは多年の宿望である。今や日光仕法の命下り、法を實地に適用する爲に全領内の廻村を了し事業案を確立した。その第一年、第二年の事業は進捗した。熱涙の滴る様な愉快と鐵石凝り成る決意とによつて、不世出の錦を織る作業を始めた。然るに何事ぞ醫家も眉を顰む

る大患に罹り、同時に稀代の才媛たる愛嬢文子女史を喪ひ、悲痛交々至らんとは。

前段に叙述したる如く、嘉永六年二月十三日命を受け、四月十八日より病に臥し、六月一日未だ全快に至らざりしも江戸を出發して一應東郷に歸り、その廿九日病を押して登山し、廻村した。而して九月十六日また醫師の診療を受けざるを得なかつた。その廿二日には重病の故を以て夫人を東郷より迎へ、また醫師手塚新齋の外網木倉菴を招き、廿四日には近傍の名醫壬生の齋藤玄昌を請じた。漸く落ち着いたので十月十六日、出發同十八日東郷陣屋に歸つたが十一月頃には相州より舎弟三郎左衛門並に其他の親族が招かれた程で、病勢は決して油斷のならぬ様子であつた。

日光領内の仕法は門人の手に行はれて居るが、責任者たる先生が病氣にては事業の裁斷、仕法指導等の統制に差支を生ずるから彌太郎尊行氏を日光奉行所附に轉任せしむるを必要とし、彌太郎氏は翌安政元年一月廿一日山内總左衛門手附を免ぜられ、「御普請役格見習仰付られ」「日光御神領仕法取扱御料私領手廣く取計候様仰渡され」東郷管内は吉良八郎主として開發技手として命を受けた。

先生は當時病少しく癒ゆれば最早靜止することが出來ず、二月廿八櫻町領内を籠にて巡回した、併し日光へ登山し得る迄には至らなかつた。

この間尊行氏は、二月廿九日御用召によつて出府し、三月十五日歸陣し、同廿五日日光へ登山し、先生の計畫案によつて開發を續行し、伊東發身、志賀五太夫、齋藤松藏等之に隨行し、富田久助は始終

之を援助した。爾來仕法事業は順調に進展した。

先生の健康は一進一退した。元年は過ぎて二年となつた。壬生の齋藤玄昌老は時々應診した、少しく康ければ先生は櫻町、青木村と巡廻した。

□ 今市報徳館建設 宿題たりし日光仕法役所建設のことが決定した。それは安政元年十二月六日のことである。位置は今市宿、假住居敷坪敷壹千坪、仕法取扱所として建造せらるることゝなつた。しかし總て御勘定所より指令せらるゝにつき、繪圖面等差出すべしとあつた。尊行氏は日光に登山して十二月十一日建造費として金百兩を受取つた。今市の年寄彌五右衛門に委託し破畑はびた萬兵衛まんべゑも登山して地均を行ひ、工事は進捗して兎も角も四月の末に移轉し得る様になり、四月廿二日に引渡を了した。東郷では大前神社や陣屋内稻荷社に御祈禱を行つて轉宅の用意が進んだ。同日賃馬十三疋に荷物を先に運搬させ、愈々廿四日には數年住馴れた東郷陣屋を三澤昇四郎に引渡し、駕籠三挺、兩掛二個、馬四疋で出發した。時に雨天にて宇都宮に一泊し、廿五日滞りなく今市に着した。

櫻町の村民、東郷の住民總員で見送り、途中まで代表者が隨行し、また途中まで日光領民の迎へたこと、運搬人等は謝恩冥加の奉仕推讓であつたことは言ふまでもない。

先生の永住的居所は確定した。その邸内に門人等の長屋、文書を納むる倉庫等が建てられた。而して明治元年まで十數ヶ年間穉代の妙法は、此千坪の淨地に於て計畫案が練られ、指導の光が輝き出るこ

となつた。先生は病褥の苦衷裡に一片の微笑法悦を感じられたであらう、この由緒ある報徳館も、明治維新と共に久しくその位置さへ忘れられて居た。幸に全集編輯の際地圖と設計圖とが發見せられ、これを實地に照會し、漸くその敷地を田圃の現地に就て推定することが出来、その一隅に記念碑が立てられ、往時を追懐することを得るに至つたのは喜ぶべきである。

先生の病狀は依然たるものであつた。特別の親しみあるものには床の内にて面會せられたが、用務は總て彌太郎氏、富田、伊東等が之に代つて執行した。それは寧ろ代理といふよりも仕法が既に尊行氏を中心とする門弟の手に委せられ、日光、相馬、櫻町、下館等の仕法は最早相續せられて何等憂慮すべきことはなかつたのである。然かれども是等法の相續者のみでは手不足にて各地より依頼する懇望も殆ど謝絶し、特に箱館奉行よりの依頼も延期を求めた程であつた。

二年の六月三日には、先生は珍らしく駕籠にて、千本木まで堀筋を見分したけれども、その翌日小田原から菓子屋多喜造が來た時には、床の中で面會した様な始末である。

この頃役所内には暑氣中りの病人が多かつた。志賀五太夫が病み、召使平藏が痢病にて死亡し、夫人も亦不快にて臥床した。

悲喜は人生の常である。十一月廿九日彌太郎夫人餃子は長子を出産した。先生は初めて孫を見られた。悦ばれたであらう。



また日光宮様から、開發丹精の段奇特との思召にて十一月十三日羽二重二疋を賜り、富田、伊東、吉良等へも金貳百疋宛下賜せられた。榮譽のことである。

開發の工事は進んだ。時日は輪廻して安政二年は暮れた。一年中を殆ど床中で暮した先生は、人生の何れより來り何れへ行くかを既に悟つて居る、翻つて七十年の過去を追憶すれば、即ち勤勞、即ち分度、即ち推讓である。而して一にこれ報徳の爲にし、道は即ち天祖開闢の大道を進み來つた。これを以て自を利することを思はず、唯道の爲に努むることを知るのみである。然かも三十五歳以後は悉く世を救ひ村を興し民を安んずるにあつた。人として、家族として、國民として、國家町村の經營として、分度に立脚して努力することを援け、先生の一身全く推讓して國家社會の危殆を憂ひ、之を安んぜんとする熱血丹心のみ、既に行ひ得べきを行ひ、爲し得べきをなした。斯くしてその五體は神儒佛三昧一粒の練成である。その事績はこの信念の表現である。

曾子はその疾めるに際し弟子を召んで曰く、「予が足を啓け、予が手を啓け、戰々兢々として深き淵に臨むが如く薄き氷を履むが如くにして生涯を通じた。幸にして過誤なくその憂を免るゝを得た」と、これ曾子が父母に孝なる所以を以て、「身體髮膚之を父母に享く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり」と、漸くにして孝道を全くし得たことを悦びて安心したものである。孝心深きことを認め得る。

併しこれに比して先生の心境を鑑みれば、その真相を語るものと認め得るものに、日記安政二年大

晦日の記事がある。「千秋樂萬歲樂」と記しその次に「予が足を開け、予が手を開け、予が書翰を見よ、予が日記を見よ、戦々競々として深淵に臨むが如く、薄氷をふむが如し」とある。日記は天保の中頃より子息令嬢又は側近の人々によつて筆録せられて居るが、先生在館の時は殆ど口授である。今此處に引用した文句は筆録の主は先生であることが明かである。恐らくは年末大晦日に子弟を招き、日記の末に斯く記せと命ぜられたものと認むる。當日の筆者は伊東發身いとうはつみであつても、文句は先生の口授たることが推定せられる。

斯くて先生當日の心境は、至孝の前賢曾子の語に對し、彼は個人として追孝の念を以て戦々競々たり、我は世を憶ひ國を憂ふる念に於て戦々競々たるものであつた。彼は肉身の上に苦心の跡を残し、我は日記書翰の上にその成績を残す、私の爲に徳を全くすると、公の爲に徳を全くするとの相違に於て、曾子の立場とは別なるものであつて、高遠なる理想を現實にし得たる満悦が心象として映じつゝあつたものと見ゆる。

先生は安政三年二月二十三日御普請役仰渡され、同日附にて取締役渡邊榮之助わたなべのさけより通達せられた。

二月附先生よりの禮狀によれば三十俵三人扶持とある。御普請役格といふ格の一字が省かれて、待遇官より本官と昇進したのである。徳望、識見、技倆が老中以上であつても、經歷と家格とが原因して漸く高等官の本官となつたに過ぎない。併し先生の徳望、識見、技倆が一百姓より此處まで昇進せしめ

たものである。

榮譽に引かへて病勢は一緩を現しつゝ一急が加り、日々衰弱が見え、壬生の齋藤玄昌さいとうげんしやうは何回となく迎へられて、歸つたその日に亦々迎に行くといふ有様で、片道九里、一日行程の地から、玄昌老も不便を押して往來した。

ハ 大事窮る 九月十五日から、薬取り、診斷等の記事連続して病状宜しからざることが見え、十月六日には門人子弟を開發地其他より呼寄せ、病勢急を告げたので、櫻町、相馬、東郷等へも通知し、隨身は急いで歸り、相馬家、宇津家からも使者が來た。各方面に於て神佛に祈願が籠められた。斯くてその十三日には稍々快くなつたが、それは末期の小康であつた。十五日には再び食欲不進となつた。十九日には舍弟三郎左衛門が見舞に來たとて喜ばれたが、二十日朝より大事急迫、巳の中刻即ち午前十時頃萬事盡きて白玉樓中に神去られ、七十年の淨き生涯に一段落を結ばれた。

翌々廿二日光御門跡宮より御尋ねとして御饅頭一箱頂戴仰付けられた。

安政三年の日記の末尾に「畢」といふ一字を記し、更に次の語が記入せられてある。

先生伏ニ子病ニ呼ニ門弟子ニ曰、鳥之將レ死其鳴也哀、人之將レ死其言也善、慎哉小子、勿レ欲レ速、欲レ速則亂ニ大事ニ、勤哉小子、勿レ倦矣

とある。尊い遺言である。事業が如何に千古の妙典に據ると雖も、速成あせに急れば急る程障碍を生ずる

ものである。而して餘りに沈着に過れば倦怠を生ずるものである。事業遂行の經驗に富むものでなければ、この呼吸が分らぬ。今や日光仕法の順序立ちたるも、事業はその端緒に就きたるに過ぎない、この誨告のある所以である。

靈體はその二十三日、如來寺の境内に別域を闢いて葬られた。式は寺院九ヶ寺、日暮に參集、勤行の後、式の終了したのは夜九ツ時即ち午後十時頃であつた。現に今市町に鎮座し給ふ報徳二宮神社の本殿の後方、奥深く鎮りますもの即ちその墳墓である。

後事は彌太郎尊行氏を中心として、富田高慶主として之を援け、伊東發身、大槻小助、新妻助惣、久保田周助、岡田良次郎等の人々を以て、先生が創定せられた仕法雛形をその儘に、些少の淀みもなく進行した。即ち報徳仕法の實現進捗には何等の曲折は生じなかつた。

二 公式相續 先生の卒せられたのは正しく安政三年十月二十日、太陽曆として十一月十七日である。然るに家名は相續せられても、御普請役として事業の公式相續が出来なければならぬ。日光仕法の責任者が交迭する様であつてはならない爲に、先生を病氣の儘とし、安政四年十一月に至り漸く手續の内意決定したりと見えて先生の辭表を提出し、十二月三日之を許され、彌太郎氏は御普請役に昇進し、日光奉行附となつて仕法の主任責任者となつた。斯く延びたのは日光奉行附となつた時に、眞岡手附中の手當同様に給與の旨、辭令面に附記してなかつた爲であつて、一年を過した後までも形式

が整はなかつたのである。

即ち安政四年十一月附にて、先生の辭任は認許せられ、三十俵三人扶持は彌太郎氏に下され、跡相續として御普請役に召抱へられたとある。これ等の書類には二宮金次郎とあつて左傍に巳七十一歳とあり、二宮彌太郎とある左傍に巳三十七歳とある。而して公式に死亡した届出が取扱はれるのは、幕府の内意である。安政四年十二月廿二日附、元締渡邊棠之助よりの書狀中に「金次郎殿病死御届之儀は、是迄之通御料私領手廣に取扱候様、尊公様へ被仰渡相濟候上にて御差出有之候方可然段、石川新助殿被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>候、左様御承知可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候」とある廉により届出が延期せられたから、先生の卒去は安政四年で七十一歳であると稱し、或は七十一歳といふ届書文字により安政三年の卒去の間違のなかつた所から、先生は丙午であるが一ヶ年生年月を後にしたなどと傳へられる。

**ホ 供養** 先生卒去の報が傳はるや、仕法の恩を受けたもの各地に佛事供養を行つた。中にも小田原に於ける門人等十二月三日三乗寺に集り、豊田、栗原、山崎、久野村政藏等十一人、法號不明につき如來院と號け、讀經追悼を行ひ、竹松村廣吉、幸内を名代として遣すこととし、四月附の書狀を携へ兩人は十二月廿六日今市に到着した。その文言の中に「先生御在世之砌、都て小田原之品は何によらず味ひよきよし度々伺候儀も有之、夫彼思ひくらべ、御石碑の石一同より献納仕度申合候間」とある。十二月十日は忌明である。墓印に就ても協議のあつた筈、この際廣吉と協議の上伊豆石と定め、

その寸法書圖面を渡し、臺石は運送容易ならずとて今市にて整ふることとした。斯くて三月四日に小松石にて碑石出来、遠からず江戸出帆との通知があり、四月二日壬生着岸、四月十七日今市到着、尙又法名碑面の文字は、相馬中村、西光寺和尚に依頼中の處四月廿一日太田峻藏持参した。併し愈々完成したのは翌年四月のことであつて、その廿日如來寺以下七人の僧にて開眼供養が行はれた。

先生の傳記編纂については、先生の大事に及んだ時、既に門弟間の重要な話題であつた。それは報徳仕法の將來を憂ふることでもあり、追憶の至情からでもあつた。先生の御在世中は仕法が難關に當面するとも、先生の直接指導によつて苦もなく解決したが、今後は如何にすべきか、山と積まれた仕法書はあるが、隨時一々之に親しみ得るものではない。況んや遠隔の門生は如何ともすることが出来ない、又多數の門生の中にて先生の事業の全般を知れるものは稀である。而して報徳仕法は先生の生涯の體驗が悉くこの難局を解決したのであるから、將來の仕法は先生の體驗を規範として如實に之を施行する外に途はない。故に先生の傳記を編纂し先生を紙上に復活して日常の指針とし、また追憶の記念もしたい。

然るに先生の許に生きたる教養を受け、その教の正系を傳ふるものは息彌太郎氏を中心とする諸士であるが、何れも當面の仕法任務があるので執筆の暇がない。依て江戸繁昌記の著者にして、先生が生前交通した寺門靜軒てらかどいげんを招き、二宮彌太郎、富田久助、齋藤条之助三氏に小田又藏を加へて過去を追

憶し、見聞を語り會ひ、先生の生涯を座間に復活して叙述の資となした。然るに靜軒容易に筆を下さず、諸士の督責によつて已むなく脱稿したるものを見れば、文章は頗る流麗であり、記事亦要を得たるも、少しも眞に迫るものがない、富田氏之を評して一篇の傳記湯を啖打が如く、何等精神の躍動するものがない。依て喪中謹慎の意を體する間にとて、一切の客を謝して一氣呵成翰箋を展べて初稿を草した。實に安政三年十一月二日である。後之を公にせんことを懇懇するもの多きを以て、翌年野州湯西川の温泉にて、病を養ひつゝ改削した。報徳記八卷がそれである。然れども尙資料を蒐集して完璧となさんとしたと見え、各方面に一代記編纂資料の送附方を依頼した。安政五年栗原祐藏より、二宮家へ遺した書狀にもそれに關する個條がある。併し報徳記はこの要望に適ふ唯一の傳記として貽された。

#### 四 日光仕法の續行並に事業の概要

先生大患に罹るや尊行氏仕法の事を代行し先生の病狀如何に拘らず事業は進行した、第二年なる安政元年の開發は三十八ヶ村 開發反別六十町三反餘、この入用金四百七十兩餘、用水堀等三千八百八十九間、年賦貸付其他總計金七百貳拾貳兩餘、翌二年は四十二ヶ村に亙り、四十一町歩の開發、川除等實に一萬千五百二十二間其他開發費合計金五百八拾八兩餘である。特に安政二年には轟村とどろくの仕法が始められた。この仕法は翌安政三年に着手せらるゝ千本木の仕法と共に日光仕法申特筆すべきものである。即ち日光御神領の仕法は主として開發仕法であつて、荒地の開發とこれに要する用排水道路橋梁等を主とするものであるが、極難困窮人、借財償還一村取直等の

仕法を欣求するものが甚だ多い。一々之に應ずるは限りなきことであり、資財も指導員も不足勝な現在にて之に着手することの難きは云ふまでもない。さりとて全然之を傍觀する譯には行かない。依て極めて熱心なる一ヶ村を選んで之に一村仕法を行ひ、之を模範例として眞摯熱誠なるものに對し時機を見て仕法を講ずるは最も必要なことであるから、先づ轟村を選び、翌年千本木村を選定したのである。

特別扱とした轟村には安政二年に着手し、千本木には翌三年に着手した。荒地起返、用水堀道普請は全般的開發仕法に異らないが、難村舊復の仕法と稱して灰小屋、木小屋、新規屋根替より、極難困窮人取立、本業出精奇特人御取立入札を始め、無利足年賦貸付等一村取直仕法を行ふのである。轟村は高百二十一石、戸數五十軒の村が約半減して居るので、先づ安政二年に着手した。荒地開發は五町餘、道路改修は三百五十間、用水千五百餘間、其支出總計金百貳兩餘、翌三年には一町三反餘の開發、五百間の用水等に金百壹兩許を投じた。

千本木村は高百六十六石餘、四十軒の村方二十九軒に減じた。一村式仕法の懇願により安政三年之に着手し、荒地開發、用悪水道路施設、出精奇特人入札、灰小屋普請等合計金六拾壹兩餘である。

轟、千本木の二ヶ村の一村式仕法は引つゞき行はれるが、他の町村との相違は指導者の巡回の繁きことである。一ヶ月多きは二十數日、少きも十數日巡回し、毎月一二回村の集會を開きて指導をなし



重要事項の協議をなす。

安政三年の仕法の總括は、貸付金の返納並に仕法資財の収入金九百貳拾貳兩餘にして、開發仕法に投じたる總支出五百兩餘、貸付金參百貳拾四兩餘である。この年先生は歿せられたが仕法は雛形によるものなるを以て何等變動する所はない。故に更めて嘉永六年より慶應四年即ち明治元年に至る十六年間に於ける報徳仕法金受入總額並に仕法支出金額、開田地積等を列記して年次増進の狀況を示すこととする。

年次	開田地積	仕法金總受入額	仕法施設支出額	貸付金額
嘉永六年	二十一町步餘	參百七拾兩餘	參百六兩餘	六拾參兩餘
安政元年	六十町步餘	八百拾壹兩餘	五百七拾八兩餘	百四拾四兩餘
同二年	四十一町步餘	八百拾五兩餘	五百八拾八兩餘	貳百貳拾六兩餘
同三年	二十三町步餘	九百貳拾兩餘	五百兩餘	參百貳拾四兩餘
同四年	二十九町步餘	千五百拾八兩餘	四百參拾九兩餘	五百兩餘
同五年	三十四町步餘	九百拾八兩餘	參百八拾兩餘	五百參拾七兩餘
同六年	二十一町步餘	八百八拾六兩餘	四百四拾參兩餘	參百九拾四兩餘
萬延元年	三十三町步餘	千五拾七兩餘	五百參拾七兩餘	四百八拾九兩餘
文久元年	四十二町步餘	千五百拾六兩餘	四百參拾貳兩餘	七百貳拾四兩餘
同二年	三十八町步餘	千五百七拾四兩餘	六百六拾九兩餘	五百八拾九兩餘
同三年	十九町步餘	千參百九拾四兩餘	貳百六拾五兩餘	六百六拾八兩餘

以上十六年間の事業を總覽するに

元治元年	十四町步餘	千六百拾九兩餘	參百四拾八兩餘	七百參拾貳兩餘
慶應元年	九町步	千六百六拾七兩餘	八百壹兩餘	八百八拾六兩餘
同二年	二十五町步	千七百貳拾八兩餘	六百八拾壹兩餘	千四拾七兩餘
同三年	二十九町步	千五百貳拾五兩餘	八百貳拾四兩餘	七百兩餘
同四年	五町步餘	六百六拾兩餘	六百六拾壹兩餘	四百參拾五兩餘

(註) この數字は端數切捨の上計算し、別に植林面積あり、其他の支出あり、後記の總計と多少の喰違あり

一、開發地積總計四百八十三町七反二畝十三步

荒田畑再興

四百三十八町五反五畝二十六步

内 新田畑開發

二十五町一反七畝十七步

杉檜植込

十九町九反八畝二十九步

二、土 木

堤防

千五百四十五間

柵

百七十六組

堰

十二ヶ所

用惡水

二萬九千四百八十五間

古堀浚渫

二萬三千三百十間

内 算

七ヶ所

水門

七ヶ所

溜池

五ヶ所

橋梁

三十ヶ所

新道開鑿

千七百五十一間

道路修繕

七千六百十間

三、窮民取立直

潰式取立新家作

九戸

出精奇特人褒賞

八百九十四人

困窮救助

八百七十五人

肥代農馬買入代

無利貸付五千百二十八人

借財返濟質地受戻

屋根替馬屋灰小屋修繕

四、經費總額 金壹萬六千四百五兩貳分永五拾五文九分

である。斯くして最初調査したる荒地九百三十四町八畝歩に對し、全十五ヶ年間にしてその過半を完成し規格に適合したる成績を擧げ得たるものであるが、最初は資財乏しく僅に四百兩に足らざりしもの、末年にはその約四倍を得るに至つたから、この通りにて契約年限を経過すれば、完全に所定の目的を達し、更に契約以上の効果を擧げ得べきことは明かに推測することを得べきである。

仕法金に就ては先生の納入したる小田原返金參千兩、先生の積立金貳千兩、相馬より納入したる五千兩、彰道院殿回向料、誠明院殿回向料等の預金利子、無利息にて貸付けたる年賦金の納入即ち冥加金があつて、年々に資財が増進し、終に年々壹千兩を越ゆるに至つた。

一村式仕法即ち相馬、下館等に施行した方法は、轟村と千本木村とに止めたが、一ヶ年早く着手した轟村は成績顯著にして、極難窮民として取扱ふべきものは、文久二年に三人に減じ、慶應二年には仕法完了する見込が明瞭になつたので、文久三年より千本木に力を致すに至つた。然して將來全領に一村式仕法を普及せしめんとした念願は、幕末多端の影響を受けて轟、千本木の二ヶ村のみにて終つたのである。

一般に年々の事業に對し時々障碍が起り、殊に水利土工に於ては洪水旱魃等に遭ふことが少くない。斯る場合には幾度にもその救済を惜まず、再發を行つた。西川村などにはその例が少くない、また一般に肥料代の貸付、出精人の賞與、病災の救助、生活取繼ぎの助成を怠らない。

一年を通じて報徳役所の作業とする所は先づ領内廻村によつて施設の必要を知り、その發業の成績を査察し、指導と獎勵とにこれ日も足らなかつた。斯くて領内の民衆は報徳役所に全信頼と敬服とを拂ひ、無利息年賦金の如きは滞納者は殆ど無かつた。

**五 幕末の情勢と日光仕法の終末** ヘルリの渡來も、安政の大獄も、文久の將軍上洛も、町村匡濟を當面の分限とする報徳仕法役所の任務に直接關係はなかつた。併しこの大勢推移の結果は影響を受けないでは居られなかつた。それは藩政は素より、幕府の財政の上に根本的打撃を與へ、思想的に幕府の全權に破綻を來した。仕法上に及ぼした直接的なるものは蝦夷開發と關東荒地の開發であり、終に世局の變遷は幕府の倒壞となり、日光仕法の終末をも餘儀なくした。

**イ 蝦夷開發** 蝦夷開發は外寇防禦、北邊守護の意義より發生した。嘉永六年六月、米艦渡來以來ロシア戰艦の南下がある。北邊鎖鑰守備の必要と、莫大なる國防費の支出とに惱んだ幕府は、北地の開拓に今更の如く氣付き、國內の荒地開墾にも少からざる注意を拂ふに至つた。而して邊防の武備は北地移民と相待たねば、持久の策となすことを得ないので、移民と開拓とを司掌する技術者を求めて先生に白羽の矢を放つたのである。

幕府の御普請役としての先生は、當然詮議に上るべき候補者であつた。依て安政二年三月、箱館奉行より御勘定奉行へ交渉あり、御勘定奉行堀織部正は、山内總左衛門の手を経て、先生に北邊開拓の

内を聴かした。

先生は日光仕法着手早々であり、特に近來健康を失し、到底其任に堪ゆべからざる旨を以てした。而して若し先生に差支あらば、門人中の然るべきものといふに對しては、唯今手離して独自の立場に於て任に堪ゆるものがないと答へた。その門人中に新規の場所へ遣し、成功を遂候程のもの一兩人相選み、名前書差出候様」といふ照會があつたが、手許であれば過誤もなく取扱ふ技術を以て居るが新規の場所へ遣すことは千萬覺東ないと答へた。

これで幕府も如何ともし難く、一時沙汰止となつたが、これは命令を一時中止したのみで、北地の開拓は決して休止することは出来ない。その爲に安政四年七月、竹内下野守より、伊東發身、新妻助惣の二人「蝦夷地開墾に付當分之内御雇被仰付候ても差支之儀無之候哉」といふ照會が相馬藩に下つた、之に對して新妻一人御雇被仰付度といふ回答を八月十九日に發した。次で十一月十一日に公式に御雇の辭令を受ける様になり、引續いて同藩の佐々木長左衛門、大友新六の兩人採用せられ、同五年彼地に着し、愈々箱館附近の開墾に着手するに至つた。

□ 關東荒地開墾御用 徳川幕府の財政は、文久慶應の頃に於て、國防と内政紛糾と、自然と人爲との災厄並至するに及んで益々窮乏を致した。この際重要な財政策として、また永久的基礎案として公料及公料關係地先等の荒野を開墾するを必要とし、その首唱者の一人、勘定奉行小栗下總守の献言

が用ひられ、小栗は直に關東に召歸され、關東荒地の實地踏査を命ぜられた。

荒地開墾の技術者としての二宮流は、檢地技術者としての伊奈流と共に、幕府勘定方に於ける二專門家であつた。依て慶應二年六月十四日、小栗下總守の命を帯びた急使が日光に遣はされた。即ち彌太郎氏は三左衛門以下一行五人、十八日に出府した。

用命は關東開發の事であつた。日光開發が半途であるから、手廻り兼ねると斷つたが、門人に從事させてよいからと押して命ぜられたので、荒地開發の事柄ならばと御受けをした。然るに七月十八日に風邪の氣味で引籠つた、爾來引續き志賀三左衛門、富田久助等が奉行との間を往來し、事實病氣ならば靜養すべしとて九月九日歸山した。

次で同年十月二十八日再急使を受けて同三十日出府し、勘定奉行小栗下總守、目附本城安太郎、御勘定太田録郎、御徒目付柴山周藏、御小人目付細野八兵衛、御普請役元締二宮彌太郎、御普請役石黒嘉十郎、同代理岡本彌一郎、仕法御手傳志賀三左衛門、同大槻小助以下家來共一行三十二人、十一月廿二日に出發し、武藏、相模の荒地を見分し、十二月十六日中歸りといふ意義にて歸府した。

早春常總方面を見分の豫定の所、聖上崩御等にて一時延期となり、三月二十日彌太郎氏以下歸山した。明かに二宮流の開發法が認められたのであるが、世局の急變の爲に、終に以上の發動にて終つた。

ハ 日光仕法の終末 幕政は倒壞の機運に際會した。幕府の公認によつて報徳仕法が公に行はれた

ことは誠に慶すべきであるが、幕末の悲哀は他の幾多の公認施設と共に、報徳仕法の公的展開にも大難關たらざるを得なかつた。

報徳仕法は、幕府の壊滅を防止する一方法として行はれたものではなかつたが、この方法が公料内に徹底すれば、幕府の財政は案外急速に救はれたであらうけれども、安政の末から文久慶應に及んでは最早他の大なる勢力の壓迫によつて、如何ともし難き狀勢であつた。

幕府の壽命が今少し保たれたならば、報徳仕法は可なり廣範圍に行はれたであらうことは、安政二年の蝦夷開發、慶應二年の關東巡回によつても之を知り得る。

併し時勢の旋轉は幕命による報徳仕法に終焉を告げしめた。關東巡視の翌慶應三年十月將軍慶喜は大政を奉還した。

こゝに於て彌太郎氏は今後の心得方につき如何にすべきかの伺書を差出した。これに對し與へられた指令は見當らないが、大政は奉還せられてもその所領に關する處置は決定して居ない。翌慶應四年（明治元年）春には新政府よりの尋問があり、父金次郎以來の仕法に關することを答へたが、政治的意味は元よりないので疑念はないのである。

然るに明治新政當時の一般的處理法は、藩籍は奉還したが一時舊藩主が政治を執つて居たけれども、幕府直領だけは徳川家達に七十萬石を附與して静岡に退隱せしめたので、所管地域減少の爲め幕臣全



部が之に隨行することは出来ない。依て一部のものは新政府の吏僚として奉公するが、他は歸農するより途はない。明治元年四月舊幕府當局より二宮彌太郎氏を勘定方元格として駿府に御供すべきことを命じたが、これは絶對命令でなく、若し朝臣として奉公を願はんとすれば其の希望によりて取計ふといふ意味もあつたが、彌太郎氏は病氣の故を以て直に出府し難く、退隱を申出た、これは時勢よりいふも、至當なことである。即ち七月附願書を提出し、八月八日認許せられた。斯くて明治元年上半期までの開發仕法を以て日光仕法は終つた譯である。

この頃の民心は非常に動搖烈しく、上野日光乃至東北の會戰は日々に急を告げつゝあつた。錦旗を立てた官軍の進軍も當時に於ては必しも民心を安んぜしむるものではなかつた。故に彌太郎氏は家族と仕法書とを相馬へ送ることと定めたが、壬生邊には會津藩通行の由につき、四月廿二日仕法書五駄は假に引田村へ運び、翌廿三日家族五人、木村、山中、大槻の家族と共に相馬中村へ避難せしめ、山中四方八、久保田讓之助差添にて出發せしめた。彌太郎氏は一應引田村に引越し仕法を繼續しつゝあつたが、形勢更に非なるのみならず、健康も勝れなかつたから、一切を如何に處理するかを決定する爲に出府せんとしたが、途中不快にて櫻町迄引返し、大槻勳のみ出府し、後事は一切久保田讓之助に一任し相馬に向つた。その留守中久保田は仕法始末方法につき新役所と協議して取纏めた。

(註)久保田讓之助は樞密顧問官久保田讓氏。

六月上旬今市出兵先副島藤七より仕法見合の命が下つたが、引田村はその儘にすれば非常な困窮に陥るから、特別に一應工事を完了したと願出た所、翌年二月二日下野國知事より、引田村のみは許可すと指令があつた。

次に新政府に交渉すべきものは、民間に貸付けた報徳金である。日光山貸付所に預入した莫大な報徳金は主體の崩壞によつて如何ともする由もないが、民間貸付は借受人たる人民が現存するのであるから、當春まで貸付けたものは年賦年次を以て取立てねばならぬ。而して慶應三年貸付けた一部分と同四年即ち今春の分との合計は年延として總額貳千五百七拾兩であつて、年賦納入として明治十一年に完了するものである。追々政府は之を取立て、相馬へ返納することとなつた。後日政府はこの約を果し、明治十年にはその返金現在額七百圓と記録せられてある。

日光の仕法は先生の大願望であつた。一つには仕法雛形の實施範例として後世に貽すことであり、一つには徳川幕府が崇敬の中心たる日光奉行所管地の仕法であるから、全國直領の政策の模範となり、また三百諸侯の之に追隨する根本ともなるからであつた。然して幕末の十五ヶ年間に之を實行して以上の成績が擧げられた。維新の變革によつて事業は中止せられ誠に遺憾なことであるが、報徳仕法の功力は損傷せられて居ない。何となればそれは報徳仕法が全國に政道の根本として行はれたのでなく、實行の地域も權力も狭かつたからである。しかも後世の爲にこの方法を行ふ時、必ずその效顯の明瞭

なる實證を遺されたことは、先生の志願の通りであるから、先生の期せられた目的は日光仕法に於て達せられたものである。

## 第十八章 相馬の仕法

一 相馬に於ける仕法の必要 相馬藩も亦多くの藩の如くに財政方策が行詰つて、文政天保の頃殊に甚しく財庫窮乏に憫んだ。相馬藩は福島縣の東海岸に沿ふ相馬郡中村町、原町等を中心とする祿高六萬石、二百二十六ヶ村である。領主相馬氏は、平安朝時代には下總に據り、村岡氏或は千葉氏と稱し桓武平氏の後胤である。頼朝の起るや下總國相馬郡を領したが、文治五年奥州征伐に功あり、東奥の地に封ぜられ、爾來戰國時代を経て徳川時代に至つた。

本地六萬石にして元祿の頃には人口八萬人餘であつた。これ全く元和以後野戰攻城全く止みたる泰平の餘澤として人口増加、米穀需用増大價格騰貴の順序を以て、祿米賣拂により藩は豊かに農家亦利潤甚だ顯著となり、隨つて農民は争うて開墾し、藩政も之を獎勵した。されば土地大に開け、山谷に至るまで田となり、畑となり上下頗る悦樂して元祿正徳の爛熟を致した。

一般に元祿の頃には、この泰平を永遠の富昌と信じ、愈々開けて益々富むものと解し、富力の根元たる田圃を檢察して増税の根元とした。即ち山野の變じて田圃となりたるを測量し、之を新檢地と稱し、又は新田改といふ。相馬家が改出したる田地は實に三萬八千石に及んだ。故に倉粟には米穀充ち

臣僚の俸祿は増加せられ、歡樂に浸りて百世變らじと悦ばれた。特に正徳五年には貢米十七萬五千九百十俵を算する程になつたから、殆ど本地祿高の三倍に近き十七萬石以上の大名相當となつたと考へられたのである。

然るに上下共にその收納に酔ひ、上は永遠に本地少くして天祿増したりと信じ、下は開墾を重ねて餘徳増進したりとなし、爲に所謂元祿以來の驕奢は生活費を膨脹せしめ、新田に課する租税は地力培養の餘力を失はしめ、耕作地の擴張は耕作力を粗放ならしめ、終に勤富奢貧輪廻して收穫漸減の法則に見舞はれ、民力次第に涸渴して擔税力減退した、支拂は増して收入減少すれば、一時を糊塗する借財を以て補ふ他に道なしとなし、之を償還するには課税を増し、隨つて民力衰へて肥耕頽れ、漸次に遞減して之を領内に辨じ難く、隣國並に江戸の富商に借り、文化年中には借債金參拾萬兩を越ゆるに至つた。

當時租入は激減して六七萬俵となり、天保年中には四萬俵又は三萬五六千俵の時もあつた。殊に天明三年の凶歲には二萬三百九十俵となり、天保七年の大凶作には僅に四千二百五十六俵の少額となつた。されば平常の租入にても一年の利を支拂ふ時は俸祿並に各種の支拂は不可能となるのであるから益々借財は増加する外なく、到底返済の餘地なきに至つた。

相馬益胤侯之を憂ひ、文化年間緊縮令を出し、開國創業の努力を拂ひ、先づ領内の衰頽を興し、借

財を償還するの術を群臣に諮うた所、當時の地方係りたる郡代くさの草野正辰、池田胤直いけだ たねなほ共に進言して曰く、

「國の衰廢するは政令の徹底を缺き、上下共に勤儉の道廢れ、奢侈の流行するに由る。苟もこの根本を改めずして借財を以て之を充たし、眼前の不足を補ひ、一時の憂を免れることを爲さば、國家の負債年々に増培すること薪を抱いて火に入るよりも甚しき過失である。これを免るゝの術は、君侯親から飲食衣服を省き、萬民に先ちて難苦を嘗め給ふに始まり、嚴令を布いて國中の驕奢を戒め、節儉を行ひ、一藩の俸祿は租入の少かりし往時を案じて租入相當に減額して給與し、總て壹萬石の諸侯位の出納に本源を定めて勵行し、國家衰廢の根元たる檢地以前の元元に歸し、往時の大過を改め給はゞ大難を除き得べきか。此の如き方法の必要なるは、人民離散、荒田増加の根元を察し、一新檢地増加の爲に生じたるが爲であるを悟らば、君侯艱難に安んじ、領民を惠み、荒蕪を開き、流民を招き、之に家財田地を與へ民戸を増し、租入の根元を開發せらるゝに如かず、果して斯の如くならば、自然に收納増加し、再復を期し得ること疑ひなきことであつて、この方法を別にして國を興さんとすれば益々艱難を益すであらう、此策を施すは平常の努力では達し難いから、非常の嚴法を以て節儉法を立てらるべく、而して君侯親しく行ひ給はざれば、下民は決して之を實行するものではないことを信ずる」

旨を詳述した。

益胤侯大にこれを至言とし、

「誠に適切の論である。二人心を盡してその改正を行へ、予は親から艱難に安んじ、若し改正の命に従はざるものがあらば予親から之を制止するであらう」と。

茲に於て古來の財政を調査し、現時の入用を考察し、先づ君主の用度を減じ、一藩扶助の員數を減じ、聊か生命を繋ぐに足る程度に引下げ、諸役所の舊弊を改め、篤實節儉を主とする者を擧げて現役に任じ、彌々儉約を獎勵し、約を守る者は賞し、失ふものは罰した所、藩内その深き道理を解するもの少く、執政以下奉行番役に對する怨嗟の聲さへ聞えたが、心を動かすことなく實行した。

當時草野正辰最も大才あつて度量人に超え、内仁恕の心厚くして日常の行爲甚だ方正であつた、常に稱して曰く、

「我祖先以來君恩を蒙ること甚大である。現下の國家艱難に際し興復の命を受けて大業を擧ぐるには、非常の覺悟がなければならぬ。我等の如き知計の及ぶ所でない。唯二三人も身命を棄て、以て奉仕するの外はない」

と、之を聞くもの一様にその誠忠に感じたといふ。

池田胤直才學衆に秀で、殊に明斷遠慮あり、事大小となく通ぜざるなし。益胤侯この二人に命じ國

政の釐革を任じ給ふ。規則既に成り、年々貢税の六分一を省きて之を以て領民を撫育し、或は堤を築き用水を保ち、又水路の大破を修復し、或は新用水を掘り堰を築き、他國より移民を招きて家作を與へ、農具米粟を給し、歛下年季十年、十五年又は二十年を以て期として開墾せしめ、養育料を與へて貧困者を以て子女を失はざらしめ、拮据經營年々の費用莫大なるものであつた。この成果として荒地開墾數千町歩、民家の増加二千戸に及んだ。また年々償ふ能はざりし借財も、或は年賦とし、また無利息年賦とし、一々誠意を以て艱難の狀を談じたので、富商もその忠實に感じて約束に隨ふ、是を以て負債三十萬兩と雖も、償還の方法が確立した。斯の如くして以來十年、その成績明かに見えるべきに至つた。然るに未だ積年の衰弊容易に復し難きに際つて天保兩度の大凶作に遭遇した。

天保の凶饑は天明度の饑饉と同じく、下民食を得る所なく饑渴迫り、山野に入つて木實を拾ひ、草根を掘つた。されば文化文政年間藩政當局の大努力によつて漸く生じた餘財は悉く散じて之に與ふることとし、二人一日二合五勺を律として飢を凌がしめたが、到底之に足らざるを以て、人を大に派遣して米を求め、又別に秋田、庄内等の米作地へ走らしめて米穀を運搬せしめた。幸に運輸都合よく海上無事着船したので、盛に撫育の道を講ずることを得て甚しき飢亡の憂を免れ、草野、池田の政策は、上下を擧げて稱讚した。

併しながら四年と七年と凶作兩度に及び、領民逃亡生じ三千四百餘人減少し、民家の空乏如何とも



術なく、依て相馬侯は飯食を省き、重器を嚙ぎ、領内の良木を伐り更に城内に及ぼして米粟を求めた。隣國遠國共に流民餓殍敷ふべからざるに、中村領内のみこの慘害を免れたのは、君侯の仁術と言はねばならない。

然りと雖も兩年の天災により積年艱苦の功全く空しく、文化度改正の企圖未だ半ならずして、財政の窮迫實に甚しきものであつたから、益々節儉を行ひ領中再盛の施政を怠らないけれども、草野既に七十歳を超え、池田も亦五旬を過ぎた。一世の力を盡して初願を達せざるに、俄に天災に遭うて全く憂勞に昏冥した。上下誠忠にして惠恤の陰徳を積むと雖も未だ政道の前途甚だ安からざるものがあつた。

この時に際し天籟の福音が傳はつた。それは野州櫻町に於て撫恤勸農の良法を行ひ、不世出の才徳を以て衰廢復興の功を奏しつゝあるといふ二宮大先生禮讃の聲であつた。

## 二 相馬上下の仕法熱望

イ 報徳の音信 相馬へ公式に報徳仕法の聲價が傳はつたのは、天保十年九月入門を許された富田高慶よりの音信であらう。即ち同年十一月八日附草野半右衛門より、久助入門の謝狀が先生の許へ遣はされてゐる。當時草野、池田の二太夫これ聞き、大旱の雲霓を見る如くに憧れた。我等千辛萬苦三十年、その事業半途にして天災に遭うて忽にして永年の苦節水泡となる。櫻町始め、青木、烏山、

小田原等の狀況を耳にして、仁政の德澤凶作に遭ふも何等事業の後退せざる所以を見るに、大徳賢者に非ずんば何を以て斯の如くならんやと、直に之を君侯に告げ、良法を求めて之を相馬に施すの手段を講ぜらるゝに至つた。是即同十一年十一月廿二日草野より相馬藩政に對する教導依頼の書狀が發せられた所以である。

□ 一條訪問 富田高慶の入門以來、相馬の家老が之を聞知した結果先づ藩士をして一應教を請はしむるを順序とし、郡代一條七郎右衛門訪問の旨が通ぜられ、天保十二年十月十八日、櫻町に到着した。一條は人を通じて相馬領中の貧村數十ヶ村の衰廢の現状を敘し、再興の方法を教へられ度き旨を通じ、君侯の贈品を出して面謁を請うた所、先生多忙暇なき次第を以て謝絶した。一條再三面會を求めたが許されなかつた。一條甚だ當惑して富田に語て曰く、

「我れ君命を受けて邦國衰弊更新の術を聞かんが爲に來た。然るに先生之を許されない。この儘歸國せば實に君命を全くせず、太夫の意を通ずる能はざることとなり、一は君命を辱しめ、一は太夫の志に違ふこととなる。然れども亦我が相馬の國事を以て、先生の任務を妨害することとなるから唯一回面接を得て歸國することとしたい」

と切なる心情を告げた。

先生この事を聞き、

「我は主命によつて此地の民を安撫しつゝあるのである、理由なく相馬の事に鬪與することは出来ない。假令面會を求むるとも、理由なくして之を承諾すべきでない。併し君臣共に國家の衰弊を憂ひ、艱難を盡し領民を惠むこと既に久しと聞いて居る。今一條來つて切に其の道を問ふの情に對し一言の答をなさねばならぬ。」

「大凡天下の土地大同小異であつて、政道の主旨同じからざるはない。この故に國家の貧富百姓の苦樂郡村の盛衰等まで野州と異なる筈はない。櫻町の再興成就したのであるから、天下何れの地も再興しないものはあるべきでない。これを櫻町の過去に就て考ふるに今相馬の領邑の難村を筆録して指導を求められたけれども、唯傳聞したのみで遠路隔國の地に微細の仁術を施すことは出来ない。またたとひ行ふことを得て村々復興の道を成就しても、國全體の本源を明かにして分度を定め、無盡の財を生じて萬民安撫を立てなければ姑息の仁となり、又は聚斂の災を開くに至る。何となれば我が法を施して領中の一村復興すれば、村内生育安くして病苦なきに至る。隣村争うて之を行ひ惰農改まり勸農の道開けて收納増益するであらう。藩臣之を見て收納増益の由來を考察せずして増租の時期至れりとし、取て以て國用となす、年々この貢租徴せられて民力再び減退に至る、これ君臣聚斂の意なくして知らず識らず聚斂に陥る所以である。領民は國中の富盛一に君侯の仁惠なりとし、之に報ゆる爲に衣食を節して貢税をなす、上下共に増す所以を知らずして衰貧の道に陥る。是れ仁

術を下して百姓を廢亡せしむるものである。この故に我が道は國本を立て、然る後施すべきものである。國の分度立たざる時は、百度之を請ふといへども其請に應じないのである。

今相馬領中の衰廢を擧げ、萬民を撫育せんと欲するならば、既往數十年の貢税を調べて盛衰を平均し、中庸の分度を立て、其分を守り、永年分度に準じて推讓し、如何程貢税倍増すと雖も分外の米粟を用ゐず之を別途として國民撫恤の度と定めねばならぬ。この本源確立する時は始めて一邑を興復し、またその次の一村に及ぼすのである。然る時は國中何萬の租税を増したりとて下民潤助の資源盡きず、國家の衰弊悉く擧り、往時の盛大に復すること疑ない、是我が仕法の根元である。故に國家再盛、萬民安泰を期するには従前の收納を調査し、この本源を確立すべきである。

また斯の如き治術は君侯親ら行ふべきを任とする。君侯の命を受けてその任を行ふものは大夫である。君命を受けて政令を布き、上君侯を補佐し、下領民を安撫するものである。若し國家永安の道を聞かんとならば、君侯親ら聴き給ふべく、遠路不可能とならば一等を下して大夫來つて道を求むべきである。郡代は國政を行ふ任務でない、假令我面會して之を教ふるとも、國政實行上技倆の施し様もない。速に國に歸り國政の本源を定めらるゝを以て復命すべきである。天分自然の平均分度明かに立つて君臣共に之を守らば國家の再興は難きことではない。唯今一條氏の問ふ所は、郡村の衰廢を憂ひて之を復興することの難きを以て之に處する對策を聞かれたのであるが、我數十年に

して比類なき衰貧の村を再盛にした。故にこの道を移す時は、何國の難村なりといへども再興するであらう、唯國の分度を立て、之を守り給ふ事のみ甚だ難きことである。苟も分度明確なる時は貧邑を興し、萬民を安泰にする道は、水を高きより低きに下すが如きものである。然れども奥州と野州と遠隔の傳聞は、事實の貫通難くして衆人の疑惑も亦多きことであらう。故に先づ領中の一村を全く舊復して貴覽に備へられ、國內上下之を熟見して可なりとすれば、何れの邑にも施し得べきである。幾百邑と雖も道は一つである。若し一村にして不可ならば之を止めて可なりである。一金の用費を出さずして國家再復の道を講ずるを試みられては如何と思ふ。貴藩上下艱難を盡して國家復興の道を行ひ、來つて方途を求められ、然かもその情の切なるに感じて已むことを得ずして以上の事を告げるのである。國に歸つて君侯、大夫以下に之を告げられよ、上下可なりと稱せらるれば道も隨つて行はれるであらう、不可なりとなさば行はるべき道理もない、その本元の定まらざるに面會する必要はない。互に益なきに面會すれば却つて憂の種となるであらう」

と。富田がこの言を一條に傳ふると、先生の深き慮に感じ、然らばとて直に國に歸ることとなつた。先生依て贈品を縁なしとして返され、一條は滯留五日にして歸國した。

後日富田は先生に對し面會謝絶の眞意を質した所、

「これは相馬は君臣共に仁惠を行ひ、その國を興すに心を用ゐつゝあるも、我が道を聞くことは淺

きものである。今一條を遣し來らしむるは可否を試みんとするのみである。誠に之を用ゐんとするものではない。若し余之に面會したならば、道の要略を談話しないでは濟まぬ。道を談じて一條感激しなければそれでよいが、若しこの法に感じて歸國すれば、頻りに當方仕法の美を唱ふるであらう、何程唱へても上下の疑念は依然たるものである。群臣は一條を嘲り、一條益々群臣を以て理に明かならずとなして之を歎息し、志の貫徹せざることを憂ひて引退の心が起るであらう、群臣も亦不平を以て一條を退かしめんとするであらう。理の決する所無罪の人を陥るゝに忍びないからである。我面會を許さなければ一條は却つて余を指して禮を知らずとなし、國家の大事を問ふに足らずといふであらう。然る時は同氣相求め、當方の非をいふもの相投じて一條の一身をして安泰ならしめ得るであらう。故に面會せざりしものである」

と。富田曰く、

「然らば相馬に道の行はるゝことは到底不可能事であらうか」

と。先生曰く、

「誠に道の行はるべき時節が來らば必ず大夫來つて道を問ふであらう。然るに郡代をして來らしむる位では、未だ時期到來とは言ひ難い。若し我が一言を聞いて國の分度を立つるに至らば、是れ即ち興復の時期の到來したのである。若し一同が我を以て無禮なりとする位ならば國を興すことは出

來ない。今逢はざるは一條の無事を欲してのみ、告ぐるに仕法の大體を以てするものは國君の間に答ふるのみ」

と。富田等大にその遠慮を感じた、果せるかな數月を經過するも再び道を求むる便りだにたかつた。先生曰く、

「果して我が見る所に差はなかつた。これ時期が未だ至らないからである。實に危いことであつた、若し一條に遭へば彼は今頃引退かも知れない」

と稱せられた。野州に居て奥州の事を知る掌中の駒を指すが如くであつた。

ハ 池田面接・天保十三年八月、先生幕命により出府し、同月廿四日より江戸濱町一丁目ぬしや吉兵衛隠居屋に居り、諸方に往來しつゝあつたが、その九月二日、相馬藩家老草野半右衛門正辰來り、相馬藩御趣法につき懇願したき旨を以て面會し、夕刻歸つた。

草野は藝に一條を遣した程であるから、道を聞かんとする熱望者であつたが、當面の用務も繁く、野州へは遠路でもあり、直接懇願が出來なかつた。今先生が在府と聞き直に面謁を求めたが、先生も幕府登用の前後であり、匆忙數月屢々之を辭つたが、草野も亦幾度となく懇願したので終に面會するに至つた。

草野曰く、

「既に久しき前より、先生の御高名を聞き教を受けたしと熱望して居たが、今日愚誠を察して御面會を許されたのは實に幸である。我主家相馬領邑舊來艱難甚しく、中古元祿年間に比すれば人員の減ずること五萬人餘、收納の減ずること十萬俵餘、領中大半荒蕪に歸し、借財山積將に亡國に瀕せりとも稱すべきである、先君の世、文化年中大に節儉を行ひ、舊弊を革め、高六萬石の所を用度壹萬石に減じて國の本源たる領邑再興に努力すること三十年、其功半途に至らずして天保兩度の饑饉に遭ふ。我既に頽齡に及び志願を達する能はずして歎息するのみである。是皆凡庸にして國家再復の道に明かならざるが爲である。然るに先生舊來廢亡の地を擧げ、百姓を惠恤し之を安撫する事全く意の如くならざるはない。且その餘澤遠近に及ぶもの誠に不世出の御高德の致す所である。是非御高教により衰國復興の志願を達成し、上下安堵の途を得たい」と。

先生之に答へて曰く、

「我素より農家に育ち、極貧の間に生長し、艱難辛苦唯祖先の一家を再興せんものと志したが、先君の命により野州宇津家の采邑を再復することとなり、辭すること三年に及んだが許されないの已むを得ず彼地に至り、數十年を経て漸く復興の道は立つた様であるが、世間で言ふ程の功でもない。然るに隣國の諸侯この仕法實施を懇望して止まず、固辭するも尙求むること再三、終に再復の方法につき少しづつ意見を敍べて相議るに外ならない。今亦熱烈な御希望を承るが、一々希望に應ず



る餘暇もなく、先年一條氏の櫻町に來られた時已むを得ず一言した様に、大體の趣旨を御話する程度の外に唯今は致方がない。さて國家の政道は多岐多端の如くであるが、之を要するに取ることと施すこととの二つの外はないのである。この二つの外に何事があるか、盛衰安危もこの二事の方策如何にある。存亡禍福も同様である。而して世間多くは邦國の盛衰する所以の根元を察せず、何を以てか其衰弊を擧げ得んや、何となれば取ることを先にすれば國衰へ、民窮し、怨望起り、衰弱極まる、甚しきは國家傾覆亡滅の大患に罹るのである。若し施すことを先にすれば國盛に民豊かに、人民之に歸し、上下富饒にして百世を経ると雖も、國家益々平穩である。聖人の政は仁澤を施す事を以て先務とし、敢て民に取ることに心を用ゐず。之に反して暗君は取ることを先として施すことを惡む、この二者を比較すれば治平と暴亂との由て起る所以が明かである。

今相馬の政道は、施すことを先にするか取ることを先にするか、苟も取ることを先務とせば、千萬の勞を積み、百年の辛苦を盡すと雖も決して中興再復の方途は完成するものではない。若し又施すことを先務とせば、興國の道決して難事ではない。大凡天下の生物無量なりと雖も、血氣あるもの施與の道を厚くして悦服せざるものはあるまい。

田を作り食を求めて施せば、命あるもの皆服すらむ。

草木と雖も之に與ふるに糞培を以てする時は、快然悦服の色顯はる。鳥獸蟲魚人を懼れて遁るゝも

のは我に取らんとする心あるが故である。若しそれ之に與ふるに食を以てすれば忽ち悦服す況んや領民の如きは義の爲に生命を輕んじ萬苦を厭はざるものである。君之に食を與ふる時感激發奮國の爲に盡すは明かである。故に與ふる時は君臣となり、取る時は仇敵となる。獨り農民のみ與へずして服する道理はない。與ふる時は堯舜の民となり、取る時は桀紂の民となる。然るに世の民政を見るに貢税を取るを以て先とし、與ふるを以て後とする。與へざれば領民の生計安泰ならず、領民困乏すれば倣僻邪肆至らざる所なく、終に貢税減少し、土地荒蕪して上下の大患となる。與ふることを先にすれば人民その生計を安んじ、業を樂み土地年々に開け、生財窮ることなく國衰廢の憂なし、この故に政策は先後を明かにして之を實施するを政道を知るものとなす。我廢亡を聞き餘澤他邦に及ぶものは決して他の理由あるのではない。唯與ふるを先務としたからである。相馬はたとひ貧なりと雖も大に仁澤を施し、下民を撫育すれば決して再復しないことはない」

と。草野曰く、

「誠に先生の教は古今の仁道である。政を行ふにこの本源を失はなければ、國家の永安決して疑なきことである。而して領中數千町歩の荒地を開發する方法は如何にすれば達せられるか」

と。先生曰く、

「凡、微細を積んで廣大をなすは自然の道である。譬へば天下の耕田の如き、その廣きこと幾百萬

町歩あつても、春耕秋收一畝も餘すなく處理せられるが、これ唯一鍬一鋤を重ねて耕し、一鎌を重ねて刈り收められるのみである、されば荒田廢地の開發も、一鍬一鋤の功を積んで怠らなければ決して難事とするに足らない。本來荒地を開くには荒地の力を以てするを道とする。荒地の力とは何であるかといへば、一反の荒地を開くに金一兩を以てし、その開田より得たる一石の内何程かを耕作費とし、何程かを推讓して之を以て荒地開田料とし、毎年之を重ねて順次開墾を行ふ時は、特別に費用を投ぜずして何萬町歩にても開き得べきである。たとへば産米一石中五斗を讓つて開墾すれば、六十年間に二十四億町歩を開墾し得べきである」

と。草野大に感じ、厚く致事を謝して歸つた。草野退出に際し感歎して曰く、

「我壯年より今日に至るまで、國家を再興し人民を安んずるが爲に、身命を抛ち、肺肝を盡すと雖も、志の達成せざることを憂慮しつゝあつた。然るに圖らざりき野州に斯の如き傑出の仁者が在つた。この人を知らずして數十年空しく心力を勞せること遺憾の至であるが、幸にこの度面會を得て我赤心の徒勞に歸することなきを得ることとなつた。今後は徹頭徹尾先生の道を相馬に開き、その規範によつて再復を計らば、興復永安の道疑なきを信じ、我斃るゝとも始めて安んずることを得て心中愉悅極りなきことである」

と、時に草野年七十四、希代の忠臣なりと人々之に感じたといふ。先生亦曰く、

「我嘗て草野の忠誠を聞いて居たが、今一面して其人を見るに、内誠直にして外溫和、更に度量廣大、識見高遠であつて、我言ふ所直に水に投じて融合貫通する如く、早く既に之を知れるが如き有様であつた。卓見ある人でなければ能はざる所である。此人ありて國政を執り、加ふるに我が道を以てすれば、相馬の復興は難きことでない」と歎賞した。

### 三 相馬藩の評議と仕法實施の決定

イ 草野上言 支那の制度に學びたる霸道的政治形式を改め、支那式形式的王道の政治に復するすら困難である。沉んや報徳様式を以て日本精神を表現する政治形態となさんには、數千百年來の政治學のある部分を改剛せねばならない。これ報徳仕法の前面に展開されたる荒野の情景である。草野は先生に一謁して仕法の概要を聞き、大に悦び年來の志願達成この道を措て外になしと深思熟慮し、先づ根基を定むる必要ありとし之を君侯に言上して曰く、

「相馬上下艱難既に久しく、先君大に之を歎き給ひ、文化年中大改革をなさしめられ、臣等不肖なりと雖も先君の憂慮を安んじ再復を圖るに全力を致したが、不徳短才にして志を遂ぐる事能はずして既に老衰し、此の如くにして時日を過さば、志願半途にして委任の命に背き、素餐の罪に陥るならんと晝夜寸陰も心を勞せざる間いとまはない、君侯先君の仁政を繼ぎ、専ら節儉を盡し國民を惠恤し、

再盛の道に心力を盡し給ふこと斯の如くにしてその事未だ成らざるは、一に臣等不才の罪であると、世々の君恩を謝する期なきを歎きつゝあつた。然るに二宮といふ哲人があつて、衰國復興の事に成功し甚だ高名である。先年一條を遣して野州に至らしめたが、眞の大徳を知るに至らず、最近幕府は二宮を採用して江戸に在るを以て、幸に之を訪問してその説を聞くを得た所、天地萬物の理より國家盛衰の根元、治國安民の大道を説くこと、濟々として流水の盡ることなきが如く、外耳目を驚かし内心魂に感動す。誠に傑出して庸人の窺ひ知るべきでない。臣之を古人に求むるに、獨り周の大公望のみその倫とも稱すべきか、現代近國野州に斯の如き賢者あらうとは思はなかつた。古今論説の勝れたるものはあるが、その實施事業に至つては通例論ずる所に如かざるを常とする。然るに二宮の事業は、衰國を興し貧民を恵み、廢地を擧ぐるに幾千萬、その教導の及ぶ所、草木の風に靡くが如く、到底事實は口述の及ぶ所でない、大徳でなければ決して斯の如きを得ないのである。今君侯禮を厚くし之を師とし、その教を受け、之に依頼するに國家中興の業を以てせらるゝならば、富國安民の成效遠きにあらず、今この人ありてこの道を聞くことを得るは、誠に先君以來千辛萬苦を盡し給ひし果報にして、至誠天感空しからずと謂ふべきである。臣是を速に言上す、願はくば之を慮り給へし

と。相馬充胤侯大に悦んで曰く

「予相續して以來、父君の志を遂げ、國弊を矯め、百姓の艱苦を除き、古の盛時に復することの外には考へない、諸臣肺肝を碎き予を補佐してこの事を全くせんとする數十年、予は諸臣の忠節を多として居る。今また二宮の賢を知つて之に國事を依頼すれば宿願成就疑なしといふ。誠に汝の言ふ如くならば得難き偉人であらう、速に予が命を以て在國の諸臣に達しこの事業を擧げよ、諸事汝に一任するから宜しく努力せよ」

と。草野大に感激し、直に筆を執つて二宮の高徳誠意、實施成績及びその所論を詳述して、國家再復依頼の君命を傳へ、在國の家老池田胤直いけだ たねなほに贈つた。文章丁寧讀むものをして感動措かざらしむるものである。而して在府の諸臣に説諭するに二宮の非凡大徳を以てした。草野一面會にてその賢なるを明辯する眼光實に得難きものであるが、諸臣は或は信じ或は疑ひ、私語して曰く「家老の説の如き勲賞甚だ過ぐ、今の世果して大公望あるであらうか」と、嘲けるものすらあつた。草野之を知つて而して答むるなく、自ら責めて曰く、「二宮の才徳言語に盡し難し、然るに面接せざる以前には我身さへも惑ふ所があつた。況んや諸臣は我が説く所を聞いたのみであるから、彼の大徳を信ずることの出來ないのは當然である」と。

□ 相馬の評議容易に決せず 是に於て諸臣に紹介すること屢々にして益々深切である。聞くもの數十度に及びて漸く信ずるものが出來た。これ舊慣に囚はるゝが故である。時に在國の池田は中村に

於て草野の書翰を披見し大に悦んで曰く、

「我遙に先生の高德を聞き、之を慕ひ、一度野州に至つて教を請はんと欲するも未だ時を得ず、一條をして國事を問はしめたが面會をも得ず、空しく歸つた。然るに今草野老人先生に面會してこの書翰を遣した。國家の大幸である。我國復興の大業を二宮に依頼せば積年の熱望必ず達成し得るであらう、速に群臣に示し、上君意を安んじ、下百姓を撫育せんことこの時を失ふべからずである」と、直に有志を集めて書狀の意を告げ、良法の所以を辯明し、且國家再興の事業を依頼せんことを協議した。群臣曰く、

「君家世々この邦域を治め給ふこと既に六百年、盛衰ありと雖も遂に他の力を借りず、天明以來衰弱極まりといふと雖も、君臣上下艱難を盡し、下民を撫育し、廢地を開き、來民を招き、溝瀆を浚へ用水を通じ、年々戸數を増し、頗る難局に處し給ふもの實に君大夫以下の努力にある。たとひ二宮拔群の才徳ありて衰村を興し、農民撫育の術成效したと稱するも、それは世間不成績の治績に比して勝れるといふに過ぎないであらう、當相馬領從來の治績に競ぶる時は果して如何、却つて如かざるものがあるであらう、且その事績の傳ふる所甚だ疑ふべきものが多い。

第一に、一身を諸人の爲に抛ち、艱苦を盡して他人を恵むこと子の如しといふ、數千年前の古聖賢の行は、己に勝つを以て主として居る。恐くは斯の如き意であらう。叔世すふのよの人情は私欲のみ盛で

ある。今の世に當つて聖人有りといふも人の信すべきことではない。

第二に、他國の衰廢を興さんとするに、種金として其始に財を贈り事を發すといふ、素より貧國の中に財を生じ富國となすの良法なりとするも何故に種金が必要なるか、また當相馬は困窮はして居るが、國家を興すに僅々たる種金を出すことも困難でない。然るに二宮はその始に米金を種金として贈り入れるといふが、是は取らんとすれば先づ與ふるの類でないか。

第三に、野州隣國の諸侯多く國政を委ねたといふが、窮國が艱難に迫る時は、後年の善惡を慮るに暇あらず、目前の入財を以て一時の困迫を補ふを悦ぶ、當國の政はこれに倣ふ必要はない。一旦之に政を依頼し、若し不成効に終らば、却つて國弊となり後世の憂ともなり、殊に恥辱甚大にして天下の笑となるであらう。

また聞く所によれば、幕府はその賢明を知つて擧用し給ふにあると、古來財に富めるものは財力を以て世に出で、名を求むるものも少くない。必しも幕府登用を以て賢者なりとすることは出來ない。故に我政治は舊政に力を盡し、常道を守つて以て功を積まば、假令成功は遅しと雖も必ず過なきを得るであらう。若し虚名に惑ひ國政を委して大過を生じたならば、悔と雖も及ぶべからずである。草野大夫は性慈仁にして實直であるから、一旦その辯巧に惑ひて頻に賞歎せられるが、これ高齡の故ではなからうか。



と。池田之を聞き諸臣を諭して曰く、

「各々の疑念一理あるが如くであるが、其の事業を實見せざるが故に、疑惑度に過ぎたりと稱すべきものがある。それ大久保忠貞公は天下の執權にして賢明の評高く、萬事公を主として私に出でず、天下その餘澤を被ること少くない、この君の明智を以て農間より選出し、委任するに野州の衰廢興復の事を以てし、全功を奏するを俟つて小田原十一萬石の政を委任せんとせられた、その事は果さなかつたが野州の功業は既に全く、餘澤隣國に及び、良法を下す所一つとして功顯あらざるはない、終に事業の顛末上に聞えて幕府に召されたのである。決して諸子の疑ふ所の如きものではない。若しこの人の事を疑うて調査すれば、單に疑ふべきことのないのみでなく、却つて大に深理の存する所を發見するであらう。昔聖賢の國家を治むるや、その賢人あることを聞く時は、それが卑賤の匹夫であつても之を登用して位を譲り、或は宰相として天下の政を委せた。今二宮の賢を聞いて之に教を求め、國の再興を依頼せば、之を君侯の美德とこそ謂ひ得れども何の恥辱などゝならうぞ、その成不成を疑ふ時は賢を用ふることは出來ない。たとひ聖賢なりと雖も其位を得ざる時は功を成すことは出來ない、過つて不肖を用ふるといふとも、君明かに臣忠あらば國家の將來を憂ふるの要はない。試みに一二邑を興復することを委ねてその仁術如何を見るに如くはない、何ぞ徒に遠路を隔てゝ疑惑に日を送る事を是とするか、草野老人度量識見常人に卓越して居る。石を以て玉と

することはあるまい、速に君命に従つて依頼すべきである」

と。群臣容易に服せずして曰く、

「某等の論ずる所は一個の私ではない。國家をして過なからしめんとするのみである。今草野、池田の二執政是非この事を實行せんとならば、我等の微力は之を止むることは出来ない。然れども心服せずして雷同することも出来ない。強ひて二宮の法を用ゐんとせらるゝならば、意に服せざるものを退け餘人に命じて然る後實行せらるゝがよい。我等の關知する所ではない」

と。池田大に笑つて曰く、

「諸子と共に國家を憂ふること三十年、今良法を得て行はんとするも、國家の永安を願ふが故である。積年忠義を瑳く所の諸子を退けて以て事を擧げんとするは決して我が本心でない。諸子にしてそれ程までに堅く主張するならば、今日評議の次第を詳に草野老に報ずることとする。併し自分は二宮の非凡の明哲なることを信じて疑はず、この人により再興の仁術を得ば、我國往時の盛大に復すること必ず年數を期して待つべきであらう。然りと雖も群臣の疑惑未だ解けず、強ひてこの事を決行せんとすれば功臣退去の憂を免れない、已むを得ず説諭を重ねて心服を待ち、然る後依頼することすべきである。善を求むること速かなるを好とすれども、諸子の服せざるは時の至らざるが爲である」

と。こゝに於て辯論數日藩廳はこの議に没頭したが、衆疑散すべくして未だ融解せず、池田衷心之を憂ひつゝあつたが、江戸に於ては草野老人池田の書翰を披き、衆疑紛々として決せざるを知り歎じて曰く、

「嗚呼これ何の怪むべきことでもない。古來百世の計を爲すもの凡庸と共に計るべきでない。聖人を知るものは其の智聖人に至るものでなければならぬ、賢を知るは賢者でなければならぬ。今二宮に一毫の私心は存しない、萬民を惠むこと萬物を生育する所の大法を以て法とす、決して平常のもの、慮り知る所ではない。疑惑元より當然である。然して池田諸臣の心服を待つて事を爲さんとするは萬全の道ではあるが、これを待つのみにては必ず機會を失ふであらう、文化改正以來三十年、我既に老極に及んだ。然るに先生に遭うて國家再興の明瞭なる道理を聞き、これを行ふに一日の後れを致さんことを惜しみつゝある。凡庸疑惑の氷解を待たば、日暮れて路遠しの譬の如くであるから、決して遲疑してはならない。早々良法を依頼すべきである。」

と、直に筆を執つて池田に書翰を送つた。その要略報徳記に見ゆ。

「國家の大業を爲すこと衆人の意見に従ふ時は必ず之を遂ぐることは能はず。何となれば庸人の見る所は千里の遠きに及ばず、且人を計るに己の心を以て度とせり、何ぞ賢者の心公に在て一毫の私を生ぜず、百姓を安ぜんとして我身を忘るゝの至誠を察することを得んや、然らば則今二宮の事を聞

き疑惑を生ずるもの亦宜ならずや、元より其賢なることを知らずんば何ぞ猥りに可否を論ずることを得ん、然して疑惑の故を以て身を退くと雖も同意せずといふものは、是自己の見を立て國家永安の道と拒ぐものにあらずや、國の中興を拒がば、假令積年の忠勤ありとも、今は之を不忠の臣といふべし。不忠のものを退け賢を用ゐざれば、何を以て六十年餘の衰國を擧ぐることを得ん、諸臣の進退君侯より曾て貴兄に任じ給ふ、速に事を決し君家の大幸を聞くこと當今の急務なり、若し衆議に依つて猶豫を懷かば大事斯に廢せんか、國家再復の道は群臣にあらずして貴兄の一心にあり云々。」斯の如く書を贈り、なほ十月十七日、十一月十一日、同十二日等屢々先生を訪ねて國の衰廢百姓の困乏を述べ再盛の道を問ふことを努めた。而して先生元より容易に廣く交りを許さないから、相馬藩邸の群臣に聽かしむる事が出來ない。依て勘定方以下を従者として伴ひ、別室にあらしめて窺かに高論名説を洩れ聞かしむ、是に於て江戸に在るものは先生の説に感動するものが多くなつた。

草野の書狀は中村に達した。池田之を見て大に悦び、役所に詣つて諸有司に謂つて曰く、

「諸子の異見具に江戸に達した所、即ち返書が到來した。各々之を一見して再び異見を述べられたし」

と、有司之を読み、色を變じて敢て一言を發するものがなかつた。池田曰く、

「今君侯將に二宮の道を行はんとして草野之が爲に盡力しつゝあるこの通りである、自分も亦同意

である。然れども國家の再復は大業である。よく二人の力のみで爲し得る所でない。一藩の衆悉く力を協せて爲すに非れば成るものではない。草野既に年老い、一日の後れんことを憂ふるは忠誠の致す所である。然れども衆議決せざる時は永久の道は行はるべきではない。諸子異見あらば遠慮なく發言せられよ」

と。是に於て有司再び協議したが、依然として不可を論ずるものがあつて決定に至らなかつた。君侯之を聞き給ひて草野を召して曰く、

「凡そ以前の事だも猶ほ遲疑を生じて決し難きは凡人の常情である。今百里を隔て、以て二宮の深遠なる道理を傳へ聞くのであるから、尙更能く理解することが出来ないのである。國の政治は汝と池田とに一任してある。速に池田を呼び寄せて二宮に面會せしめ、然して後この事を決せよ」

と命ぜられたので、草野は直に使を遣して君命を池田に傳へた。池田即ち急遽出府した、君侯召して曰く、

「汝を呼び寄せたのは別事でない、二宮は古聖賢に恥ぢざるものである。衰國を興し百姓を撫恤すること至れり盡せりである。我國の再興を以て二宮に委任せんとするものである。汝草野と協力してこれを成就せよ」

と、極めて嚴肅なるものであつた。

ハ 池田出府先生に面會す 池田感奮謹で命を受け直に先生に面會を請ひ、同年十二月十二日、草野、池田、並に勘定奉行阿部俊助等先生を訪問し、仕法の要を問ふに至つた。先生屢々辭したれどもこの日始めて面會を許された。池田問うて曰く、

「主家艱難、領中衰廢の事實は草野既に具に陳述した通りである。文化以來既に三十年にして未だ功なく、費用多くして成就の目算も立たない。これ一に財力限りあつて窮民限りなく、廢地も亦夥し、限りある財を以て限りなき施設に應ずるのであるから、上下力を盡すと雖も成功せざる所以である。然るに先生野州の民を恵み、廢地を擧ぐるに仁澤餘りありて餘力他國に及ぶといふ。抑も如何なる良法妙術あるか願くは至教を得て累年の宿志を遂ぐるを得ば大幸之に如くものはない」

と。先生曰く、

『當今貴邦は君侯仁にして臣僚忠誠である、而して臣民その德澤に浴しつゝ、再復の效果擧らざるは本源立たざるが故である。この本源といふは國家の分度を確立するをいふ。分度を立て、之を守る時は生財限りなく、國民浴くその澤に浴し、荒地悉く開け、必ず舊復せんこと疑なきことである。然らば即ち今聞く處の財限りあり用限りなしといふべきでない。貧民限りあり、廢田限りあり、財に至つては限りなしと稱すべきである。貧民何人、廢田何萬石と限りありて、分外の生財年々限りなく、今年何程、來年何程限りなき財を以て限りある廢田を開くこと何の難事といふべきぞ、然りといへ』

ども世上一萬石を享くるものにしてその用度に充つるだに足らなければ、十萬石を得ればとて十萬石の費用を要し、随つて多く得て多く散じその止まる所を知らざる時は、たとひ幾百萬を得るとも有餘を生ずることはない、これ即ち國家衰貧の本元である。天下大小名、その天分の有る所に安んじ、自然の分を守りその度を失はざる時は毎年分外の餘財を生ずるを以て、これによつて年々々に國民を惠恤すと雖も、尙餘りあつて財の盡くることはない。本源あれば斯の如く易し、然るにこの本源確立せざれば、財貨は年々全額を消費せらるゝを以て、桶の水を以て萬民の飢渴を救ふが如くで、その器中の水少にして常に自用にさへも盡くること速かなるを憂ふるものである。桶水に分度を立つる時は、仁澤の本源立つて永世その度によつて盡きざるべきである。晉に相馬の民の安撫を全くするのみでなく、餘澤他に及んで盡くることなきを得る。

蓋し我朝上世豊葦原と稱へ、未だ開けざる時は一圓に葦原なりしを、之を開かせ給ふに異國の財を借りて聞き給ひしにあらず、一稲一發、之を重ねて百千萬稲發となつて開けたのである。異國と雖も我が財を借りて開いたのではない。然らば即ち我國は我國の力を以て開け、異國は異國の力を以て開けしこと疑ない、この上世に於ては僅に一財を得んと欲するとも財寶あるなく、唯木を削つて宋稻となし、一稲一發の丹精を積み、終に原野悉く開け、數千年の後に至つて金銀財寶を發明し作爲した。これに由て之を觀れば開田は先にして財寶は遙に後である。然るに今荒撫を起さんとして

財なきを憂ふるは、先後の順序を察せざるが故である。假令極貧の國と雖も、上古の原野に比すれば其豊なること話にもならない程大なるものである。即ち廢地を起す所の財は開田によつて生ずるものである。

今その國の租税を調査し、過去十年乃至二十年も平均すれば、そこに自然の數にして天分の限度を知り得る。この度を以て出財を制し、艱難に際しては惠民仁政を行ひ、廢地を擧ぐる時は分度の米粟湧くが如くに産出するであらう、之を分内に入れずして國家再復の用財となし、年々怠りなく仁澤を施す時は、如何なる貧民も安んじ、幾萬町歩の廢田も起し盡すべきである。これ即ち本源確立するが故である。野州復興の法もこれに外ならない、相馬の善政數十年努力效少しとせばこの本源を立てざるが故である」

と。草野、池田二老感動して曰く、

「君臣上下の憂とする所、唯今先生の明教を聞くに及んで憂心此に氷解し、積年甚だ難しとする所は、今や甚だ易きことを悟ることを得た。この明教によつてこの道を行ふ時は、先代以來の宿願始めて達することを得るであらう」

と、退いて具に之を君侯に報告した。君侯大に悦び、國家中興の道を依頼する手書を先生に贈らる。二老之を奉じて先生に面會して君命を述べ、手書を差出した。先生之を閲覽して曰く、君侯仁にして



臣忠誠なること斯の如くである。貴國の再興せんこと難きにあらずと嘆賞した。

先生當時印幡沼排水開鑿方法視察より歸りて間もなく、その始末に注意を拂ひつゝあり、またその任務の將來につき考慮すべきことも多かつた。櫻町、小田原等の將來に關しても憂慮しつゝあつた。

この時に際して前記の如く池田、草野の訪問もあつた。而して一たび面會すればその指導實に痒き所を搔く如く、截然として斷ずる所の手際を示されるので、益々尊敬と信頼とを受け、日々に指導を請ふものが多かつた。相馬の草野等も亦屢々往來して道を問ひ、先生亦治國安民の要道盛衰存亡の由て來る所、藩民撫恤の仁術を説解すること淳々然として條理あり、節目あり、經國の法燦然として明かなるを以て、兩老愈々感激深くして、衰廢復興の道漸く胸奥に自得することを得た。

茲に於て池田は直に國に歸り、之を群臣に告げ、先生の高德と良法とを以てした。然れども群臣は未だ疑惑を散ぜず、議論紛々たるものがあつた。池田誠意を以て懇篤に之を諭し、君侯既に之に事を決し給ひ、草野老も我等も亦この方法の外に良法なきを信ずるも、之を領内に施すに際しては一に群臣諸子によつて領民を指導せらるゝ外はない。諸子にして遲疑すれば何を以て實施するを得ん、而して相馬を救ふの道この外になしとせば、諸子の奮發を俟つより術なき所であると、訓諭倦む所なきを以て、次第に信ずるものを出したが、政策としては既に決定したけれども、斯くても尙愈々實施するには至らなかつた。

この頃富田の母病床にあり、天保十四年正月晦日富田郷里に歸つて看護しつゝ、この顛末を明かにし、草野、池田の老を感謝しつゝも、國家の將來につき祈る所多かつたが、法は採用に決したるも、實施せらるゝには至らなかつた。

#### 四 相馬の分度確立と任法初期の狀況

イ 相馬藩分度の確立 弘化元年正月二十四日、先生は召されて、眞岡の陣屋より出府し、同廿六日江戸に到着し、翌廿七日小川町の勘定方役所に出頭し、次で四月五日日光御神領開發の命を受け、出府の意成りしも俄に書面を以て答申すべき旨を達せられ、爾來引續き任法雛形作成に着手するに至つた。その用務繁雜となつたので、宇津家の西久保の邸より、日本橋石町なる前田瀛洲借宅に居を移した。而して容易ならざる大業たるを以て、客を謝し、門を閉ぢてこの事業に没頭するに至つた。斯くて追々書類出來し、逐次淨書をなすこととなつた。故に任法書作成の爲に多數の筆生を必要とした。

恰もこの頃である。草野半右衛門は旅宿に來り、御仕法書を拜見し、益々任法實施の要を認め、その廿九日には紺野織江が來り、爾後往來頻繁にして、草野の如きは、日記に連日連續して訪問者としての名が見ゆることもある。而して草野の周旋によつて、七月六日仕法雛形著作所を、芝田町なる海津傳兵衛隱居所に移した、以てその懇親の度の大に濃かになつたことを知り得る。

次でこの年池田胤直も出府し、ま々相馬領仕法實施の根本條件たる、相馬家の分度確立に進むこととなつたのであるが、遺憾ながらその時日が判明しない。何となれば前述の移轉した芝田町の借宅は聖弘化二年正月二十四日江戸大火にて類焼し、この元年下半年分の日記を失つたので、池田の訪問が元年下半年期であらうと推斷し得るのみである。

當時先生は從來指導しつゝあつた谷田部、烏山、下館、青木等の仕法さへも公文を以て一應謝絶したので、各藩は困迷の結果特に幕府に歎願して、漸く指導を受くるを得た程であるから、草野、池田の二老が屢々仕法指導を請ふけれども容易に承諾を得なかつた。然れども前述の如き關係に進んで居るので、草野、池田等との懇親は、他の諸藩に於て下館の衣笠兵太夫と相待つて蓋し稀なる交誼であつたであらう。故に仕法の要諦は示し盡され、結局一藩の仕法は、その藩政を分度の上に置くべきことにあるを詳にせられ、草野、池田は其資料の蒐集に努力し、従つて指導し、従つて調査し、實に百九十年に近き驚くべき長年月間の資料を得たのである。

これを提出した時には、さすがの先生も驚かれ、衰廢に赴く國に於ては往々簿書の記録を怠り、又はその正確を失ひ、僅に二三十年の租税の額といへども明白ならざることが少くない。然るに相馬は百九十年間の貢税を調べ得たことは、確實なる基礎を有する故き國であるとはいへ、實に感心せざるを得ない。是に基いて天命の自然を探り、至當の分度を求むるならば、必然中正の分度を確立し得る

であらうと、日夜深く考慮し、反覆計算推究、圓相によつて相馬の天分を按じ、百八十年を計るに甲子より癸亥に至る六十年を一周期とする例により、これを三周度に分ち、天地人に配して百八十年に當て、初の六十年は盛時にして、終り六十年は衰時たり、恰も中の六十年は盛衰の中たるに相當す、始めは陽時にして、終りは陰時である。中の平均時を二分すれば三十年、之を盛衰二面に附すれば即ち百八十年を二分したる九十年である。即ち百八十年の初期九十年は盛時の陽にして、後の九十年は衰時の陰である。此の衰時の平均度を以て國家再復の分度を立て、後六十年を経て全く舊復の期となる。

調査書類は明曆二丙申の年より、弘化元甲辰の年まで、百八十九年分揃へられてある。先生の手許で調査した順序からいへば、弘化元即ち天保十五年より溯つて天明五年に及び、之を第三期とし、天明四年より溯つて享保十年に及び、之を第二期とし、享保九年より溯つて寛文五年に及ぶ之を第一期とする百八十年となる。初の九ヶ年分を切斷して陰陽計算の外に置いたものと見ゆる。

三周度各六十年別收納表

第一期	收納米八百四十萬四千七百八十一俵餘	此平均十四萬七十九俵餘
第二期	同 七百八萬三千八百四十四俵餘	同 十一萬八千六十四俵餘
第三期	同 三百八十二萬七千六百二十六俵餘	同 六萬三千七百九十三俵餘

合計

千九百三十一萬千二百五十一俵餘

同 十萬七千三百十二俵餘

三周度半歳九十年別收納表

上期

千二百四十四萬五千十五俵

此平均十三萬八千二百七十七俵餘

下期

六百八十七萬千二百三十六俵餘

同 七萬六千三百四十七俵餘

これを以て見れば、陰陽盛衰の事實は極めて明瞭であるが、相馬藩政の分度は何れに準據すべきかこれを當時天保の末より弘化の初に於ける事實と對照するに、弘化元年を溯る十ヶ年間の收納は、合計五十七萬二千五十八俵餘で、平均五萬七千二百五俵餘といふ衰時の極よりも甚しい差があるが、それは天明七年の凶作があつたからである。而して最近天保十一年以後の五ヶ年は、年々七萬俵餘の收納である。之を顧慮することなくして衰時の收納を以てすれば餘りに天分を無視することとなる。然もまた最近の收納のみによれば天災地變に備ふる力もなく、荒地開發の資源も見出せない。依て盛時九十年、陽の力は將來の復興に俟つこととし、衰時九十年陰の力と最近十ヶ年間の事實を加へて、直後十ヶ年間の分度となすこととした。即ち寶曆五年より天明四年まで陰の起り三十年と、天明五年より弘化元年まで陰時六十年間の總收納の平均に、最近十ヶ年間分の收納平均を加へて二分したるものを以て、當分十ヶ年間の分度とすることとした。陰時九十年收納平均七萬六千三百四十七俵餘に、最近十ヶ年間の收納高五十七萬二千五十八俵餘の平均五萬七千二百五俵を加へ、これを二分すれば六萬

六千七百七十六俵一斗四升九合五勺二才となる。これが相馬當今十ヶ年分の度となる。而してその餘剰は開發の資源として用ゐらるゝものである。即ち分外推讓となる。

この十ヶ年の分度は、爾後十ヶ年を経過し、その間に開發せられ、納税力が増加しそれによつて十ヶ年間に増加した額を平均してこの分度に加へ、之を平均して盛衰の根元に對して更に仕法第二期の分度を確立するのである。

この分度を示現する六萬六千七百七十六俵餘より多く收納があれば、之を分外推讓として、領内の衰貧を起し、屋根替、便所、灰小屋、木小屋、道路、橋梁、用水排水を修理し、或は新設し或は借財を返済せしめ、領中興復の方途を講ずる爲の財とし、また藩の天災用意の資に用ゐるのである。

以上の如き攻究の顛末を明かにし、藩政將來の根據としたるものを『爲政鑑土臺帳』といふ。合計八冊で外に數冊の調書がある。或は天分祿高を往古に溯つて調査し、之を三分して天地人三才となし分度の根據を攻究し、その得たる結果即ち天分に基き六十ヶ年間の分度を十年毎に分配したる範式を作り、將來の復興案を定めたものである。勿論この第十一年以後の實際は、第一期十年間の興復成績に據るべきを以て、その示したる數は假定であるが、之を算出する手續は萬世の範たるものである。斯くして得たる結論は、相馬家の現在に鑑みて前に述べたる如く分度を以て確乎たる基礎と定めたのである。

草野、池田等を始め、これを一覽したる者は、悉く感歎止まず、國家再興の基本を得たりと直に之を相馬侯に報告した、相馬侯之を熟覽して曰く、

「二宮先生の智慮深遠宏大なる、足一たびも我領土を踏まずして盛衰を見ること、その掌を見るが如く、明かに數百年の事實を眼前の如くに展開する。國家再興の道これを全備して居る。これによつて我が國の衰頽再復を期すれば必ず目的を達し得るであらう」と歎稱せられた。

池田即ち君命を受けて相馬に歸り、群臣にこの三卷を示した。こゝに於て有司の疑惑始めて散じ、先生が他邦の盛衰を察し、再興の道を明かにすること凡慮の及ぶ所でないと驚歎し、報徳仕法を以て國家興復の方途を圖らんとする君意に悅服した。

池田曰く、

「先生の徳は斯の如く高遠にして其授くる所亦確乎たる良法である。この道を行うて過失あらば、それは先生の不徳ではなくして用ゐるものゝ丹誠の足らないためである。若し遲滯して時機を失はば累年の素願何れの時に達するを得ん。然れども先生曾て曰く、凡そ事を成さんとして成就せざるものは、速かならんことを欲して一舉にその業を遂げんとするからである。幾萬の廢地を開かんとするも一畝より始め、幾百邑を再復せんとするも必先づ一邑より始めねばならぬ。一邑成就して後

他の邑に及び、以下順を追うて十百千萬邑に至るべきである。例へば一步づゝ足を進めて千里に至るが如くである。この故に領中に一邑を選んで之を撫恤再興すべし」

と、この教に基きて各自思慮を廻らし評議を盡し、領中何れの邑を以てか先生に開發を請はん、速に選びて江戸に申達すべしといふにあつた。

即ち相馬家の分度は六萬六千七百七十六俵を以て藩政の限度とし、これより多く收納あれば即ち領内の仕法に用ゐ、また藩政大事の準備積立とする、その用途の何程なるべきかは實施に當つて入用限度を定むべきである。これを天保十一年以後の平均に比するも、一ヶ年約一萬俵内外を使用し得る。而して領内仕法の聲によつて緊張する民心の現はれは、必ずや開發となり、民力増進となる、故に毎年の仕法資源は必ずやこれ以上の餘財を生じ、分外推讓の金額相當額に上るであらうと想像せられた。而して事實はそれ以上に達したことは、後年の實證誠に適確である。

□ 仕法實施の確定 分度確立し、群臣其議に悅服し、藩老より直に實施村の選出を發令した。

衆評區々として定まらなかつたが、多數は山中郷の草野村を以てしたいと言ふものがあり、之に贊するものが多かつた。その理由とする所は、山中郷は高山の谷間にあり、夏は冷涼にして冬は嚴冬である。故に三年に一回は五穀實らず、これを以て貧民多く、戸口減少し、田圃荒廢多く極めて難村である。故にこの邑を以て第一に興復することとしたしと、即ちこの議決の次第を述べて先生に着手を



請うた所、先生熟慮して曰く、

「仕法の道は善を賞し。不能を教ふるを以て主とする。善人を擧げて大に賞する時は、不善者皆善に化する。古語にも直を擧げて枉れるに措くは、枉れるものをして直からしむると、一邑を風化するものこの方法を至要とする。況んや領中を選んで一番に仁澤を布き、之を安撫するは誠に大賞を與ふると同様である。故に、領中に勝れたる人氣善美なる風俗を爲せる村であつて、廣く龜鑑とすべき村を選び、之を第一に開發して政道上の大賞慈惠となす時には、四方の村邑皆感發して自ら怠惰を改め、汚俗を洗ひ、法度を守り農業に精勵せんこと疑なく、譬へば一束の薪を結ふに際し、緩くして締りなきに及んで、一本の薪を打込む時は、一束の薪悉く引締りて堅固なるが如くなるであらう、是れ斯に一を擧げて全部を擧ぐるの方法である。

水は高きより低きに下るを順とする。勸善の道は善を先にするを以て必要とする。然るに今領中に於て、甚しき貧村惰農を擧げて第一に仁澤を布かば、惰農貧村となれば必ず救濟せらるゝものなりと安んずるに至る。草野郷は城下を距る七里の山中であるといふ。たとひ許多の恩澤を布き、年數を経て舊復すと雖も、他町村より來り之を視察する便宜惡しきを以て、直接に君恩の無量を見聞することが出来ない。

我が道は亡村さへ興復し得るのであるから、貧村の興復決して難事ではないが、善美の村にして

困難するものあらば、其事業易くして其功は至つて速かである。若し草野村を先とせば他の五六邑を復興するよりも費用多く、またその開發復興の實を他村に示す便宜が少いとならば、相馬領邑全部の再復成就に至る數十年も後るゝであらう、この理知り難いことではないが、多數の常人はその必成の方法なるを信ずるのみで順序を考へない。道は領内に早く有效に行はるゝにあり、誠心誠意道の行はるゝことを願はゞ、この順序は顛倒してはならない。必成の方法なるが故に何處より着手するも可なりとする勿れ」

と、諭されたので、草野等この事を聞いて愕然として驚き、この議を中村に達し、領中に於て、中央にして領内見易き村の中、善良の風ある村を選ばしめんとした。

然るに奉行等先生の意を解せず、議して曰く、

「領中の中央は小高郷である。郷中なる大井、塚原の二邑は開發に適當ならん。何となれば大井は貧村にして人氣甚だ悪く、惰風極まれりと稱せらる、報徳仕法を以てこの人氣を一變し、醇厚の民となすことを得ば、良法の實證である。又塚原の沿岸は、海水浸入して廢田となつて居る。從來何等復興の術はない、若しこれを開田することが出來れば、仕法の益あることを萬人に示すことを得るであらう。然るに領中稀なる善良の村を撫育するならば、何人と雖も出來るであらう。善美村の改善は良法の裨益する驗證とはならない」

と。斯の如き意味を以て大井、塚原の二ヶ村の興復を先生に懇願するに至つた。

先生は敢て之に反對することなく、承諾した如くであつたが開發着手の様子はなく、屢々懇請したけれども、公務暇なしとして實行しなかつた。これ一には中村の人情未だ開發の時期に達せざるを察したると、時恰も仕法雛形作製に忙殺せられ、未だ中村の群吏をして、報徳仕法の眞髓を悟らしむべき指導者を遣し難きによるものであらう。折角實施するに決したものの、時期未到の時には斯くする外なしとする明察である。

ハ 坪田成田の發業 相馬藩より山中郷草野村の復興を願出で許されず、また大井、塚原を懇願したが黙過せられて先生は發業を指令せられない。家老池田圖書は大に熟考した。二宮先生は日光仕法雛形作成の爲に寸暇なきに拘らず、相馬復興の事に非常に丹誠を盡して立案せられた。その基本として一藩の分度確立し、領邑復興の方策確立して發業を待つのみとなつた。然るに草野、大井、塚原三村共に許されない。これ一に仕法實施最大要件の一つなる領政、並に領民が熱誠の足らざるが故であらう、若し仕法實施を懇望する熱烈の誠意現はれて、進んで推讓する行爲を見るならば、先生が仕法を發業せられざることはあるまい。

斯く心付きたるを以て、地方在職の代官等に之を指導する様勸めたが、彼等は仕法の眞諦を解しない爲に、容易に村民教化の實を擧げ得ざるのみならず、自ら仕法の結果につき疑問を有して奮起する

ものがなかつた。時に代官助役に高野丹吾といふものがあつて、その養祖父の時より宇多郡成田村に住し、新住民招致に成功し、村内の再復一同勸農の風起り、非常靱圀も出來追々興復しつゝあつたが、隣村坪田村取立方をも申付られて一心に努力しつゝあつた。併し中々の貧村にて、到底舊復し難しと考へ憂慮しつゝある所へ、池田の仕法に關する説明を聞て大に感じ、報徳仕法を以て興復の實を擧げんことを志し、兩村に至つて二宮先生の興國安民の仕法を説き、兩村はこの道によらざれば復興する時はあるまいと、力を盡して理解に努めた所、兩村の名主始一般人民大に感じて之を喜び、是非仕法實施の歎願をしたしと一決した。併し請願するには村民の誠意が表はねばならない、之を導くには躬を以てするに如くはないとて、高野は祖父以來郷士たるを以て自ら耕作を怠らなかつたので、相當の貯蓄米があつたから、その粃五十包を出し、貧村再復の資に推讓した。兩村の有志者又は他村の名主に至るまで之に感じ、各分に應じて米錢を出して誠意を表明した。茲に於て兩村の戸口田圃の員數、荒廢地の反別、村民の貧富等を調査し、仕法歎願書と共に家老池田の手許に差出した。

依て池田は大に悦び、高野自ら江戸に至り、先生に面會懇願する様にと命じ、池田はこの顛末を書して先生に御面會を許さるゝ様富田高慶宛に送り、高野はこの添書を持して江戸に上り草野大夫に事情を陳べて懇望した。草野も之を好しとし、同伴して弘化二年八月十三日、二宮先生の邸に詣り面會を得た。先生曰く、

「今兩村誠意を顯はし、領中に率先して仕法を教願するは誠に賞すべきである。我道は難村を先にするを範例とすべきではないが、それ程の誠意を示したのを採らなければ、勸善の道に缺けるであらう、已むを得ないからその願に應じて發業することとする」

と。草野は積年の志願を達したと大に悦び、高野亦面目を施して喜んだ。依て高野は初めて先生に關し、兩村の事情を述べた所、先生は一村復興の方法につき數時間に渉る教導をせられたので、高野は益々感激し、誓てこの道を行ひ之を遂行せんと志を堅めた。爾來屢々先生の門を訪ひ、時には連日に及び、また朝より夕に至つた。偶々仕方雛形の作成中であつたから、その助手となつた事も少くないが座次屢々教を受け、時に或は鞭撻を受け、時に或は諄々として教へられた。またその十月には相州邊の仕法村に赴き實地を視察し、漸く難村復興指導に關する確信を得た。先生はこの間に兩村盛衰の根元を探り、再盛安泰の方法につき調査し、先づ「成田村日掛繩索手段帳」等の仕法書を作りて、仕法の規畫成り、十一月六日、富田高慶氏を先生の代理として遣し、高野と同行して相馬に赴かしめられた。

二人北歸することとなり、櫻町及諸方に立寄り、同月廿三日夕刻着、二十六日には登城し次で藩主に謁し、爾來毎日役所にて實施方法を打合せ、十二月朔日成田村に出張し、勘定奉行、出張代官等と高野丹吾宅に村民一同を呼出し、仕法の趣旨を詳細に敘述し、仕方雛形の示す所に随つて出精奇特人

を入札せしめ、當選者十二人を表彰した所、村民一同、案外の感激にて落涙する有様、褒美頂戴帰宅後、有り難さに其夜眠らざりしもあり、壹番札の家内老母の如き、來つて涙を流し禮を述べるなどの状況であつた。

翌三日又々一同を呼出し、繩索手段につき讀聞かせ、尙委敷勤勞分度推讓の意味を諭し、直に屋根替入札の上、三番札まで之を實行することを申渡した。

翌四日坪田村に引移り、前同様北組の者共一同を集め、成田村の通りに入札し、六番まで二十一人を賞し、夕刻南組を呼出し同様懇諭入札し、各繩索手段を授け、屋根替等をも實施することを申渡した。

この仕法指導の任に就いた富田氏は、風邪中を押し通して二十三日、漸く自宅に引取り持病を保養し、正月五日に出勤、七日に又々出張し、屋根替入札、諸色入用取調を行つた。この調査中既に兩村に現はれた逸事美談がある。

例年元日より十五六日頃までは兎角酒興に暮れ、或は飲明し、弊風に流るゝを例とせるに、二日より繩索等を始め、四日より山野に入つて薪取、柴刈、夫々の仕事をなしつゝあつた。早朝より廻村して見た所、遊び居る様子一向見當らなかつた。廿四日の如きは飲明しの例なるが、御仕法の理解を承り度しと申出でたので、一夕夜の繩索にても村方多分の潤となる旨を申聞かせたと、富田氏より先生

へ宛てた書狀に見えて居る。

富田氏は廿三日、この状況を相馬に報告した所、先君より國家の衰微、民間の艱難を深く憂ひ給ひ種々丹誠を盡されたが、復興が出来ないので、先生に懇願せられることとなつた。然るに未だ實施に至らないで先君は卒去せられた。今その御志を繼いで良法が施され、敝邑起き返り、先君の思召が立つて此上ない満足であるとの事であつた。

次で道路橋梁を修理し、用水を便にし、一村の面目一新し、隣村も風をなして之に倣ひ、遠近より早く仕法を開かれんことを望むに至つた。この時既に早く仕法着手を待望した小高郷の大井、塚原の如きは、我村に發業せらるべきに今成田、坪田に發業あるは何故なるか。誠に遺憾至極である。成田、坪田に後れたのは何故であらうかと、成田、坪田の状況を聞知して、始めて發業を願ふものは上より惠まるゝを待つ迄もなく、村民各自の發意を以て勤と讓とに精勵し、その實行を示すにあることを悟り、この誠意を表示するに如かずとて、各自分に應じて米金を出し、頻りに發業を請ふに至つた。斯の如き形勢の裡に富田氏は三月出發して、同十八日江戸に歸着し、次で同三年十二月十三日又江戸を發して相馬に赴き、坪田、成田の第二年の入札、並に大井、塚原の仕法發業を行つた。

斯くして領民の情風一變して勤農の俗興り、遠近之を望んで仁術良法を禮讚し、村々より願書を提出するもの甚だ多くなり、群臣の疑念一洗して國土再興の道此所にありと驚喜し、上下一和報徳の道

に邁進するに至つた。

## 五 第一期、第二期の成績

既に坪田、成田に着手し、之に激勵せられた大井、塚原にも仕法が開  
始せられた。實施の順序は雛形によるから一定して居る。一村の投票によつて善行篤行精業者を表彰

し、また屋根替修理、木小屋灰小屋其他の修造給與、道路橋梁用排水の施設工事等が行はれた。

一村と稱するも當時の多數は數十戸を常とする。若し戸數多ければ坪田の如くに二組に分ち、また  
或は三組に分ちて行ふ、概して歴史的地理的郷土たる村落にして、幼少より互に知悉せる集團社會生  
活環境に於て報徳生活の相互教化訓練を行つたのである。而して之を行ふや邑民未だ何等の給與を受  
けざるに先ち、先づ自ら内に省みて餘財産出の工夫をなし、特に數ヶ村の良法發業を見聞し、村民の  
患苦とする所が除かれ、永安の道を興へらるゝ恩澤を見ては、諸郷村々之に倣つて實施せられんこと  
を競ひ、互に舊弊を革めて本業農耕を勵み、餘業をも努めて誠意以て米金を積み、良法の發業を歎願  
するものが多くなつた。宇多郷にては赤木立谷、中の郷にては二十二ヶ村、小高郷にて十二ヶ村、北  
標葉郷の高瀬等はその熱意あるものであつた。

池田はこの狀勢を喜ぶと同時に、之を先生に通じて發業を求めた所、先生曰く、

「夫れ大業を成さんとして速ならんことを欲し、一時に數十ヶ村に手を下す時は、撫恤教導共に周  
到なることを得ずして、却て一般民衆の希望を充たすことが出來ない、終に或は中途にして廢絶に



遇ふことがある。君侯の仁澤は下民の懃服する所であるから、早く仁澤を得んと欲して歎願するは人情の常である、若しその願に應じ一時に事業を開始する時は、中途廢絶の憂虞こゝに兆すであらう、故に固く最初の豫定を守つて既に開業した村に仕法を徹底し、其不足を救ひ、其憂とする所を除き、大小貧富を論ぜず、村民中一人の困苦するものなきに至らば、その村始めて仕法成就したといひ得る。然る後に之を他の村に及ぼすを順序とする、これ恰も水の卑きに流るゝ時、その間に窪みあらば、一應之に滿ちたる後それよりまた下に流る、穴あつて之に滿たずして流るゝ道理はない、これ水の自然である。今君侯仁政を施して開村したる貧邑未だ全く興復したるにあらざして、他村に發すれば、流程の窪みに滿たずして流るゝことを望むに似て居る、自然の理に差む、仁術無量の仕法を以て眼前撫恤するのみの小道に陥る、若しもその成績撫育のみに終る時は、人民も亦失望するであらう。民衆望みを失ふ時は何を以て大業を成就し得よう。この故に一邑全く舊復に及び、然る後其二に及び、其二全く富みて然る後其三に及び、幾百千邑と雖もその順序を變じてはならぬ。是れ迂遠なるが如しと雖も、天地間の萬事はより順序なるはなく、是より速なるはない。假令百千里の道を速に行かんと欲するとも、一步々々より外なく、一步にして二歩を行くことは出來ず、強ひて之を行かんとすれば倒るゝのみである。幾萬町歩の田を起さんとするとも、一畝より手を下し、二畝三畝と順を以て進むのである、萬物萬事理既に定りあつて、人智を以て之を動かし得るものではない。

い、古語にも、「勿<sup>レ</sup>欲<sup>スル</sup>速<sup>ナク</sup>、勿<sup>レ</sup>視<sup>ニ</sup>小<sup>リ</sup>利<sup>ヲ</sup>」と、何ぞ國家の衰廢を擧げんとして此理に隨はず、他に早く成就する道があらうぞ、諸郷村々一時の仕法を歎願せば、教ふるに道を以てし、諭すに勸農を以てし、其所行郡中に拔出するに至らば、速に之に良法を下すべきである、廣大なる仁澤を布くのであるから、一時に數十百村を開發することは、不可能である、この意を明確に教示して満足する様理解を與へ、容易に求めに應じてはならぬ、是れ大業成就の道である」

と、いふのであつた。草野、池田共にこの的確明瞭なる指導に感じ、この理を以て一般歎願を諭したけれども、歎願數回諭すものも村民の熱意に感じ、之を抑止すれば感激的氣力緩み、或は氣拔の弊を生ぜんことを恐れた。依てまた推して先生に開發指導を求めた。先生之を以て領中民情の切實なるを察し、その誠意に感じ、善邑を選びて仕法を下さしむることゝなつた。

弘化四年三月赤木、立谷、村上、深野、高瀬の五ヶ村に行ふ。これ等諸村は感激發奮、以て舊弊を除き、日々未明より夜半に至るまで勤業怠らず、遠近の諸村益々之を慕ひ、互に業を勵みて良法を切望し、地方怠惰無頼の汚俗一洗して質朴勤勉風をなすに至つた。

成田村の仕法は弘化二年に着手して人心愈々改まり、僅々五ヶ年にして最早一村の荒廢起り、負債も一應處理を終了したので、仕法仕上げを行ひ、凶饉の準備としての籾圍八百八拾四俵を積み得た、この間に要した費用は表彰費八拾八兩、家作其他工事救護等まで貳百六拾五兩、貸付百四拾壹兩、非

常粃圍八百四十四俵、報德米千七百三拾貳俵、報德金賞賜倍加金等八百五拾六兩、五ヶ年にして仕上げとなつたが全仕法村中最も早い例である。而して嘉永三年まで五ヶ年仕上げまでに活用した報德米合せて金として合計金四千九百七拾六兩に及んで全く完了したのである。

坪田村は成田村より戸數が多いので二組に分つて施設した、高野丹吾の懇諭によつて覺醒し、相馬の有志并に近村の有志まで仕法金を推讓して粃百四拾俵、金五拾八兩餘を得た、御手元金御仕法米を加へて仕法財として發業され、成田村と同様に、團精奇特人入札、屋根替手入、窮民救助、荒地起返、夫食農具貸付、年賦貸付等が行はれ、村民の緊張誠に隔世の觀あるに至つた、爾來引續き年々之を取行つた所、安政元年に至り十ヶ年を以て結了した。この施設中、人選入札表彰等金三百四拾參兩、救護施設米四百三拾俵餘、非常粃圍貳千貳百四拾貳俵、家作工事並倍加賞賜金合計七百七拾七兩餘、報德米四千九百八拾七俵餘、報德金米總額六千三百六拾九兩餘に上つた。

この二ヶ村は爾餘の仕法村の範例となるものであるが、何れも仕法の進捗するに際して非常粃圍をなさしめた。この法は、弘化五年に至り、成田村が第一に非常の好成績を以て進捗し、最早完了に近づくを見て、豫ての希望を達する様努力せられたのである。先生曰、

「この邑は復舊の時が來た、併し凶作の準備を立て、永續の道を講じなければならぬ、即ち毎戸老幼を通じ、一人粃六俵を貯ふるを度とし、之を積て以て後年凶荒の豫備とすべきである」

と。蓋この靱園は相馬家仕法土臺米より之を積立つるのであるから、誠に阜大の恩恵である、さればこの發表を承つた村民は益々喜び、毎戸憂患を免れたりとし、最早その靱園の事終れば仕法は一應完了につき、この法を他に移されたしと申出た。

こゝに於て一人毎に日掛繩索積立金に之を倍加する額の賞金を與へ、これを以て些少残れる借財をも完済し、向後の用意金ともなさしめ、將來を諭し、愈々精勵することを勸奨した所、村民感泣謝恩、今に至るも敦厚の風を存すると稱せられて居る。

坪田村は安政元年に仕上げとなり、残務は慶應に入つて結了した。

大井、塚原の仕法は弘化四年正月より、安政二年九月に至る三ヶ年間に完了し、残務は慶應三年に結了した、施設一切は成田、坪田と同様にして、總施設金額八千六百三拾兩餘である。

赤木、立谷の二村は隣接して區をなし、相連なるものであるが、嘉永元年に着手して赤木は嘉永元年に、立谷は安政四年に仕上げとなり、村上村は嘉永元年に着手したが、同三年に最早他へ引移しを發願した程に早く仕上げとなり、高瀬村も同様嘉永三年に仕上げを申出で、深野村は安政元年に仕上げとなつた。

斯く九ヶ村は、多くは三ヶ年乃至五ヶ年にして仕上げとなり、遅くも十ヶ年にして完了した。即ち嘉永元年までに指定せられた仕法村は九ヶ村にして、何れも成績甚だ佳良である、村民藩吏共に非常

の覺悟と決心とを以て、一々先生の指導を受け、着實に雛形に據つたものである。而してその發願も決定も、熱誠の表出に従つて行はれた。

爾後の仕法村指定は、その熱誠度に於て決して以上の諸村に劣るものではないが、領内蔚然として崩え育つた仕法の禮讃と、その實行上の成績明かなるもの多く、何れを先とし、何れを後とすることを選ぶは困難であるから、地方鄉村の入札法による表彰雛形に則ることゝなつたので、以上九ヶ村の施設を第一次とし、爾後の仕法施設を第二次と認むることを得るのである。

本來相馬の仕法は、四十年を以て完了を期し十年を以て一節とす、依て弘化二年着手し同三年實施したるより安政三年に至る十ヶ年間を以てその第一期と稱す。

故に安政二年末の現在を以てする現量鏡にはその成績が明瞭に表記せられ、相馬家の分度も第一期を完了するに至つた、この間に發業したるもの五十ヶ村、成績良好にして、復舊する所のもの十五ヶ村、領中既に舊來の弊風一變して勤業顯著となり、廢地を開くもの數千町歩、分度外の産米萬有餘俵に上つた。十ヶ年間の撫恤の用財は甚だ多額に上つたが、領主の分度確立せるを以て泰然として動かず、この成績を見たる先生は、國本立つて惠民の政行はるゝ既に十年、依て分度一節の改正を行ふべしと、六萬六千俵を改めて七萬俵となし、更めて之を爾後十年の分度と定め、藩士の給養も亦幾分の優みを生じて増額したるを以て、發業前後より十年間、その成績如何と疑念を有せしものも釋然たる

を得た。先生曰、

「相馬の領邑再復の事を依頼せられて之を約したけれども、公務ありて一度もその地に至るを得ない、只遙に江戸にあり又は野州に在つて指揮するのみ、故に深理を盡して之を行ふことを得ない、併し大體を守つて之を行ふ時は此の如く國運を振張する、若し一度彼地に臨み、盛衰の因を明にし、人民の風俗を觀、土地の厚薄を察して教を下し、永久繁榮の本源を開き、大に國家の大益を興さば數年ならずして上下安堵の道を得んこと疑ない、惜むらくは一度もその地に至ることが出来ないことである、然れども僅に十年にして國俗既に一變し、頗る勤勞篤實に歸し、上下の大患略脱まよするに至つた、此後君公を初め群臣共に國本の分度を堅守し、奢侈の端を開かず、年々惠政の足らざることを憂とし、目前の損益に惑はず、永世の計をなして仕法を繼續する時は、國家再興は勿論、餘澤多方に及ぶこと窮りないことであらう、我幼年より心思を盡して此道を發明し、三十有餘年諸方の求に應じ、仕法を施し來つたが、其の時を得ざる爲か諸侯往々約を棄て道を守らずして中廢した、獨り相馬のみ初約を守り連綿として行ふこと既に十年、頗る仕法の効驗著しく見え來つた、唯惜しいことには絶世の忠臣草野、池田の二大夫、仕法の功を見ずして歿せられた。將來ともに亦二氏のなきは甚しき不幸である。

然れども領中には誠忠の大夫士臣が満ちて居る、將來を慮つて群臣より忠義の臣を選進して有職

に就かしめ、益々君侯の仁惠を擴充し、兩大夫の忠志を繼ぎ、普く萬民を救ひ、國家を以て泰山の安きに置かんことに努力すれば、單に一國の幸のみにあらず。惟ふにその業は未だ半にも足らずと雖も、その條理は既に七八分に普及徹底して居る、大業の成否は天にもあらず、地にもあらず、實に君公と執政との一心にありと信ずる、苟も君公と執政との一心他道に轉ずる時は、百年の勤勞も水泡の如く、落花の散るが如くなるであらう、古來明君賢臣の共に出づる時は國家豊富にして民衆その業に樂しむ、然れども斯の如きは實に千載中に一時あるのみにして、世事多くは之に顛倒し、民衆常に困苦し來つた、相馬開國以來六百有餘歲にして始めて國民この澤を被むることを得た、實に千載の一遇である、この得難き時に際してその時機の失ひ易きを顧み、仕法の成る所以を以て力を盡し、仕法の破るゝ所以を以て戒となし、私心を除き誠心を專として、益々永安の道を行はゞ、何の成らざることがあらうぞ」

と。席にありし衆人之を聞き、誠心限りなき先生が、久遠の將來を憂慮せらるゝことの親切なるを感じ、相馬の人ならずとも、相馬の仕法に有終の美を成さしめんことを熱望したといふ。

斯の如く第一期の業は終り第二期に入つたが、その方法には變りはない、郷中より精業誠意の村を選んで着手し、法の通り仕法を行ひ、誠心誠意實行すれば、夫食の給與、借財償還、荒地起返し、家屋附屬屋修理等結了し、日掛繩索積立によつて借財償還の目標明確となり、仕法土臺米より非常穀園の

積立をなし、また各個人の積立貯金あれば、之を賞する爲に土臺金より同額の金を倍加するのである。依てこの倍加賞賜の資財可能となれば、各村より進んで仕上を願出で、總積を完了し、爾後の助成を他の未着手村に譲るを禮とし、徳とし、喜びとするのである。斯くして仕法土臺金の範圍内に於て村數を定めて投票せしめ以て着手する。

第二次たる郷村入札期に於て嘉永二年に選ばれたるは益田、行津の二ヶ村である、爾後年々選出せられたる村名を掲記すれば次の通りである。

嘉永二年 益田、行津

三年 横手、牛渡、樋後、大堀

四年 今田、鶴谷、矢川原、鴻草、澁川、長塚、南幾世橋、北幾世橋

五年 權現堂、岩子、富澤、小野田、川添、角部内、大龜、北屋形、黒木、馬場野、大曲

六年 本笑、原釜、尾濱

安政元年 下浦、小谷

二年 南鳩原、浦尻、川尻、下羽鳥、岡和田、田尻、末森、棚鹽、信田澤、程田、和田、北飯浦、西山、黒木村長柄

三年 草野



四年 上羽鳥、中田、山田、酒井、北鳩原、伊手、平、寺田、日下石、南飯浦

五年 渡田、下太田

六年 鹿島

萬延元年 北高平

文久元年 △上海老、△北海老、小池、鳩原、立野、新山、△永野、△北長野、新田

二年 椎木、寺澤、松倉

三年 飯崎、中村、嘉倉、刈宿、南石田、小島田、北新田、中太田、午來、谷田、石態、松迫  
△熊、△佐山、郡山、細谷、女場、水谷、小泉、小野

元治元年 請戸、小丸

(註) △印は二ヶ村を以て一ヶ村として取扱はれたもの

相馬領内の村々は二百二十六ヶ村である、第一期は安政二年、第二期は慶應二年に終了し、第三期に入りその業半にして明治維新となつて中止したが、實際に仕法着手した村は合計百壹ヶ村、内五拾五ヶ村は成就して無借となり非常準備完成した村となつた。今明治四年調による報徳役所の統計によれば着手より二十七ヶ年の成績次の通りである。

一、分度外産米貳拾四萬八千貳百貳拾俵

一、開墾田畑反別壹千三百七拾九町歩

此費用金貳萬千八百八拾兩餘

一、堤防並江堰百餘ヶ所 金千四百四拾兩餘

一、溜池六百九十二ヶ所 金壹萬九千四百兩餘

一、溝渠大八ヶ所 小百ヶ所 金壹萬七千六百二十兩餘

一、賞與金六千六百七拾兩餘

一、新家作五百七拾三軒 金貳萬五拾兩餘

一、破屋修葺八百拾壹戶 金四千四百兩餘

一、蓄穀倉稟五十二字 金貳千六百兩餘

一、馬屋千五十三棟  
金壹萬三百兩餘

一、灰屋七百四十一棟

一、窮民救恤米壹萬四千八百貳拾俵

金三百貳拾兩

一、備荒糶七萬千貳百四拾三俵

一、無利息年賦貸付金貳萬四百參拾九兩

米壹萬五千俵

一、租税増加合計米拾萬貳千八百七拾貳俵

一、人口増加貳萬千七百拾五人

一、戸數増加千百三十五戸

(注) 表中金の下兩は元本圓とあれども當時名稱異なるのみにて大部分金の計算なるを以て兩とした。

斯る莫大なる費用を投じて着々成功したのは驚くべきことである、若し時期幕末でなければ、更にこれより顯著なる成績を挙げたことは明かである。何となれば文久年間には、征長の役あり、征長以後には仕法新村選出實施共に着手せず、即ち二十七年間と稱すといへども、實は十八年間實行したのみで、文久より慶應の間は、中止的狀態であつた事もあつて、着手の數も、仕上げの數も少いのである。

以上を仕法第一期第二期の要約とする。

## 六 相馬藩君臣の報德式活動

イ 君德 相馬藩は上仁慈にして下忠誠、その純真熱烈なる行動は、本來報德式活動と類似するものがあつた、これに向つて報德仕法の原理とその様式とを以てしたが爲に、僅少の年月を以て、幕末匆忙の裡に拘らず、前古未曾有の生活更新が行はれ、藩政頓に舉り、領民歡呼して善政を禮讚し、府庫常に準備あつて幕末征長の役にも資を藉らず、税を増さなかつた。今上下美談の二三を舉示してその

依て來る所を明かにする。

相馬充胤侯は天保年中困厄の時に際し、父君益胤侯の後を襲ぎ、その志を繼いで藩國の財政難、領民の窮迫を救はんと日夜心勞し、衣は綿を用ゐる、食は魚菜を重ねず、江戸に在つてはその職務に精勵し、領土に歸つては屢々巡邑し、大風暴雨と雖も徒歩して駕を用ゐず、親ら藉田を耕して民の艱難を試み、領民中の老人を賞し、力田者を表旌し、撫育法を行つて幼若を保護し、貧民を安撫して教ふるに孝悌を以てし、領村の盛衰民風の善惡を視察して之を諭し、之を一貫するに報徳の様式を以てした。領民之に感じ汚風を革め、家業を勵み之に答ふるを怠らず、是を以て年を追うて益々報徳の道行はるるに至つた。

特に忠臣を擧げて政に任じ、よく善言を納れて之を行ふに急なるものであつたが、臣下の過ある時は僅に諭さるゝのみにて改心すれば決して之を疎外せず、江戸にある時は屢々二宮先生を招きて教を聞き、その論説を傾聽して悦び、群臣に報徳の道の良法なることを諭し、また仕法に力を用ゐる臣下を召して屢々その勞を慰し厚く賞を與ふ、之を以て諸臣感激して斯道成就に全力を致して君意を安ぜんと努力するを當日の専務とした。さればその美績諸國に聞え世人之を賢君と稱した。

今その由來を考ふるに充胤侯幼若の時の教育によるものが多い。幼時先侯之を愛し、膝下に抱養せらる、草野正辰顔色を正し之を諫めて曰、

「誠に豊丸君(充胤侯幼名)を愛し給はゞ、必ず艱難を味はるゝ様養育し給ふべし、古來深宮婦人の手に長じ給ひしもの、往々奢侈に流れ放肆に陥り、終に政道を廢せらるゝこと少からず、目下我領國上下の艱難窮迫は既に之を明かにせらるゝ通である。御正嗣賢明にして善政を襲ぎ給ふ爲には、御教養の道誠に重大である。凡庸にして稼穡の道を辨ぜられず、臣下の諂諛に迷ひ給ふことあらば、君公國を憂ひ給ひし仁政一朝にして廢ざることあらんも知る可らずとも申すべきである。一般に生れながらにして賢明なるは億萬人中一人を得難しとも申す次第、また假令御性質發明なるとも艱難を経ざる時はその美質顯はれずして仁恕の質發動せざるは明かである、これ古來切嗟琢磨の功を重んずる所以である。故に敢て申言する次第である」

と、懇切なる忠言に益胤侯痛歎し之を感賞し、

「汝の言誠に國家を憂ひ予等父子を敬愛するの忠言である。故に今この子を以て汝に一任す、進退教養の事何等干渉しない、謹でその意に任せよ」

と、命ぜられた。茲に於て草野謹で命を受け、直に破屋を修理して幼君をして之に居らしめ、婦人は悉く之を避けしめ、質直誠實のものを選びて扈從となし、仁義忠孝の道を教授し、朝は未明より書籍を講じ、武道を錬り、衣は綿衣、食は二味を重ねず、艱難を以て試練した。これを以て文武に長じ、下情に通じ、國家の大業を恢宏し、終に明聲四隣に聞ゆるに至つた重要な因由である。而してその

本原は益胤侯の善く諫を納れられたると草野が忠誠の熱烈なるとに由來するは言ふまでもない。二宮先生之を聞いて屢々之を歎稱せられたといふ。

□ 日光仕法資金獻納 日光御神領の仕法實施の議が進捗するに従つて、その資源を如何にするかは甚だ重要な問題である。然るに印幡沼開墾問題の當時より、大生郷おほのふたごの仕法に就ても幕府は仕法資金を下付することの不可能なるは明かにせられてあつて、東郷ひがしごより眞岡陣屋支配地開發の際、棹ヶ島の仕法に用ゐた四百兩を以て最後とし、以後絶対に幕府より下付金は無いことゝなつた。併し日光御神領八十九ヶ村の仕法には莫大な資金を要する、殊に日光御神領は本來定免であるから、何程開墾したればとて租税を増徴することは出来ない。これを以て開發の資金は之を領民に貸付け、その返済は開發地の新収入を以て充てさせ、順次繰返して之を活用する外はない、然るにその最初の貸付金の如きも、元資金を貸付くる時は、或は開發の成績に鑑み資金の回収を迅速に行ひ難きこともあるであらう。果して斯の如きことあらば、長年月間の事業の繼續に支障を來すことなきを保し難い、依て元資金は確乎たる方面に預入し、その金利を運用して永安の道を講ずるに如くはないといふのであつて、日光山貸付所に預入することゝし、各方面より報徳推讓金又は元恕金等を納入することを工夫した、この永安仕法資金加入により報謝推讓方法を第一に申出でのあつたのが相馬である。

この方法は先生が千慮萬考の上立案し、之を相馬其他仕法地の有志に謀つたものであるが、主なる

協議に與つたものは池田である。

これを聞傳へたる相馬侯は、大夫池田を召して曰、

「相馬三郡再興安民の事を以て既に二宮に一任した、報徳仕法の仁術によつて再復の效既に明かである、この恩徳に報ゆることを怠つてはならぬ。併し我が相馬の仕法は漸く第一期の途中であつて、その事業未だ半にも至らず、故に甚だ微力なるを以て充分に盡すことは出来ないが、報恩の意を致さねばならぬ、能く慮り案を具して來れ」

と。池田退きて有司とこの事を議したるが、或者は曰、

「國家の衰廢極まり、上下の艱難既に六十年、全國の諸侯中我が藩程甚しきはあるまい、故に事情を明かにして幕府に歎願し、費用多額支出を要する所の公務を免ぜらるゝこと數十年である。目下力を専らにして復興に従事しつゝあるがその業半にも達しない。荒田復興を終らず、借財數十萬金依然として盡きず、この時何の餘力を推讓して恩に報ゆることが出来ようか、仕法完成の後復興の功成れば其時こそ大に報恩の擧に出づるもよからう、目下の實情にては爲し得る所ではない」

と。池田曰、

「その言の通りである。併し幕府に對する道より言へばまた別に考へねばならぬ、天明以來六十年餘、我が藩政領民の衰廢したのは、我が藩上下の過失であつて外に責任の歸すべき所がない、然る

に幕府之を憐み、多年失財多き公務を免じたのは莫大なる恩である。然るに艱難なるが故にとて永く報恩の擧に出でざれば、恩を受けたるものとしては道を盡さぬことゝなる。國盛になり、民の富む時に及んで報恩を爲すは尋常人にしても容易なことである、艱苦の中に處しつゝも難事に力を致す時は、假令其の爲す所小なりと雖もその志は厚しといふべきである。且先生日光へ仕法を開業せらるゝ最初に於て力を添へ申せば、その事業は成し易きことであらう。今之を爲し得ずと稱して後年を待つ時は、たとひ幾倍の力を盡すといふとも、全事業は遅々として後れるであらう。若又その期に至つて日光の事業完成した後であれば如何にするか、報恩の道は實にこの時を失ふべからずである」

と。群臣曰く、

「道理は誠にその通りである、然るに事實上に於て今財力餘裕なし、この時に於て如何にして報恩の道を盡さんとせらるゝか」

と。池田曰、

「我術も其の方策がなくして言ふものではない、即ち先年財政逼迫窮厄に際し、幕府に歎願して金八千五百兩を恩借した。而して年々金五百兩宛を償還した。今年五百金を納入する時は元金皆納となる、明年より引續き金五百兩宛を報恩として日光仕法資源に獻納すれば、十年にして五千金とな



る。これ難きが中にも分度の中より納め來れるものである。未だ皆納に至らずと見ると時は納むる道のないではない、即ち艱難を排して報恩の事を行ひ、日光仕法の進抄に資して窮民恩澤に浴し、興復の事業確立に向ふであらう」

と。有司も素より報恩に異存なきものである。この明白なる方法を聞いて安堵し賛同した。茲に於てこれを君侯に言上し、ついで嘉永五年九月十九日幕府に請願し、同六年二月十三日許可を得て年々五百金を納入しその約を果した。

ハ 草野並池田 相馬には忠烈高節の士が甚だ多い。特に報徳仕法の實施に際しては、藩老に草野正辰あり、池田胤直あり、仕法指導者には富田高慶あり、齋藤高行あり、その二宮門下に入したるものゝみにても數十士に及ぶ、高野丹吾、齋藤松藏(寶高)、志賀三左衛門(直道)、大概久藏(吉直)、荒専八(至重)、伊東發身(正實)、大概小助(尙徳)、新妻助惣(貞常)、錦織良藏(積清)、佐々木長左衛門(敬重)、山中小左衛門、熊川兵庫、錦織壽助(尊清)、山中四方八(祐吉)、紺野織衛等は、或は留學數年、或は往來數次、富田、齋藤二氏の秀でたるはいふまでもなく、伊藤發身はその事務的、外交的天才を以てし、荒専八は土木工事の技術に於てし、新妻、佐々木等は後年北海道に赴き、其他何れも仕法實施の重要なる任務に終始した。これ一には草野、池田以下家老が熱烈なる先導によると雖も、富田、齋藤等仕法實施に際して卓抜なる指導をなして、その事業に據る處あり、信ずる所あらしめた

るによる。

草野正辰は半右衛門と通稱す、代々軍學を以て繼承し百五十石を受けたるが、性豪宕不羈、粗暴の行、ありとして罰せられたが、文化十三年宥され、時艱救濟この人の外なしとの評あつて意見を徴せられ、節用愛民の外に術なきを進言して納れられた、累進して天保二年家老職池田と共に相馬の双壁と稱せられたが、報徳仕法の採擇實にその功の大なるものである。當時相馬藩の財政危期に瀕し、三十萬兩の財鬼日に迫る。草野江戸に在つてその誠忠能く之を支へ、報徳仕法を行ひて分度を立て、弘化二年に至り坪田成田仕法に着手し、撫民と緊縮と興復と開發と並び行はれて着々効を奏した、その事業緒に就き漸く安堵の眉を開いたが、弘化四年年七十六にて歿した。

池田胤直は通稱を八右衛門後圖書と稱す、數代家老職を襲ぎ采地二百石を受く、胤直は正辰等と藩主益胤を輔けて前代未聞の大儉法を立て、一度は成效したるも天保兩度の凶作によつて如何ともすべき様なき時に際し、報徳仕法の道を聞きて雀躍し、草野は江戸に池田は相馬に在りて相應じ、極力仕法實施に努力した。天保十五年『爲政鑑』成るや、富田を招きて君前に分度法を講ぜしめ、充胤侯を輔けてこの法を實施し、撫育愛民國本培養の事を掌る十二年、安政二年歿す。年六十五。

二 富田高慶 富田高慶は既に屢々其事績を述ぶる所ありしも、相馬に於ける仕法實施の由來は實に高慶に發したりといふべく、藩士齋藤嘉隆の次子として生れ、先づ一身の將來定まつて後藩政に關

する職分に志して可なる所を、僅に十七歳にして慨然として藩の財政に關して憂慮し、一向興國の志を懷き古今内外の書を閲し、寺僧儒者に質したれども意に滿たず、半肩の行李を提げて江戸に至り、成島の塾に入つた。草野上府の理由を問うて曰、

「資財豊ならずして學に志すは難事である、宜しく養子となつて一身を定め、然る後志の向ふ所に從へ」

と。高慶之れを以て試めすものとなして聞かず、碩儒屋代弘賢しろうじかたの門に入り、昌平齋の儒官依田、古賀等の塾に出入し、晝間は筆耕をなし、夜間は讀書に浸り、終夜床に就かず、机に據りて一睡するのみ、數年にして學業大に進み、屋代氏の代講をなすに至つたが、古今の典籍を涉獵して得る所は未だ故國復興の方法ではない。碩學の講筵は政道の眞髓に觸るゝものではない、苦學十年得る所なきに似たりである、憂世の志を達する道に於て何等曙光は認められない。痛心と日夜の勤苦とは終に病床に就くに至らしめた。時に蘭方の名醫に磯野弘道といふのがあつた高慶その診察を請うた所、

「若しこれを全治せんとすれば、酒を呑み肉を喰ひ、悠々自適神身を慰し、思慮を勞せざる外はない、讀書沈倫は禁物である。この言を用ふれば藥餌を用ゐざるも三年にして癒ゆ」

と。高慶答へて曰、

「吾學に志すは興國の爲である。一旦の病を得て年來の意志を廢する能はず」

と。磯野曰、

「萬卷の書を讀むとも一身を喪はゞ何を爲し得るか」

と。磯野卓識あり、事を談ずるの益友として高慶を見る。故に談論常に湧く、磯野の門生に常陸國眞壁郡加草村の奥田幸民といふものがあつた、二人の間答を傍聽し憂國の至誠に感じ、

「我が郷里の隣村に物井村といふ一邑がある、その領主は旗本の宇津氏である。土地荒廢して人民離散し、近郷稀なる亡村の如くになつた。近時小田原より二宮金次郎といふ人が來り、その復興を策して非常な好成績を擧げた、近隣の衰邑その教を慕ひ、青木、谷田部、茂木、烏山等の領主より再復を依囑せられ、來つて事に従ひ、着々その効果を擧げつゝあり、若この人に就き道を求むればその志を達するであらう」

と。高慶大に感ずる所あり、僅に買求めたる書籍並に日常調度品を典賣し、野州へ出發した、時に年二十六歳であつた。

野州に赴き、先づ奥田の家に寓居した、その地今の小栗村字加草である。當時既に小田原領にも仕法行はれ、下館よりも依頼あり、仕法欣求の人々日々往來するもの門前市をなすとも稱すべきであつた。その人々の來る毎に必ず紹介者がある、この頃附近高田村の太助、酉沼村の丈八はその周旋屋の如くに多くの人々の世話をした。高慶はこの太助と、櫻町陣屋出入の下館の疊屋源吉との二人を以て

入門を懇願した。殊に儒者であるといふことゝ、奥田幸民の關係からであらう、伯耆國人と稱する醫師荒木勝悦と同行した。それは天保十年六月朔日のことである。

然るに先生は面會を謝絶した、

「儒者や學者には用はない、儒者はその學んだ學問を以て身を修め、國を治むることを教ふればよい、自分は荒廢せる農村を興し、衰亡に赴く民家を起さしめることに忙しい、殊に此頃は借財に苦しむ、日常の衣食に窮するものが多い、これを救ふにこれ日も足らざる狀況である。それに引かへ學者は理窟が多い、その理窟屋に取り構つて居る暇がない」

といふのであつた。

高慶はその謝絶の理由を聞けば却つてこれこそ我が思ふ所の師である、是非入門をと六月三日、四日、九日、十三日にも來たけれども許されない、出入の人々に聞けば先生の一度拒絶せられた以上は容易ではないが、教を受けんとするものも推して參れば何れは許されるであらうといふことであつた、併し高慶は僅かの書籍を賣つた代金にて、それほど永くは堪へられなかつた。時々先生の姿を見るが致方がない。如何にして許可の時を待つかに苦心した。太助や、源吉や、名主の忠次等の周旋によつて小栗村で寺子屋を開いた、而して漸く日常生活を支へた、斯くて持久の計を立てた。

九月の二十日頃に至つて先生は

「彼の學者は未だ居るか」

と側近の人々に聞かれた。

「勿論是非入門をと稱して待つて居る」

と答へた所、

「それならば見込があるから面會して見よう」

と言はれたので、高慶は恭悅して入來した。先生曰、

「貴下は大變な學者であるといふ、定めし多くの事を學ばれたであらう、それゆゑ豆といふ字は知つて居られるか」

といふのであつた。驚いたのは高慶である、無論知らぬとは言へず、知て居ると言つたので、然らばこれに書いて御覽とて、紙と筆とを渡された、愈々出で、益々意外である、高慶は已むなく之を書して差出すと、先生曰、

「ハ、ア貴下の豆の字はこれか、私のは少々異つて居る」

とて大豆を持來りて曰、

「これが私の豆の字だ、貴下の豆の字と何れが眞の豆の字か、これを判斷するには、この列座の人は從來より昵懇の間柄であるから、皆私に味方をするかも知れぬ、最も公平なる裁斷をなすもの

は馬であらう、斯の如き紙上の文字何萬字ありとも馬一疋を喰うことは出来ない、大凡學者は斯の如く机上の文字の研究に没頭没却して用を爲さぬものである、殊に豆があつて豆の字が生れたものである、私は豆を造つて馬を喰ひ、米を作つて人を養ふことを本務とする、報徳の學問は世間日常生活の上に於ける眞實眞事を行ふことである、故に眞の興國の志を果さんとするならば、學者の常習とすることを改め、實地正業一村興復の帳簿調べの助手を爲して習熟すれば、中村六萬石の衰廢は必ず再興し得るであらう」

と諭された。またある時高慶は、

「先生がこの仕法を學ばゞ我が藩は直に興復するであらうと教へられたが、我が藩の衰廢は一朝一夕ではない、興復の業は至難である、先生の言は極めて平易なるが如し、果して然るか」

と尋ねた所、先生曰、

「たとへば包装した樽は一見何であるか分らぬが、錐を指して洩るゝ所の一滴を嘗めると、酒か酢か醬油かを知り得る、貴下は相馬の一滴である、小臣にして次男たる者が、既に一身を忘れて藩の爲に苦心しつゝある、今これを嘗めて相馬の國情忠烈の臣多きを知り得る、他日必ず有司來つて一國再興の事を講ずるであらうと信ずるからである」

と言はれた。

斯くて高慶は九月廿七日入塾し、十月廿六日谷田貝に歸り、寺小屋を疊んで來り十一月朔日、先生の秘書として小田原領に向つた。爾來影の形に隨ふ如くであつたが、先生は勇敢にして剛毅なる高慶に對し、特に教養指導上注意を怠らなかつた。その冬高慶は單物二枚を重ねて居た、出入の人之に綿入を勧めた、高慶は入門以來生死共に先生の命の儘である、必要あらば先生より給せられると稱して承知しなかつた、依て前田瀛洲まくだ　あいらうは先生に之を告げた、而して綿入を避けたしと願つた、先生は黙して答へなかつた、依て許されたるものとして之を調べて持參し高慶に贈らんことを懇望した、然るに先生は之を黙して答へなかつた、而して他の仕法談は快く之に應答せらるゝに拘らず、綿入の事に至つては返事がない、依て瀛洲は流汗腋下に流れ恐入つて引下つた、これ一國仕法の衝に當るものが能く堪ふる所がなければならず、また高慶をして體驗せしむる所あらしめたのである。

然れども翌年に至れば先生は最早高慶が如何なる困難に遭ふとも、確乎たる興復の方法を學ばずんば歸らぬものと認め、大に之を勞り、我が子の如くに愛せられた、或人高慶の多病を憂ひ先生と物語つた時、先生は「富田が無病健全であつたならば、朝鮮征伐位行るかも知れぬ」と評されたと、誠に見る所ありといふべきである。

天保の末より弘化の頃には、先生側近必需の人であつた、仕法雛形の作成にも與つて大に力があつた、而して弘化二年には既に仕法の要諦を體得して之を相馬に行ひ、之を下館に施した。相馬に於け



る仕法はその功半は高慶の致す所である。先生の卒去後尊行氏を助けて日光の業を進め、維新の後興復社を興してこの法の普及に努力した、明治二十三年一月五日七十七歳を以て歿する迄、祖法活用はその生命であつた。

**ホ 齋藤高行** 齋藤高行は条之助と稱す、富田高慶の兄定隆さだたかの長子である、幼時より書を能くし、之れを大成せんと欲して江戸に出で、芝泉堂しせんどう賜谷みくより奥傳を受けたが、弘化二年仕法雛形の淨書を依囑せらるゝに及んで、却つてこの道に入ることを志願しつゝあつたが、偶々高慶の病を看護するに際し、宇都氏邸内の仕法雛形編輯所に宿泊し、爾來手傳より引續き入門となり、福住正兄等ふくすまじょうと雛形の完成に努め、後先生一家東郷に移り、日光に移轉するまでも之に隨從した、その後安政二年を以て相馬仕法第一期終了し、三年より第二期に入るに及んで、先生は歿せられ、日光仕法役所の多忙と各地仕法指導の輻輳とは、富田高慶の手を要するもの多きを以て、特に高行を以て相馬に於ける高慶の後任たり助手たるものとして相馬に常住せしめ、仕法指導者とするに至つた。

相馬仕法の第二期は殆ど高行の實地指導に成る、明治維新後は決して公の任務に従事せず、僅に興復社長として尊親氏の出づるを待つ有様で、時には顯榮の人々の廬を訪はんとするものあつても避けて面會せざるが如き情態であつた。明治二十七年六月十二日壽七十六歳を以て歿するまで、眞に寒素清節祖法正統相傳を以て任じたと稱すべきであつた。

へ 仕法行者の淨行推讃 相馬仕法の發展に伴うて感激の行者の出づるもの甚だ多く、上下其例に乏しくない、これ即ち相馬の仕法の有終の美ある所以である。而して富田、齋藤叔姪が、報徳仕法指導者として、特に二宮先生より與へられたる地位は、これ亦甚だ意義あるものである。始め高慶の相馬仕法に従事し、その功顯著なるに際し、之を賞して祿百石を給し郡代席となさんとしたる時堅く之を辭し、特に二宮家より送られた金二百兩を以て荒蕪を鬻ぎ、その産米を以て生活を營んだ、その後累年功顯益々著しきを以て藩主は之に用人席を以てし、また家老准席とし、後家老上座に薦めたが悉く之を辭した、然れども祿を辭することは之を許されたが、藩政の審議並に藩の取扱は常に家老を以て遇せられた、而して生活は開墾地の牧納によつて分度を立て、餘財あらば常に之を仕法に用ひ、仕法に従事する二十七ヶ年間藩の支給は一粟をも受けず、平常清素の生活に甘じた、されば藩の上下の信賴一身に集つたとも稱すべきであつた。

齋藤高行も亦その行動は同様であつた。二宮家よりは敢て藩祿を喰ふを禁じたのではないが、大凡一藩の仕法を行ふもの、成功に従つて進級すれば衆羨集まり、失敗すれば譏笑非難聚る、故に其事成功するまで先づ祿を辭するを明となす、殊に緊縮整理をなさんとする時は先づ辭祿を敢行すべしと勸告せられた、二子はこの例によつたものである、高行の相馬に下つて高慶の任を補するや、堅くその任を辭したが、日光の方面も多忙であり、高慶の健康も持し難かりしを以て漸く任に就いた、然るに藩

は高行を奉行とし仕法頭取とし、祿五十石を與へんとした、然るに之を固辭した。藩老等辭令を作り公に發表したる後なりしを以て大に閉口したが、高行は病氣と稱して門を出でざるを以て辭令を撤回し、今市の報徳役所の指揮を受け、漸く無祿無官二宮家の使者として任務に就いた、依て二宮家より百兩を遣し、之を以て開墾を行ひ、その所産を以て生活の資となすことゝなつた、高行はこの納米五十俵中より十一二俵の飯米と、壹貳兩の雜用とを頂戴し、残り全部を推讓して仕法に差出し、尙時々弟松藏よりの推讓金をさへ加へて差出した。斯の如きもの安政四年より明治四年に及んだ、その貸付金總額十四ヶ年にして約千貳百兩に及んだ。叔父高慶が二宮家の日光貸付返納金殘額を元として興復社を起した様に、相馬の地には推讓の美風が溢れて居る。

**七 明治初年の仕法始末** 相馬の仕法は復興仕法の範例として雛形を其儘に實施したものである。

さて第二期は元治元年または慶應元年、遅くとも慶應二年に終了し第三期に入るべきであつたが、時正に幕末の大變動出會し、征長の役に従事しこの春歸陣したが、また間もなく大政の奉還あり、維新勿忙の際、萬事は時代の推移を見る必要を生じた、依て慶應より明治の初年まで僅に現状を維持して居たが、藩籍奉還後藩主は縣令として新政漸く緒に就いたので、從來執政の大要並仕法の經過を報告し、新政の下如何にすべきかを伺つた所、從來通り取行つて然るべく餘財は他縣にも及ぼすべきの指令があつたので、明治三年再び仕法を進行した。然るに同四年には廢藩置縣となり、舊藩主は縣令と

なつたが、更に翌五年中村縣を磐前縣に合併し、中村縣令たる舊藩主は退職となつたのみならず、中村縣領はその一部分の區域となつたから、中村縣の受けたる仕法實施の權は自然消滅に歸したので、從來の顛末を明記して磐前縣に引繼いだ。

引繼を受けた磐前縣は、從來管内の一部分たる元中村地方にのみ行はれた割であるから、之を全縣下に實行せんには、仕法資金の準備を要し、また全縣下にその趣旨を徹底するを要する。而してそれは容易なことではなかつた。けれども明法たることは相違ないので、種々工夫を凝したが從來取行ひ來つた各種の施設中、已むを得ず續行すべきものゝ外は新施設をなさず、また取扱ひ來つた貸付金取立等の外は施す餘地がなかつた。故に明治年間の施設は、從來行つた仕法の出納始末と、僅に計畫又は報告等の書類を取扱ひ之を整理したのみである。併し既に百ヶ村に上る施設であるから、出納相當額に上り、明治三年より翌四年九月までに取扱つた一ヶ年の總集計は、米壹萬四千五拾六俵餘、金六千貳百四拾五兩に達し、明治四年中村縣設置後、翌五年磐前縣いほまきに引繼ぐまでの第二年目の經費のみにても米貳百參拾四俵餘、金貳千九百八拾壹兩餘である。而して第二期中に貸付けたる仕法金の取立残りは磐前縣より徴收して舊相馬藩仕役所の係へ返付せられることとなつた。

これに關聯して明治五年八月十三日、磐前縣に於ては、報徳仕法の成績に考へ、二宮先生に對し幕府より交付し來つた六拾四石餘を、報効米として引續下賜せらるゝ様、縣參事村上光雄名儀を以て、

大藏大輔井上馨宛に願出た所、永續は出来ぬから五ヶ年分を一時に被下切とすといふことにて、石代相場を以て交付すべき旨、翌六年三月九日附にて指令となつた。

かくて仕法は從來藩にて貸付けたる報徳貸付金の返納殘金五千圓と、相馬に於て民間より加入推譲した日課積立金、及び非常積立親米六千八百餘俵、金壹萬壹千圓を下付せられ、縣には事務員を六名増員し、内四名は相馬藩臣採用せられ、仕法續行の運開けた所、又もや磐前縣は福島縣に合併となり當時中央政府にては歐米の行政模倣にこれ日も足らず、曾て西郷南洲翁は、報徳の良法なるを傳へ聞き、直接富田高慶に面會し、之を大藏省、内務省の事務官に勸奨したるも、澁澤榮一始め報徳仕法は舊幕時代の良法であり、地方民政の一方に過ぎずとして顧みず、縣官は仕法の要領だも知らざりしを以て、福島縣全縣の專業となすには萬事準備整はず、一地方のみ特に行ひ得るものにあらずとなし、福島縣に實行し難き狀勢に立至つたから、富田等は退て相馬藩舊知の間に結社をなし、日課積立等を返金し、殘餘の小額を以て開墾助成をなすに如かずとなし、明治十年これを興復社と稱し、祖法の一部を相續し得るに止めた。

然れども舊相馬の君臣の間には、報徳仕法を以て廢すべからずとなし、先づ舊藩主の經濟を分度によつて賄ふこととし、第三期は慶應四年に始まり明治九年に終り、第四期は明治十年に始まり十九年に終るを以て富田高慶、二宮尊親兩氏は相馬家の依囑を受けて明治十九年に始まり同七十八年に至る

六十ヶ年の分度を確立し、これに準據した子爵家の家憲は現在に於ても之を尊重せられつゝありといふ。この分度は昭和十九年に至つて改めらるべき順序である。」

## 第十九章 各地方の代表的仕法

一 門井、辻の仕法 門井、辻は旗本齋藤鉄太の領地であつて、領主、領土共に困窮に陥りその仕法を二宮先生に懇願した。元來齋藤氏の領土は總石高七百四十五石であるが、それが茨城縣眞壁郡内七ヶ村に跨り、もと家數六十四軒その内門井、柴の如きは各一軒、辻、羽方、海老江は拾數軒、阪井、吉田新田は數軒に過ぎず、またそれが數里の間に分散して居るから、領政の徹底には甚だ不便であり厄介であつて、隨つて所領は租税の徵集の地として取扱はれ易く、苛斂も免れなかつた。

また寛政年中に大火にて領家焼失し、その復興の爲に郡代より借上を命ぜられ、文化年中また増借となり、總計金貳千三百兩餘に上つた、故に先納、先々納相重つて百姓は離散を免れず柴村は一村退散吉田新田も後家一人となつた。故に先納、先々納の名目の下に江戸にて借財をなし、天保三年小網町大和屋太右衛門出訴し、同四年神田富松町奈良屋伊兵衛、神田錦町大阪屋勘七、天保五年武州豊島郡西臺村長五郎等引續訴へ出で、その度毎に多額の失費と内濟金調達とを要し、村役人は勿論百姓一同或は罰せられ、或は科せらる、殊に海老江村兵左衛門は逐電するに至つた。

天保六年領主の隠居歿し、又々費用の出所なく、この頃既に借財高二千三百兩となり、最早翌七年

分の領主の生活米金一切絶無といふこととなり、しかも領民の數も三十八軒に減じた、而して領民の所有財産全部賣拂へばとて、三百兩にも足らぬと稱せられて居た、この時に當つて門井村、羽方村の隣村たる青木村に仕法實施せられ、特に櫻町の仁政の効果は四方に傳へられたのである。

齋藤領の人民報徳仕法の功顯を耳目にし、仕法實施のことを二宮先生に懇願せられたき旨領主に切願した、依て成瀬源兵衛を遣はして先生に仕法を懇願せしめた。一應は拒絶せられたが、井上村の兵左衛門、物井村の文右衛門等よりも懇願したので、先生は復興の立案を試みられた。

當時齋藤氏の領邑より納入する租額米三百五拾六俵餘、畑方五拾兩の收納を以て、日常必須の經費金額百三拾六兩とすれば、約九拾壹兩餘は役務上の入用金、並に臨時入用に充て得るを以て、平安に生活をなし得べきであつた。然るに前述の如き大借をなし、之に要する利息のみにても、全祿を出して尙足らざる狀況である。

この借財を償還するには、宇津家仕法の例に基き、之を債主に交渉し、或は三十ヶ年賦、或は十ヶ年賦、五ヶ年賦等夫々承諾を得て、之を無利息年賦とし、その承諾を得ざるものに就ては、日常必須の經費を緊縮すると同時に、辨濟金を他より借入るゝ方法を講じ、無利息報徳金を貸與し、六ヶ年を以て之を償還し了らば、更に四ヶ年間荒地を開發し、斯くして借財償還完了と、荒地開發により、收納祿高五百石に相當するに至つて、領主領民共に永安を期することを得るといふのである。



先生よりこの案を示した所、齋藤一家親族評議の上、十ヶ年間これを分度として斷行することに決し、その實施を一任した、依て收納は全部先生の手許へ差出し、日常の經費も、負債の償還も悉く先生の手許より拂はるゝことを約束し、村役人より顯出でた書類に領主が奥書し、先生の許へ書類を差出した。時に天保六年末である。而してその分度を確立した書類は爲政鑑と稱し、更めて翌七年二月報徳任法書の様式を以て、齋藤歙<sup>さいとうしよくた</sup>太並親族署名の上先生へ差出した。

この書類提出と同じ頃先生より融通せられた報徳金は五百三拾七兩餘であつて、井上村兵右衛門並櫻町領内の有志の差出した報徳元恕金が主たるものであつた。さてその負債の始末を見るに

負債總額金貳千百八拾八兩餘

内 金八百五拾五兩餘 是は年賦償還約束

金千五拾貳兩餘 これは即金減額返済

この即金皆濟減額四百三拾四兩餘

金貳百八拾壹兩餘 是は不納決済

この年賦金年額三拾貳兩三分、並報徳金を償還すれば決了する筈である。租税總額金として約貳百貳拾七兩餘にして大略壹百兩を以て日常經費とすれば、百貳拾七兩を以て年賦金並報徳金の支拂を完了し得べきである。この案の内容を検するに、宇津家の仕法を規範として、領主は十ヶ年間屈身緊縮

すれば、年々徴收米金より餘剰を得、これによつて六ヶ年間に年賦以外の債務を終り、四ヶ年間に荒地を開發し、合して十ヶ年を以て領主も領民も完全に復興し、安泰なる生活をなし得るのであつた。領主は之を誓つたから直に報徳無利息金を繰入れ、豫定の通り債主に交渉し、翌七年七月の頃には大部分の償還手續をなし、或は繰延の承諾を得た。殊に同年は稀有の大凶作であつたが、領内一人の餓死者はなかつた。翌八年は分度の通り收納より年賦金、報徳金、飯米、雜用を支辨すれば足る、この年は先生は小田原領の急を救ふことに全力を注がれつゝあつたが、齋藤領は所定の通り實行するを以て別に方法を講ずる必要はなかつたのである。

然るに負債償還の方途が樹立せられたので、領主は安心より驕奢心が湧き、生活緊縮は弛緩し始めた。殊に年々決算勘定などは眼中に置かず、唯々人民は納税すべきものと心得、仕法指導者たる二宮先生を、仕法受負人と見做し、必要とさへ言へば貸して呉れるものと考へて居たので、自然奢の企も考へられた、斯くして既に第二年月即ち天保八年には新支出を要求して來た。それは公用入用其他の費用である。

本來分度は決定的の筈である、けれども御幕向費用即ち日常生活費といふは、私生活の事と解せられ、勤務入用は別途であると領主は信じて居たといふ、先生は御幕向は全部の生活費であるといふ、この間に交渉した名主の源左衛門は双方に説明が不十分であつたと見ゆる、故に領主は是非支出を受

けざれば公用を勤め難いといふことにて、谷田部の中村勸農衛と、親族大岡雲峰とに依頼し、仕法引受をなさしめ、漸く先生の承認を得て、更めてまた百九拾貳兩餘の報徳金が繰入れられた。この不足は三男の出生と、孫の出生並に各その養育費等である。而して第三年日たる天保九年にもまた不足を生じ、その新借貳百三拾兩餘に達した。

仕法年限中は飯米毎月三俵、雑用年額約百兩の外は、全部仕法金に繰入れらるゝ筈であるが、この外に出仕費用百兩を要すとの交渉が始められた、この要求には誤解がある、仕法年限中は七ヶ村の收納全部を先生に引渡し、飯米雑用の外は償還金に宛て、償還完了後は村内開發に支出する條件であるから、領主より見れば右飯米雑用償還以外に餘裕ある時は先生の所得となるものと解し、それを以て出仕費用に充當せらるべきであると考へたものである。然れども年賦償還等所定以外には大なる餘裕なく、分度定則は日常經費、公用出仕費等も含まれたものと解すべきであつたのである。にも拘らず前記の通り要求せられ、村民も應ぜず先生も承認しなかつたので、暴令を發して村民より租税を強制徴收するに至つた。本來領主と先生との間に立つた源左衛門の最初の説明が不充分であつた爲でもあらうが、理解を曲げて便利に解釋した爲とも認めらる。

村民は應ぜず先生よりは要求を拒絶せられたので、領主は暴虐な苛斂誅求となつた、本來家政を紊亂する様な人々は、定則を守るなど、いふことは容易なことではない、のみならず消費資財の工夫に

就て有ゆる奸策を弄するものである、故に前述の如く臨時支出は定期外であると稱し、先生の拒絶を不當とし、齋藤鋏太は最初より交渉に當つた一人、辻村の割元名主柴崎源左衛門を呼出して尋問した所、定期以外の御入用は百姓共が負擔の積りであつたから、先生には話さなかつたと答へた、故に名主共より、五兩や三兩の金は如何様にもすると申出た、これに對して齋藤は、それは孫や三男の養育費位のもので、表向入用金は七八拾兩も要するから、不調法な交渉をなし、不都合な約束をしたものであると叱責した。

この領主の理不盡な語は、本來財政取扱の技術に馴れない者の陥るべき過誤であつて、一ヶ年に七八拾兩もの餘裕があるならば何も困難はしないのであるが、領主は餘財は先生の利する所であると邪推して怒つた様である。

斯の如く天保八年より九年まで増額要求があり、漸く八年度は報徳金を増したが、九年には又々新借出來と稱して新支出を要求して來たが拒絶せられ、交渉が重ねられた。この時までに既に村民は先生の指導を受け、或は山林を賣却し、或は老若男女朝夕繩索をなし、零細な積立をなしたる報徳金貳拾參兩餘に達して居た、今この急場に臨んで止むを得ず之を以て九年度の新要求に應じた。この始末の時に非常な窮厄に陥つたのは名主の源左衛門である。一方租入は全部二宮先生に取扱方指導を受くることゝなつて居り、領主は無理なる要求をなし應ぜざれば役人を召致して嚴命をなしつゝあつた。

もと先生と約束したのは源左衛門である。源左衛門は先生と約束する時、旗本の生活の内情など明かにする由もなく、これにて宜しきやと先生より仕法書を示され、源左衛門はこの書類を領主に差出し、領主の承認を得てその通りに取扱ひ、非常な努力で處理したけれども領主の苛酷な要求に應じかね、身の置所なく終に出奔して行衛不明となり、村民は已むを得ず積立金を支出したのである。これ領主は領民が出し得るだけ出させるといふ當時の弊政の事實の一つである。この件に關し、門井村の名主藤藏も罰せられざるを得ない狀勢となつた。故に藤藏は一時身を先生の許に託し櫻町に轉住した。

併し先生の指導し關係する限り仕法の效果は現はれ、負債は年々に減少し、天保六年より同十年まで四ヶ年の間に、舊借の返済交渉も順調に進み、都合額尙千五百兩の減借となつた、故に十年を俟たずして完全に整理さるべき状態であつた。

最初領主は「乃ち儉徳を慎む」など、古語を引いて誓つたけれども、愁歎場に於ける救濟者に對する表面の挨拶であつて、終に儉徳を守ることが出來ず、その親族大岡雲峰の如き文人墨客が往來して、報徳の道に就て趣旨を傳へ述べたが、領主を教化するに由なく、報徳の眞髓を充分に傳へることが出來ず、領主は自ら仕法の門に出入するのではないから、分度法に聽從する機會もなかつたので、報徳仕法の何物たるかを知らず、天保十年の支出不足の増額を得ざるを憤り、暴戾なる強制處罰等を連續し、十年十一月に至り、尊族大岡雲峰にも無斷にて、先生の増額返書なきを理由とし、小田原藩留守

役に對し、先生へ仕法を返却する様命令せられたしと要求した。斯く申出た裏に先生が仕法を返却せずして増額し呉れるものと豫想して居たと認むべき理由があるが、先生は齋藤の豫想に反して、齋藤の信義なき約束破棄の行動に嘆じ、直に仕法返却の事に決し、返書を送つた。

かく約束は破られたが、この四ヶ年に立替へた仕法金の償却は大體終了したと見えて「趣法筋金出入毛頭無之」と雲峰は記して居る。斯くて仕法は中止となつたが、他に借財が残存して居り、殊に領内よりは多額の借入をなしたるまゝ、領民の仕法が大部分未了である爲に、度々困難を訴へ、再度仕法を懇願した。先生は約束解除の時、將來に關して指導となるべき書類を與へて、この儘推移すれば遠からず大借となることを明かにし、收納米金の取扱方法を按じて五段の方法を授けた、先生の指導に背いた齋藤鉄太であるが、罪を悪んで人を悪まず、殊に領主の暴戾困窮によつて苦患を増すものは領民であるから、最後の仕法分度を立て大岡雲峰に示したのである。

斯く一度仕法返戻となつたが、齋藤の困難は益々甚しく、大岡、齋藤兩人の承認した勘定書によつて受渡を完了したと同時に最早病苦に迫られ、結局先生の指導によつて鉄太は退隱し、息善太郎が相續して領地に在住し、鉄太の母は雲峰の妻の母なる因縁を以て大岡方に寄寓し、年拾五兩の養料を入れることゝした。この因縁により又々仕法を懇望したが、先生も容易に應ずる色なく、殊に善太郎不行跡にして愈々困難し、天保十二年一月三度懇願したけれども、十三年正月斷然之を拒絶した。然る

に愈々困窮烈しく天保十三年十二月、先生幕府仕官後村民連署して仕法願文を差出した。この時先生は東奔西走之を顧みる暇がなかつたので、唯僅に大岡雲峰をして周旋せしむる外はなかつた。法の效力は主たるものゝ決心を要する事誠に明かな證として見らるゝものである。

二 野常武總諸領の仕法 野常武總その他の地方に仕法地として公式に依頼を受けたものでなく、領民が任意に教を受けたものが多くある、また或は領主が責任者を差向けて依頼し、立案して法を授けたものもあり、或は江戸に於ける旗本連中の住宅及内政に關するものゝみのものもあり、何れも完全な仕法とはならず、大概仕法區域が狭く、方途も簡單なものが多いけれども、相當な成績を擧げたものも少なくない。

イ 下高田村を中心とするもの 芳賀郡下高田村を中心とするものは、同村の大山太助の周旋に係るものである。同人は天保の初年櫻町に來り、一家並に下高田村の困窮者救濟を懇願してこれに端を發して高田村本田、同新田、本郷村、堤上村、下福良村、阿部品村等に及んだが、仕法引受人は大凡太助であつた。

この諸村に渉るものは種々雑多の仕法である。下高田村は夏目左近將監、中浪壹岐守等の合給であり、下福良村は山下彌五郎の領地、阿部品村は大森刑部の領地、沓掛村は伊奈友之助支配所であるなど、全村一領主でないものが多く、故に、數村別々の混合仕法もある。唯太助がよく事理を辨じ、先

生の指導によつて窮民潤助の事に奔走したのである。

下高田村は天保四年より始まり、年々報徳金を貸付け、またこれを返済し、最初の三ヶ年間に出入差引金百七拾六兩、同六年より十二年迄の拜借金總額四百四拾貳兩貳分餘である。併し、各證文毎に返却し、冥加金納入をなしたものもある。以上の事實により、報徳金を拜借して借財償還を主としたものと見ゆる。併し全部の償却には相當年月を費したのもあつて、嘉永二年までの間に取扱つた報徳金總額は金千四百三拾七兩貳分餘である。その内返納、轉貸、土地買入等を控除し、殘貳百五拾兩餘が太助の手許預りとなり、無理置据拜借を願つて一應結了した。

□ 下石橋村の仕法 石橋村は栃木縣下都賀郡、現今の國分寺村に在り、北方關根井、下大領と共に堀田備中守領土であつた。領内の組頭松兵衛が中心となつて、西沼村丈八、物井村岸右衛門、青木村勘右衛門等の紹介的依頼により仕法を懇願した。

時に天保九年であつたから多忙の故を以て拒絶したが、青木村に至り屢々歎願したので、青木村冥加米永返納の内を以て、試に開發に着手した所、追々順調に進みたるも借財金百拾貳兩餘、利拂も出來兼ねる程であつたから、御趣法金の内より急借の分拾八兩餘を返済し、五拾九兩は田地、土藏等を渡し、三拾五兩は助成合力によつて始末がついた。

この開發は着手から弘化二年まで開發金二百數十兩開田貳拾數町に達した。



ハ 横堤村の仕法 同村は古河の領分である。この地柄本縣下都賀郡の西南隅にて、渡瀬川と思川との合流する共浴灌域であつて、年々歳々氾濫あり、その水停溜して赤間沼、石川沼等をなし、なほ附近沼澤地が多い、特に横堤村は、赤沼、石川沼の間に飛地の村落分布し、年歳洪水の難を受けて居たが、明治に至つて渡瀬川の曠毒事件勃發した時、遊水地とした所である。天保十年報徳仕法により開發を行つたのはこの地である。

反別總計拾八町五反餘の内、既發並荒畑を除きて五町七反餘開發總費用六拾壹兩壹分餘である。

ニ 堤上村の仕法 茨城縣西茨城郡岩瀬町内堤上村、本郷村、大泉村等諸村は中根壹岐守の所領である。何れも天保七年に困窮甚しく、村民中餘裕あるものは夫々糧食を差出し互助共濟をなしつゝあつたが、支持し難きを以て一同共有の田畑山林を擔保として領主へ借用を願出た、その要求は雜穀七拾五俵、代金合計六拾壹兩餘である。併し領主の支給が間に合はなかつたから、西沼村の丈八を依頼して借用を申出た。その懇願入れられ、天保十三年に完済した。

ホ 江戸崎村忠兵衛の仕法 江戸崎は茨城縣稻敷郡江戸崎町である。田中忠兵衛は近江國栗太郡辻村の産であるが、承應年中江州商人谷田部の釜屋治右衛門を便りとして東下し、支店としてこの地に鐺物商店を開いたものである。爾來數代繁昌し、天保十一年まで百八十八年、七萬兩と稱する大分限者であつた。霞浦畔の一農邑であるが、町の繁榮を支持して居た。その後幼主となり、漸次衰へ、本國

の領主中務太輔役所より借用し、借財八千兩に達した。資産は壹萬數千兩と稱せられたが、天保十二年には全部を賣却しても残す所數百兩を剩すに過ぎないと見積られた。

斯かる次第であるから、資財を擧げて領主よりの拜借金に取上げを願ひたしと念じたが、當時櫻町仕法の成績風聞廣く傳はつたので、天保十年より十一年にかけて三度懇願した。依て詳細に資産と負債との調査を命じた所、資産八千三百四拾六兩、借財高八千七拾六兩、その差引金貳百七拾貳兩といふ數字を得た、これを見たる先生は、最初の案の通り領主に一切を獻上することの賢明を告げ、然る後これを無利息にて拜借し、營業は表面領主の支配となし、主人并番頭を用人として無給にて奉職し、利潤千三百拾七兩餘、入用金七百九拾七兩餘、前借入金千百五拾兩を別途低利にて借替が出来れば、借財償還は年を期して完了すべきである。即ち分度確立によつて復興を策したものである。

へ 武總諸地方の仕法 埼玉縣北埼玉郡笠原村は、領主數人の合給であるから、入込分領等の結果統制上の困難が伴ふ、故に報徳仕法として一村一團の方法を講じた所に特色がある。總戸數百十八軒、天保十三年七月十八日に入札を行ひ、參集二十五人、同年九月十八日に九十人參集した、名主藤兵衛が中心となつて居る。

ト 江戸芝區三田の豪商海津傳兵衛の仕法 弘化元年先生が仕法雛形の創案に取掛るに際し、住居狹隘なりしを以て、同人の別宅田町五丁目の邸を借り、一意その事業に精勵しつゝありしが、翌二年正

月廿四日大火に類焼して、宇都家の邸内に引越した。斯の如き關係を以て親しく往來しつゝあつたから、同人の財政難も明瞭に知られ、仕法書完成の頃家政整理方案を授け、また、同人は相馬家の出入であるから、池田圖書よりも指導を受けた様である。同人の負債は壹萬九千貳百拾五兩餘、貸金六萬四千四百九拾貳兩であるが、その内、有效なものは貳萬九千餘兩位であつた。嘉永二年の拂方九千貳拾壹兩にして、以後年々十ヶ年間壹萬七百貳拾六兩餘である。これより推算して支拂を緊縮すれば、十ヶ年間に負債を完済して七千百拾七兩の残を見るといふ案を得た。

**三 志賀村の仕法** 長野縣北佐久郡志賀村の神津半右衛門は地方の豪農である。同村は群馬縣下仁田へ通ずる志賀越の山村であつて、代官鈴木大太郎の支配所であつた。幕府直領ではあるが、代官の命によつて仕法を講じたのでなく神津氏一家の個人仕法である。

累代地方の豪家であり、大名主であつた、その家祿五百石、外に、岩村田町で酒造を行つて居るので、年々の餘徳は三百兩内外であつた。然るに世並の弊風に流れて驕奢に陥り、年々負債増加してその總額五千七百兩に及んだ。故にその金利を壹割としても總收入を以て充つるに足りなかつた。

この頃報徳様の盛名遠近に知れ渡り、神津氏も亦聞及んだ、殊に豪家であるからその縁類が武家にも多く、小田又藏との關係も淺からぬ間柄であつた、依て小田を通じて仕法を依頼した、當主半右衛門は病氣の爲め出府し難きを以て、嫡子伯太並にその親族有中外一人と共に來り非常に熱願した。

當時先生は幕府直領の仕法開發の實施に急ぎ居り、私領の指導も多く繁忙であつたから、斷然之を謝絶したが、強て再三の依頼により、弘化四年池田圖書、富田久助、吉良八郎三人の門人の名儀を以て仕法組立の依頼を受けることゝなつた。

案は(一)五年賦無利息償還案、(二)七年賦償還案、(三)所有地賣却案、(四)復舊案等であつて、この借財整理の方法は大體順序よく進んだが、復舊方法に就ては種々の障害があつた。即ち先生より青木村報徳金六百兩を繰入、親族有中より貳百兩組入れ、三十ヶ年間に復興完了の事とした。然るに伯太は病弱にて、力役に堪へざる故を以て江戸に出で仕官し、報徳仕法の重任より免れんとし、親族井小田等の反對に拘らず嘉永四年出府し、また先生に許可せられたと申出た。先生は仕法中心が動搖する様では仕法書を返却せよと達せられた。

神津家では上を下へと混雜した、幸に半右衛門は漸く健康を回復したので出府して色々懇願した。伯太は去つても本人は半右衛門であるから親族の有中、新右衛門、金左衛門等が助力して實行することゝし、伯太は金壹千兩を出して御徒組の株を買ひ、出仕準備として金八百兩を受けて本家を去り、七拾俵五人扶持にて生活するに決し、神津家の仕法は伯太を分離する方針にて進行することゝなつた。この一件の爲に仕法は一ヶ年間停頓した。

仕法は地所賣却案と、復興案とによつて歩を進め、地所並家財道具の賣拂、負債償還の手續を履ん

だ。併し越石の地所を先づ賣却せんとしたが、買手も少く値段も安く、豫定以上に進んだのは家財道具のみである。尤も收納米は豫想以上に收納したが、新借入も出來た。これを以て仕法は第二段の調査を必要とした。嘉永五年乃至同七年の調によれば、仕法進行をなしつゝ調査し、實行上の方針は最初の通りで、調査の結果として興復田畑による十六ヶ年の積立案、償還の雛形等を定め、愈々興復に至る基礎を確立した、されば償還の問題を解決し、以後は興復へと邁進することゝなつたから、最後に如何にか始末し完結したものと信ぜられる。

伯太を援けて志願達成に努力した有中の一家も、時弊の流に漂ひ、生計は次第に困難となつた、その上本家へ貳百兩の推讓をすることゝなつたので、有中一家も仕法の必要に迫られた。當時有中は高六拾九石五斗餘、反別六町壹反餘歩、この中高拾四石餘を以て本家復興資金貳百兩の出資の爲に賣拂ひ、三拾石餘は負債五百四拾兩の引當として債主に引渡し、殘貳拾四石餘、この反別貳町五反餘歩を以て生計を立つる所有地とした。負債償還の不足諸入用金を得る爲に、家財道具を三拾四兩壹歩にて賣拂ひ、一應解決した。然るに一年中の生活費は三拾八兩であるが、所有地よりの収入は拾兩餘に過ぎず、田畑手作り其他より拾四兩を得、また江戸市外澁谷の梨園収入を以て支辨することゝしたが、中々生計が困難であつた。依て仕法立を行ひ、本家が三百兩分の地所を買取り、其他百八拾兩は償還免除を得たので、一家の収入と梨園収入とを以て現状を維持し得ることゝなつた。

四 越後國上前島村の仕法 上前島は古志郡上組村の字であるが、この仕法は先生の用ひられた使

丁笠井龜藏に關するものである。同人は屢々日記にも見え、夜話（二百七章）にも掲げられ、世人の能く知れる所である。父を治右衛門といふ、寛政享和の頃迄田畑五十八石餘を有して居たが、文政の頃には拾八石に減じ、不仕合打續き、父没後は家産倒盡して兄は出奔し、老母は弟重太と小作にて生活して居た。龜藏は江戸に出で一家を興さんことを欲し、御普請役方に奉公し、相當の収入があつたが身を起すには至らなかつた。

偶々先生は天保十三年、利根川分水路治水踏査の命を受け、出發に際し、御普請役元々渡邊業之助は龜藏の身分を知り、同人の強ての希望に任せて、渡邊より家僕として借受けることゝなつた、爾來先生の出入殆ど隨從せざるなく、日記にも「龜藏召連罷出」等の語は毎日の様に見える程であるから、定めし往來の途上教訓を受くるが多かつたであらう、後に先生の用命を受けて交渉にも出かけた事もある程であつて、一小村の仕法位には當ることが出來た様である。これ龜藏が一家復興を念願したので自然熱心も現はれた結果と思はる、併し尋常一樣的の事ではなかつた。故に困苦精勵五年、弘化四年に至り先生は龜藏の家政取直仕法を講ずることゝなり、「家株再興趣法準繩帳」を作つて與へられた。

一案の内容は天地人の三段に分たれ、天は十通あつて五十兩の無利息金を先生より授けられ、作徳を

復興するものである。地は五通あつて、作徳米を生ずれば、その一倍と龜藏夫婦と、母との扶持米とを五年間給與する案である。人は十通あつて地の五年間助成を更に緩めて十ヶ年間助成給與する案である。その内容は誠に懇切を極めたものである。

先生は龜藏の篤行精勵を賞し志願の通り仕法を講じたのである。依て嘉永元年金五拾兩と三人扶持とを與へ、扶持米によつて生活し、金五拾兩は一村取直仕法に推讓して然るべきを教誨して、歸國せしめた。この五拾兩を以て質地を買戻し、その田畠を作り立て、産出作徳米金貳兩を以て田畠を受戻し、順次一家より一村へ及ぼすことゝした。

然るに質地年限切となつて五拾兩では復興困難となつたから、假りに内金として渡して買戻しに着手した、この交渉中報徳仕法談が一村に知れ渡り、村民の切なる懇望に任せ、龜藏一家の取直しは後廻しとなし、金五拾兩其他を一村仕法に加入した。先生は大に之を感稱し、下館相馬兩藩は、金拾兩宛を推讓して龜藏を中心とする上前島仕法金に加入し、曾我の民次郎も亦金六兩を出してその事業を助成した。斯くして嘉永二年には愈々上前島村一村の仕法が行はれた。

爾來引つゞき進行したと見え、慶應元年の日掛繩索帳によれば、一ヶ年の積立金九拾壹兩餘に達し北越の地に報徳の苗は育成せられた。

## 五 駿州地方の仕法

イ 富士郡五貫島 富士郡五貫島は現今の田子浦村の一區である。富士河口西岸の沿海村である。一村の負債總額金八百貳拾兩を超え、報徳金拜借を願出た。負債中引落し或は質地賣却其他を合せて金六百三拾九兩餘を除き、差引殘金百八拾壹兩餘は報徳金借用によつて解決する仕法案である。

□ 庵原郡富士川町 岩淵の名主役中の一人たる孫右衛門は、安居院翁の話を聞いて感激し、隨身を歎願し、又同村喜之右衛門伴牛之助も同様隨身教導を仰ぎたしと願出づる爲、嘉永二年一行三人は態々眞岡まで來り、數日滞在懇願したが、多忙の故と遠方であるから應じ難しとて、旅費を潤澤に給與し、歸國の上本業に精勵する様にと歸された。併し歸宅後教諭の旨を奉じて少しづゝの成績を舉げつゝある謝狀がある。

ハ 同郡庵原村權左衛門一家を中心とする仕法 が行はれた。權左衛門は明治に至り柴田順作と稱し、堅節先生と尊稱せられた。報徳の行者である。權左衛門の報徳仕法に隨喜したのは小林平兵衛の誘導による。小林と柴田の關係は權左衛門の先代の時より起る。當時小林は非常に柴田家の厄介になつたものである 故に權左衛門に代り先生にその仕法を歎願した。

權左衛門の祖先は困窮に身を起し、藤蔓にて脊負繩を作つて働き、一代に家を興したので之を桐箱に入れて子孫の教誨となし、代々之を家寶として傳へられた。四代目は農業に専心し白隱禪師に隨身した、五代目は紙及び炭を江戸に送るを業として巨利を得、財産七八千兩餘、田畑七八千石餘、其外



正金多額にあつたと傳へられる。六代目は慈溪居士といひ、遂翁和尙に隨身したが、家業に専らならざりしと見え、財産減耗し、七代を経て八代目に至つた。この八代目の權左衛門は御殿場より掣に來り、元の名を良藏と稱した。小林平兵衛が出奔同様身を投じたのがこの頃の事である。平兵衛は慈溪より日頃教戒せられて改心し、家道を挽回し常に報恩を志して居た。九代を経て十代目即ち柴田順作の權左衛門は不仕合打續き莫大な負債を生じ、日雇出稼の餘儀なき旨を平兵衛に告げ歎いた、依て平兵衛は權左衛門を伴ひ、天保十三年野州に至り報徳金拜借を歎願した所、小田原領分へさへも充分には行届かないからとて路用金貳兩を與へて歸された。併し到底挽回策がないからとて、宮原屋、湊屋等を使いて更に同十五年報徳金拜借を願出た。

湊屋、宮原屋等は之に答へて曰、願出の儀は道理あることであるが、差當り到底餘地がない、強て願出でたしとならば、多田の仕法同様、一切財産差出し、負債悉皆償還始末の上、差障りなき様に致し、改めて親類組合村役人を以て地頭所へ願立て、それより其筋迄仰入れられ、公然申出でたる時は何か計ひ遣すべし、若し逃隠れ恩儀を忘却致さば、有物追々減じ可申につき、早々歸國する様願書共差戻すとの事であつた。

斯く仕法は一應拒絶せられたが、權左衛門は先生に隨從する熱望禁じ難く、強て宮原屋に歎願したので、江戸に於て仕法雛形作製中につき、飯焚ならば周旋すべし、飯焚出來るや否やとの間に、未熟

ながら勉むる由を應へたので、弘化元（天保十五）年三月より西久保の邸に住込むこととなり、庵原村の方は家財道具を村方へ差出すと申置いて江戸に出で、終に歸宅しなかつた。取扱に窮したのは村役人並領主の役人である。依て領主石川又四郎の重役猪瀬毛左衛門、役所詰牧田七左衛門は、村内の協議を整へ、近郷市場村秋山主殿、陣屋の小林角右衛門、曾我伊豫守の家來佐野小十郎の手を経て、宇津家の岩本善八郎へ書狀を遣し、歸村方を依頼し來つた、その皆濟方案は、「新古村借入金共引請方中考趣法」であつて、權左衛門の負債は百八拾八兩中九拾四兩三分貳朱とし、其他は一ヶ年三兩貳朱の年賦、村方負擔は百九拾八兩貳拾ヶ年賦とする。また權左衛門自借分七百四拾六兩餘は、弘化二年より二十年間金貳兩壹分餘、村引請方は田地諸道具賣拂代金より四拾六兩餘を差出すといふのであつた。また三百兩の頼母子講中百五拾兩を早速入札し、自借分は十兩毎に五兩宛にて支拂ひ、残りは二十ヶ年賦とするといふにある。當時權左衛門の田畑總預け二十四俵餘である。この案によつて實行することとなり、嘉永四年には質地請戻田畑總計貳町五反三畝七步、年貢總納入四拾八俵となつて居る。

この仕法の進行には權左衛門が居なくてはならぬ、故に一同は權左衛門不在となりたるを憂ひ、急遽趣法進行の談判躍進し、前記の如き案が出來たので、弘化二年六月十七日父樵山からは是非歸宅する様との特使來り、前記の案を齎した、依て權左衛門は七月廿日出發歸國することとなつた。權左衛門

在江戸中一年有半、飯焚として召使はるゝのであるから、特に先生より直接教へらるゝ所は少なかつたが、ある日隨身の人々皆不在の爲に、權左衛門は晝飯の給仕に出た、菜豆のあへ物を出した所、之を味ひつゝ、

「旨いぞ權左衛門お前が作つたか。」

「ハイ裏の明き地に作りました。」

「さうか旨いぞ」

とて全部食し終り、香の物に箸をつけられた所、如何にしても一切を挿むことが出来ないで、強て挿み上げようとせられると全部上つて來た、先生は之を眺めつゝ、

「權左衛門、是は切つたのか切らないのか、切つた様でもあり切らぬ様でもある。權左衛門お前の借金は丁度これと同じである、切る所で切れて居らぬと役には立たぬ」

と諭されたので、權左衛門は消え入りたい様な氣持がしたといふことである。

權左衛門は直接先生の指導を受けずとも、門人諸子より夫々明教の片鱗を時々聞き居たれば、歸宅早々報徳生活に邁進し、終に前記の如き成績を擧げた。その償還始末を序して先生に報告したる所、先生は之を門人諸子に示して曰く、權左衛門の如く何一つ教へたることなきに斯く實行したりと大に悦び稱したといふ。また實績の一つとして有名なのは、先年野州に赴きたる時與へられた金貳兩を平

兵衛に預入れ、年々利積りして嘉永四年に下田六畝歩を購入し、翌年には壹俵貳斗がまた他に貸付られ、善種金の繼續積立が行はれ、六年には日光御仕法金より金五兩を下付せられて賞せられた。

柴田權左衛門は以上の如き關係を以て仕法實施の體驗を得、依て庵原附近の仕法の中樞的指導者として、報徳の道を廣く傳へた。

六 遠州地方の仕法 遠州に於ける報徳仕法の發端は、安居院ちごみの宣傳より普及し始めた。安居院は

神奈川縣中郡東秦野はたの村ふらげ義毛の密正院に生れ、庄七と稱し、小田原領御仕法中、先生より仕法書の淨書を頼まれ、終に報徳仕法を禮讚し、また家業の關係よりか敬神の念厚く、神社參拜をなし、弟勇次郎と共に諸方を巡れる中、大阪府北河内郡山田村田口の杉澤作兵衛の發企に係る、伊勢、男山、春日三社參拜萬人講加入勸誘の爲、東海道を往來しつゝあつた時、弘化三年十一月歸國の際、三河國藤川宿菱屋喜平方にて、遠州濱名郡長上村下石田村の神谷與平治は、日本國中の神社佛閣を參拜する信心者なることを聞き、安居院の弟淺田勇次郎は右與平治方に立寄り、萬人講の賛成を請ひ、翌弘化四年春三月、伊勢太々神樂奉納參詣の歸途、安居院兄弟と與平治と同道にて旅中報徳の道を談じ、田畑耕作の法等を教へたので、與平治は大に妙法なることを感じ、兩人を下石田に招き、有志を集めてその教を聞き、報徳勤行の同志を結束し、報徳連中又は御報連中と稱し、以後その教を聞くもの大に増加した。

嘉永元年小笠原倉真村岡田佐平治翁も亦その教を聞き、人生の要道之に在りとし、直に同志を集めて御報連中を組織した。同郡西山口村成瀧なるたきの平岩佐兵衛、東山口村影森の内田啓助、周智郡森町の山中利助、引佐郡いんさ氣賀町けがまちの武田兵左衛門、松井藤太夫等各その近村を誘ひて御報連中は益々増加した。然るにこれ等報徳仕法新參の讃仰者は、教の大先生たる先生を禮讃する態度昂騰すると共に、その風貌に接するを得んとする心強くなり、また毎月集る報徳金の増大して、一連中に三百兩を越ゆるものさへ生じ、その始末に關し良法を得難く、之を質して教を受くるの要あり、面謁の機會を要望して居た。

偶々嘉永五年十二月廿日、岡田佐平治、平岩佐兵衛の兩人江戸に出で、麻布谷町の相馬屋敷に至り從來安居院の教示を受け御法に感服し、微少なながらも積立をなし居るも、是非直接「御仕法の御教導相願度旨」を申し出た。然るに當日先生は彌太郎氏の縁談の認許を得たる御禮廻り中で不在であつたから、伊東發身が面會して、報徳の趣旨につき談ずる所があつた。

併し御報連中はこれのみで満足することが出來ず、各々面謁の機を得んことを欲して居たが、翌嘉永六年二月二十三日、成瀧の龍法院出府し、麻布の邸を訪問し、舊冬佐平治等參上御教示を受けたことを謝し、御禮に出頭したと申出た所、先生は暫時面談せられた。

また嘉永六年八月廿八日には、氣賀町武田兵左衛門、松井藤太夫、影森村の内田啓助は、啓助がそ

の領主室賀山城守が、相馬侯と叔姪の關係であるから、相馬家老熊川、渡邊等の取次を以て富田、伊藤等の添書を持たせ、日光に詣り松井藤太夫が、嘉永二年より日掛繩素積立をなし、三百兩にも達したが、將來如何にすれば可なるやにつき御教示に預りたいと願出たが、非常に多忙の故を以て面會は許されなかつたけれども、安居院同道で來る様にとの事で、伊東等が面會して歸らしめた。

啓助等は一應引返して安居院並に同志と同行することゝなり、同志が安居院に伴はれて來た。それは同年九月四日のことである。一行は内田啓助、岡田佐平治、武田兵左衛門、松井藤太夫、山中常吉、山中利助、神谷久太郎、安居院庄七同道にて出頭、八月廿五日、日光櫻秀坊（やまざくら）の假役所を訪問し、遠州地方には二十二ヶ村の報徳社が出來、社員四百十九人に達し、積立金の運用方法につき指導を受けたしと申出た。九月四日より御仕法書を拜見し、十二日まで毎日、殆ど終日閲覽を許され、十三日先生病中に拘らず面會あり、報徳の要旨を講ぜられ、先づ遠州地方の報徳社創立の實際を稱讚し、報徳金の運用は御仕法によつて一村復興に資し、順次他の町村に及ぼすときは、多々益々辨ずべきを教導せられ、御仕法を講じ、御報連中の積立會合をなすことを許して、三新田の御仕法書を附與せられた、これ報徳社創立の認可である。一行は十五日出發して歸途に上つた。

## 七 岡田家を中心とする仕法

倉真村は小笠郡内にあり、その仕法は岡田家の指導によつて行はれた。その發端は報徳の法が下石田附近に行はるゝ由を、嘉永元年四月廿七日、曾我村澤田の又六方に

て傳聞し、同年五月十九日、掛川町十九首中屋八郎太夫方にて、安居院、淺田兩人直接講話を聞き、兩人を聘して村民に講話を請ひ、忽ち連中三十人を得た。爾來附近に宣傳普及し、嘉永六年日光訪問の頃既に連中の間に拔群なる報德行者であつた。随つてそれより先三十二ヶ村の報德連中の積立にも一頭地を抜き、倉真村の分は百六拾兩餘を積立てたが、その内岡田家の推讓は米百八十七俵餘、金九拾兩餘、他に貸出金四百三拾貳兩餘、親族へ施與三百兩餘といふ。この報德米金中佐平治の推讓は連中の内最多額であつた。これが爲には一家の分度確立を必要とし、種々の入用を取調べ、百五拾五兩貳分餘とし、家徳を調査して貳百拾貳兩餘を得、差引五拾七兩貳分餘を算出し、推讓の基礎を得た。また隣家並に村民の仕法を講じ、これ等の簿書を携へて日光を訪問したのである。先生は大に之を賞し、また片岡村大澤家の仕法を特に閱覽せしめ、富者の餘力を以て一村の仕法を講ずる方途を指示せられた。

野州訪問の際直接傳授を受けたるは永安の要訣にして、貧富一圓融合し、各自の分限による推讓の力を結合し、以てこの目的を達成するといふにある。

岡田家の分度は倉真村高の半を有するを以て、恰も片岡村の大澤氏に酷似して居る。故に岡田氏の推讓は大澤氏の「現量鏡」並「克讓增益鏡」を範とすべしと誨へられた。依て一家の分度を立つること前に述べたる如くであるが、大澤氏の分度確立が二百數十年間の持高にあるに鑑み、岡田氏は往時

の家祿を調査し、特に天保五年以來二十年間の實績に徴し、分度を定め餘財を精査し、年々徳米中より五十俵を尙後六十ヶ年間差出し、掛川藩領内一般の難村取直資財として奉納し、別に種々の餘財を集めて金百兩を獻納したしと申出た。

この頭末は『雲仍遺範』と稱する家憲に明かにして、またこの書を有效ならしむる方法として、掛川藩の代官増井孫治右衛門、地方役横田縫右衛門を派して實地に就て精査し、その正確とその奇特の眞實篤行の事情を明かにし、藩内の報徳仕法を一任し、茲に仕法實施の基礎は成立したのである。

範を大澤家の仕法に採りたりと雖も、藍より出で、青きを示したのもは雲仍遺範である、この方法並報徳金の活用は岡田家並その居村に止まらず、掛川藩數十ヶ村に及び、報徳仕法の公益化社會化地域が擴大され、現下の小笠郡、周智郡、及び磐田郡の一部にも互つたことは誠に著しいことである。

この仕法は明治維新以後に引續き行はれ、公約履行を徹底し、漸次、報徳社の結束となつて進展した、故にその約束したる五十俵の推譲は後昆に嚴守せられ、順次仕法に用ひた殘餘が現に大日本報徳社に特別善種金として積立てられて居る。

佐平治の仕法中、小笠郡櫻木村飛鳥、原谷村幡鎌、磐田郡今井村深見等最も徹底的に一村仕法が講ぜられた、飛鳥は借財金九百三兩餘にして年賦金七八拾兩宛を納入し、深見は千五百五十兩餘の負債にして、年々二百拾五兩宛納入の事にて仕法を行ひ、何れも十ヶ年にて完了した。時人佐平治を徳と



い非常なる敬意を拂ふに至つた。

附記 この他野州下都賀郡下福良村の無盡藏積立、丹後宮津の城主本庄安藝守の所領たる野州方面の仕法につき大島七兵衛、永井錦之丞等の懇願に對する指導、五所宮村の領主旗本小宮山義惣次  
の仕法、江戸在住窪田治郎右衛門の仕法、奥州水澤侯の仕法、江州蒲田郡六ヶ村の仕法、其他巨  
細上げ來れば尙ほ甚だ多くあるがこれを略し、諸地方仕法中の代表的なものを擧げて仕法の廣範  
圍に行はれたことを示すに止める。

## 第二十章 二宮大先生禮讚

一 平常人の生活経験者としての偉大さ 二宮先生の生活経験環境は平常人と異なる所がなかつた、一般的常人の生活と異ならざる生活を爲しつゝ、常人の發明する能はざる生活法則を創造して、これを萬人に施したる所に偉大なる光輝を放つたのである。

先生はその生涯を通じて奇蹟的傳説を遺さなかつた、世の多くの偉人には屢々奇蹟が傳へられる、殊に宗教的偉人にその例が多い、政治家、武勇傳中の人々には往々其例がある。然るに先生は全くその傳説を遺さなかつた。而して常人の企及ばざる報徳生活を創造したのみならず、古來幾多の奇蹟を傳へた聖者が、未だその指を染め得なかつた興國安民法を發明して、前代未聞の祕庫を開いた、これ實に奇蹟を示現せざる一大奇蹟である。

この奇蹟にあらざる奇蹟の示現は、先生が宇宙人生を觀察して、世人の以て奇蹟とする所を熟視し、これを平常時の生活として解釋した事柄と相照應するものである。例へば『至誠之道、可テ以前知、國家將レ興必有ニ禎祥、見ニ乎蓍龜、動ニ乎四體、故至誠如レ神』といへる古語を和歌にて譯し、

奥山は、冬季にとちて雪ふれど、ほころびにけり前の川柳。

と詠じ、川柳の新芽は即ち春の至らんとする前兆である。宇宙の大法に則り、皇國の精神に基きたる信念が充満すれば、その行動自ら信念を表現するものである。その信念表現の狀態にあるを至誠といふ、即ちその人に至誠が實在すれば、語らざるも必ず人に通ずるであらう。國家憂患あつて大衆之を知らず、唯自己の名利に心を馳する時、憂國の士の行動は恰も蒼龜に見はれ、四體に動くともいふべき實情にあること、恰も奥山に春の至らざるに河邊の柳色既に綠を示現すると同じである。而してその關係の過たざること萬古不易である。何ぞそれ宇宙の妙なる、奇蹟といふは正にこの不變の宇宙の大法であると觀ずるのが先生の態度である。

斯の如く先生に於ては奇蹟は豫測し得ざるものでなく、推想し得ざる事柄ではない。史上何千年太陽は東より西、我等の世界を廻るものとしたる奇蹟が、太陽系の運動として、天文學的事實として解せらるゝに至つた如くに、貧富の隆替は浮世の常として餘儀なき運命であると諦らめた世人に對し、貧窮を救ひ富昌を維持し、振興開闢の必成法を授けたことは、社會生活の上に於ける一大維新であり、人間生活史上の最も顯著なる創造である、而して直にこれ平常人の生活環裡に於ける一大奇蹟である。二宮先生は孝行にして勤儉、家を起し人を救ひ村を興した偉人であると稱せられて居る、それはその通りであるがそれだけではない、若しそれだけの人を古今内外に求むるならば幾人も先生がある。蓋し世人の先生に對する認識がこの程度であるが爲に、勤儉力行の青年を見れば今金次郎と稱し、一

村一郷を興した人を稱して今尊徳と譽む、稱譽は可なるも、先生と列べて之を見るは先生を知る點に於て根本的の過誤に陥つたものである。古來幾千年、生活の安泰を保持する生活法則を發見し、これを如實にする生活様式を創造し、之を一身一家より、公私領六百餘ヶ町村に施し、到る處實績を擧げ、その範圍ともなりたるもの半數に近く、先生の存命が更に永かつたならば、又政治機構が幕府の儘ならば、着手した多數の村は殆ど救へたであらう。併しながら其後維新によつてこの生活様式が無効に歸することはなかつた。現に今日儼然として效顯を示しつゝあるは、蓋し先生以前先生なく、以後亦永遠にその方法の尊嚴を現實ならしめ得るものである。これ即ち各地に輩出する勤儉の孝子と先生との距離甚だ大なる所以である。

先生は世間の人々の信ずる如き學問はせられなかつた、「いろは」と村名、人名、童子教、實語教、大學、論語、中庸など、平常人の讀むものを獨習的に讀まれたが、その内容と解釋とは平常人とは非常に異つて居る。儒道は治國の道である、佛道は治心の道であるが、神道は開闢の大道である。と稱せられ、人類に確乎たる生活方法が開闢せられて後始めて治心、治國の要道もその用をなすといふのである。百人一首の解釋の如きも甚だ異彩ある意見を述べられ、天智天皇の御製を解釋して、秋の田の刈穂の庵の苫を荒み、寒風に吹かれて百姓が種々苦心をしつゝあるのは、我が政道の至らぬ所あるが爲であるとして、我衣手は民を思ふ涙に濡れるといふ御歌であるといひ、紀友則の歌を解して、春

の花の満開時に當り、間もなく散ることを知るべき如く、富めるものは貧困の來ることを豫想すべきを戒めた歌であるといふ如き例である。平常人と共に見る所のものに、平常人と異なる見解を下された一二の例である。

先生に親しく交はりし人々は、初には文學の知識に於て勝れるものあり、また職分の階段に於て上位であり、社會的地位に於て先生より名ある所以を以て、先生に對して下僚に對する如く、指導的氣分を以て交はつたものが、その親交の度を増すに隨つて先生を信賴し、尊敬し、師事するに至つたものが少くない、稀にはその盛名の先生に及ばざるを以て不快の念を抱き、時に或は反抗し、批難し、陥れんとしたこともあるが、多くは終に先生の門下に師事するに至つた。小田原藩に於ては早川茂右衛門、三幣又左衛門等が前者に屬し、豊田正作の如きは後者に屬する。幕府の小田又藏も教へ子に師事した著しき一人である。先生の門下は學問に於ては先生に勝つて居たもの程、最もよく先生に隨喜するに至つたと認め得る。

先生が指導を受けたと認め得る一人に小谷三思がある。最初先生は不二講の話をつて夫人と共に聽聞し、後には三思の外護となり親交厚かつたが、三思と先生との教化的功顯には大なる差を生じた。

或は先生の思想は、細井平州の「野芹」、恩田木工の「日暮硯」を讀んだであらうといふ人があるが、先生の仕法實施に際して取行つた方法中、多少似たる所があるけれども、これを讀まれた實迹は毛頭

ない。これに類似した勤儉の書類には、伊勢貞丈の「家訓」にも、「益軒十訓」にも見え、政治の要道を説いた書物は既に多かつた。「民家分量記」などは書物の標題からして分度思想に近似し、著者常盤貞尙は野州の人である、明德を説き天命を説いて人力に及び、陰徳に及ぶ、内容何程か資する所あるが如くであるが、古來儒佛の書を読み、聖經賢傳の旨を究め來つたもの幾億人あるか知れない、然かも殆ど一様に平常人の解釋に終つて、興國安民必成の生活様式の創造に及ばなかつた、即ち平常人の見た所を見て、その中より天籟を聞き、天經を讀んだのが先生である。常人には天地の示現しつゝある經典が經典としては見えない、唯天地間の事實を五官によつて感覺したる表面的智覺的事實と信ずるのみである。先生が『天地や無言の經を繰返す』と諷誦したのは、天經の讀方を發明し得た結果の創作である。

世間に人物拂底の聲が高い、二宮先生に従へば道を行へば直に道の人である。仁なきにあらず仁なきなり、又曰く「米なきにあらず米を耕作するなきなり」と、この理を進めて居ると人物なきにあらず信念を確立した實行者がないからである。天籟を聞き、天經を讀む時、興國安民の實を擧ぐる勇猛心鬱然として起り、明日の消閑娛樂を憂ひたる身も、闊然として活社會に幾多の作業を見出し、その天分を透して閑過程を想像することすらなき程に多忙の境界に入るであらう。二宮先生が生涯娛樂に時日を費されなかつたのは、この境地にあつたからである。

先生は斯の如く平常事の生活中に廣大無邊の宇宙と人生との眞實相を認め、その實相環裡に處する方途を考察し、報德生活を創造した。恰も煩惱卽菩提、平常事は轉法輪であつて、平常人の生活經驗境裡に生きて、平常人の陥る弊害を除き、その奈落に沈淪しつゝあるものを救ひ、之を以て村に及ぼし國を興し、この法を萬衆に授けて國家困疲の迹を絶たんとして成功した。これ誠に奇蹟中の奇蹟であつて、何時、何所、何人に於ても爲し得る方法である。而して現在に於ても世人の之を知らざるものが多い。正にこれ奇中の奇である。世俗の偉人、聖者と選を異にしたものである。

二 報德生活様式の創造 報德生活様式の創造に就ては、第六章第十五章等に略叙し、更にこの様式を以て各地の仕法を講じた事實が本傳の眼目である。古來創造せられた各種の生活様式は、現代の諸般の制度、法律、宗教、學術、技藝、習俗となつて一般人に習熟せられて居るが、現代文化の生活様式のみでは、生活の浮沈盛衰が烈しく、常に不安を免れ得ないので、世人之を煩悶し、政策の攻究に供するのであるが、その一方法として近時高調せられつゝある更生運動も、時には机上論に終り、制度倒れとなる嫌がないではない、この現實の中に立つて必成の方途を求むれば、報德生活様式を以て基礎づけをなし、その上に現代文化の進展を期する外に最良の方法はないのである。

報德生活の原理は第六章の如き順序で究められ、二宮尊徳全集の原理篇に輯めた文書となつて貽され、その様式が第十五章に叙したる如く、同全集仕法雛形に見ゆる内容であるが、別辭を以て言へば先

生の生涯はその原理の系統立であり、その様式の組織立であつた。而してそれは想の作品でなく躬行の成果であつた。

報徳生活は皇國精神を表現する必成の方途を系統立て、之を原理とし、之を表現する實施の組織立を様式としたのであるから、何人と雖も之を信じ之を行はゞ、その要望する所を完成し得べきであるが、唯之を希代の妙法と觀じ、絶世の良法と感激したゞけでは、唯々禮讚に止まる場合が多い、實踐躬行には強盛なる意志の力を要する。先生は實行の要素として強壯なる體力の持主であつたが、また勇猛なる意力の人であつた、天地の經文を讀み得たは智の力である。智力によつて把握した宇宙の真相を觀て宇宙間一切の事物に透徹すと斷じ、人事の實相を察して窮困甚しきものを座視するに忍びず、猛然としてこれが匡濟の方途を實施する爲に邁進した。これ即ち情意の力である。先生は誠によく智情意の均衡を保ち得た偉大なる存在であつた。

先生が古來未發の生活様式を創造し得たのは、先生の生活中に特に芽生えたとも言ひ得る推讓の體驗の雄大なる發展である。報徳生活様式中に於ける特異の様式は分度である。分度は確實さを増進する根源であるが、偉大さは分度に立脚した推讓である。讓は奪の對蹠的意義を表明する事實である。一般に宗教、道德生活は概して讓に近く、産業經濟は奪に傾き易い、政治、經濟、産業等が讓の立場に於て行はれた時、そこに人間生活の圓滿なる均衡が保たれる。現代の政治、經濟、産業等の上に於け



る行詰りを打開するに必要な明法は、この看點に生活する人々によつて發明せられるであらう。人は讓道を歩む時必ず創造發明の鍵を握り得る。二宮先生の偉大さは、一身を奉げて自己の爲に盡す力を他の爲に推讓した、先生の語を以て言へば自他振替である。自他振替は即ち推讓である。自己の職業を以て自己の生活、名利の爲にするのでなく、自己の今日在る所以の恩德に報ゆる爲、これを天地間に於ける職分として、この職分を以て盡すにあらんとした、即ち自己の天分としての徳を以て、宇宙間の事物の徳を進展せしむる時、自己の徳を讓つて報ゆることとなり、報徳生活をなし得ると安心せられた、そこに自己を忘れた努力がある、自己を忘れた努力は超人的氣合を湧噴し、總ての人をして偉大ならしむ、先生はこの點に於ても我々に生活の範を示された。

報徳生活様式は最も多く農村に實施せられた、これ一に農村の困疲が其極に達し、當時の社會に於ける窮乏の最も甚しきものであつたからである。徳川時代の中世までは、戦國の後に於ける泰平の爲に、人口増加し、米穀を第一とする農産物の價格昇騰し、農家經濟の餘剰力は相當の彈力を保ち得たけれども、元祿以後は農村に對する課稅新開地に及び、農民亦生活上し、終に農家の經濟餘力を失ひつゝあつた。之に反して太平の結果は商工業發達し、貨幣の流通著しく商工生活に餘裕を生じた。然るに農家經濟の根柢は耕地であり、資本運轉回數僅に一二回に過ぎざるを以て、その利潤率甚だ低く、特に政府は財政の根基を百姓に置きたるが爲に、農家の盛衰は一國の盛衰となり、重農政策は永

い年月の間續き、民は國の本なりといふ、民とは農の事なりと思はしめた結果、苛税誅求は農家の受くる任が最も重かつた。されば農家の衰微は商工の比にあらず、却つて商工業者は興隆の傾向にあつたといふべく、随つて農家の窮乏は誠に顯著なものがあつた、故に先生は最も多く農村復興に努力し御仕法といへば農村の復興たるの觀がある。蓋仕法は社會生活上に於て最も困厄せるものを救護するを眼目とする事は、報徳生活實施の根本方針である。

先生の指導によつて復興したのは農村のみではない、伊勢原の加藤、大磯の川崎屋、葦山の多田、谷田部の釜屋、下館の中村、浦賀の宮原屋、三崎の湊屋、小田原報徳社、大磯の茶屋町の仕法等商品の仕法並に商店街の結社等もあり、報徳商賣又は報徳賣等の熟語のある點からして、報徳仕法の原理も様式も敢て農家に限らず、如何なる職業も之を通じて報徳生活をなし得ることが明かである。之を現下の報徳仕法の實際に徴しても亦證し得る。斯の如く久遠の未來に至るまで、社會生活を安泰ならしむる様式の出來たことは、古今に絶した偉大さを認めざるを得ないのである。

三 先生の風貌 偉大なる事業を爲したる人々には特異なる相貌の具はる例が甚だ多い。二宮先生の體格とその風采は尋常ではなかつた。絶倫の勢力と比類稀なる創造的才能と、三尺八寸二分丈（寸）の衣を着た五尺五六寸の身長、丈よりも横に幅のあつた魁偉の人で、朗々たる音聲が總つり鬚の口邊より迸り出で、宇宙の祕を聞いて創造を示現する時は、一世の學者と雖もその説に感じ、巷間の田夫がそ

の生活に憫むを見て之を匡濟する方途を教示する時は、親しみ懐くこと父祖に接するが如くであつた。

(註)

小田原仕法中鵜澤作右衛門の女伊乃子が物語つた所によれば、先生は何處よりか多額の金錢を持ち來つて、毎日多くの書記を用ひ、村々に金穀を配布した、赤い縞の粗末な木綿着物、樺色の羽織、朱塗の襦袢、古き柄袋の刀を帯び、冷飯草履を穿いて東奔西走せられた、煙草も吸はず、酒も吞まず、八九歳の伊乃子が取付いて、左の肩の乳豆ちまめに似た疣うぶを吸ふに委せた柔和の長大人であつた」と、先生は酒も煙草も用ひられたのであるが、御仕法出張中には禁ぜられたと見ゆる。

先生の風貌を覗ふに足るべき肖像は數種ある。一は小田原なる二宮神社の寶物たる畫像で、今一つは二宮家の木像である、更に一つは大日本報徳社の寶物たる畫像である。

小田原二宮神社の畫像は岡本秋暉の筆に成る。秋暉は有名な畫家であるが、先生の指導を受けて一村立直しに成功した劍持廣吉と親交あり、天保十三年先生五十六歳の夏、小田原の藩臣矢野筈右衛門方に居られた時、障子の隙目よりその姿を寫さしめ、多數の似顔の素描を作り、その内から一つを選んで畫像とした、この肖像は、舍弟三郎左衛門氏が、屢々兄を見る様だと言はれたものである。其後先生の同僚であつて門人となつた栗原長次郎が劍持より借用し、毎月二十日先生の命日に同志を會合して常會を開き、之を掲げて禮拜した。明治三年小田原藩の書家小山某が、先生が大久保公より受けられた軸物の文句「誠者天之道也云々」を書いて賛とした、劍持は怒つて突返したので、小田原報徳連中によつて保管せられ、その會合に掲げられたが、後神社の寶物となつた。

木像は同じく劍持廣吉が、青木村の領主たる川副の臣荒川泰輔が彫刻をよくするとの話を聞き、伽羅木を託して依囑した所、三年を過ぎして出來上つたので二宮家に携へて非常に讚辭を受けた。後更に一體彫らしめて相馬家と二宮家とに贈つた、相馬家の分は今市の二宮神社に祀られて居て、二宮家の分は寫眞に撮影せられたものである。劍持自宅の分は現在失はれた。

大日本報徳社の肖像は、嘉永六年先生六十七歳の時、岡田佐平治等遠州七人衆が日光櫻秀坊に先生を訪問した時、襖の隙より覗ひ懷紙に寫生した。後子息良一郎がこの原畫を元本として更に先生を記憶より復活し、春木南溟をして、幾回となく素描の上完成せしめたものである。

事業の爲に猛烈なる活動を爲された時代の面影は小田原二宮神社の畫像に覗はれ、木像は頭腦の形狀酷似したと稱せられたが、偉大なる風貌が覗はれ、晩年の圓滿なる相は報徳社の像に推想せられる。

先生が一家一村の仕法を講ぜられた時、多數の大衆より生きたる神として崇敬し、信賴された先生は、毎朝一番雞いちばんどり又は二番雞に起き、直に手水を遣ひ、汲み置きの水を浴あび、行燈の前で冷飯ひじほに醬と香物位を喫し、草鞋脚絆で村内を一巡し、歸り來つた頃は事務執筆の時間である。所務を辨じ、或は工事を督し、仕法の指導をしたのである。

平常時の晝食は温き飯に汁、又は煮豆と香物で、辨當の時は握飯に梅干、辨當箱を用ひたこともある。夕食は一家團欒の中になされた、大概點燈後一時ひととき即ち二時間位を過ぎた頃から始まり、門下生と

共に一堂で済された。温き汁に平と香物位を用ひ、朔日十五日、二十八日には一同稍馳走した。併し正月年始に、酒三升に豆腐二丁といふ位のことであるから、萬事質素なるはいふまでもない。併しそれは吝嗇なのではなく、當時一般に上下の物質的生活は今日とは比較にならぬのである。酒は薬にもなればとて用ひたるも、嘗て酔うて仕事の出来ない様な事はなかつたと夫人が物語られた通り、酒量何升とも噂されても、二合を超えた事は珍らしい。夕食時にこの少量の薬湯として酒を用ひ、門下生などと質疑應答論難研究が行はれた、されば家庭の教養には缺くべからざる時間であり、門人も待ち設けた修學の課業であつたのである。

晩年夕食後間もなく一睡を試むることがあつて、一二時間で眼を覺し、訪問客もなく、四圍閑として静寂頭腦明哲なる時、書類を閲覽し、仕法案を練る。先生年老いたる頃にはこの書類は文子女史の手で整頓せられ、書翰も仕法書も之を讀ましめ、案を立て工夫を凝して後熟睡に入る。嘉永の初め神宮寺に寓居の時には福住正兄がその書類取扱の任に當つた。斯くて就眠時間は甚少なかつた。夜中は陣屋警護の爲に仲間二人をして隔番に擊柝警邏せしめ、邸内には燈火を滅して、唯先生が仕法攻究の室のみ點燈してあつた。

先生の服裝は質素であつた、木綿着物に太織茶縞の羽織、小紋の股引脚絆草鞋、安價なる實用的のものであつた。勞力の必要あるときは、平口の襦袢の上に袷の半纏を着、その上に羽織を重ね、笠は

雨中に限つて用ひ、菅笠又は竹の皮笠であつた。東郷陣屋に移られてからは、幕吏としての役用には太織の黒紋付の羽織及小倉袴を着し、従弟にして下僕なる川久保民次郎に刀を持たしめられた。士格としての體面上、公の場所又は身分ある人の前に出づる時は、相當の絹織の衣服を用ひられた。文子の婚儀に式服を江戸で作らしめられたことは、日記にも出入帳にも明瞭に記されてある。併し相馬に入興の節には、相馬藩仕法中の故を以て之を用ひなかつた。

めしと汁木綿着物は身を助く、

其餘はわれを責むるのみなり。

の歌は、世人をして先生を極度の消極的儉約家であると評せしめるが、御仕法の施設として詠じたものと、世間一般の生活に關する先生の見解とを混同する評家の認識は、共に憂世の事を談ずることは出来ない。

先生の强健なりしことは音ふまでもない、彼の成田山三七日斷食後、數椀の粥を喫した後、急いで歸陣した時、下駄ばきの先生の速力に對し、出迎の名主連中が草鞋にて隨行に苦しんだといふ話は有名であるが、日記等によれば、遠方の巡視、他領への往復等に、日暮になるも旅舎に宿することを避けて歸陣したことが多かつた。

成田山參籠に就ては特に詳細に記述する所多かつたが、先生の宗教觀に就ては知らんとする人が少

くない。一般的にいへば先生は既成宗教の何れをも専修したことはない、また何れの宗派も偏信し或は疎略にもしなかつた、これ先生が宇宙間總ての事象に徳ありとして之を敬した如くに、宗教の本質に就てその洪大の徳を崇敬したのである。而して祭祀の儀式は總て神官僧侶の職分であるから、一般民衆はその教による道を履むを念とせよと誨へた。また神道は開闢の道を努め、儒道は治國の職に勵み、佛道は治心の爲に精進することを闡明した如く、その教の特色を正しく認識し之を履修せんと努めた。故に崇敬の内容は誠に充實したものである。然れども先生は神社佛閣の參拜を怠らなかつた、江戸在住中は自らも屢々虎の門の水天宮に參拜したが、息彌太郎氏は殆ど毎月參拜した。夫人令嬢が近郷の高田山專修寺並に隣郡の雨引山觀音に參り、特に陣屋内の稻荷神社の祭禮、父祖の年忌、社寺の修理、永代回向料の納入等、敬神崇祖の禮を盡すこと甚だ厚きものであつて、先祖の命日には、よく蕎麥そばを作つて靈前に供へ、門人は勿論出入する者にも與へられた。『吾れ祭りに與らざれば、祭らざるが如し』といへる論語の格言は、至極適切なりとて服膺し、門生にも教へられ、佛事法會には、香花は勿論、茶飯豆腐汁など質素な供物、經文の讀誦等をなして、所謂父母の在いますが如くに事へられた。斯く家の先祖を祭る心その儘に國神を祭る事に大に心を致された。櫻町陣屋内の八幡社、稻荷社、眞岡陣屋内の稻荷社等の祭禮に、村の神職を招き、櫻町にては風野筑前といふ神職、必ず朔望に來つて祝詞のりとを奏した。

先生が斯く至孝であつたに拘らず、亡父五十年忌まで墓碑を建設することを得なかつた、これは仕法に全力を注いで家事を顧みる餘力あらば之を仕法に投ずるの急なるものがあつたのと、幾分經濟的餘力の見ゆる頃には、小田原に出入を禁ぜられたからであつた。併し天保十一年栢山の善榮寺へ、先祖代々の回向料として金五拾兩を寄附した時は、亡父歿後二十七年の後であつた。嘉永二年先考の五十年忌法要を營まれた時は、先生既に六十三歳であつた。併かも小田原藩は先生の墓參を許さず、彌太郎氏之に代つて赴き、漸く嘉永五年先妣の五十年忌法要と共に墓參せられた。

また小田原の藩主大久保忠眞公の知遇に感じ、弘化三年十年忌法要を期とし永代回向料三百兩をその墓所たる青山の教學院に寄附し、有名なる永安仕法の規範的施設を完了し、美事なる靈牌をも奉納した。高さ一尺五寸、厨子の裏面に奉納の意を記録してあるが、寺門靜軒及小田又藏の代作であるから多少修飾が見ゆるも、その眞意を覗ふことが出来る。斯く敬神崇祖の實を示現して居られるが、宗教的意義に於て日常生活としての立場を失つたことはない、故に一般民衆の宗教行爲が祈願と極樂往生にあつて、日常生活を去ること遠いには憤慨せられた、而して宗教生活をして報徳様式によつて營まんことを望み神佛を祭ることはその職分の人々に任じ、各自は、神佛の道を履修することを勸奨し世に宗教を堅く信じ、神佛を祈ること至れり盡せりでありながら、日常生活は凡常の私欲に終始するもの多きに鑑み、またその宗教を宣布し、民衆を指導するものにして民衆の日常生活に劣り、更に甚



しきは口に神佛の教を稱へつゝ、寺院教會が今日の經濟に行詰るものもある。この故に先生は神佛祭祀の儀禮は其の職にあるものに任じ、我等は一意神佛の道を履行するにあると、以上の事實を以て先生の宗教觀を知ることを得るであらう。

されば一に神の道を行ふにあつたから、我國に於ける家族生活が産み出した一團融合、至仁至孝の寮圍氣は、先生の報徳生活様式の根元であることは、先生の歌に

おのが子を恵む心を徳とせば

學ばずとも道に至らむ

故道に積る木の葉を搔わけて

天照神のあし跡を見む

とあるにても知り得るが、先生の家庭の實情はまたその信念の表示であつた。一家一心一體美しき融合であつたが、分度を確立して様式を正したことは、尋常一樣の家庭ではなかつた。金錢出入帳も最初は先生之を筆録したが、少しく事に馴るゝに至つて夫人は記帳を練習し、息子女の長ずるに及んでは殆ど全く其手にて用立てられた。されば家計は悉く夫人の分擔請負であつて、公私共に出納は夫人の手に取扱はれた。夫人はこれのみに止まらず、農耕稼播の事を習ひ、先づ一斗五升の水田を自作し田植、草取り、稻刈、稻拔等播種より收納まで一切を夫人の力で爲された。而して臺所は夫人の任で

あつて、門下生及び出入の人夫等まで多き時は百人に越ゆることあつたが、夫人令嬢及二三人の女中にて全部賄はれた。この中にも先生の髮髻かみくづより衣服一切皆な夫人の手を待つたが、令嬢の生長後はその手に移り、旅中に於ては彌太郎氏並に福住正見等が之を承はつた、彌太郎氏の髪も若夫人を娶られてからは皆な若夫人の擔任であつた。

先生への往復文書等は、先生の多忙になつてからは文子女史が讀役であつたが、後には彌太郎氏が主として之に當り、或は福住正見の如く隨身者も屢々仰を承はつた。

子女の教育には特に意を用ひた。日常の出所進退は先生が實行履修を以て示すので充分であるが、學術技藝はそれ／＼教師を備聘した。彌太郎氏は幼少より書が上手であると稱せられ、文子女史は書も旨うまいいが繪が非凡であるといふので、兄妹共に書又は畫を習はしめられ、殊に文子女史は裁縫、文學等は勿論書は若林欽吾及び不退堂倉田耕之進を聘し不退堂の如きは數年間櫻町陣屋に在住し、繪は大岡雲峰に學んで奇峰と號した。されば彌太郎氏も文子女史も共に美しき筆蹟を全集原本に頗る多量に残され、稀には女史の繪畫もあり、殊に男子も及ばざる程の勇健なる達筆を遺した。これのみに止まらず、その文章の内容が、女子に生れたが爲に僅に御仕法書を筆寫する位に止まつて、國家の御役に立たぬが残念である、せめて出府して、御仕法雛形の御手傳がしたいから、御召し寄せ下さる様にといふ健氣けんきなものもある。

先生はその生涯を通して興國安民、濟世利民にあつた、さればその才徳を投じて財利私欲に傾注すれば、幾百萬の財を積み得たかも知れない、然るに百八十度を廻轉して自他を振替へ、全推讓に終始した、念願とする所は如何にして困窮を救ひ、荒野を闢き、借財を償還し、一般民衆の生活を安泰ならしめ得るかであつたから、一家の私事、一身の安慰は全く眼中になかつた。故に一財あれば一家を救ひ、一金あれば一人を濟ふに専念したので、全く私家の將來に關する何等の準備をなさず、全財産を報徳金として公用に供し、子孫はその道を行ふ爲にこの財を報徳式方法にて活用すれば、道に従ふもの、將來も亦安全であるといふ意を徹底せられた。

斯かる故を以てその終焉に近づきたる時、我れは天命既に極まつた、余を葬るには分を超えてはならない、墓石は建て、はならぬ、只土を盛り、その傍に松か杉か一本植ゑて置けば充分であると。忌明に及んで墓碑を立つべしといふもの多く、遺言を嚴守すべしといふもあり、甲乙論じて定まらない、併し多數の者は建碑を爲さぬなど、いふことは門弟子の忍びざる所であると、夫人亦之に賛し、小田原在住の知人亦墓石献上の申出あつて終に之を建正した。

**四 後統井門生** 先生の家系後統は、巻頭系譜に示すが如く、一男一女、男彌太郎尊行氏は、日光御仕法の事業を襲ぎ、御普譜役元締に進み、道と家とを相續して二代先生と稱せられたが、明治維新に際して隱退した。相馬侯の好意によつて藩士の待遇を受け、相馬郡石神村に邸宅を相し、之に住し

たが、明治四年十二月朔日歿した壽五十一、良淑先生と稱せられた。彌太氏の母君即先生の未亡人歌子刀自もこの年七月一日に歿せられた。

孫金之丞（後に尊親）僅に十七歳、富田高慶、齋藤高行等の諸氏、相馬藩の旨を受けて之を助け、後に興復社を起し、高慶社長となり、尊親氏を副社長とし、相馬地方開發の組織を立てた、明治十二年朝廷三代の功を賞して尊親氏に金百圓を賜ひ、高慶を正七位に叙し、並に金帛を賜ひ、社の事業資源として金壹萬五千圓を貸下げ、大に事業を助成せられた。依て事業を擴張して開墾千餘町歩に達した。明治二十三年高慶歿後尊親氏社長となり、既定の事業完了するを見て、明治二十八年事業を北海道に移すに決し、各地を視察研究の後十勝國中川郡豐項村牛首別（うしろべつ）の地に四百萬坪の地を得、興復社並に一家を擧げて移轉し、自作農創設の實を擧ぐるを方針とし、一意拓植の事に従ひ、茅屋の下に非常の決意を以て業を始めたが、農村建設の根基を報徳式教化に置き、常會と廻村と實地指導と開發技術教授と併せ行はれたので、順次來住者増加し、百六十戸の移民を得、六百餘町歩を開墾し、明治四十年豫定計畫完了したるを以て相馬に歸つた。

牛首別のその後は全く報徳式に進められ、現に北海道の各村は、通じて大地主と多數の小作者であるが、牛首別に限つて新移民の一二を除いて全部自作農である。村に二宮神社があつて氏神として祀られ、報徳社があつて常會を開いて組織立つた教化が行はれ、北海道に於ける模範村である。

尊親氏は歸來福島縣の農村教化並に感化事業に努力し、御大禮に賜饌を賜はり、屢々表彰せられ、大正五年三月十六日藍綬褒賞を賜はつた。大正八年十一月十六日歿せらる。

曾孫德氏いさむねは北海道帝大を卒業し、東洋拓殖會社に入り、昭和四年一月二十日歐洲視察の途次、紅海に於て歿せられた。曾祖大先生の風格を具へられたと噂せられた人であつたが惜しいことであつた。玄孫尊道氏は東京帝國大學文學科を昭和十年三月卒業し、同四月千葉縣野田高等女學校教諭に任ぜられた。これが當主である。

先生の門生は甚だ多い、釋迦も孔子も弟子三千餘人と稱するが、先生の指導を受けて一家を建直したものを算すれば枚擧に遑ない。余等の全集を編纂するに際し、やゝ著しきものと認めて名を録したものの内、その初出の場合に録したる員數實に千四百六十四人である。無論これは總てを門人といふことは出来ないが、たとひ一席の座談としても指導を受けたことのあるは明かで、若しも村民を集めて報徳式教化方法を施したる時、指導を受けたる大家に至つては、其數幾萬を以て數へ得るであらう、これ等報徳衆徒の中に於て、その指導精神を把握し、その生活様式を履習し、これを以て家を興し村を起した人が少くない、即ち報徳の道を以て己れの生くべき道とし、またこれを他に傳へたものであつて、これを門人とか子弟とか稱すべきである。この程度の人々といへども幾十人と數ふべきか、また自ら次第があつて、確乎と之を學示するに當惑するのである。

世人富田高慶、齋藤高行、福住正兄、岡田良一郎の四氏を二宮門下の四大人と稱する。富田高慶は報徳論、報徳記の著者としての感化力の大なる以上に、先生の命によつて櫻町、下館、相馬、日光等の仕法に携はり、仕法雛形の作成にも従事し、後彌太郎氏を助けて日光の事業に功あり、中にも相馬の事業の大半はその手により成就せられ、明治の初期に於ける報徳の權威として推稱せられた。

齋藤高行は報徳外記、二宮先生語録の著者として、報徳の最も正確なる様式並に思想を記録し得たことを、自他共に許した人であるが、仕法雛形の作成より日光の仕法に従事したるは勿論、相馬仕法の後半はその指導を司つたのである。

福住正兄は齋藤と同時に師事し、仕法雛形の作成より、眞岡の開発に従事し、片岡村の仕法大成に與り、後國學を研めて日本精神と報徳精神との一元的闡明に努力し、小田原附近、駿河、遠江等の報徳社は廣くその指導を受け、特に二宮翁夜話、富國捷徑、報徳學内記等を著し、夜話及富國捷徑が與へた感化力は甚だ大なるものがある。

岡田良一郎は、父岡田無息軒の報徳社設立並仕法實施の基礎の上に益々其道を研め、先生の在世の頃より、彌太郎氏の指導を受け、日光の仕法に従事し、歸來父業を襲ぎて報徳社を普及し、地方自治産業經濟の發達を計り、大日本報徳社を創立して全國の報徳社中大半はその指導を受けて創立した。

櫻町陣屋に於て指導を受けたる内、小田原藩の三幣又左衛門、鶴澤作右衛門、横山周平、豊田正作、横

澤雄藏、栗原長次郎、小路只助以下幾人、櫻町住民名主忠次、徳次、岸右衛門、圓藏、文藏、西沼村丈八、高田村太助、小田原仕法中には劍持廣吉、安居院庄七、小林平兵衛、川久保市太郎、早野小八、竹本幸右衛門、爲八郎、林藏、等が有名である。この兩時代に互つて下館の衣笠兵太夫、大島儀太夫、青木村の館野勘右衛門、大和田山城、相州片岡の大澤市左衛門、同小才太、同勇助、伊勢原の加藤宗兵衛、葦山の多田彌次右衛門、町田時右衛門、大磯の川崎孫兵衛、浦賀の前田瀛州、谷田郡茂木の中村玄順(勸農衛)、烏山の菅谷八郎右衛門、天性寺の圓應和尚、大久保金吾、下館の中村兵左衛門、江戸幕府の小田又藏、齋藤の親族大岡雲峰、相馬の池田、草野等の藩老は別として、紺野織衛、高野丹吾、荒専八、伊藤發身、大概久藏(吉直)同小助、新妻助惣、齋藤松藏、山中四方八、志賀直道、大友新六、佐々木長左衛門、其他先生に隨身して幕臣となれる吉良八郎、駿河菴原の柴田順作、但馬豊岡の久保田周助等、何れもその活動範圍に廣狹あり、その事績に大小はあるが、各自一己の私益を振替へて公益に推譲し、報徳仕法の實行、報徳社の設立、開發墾田等相當の成果を遺さないのではない。

門人の事業として師法祖述の功績が現在に活躍して居るのは報徳社である。報徳仕法が行政上の指導原理となり、施政の様式が報徳式で行はれたのは、相馬領に於ける明治四年を以て一旦中絶となつたから、報徳の方法は報徳社に限られた情勢となつた。報徳社は年々多少の増減はあるが、全國に約一千社あつて、大日本報徳社はその直系指導監督機關である。

先生の教を何程か取入れて活動しつゝあるものに中央報徳會がある。又昭和七年より全力的に叫ばれつゝある自力更生の方法にも、報徳方法を取入れつゝある。學界に於ても近時報徳研究の傾向があり、精神科學の研究には報徳書類の文句の引用が多くなりつゝある。一般に近時の情勢は報徳に對する理解が高く且深くなり來つた。

斯く世間の認識が報徳に向つて來たのは、一は時勢の要求であるが、昭和五年五月三十日、掛川なる大日本報徳社に行幸のあつたのを一期劃とし、また二宮尊徳全集の刊行によつて報徳仕法の研究が爲し易くなり、隨つてその真相が闡明せられ效果の認識が進んだ爲である。

##### 五 報徳に關する著書

報徳に關する著書は頗る多い、而してその魁をなすものは報徳記である。

相馬侯より天覽を仰ぎ奉つた所、宮内省版として廣く頒布せさせ給ひしより、農商務省版となり、大日本農會版となり、報徳文庫版となりたるが、二宮翁夜話も亦廣く購讀せられ、福住正兄、岡田澁山等の二宮直門の諸士が、品川彌二郎、平田東助等の諸氏に親交を得、御贈位の恩典に浴し、二宮神社の創建となつた。その頃より世人は先生を一般勤儉力行の人とのみ解した態度を改めた。また井上友一等の諸氏が内務行政に報徳思想を採入れ、道徳と經濟との調和を高調した時、更に一段の發展を見た。その後政黨の興隆から、官僚攻撃の結果、官僚の推稱する報徳思想をも消極的なりと非難し、次第に研究熱は冷却を餘儀なくした。昭和の初から全く民間の事業として二宮全集の刊行開始せられ、



根本的研究の行はれ來つた所へ、自力更生の強調、教化立國の提稱と照應し、從來になき健實さを以て報徳研究が進められて來た。

この情勢と報徳に關する著書とは、相關係して隆昌を示し來つたと思はる。而して大體に於て年々著作物の累進する傾向がある。余が手許に集つた著作のみに就て、年度を四段に分つて表示すれば次の通りである。

類別	年次	明治二十三年以前	明治三十九年以前 (十六年間)	大正十四年以前 (十九年間)	昭和九年以前 (九年間)
單行本	二〇一冊	一四冊	四二冊 (年三冊弱)	九二冊 (年約五冊)	五三冊 (年約六冊)
論文	八四二篇	一九六篇 (年一二篇餘)	三七四篇 (年約一九篇)	二七二篇 (年約三〇篇)	

これ等の著作物の中には、何等新し味のないものが多いことはあつても、世人の興趣を持ち、歡迎する所に述作が誘出せらるゝことは疑ない。

學者の間に先生を早くより推稱し來つた人は、井上哲次郎博士である。東洋の哲學者中に、獨立學派として先生に一座標を据え、「日本倫理彙編」中に「語録」を輯められ、時々論文を物せられた。近時學者間に研究が進められつゝあるは加速度的である。早晚名著が多く出るであらう。而して或は先生の宇宙觀、人生觀等の理論的研究より、教育方法、教化方法としての先生の思想に關するものに興味を持たれ、次で先生の畢生の努力を傾けられた興國安民の治術に及び、行政的、社會的方法の考案

に向ふものと思はる。こゝに至つて眞の先生が發見せられるであらう。

報徳に關する著書は二宮尊徳全集を宗とせねばならぬ。從來出版せられた多數の著書は、その内容が報徳記と二宮翁夜話、並に稀に小田原附近、櫻町附近、相馬附近等の史蹟探究圖書等を資料としたものであつて、明治三十九年より四十一年に至るまでの間に於て、二宮先生の遺著が整理せられ、報徳全書と題して約壹萬冊の書冊が謄寫せられたが、この筆寫に關係した人々も、寫字に多忙にして研究の暇もなく、二宮尊親、井口丑二等の諸氏が、その内に就て心を傾け、二宮尊徳遺稿が前氏の手になり、報徳溯源、二宮翁傳が後氏の手に成つたけれども、報徳全書が鈴木藤三郎の篤志によつて今市二宮神社に寄附せられた尨大な著書といふに止まつて、未だ廣く研究が普及しないので、其後の著書も手近な報徳記、夜話を主たる資料とすることが流行した。

昭和元年二宮尊徳全集の刊行が公表せられ、翌二年より刊行に着手し、同七年二月に至るまで全五ヶ年間に、報徳全書に謄寫し能はざりし原本まで蒐集し、全書とは全く異なつた系統を以て分類し、原理、雛形、日記書翰、仕法、雜輯に分ち、仕法書は櫻町、小田原、青木、谷田部茂木、烏山、下館、幕府直領、日光、相馬、諸州諸家等に分ち、刊本一卷菊版平均千二百七十七頁内外、總紙數本文四萬五千頁、解題、目次、寫眞石版、前附、後附等合計千頁である。活版諸職工專任五十人、兼任三十餘人、編輯は最初刊行の日記一卷を除いて殆ど余一人であるが、校正は編輯部は四人を以て完了した。

全集は原本一萬卷と稱せられ、生前に一人の手許に集成せられた書類としては無類の浩瀚なものである。この全集一たび公にせらるゝや世人は報徳に對して再認識を開始した。學者も、行政官も、教職員も近時眞摯なる研究を進めつゝある。

六 二宮神社と先生の銅像 二宮神社の創建は、世人をして先生の偉大なることを周知せしめた。

これより先福住正兄、岡田良一郎等の報徳直門の高弟は、品川彌二郎子によつて知られ、明治廿四年その努力報いられて先生に従四位の御贈位あり、續いて神社創建は計畫せられた。次で同廿七年小田原二宮神社遷宮鎮座式が擧げられ、同三十年今市二宮神社遷宮鎮座式が行はれた。同三十三年今市の神社は縣社に列し、三十九年小田原の神社も縣社に列した。

先生を奉祀したのは安政六年徳次良用水の取入口附近に水師として祀られたのが最初であるが、北海道豊頭村の報徳農場には、その創開の時に遙拜所を設立したるもの、後に二宮神社となつた。近時工場、學校等に二宮先生を奉祀するもの續々として耳にする處であるが、櫻町の陣屋にある二宮先生奉祀の祠を、最近村社として奉祀する計畫が進められて居る。

神社に祀つて崇敬せられる外、報徳の常會には常に肖像を軸物として掲げられる。銅像の建設は全國風を成し、神戸、明石兩市の小學校、幼稚園全部に銅像建立を寄附せられて以來、特に著しくなり昭和九年の頃には毎日の様に全國の小學校より建設の報道が傳はつた。その大部分は薪を負うて大學

を讀みつゝある幼年時代の像である。其他老成せられた時代の像も追々と建立せられる。

神社に參拜するものゝ日に多きを加へ、鳥居、玉垣の献納、献木等報恩謝徳の意を表する感激の證徴は言ふまでもないが、銅像の建立せられた爲に、兒童の風儀の改まつたもあり、毎朝學校の教訓がその前にて行はれ、兒童の敬虔と親しみとが深められつゝある。

農村の青年が自力更生の範例として先生の事業の跡を闡明し、その實行し易きものより之を模するあれば、またその最難事たる仕法實施よりと精進するもあつて、早起、夜業、風俗矯正等の感化は著明である。社寺の庭は清められ、時鐘を衝き、道路用排水の修繕、進んで分度を確立し、借財を償還し、政争、醜鬪を禁絶し、一家一村の一圓融合を以て和樂郷の實現日に多きを加へつゝある。而して銅像の光は増し、神社の莊嚴は加はり、先生禮讚の聲は益々國內に漲らんとする情勢である。

**七 孔子の理想の實現者としての二宮先生** 余は井々竹添進一郎先生に就て論語、詩經等の講話を聽聞すること數年、井々先生嘗て曰、

「余幼にして學に志してより、孔子の道を研むることを以て念とした。故に孔子の教に關する限り、我國の書籍は勿論、支那の書籍も手に入るだけは求めた、而して孔子の教は周公を祖とし、周の王制に立脚す、故にその教化の根元を探つて詩經に至らざるを得ない、然れども時代は周公を去ること五百五十年餘。春秋争覇の趨勢極まりつゝあるを以て、論語の内容はこの時代に鑑みなければ判

明しない、依て余は一方詩經によつて周公の時代を考へ、傍尙書によつて三代の治を闡明し、一方春秋左氏傳を檢討して時代を明かにし、綜合して論語を攻究した。故に左氏會箋、詩經會箋、論語會箋を著し、以て孔子の道を行ふ賢者を待つことゝした。然るに福住正兄翁の碑文起草を依囑せらるゝに際し、早くより小田原郷土の偉人として崇敬の念を有したる二宮先生に關する考察を志し、聊か以て知る所があつた。而して研究すればする程奥深く、闡明すればする程孔子の道の實現者であることを知つた。孔子は古今の聖者である。至る所可ならざるなき見識を以て、魯の宰として一國の政治を變理し、顯著なる功績を擧げられたけれども、爾來その理想たる周公の王道政治を實現することを得ず、子弟と共に著作に心を潜め、終生安民の實を擧げ得ざるを遺憾とした。爾來數千年、孔子の教を論究するもの數知れないが、一人の孔子の道を生民の爲に實現した人がない、然るに二宮先生あつて始めてその教を大衆生民に施し、孔子の理想は先づ郷土に實現した、道を支那に於て立てた孔子は、日本に於て二宮先生によつて其の道の行はれたことを、上下數千年を隔て、感謝し欣悅を感じられたであらう。僅に郷土の偉人として推稱せんとして心を注いたが、老來讀み來り闡明し來つた道がこの偉人によつて實行せられたことを知るに及んで、愉悅窮りなき次第である。願はくは二三子、單なる偉人偶像として觀ずることなく、二宮先生によつて開かれた大道が、現實に大衆の生活に實現することに努力し、多少にても功顯があらば、予の講話は全部その語を逸する

とも、そこに孔子あり、二宮あり、余も亦その悦を地下に謝するであらう」

と。余はこの語を古往今來稀なる憂國の語として井々博士に謝するものであるが、支那に於ける孔子の大道を、大衆に施したものは二宮先生のみであるといふ井々先生の語が、常に我が耳底に明かなると同時に、「二宮尊徳全集」の編輯ともなり、一村任法の實現ともなつて、日々はこの語を新にせんと努力しつゝあるものである。而してこれ直に先生を禮讃するものであることを信じ、また恩師に報ゆる所以であると思惟するものである。最後に二宮先生は單に孔子の理想の實現者たるのみならず、釋尊の菩薩行を修し、基督の愛を徹底し、特に根本的に我が天照大神の大道を履修せられたものであると信ずる。これ當に余の私言に止まらず、實に先生自ら聲明せられた所である。故に余等後人の禮讃は實は先生に於て何等の輕重を價しないものである。

# 一一宮先生略年譜

	年次	先 生 年 齡	
	天 明 元	〇	十二月 大久保忠貞公誕生す。
	七 未丁	一	正月 家齊公將軍となる。
			六月 松平定信公老中となる。
			七月廿三日（太陽曆換算九月四日）二宮先生相模國足柄上郡栢山村 <small>（櫻井村に 宇東栢山）</small> 誕生す。
寛 政 元	八	二	
		三	
		四	八月廿八日 弟友吉 <small>（後常五郎また 三郎左衛門）</small> 生る。
	三	五	八月五日 關東大暴風雨諸州洪水し、酒匂川堤防決潰して數村流亡し、父利右衛門の田畑殆んど荒地となる。
	四	六	此年 利右衛門負債を起し、成田を質として回復開墾に従事す。
	五	七	此年 松平定信公補佐を罷む。





		<p>來、先生は晨起久野山に薪を伐り、夜は深更まで草鞋を作り、勤苦以て一族四人の生計を立つ。 當時既に聖賢の學に志し採薪の途次大學を繙く。</p>
享和元	一五	<p>十二月 生計支へ難く負債を償却せんが爲に七畝廿八歩の地を壹兩參分にて同村喜與八に賣却せり。</p>
二	一六	<p>年未 貧困益々窮まり迎歳の準備なし。 正月 太神樂來るも十二銅を與ふること能はず、戸を閉ぢて留守を遣ふ。 三月廿四日 外祖父川久保太兵衛歿す。</p>
		<p>四月四日 母よし約十日間病みこの日歿す、享年三十六。</p>
		<p>六月晦日 曩に親戚協力田六反八畝に挿苗、然るに此日酒匂川又洪水あり田畑流失し、先生所有の地所剩すなし、母の中陰終るや一家離散し、二弟を母の實家川久保太兵衛に托し先生は伯父萬兵衛の家に入る。餘暇に仙了堤に油菜を植う。</p>
三	一七	<p>此頃 慨然興復の志を發して奮勵努力す。油種七八升を得夜學の燈油に代ふ。</p>
		<p>此年 用水堀の空地に棄苗を植ゑて米一俵餘を得、斯の如くして小を積みて大を致すは自然の理なることを體得す。</p>

文  
化  
元

一八

二月 萬兵衛方を辭し同村名主岡部伊助方に出入す、農耕の餘暇習字讀書の指南を受く、岡部父子讀書を好み屢々學者を聘す、先生時に之を聽く。

此年 餘耕の米五俵を得たりと傳ふ。

十月 先生飯泉村を通過す、觀音堂に旅僧の觀音經を訓誦するあり、先生大に感じ二百銅を與へて再讀を乞ふ、佛の道亦人を救ふにあるを悟り歸りて善榮寺の考牛和尙に語る、和尙菩薩の再來と嘆稱す(一説曰十四歳)

二

一九

此年 岡部方を辭し同村親戚名主二宮七左衛門に寄食す。

此年 又餘耕の米廿俵を得たりと傳ふ。

此年 本家再興を志し稻荷社地の藪に垣を結ぶ。

此年 餘錢ある時は名主に托し置き孤獨寡婦の窮者に恵む。

三

二〇

二月 或は前年末とも傳ふ、七左衛門方を辭し廢家を興し破損を修理し獨居して日夜業を勵む。

三月五日 亡父の質入地田九畝拾歩(下々田也)を金三兩にて買戻す。

四

二一

二月 小田原藩十岩瀬佐兵衛(石千)に雇はれたることありと傳ふ。

此年 弟富次郎死す享年九歳。富次郎穎悟先生大に惜む。

五	一一二	此年 母の實家祖父歿後伯父困窮退轉に瀕したるを以て、自己丹誠の田圃若干を以て助成す。
六	二二三	八月廿六日 二宮總本家伊右衛門跡再興を志願してその基金設定を講ず、これ仕法の根元たる報徳善種金の元始なり。此竹木間伐代金貳朱と錢五百七拾貳文なり。
七	二四	此年 田貳反六畝拾壹歩を金八兩壹分にて買戻し、下々田貳畝貳拾七歩を金貳兩壹分にて買入る。 十月七日 江戸へ出立、十一月廿四日歸宅。
八	二五	十一月廿四日 伊勢參宮に出發、京都、奈良、大阪、金比羅、巡拜。 此年 所有田畑壹町四反五畝貳拾歩となり、一家再興の實舉る。
九	二六	二月五日 外祖母まらち死す。 此年 服部家の若黨となり、嫡男の修學に侍す。
十	二七	此年 服部家に在りて、夜間大工道具を作りしといふ。
十一	二八	此年 弟常五郎 <small>(三郎左衛門)</small> 別所より歸る。
十二	二九	二月 服部家より歸る。

			十二月 服部家御家政御取直趣法帳を起草す。
	十三	三〇	正月十五日 弟常五郎、萬兵衛の本案三郎左衛門の養子となる。
	十四	三一	二月廿八日 中島彌之右衛門の女キノ（十九歳）を娶る。
			三月廿三日 仁孝天皇踐祚し給ふ。
文政元	三二		三月十六日 服部波江（十郎兵衛相續人）の趣法を引受けこの日御賄方趣法割合帖を作る。
			八月二日 忠眞公閣老となる。
			十一月十日 先生村内青年の勤免を賞す。
			十一月十五日 忠眞公領内の孝子節婦奇特者を酒匂河原に召して之を賞す。先生の行奇特にして村爲に相成云々として賞せられる。
	二	三三	正月十八日 長男徳太郎出生、二月二日死亡。
			三月 妻キノ家風に合ふ能はずとて離別を乞ふ、先生木綿の出来る頃まで辛抱せよと勸む、キノ聽かずして去る。
			四月 農具古持籠を筆寫す。
三	三四		四月二日 飯泉村岡田峯右衛門女波子（十六歳）を娶る。

		<p>九月 領主大久保公民間の言議を徴す、先生貢米領收榎の改正の議を獻じたるに十月命を受けて斗榎を改良して賞せらる。十一月六日小田原藩士の爲めに低利助貸法及五常講を起して之を救ふ。</p>
四	三五	<p>正月五日 伊勢參宮高野山參拜。二月廿四日歸宅。</p> <p>八月朔日 宇津釺之助領土櫻町四千石の狀況調査に出發す、昨年來再三の懇囑によるものなり、固辭再三の後調査に従事し皇國神代開闢の心を以てすれば興復疑なき旨を復命す。</p>
		<p>此年 櫻町三ヶ村九百六十二俵餘に減ぜり領主奉公の實を全くする能はず本家小田原大久保公の西久保の邸に假居す。</p>
		<p>九月廿五日 嫡男彌太郎誕生す。</p>
		<p>十二月 小田原侯より貸下げの八朱金を以て服部家の第一回仕法を完了す。將來參百兩殘る計算を得。</p>
五	三六	<p>此年 忠眞公藩學を興す。當時小田原藩財政亦困難にして京阪の富豪に債務を負ふ、返す能はずして延期を求めて得たり。</p>
		<p>三月 先生忠眞公の擢づる所となり支族宇津家の興復を命ぜらる、代官高田才治磯崎丹治郎より之を申渡して曰く十年間全然櫻町の租入を千五俵餘金廿七兩餘にて委任し任意に仕法を行ふべしと。</p>

此時先生の待遇名主役格、高五石二人扶持、小田原引拂料米五十俵、仕  
法用米二百俵及金五拾兩なり。

九月四日 江戸發六日櫻町着、同十一日櫻町發十二日江戸歸着、新任披露の事  
終る。十一月十九日領内に表彰を行ふ。

十一月廿四日 趣法米受領の爲江戸に上る。次で一度歸郷す。

六 三七  
三月十二日 家宅器財を六兩一分餘にて賣却し、翌日出發、夫人嫡男同伴十五  
日に江戸着。

五月廿六日、江戸出發、廿八日一同櫻町に着す。

此年 無利息金貸與、道路橋梁屋根小屋等修理、荒地開發に着手。

七月一日 投票により耕作出精人表彰を行ふ。

十二月廿八日 御用により出府す。

七 三八  
正月廿一日 貸金處分に付二宮常五郎(弟友吉)に書類を與ふ。

三月廿一日 武田才兵衛在勤。

七月 酒匂川洪水、一段五畝七歩を二宮吉五郎に與ふ。七月十七日長女文子誕  
生。

			十二月八日 出府。
	八	三九	正月十四日 歸任。
	九	四〇	此年 關東凶作。 此年 櫻町駐在代官仕法に異議あり、村民動搖し與復困難に付辭任申出づ、代官高田才治之を許さず。
			三月十五日 夜不二講の話を聞く。
			五月一日 先生組頭格に進み櫻町主席となる。宇津家の横山周平赴任す。
			五月四日 武田才兵衛、勝侯直作御役御免となる。
			六月十八日 酉年凶歲暮方取調申達す。
			七月一日 極難者に米三俵乃至一俵を救助す。
			此年 下館衣笠、牧の二人來り整理を依頼す。
	十	四一	正月四日 横山周平江戸に歸る。關庄助、平右衛門等騒ぐ。
			二月五日 病氣引籠八日全癒。
			六月 下物井村助右衛門五代の勞に對し除地を附し賞を與ふ。
			十二月一日 豊田正作赴任し來りて障礙多し。

		十一	四二	四月十九日 伊谷治郎右衛門、磯崎丹治郎、圓城寺貫次郎野州御地行地取扱となる。
				四月 櫻町興復の事に關し小田原侯に上申書を提出す。
				此年 常州青木村の人民仕法出願し來る。横田村地論紛糾す。
	十二	四三	正月 先生江戸よりの歸途、數月各地にて熟慮し歸陣延引す。	
			二月十八日 横山周平再任。	
			三月 成田山に斷食祈請す。	
			四月八日 祈願滿期の日小路只助迎に來り歸任す。以來村民頑迷を破り事業の進行頗る順調となる。	
			五月六日 三幣又左衛門御知行所勤務となる。	
			七月廿一日 宗旨入門別下調べをなす。	
			九月十一日 小路只助四十五日勤番として來任す。	
天保元	四四		正月五日 夫人は令息令嬢同伴郷土に墓參す。	
			十二月 御用有之出府。宇津家生活を革め分度を立つ。	
二	四五		正月 正米四百貳拾六俵を大久保侯に納む忠眞公之を別途に置く、此米後年小	



			田原領民救済用となる。宇津家第一期仕法終了す。
			正月十一日 小路只助來任す。同十八日矢野筈右衛門來任す。
			同 廿四日 大久保忠眞公日光參詣の時手芋（薯蕷）を求む、雪中に六十本を得て、廿五日登山進献す。
			此時 忠眞公歸途結城に一泊す、先生村民等と共に旅館に奉伺す、公乃ち先生の功勞を賞し汝の方法は以德報德なりと稱せられ尙將來を依頼す。
			十二月廿五日 用向に付出府。江戸在住小田原藩士の仕法を講ず。
			此年、旗本川副勝三郎の領土常州眞壁郡青木村の人民救済の志願を以て用人並木柳助、館野勤右衛門、村民を率ゐて來り懇願す。先生乃ち糧食を給し、破屋を繕ひ一時の憂を除き、後年青木村の仕法を行ふ。
三	四六	正月六日	荒井新平と共に歸任す。
		同 十九日	牢屋、屋根替をなす。
		同 廿八日	間部順吉來任す。此頃利培帳並悟道書類の著作多し。
四	四七	三月七日	青木村櫻川の堤防修理に着手し、廿三日までに成功す。
		四月廿七日	夫人岡田氏郷里を訪ふ爲に出發す。

五月廿五日 勝俣八百藏四十五日勤務に來任す。

此年 初夏の候宇都宮にて茄子を得初秋の味あるに驚き又作柄を見て凶荒の備をなし一反歩に貳畝歩の租を免じて稗を蒔かしむ。夏冷氣甚しく秋作實らず天下饑ふしも櫻町安全なりき。

九月四日 並木柳助。館野勤右衛門、青木村田方上納願書及雜穀取調帳を差出す。即ち收納平均八十俵畑方三十四貫を以て分度定額となす仕法成立して約四倍の收納となれり。

十日 横山周平 字津家五 開發方歿す。

九月廿日 出府同廿四日御用にて程ヶ谷へ出張、川崎、大師河原、羽根田新田開發檢分を爲し廿七日歸任す。この出府中、九月廿一日中村玄順方に立寄らる。

十月十九日 鑓田重太郎、勝俣八百藏勤番として來任す。

十一月十五日 荒井新平勤番濟歸藩す。

同 晦日 大森刑部の領内芳賀郡上間木村人民に金百十七兩貸付く。

十二月十四日 櫻町三ヶ村人民より關東取締に對し、仕法の爲め無難の由、又仕法仁惠の趣申上げたる旨陣屋役人中へ申出づ。

同 十五日 夫人及彌太郎文字歸陣す。出府中は芝田町二丁目松屋半兵衛方に

在り。

同 廿二日 彌太郎痘に罹りしも忽ち全癒す。

五 四八 二月十九日 賞を受け徒士格に進めらる。

此年 再び櫻町村々に對し令を下して今年より三ヶ年一段歩宛の地域の畑租を免じ前年の如く稗を作らしむ。  
本年老中水野忠成卒し、忠貞公勝手掛りとなり老中の首班たり。

六月 本藩よりの借米一千三百三十俵返納す。

八月十四日 早川茂右衛門に對し次の歌を不退堂に書かして與ふ。諸ともに無事をぞ願ふ年毎に、種かす里の賤女賤の男。

八月廿一日 鵜澤作右衛門來任す。

九月廿六日 亡父の命日にて供養を行ふ、父歿する時四十八歳、先生十四歳、友吉十一歳、今日先生四十八歳にて彌太郎十四歳、文子十一歳なりとて陣屋内不殘招待し大に蕎麥振舞をなす。

此月 物井村岸右衛門を賞して一代名主格を申付く。

十月七日 鵜澤作右衛門、横澤雄藏出府。

秋 三歳報徳金毛録及爲政鑑并に、百種輪廻、進化説、仕法雛形數種を著す。

冬 中村玄順來り謁し先生に教を乞ふ先生大義を諭す。

六 四九

正月十八日 中村玄順(勸農衛)茂木へ出張す。

此年 細川氏の領土谷田部、茂木の仕法を懇囑せられ、君臣の大道を説き、宗支の關係を圓滿にし、遂に分度を立て、谷田部四十二ヶ村茂木二十七ヶ村發業の基礎成る。又門井村に仕法を行ふ。

正月廿三日 豊田正作、鷓澤作右衛門來任す。

閏七月 大久保忠貞公先生の功勞を賞し「誠者天之道也、誠之者人之道也、誠者不勉而中、不思而得。」と大書して賜はる。

八月十四日 忠貞公の眞筆を受けて村役人に拜見せしむ。

七 五〇

櫻町 興復行賞

白銀二枚宛 榎木親七反 二貫女宛 壹貫五百文宛  
鷓澤作右衛門 二宮金次郎 小島音右衛門 石川兼右衛門  
横澤雄彦 豊田庄作

櫻町興復成績、發業以來十五年にして、四千石の封地租九百俵の少額なりし處、實收納三千俵に増加したれば、二千俵を以て永久の分度と定む。而て此の十五年間に、分度外總收額八千五百四十三俵餘金貳百拾壹兩餘を得て之を引繼ぐ。

三月二十二日 齋藤欽太井大岡治兵衛(雲峰)謝禮の爲めに來る。

五月より八月まで冷氣多雨、大風雨あり、全國凶作、一貫文に米一升八合とな





り。

同 廿八日 天性寺圓應遷化す。

此年 旗本小宮小左衛門の領地常陸國眞壁郡棹ヶ島五ヶ村に仕法を發業す。

九

五二

二月 小田原領足柄下郡鳴宮の三新田に仕法發業。

四月十日 伊勢原加藤宗兵衛、竈新田小林平兵衛來謁し、仕法を受く。

五月廿一日 川崎屋孫右衛門伊勢原の加藤宗兵衛及同人妻の誠意により悔悟し

たれば出獄を許さる。

六月 大久保侯より金百兩を下賜せられ、之を足柄上郡竹松村に貸付けて野州に歸る。これ先生が仕法發端。米金出入明細取調書七十三冊、外仕法鑑形三十六冊を添へて上り、藩に分度確立を望みし處許されずして金百兩を下したるによりてなり。

八月廿八日 大澤小才太等六人來謁す。

十一月 宗兵衛妻衣服手道具を賣拂ひ、代金三兩二分を報徳金へ加入し、川崎屋家政取直しを請願す。

十二月十七日 小田原領一圓仕法取扱を命ぜらる。報徳方取扱者任命あり。

此年 駿國御厨郷中へ注意箇條書申渡す。

十二月 石川氏領下館に發業。下館附近一萬三千石の處三分の一に減じたりし

を發業以來三萬餘金を償却し分度外米五百餘俵を出す。

一〇

五三

正月二日 栢山村中戸川辨左衛門、米三百俵の代金を持参す。

同 五日 鶴澤作右衛門、山崎金五右衛門來任す。

二月 分内の圖を仕法帳に記し、浦賀宮原清兵衛に與ふ。

同 九日 浦賀和泉屋五兵衛、大磯川崎屋孫右衛門來調す。

同 十八日 弟三郎左衛門、中戸川辨左衛門と共に歸途に上る。

二月廿五日 加藤宗兵衛弟爲藏外七人と來調す。

三月四日 鶴澤作右衛門、山崎金五右衛門、入江萬五郎、豊田正作、二宮彌太郎、山口榮次郎と共に物井村を各戸に付き巡視す。

六月一日 富田久助初めて來り四日教を乞ふ、九月末漸く之を許す(久助廿七歳)

九月廿五日 同廿六日青木村興復の成功を謝し、附近九ヶ村舉げて仕法を乞ふ。

十一月五日 小田原に向ひ出發す。

同 十三日 鴨宮新田早野小八の娘スミ及び曾比村劍持廣吉の娘キク來り仕ふ。

同 月 足柄上郡竹松村八十九戸、曾比村九百五十名、曾比村九十七戸、千二百名に永安の道を立て仕法を發業す、數年にして感化附近に及ぶ。



		<p>十二月 此頃小田原領内仕法中各地よりの仕法欣求者殺到し、多きに日に百三十人に及ぶ。</p>
十一	五四	<p>正月十四日 駿河國藤田村に仕法を行ふ。      二月 相州大住郡片岡村興復仕法を發業す。同村は高井石見守知行所にして高七百廿八石、五十七軒なり。</p>
		<p>六月六日付 伊豆韭山江川太郎左衛門の書翰を以て招聘せられて出張し田方郡多田彌次右衛門の一家再興の方法を講じ千三百八十兩を貸付し、數日滞在仕法を立つ。九日小田原出發。</p>
		<p>七月 櫻町に歸る、以來門人益々多し。</p>
		<p>十一月 駿河國御殿場村に仕法を行ふ。</p>
		<p>十二月 相州大住郡金目村兵衛門の爲に仕法を授け、負濟返濟永安の道を立つ。</p>
十二	五五	<p>正月十日 富田高慶谷田貝村に出張す。</p>
		<p>三月六日 小林平兵衛來り謁す。</p>
		<p>五月六日 富田高慶抱瘡に罹る。</p>
		<p>五月九日 門人栗原祐藏(長次郎)小田原に歸る。</p>

六月朔日 西大井村爲八郎、鬼柳村釜右衛門に報徳金百兩を貸付す。

七月 江戸繁昌記の著者寺門靜軒來り遊び、數日逗留す。

十月十四日 川崎屋孫右衛門、宮原屋治兵衛弟瀛洲、橋本與三左衛門來る、歸國後大學料理の書簡を與ふ。

十一月廿九日 相馬藩一條七郎右衛門を遣し來りて教を請ふ許さず。

十二月廿四日 甲州都留郡上谷村の醫師壽作に入門許可。

十三

五六

三月十四日 先生在邸の處へ駿河御厨地内菅沼村名主重右衛門、組頭兵四郎、御殿場村ゑびすや、同國庵原郡庵原村柴田權左衛門同道、竈村小林平兵衛、小田原藩男澤山崎の添書持參、仕法歎願す。

五月 鴨宮名主早野小八の仕法を行ふ。

七月二日 相州十日市場安居院庄七、中沼村田造を便りて來る。

七月九日 この日附にて小田原藩江戸上屋敷より「水野越前守御達にて篠田藤四郎より罷出づべき旨」書面到來次第出府すべき旨申し來る。

同 十七日 上總富津の代官篠田藤四郎より同日附の書狀來る。

同 二十日 岡本近江守より小田原藩に對し、二宮金次郎の身分を照會す。藩士竹内晴之丞より、宇津家知行所詰役格たることを答ふ。





			五月十七日 山内總左衛門眞岡代官となる。
			七月十三日 小名濱、東郷、眞岡三村の屬吏即ち陣屋附手附を命ぜらる。
			七月 幕府の命により益々公務多端となりたれば、烏山、下館、細川、川副、相馬等諸家再興の依頼を辭せり。諸家驚きて幕府に歎願し遂に許されたり、但し細川の願書は却下せられる。
			此年 駿河國龜村小林平兵衛へ知足鑑を授く、平兵衛先生の仕法を守ることを堅く三代に傳ふ、今や報徳金十數萬餘兩に至ると云ふ。
			八月 小田原新宿の福山瀧助入門す。
			九月廿日 江戸發、廿二日眞岡着赴任。
			十一月十一日 普請役元締渡邊榮之助より戸籍先祖書差出すべき命あり、同十五日差出せり。
弘	五八	正月廿九日	弟三郎左衛門二宮本家増五郎と共に筑波山參詣の歸途立寄る。
化		三月四日	日光御社參の大久保忠愨公に拜謁す、嫡子彌太郎御目見え仰付らる。
元		四月五日	日光神領荒地開拓調査見込上申すべき命あり、先生畢生の力を盡し爾後三年にして富國方法書(仕法雛形)八十四卷を草して弘化三年六月之を獻す。

			五月廿八日 大久保忠愨公本丸御造營に付き領内の米を獻す。
			十一月 相馬藩政百八十年間の資料を先生に提出したれば、先生熟慮以て相馬の分度を確定す。
			此年 江戸芝田町五丁目海津傳兵衛別宅にあり、仕法書起草に従ふ。
二	五九	正月廿二日	江戸大火にて類焼す。宇津邸に引移る。
		六月十九日	栢山村善榮寺雷火にて焼失の爲め見舞狀を贈る。
		九月廿二日	齋藤象之助入門す。
		十月	福住正兄(大澤政吉)江戸に來り十一月一日入門す。
		十一月七日	相馬領宇多郡成田村、坪田村代官代高野丹吾の至誠により此の村に富田高慶を遣し、仕法開業監督をなさせしむ。
		十一月廿日	小田原侯の御手許金三百兩を曾比村に下付す。
三	六〇	正月十八日	富田高慶相馬より歸府。
		二月六日	仁孝天皇崩御あらせらる。
		同 十三日	孝明天皇御踐祚、九月廿三日御即位式舉行あらせらる。
		二月	下館領内灰塚、下岡、蕨の三村に仕法を行ふ。

三月 大久保忠真公の十年祭を私行し靈牌を作り青山教學院に納む。

四月 下物井村萬澤岸右衛門に金拾八兩を賞賜す。

春 相馬領小高郷大井、塚原の二邑に仕法發業す。

六月廿八日 日光再興策富國方法書「御仕法雛形」六十卷を獻す。

七月十六日 小田原藩政方針を變じ報徳仕法を廢止し領民をして先生と往來することを禁す。領民夜中發足し黎明他領を通過し先生の許に来るなどあり。先生青山教學院忠真公の墓前に至り謝罪す。

十一月 孝道和尙をして曾我原村東光院を再興せしむ。

同 安居院庄七遠州に至り、報徳の教を説く。

十二月廿八日 仕法廢止に伴ひて小田原より送附し來れる報徳金五千兩及謝禮白銀二百兩受領すべからざる旨を勘定奉行矢部木彌一右衛門に訴へて指揮を請ふ。

此年 小田原旅館業幸右衛門の奔走により、甲州八代郡成田村の佐々木道太郎知行所、千三百八十二石二百軒(減じて百十五軒)の處へ無利息金を貸與す。

此頃 先生を害せんとするの噂あり、西ノ久保にて入浴中槍を以て刺さんとしたるものあり僅に免れしといふ。

	四	六一	三月 相馬宇多郡赤木、立谷、高瀬、御深野等に發業。 遠州下石田村神谷與平治は安居院庄七の指導に依り下石田報徳社を創立す。
			四月廿三日 東郷支配内荒地興復歎願許可せらる。
			五月三日 報徳金五千兩及白銀二百枚受領すべき旨内命あり。
			五月十一日 御勘定所御料所手附を免ぜられ眞岡支配代官山内總左衛門正董の屬吏となり東郷の陣屋に移る。
			同 廿六日 一家東郷陣屋に移るべきこととなる。
			七月十五日 東郷に至り大前神社の別當神宮寺に假寓す。附近を視察す。
			十月十五日 相馬老功臣草野正辰逝く。
			十二月廿七日 劍持廣吉報徳仕法を奉じて功績顯著なりとて小田原藩より名主格に進め木綿五反を下賜す。
嘉	永	元	三月十九日 東郷管内桑野川村の新田開拓出來す。
		六二	四月三日 足柄上郡竹松村新悪水堀開墾、三月十一日發業此日完成す。
			五月 小田原藩より報徳金五千兩引渡度旨交渉ありたれども活用の道未だ開けざるを以て預り置かれたしと回答す。



			同 福山瀧助同志四名と小田原報徳社整理、時僅に金貳朱と永六十七文。
			七月十二日 山内代官眞岡陣屋に入り、先生東郷陣屋に入るを命ぜらる。
			此年 東郷領内仕法歎願十數ヶ村に及びしも代官之を許可せず仕法の行はるゝこと難かりき。
			九月十五日 東沼村名主與惣兵衛に對して仕法出精に付き米三俵を褒賜す。
			九月十七日 先生一族櫻町より東郷陣屋に移轉す、在櫻町廿六年なり。
			十二月 遠州の岡田佐平次安居院庄七に教を受け牛岡組報徳社を創立す。
二	六三		三月 相馬領高瀬村復舊し村民報恩の志を起し、空地を選びて杉四萬本を植ゑてその意を表はす。
			四月 棹ヶ島村へ肥料を貸付く、順次仕法に入る。
			九月廿六日 父母祖先の菩提を弔ふ爲め茶湯料五拾兩を善榮寺に納む。
			十月廿九日 彰道院大久保忠眞公菩提の爲め、永代回向料金參百兩を教學院に納入す。
三	六四		正月 佐藤信淵歿す年八十二。
			正月十七日 江戸在留二宮彌太郎引揚、東郷陣屋に歸着。
			四月二日 山内代官より二宮彌太郎、吉良八郎を東郷手代として召抱へたき旨

沙汰あり。

九月十九日 代官同道常州花田村、板橋村、見取新田等軒別廻村、歸路下館領

谷中灰塚及び棹ヶ島檢分。

十月三日 花田村檢分以後屢々赴き開發仕法を督す。

十月十七日 福住正兄師門を辭す。

同 廿二日 報德克讓増益鏡を著し、善種金百兩を附し、大澤小才太、同勇助

同政吉に授與す。此項實施は後年再會の時なり。

同 廿五日 福住正兄湯本福住家を相續す。

此年 眞岡支配内芳賀郡東郷、山本、大島、西沼、桑野川、眞壁郡棹ヶ島、花

田、板橋、新田、河内郡山口、石那田、徳次良、上金井、下金井、野澤

等十四ヶ村に仕法發業始めて實施せらる。

四

六五

正月十日 日光山内御貸付所に金五千五百兩加入の儀願ひ上ぐ。

六月三日 二宮彌太郎御用向見習仰付らる。

七月廿四日 山内代官へ富田久助著報徳論を差出す。

七月 旗下小宮山小左衛門(四百石)領土上州眞壁郡五所宮村仕法願出づ。

十二月十日 出府、廿五日石川家及細川家の回向料を教學院に納入す。廿八日

片岡村に赴く。

五

六六

正月二日 大山參詣。この年正月より片岡村の仕法主體を克談社と稱す。

同 九日

募參入湯願出でたること久し、小田原藩常に之を禁ぜり、漸く許され  
て歸省募參し、此日湯本福住正兄方に來り、塔ノ澤福住喜平治方と兩  
方に在り、附近恩顧の者多く募ひ來り、之を訓諭す。此間に湯本附近  
に櫻苗三千本を植う。閏二月十日檢分。

正月十四日

小田原返金一件の相談に鶴澤を訪ふ、爾來公に交渉あり、閏二月七  
日決定。

閏二月七日

御募參、同廿五日歸陣。

此頃 岡部伊助に相馬公より拜領の鶴筆の羽織を與ふ。

四月十三日

徳次良普請出來、同十五日歸陣。

四月廿九日

嫡子彌太郎の爲めに近江高島藩用人三宅頼母の長女餃子(十七歳)を  
娶る。

八月廿八日

長女文子富田高慶に嫁ぐ。

此月 河内郡大室村の仕法顯著なるを以て村役人一同を名主關根彌作方に召集し

金拾兩づ、賞與す、村吏此の金を以て鐵鎌を買ひ二宮の二字を刻し村民に  
與ふ。

十二月四日 岡田佐平次相馬屋敷にて教を乞ふ。

十二月廿四日 宇津鉦之助報恩の爲め高百石(貢米百俵)永代寄進申出づべき文

書を送り來る。

相馬藩より日光興復事業中へ年々五百兩宛十ヶ年間加入申出あり。

此年 下館領内分度確立し仕法を行ふ。

六

六七

二月十三日 眞岡より召されて日光神領興復の命を受け門人を督し學生の力を

致さんとす。此時江戸に在り。

二月廿六日 日光奉行所手附に轉任を命ぜらる。

三月 谷田部侯金百兩を日光仕法金中へ寄附す。

四月十八日 先生病に罹る。小田原藩醫松本良庵診斷す。

五月廿七日 東郷に歸る。未だ癒えず、然るに此日より出勤す。

六月 ヘルリ來航す。

同 廿九日 未だ全癒せざれども推して出發し日光山に上る。

七月二日 神領内廻村を始め、三日栗山村檢分。

同 七日 長女文子死亡。物井村蓮城院に葬る。

		九月十六日 神領踏査中嫡子彌太郎と共に金藏坊に假居す、此日廻村中病再發し、宇都宮醫師厚木龍庵、及壬生藩醫齋藤玄昌來診す。
		九月四日 安居院庄七、岡田佐平治等日光旅館櫻秀坊に至り大道を授かる。此時佐平治竊かに先生を寫生す。
		十月四日 日光輪王寺宮殿下より御使を以て御重の内并に御酒下さる。
		此頃 病を冒して日光神領興復方案を立つ。八十九ヶ村、四千六十四町の内、荒地九百三十四町歩、而して定免なるにより分度仕法を講すべからず、依て助貸金制度を立て之を奉行所に上る。先生五千兩を獻じ、相馬侯五千五百兩を獻ぜんことを願出づ。
		十月十六日 病氣稍輕きにより一度東郷に歸る。
安政元	六八	二月廿三日 嫡子彌太郎尊行御普請役見習命ぜらる。
		八月四日 岡田良一郎入門す
		この年中先生病褥に在りても、日光御神領村々開發進捗、二月講村仕法開始す。
二	六九	三月十七日 河内郡徳次良、石那田堰普請檢分同郡仁良塚の岩崎長左衛門の請により田川の餘水を以て寶木新田灌漑の設計を授く後安政六年竣成す。

四月廿五日 今市の官舎新築落成し之に移轉す。

五月十一日

函館奉行堀織部正蝦夷開拓の事を申立て、蝦夷地實地檢分の上開拓仕法見込申上べき旨御勘定所より達しありたれども日光御神領仕法中手廻り兼ね且つ病の故を以て固辭す。

十一月十二日

仕法向丹誠奇特の思召にて日光法親王より羽二重二疋を賜はる

十二月末日

日記に「余が書翰を見よ」「余が日記を見よ」云々とあり。

三

七〇

二月 御普請役に進められ三拾俵三人扶持を賜る。

九月十五日

病勢再び募り齋藤玄昌診斷す。

十月十三日

病大に快き狀となる。

同 十九日

弟三郎左衛門來り訪ひ大に喜ぶ。

同 廿日

急變あり巳の中刻遂に起たず、(太陽曆換算十一月十七日)

同 廿三日

今市星顯山如來寺(淨土宗)境内に葬る。

法號「誠明院功譽報德中正居士」

同 廿六日

遺髪、遺齒を栢山善榮寺に送り祖先の側に葬る。

十一月 門人富田高慶報德記を著はす。

四

十二月三日

幕府二宮彌太郎(三十七歳)に命じて亡父金次郎跡を襲ぎ普請役に

			同 廿七日 仕法繼續を命ぜらる。
文久元年		七月廿三日 幕府二宮彌太郎(四十一歳)に命じて御普請役元締格を仰付く。	
		九月十五日 二宮彌太郎輪王寺法親王御日見え仰付らる。	
慶應二年		七月十九日 二宮彌太郎(四十六歳)小栗下總守に隨行して下總御料所新開見込 檢分仰付らる。	
明治元年		四月 幕府轉覆して神領舊復事業をなす由なく遂に其旨を分疏して致仕す時に 尊行年四十八歳。 中村藩主之を聞き使を遣して之を聘し磐城國行方郡石神村に居らしむ。 五月廿三日引越。	
四年		七月一日 先生夫人波子刀自殺す、享年六十七歳	
		八月 福山澗助等遠談社を創立す。	
		十二月朔日 二宮彌太郎尊行病歿す、享年五十一歳、石神村に葬る。	
五年		相馬藩舊知事尊行を誼して良淑先生と稱す。	
		此年 富田高慶仕法復興採用を首唱し方法始末を具して中村藩に引き繼ぐ磐前 縣之を繼承し開墾助貸の二法行はる。	

九	年	十一月十二日 岡田佐平次等濱江國報德本社(後の大日本報德社)を濱松町に創立す。		
十	年	七月 先生の孫尊親等興復社を創始し高慶社長となり尊親副社長となる。		
十	三	年	此年 政府三代の功を賞し尊親に金百圓を賜ひ高慶を正七位に叙し並に金帛を賜ふ。	
		十月 相馬充胤「報德記」を宮内省に上り天覽を賜へり。		
十	四	年	政府は無利子金壹萬五千圓を貸與し興復社の事業を補助す。	
廿	年	八月十四日 福住正兄其の著「二宮翁夜話」を宮内省に上り天覽の榮を待たり		
廿	三	年	富田高慶歿し、尊親興復社長となる。	
廿	四	年	十一月十六日 特旨により二宮先生に従四位を贈らる。	
廿	五	年	三月「大日本帝國報德」の創刊。三十六年九月終刊。	
廿	七	年	四月十四日 小田原報德二宮神社遷宮鎮座式を舉ぐ。	
廿	九	年	興復社の事業を北海道十勝國中川郡に移す。	
三	十	年	十一月十四日 今市の報德二宮神社遷宮鎮座式を舉ぐ。	
三	十	一	年	十一月二日 今市の報德二宮神社に尊行及富田高慶を合祀す。
三	十	三	年	六月九日 今市の二宮神社縣社となる。



三十五年	雜誌「大日本報德」の前身「報德學友會報」の創刊。
三十九年	一月 報德全書謄寫著手。同四十年十一月完成す。
	十一月 東京に於て先生の五十年祭を舉行す、次で中央報德會組織成る。
	十月十日 小田原の二宮神社縣社となる。
	此年 報德會は雜誌「斯民」を發刊して報德主義を鼓吹せり。
四十年	八月 <sup>四三</sup> 日 神奈川縣小田原町縣立中學校に於て報德講演會を開き全國の名士集るもの二千餘名以來各地に同様の舉あり。
大正十三年	四月十四日 小田原町報德二宮神社に於て全國報德社大合同の奉告祭を執行し爾來全國の報德社は、大日本報德社を以て本社とす。
昭和元年	十一月十七日 東京市日本青年館に於て七十年祭を舉行し、且つ「二宮尊德全集」公刊の企を發表す。
五年	五月三十日 大日本報德社に行幸あらせらる。
六年	四月十四日 濱松市に於て全國報德社員大會を開催す。
七年	二月 二宮尊德全集刊行完了す。
八年	二月一日より三月十五日まで第一回國民生活建直し指導者講習會開催。 十月十六日より十一月三十日まで第二回國民生活建直し指導者講習會開催。

<p>九 年</p>		<p>二月一日より三月十五日まで第三回、六月九日より廿日まで第四回、十月一日より十一月十五日まで第五回講習會開催。</p>
<p>十 年</p>		<p>二月一日より三月十五日まで第六回講習會開催。</p>

## 述作由來

二宮先生に關する著作の多いことは、第二十章に述べた通りである。殊に多いのは傳記類である。而して余は既に「新報徳記」を著したから、最早余の手を入れる餘地はない。然るにこれ等類書は殆ど悉く「二宮尊徳全集」刊行以前のものである。余の新報徳記もその例に洩れない。今にして思へば當時全力を傾注したりと信じつゝ筆を執りたるものも、眞の先生を傳ふものとしては粗雑に過ぎ、その書によつて先生の事業の要を掴まんとするも到底漠然たることのあるを免れない。既に富田先生の報徳記がある。これに由るを至當とするが如くである。唯報徳記は年代と仕法事業の計數とを省略し一氣以て先生を髣髴せんとせられたので、先生の傳記に關する事業内容調査に關し望蜀の念は禁じ得ないであらう。故に報徳記と別の意味に於て他の多くの傳記が著はされたと見るべきである。

余は二宮全集編輯に際し、各冊の解説、各卷の解題を敘述しつゝある間に、この短篇を集めて大成すれば、或は二宮先生の事業を概觀するに足るべきものを得べきかと考へた。時々この意に基いて「新二宮先生傳」の名の下に之を雑誌「大日本報徳」に掲載した。それは昭和六年一月からである。爾來毎月一章或は一節、今十年四月に至るまで四年四ヶ月を要した。併しその筆録に際し最初は全集

編輯の爲、後には更生運動の爲、殆ど毎回二三日の單時間に擲書たくりきで通した。年月は費したが推敲は意り勝であつた。これを集めて公刊するには誠に忸怩たるものがある。特に妥當なる熟語と練成された文句によつて眞實相を表明するに甚だ遺憾なる點が多い、何人が國語に精通した文士の校閲を経たらばと考ふるもその機會なく、僅に改削したるのみ。唯信ずる所はその事實に就ての確實性である。

内容は全部「二宮尊徳全集」に基き、その對話の内容は書翰、仕法書を譯し、「報徳記」はその要を對話譯したが、今後更に推敲の必要がある。一般の傳説は余が實地に攻究した二三の外は採らないこととした。「報徳記」の記事も全集に合致しないのは全集に由つた。即ちこの一卷は二宮全集を中心として先生の生涯を概説したものである。故に若し従來の所説と合せざる所あらば、この方を採擇せられんことを希望するものである。併し事業の概要を敘述するを眼目とした爲に、一讀卷を擧るなどといふ青年讀本とはならないから、初心の青年は先づ「新報徳記」を一覽の上「報徳記」を讀まれ次で本書を緋かれたならば會得し易いであらう。若しそれ一村一郷の復興、一家一村の更生、町村の開發又は創建など、大凡憂國の念黙もくし難く、必成の方途を攻究し實行せんとする諸君は、一章一節再讀會得せられて何物をか把握せられたならば、これを索引として「二宮尊徳全集」に向つて沈思靜讀攻究せられんことを望むものである。

余は幼より困窮に育ち、祖先の資財は散じて迹なく、負債のみを相續して之を償却し、他の一家一

村の仕法に従事しつゝある。今にして余の困窮に育つた生活が報徳仕法に興味を持し、一家一村建直しの方策を諒解し易かりしことを感謝するものである。余の境遇が先生の境遇に類似し、幸に余の後半生を報徳推譲の道、日本精神の高揚に全力を致し得ることを怡悦するものである。本書の那邊に余の生活経験によつて立證し得た報徳の功顯に關する確信を持つることが表現すれば、後に學べる、青年諸君に向つて、確信を以て報徳生活様式を推稱した理由も明かになつて、隨つて本書を出版した意味をも諒とせらるゝであらう。

時恰も先生の八十周年、櫻町仕法の第二期完了より百年、先生誕生より百五十年に際し、本書を公にしたるは、聊か報恩の意味を表せんとするものである。初版刊行の後、篤志者あつて内容并に辭句に關し、注告を惠まるゝあらば、喜んで修訂を怠らざるものである。

(亡父の命日に際し、家族の看經の聲を聞きつゝ記す 昭和十年五月廿六日)





昭和十年六月十日印刷  
 昭和十年六月十五日發行  
 昭和十一年四月十三日再版  
 昭和十一年八月十三日四版  
 昭和十二年八月二十五日五版  
 昭和十三年九月二十五日六版  
 昭和十四年五月十五日七版  
 昭和十五年四月五日八版

二宮尊德傳奧付

定價 貳圓參拾錢

著者 佐々井信太郎

東京市京橋區京橋三ノ四

發行者 鈴木利貞

東京市小石川區久堅町一〇八

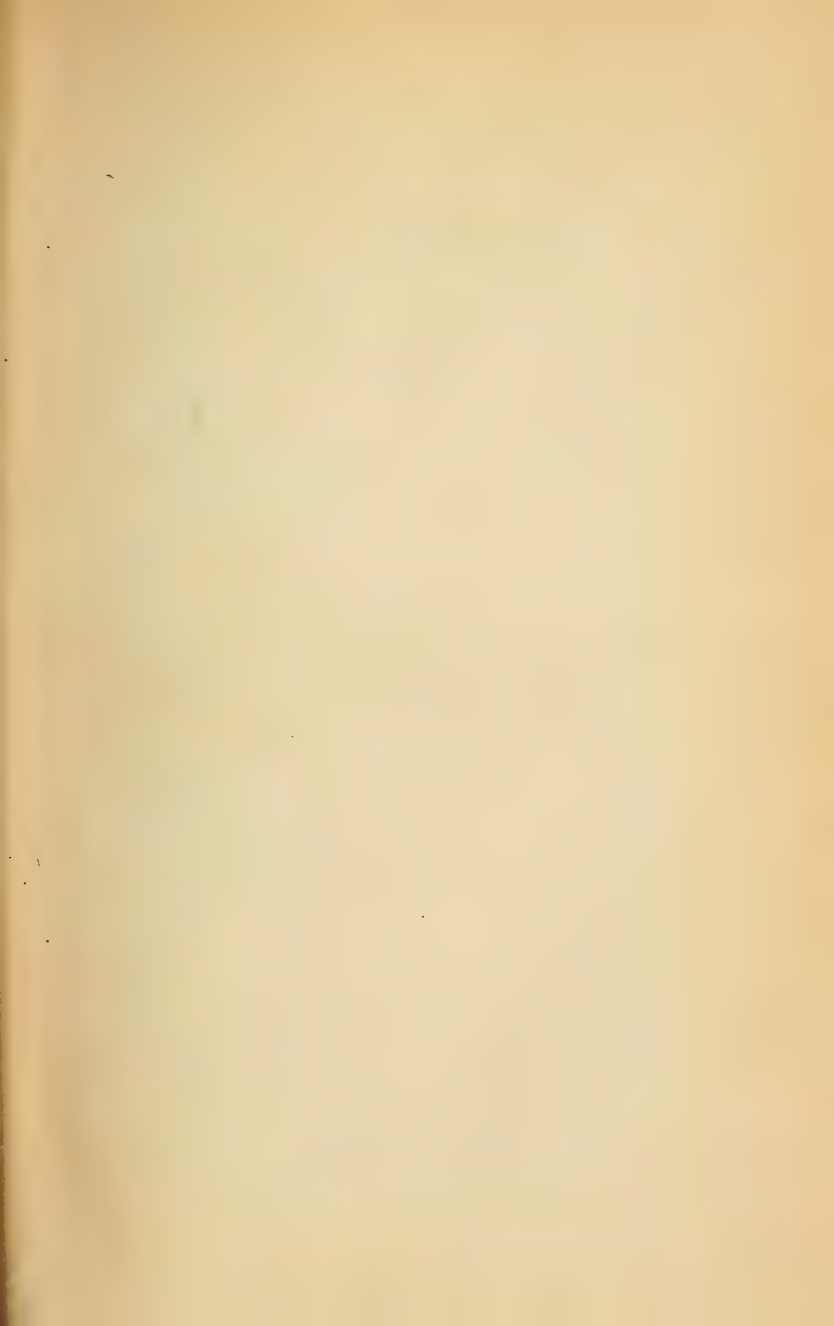
印刷者 島 潔

東京市京橋區京橋三ノ四

發行所

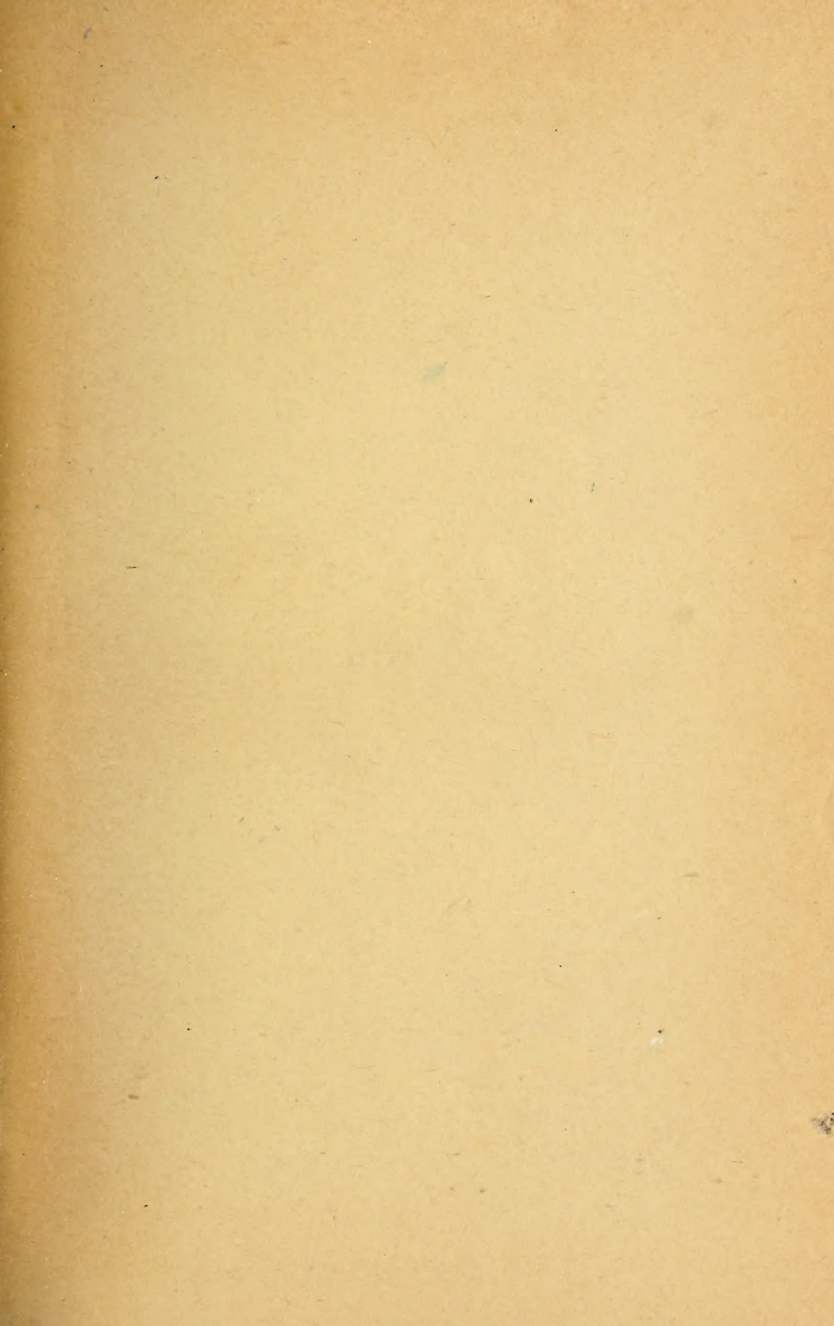
株式會社 日本評論社

電話一六一九一・六一九二  
 京橋一六一九三・六一九四  
 振替 東京 一六



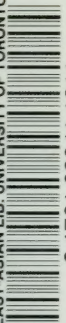








EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03041 1011

